風雪の紋

栗生楽泉園患者50年史

あなたは、ハンセン氏病の歴史をご存じですか？
偏見と差別によるその“世界”で、患者たちは悩み、苦しみ、数々の犠牲をともないながら、たたかい、そして生きてきたのです。
本書は、その生と死の証しとして、患者自らが綴った告発史です。

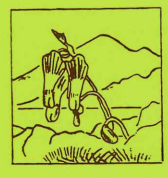

風雪の紋

栗生楽泉園

この『風雪の紋』を一人でも多くの方々に読んでいただき、ハンセン氏病患者の辿った苦節の数々とその日々の如何に長かったかを改めて知っていただきたいと思います。

歴史家　萩原　進

この書は、無関心であった多くの社会人に対する告発の書である。この書によって一人でも多く偏見と誤解を矯め、不幸な人びとへどう対処するかを考える契機になることを信じ、ご高読を切におすすめしたい。

●定価　二、五〇〇円

栗生楽泉園
患者自治会　編

□本書を推せんします□

元群馬県知事　清水一郎

この『風雪の紋』を一人でも多くの方々に読んでいただき、ハンセン氏病患者の辿った苦節の数々とその日々の如何に長かったかを改めて知っていただきたいと思います。

歴史家　萩原　進

この書は、無関心であった多くの社会人に対する告発の書である。この書によって一人でも多く偏見と誤解を矯め、不幸な人びとへどう対処するかを考える契機になることを信じ、ご高読を切におすすめしたい。

●定価　二、五〇〇円

風雪の紋

栗生楽泉園患者50年史

風雪の紋

栗生楽泉園患者自治会編

風雪の紋

栗生楽泉園患者50年史

風雪の紋

栗生楽泉園患者自治会編

栗生楽泉園
患者五十年史

風雪の紋

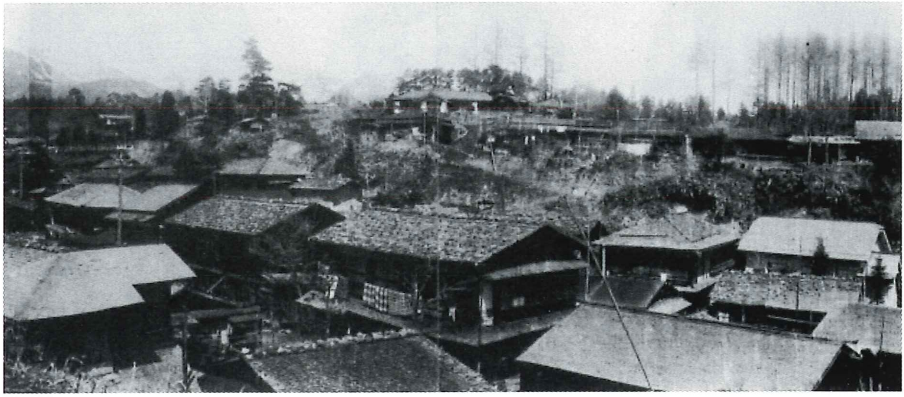

湯之沢部落全景（昭和２年６月）



御座の湯（湯之沢部落中央の共同浴場）



白根山噴火（昭和７年10月１日）



三上千代



服部けさ



コンウォール・リー



バルナバ医院
湯之沢部落住民の医療の場としてコンウォール・リーが建て、服部、三上が診療にあたった。



鈴蘭医院（大正13年服部、三上によって開かれた。）

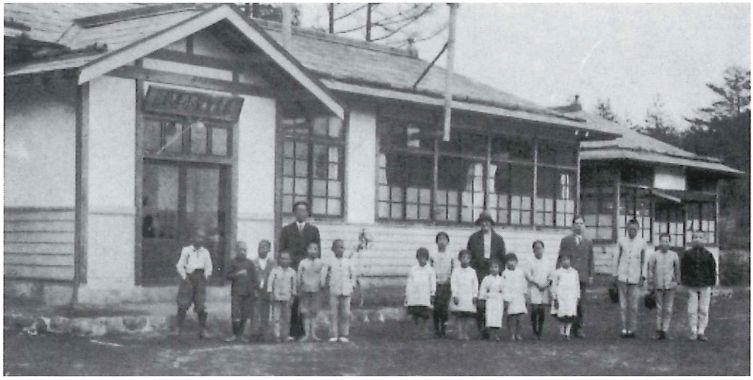

聖望小学校
コンウォール・リーにより設立された病児の教育施設。

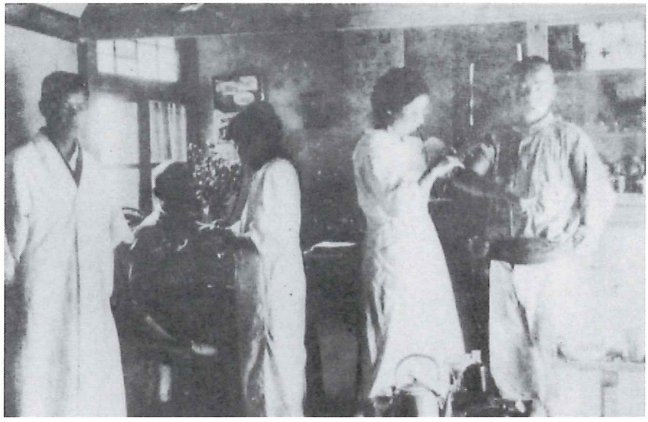

バルナバ医院診療風景



昭和11年らい自由療養村建設期成会決起大会（湯之沢）

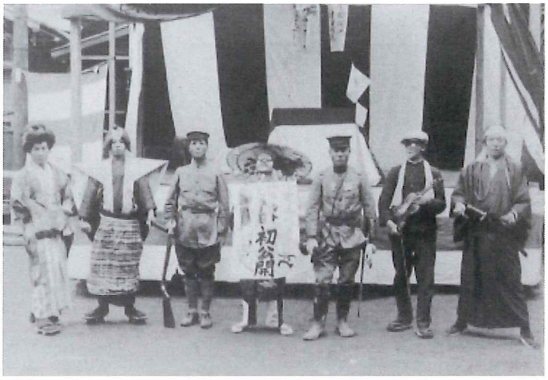

湯之沢部落素人演芸大会
中央江川健一郎（江川楽泉園入所後演芸部を起こす。）



栗生楽泉園全景（昭和56年撮影）

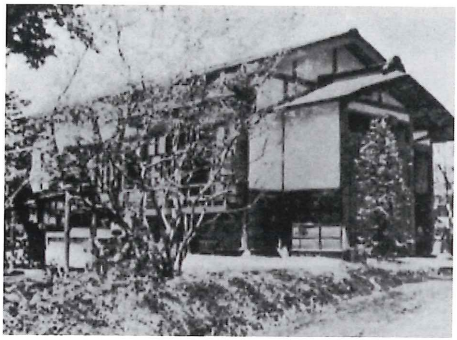

有資力患者を対象に建てられた独立家屋
（自由地区）



開園当時の医局（昭和７年）



旧不自由者棟



所内火葬場
（昭和39年草津町火葬場へ移るまで使用）

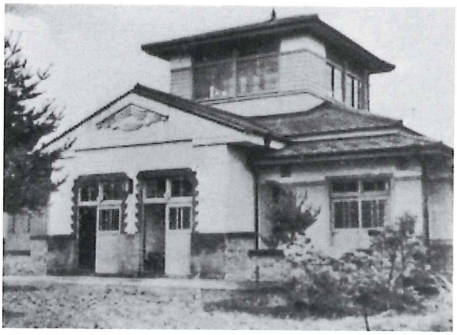

開園時に建てられた患者浴場



特別病室跡（重監房）

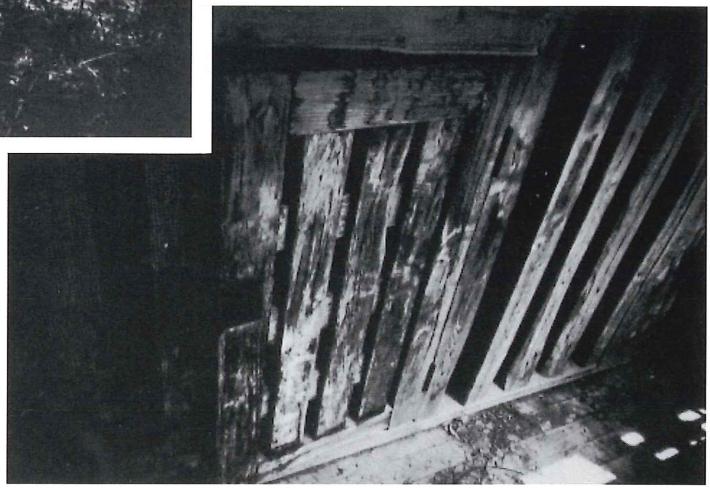

所内監禁所独房
栗材の柱そのまま使用、
内部壁は鉄板張り。

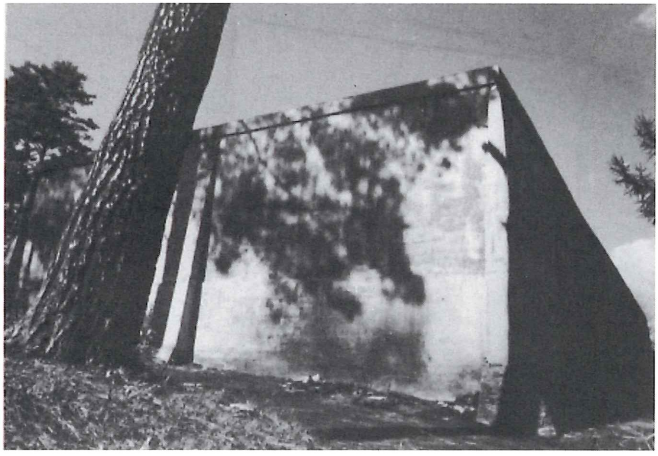

療舎にさきがけて建てられた所内監禁所（昭和８年）



炭背負い患者作業　近村の炭窯から園までの奉仕作業とは別に割当配給作業。

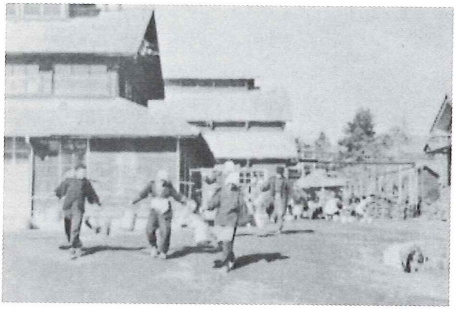

食搬作業　天秤棒による患者作業。雪道、泥んこ道に苦しんだ。



綿打工場　ここで療友の一人が事故死した。

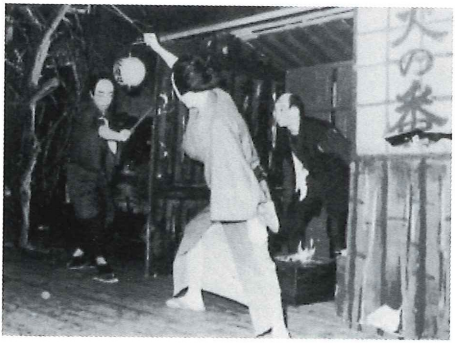

患者演劇発表会

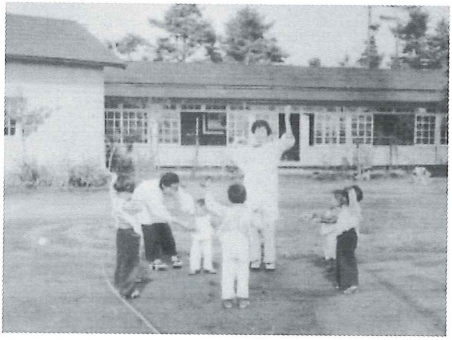

保　育　所　かつてこの保育所で子どもたちは、飢えと寒さに苦しんだ。

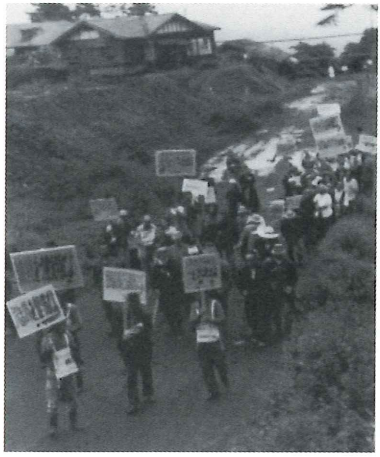

事務本館へのデモ行進（昭和28年）

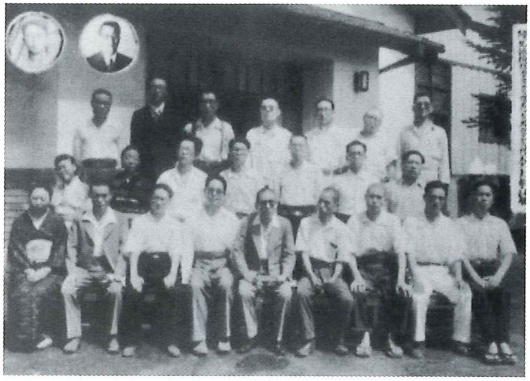

敢然と「人権闘争」に起ちあがった実行委員たち
（昭和22年）

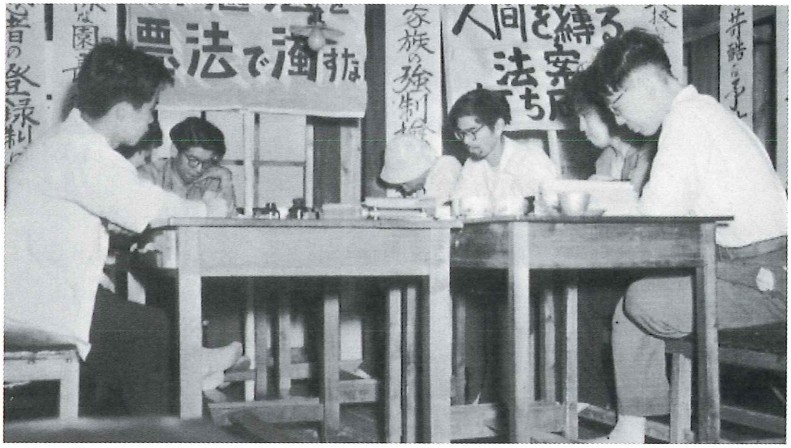

「らい予防法闘争」栗生支部実行委員会事務所（昭和28年）



不自由者棟食事介助



病棟看護職員化となり、はじめて看護婦の食事介助を受ける。（昭和29年）

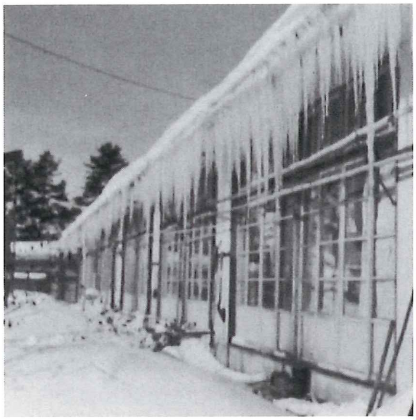

暖かい日が続くとつららが太る。



納　骨　堂　開園以来の物故者1,446柱が眠る。（昭和57年５月末現在）



新　治　療　棟

本書をこの地に逝った多くの療友に捧げる

発刊のことば

栗生楽泉園
患者自治会会長　藤田三四郎

栗生楽泉園創立五〇周年にあたり、私ども自治会はその記念事業として、患者五〇年史『風雪の紋』を、ここに発刊いたしました。

当園は、昭和六年設立の長島愛生園に次いで、翌七年、国立としては二番目に開設をみた療養所ですが、しかしそれ以前の全生病院など連合府県立の療養所や、また同じ国立の愛生園とも、だいぶ異なった性格をもって開かれたのでした。

第一には、明治二〇年以来草津町湯之沢に存在していた患者部落を、当園の開設によって解散に追いこむということ。

第二には、その湯之沢部落から患者を移転させる方法の一つとして、有資力患者のための「自由地区」制度を設け、また患者隔離の柵や塀をめぐらさなかったこと。

第三には、旧らい予防法に基づく「患者懲戒検束規定」により、早くから所内に設置された監禁所とは別に、昭和一三年、全国の患者を対象とする重監房＝「特別病室」が設置されたこと。

これらのことからも、当園の患者が辿った道程は、他園に類例のないものが多くあります。それだけにまたハ氏病行政と患者の関わりをみる場合、きわだって特徴的であり、典型的であるといえるでしょう。

そうした歴史の歩みを明らかにしたいとする編纂委員会の意向により、本書には「前史・湯之沢部落」の稿を設けました。したがって、五〇年史というよりは、むしろ〝一〇〇年史〟とよぶべきかもしれません。ぜひこの点を加味されて、ご一読いただければと存じます。

今日ハンセン氏病は、医学の進歩によって治癒するようになり、もはや特殊な病でなく一般的疾病としての認識が、しだいに確立されてきております。そして今日では新発患者はほとんどなく、社会復帰者もすでに数多く送り出して、当園の入所者は、自然老齢化をすすめる状況にあります。現に本年三月で、その平均年齢は六三歳以上に達しています。

私ども患者自治会は、そうした実情をふまえ、とくに成人病対策を含む医療のいっそうの充実を求めて運動を進めていますが、同時にいまなお残るハンセン氏病にたいする社会的偏見・差別の問題についても、より運動を推進する必要があります。私どもは本書の発刊が、その面で大いに役立つものと信じ、一人でも多くの方々が、この『風雪の紋』を手にされるよう願ってやまない次第であります。

なお本書発刊にあたっては、県藤楓協会のご高配と、園内外の厚いご協力をたまわり、ここに、あらためてお礼申し上げます。

また、編纂委員各位の労にたいし、ふかく感謝の意を表するものです。

一九八二年五月

目次

発刊のことば　栗生楽泉園患者自治会々長　藤田三四郎

前史　湯之沢部落
1　はじめに―草津温泉とらい―　2
2　湯之沢部落開村　7
3　「自由の別天地」　14
4　ベルトラン来草　20
5　「らい予防法」成立への道　26
6　二つの請願書　30
7　湯之沢こぼればなし（患者略奪、他）　36
8　コンウォール・リー　45
9　三上千代と鈴蘭園　54
10　谷間にて　63
11　宿屋組合のことなど　68
12　組織と行事　78
13　湯之沢部落解散　87

第一章　開かれた移転地
1　楽泉園開設へ　104
2　初の入所患者と職員たち　109
3　開園当時の患者の生活　113
4　外島患者受託　117
5　五日会誕生　122
6　入園のすすめ　126
7　保育所と分教場　132
8　江川健一郎と演芸部　135
9　夏海八郎と音楽部　139
10　「特別病室」の設置と経緯　141

第二章　抑圧の日々
11 加島正利 154
12 本妙寺から来た人たち 157
13 古見嘉一と霜崎清 162
14 歩いた話（高橋夢一、他） 165
15 所内生活 176
16 児童患者と望学園 189
17 17年事件 193
18 幻の服部記念館 200
19 強制収容・強制労働 205
20 耐える 214
21 飢えと死と 219

第三章　人間回復へ
22 五日会役員一新と諏訪の原開墾 224
23 総和会誕生と隠匿物資 227
24 悲惨！保育所児童 230
25 人権闘争（一）～（十） 236
26 療養生活改善同盟と小川執行部 265
27 納骨堂のことなど 269
28 プロミン獲得運動 271
29 一・一六事件 277
30 下崩える 292
31 予防法闘争（一）～（六） 295
32 第二回支部長会議 323

第四章　尾根を吹く風
33 明日を拓く 330
34 相次ぐ職員汚職 333
35 バスレク 335
36 看護切替えと労務外出 339
37 慰安金から年金・自用費まで 342
38 宮下事件 347
39 転換期よりの出発 352
40 文化活動のあゆみ 358
（文化団体小史、教養大学講座、高原誌）

年表 399

資料 493

あとがき

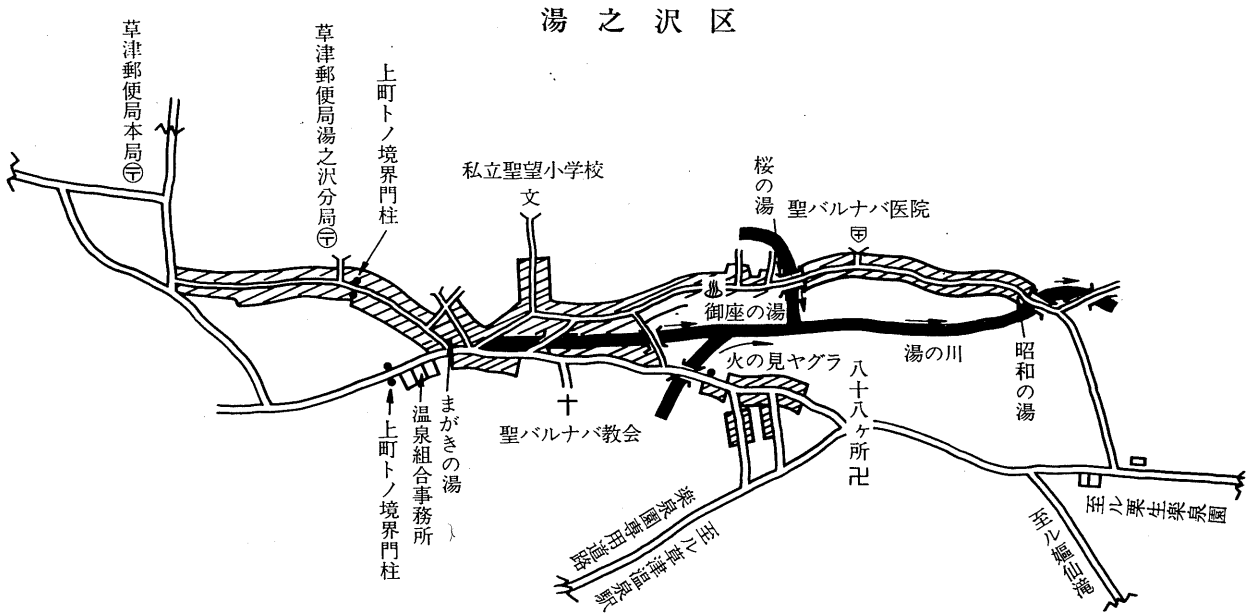
湯之沢区
草津郵便局本局〒
草津郵便局湯之沢分局〒
上町トノ境界門柱
私立聖望小学校
文
桜の湯
聖バルナバ医院
御座の湯
湯の川
昭和の湯
火の見ヤグラ
八十八ヶ所卍
まがきの湯
温泉組合事務所
上町トノ境界門柱
聖バルナバ教会
十

前史　湯之沢部落

明治20（一八八七）年～昭和17（一九四二）年

1 はじめに

——草津温泉とらい——

草津町に草津山光泉寺と号する寺がある。この寺が所蔵する古文書『上野国吾妻郡温泉由来』によれば、建久8年(一一九七年)、源頼朝が浅間山麓の三原野で小鷹狩をした所、ふしぎな童子の示現によりこの地に温泉を見つけたとあり、「草をかりて津ひ出し地なればとて、此所を草津と名付」け、そのとき頼朝が坐った盤石を御座の石、湯は御座の湯と称ぶようになったとし、また頼朝にこの湯を示現した童子こそ薬師如来の権化にして、「薬師如来の誓願は、盲聾瘖痘率躄背繕白癩癲狂、其外種々病苦あらむをも救ひ給はん誓ひなれば、此湯に洩る事あらじ」と記されている。

年時は正治2年(一二〇〇年)、したがって今から七八〇年余も昔の文献といわれているが、郷土史家の萩原進は「おそらく近世に入ってから作られた縁起であろう」と指摘している。

このほか草津温泉の開湯譚には、日本武尊、行基菩薩などの伝説があるが、ともあれ草津温泉は、古くから世の諸病とともに「癩」にも効くとされ、いわば〝霊泉〟としてその名が高かったようだ。

草津は、鎌倉時代地侍の湯本氏が統治し、室町時代には越後上杉氏、次いで甲斐武田氏の支配を経て、やがて豊臣秀吉によって天正18年(一五九〇年)戦国時代における海内統一が一応成った後は、上野沼田真田氏の所領下におかれた。とくにこの時代は相次ぐ戦乱で負傷者が続出し、その治療のため湯治に来草する者が多かったようだが、草津入湯の歴史をみると、当時とくに豊臣秀吉とその一族、武将などの入湯が際立って多いのに対し、東国にあってむしろ草津に近い筈の徳川家康をはじめその一族が、ほとんど無縁だったことに注意をひかれる。もちろんそれは、真田氏が豊臣方に肩入れしていた関係から、軍事や交易上の事情もあって、東国よりはとかく往来のしげかった西国方面に草津温泉についての宣伝が傾いたためとみていいだろう。

ところで信濃上田の真田幸村と並び賞される豊臣方の有名な武将に、越前敦賀の大谷吉継がいる。彼がらいをわずらっていた話は広く巷間に伝えられているが、その吉継も、文禄3年(一五九四年)に草津に入湯している。このことは、越後上杉氏の重臣直江山城守あての吉継の書状に認められる(中沢温泉研究所刊『温泉草津史料』)。それによると、吉継の湯治は眼病のためとうかがわせるが、しか

し他の文献から推して、吉継がらいの治療目的で湯治していることはほぼ明らかであり、したがって彼の書状にあるその眼病は、おそらくらい性のものではなかったかと考えられるのである。

慶長5年（一六〇〇年）関ヶ原の戦で吉継は戦死し、また元和元年（一六一五年）大阪夏の陣をもってついに豊臣は滅び、幸村もこの戦で戦死する。かくして徳川家康が時代の実権をにぎり、幕府を江戸に開くことになるのである。なお幸村らとは反対に、徳川方に与することで辛ろうじて命運を保った上野沼田の真田氏は、その後五代六十六年間にわたって存続するが、やがて天和元年（一六八一年）の改易で廃絶する。またこれより先きの寛文5年（一六六五年）、実に中世末期からの長い間真田氏に任えてきた湯本家（知行八百石）が、当主湯本図書に跡目なしとの理由で、主君真田の手により断絶させられていた事情もあって、以後草津は、幕府直轄の天領として代官による支配の下におかれるのである。

一方こうした時代権力の変遷を経ながら、草津温泉は数多くの民衆に愛され守りつづけられてきた。そしてとくに江戸時代に入ってからのその繁昌ぶりは、「草津千軒江戸構え」とうたわれるほどに栄えたのである。

草津の民衆の湯（共同浴場）は、古くから五湯があげられている。元禄年間（一六八八～一七〇三年）に書かれた『吾妻郡略記』では、その五湯を、頼朝伝説の「御座の湯」、岩石からあふれ落ちる「滝の湯」、湯質が和な「綿の湯」、鷲が矢疵を癒したという「鷲の湯」、脚気に効くという「かっけの湯」としているが、宝暦年間（一七五一～一七六三年）以後の文献には、かっけの湯が「熱の湯」と名が変り、たむし水むしの湯が「かっけの湯」とよばれるようになり、これに木曽義仲の守本尊を祀るという地蔵堂ゆかりの「地蔵の湯」が加わって七湯とされている。そして当時の効能書をみると、このうち御座の湯と滝の湯は「癩」に効くとし、熱の湯、鷲の湯は「諸病に入ってよし、但癩病の人には甚よ路しからず」とあり、つまりこれを裏返えせば、草津温泉には、その頃すでに比較的多くのらい患者が湯治していた事実を物語っているといえるだろう。

では、そうした患者たちが、草津での湯治をどのようにしていたのであろうか。

天皇中心の奴隷制国家から、武家政治による封建制への移行と発展にともない、草津温泉への関わり一つとってみても、その階級的支配はいっそう強まっていった。まして温泉は、当時唯一の医療施設ともいえるものだったし、しかも諸病の効能が最も顕著といわれた草津温泉だけに、その利権は非常に大きかったにちがいない。

草津という土地を直接治めていた湯本一族の中で、軍団から離れた分族が町人階級に転身し、草津温泉の経済的支配権を確立していったのは、豊臣秀吉による海内統一が成った天正18年（一五九〇年）頃からであったといわれている。そして湯本本家が断絶した後は、当然のことながら、なおのこと温泉経営に比重をかける結果となった。なかでも分族の湯本三家（湯本安兵衛、平兵衛、角右衛門）が湯守としての特権を手にし、それぞれ大屋と称する湯宿を構え、所有する部屋数は実に数百にも及んだという。またそれら湯宿には源泉より湯樋で内湯を引き込み、さらに民衆の共同浴場にまで幕を張って仕切りをつけ、時間だけ専用で使用する「幕湯」や、湯壺をかこって特定の者に貸し切る「囲い湯」の制度を設けるなど、温泉の独占化を強力にすすめたのである。もちろん幕府は、湯本三家から多額の地子代（屋敷年貢）を上納させることで、これを許していた。

しかしこうした抑圧に堪えかねた村方（百姓）は、正徳3年（一七一三年）幕府の役人が村の状況を見回りにきた時、惣百姓から、その巡見役に訴状を差し出している。訴状の主な内容は、①内湯の湯樋は常掛けではなく掛けはずしにしてもらいたい、②村の関所手形の発行が難しすぎるのでもっと簡素化してもらいたい、③温泉管理のための納め金の使用内訳を百姓にも明らかにしてもらいたい等というものだったが、村方はこの訴状の中で、「湯本三家では、今まで村にあった癩病人の湯坪を、内滝（内湯）の支障になるので勝手に取りこわした」と、とくに一項を設けて湯本三家の非道を糾弾している。ということは、少くとも正徳以前には草津温泉にらい患者専用の浴舎があったことになる。訴状は江戸町奉行の裁決を受けたが、結果は完全な敗訴に終り、翌正徳4年（一七一四年）に追訴するが、これも敗訴している。

専用浴舎を取りこわされた患者たちは、以後一般の人びとに混って入湯することになるのである。安永9年（一七八〇年）夏、草津温泉を訪れた江戸の儒学者平沢旭山は、滝の湯でのらい患者の入湯の様子について、『漫遊文草』の中でこう記している。「この湯、癩を治するに名あり。故に四方より来聚して、殆んどその穢に堪えず、但し飛瀑川の如く暫くもその穢を容れず、人これを以って厭わず。然れどもこの疾いついに癒えず哀むべきにあらずや、ただ腐爛の者は瀑についてその穢を洗い、僅かに日を延ぶべきのみ。その深き者は、頓に命の期をはやめ、この故に毎歳この土に客死する者、数十人を下らずと云う」（原漢文）。

また天明4年（一七八四年）、松代藩士が書いた『草津湯治』によると、「こうした患者たちのために草津の入口新

田町には旅舎が建てられており、七日一廻りの湯治が七十二銅である」と記されている。このほか、慶応元年（一八六五年）に二回目の来草をしている国学者堀秀成によって書かれた『草津繁昌記』に、次のような内容の記述がある。「草津で〃おあまり〃というのは乞食のことである。朝夕昼の飯が終ったと思う時分、表の道を五十人、六十人の乞食が一列に並んで、戦の軍立ての、道押しというもののように、ねり歩くのである。他の国のように軒ごとに立って物乞いするのと違って、大路の中を大声をあげて『おあまり、おあまり』と叫びながら通るので、〃おあまり〃とよんだのであろう。みな客のあまり物を乞う椀をもち、並んで行くのを見ると、目くらの大坊主・鼻かけの婆ア・瘡っかき・片目・顔のくずれた坊主・いざりの老入道など、さながら百鬼夜行の図を見るようである」。文中に直接「癩」の名をあげてはいないが、この〃おあまり〃の群は、大部分らい患者と想像できなくはない。

さて、衆知のとおり、草津は群馬県西北部の山岳地帯、白根山を間近かに仰ぐ標高一二〇〇mの高原に位置している。したがって冬期間は厳しい寒気と降雪に見舞われ、交通機関の発達をみなかった時代には、まさに陸の孤島と化した。そんな寒冷地の諸条件から生れたのであろう、草津には「冬住（ふゆずみ）」というしきたりが古くからあった。冬住とは、冬の到来を前に温泉でのすべての暮らしを閉ざし、人々は草津高原の麓の村々に引き上げて、春が来るまでそこで過ごすという生活習慣のことである。室町時代の文献『塵塚物語』の中にすでに草津でのこの風習が誌されていることから推して、それは草津開湯時よりのものと考えられる。いわば草津の冬の自然の厳しさに、人々は暮らしを拒まれ、麓へと追いやられたのである。同時に冬の自然への畏怖が、冬住は山の神々の参会をさまたげないためとの民俗ともなった。ともあれ、このような冬住という行いが日本においては珍らしい風習だったとみえ、このことはさまざまな古文書に書きのこされているが、それらによると、元文5年（一七四〇年）〃郷例〃としてこれを取りきめたとあり、宝暦5年（一七五五年）の『草津薬泉之記』には、冬住開始の日取りを例年10月8日の薬師縁日以後、また4月8日の同じく薬師縁日を以って山開きするとある。ところで、冬住のため人々が去った後の草津温泉に、らい患者が湯治を求めた記録が今にのこっている。

天明6年（一七八六年）9月、上州吾妻郡草津村村役人あてに、美濃国下志村の名主、年寄、百姓代表連名によって差し出された文書がそれである（草津町刊『草津温泉誌』）。すなわち、草津村取りきめの冬住条項中「登り前湯治人参候」にもとづく願書であり、その内容は「下志村庄

田玄庵の娘ちやが癩病のため草津温泉に湯治しているが、容易に癒らないので、冬住期間中に入湯させてほしい」というもので、他にも冬住入湯を願い出た文書があるが、このように「癩病」を明示しての願書はやはり少ないようだ。だがこの期間の湯治は村の取りきめによって冬住の村落からの通い入湯とされていた関係から、実際問題二里半（約一〇㎞）以上もある冬道の通いは到底無理だったろうとする見方がなされ、結局冬住入湯は文書だけに終り、実行されなかったのではなかったかといわれている。また冬住入湯が現実にあったとすれば、通いが困難という同じ理由から、ついにはその取りきめを破って、無人の草津にひそかに宿り、孤独と寒さに耐え、さらに山の神々の参会におびえながら入湯せざるをえなかったのではあるまいか。

しかし、もっとむごい話がある。当園患者の山本よ志郎・加藤三郎共著『御座の湯口碑』によれば、明治のはじめに草津に来たという老婆が語り聞かせたとして、「村人が冬住のため草津を下る際、らい患者で病気が悪くて家に帰れないもの、仕送りのないものは、まだ息のあるものでも、湯之沢の骨ケ原とよぶ谷へ人夫を頼んで捨てさせた」とある。いずれにせよ、らいの治癒をねがうあまり、草津の湯を霊泉と信じて、一途に入湯しつづけた患者の悲惨な姿が偲ばれてやまないのである。

この冬住のしきたりも、明治に入ってようやく終焉をとげる。明治13年（一八八〇年）に書かれた大槻文彦の『復軒日記』に、「近き頃は種々に工夫し、氷豆腐、氷餅、氷蕎麦切、轆轤挽の細工などにて冬の間業とし、殊に数年来は馬鈴薯を盛んに植え、葛粉を製する如く粉を製して、滓にて焼酎などを醸し、種々産業を起こし、これにて今は冬も百余戸は地に留る」とあって、この時代からしだいに冬住する者が少くなっていることを伝えている。また草津教育委員会刊『草津郷土誌』には、「古来旧暦十月八日ヲ以テ家ヲ鎖シテ山下ナル小雨村、前口村ノ内ヘ冬住ニ下リ、翌年四月八日ニ上リ来リ営業ニ従事セシガ、（明治）三十年ヨリ今ノ様ニ冬モ住ムコトニナレリ」とし、古くからあった冬住の慣行が失われたことを記録している。

しかし、この冬住の習わしが失われる最も直接的なきっかけは、やはり明治2年（一八六九年）に草津温泉街のほとんどを焼きつくした大火であろう。このため江戸時代以前から権勢を誇っていた湯本三家をはじめ、多くの旅館主が財産をなくし、復興資金の工面にやむなく冬住する住居等を売りはらって、冬期間も草津に住みつくようになったからだと伝えられている。

2　湯之沢部落開村

ここで、らい（ハンセン氏病）患者による湯之沢部落が、いったいどのようにして生まれたかについて述べるわけだが、その前に部落開村に到るまでの歴史的経緯に関して、もう少しふれておきたいとおもう。

草津温泉の湯守（ゆもり）として権勢を誇った湯本三家の一人十代目湯本平兵衛が諸事をつづった『よろづのひかえ』によれば、明和8年（一七七一年）から慶応3年（一八六七年）までの九八年間の浴客数の最高は安政2年（一八五五年）の一万九〇四四人（延人員）で大体において年間約一万一〇〇〇人の浴客があったことがわかる。延人員とはいえ、半年間の冬住を過ごした後の入込み客であることを考えあわせると、例年一万一〇〇〇を越える湯治客があったというのは、草津温泉がいかに繁昌していたかを、十分うかがい知らしめる数といえる。

天明3年（一七八三年）、草津から一望できるごく身近かな浅間山の大噴火、そして同7年（一七八七年）の全国的な大飢饉などで、一時は草津温泉への湯治客も減少するが、ふたたび世相が落着きをとりもどすと、また繁昌するという状況がつづいた。しかし幕末から維新にかけての動乱は、さすがに草津湯治客を激減させた。前出の『よろづのひかえ』によると、慶応元年（一八六五年）の客数一万一三九〇人が、同2年には四〇八二人、同3年四六二七人と、その著しい減りようが記されている。

慶応3年といえば、この年10月に徳川慶喜が二六〇年余にわたる江戸幕府を閉じて大政奉還をしており、したがってそれまで天領（幕府領）だった草津は、慶応4年（明治元年・一八六八年）4月安中鎮撫所の所管となり、同年6月安中鎮撫所廃止にともない岩鼻県に移管されている。

こうした維新の動乱とともに草津温泉を直撃したのは、前稿でもふれた大火だった。年号が明治に改められた翌2年（一八六九年）、長い冬住が終って明日が山開きという4月7日の朝、草津は失火が原因で村の中心街を殆んど焼きつくしてしまった。この大火によって、古き草津もまたようやく終焉をむかえるのである。岩鼻県令の小室信夫は、明治政府民部省にたいし、復興救助金として三千両の貸下げを申請したが受け入れられず、やむなく被災者救済米や小屋掛け代の必要経費一六二五両を一五〇〇両にまでおさえて支出を願ったが、これにたいしても、民部省から許可になったのは、要求額の三分一にもみたない四二三両だった。この時救済対象となった家数は一六七軒、人数は七一四人と記録されている。

村方は、復興に全力をあげた。その間、明治4年（一八七一年）岩鼻県が廃止され、わが国の体制的な近代化をめざした廃藩置県制度によって草津は群馬県（第一次）の管轄となる。そして同年制定の「戸籍法」にもとづく行政区画として〈区〉が設けられ、草津は前口村とともに、現在は六合村の入山、小雨、生須、赤岩、太子、日影、長野原町管内の羽根尾、嬬恋村管内の今井などと第二十大区十一小区に編入されるのである。翌5年（一八七二年）には、庄屋、名主、年寄等旧来の村役人に代って戸長制度が施行されるが、草津に戸長役場が置かれるのは、明治11年（一八七八年）、郡制が確立して郡役場が中之条に設置され、草津村が前口村との二ヵ村連合を認められてからのことである。明治6年（一八七三年）第一次群馬県は廃止、草津をふくむ十ヵ村による小区はこんどは熊谷県に移管されるが、明治9年（一八七六年）ふたたび現在の群馬県が定められて、その治下となる。

こうしためまぐるしい時代の動きの中で、村方は大火後の復興につとめつつ、何よりも経済的うるおいをもたらす温泉への誘客に力をつくした。その宣伝方法の一つに、村による『草津温泉誌』の発行がある。この『草津温泉誌』の内容は、いうまでもなく草津温泉の効能を著わしたものであって、諸病はもとより「瀬」にも効くことがそこに書かれていたという。この宣伝誌が、はたしてどのような経路で全国に行きわたっていったかは明らかでないが、これを読み聞きしたらい（ハンセン氏病）患者が、しだいに草津へ湯治に集まるようになったと伝えられている。

明治12年9月、スウェーデンの人文地理学者で、北極探検家として有名なノルデンシェルドが日本に立寄り、日本の名所を見物して歩いた際、草津温泉にも訪れている。そ

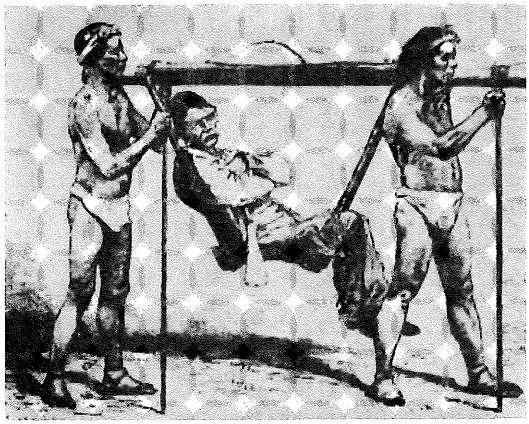

ノルデンシェルドの来草

ノルデンシェルド著
「ヴェーガ号航海記」掲載
著者が沢渡より草津へゆく道中の
スケッチ（人物は本人）

して彼の見た草津の様子が、その著書『ヴェーガ号の航海』の中で次のように書かれている。

「われわれは十月二日、草津を通過した。ここは日本でも名高い硫黄質温泉である。療養する病人達が多勢いる。この町はそういう人達のお蔭で生活している。だから浴場や旅館や、観光客目あての商店が大部分である。（中略）私は草津のこれらの湧泉とその治療について、日本の科学者から次のような話をきいた。町の中や付近だけで二十二の源泉があり、それぞれ病気を治療する用法が異なっている。最高温度は七十二・二度、病人の大多数は梅毒患者と癩病患者である。それに脚気の患者である。その外眼病、頭痛にも効く、特に頭痛は一番癒りが早い。

町に開いている特殊な湯治小屋は、こうした病気を患っている男女で非常に混み合っている。草津の浴場の多くは非常に熱い。入浴者は叫び、怒鳴り、大きな重い板を動かして湯をかき回す。それから、その小屋のうしろに座っている医者の指示によってみんなが同時に浴槽の中に浸り、また出る。この処置なしでは入浴の辛抱がむずかしい。そして湯槽からあがった時は、身体は火のように赤くなっている。

浴槽は野天の小屋である。見物人の見ている前で男女混浴するのが普通である。」

ここでは、ノルデンシェルドのいう「日本の科学者からきいた話」と、彼が草津で実際に見聞した様子とがやや分けにくいが、いずれにしても大火後一〇年を経て、当時早くも草津温泉は相当賑わいを取り戻していたこと、同時にそうした温泉客の中に梅毒やらいの患者たちが多く湯治していたことなどがわかる。また彼がいう「特殊の湯治小屋」とは、恐らく共同浴場を指しているものと考えられるが、そこでは患者もそうでない者もすべて男女混浴だとしている点も、つい最近まで男女混浴の風習が草津の共同浴場には残っていたことから推して、ほぼ彼が書いている通りだったとみていいだろう。さらに「浴槽は野天の小屋」とあるが、これは昔からの習わしというよりは、むしろ災害復興の手が共同浴場の屋根掛けまでとどかなかったためと思われる。事実、明治20年（一八八七年）湯之沢部落が開かれる頃には、野天の共同浴場というのは観光目あてに残しているものや、人里はなれてあまり使われていないものの以外、殆んどが屋根のある一応の建物になっている。

なお、ノルデンシェルド来草とやや同時期に、ドイツの医学者エルウィン・ベルツが草津を訪れている。彼は明治9年（一八七六年）に来日し、二七年間東京帝国大学で医学教育と診療に従事し、日本医学の発展に寄与したことでその名を知られているが、彼と草津温泉との関わりについ

ていえば、明治11～12年（一八七八～七九年）頃の来草以来、たびたび草津を訪れ草津温泉の治療効果に注目し、高原療養所の建設を唱えるなどして草津温泉を世界に伝えた。またベルツは数多くの医学論文を発表しているがその中に〝癩の研究〟「1結節癩の治療せる一例」（一八八四年）「2癩の学説に寄せて」（一八八五年）などもあり、草津温泉とらい治療の結びつきをつよめた。

さて草津温泉の復興は、単に大火後の建て直しということのみにとどまらず、旧い封建制社会から資本主義国家へと急速に移行をとげる日本の政治・経済のあり方と、けっして無関係ではなかった。たとえば湯本三家の没落も、そうした表われの一つであろう。かつて草津の湯守（ゆもり）として、温泉経営の実権を握りつづけてきた湯本三家は、またそれだけに大火による損失も大きかったし、しかも復興事業を通して時代の波に乗りきれず、ついに傾き倒れていく。湯本安兵衛、平兵衛、角右衛門のうち、現在わずかに安兵衛の直系が、町内で日進館という旅館を営むにとどまるのみである。このようにして資本主義の抬頭と発展のうちに、草津温泉が新しい繁栄をみるにつれ、来草する有産階級をはじめ、一般の浴客がらい（ハンセン氏病）患者との混浴を忌み嫌うようになっていった。そして新興の温泉経営者らは、患者の湯治を事業上の弊害とみなし、温泉街からの患者の排除を画策しはじめるのである。

そうした風潮の中で〝裏壺の客〟とよばれる患者湯治客が多くなってくる。裏壺の〝裏〟は文字どおり表の反対のこと、〝壺〟はこの場合部屋のことであり、したがって〝裏壺の客〟とは、旅館の裏口から出入りする客という意味である。またそれら患者客の大方が、いわゆる安旅籠（やすはたご）屋に宿泊していたことから、〝裏壺の客〟というのは、総じて貧しい患者客にたいするよび名でもあったようだ。旅館側は、古くから患者客との交流もあって、その止宿を断わるようなことはしなかったが、しかし患者自身が自らの病身を衆目にさらしたくないとおもう気持をいいことにして、そうした患者客の宿泊場所に屋根裏部屋や物置部屋、あるいは普段使用しない日影の小部屋などを当てがったといわれている。そして〝裏壺の客〟たちの入湯は、人目につかない夜中だったという。当時本病にたいする通念は、それが遺伝病であって自分たちには関わりないこと、患者客はどうしても長逗留であるという面から、経営的には結局助けにもなったために、旅館側としては、あえてこのようなかたちででも患者客を受け入れていたのだといえる。とは云え、やはりこんな理不尽で窮屈な湯治のあり方に反発したのだろう、この頃になって、はじめてらい（ハンセン氏病）患者自身が経営する本病専門の旅館が出現してく

るのである。

なお、草津での本病の治療に点灸が加えられるようになったのは明治初期といわれているが、どこに医療的根拠をもとめてはじめたかは明らかではない。ただ草津の隣村嬬恋出身の中居屋重兵衛（一八二〇～一八六一年）が、神奈川の川崎大師に集まる本病患者に点灸治療を施こした記録（黒岩九蔵提供資料）に見られるが、これが草津のそれにはたして関わりがあるかどうかは不明である。ともあれ〝裏壺の客〟たちは、すでに点灸治療をしていたようだ。

このようにして、患者湯治客を抱えこみながら一方では患者対策に苦慮するという状況がつづいていたが、明治19年（一八八六年）2月、隣村の嬬恋村三原小学校で教鞭をとっていた角田浩平が、草津、前口両村連合役場の官選戸長に着任するに到って、温泉街に散在する患者たちを一定地域に分離するための具体的手段が急速にとられていったのだ。この間の事情について、長年草津町議会議員をつとめ、昭和30年（一九五五年）には町議会議長にも就任した佐藤善平が、昭和13年（一九三八年）に出版した『草津町史』の「戸長角田浩平氏と瀬村施設」の中で、次のように書いている。

「明治二十年迄は癩患の数は至って少かったとは云へ多くは今の白旗の湯が御座の湯と云って特に癩病に霊効が有るが如く信ぜられ此御座の湯が癩患者第一の得意であった、但し安永年中に於てさへ癩病の湯坪別に有之と有るを見て察するに当時已に湯坪は別に構へたるものと存ずるも整然たる秩序は立たぬのであった、自然混浴の状態であった社会は進歩に緩みなく衛生思想は発達し癩患分離の与論は高まり其筋の要求又切なるもの有りしが中々長い間の慣習であり殊に癩患者を以って得意とせる宿屋の一部では却って得意を失ふの立場から反対の気勢を煽ると云ふ有様であった、故に土地の有司が理事者としては事更に困難の事業であった、此時角田浩平氏嬬恋の三原小学校に教鞭を執って居たが其適任者たるを認められ明治十九年二月草津村外一村聯合役場官選戸長として赴任したのであった。」

県が角田浩平を草津戸長に任じた主目的は、新たな町村制実施のための草津近接村間の調整と準備だったといわれているが、佐藤がここで書いていることがほんとうならば、らい（ハンセン氏病）対策についても、県、草津、角田の三者の間で、事前に何らかの交渉がもたれていたことになる。事実角田は、着任早々村側の有力者と相はかり、患者問題にたいして本格的に取り組みはじめたのである。佐藤の文をつづいてみてみよう。

「角田戸長は新進気鋭の壮年であったから草津の改良施設に就いては抱負満々たるものであった、当時理事者とし

ての矢面には角田浩平氏が立っているものゝ蔭役者と成って角田氏の事業を助くる土地の有司には市川善三郎、湯本登作、山本佐五郎、桐山二平、伊能弥平、羽田五郎、中沢善十郎氏等が暗中に活動したのである。」

このようにして村側の有力者市川善三郎らは、角田戸長との協力関係のもとに「草津温泉改良会」の結成へ、また角田のほうは市川らをバックに、温泉街からのらい（ハンセン氏病）患者分離計画を立案したのである。患者分離の主旨は「村民の自衛と村の発展のため」というもので、その内容は、患者の居住入浴区域を湯之沢一帯の地とし、同時に昔かららいに特効ありと信じられ、殆んど患者専用になっていた光泉寺下の「御座の湯」の浴舎を取り毀して、湯之沢に湧く「白須の湯」をこれに代えるとするものだった。

この計画が発表され、はじめて事態の重大さを知った患者たちは、徒党を組んで役場に押しかけ激しく抗議したと伝えられている。それは、病気を癒すためにあらゆる差別や白眼視にも耐え、〝裏壺の客〟としてまるで隠れるように湯治に励んでいるにもかかわらず、なお排斥してやまない者への怒りの表われだったにちがいない。さすがに村当局も患者のこの激しい抗議におどろき、急拠角田戸長の身代りに助役山本充蔵を立て、山本に戸長だと偽わらせておしかけた患者に応対させたという(『草津町史』)。しかしまたたとえ分離移転に反対でなくとも、当時湯之沢がどんな土地であったかをおもうとき、患者たちの怒りや不安や情けなさが、けっして無理からぬものではなかったといえよう。

なぜなら湯之沢という地域は、草津の東のはずれの、崖と狭い谷、そこを流れる湯川の流域で、大部分が丈余の熊笹の生い繁る未開地であり、別名を前稿での老婆の話にもあったように「投げ捨ての谷」あるいは「骨ケ原」ともよばれる、いわば草津で最も忌諱されてきた土地だったからである。つまり「投げ捨ての谷」とは、湯治費を使い果した年寄り客や病人客を、生きながらそこの崖から谷へ投げ捨てたことにはじまる呼び名であったし、「骨ケ原」の名も、そこに人骨が野ざらしにされていることによるものであった。さらに湯之沢の中央を貫いて流れる湯川についていえば、当時草津では塵介や糞尿等汚穢物のすべてを湯川に投じて処理しており、その湯川に沿った地域のうちでこれまた最も下流に当るのが湯之沢であって、きわめて不潔な場所だったのである。

明けて明治20年（一八八七年）2月、草津温泉改良会は正式発足し、角田戸長の立案どおり、湯之沢へ患者を移転させるための準備を着々とすすめていった。その一つに

「草津温泉改良議案」がある。これは、浴客からの湯銭（入湯税）の徴収額や浴場清掃のあり方をはじめ、温泉に関わる諸事の改善、また旅館として守るべき規則を定めるなど、温泉自治の強化をめざす内容のものであるが、その条項の中に、らい患者にたいする扱いについても掲げ、次のように定めている。すなわち第二条では、「天刑病者」（らい患者）の湯銭は、一般浴客一人一日一銭に対して半額の五厘とする。但し、「天刑病者」が旅館のどの室に止宿しているかについては、別紙をもって報知しなければならないとし、また第四条には、「総身腐爛」（主にらい患者をさす）し、ために共同浴場の掃除当番等ができない者は、これを酌量すべしとして、一見らい（ハンセン氏病）患者への同情と恩典をもりこんでいるふうであるが、各旅館に患者宿泊の届け出を義務づけるなど、結局は患者追い出しにつながる方向のものとなっている。

なお、草津温泉改良会役員は左の通りである。

会長　市川善三郎
副　山本十一郎
委員　黒岩忠四郎　小林　長蔵　中沢市郎次
　　湯本彦一郎　湯本　平内　山本佐五郎
　　伊能　弥平　坂上　治郎
補欠　湯本柳三郎　宮崎　団十　小林　幸作

神林　二平

そして、この改良会が算出した同年の入浴人口見込みは、「逗留二週間五千人、一泊三千人、二泊二千人、合計一万人」とあり、この数をみれば当時各地の温泉地に比して、はやくも相当に繁昌していたことがうかがえる。また当時草津に滞在していたらいの湯治客数については不明だが、古老などの話しによると、判っているものだけで三〇～四〇名と伝えられいる。

草津高原に遅い春がようやくやってくるのを待って、角田戸長と改良会は、患者たちの反対を押し切り、ついに「御座の湯」浴舎の取り毀しを強行した。この日患者側も、壮士体人夫三〇人によって妨害をくわだてようとしたが、角田戸長は、事前に長野原警察署の正服角袖の警官一〇人を現場に配置し、警備に当らせたため、何の異状もなくその取り毀しに成功したと伝えられている。次いで角田戸長は、患者たちを集めて「自由の別天地に自由の療養を営む得策」と説き、その場で湯之沢への移転を承服させたといわれている（『草津町史』）。

このようにして、同年6月、湯之沢に先住していた松村屋の隠居ほか、山口弥七、斉藤貞五郎、竹内文五郎らの家屋のある所へ新たに患者四戸が移住、ここに湯之沢部落開村の基礎をかため、翌21年（一八八八年）には、患者専門

の宿屋を経営していた浜名館、成沢屋をはじめ、宇佐美安吉、荒井省三、斉藤綱吉らが相次いで移り、十余戸、三〇余名の小部落を形成するに到るのである。またこの年、湯之沢部落の住民となった患者たちは、部落内にある白須の湯を「御座の湯」と改名するよう戸長に願い出て、その承認を得た。したがって村側では、旧御座の湯を源氏ゆかりの「白旗の湯」と命名した。同時に湯之沢部落側は、頼朝を祀ったといわれる石祠についても部落内に移転を願う趣意書を戸長に提出、その結果、この趣旨に賛同して金品を寄付したもの一七三名、寄付金総額八五円十四銭六厘に達し、部落側の希望どおり新御座の湯の西入口に頼朝宮を移して、以後「白旗神社」とよび、これを湯之沢の氏神とした。

3 「自由の別天地」

明治22年（一八八九年）に施行された町村制により、草津はそれまでの前口村との連合村から、現在は六合村を構成する入山、小雨、生須、赤岩、太子、日影の六ヵ村とも合併し、全部で八ヵ村連合の草津村となる。また村役場は小雨に置かれた。山里の小雨に草津役場が設けられた事情については、当時まだ冬住の習慣が残っていたことと、もう一つには小雨が地理的に八ヵ村の中心に位置していたことによるものと考えられる。そしてこの八ヵ村連合の草津村は、明治33年（一九〇〇年）、入山、小雨など六ヵ村が六合村に、草津がふたたび前口をふくめて現在の草津町に、それぞれ分離独立するまで続いた。したがって湯之沢は、開村早々八ヵ村連合という大世帯の中にとりこまれ、いわばそのうちのごく一握りの患者集落ぐらいにしか思われず、ために当初は、行政的にほとんどかえりみられることはなかったようだ。

だが湯之沢の患者たちは、繁るにまかせていた熊笹を刈りはらい、しだいに荒地をきり拓いて、そこでの新しい村づくりに意欲をもやした。しかも彼らは、角田戸長が、温泉街から自分たち患者を湯之沢へ追いやる方便として云った、「自由の別天地に自由の療養を」ということばを、一官吏の単なる一時のがれのことばに終らせず、湯之沢への移転後はむしろこれを積極的に受けとめ、与えられたその地に、世界でもはじめての患者による患者のための〝自由療養村〟建設をめざしたのである。同時に、この湯之沢部落の出現は、角田戸長ら村側の行政的意図や動機に問題があるにせよ、わが国のらい（ハンセン氏病）対策史上からみても、本病にたいする治療機関のまったく存在しなかった時代の、そしてたとえそれが原始的な温泉と点灸の療法で

しかなかったとはいえ、これこそまさに患者自治の療養村の誕生であり、やはり画期的な事業と云っていいだろう。

当時、名だたる寺院の門前には、本病ゆえに郷里を離れ、浮浪をよぎなくされた患者たちが、物乞いの集団をなしているという状況が各地にみられた。なかでも武将加藤清正を祀る九州熊本の本妙寺山門付近には、湯之沢開村以前から、すでにかなりの数の患者たちが屯していたと伝えられているが、こうした本妙寺における患者集団と湯之沢の場合とを比較するならば、その最も特徴的な差異は、本妙寺のそれが浮浪患者による貧民窟（スラム）であったのにたいし、湯之沢は行政上草津地域内の一村落として公けに認められていた点であろう。したがって納税等の義務と権利を有していた。らいというだけの理由で迫害され、世間から追われる患者にとって、たとえ「患者部落」という制約はあるにせよ、そこでは確かな居住権が得られ、加えて居ながらに温泉治療もできる湯之沢は、とにもかくにも唯一の〝理想郷〟と思えたにちがいない。しかし別の側面からみれば、この理想郷もそれ相応の資力を持たないかぎり居住はできなかったし、なんとか居住はしたものの、生活費に事欠く時は暮らしをささえる労働力を、だが病を重くしてはたらく力も失ったとたん、そこはまた恐ろしいまでに悲惨な〝地獄〟と化すことになる。にもかかわらず、やはり湯之沢は、患者がようやくたどりついた〝安息の地〟だったのである。

湯之沢部落は、草津湯治におとずれる本病の患者を吸収しつつ、その存在についても急速に知られていったようだ。明治24年（一八九一年）には、早くも熊本からイギリスの宣教師ハンナ・リデルが湯之沢視察のために来草するなど、当時まったく放置されていたわが国のらい対策の手がかりとして、湯之沢部落のあり方が、内外の関心をよんだのであろうことがうかがえる。なおリデルは、湯之沢を視察した四年後の明治28年（一八九五年）、熊本市立田山麓に本病患者対象の回春病院を創立している。またどこから聞きつけるのか、患者とその家族が、家をたたみ、そろって湯之沢へ越してくる事例（ケース）も、もはやめずらしくはなくなってきていた。

村から土地を買い、新しい生活をはじめるための家を建てる。そこでだれしもが最初に出会うのは、土を堀りかえせば続々と出てくる人骨だった。炭の空き俵などに拾い入れると、たちまち一杯になったという。くりかえし述べるようだが、それは、湯之沢が「投げ捨ての谷」や「骨ケ原」とよばれていた時代に、そこに捨てられた死者たちのもので、長い歳月野ざらしになり、土に埋れたままになっていたのである。らいゆえに、いわれない迫害を受けつづ

けてきた部落の人々にとって、おそらく同病の者もいたにちがいないそれら人骨との対面は、ただ単にあわれをさそわれる以上の感慨があっただろうことと偲ばれる。

ところでこの湯之沢の地に、いくつかの墓とともに埋れていて、やはり部落の人々の手によって発掘をみた一基の供養塔があった。高さ八九cm、幅三三cm、行二九cmのその碑面には〝南無阿弥陀仏〟の六文字が、また碑の裏には〝施主湯花屋三右衛門　文化拾三年丙子七月七日〟と刻まれていた。文化年間（一八〇四～一八一七年）といえば、徳川幕府の鎖国の夢が諸外国船の来航と貿易要求などによって破れはじめ、しかもその13年（一八一六年）は関東・奥羽地方に台風の被害、それに前後して、各地に洪水や旱ばつがつづき、農民たちの打ち毀し・強訴・暴動が多発していた年でもあった。もちろんそうした時代の動向に直接関わるものではないだろうが、そんな年の夏、湯花屋三右衛門寄進のこの供養塔は建てられたのである。では湯花屋三右衛門とはどういう人物で、またなぜこの地に供養塔を建立したのか。そもそも三右衛門は世襲で湯根を名乗り、人別は長野原だが、草津の屋敷持ちでもあった。しかしその家筋となると、諸説があって判然としない。つまり、長門国（山口県）の左藤信厚という人が、一族死に絶えたため一人の子を連れて流浪し、養老2年（七一八年）草津に落ちつき、薬師下の湯の湧き口に住んだことから、湯の根っこの人というわけで湯根人とよばれるようになった。信厚死後も子孫はそこで代々栄え、左藤三右衛門信植という人の時に、源頼朝が草津に来た（湯根文書）。また草津に来た頼朝が三右衛門の娘と契りを交わし、娘は懐妊した。頼朝は間もなく生れた男児に自分の名の一字を与え、頼団左衛門源一胤と名乗らせ、草津の見廻り役とし、湯の花の権利を一手に与えた（口碑）。あるいは「穢多」の者などと、さまざまなのである。それらの伝承はおくとして、いずれにしても代々三右衛門は、湯治中に死亡した病者の死骸の始末や、共同湯の清掃、乞食の取締り、さらには夜番に到るまで一手にやらせられていた報酬に、湯の花採取の権利を与えられていたと伝えられており、町有文書等関係資料も残されているので、この点は事実だったようだ。

湯の花は、白根の硫黄とともに草津の名産で、宝暦5年（一七五五年）の『草津薬泉之記』にはまだ土産物程度に記されているだけだが、天明2年（一七八二年）の町有文書をみると、三右衛門は江戸の薬種屋へ湯の花を出荷、それは金高で五十両ほどと書かれていることから、その頃はもう湯の花が疾瘡などの洗薬として広く用いられ、同時に三右衛門に大きな収入をもたらしていたことがわかる。余談に過ぎたようだが、要するに湯之沢の地への供養塔の建

立は、文化年間に家業を受け継いでいた三右衛門が、たとえ湯の花採りの権利をまもるためとはいえ、病者の死骸を犬猫のそれと同然に処理しつづけてきた場所へ、せめてもの慰めにと供養塔を建てた、そう考えていいのではないだろうか。

湯之沢という土地柄を、より知っておくためにも、ここでもう一基の供養塔についてふれておきたい。湯之沢は、草津温泉の東のはずれで湯川に沿って開けた沢地であるが、この湯之沢の南西にあたる方角に、一つの狭い沢がある。その沢は俗に「地獄谷」とよばれ、またそこを流れる小さな川は湯之沢で湯川と合流しているのだが、その沢向うの崖上に、もう一基の供養塔は建っていたのだ。湯之沢にも関係し、草津の郷土史研究家としても知られる森川祐の『地獄谷考』によれば、この塔は、高さ一二〇㎝、幅三〇㎝、行一五㎝、上部が方錐形に削られたもので、碑面には「有縁無縁三界万霊供養塔」、裏面には「南無阿弥陀仏」と刻まれていた。そして右側に「天明六丙午六月吉日建立」、左側に「信州上伊那郡信楽　沙門遍然　宿　田村藤右衛門」、同じく「上州山田郡桐生町　藤原兵衛資直　宿坂上治右衛門」とあり、また高さ三五㎝、幅六五㎝、行五〇㎝の台石には、「助力」として「江戸大伝馬横町　丸屋八右衛門」他五名と、「石工　雲藤口兵衛」の名が彫られていたという。したがってこれは、沙門遍然と藤原資直の発願に六名の助力者があって建てられたものと推察できるが、天明6年（一七八六年）の建立といえば、さきの湯花屋三右衛門のそれよりは三〇年前、いまから一九〇余年もむかしということになる。そしてこの塔もまた、湯之沢＝「投げ捨ての谷」同様、〝人捨て穴〟に投げこまれた数知れない行路病者の死がそこにあり、ゆえにそうした霊を慰めるために建てられたものだったろうと想像できる。事実湯之沢の患者たちは、この地獄谷でもたくさんの人骨に出会ったと証言しているし、今日なおその辺りを堀りかえせば、人骨がいくらでも出てくるとさえいわれているのだか



湯花屋三右衛門建立の供養塔

ら……。しかしこの供養塔は、いつ頃か中ほどで折れてしまい、折れ落ちた上の部分は台石に立てかけられてあったという。またその場所は、池尻二二六の一の地籍の西隣地二六三の一との地界（『地獄谷考』）で、そこは現在の草津町馬場区にある東武鉄道所有の駐車場敷地にあたるのだが、昭和42年（一九六七年）、駐車場建設の整地作業の際に、無用物として地獄谷の川底にすてさってしまったと聞く。何ともいたましい所業というほかはない。いっぽう、湯花屋三右衛門建立の供養塔は、大正7年（一九一八年）、草津舟ノ尻にできた湯之沢区の共同墓地に移され、いまなお「骨ケ原」の霊を慰めている。

さて、湯之沢に住みついたものの、人々はすぐに自らの暮らしを立てる算段をしなければならなかった。村づくりの中ですべてが新しい出発となるわけだから、それぞれが自分に最も適した生業を考えただろうが、やはりここでも資金のあるなしがモノをいうことになる。そして比較的多額の金の工面がつく者は、まず部落内での宿屋経営に目をつけた。なぜなら湯之沢をたずねてくる患者の大方が、その後の身のふりかたはいずれにしても、とりあえずは湯治ということだったので、当然それを受け入れるだけの宿屋が必要であったし、また長逗留する同病者相手の経営は、気楽であるばかりかまちがいなく利益になったからである。そのことは、湯之沢への移転前からすでに温泉街で本病患者専門の旅館を営み、旅館ごと移って来ていた浜名館や成沢屋の繁昌ぶりをみれば明らかだった。というわけで、たちまちのうちに大小の宿屋がそこここに建ち並ぶようになるとともに、湯之沢定住者にたいしてはもとより、湯治に来ている患者たちが気軽るに買物ができるようにと、米穀類をはじめ日用雑貨を商う店も開かれていった。当時は宿屋も商店も、草津村のそれぞれの組合に一定額の加入金を収めさえすれば、営業の認可はごく容易だったようだ。

湯之沢開村初期の宿屋としては、浜名館や成沢屋につづいて、竹内館、東雲館、津久井館などがそれに当たり、米や日用雑貨店では、市川商店、奥州屋、少し遅れて岩手屋などが開店している。他に順正堂という薬局がこれもはやくからあった。この薬局は、薬剤師の資格をもつ酒井ますという女性患者が開業したものだった。この酒井ますは、後に湯之沢区長を務める吉田浩夫と結婚する。

しかしあたりまえのことだが、皆が皆それなりの資力を持ち合わせていたわけではない。湯之沢に居住するまでの金がやっとで、あとは日々の生活費を稼ぎ出さなければならない者が、ここでも大多数を占めていたのだ。そこで女は、宿屋の炊事洗濯、点灸の手伝い、また男は、大工や左

官の下働き、商店の使い走りなど、どんな仕事でもして、そのわずかな労賃を暮らしに当てていかなければならなかった。もとより、いまさらわが身の不幸を嘆いてみてもはじまらないし、その点はしごく割り切って生きていたようだ。したがって、なかにはすさまじいとさえ思えるたくましさで仕事をみつけ、そしてやってのける者が結構いた。浅野もその一人だった。彼は梅毒患者が使い捨てた綿を時間湯の共同浴場から拾い集めてきて、湯川と天日と棒一本で、みごとに再生加工してみせたのである。

　原料となる捨て綿は、当時いくらでも手に入った。いいかえれば草津温泉には、それほど数多くの梅毒患者が湯治していたということである。らい（ハンセン氏病）患者は、温泉街からしめ出されて湯之沢へ移ったが、梅毒など性病患者についてはおかまいなしの扱いだったので、彼らは一般の浴客に混って、主に時間湯に入湯していた。時間湯というのは、華氏一二〇度もある熱湯を浴客たちが揃って板で揉み冷まし、湯長の号令とともに、一番湯から四番湯まで三分間づつ浸かるという入浴法のことで、草津在住の郷土史家中沢晃三によれば、これは「幕末のころから浴客の間に考えられて、明治10年（一八七七年）前後に出来あがったものである」（『草津の湯』）という。当初時間湯は、その荒々しさで知られ、「浴する者は大低経久痼疾に陥りし者にて、皆熱湯に病を投ずるは死ぬると癒ゆるとの両途なりと決心し、実に此の熱に死ぬる者往々ありといへり」（大槻文彦『復軒旅日記』）とまで書かれているほどだった。しかし、やがて温泉医がおかれるなどして、しだいに安全で合理的な入浴法と認められるようになり、さらに大正4年（一九一五年）頃からうたわれ出した〝草津湯もみ唄〟によって、この時間湯はいっそう有名になっていくのであるが、はじめそれがどんなに残酷なものであっても、病の治癒を信じて時間湯を求める患者がしきりだったのだろう、明治20年代後半には、湯之沢の御座の湯以外の草津共同湯一三ヵ所のうち、時間湯はその発生の熱の湯はもとより、松の湯、鷲の湯、千代の湯、地蔵の湯の五ヵ所ですでに行われており、そこでは「梅毒は根切れた、もう少しの辛抱」という湯長のかけ声にたいして、それに和する患者たちの合唱がよく聞かれたという。また湯の中でペニスがもげ落ちてしまい、おのれのそれを拾いあげて涙をこぼす者もいたなどと、何ともいいようのない話まで伝えられているのである。

　浅野は、時間湯の浴場をまわって、梅毒患者が患部にあてていて捨てさった脱脂綿を拾い集めた。そして湯之沢を貫いて流れる湯川でその汚れを洗い落し、よくしぼってから陽のあたる場所にひろげ、天日に乾した。これが乾くと

川原の大きな石の上で、一本の棒を手ぎわよく使ってたたく。するとかたまっていた綿がやわらぎだし、ほどなくほかほかの綿に再生されるのだった。もとが脱脂綿なので、再生綿としても良質なものになった。したがって布団綿として買い手がついた。浅野はこれを売り、生計を立てたのである。つよい酸性で、後年実験の結果、大腸菌はもとより婦人病のトリコモナス病原虫やチフス菌などまで、たちまち死滅するという殺菌力をもつ草津温泉の特性――もとよりこの綿の再生は、それを利用しての発想だったのだが、それにしてもよくぞと思わずにはいられないほどのしたたかさが、そこにはあった。明治33年(一九〇〇年)、六合村と分離独立して草津に町制がしかれ、ついで明治35年(一九〇二年)草津町は町内を第一区(立町、本町、新田)、第二区(仲町)、第三区(泉水)、第四区(滝下)、第五区(湯之沢)、第六区(馬場、地蔵)、第七区(三ッ風呂、下間)、第八区(前口)の八区に分ける区制を実施、そして、それぞれ選ばれた区長の中で湯之沢初代区長となったのは、ほかならぬ綿打ちの浅野勝三郎その人だったのである。

その後、浅野からこの綿打ちを引きつぐかたちになった西川只正は、湯川で綿を洗うと質がおちるとして、馬場池(湧き水の池で現在の馬場区にあったが、終戦後埋めたてられて住宅地になっている)で綿の汚れを洗い流し、また綿の打ち方も木の棒はやめて、弓の弦に蜿をぬったもので綿をはじくやり方に改めている。そして再生綿を売るのは湯之沢の患者というよりも、むしろ草津温泉街の一般旅館にその販路をもとめ、一般旅館もまた安値で手に入るためにすべてを承知のうえで買ったという。おかげで商売繁昌し、西川は稼いだ金を元手に、ついに奥州屋という雑貨店を湯之沢に開いたのだった。

このような湯之沢の綿打ちも、やがて遠藤某が湯川の土橋付近に水車による綿打工場を設けるに到り、梅毒患者の捨て綿だけでなく、すべての綿を再生加工する作業にと発展していくのである。なお湯之沢には、今日一般的に使われている折りたたみ式のコーモリ傘を、当時早くも考案作製する者がいて、ずいぶんと便利にしていたと伝えられている。

4 ベルトラン来草

「群馬県の草津温泉はライにもよくきくといわれて古くから多くの病者が集っていた。一八八七年(明治二十年)ごろから町はずれの窪んだ谷間の湯之沢というところにライ者ばかりの部落を作っていたが、私がはじめて草津へ行った一九〇〇年ごろでも、まだ上町の共同浴場をのぞいて

みて、斑紋のあらわれている患者が健康者とまじって入浴しているのを見て慄然としたことがあった。

町とライ部落とは、はっきり区別してあるのではあるが接触はひんぱんに行われていた。」

これは、光田健輔が回顧録ふうに書いた『回春病室』の中の「草津湯之沢」の冒頭の一節である。光田は、明治31年（一八九八年）東京帝大病理撰科を修業し、同年東京市養育院に勤務する。そこでらい（ハンセン氏病）患者と一般患者とが雑居しているのをみて、光田はこの病気の伝染性について医局に進言、その結果一二坪ばかりではあったが、医療機関としてはわが国初の本病患者の隔離病棟、名づけて〝回春病室〟が設けられたのだった。光田は前出『回春病室』の中の「宗教的救済」の項で、このことの意義にふれて次のように書いている。「養育院でライを隔離したのは一八九九年（明治三十二年）である。それまでにもライ患者だけを収容するところが二、三ケ所作られてはいたけれど、それはすべて外国の宗教家の手によったもので、『隔離』とか『病院』というより、むしろ肉親さえも養わないで棄てたものを救うという『慈善』的施設であった。」

光田健輔と本病との関わりあいは、このようにしてはじまるのだが、彼ははやくも明治33年（一九〇〇年）湯之沢視察のため来草した。その時の草津での印象が最初の引用文にみられるわけであるが、ここでまず注意をひかれるのは、患者部落湯之沢があるにもかかわらず、一見してそれとわかる本病患者が、「上町」すなわち温泉街の浴場で健康者にまじって入浴しているのを見たという点であろう。このことについて光田は「町とライ部落とは、はっきり区別してあるのではあるが接触はひんぱんに行われていた」とし、したがって問題の患者があたかも湯之沢からのもののように書いているが、当時の草津事情をもって推しはかると、その患者はおそらく温泉街に湯治客として逗留していた湯之沢以外の患者ではなかったかとおもわれる。しかも町の旅館が、本病患者と承知の上で逗留させているのだと知ったなら、光田はもっと別の意味で「慄然とした」のではあるまいか。あるいは考慮するところがあって、光田としてもこのようにしか書けなかったのかもしれないが、それはともかく草津の一般旅館の間で本病患者をとりこむという状況は、じつは湯之沢開村以後もずっと続いていたのである。もちろんらい患者は湯之沢へというのは、いわば町が自らきめた行政上の方針であり、そのたてまえからもおおっぴらに本病の患者客をとりこむわけにはいかなかったようだが、長い間患者客をあつかってきた風土的なじみと、患者客の場合なによりもそれなりの費用は用意して

きていたし、また病気の性質上しぜん長逗留であるために、旅館の経営をささえるうえで、本病の患者客はやはり大切だったのだ。しかしそれは湯之沢の宿屋にとっても同じことで、ましてなかば強制的に湯之沢へ追いやられた経過からいって、そんな町の旅館のやりくちに非難がむけられるのは当然であり、したがって町との間につねに患者客をめぐっての反目があったのは事実である。

つぎに、ふたたび光田健輔の『回春病室』の先きの引用文にもどっていえば、その中で光田は、草津温泉街などいわゆる湯之沢以外の土地を「上町」とよんで書いている。そしてこの上町に対して、湯之沢部落が「下町」とよばれたのだが、光田がはじめて来草したという明治33年（一九〇〇年）当時、はたしてこのような地域の別名称が広まっていたかどうかは疑問である。しかしいずれにしても、同年施行の町制によって〝町〟ということばのつくこうしたよび名が生まれてきたのだろうし、また温泉街を中心に高地に位置する一般住民地を上町、その谷間でもある湯之沢部落を下町としているとおり、それはあくまでも地形から生じたものであって、べつに他意があったとはおもわれない。むしろそのことよりは、上町に対峙するかたちで下町とよばれた湯之沢部落が、はやくも草津町の中に相当のウエートを占めるに到っていたことを、このよび名じたいが表わしていると考えられないだろうか。

ともすれば感情的に反目しがちな上町と下町だったが、共通の利害がからむとなると、さすがに団結した。同じこの年に起ったフランス人宣教師・復生病院長のベルトランによる病院並びに教会堂設立にたいする反対運動がそれである。しかしこの問題をとりあげ言及するにあたっては、予備知識的に、復生病院創立者テストウィド及び三代目の院長ベルトランの人となりについて、簡単にでも紹介しておかなければなるまい。

まず復生病院だが、これは、ベルトランの先輩宣教師テストウィドが、明治22年（一八八九年）静岡県御殿場市神山に創立した本病患者収容の病院である。その設立経過と同院の歴史については、昭和5年（一九三〇年）日本人としてははじめて同院々長に就任した神父岩下壮一の『救癩五十年苦闘史』並びに雨潤会発行の『本邦癩病叢録』にくわしいが、ここではその中から必要部分を概略化して引くにとどめる。

岩下の『救癩五十年』によれば、復生病院の創立者テストウィドは、一八四九年フランスのホー・マルヌ県に生れ、ラングル市で神学校の過程を卒えた後、パリの外国宣教会神学校に学んで、一八七三年司祭に叙品、同年すなわち明治6年はやくも来日している。そして滞日一四年を経

た明治20年（一八八七年）、静岡県御殿場地方を伝道中、とある水車小屋で、夫に捨てられてそこに隠れ住む三〇歳くらいの女性のらい患者を見出し、その悲惨なありさまから日本での救らい事業を発起したという。じつに湯之沢開村と同じ年のことである。テストウィドは同地方に一軒の家を買い、そこに最初六名の本病患者を収容するが、やがて明治22年（一八八九年）、現在の神山に土地を得て復生病院を創立したのだった。だがテストウィドはその後病にたおれ、一時日本を離れて香港の宣教師療養所ベタニア園に移り静養するが、明治24年（一八九一年）同園で死去、現地に葬られた。テストウィド亡きあと、同じくフランス人宣教師ウィグルーが院長を継ぐが、ほどなく転任し、明治26年（一八九三年）三代目の復生病院長に就任したのがベルトランだったのである。

ベルトランは、一八六七年生まれだから、この時若干二六歳。そしてそのがっちりとした体躯と厳粛な容貌は、彼の生れ故郷であるフランス・タルン地方のたくましいタイプを代表するかにみえたという。一八九一年パリの外国宣教会司祭に叙品されたベルトランは、直ちに日本に派遣され、翌一八九二年すなわち明治25年復生病院副院長に着任した。したがって約一年間の副院長時代を経験しているのだが、院長就任時、七〇名余りの収容患者を抱え、また病院拡張問題にも取り組まなければならなかったのに、それらに必要な資金は少しも持ち合わせていなかった。ために彼は、いわゆる托鉢宣教師となって各国に勧進帳を送り、寄付集めに努力している。また各種事業もおこしたようで、人々はベルトランを〝やり手〟だといったという。こうした彼のはたらきによって、復生病院はしだいに拡張整備され、収容患者数も増加していったのである。

さて、ベルトラン来草の問題に入るが、じつは明治33年（一九〇〇年）以前にも彼は草津をおとずれていたのだ。つまり明治30年（一八九七年）、ベルトランは湯之沢部落を視察するとともに、滞在中この地に病院等の設立を決意し、それに必要な土地の購入まで行なっていたのである。その時のいきさつと、上町下町から反対運動が起った二度目の来草については、昭和8年（一九三三年）に草稿成った徳満唯吉著・貫民之助校閲の『草津聖バルナバ教会史稿』に記述されているので、同『教会史稿』の中の「ベルトラン師ノ来草ト其ノ計画」より、まず最初の来草に関する部分を次に掲げよう。

「――偶々同院（復生病院）ニテ生レタル少年ニ飛石鹿之助ナル者アリ、其ノ実父ハ浜名旅館ニ特別縁故客トシテ、寄寓シ居タル関係ヨリ遂ニ本病者ノ来集スル草津ヲ知リ、又屢々草津ヲ訪レラレタル東京帝大医学部教授ベルツ

博士ト相識ルニ及ビ、其ノ来浴ノ結果、独逸ノバーデンバーデン、墺地利ノガスタイ等ノ名泉ニ比較シテ、聊カモ遜色ナキ温泉ナル事ヲ聞キ、又其処ニアル癩病者ノ頼リ無キ生活ノ状況等ヲモ知ルニ至リタレバ、此処ニ草津行キヲ思ヒ立チ、明治三十年夏単身来草、浜名旅館ヲ訪レテ草々ノ物語リヲナシ、在館ノ病者ヲ慰メ、鹿之助ノタメニトテ数葉ノ写真ヲ撮リ、又下町ヲ限ナク視察シテ、夜ハ上町ノ山本館ニ投宿セリ。師思ヘラク、群山峻嶺連リ聳ユル処、古今ノ名湯アリテ病者ヲ慰メ、自然ノ美眺望ノ雄大、崇高ノ気宇自ヲ宏ク、神ノ愛此ノ里ヲ包メルヲ覚ユ、主ヨシト見給フ時、此地ニ伝道ノ事業ヲ創メバヤトテ、上町運動茶屋ノ阪一帯ノ原野三町歩、下町滝ノ下一帯ノ河原、並ニ両側ノ原野五町歩ヲ購入シテ帰院セリ。」

ここで興味のもたれる点は、第一にベルトランが東京帝大医学部教授エルウイン・ベルツに会って話しを聞き、それから草津に来ているということだろう。ベルツについては「湯之沢開村」の稿でふれたように、彼は草津温泉の効能に注目し、明治11～12年（一八七八～七九年）頃以来たびたび来草して研究を重ね、海外へも草津温泉の名を知らしめた、外国人として草津に最も関わりのふかい人物である。ベルツはすでに明治13年（一八八〇年）、「日本には高原療養所は未だ無い――余はずっと以前から多大の努力を払って、その建設を唱道しているのである」（『ベルツ日記』）と書き、医者がいないとしながらもその候補地の一つに草津をあげているし、また彼自身、明治23年（一八九〇年）温泉研究所と保養地の建設をめざして、草津に五七〇〇坪（約一八〇a）の土地を買い入れてさえいた。したがって、ベルトランが来草前にベルツと会っているとすれば、当然そうした面での影響を受けなかったはずはなく、まして湯之沢の地に病院を建てるという構想じたい、草津温泉の効能を「癩病ですら往々にして全治する」（『ベルツ日記』）とまで評価してやまなかったベルツの、その「唱道」に応えたものと受けとれなくはないし、たとえそれがベルトラン自らの考えによるとしても、ベルツから多くの教示があったことは、先きの『教会史稿』が明記して伝えているところである。なお、ベルトランが投宿した山本館は、山本十一郎経営の当時としては草津一番の旅館であったが、明治36年（一九〇三年）の仲町、泉水地区の大火に遭い、全焼してしまった。

次に問題になる点としては、『教会史稿』の文章より推察すると、ベルトランの計画と土地購入について、下町の湯之沢部落住民はもとより、上町住民の間でも、ほとんど知られていなかったのではないかということである。もちろんベルトランのほうも、ことさら自分の計画を公表する

必要性など感じていなかったのかもしれない。あるいはまた、土地を買い入れるだけの資金しかなかったために、あらかじめ具体的な方針を立てられず、やむなく一応帰院したとも考えられる。しかしいずれにせよ、その後の約三年間の空白が、草津での事業を志したベルトランにとって、いわば決定的な陥穽になったといえないだろうか。なぜなら、ベルトランは明治33年（一九〇〇年）ふたたび来草し、直ちに病院建設に着工しようとするが、何も知らされていなかった上町下町の住民にとって、それはやはりふってわいたような〝事件〟であり、あまりに突然すぎて、ベルトランの病院づくりの意義を、俄かには理解できなかったとおもわれるからである。同時にコミュニケーションの不足から、ベルトランによる病院の設立は、とりもなおさず上町下町の別なく旅館経営等のうえで大きな障害になるとみなされ、結局町ぐるみの反対運動に決起させてしまうのである。この辺の事情をふまえながら、さらに『教会史稿』の中の「ベルトラン師ノ来草ト其ノ計画」を、引きつづきみてみよう。

「然シテ上町ノタメニ或ハ教会堂ヲ設ケントノ意アリシモ、暫ク之ヲ保留シ、先ヅ下町病者ノタメニ一大病院ヲ建設シ、全ク営利ヲ離レテ実費又ハ無料ニテ病者ヲ収容シ、基督教主義ノ温キ家庭トナシ、健康アルモノハ農耕ニ従事セシメ、病メル同胞ニ主ノ恩恵ト愛ヲ伝ヘント決心シ、明治三十三年解雪を待ツテ二人ノ邦人宣教師ヲ同伴来草ス。カクテ直チニ材木ノ切出シニ着手シ立木数百本ヲ五ケ所ニ買入レ、今ヤ巨材ヲ山ト積ミ集メタリ。師ハ又工事ヲ督スルノ傍、旅館大川屋ノ二階ヲ、主人ナル斉藤貞之助氏ヨリ借受ケ、病者ノタメニトテ伝道説教会ヲ開ク、来集スルモノ三十余名、或ハ好奇心ノタメ或ハ反対センガタメ集マレル者ノミナリ。懇ロニ救ノ道ヲ説キ、悔改メテ神ニ帰ルヘキヲ諄々ト諭シタルモ、数名ノ無頼漢ハ『生意気ナリ』『耶宗ノ異人ヲ追放セヨ』等ト、口々ニ叫ビテ喧騒ヲ極メ、折角借受ケタル会場モ空シク、連続説教会ヲ開クコト能ハザリキ。サレド師ハ尚隠忍自重シ、僅カニ求道心ヲ起シタル者ノ宅ヲ見舞ヒテ慰メ、魔除ケ罪除ケノ宝器ト称シテ十字架ヲ与ヘタリ、受ケタル者ノ一人ナル酒井マツ姉（ママ）ノ如キハ、今モ之ヲ所持セリト云フ。又一方病院設立ノ具体案一度町内ニ伝ハルヤ、カカル実費又ハ無料宿泊所ノ実現ハ、旅館ノ営業ヲ脅威シ、且浴客ヲ対象トスル商舗ヲ萎微セシメ、延イテハ草津町ノ発展ヲ阻害スルモノトナシ、下町有志発起トナリ、上町又之ヲ極力後援シ、猛烈ニ反対運動ヲ起シタリ。サレド師ハ飽ク迄温容ト柔和ヲ以テ之ニ接シ、――今ハ創業ノ際ナレバ迫害困難アリ共、神ノ前ニ美シク業ヲ成就セシメント、勇ヲ鼓シテ敷地ノ地均ニ着手セ

リ。然ルニ反対運動ハ愈々白熱化シ、散歩中ノ師ニ投石スル者アリ、町当局ハ権威ヲ以テ、温泉引込権ヲ与フル能ハズト云ヒ、区（湯之沢）ハ飲料水ヲ供給セサルベシト宣言シ、アク迄師ノ退却ヲ迫セリ。茲ニ於テ流石忍耐強キ師モ進退谷マリ、今強ヒテ此処ニ屋舎ヲ建テ、設備ヲ整フルトモ、温泉ナク飲料水ナクンバ如何トモナシ能ハス、サレバ寧ロ時ノ来ル迄待ツニ如カズトテ、土地ノ管理ヲ浜名旅館ニ委ネテ、空シク神山サシテ帰院セラレタリ。」

ベルトランは、その後復生病院長の任務に専念する。そして明治40年（一九〇七年）、彼は草津での事業を完全にあきらめ、土地の管理を托していた浜名館に無償同様でその所有権を譲渡した。また山から伐り出した用材は、腐蝕のおそれが生じた段階で先きに売却し、それは下町数軒の建築材に、あるいは湯之沢への移転強行の際に取り毀した御座の湯改め「白旗の湯」の浴舎再建と「滝の湯」等に用いられたという。なおベルトランが説教場に借りた大川屋は、これも明治34年（一九〇一年）八月の湯之沢火災のさい全焼したと伝えられている。

ベルトランは、大正4年（一九一五年）病にたおれ、静養の甲斐なく、翌大正5年4月12日その四九年の生涯をとじた。うち復生病院長として献身した歳月は一八年に及ぶ。そして彼は、生前の希望どおり、復生病院の墓地に葬られたのだった。

5 「らい予防法」成立への道

大江満雄編の日本ライ・ニュー・エイジ詩集『いのちの芽』に付されている「世界の癩に関する年譜」によれば、紀元前二六九七年頃、中国の黄帝の時代に書かれた「素問霊枢」の中に本病の記事があり、同一九〇〇年頃よりはエジプト（アフリカ）やヨーロッパでも本病に関する記録がみられるとしている。これによっても、「癩」がいかに古くからあった病であるかがわかる。

わが国では、紀元後五九三年、聖徳太子が浪華（なにわ）に四天王寺を建て、療病、施病施薬、悲田、敬田の四院を併置し、難民を救恤した中に本病患者もいたと伝えられているのが最も古く、また天平2年（七三〇年）、光明皇后が施薬院に浴舎を設けて本病患者を沐浴させた話などが、比較的に知られているところだろう。そしてそのむかしから、さまざまな慈善と医術がらいを手がけはしたが、病それじたいにはいずれもサジをなげ、中でも惟宗具俊のごときは、弘安7年（一二八四年）に書いた「医談抄」で、「天の病せしむる病なり。天の怒に逢ひて薬を施さば汝病をうべし。其後無益なりと思ひて不施とはべれり」と、憎悪さえなげつ

けている。

〝不治〟で〝天刑〟でそれは〝遺伝病〟だとされつづけてきたらいであるが、しかしようやく一八七一年すなわち明治4年、ノールウェイの医学者アルマウェル・ハンセンがらい菌を発見し、その発表によって、古い疾病観に打撃を加えることになるのである。「ハンセン氏病」とは、この菌発見者の名をかりた呼称であり、WHO（世界保健機構）では、らい病をさす学術語としてLeprosyを用い、日本ではドイツ語の「レプラ」をもってこれにあてた。

だがらい菌の発見にもかかわらず、わが国ではまだまだ遺伝説が根強くあった。しかしハンセンの菌発見と発表の間の明治5年（一八七二年）、医師後藤昌文は東京柏木鳴子町に私設の病舎を建て、その後本所、神田と移って、明治8年（一八七五年）起廃院へと発展させるとともに、そこでらい（ハンセン氏病）患者にたいする治療を実施した。起廃院では「大風子の内服を主として清血のためとちの皮の煎薬を飲ませ、とちの皮の風呂に入らせていわゆるタンニン酸の収斂療法をとっていた」（光田健輔『回春病室』）といわれ、これが当時としては最高の治療法だったようだ。彼はこの治療法によって名を高め、「遠く朝鮮、清国（中国）からも治療に来るものがあり、ハワイからも招かれたけれども老人であるからといって、息子（昌直）に薬をもたせてハワイへ送った」（承前）と伝えられている。また後藤は、復生病院が創立まもない頃、起廃・復生両院間で患者治療上の〝特約〟を交わしていたが、明治28年（一八九五年）七一歳で没し、後継者の昌直も明治42年（一九〇九年）五二歳の若さで死去している。

明治25年（一八九二年）には、細菌学者の北里柴三郎が、東京芝公園に伝染病研究所を設ける。これを聞きつけたらい（ハンセン氏病）患者たちが、同研究所での治療をもとめて全国から殺到したという。しかし二年後の明治27年（一八九四年）、アメリカ人宣教師K・T・Mヤングマンを中心に、その教えを受けた婦人たちの団体――好善社によって、東京下目黒に慰廃園が開設されたため、伝染病研究所での治療を中止し、北里が慰廃園に出向き、外来患者の診療とともに同園収容患者の治療に当ったといわれている。

それにしてもわが国における古い疾病観の壁は厚く、このように本病の医療に関しては、わずかに後藤や北里をあげるにとどまるほどの貧困ぶりだったのである。

明治30年（一八九七年）、ベルリンで第一回の国際らい会議が開催された。わが国からはドイツに留学中の土肥慶蔵が出席、北里柴三郎は日本での本病の統計を論文にして提出した。そしてこの会議は「らいは伝染病であって皮膚粘

膜がらい菌の巣窟である。その予防には患者を隔離するより方法はない」と結論したのだった。同年わが国初の本病患者一斉調査が行われ、罹病者数は北海道を除き三万三六六〇人、人口一万人に患者五・五人という結果がでた。また徴兵検査の際に発見され「壮丁らい」とよばれた罹病者数は、六二〇人とされている。ついで第二回目の調査は、明治33年（一九〇〇年）に行われた。これは内務省より全国地方庁に依頼し、主に警察官によって秘密に調べたもので、この時は罹病者数三万〇三五九人という調査結果となった。

明治35年（一九〇二年）の『東京養育院月報』に、光田健輔が書いた「上州草津及甲州身延に於ける癩患者の現況」がある。これには山梨県身延山久遠寺山門付近の「癩病宿屋」の状況などとともに、草津湯之沢部落についてもレポートしており、その調査報告から明治35年当時の湯之沢患者の実態をうかがい知ることができる。その中より、数字的に明らかにされた人口、死亡、出産、職業等を次にあげよう。

人口　一九九人（M35年4月調）
　本籍　男二四　女二一
　寄留　男五〇　女三一
　浴客　七三
　死亡　二一人（M34年度）
　　男一六　女五
　出産　三人（M34年度）
　　男児〇　女児三
　夫婦　一六組
　　うち子を挙げたもの一〇家庭
　児童　一二人
　　うち草津小学校に入学のもの四人
　職業
　旅館一〇、雑品商四、農業二、日雇二、建具、灸点、金工、綿打、売薬、医薬、医師各一、その他旅館に雇われる下女、下男、あるいは職人の徒弟、駄馬、炭焼を業とするものあり。

なお浴客の場合、「一ヶ月およそ九円を費す」とも記している。ちなみに、当時の米の値段は一升一八銭である。また職業のうちに「医師」とあるのは、愛川代診医のことともおもわれる。愛川は内科医師の前期試験にパス、後期試験を目前にして発病し、明治31年（一八九八年）頃来草、湯之沢の地に定住したが、当時湯之沢で旅館を営んでいた竹内某が医師の免許をもっていたので、竹内の代診として医院を開業をしたと伝えられている。

このように光田健輔は、湯之沢部落の「現況」を数字的

にまとめて報告しているが、同レポートの中で草津町全体についてもふれ、明治34年（一九〇一年）度の草津の人口一千余、戸数約五百、浴客通算一七万八〇〇〇人に及ぶとしている。

明治35年（一九〇二年）3月、群馬県富岡市出身の代議士斉藤寿雄他二名が、「癩患者取締に関する建議案」を第一六帝国議会に提出した。斉藤は医師としての立場とキリスト教主義に則り、廃娼運動をはじめ未成年者禁酒法制定等に活躍した政治家であるが、桜井方策編『光田健輔の思い出』の中で桜井が書いているところによれば、斉藤が同建議案を提出するに至った契機はこうだ。つまり「（斉藤代議士は）或る外人を案内して神戸の布引の滝を見物に出かけた。そこに癩の乞食が三、四人たむろしていた。外人に『あれはなんですか』ときかれ、斉藤代議士はすっかりあわててしまった。癩の乞食が野放しではいけない。これを取締る法令を早急に作る必要を痛感し」たからだという。患者問題については、それ以前にも議会で質疑が交わされたことはあったが、患者の取締りを目的としながらもこの斉藤の建議案によって、はじめてその対策が政治問題化したのであり、これがいわば「らい予防法」制定への〝第一声〟だったのだ。しかし結局は会期切れで流れるのだが、同時に内容的な意味で、以後のわが国らい（ハンセン氏病）行政の本質を、あらかじめ同案にみるおもいがするのは否めないところである。

明治38年（一九〇五年）、光田健輔が東京養育院の雇員から医員になったこの年の11月、渋沢栄一の提唱で、大隈重信、清浦圭吾らが発起人になり、三井、岩崎、大倉、安田、住友など財界の代表ほか各界の人士、ジャパンタイムズ主筆頭本元貞らマスコミ関係者を日本橋の銀行倶楽部に集めて、らい予防相談会を開催した。この会合で光田と熊本回春病院長ハンナ・リデルが講演し、ともにらい（ハンセン氏病）対策の急務を説いている。光田はすでに、全国の患者部落等をみてまわった結果をまとめて『癩病隔離必要論』を出版しており、この時の講演も「癩患者に対する処置」と題して、外国と日本の本病患者の現状を比較して述べ、わが国での患者隔離を急ぐよう強調した。またハンナ・リデルは、前年日本が日露戦争で戦勝国になったことから、「自国（日本）の病人の救済を外国に任せておくのはおかしい」との理由で母国イギリスよりの援助が絶え、回春病院が経営難におちいっている実情と同時に、「軍艦一隻維持するだけの費用で、五〇年のうちに一人のらい患者もなくすことが出来ると思います」と訴えた。そしてこの席上、内務省衛生局長の窪田静太郎は、らい予防法政府案の用意のあることを示唆した。

明治39年（一九〇六年）、光田と同郷である山口県出身の代議士山根正次が、「らい予防法案」を衆議院に提出、全会一致で可決されたが、貴族院の議決をみることができず不成立におわった。その頃、重症の本病患者の行き倒れを目撃したイギリス大使が、外務省を通じて施策の貧困をなじったと伝えられ、明治40年（一九〇七年）、ようやく政府による「らい予防法案」が上程可決をみ、3月18日、それは「癩予防ニ関スル件」法律第一一号（**資料1**）として公布されたのである。

6　二つの請願書

ここに、『湯之沢部落六十年史稿』という一冊の印刷物がある。これは当栗生楽泉園の事務官（庶務課長）だった霜崎清と、同じく書記の井上謙が、昭和16年（一九四一年）すなわち湯之沢部落解放途次に共同執筆したもので、内容は①湯之沢部落概観、②同部落と厚生運動、③同宗教運動、④同移転運動の回顧、の四項にわたっている。そしてその④の中で、明治43年（一九一〇年）上町に起こった湯之沢部落移転運動をとりあげているが、霜崎らは問題の一応の経緯とともに、この運動をおし進めた草津町長山本与平次の企図について、まづ次のように指摘するのである。

「山本町長の湯之沢部落を滝尻原に移転せんとする運動は、癩予防の保健問題に核心を置いたものではなく、草津温泉の発展を阻害する邪魔物を除かんとするのが其の本当であったらしい」と。

その山本与平次だが、彼は当時すでに草津温泉の一等旅館大東館の当主として家業に励むと同時に、「明治三十三年八月伝染病予防委員、同年九月町会議員、同年十一月土木委員、同三十五年十一月同上、同三十六年九月町会議員、同年郡会議員、同年十一月土木委員、同三十七年同上」（『上毛吾妻百家伝』）等を歴任、そして明治39年（一九〇六年）10月に第四代の草津町長に就任した時は、まだ若干三七歳だったという。山本はその卓越した行政手腕を大いに町政にふるったと伝えられており、島田斉胤が大正四年（一九一五年）に書いた前出『上毛吾妻百家伝』によれば、中でも一部町民の怨嗟をかえりみず、長年堆積していた町税の滞納を断固一掃したほか、温泉場としてはぜひ必要な電話機の架設が町単独では思うにまかせずにいた状況だったのを、各町村にも架設する方法によって郡会の議決を得、この事業に郡費を支弁させ、ついに実現したことなど「永く忘るべからざる功蹟」と評価されている。しかしあるいは当然のことだろうが、この『百家伝』には、彼が行なおうとした湯之沢部落移転に関してはまったくふれら

れていない。

そこでふたたび『湯之沢部落六十年史稿』にもどり、部落移転問題の記述を繰ってみると、山本のこの件にたいする取り組みについてこう書かれている。「山本与平次町長に就任以来草津町の発展を阻害するものに湯之沢癩部落の如きはなしとし、山本孫三郎、中沢力蔵を癩村移転事業調査委員に指名し徹底的調査をなさしめた」。その結果、上町より東南二〇町（約二二〇〇m）隔たる滝尻原一帯を部落の移転地に選び、一定の予算を投じて温泉を引き、患者たちを造林園芸に従事させるという計画を立てた。そして山本は、明治42年（一九〇九年）町長に再任されると、この計画を実行に移すための行動を開始する。その第一に、彼は県知事神山閏次あての請願書を作成、翌43年3月20日付でこれを提出したのだった。その請願書（全文）は左のとおりである。

湯之沢癩部落移転請願書

本町ハ郡ノ西北端ニ位シ海抜四千五百尺、土地高燥風景雄大壮麗ニシテ空気清新之レニ加フルニ温泉湧出ノ量多大無限真ニ理学的療養地トシテ適当ナルコト全国其ノ比ヲ見ザル所タルハ夙ニ医学社会ノ公認スル所ナリ。一朝之ヲ開発シ適当ノ施設ヲ加工センカ其ノ発展蓋シ知ル可ラザルモノアラン。空シク之ヲ吾妻ノ一小温泉トシテ放任センコト独リ本町ノ不利益タルノミナラズ又県ノ不利益タルコトヲ失ハズ殊ニ本町住民ハ温泉ノ天恵ニ依リテ生活ノ基本ヲ立ツルモノデアル故ニ温泉場ノ施設経営ノ良否ハ直ニ本町ノ盛衰ニ関係ス。而シテ其ノ施設タルヤ頗ル繁雑多端一朝ニシテ其ノ完成ヲ望マンコト微々タル本町独力ノ能クスル所ニアラズト雖現下最モ急速ニ決行セザル可カラザルハ当温泉字湯之沢ニ現存セル癩患者入浴場ヲ移転セシムヨリ急ナルモノ又アラザルナリ。従前ハ其ノ集団区域ト本町トハ充分ナル間隔ヲ有シタリシガ故ニ左マデ憂フベキニアラザリシガ住民ノ増加ニ伴ヒ自然ニ家屋接続櫛比スルニ至リシハ已ムヲ得ザルニ出ヅト雖大ニ憂フベキ事タリ。該病ノ夙ニ伝染性タル事ヲ証明セラレタル今日ニ至リテハ該患者入浴場ヲシテ尚一層隔離セル位置ニ移転セシメ完全ニ病毒ノ散漫ヲ防止シ多数浴客ヲシテ安ンジテ滞在セシムルノ手段ヲ構ズルハ焦眉ノ急タルト共ニ一方彼ノ無辜ナル憐ムベキ患者ヲシテ或ハ花卉ヲ栽培シ或ハ造林園芸ニ各自ノ好ム所ヲ為サシメ其ノ他百般ノ娯楽的設備ヲ施シ以テ余命ヲ全フセンコト社会人道ノ上ヨリ見ルモ当ニ努メザルベカラザルコトナルガ故ニ本町ハ之レガ移転費ヲ約二万円ト概算シ一廓ノ地ヲトシ別紙計画ノ通之レヲ断行セントス。其ノ候補地トシテ字滝尻原国有原野ノ最も適当ナルヲ認メタリ。該地

ハ現今該患者入浴場ノ下方ニ位スル平原ニシテ其ノ面積百数十町歩ニ跨リ当町ニ距ル約二十町其間山林原野及小山脈之ヲ横切ルアリテ自然ノ境界ヲナスガ故ニ其ノ病毒ヲ防止スルニ於テハ充分ナリトス。曩ニ本町ノ此地ヲ以テ候補地ト予定シタルハ浴場トシテ総テノ点ニ於テ欠ケル所ナキヲ認メタルニ依レリ。他ニ面積水利等ニ於テ同一ノ地点無キニアラズト雖温泉引用不便ナルカ又ハ遠距離ニシテ中途温泉冷却スルノ恐アリ一長一短滝尻原ノ外之レガ適当ナルモノ他ニ求ムルコト能ハズ依テ本町ハ曩ニ四十一年中其ノ特売ヲ東京大林区署ニ申請シタリシモ爾今聴許セラレズ偶々聞ク所ニ依レバ該候補地ヲ今回造林地ニ編入起業セラレントス。果シテ聞クガ如クナレバ癩患者入浴場ノ移転ヲ決行スルコトヲ得ズ為ニ本町ガ今日迄予期セシ事業ハ全ク空泡ニ帰シ日本屈指ノ本町ハ永久ニ発展スルノ期ヲ失ヒ温泉場トシテ起ツ能ハザルニ至ルハ炳然タル事実ナリトス。依テ該候補地ノ不要存置ト要存地タルヲ問ハズ閣下ノ御高配ヲ仰ギ一日モ早ク之レガ無代払下ノ恩命ニ浴スル様御詮議相成度願意徹底ノ上ハ諸般ノ施設ヲ速ナラシメ本町ヲシテ益々向上発展セシメムコト本町ノ幸福タルノミナラズ本邦理学的療法ノ上ニ貢献スル所尠ナカラズ茲ニ計画書相添此段請願候也。

明治四十三年三月二十日

草津町長　山本与平次

群馬県知事　神山閏次殿

以上は『六十年史稿』に収録されているものの写しであるが、これに添付すると書かれてある「計画書」については不明である。ただ、滝尻原への温泉引きなどの施設費は年賦償還による町債にあおぎ、その償還方法としては従来の入浴料一人一日五銭に五厘の増率を課すという特別税を設け、別に引湯料を増額する方法をとるとされていることから、おそらくそのうえに立っての計画書を添えたのだろう。山本町長は、この請願書を通じて県側から一定の感触を得たのだろうか、7月8日次のような議案を町議会に提出、これが可決をみて、湯之沢移転の基礎工作を草津町の方針としておし進めるに及んだ。それは「湯之沢浴場移転ニ要スル起債ノ件」で、議案本文は「本町大字草津字滝尻原甲六百四十一番地外一筆国有原野ノ特売ヲ得ルニ於テハ二十ケ年賦償還ノ方法ヲ以テ大凡金二万五千円ノ町債ヲ起シ湯之沢浴場移転ヲ為サントス」というものだった。この議決は、当日の出席議員中沢市郎次、神林二平、黒岩誠一郎、宮崎五郎平と、当時の制度では町議会の議長役をも兼務することになっていた山本町長の五名によってなされており、同じく町議の新納伊三郎、宮崎常吉の二名はなぜ

かこの日欠席している。また草津町議の定数は当時八名であったが、市川善三郎が任期中に死亡したため、ここでは欠員一となっている。市川善三郎といえば、草津温泉屈指の旅館一井を経営するかたわら、明治20年（一八八七年）草津温泉改良会の会長として戸長角田浩平とともに湯之沢部落開村を断行し、町制実施以後は町議を歴任、山本与平次の前に町長も務めた人物だった。なお市川亡き後の議席は、同年11月黒岩忠四郎が補っている。

このように湯之沢部落移転をもくろむ町当局のうごきにたいして、湯之沢の患者住民たちは激しく反発した。かつては温泉街から湯之沢へ追われ、いままたその湯之沢からも追われようとしているのである。何ゆえにらい（ハンセン氏病）患者は、こうまで忌み嫌われ、迫害を受けなければならないのか、しかも上町の都合一つでわけもなく追われる。当然のことながら部落内に怒りがもえあがった。彼らは額を寄せ集めて話し合った結果、町側が県知事あてに請願書を提出しているのであれば、自分たちは内務大臣あてに部落存続を訴えることにきめ、そのおもいのたけをこめた請願書を作成し、部落の戸主全員の署名捺印を以ってこれを内務省あてに発送するに至った。その請願書（全文）は次のとおりである。

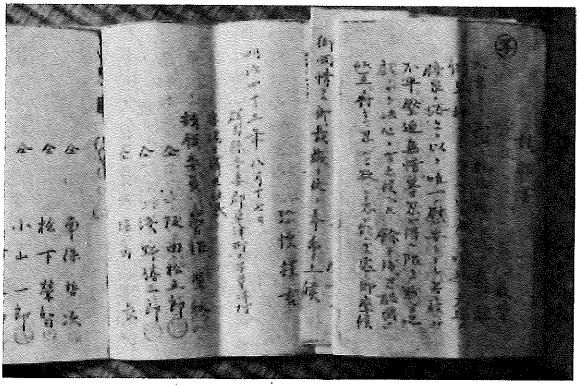

湯之沢住民の内務大臣宛部落存続請願書

請願書

我等不幸ニシテ不治ノ難症ニ犯サレ既ニ名利ニ離レ郷里ヲ辞シタル身ナルヲ以テ今ハ唯此ノ天与ノ鉱泉ニ浴スルヲ以テ唯一ノ慰安トナシ居リ候ヘバ不平圧迫無情等忍ビ得ル限リハ黙シテ之ヲ願ミザル決心ニ有之候ヘ共余リニ残忍酷薄ナル所置ニ対シテハ忍バント欲シテ忍ブ能ハザル処ニ御座候依テ今般閣下ノ尊厳ヲ冒シテ請願書ヲ奉ル如キハ其礼ニ非ラザルヲ弁ヘザルニ非ズト雖モ今ヤ我等ノ安住ヲ根柢ヨリ覆サントスルノ企図アルヲ発見致シ候ニ付キ余儀ナク茲ニ我等住民一同連署セ

ル請願書ヲ奉リ候

明治四十三年七月四日（ママ）草津町町会ニ於テ為セル決議ニ依レバ同町ハ癩予防ノ理由ノ下ニ我々患者ヲシテ唯一ノ慰安地ニシテ且ツ第二ノ古郷タル現在ノ居所ヲ追放シ遠ク隔リタル原野ニ居住セシメントシ既ニソノ費用トシテ二万五千円借入レノ件ヲ決議シ進ンデ上級官庁ニモ夫夫手続ヲ運ビタルヤニ聞及ビ申候

元来草津町ニ於ケル前陳ノ企図ハ当地ノ内情ヲ悉知セザルニ於テハ或ハ至当ト認メラルルヤモ計リ難ク候ヘドモ抑モ当湯之沢区ハ明治二十年ニ到ル迄ハ上町ニ於テ癩患者ト他ノ者トノ雑居ヲ為シツツアリシヲ他客ノ嫌忌ヲ来スノ口実ヲ以テ爾来癩患者ハ断然上町ニ宿泊居住セシメザル条件ノ下ニ町長（ママ）ノ強制ヲ以テ離隔セラレタルモノニ有之候然ルニ町長（ママ）ノ付セル条件ハ一モ之レヲ履行セズ依然トシテ癩患者ヲ上町ニ隠蔽シ私利ヲ貪リ来リシ事ハ殆ンド公然ノ秘密ト相成リ居リ申候

其他当区ニ対スル町ノ施政ハ実ニ其ノ惨ヲ極メ候ヘ共忍ンデ今日ニ到リ申候　如斯状況ナルヲ以テ或ハ伝染予防ノ為メ充分ナル区画ナキモノノ如ク見ユルモ上町ニシテ前約ヲ履行シ断ジテ癩患者ノ宿泊居住ヲ許サザルニ於テハ現在ノ位置ヲ以テ充分ニ隔離予防ノ行ハレ居ルモノニ有之候

此ノ件ニ関シテハ嘗テ其筋ヨリ派遣セラレタル専門家ノ意見ニ拠ルモ現住地ヲ以テ支障ナキモノト言明セラレ申候

如上ノ諸点ヲ綜合スレバ今回企図セル我等追放ノ件ハ伝染予防ニ関シテハ何等ノ必要ヲ認メザル者ニ有之候　然ルニモ不拘大金ヲ投ズルノ結果細民ノ膏血ヲ絞リテモ尚且之ヲ遂行セントスルノ真意ハ癩予防其者ニ非ラズシテ他ニ有之申候即チ一ハ現在ノ位置ニ我々ヲ居住セシムルニ於テハ上町ニ於ケル顧客ノ嫌忌ヲ来スル虞アリニハ富有ナル癩患ハ飽クマデモ之ヲ隠蔽シ私慾ヲ貪ラントスルモノニ外ナラズ候

然ラバ我々ハ何等隔離ノ必要ナキニモ拘ラズ上町住民ノ私慾ノ犠牲トナリテ此ノ地ヲ去ルハ忍ビントシテ忍ブ能ハザル処ニ御座候　サレバ茲ニ我々ハ百万財ヲ積ンデ移転ヲ強制セラルルト雖法規ノ命ゼザル限リハ死ヲ賭シテモ尚且ツ此ノ地ヲ去ラザルノ決心ニ有之候間憐ナル我等癩患者ノ衷心ヲ御諒察ノ上　閣下ノ御同情アル御裁断ヲ伏テ奉希上候

恐惶謹言

明治四十三年八月十七日

群馬県吾妻郡草津町大字草津村
字湯之沢区住民
請願委員　菅根栄秋㊞
（以下八二名署名捺印）

内務大臣男爵　平田東助殿

閣下

この請願書が、草津町で企てている湯之沢部落の移転はらい（ハンセン氏病）予防そのもののためでなく、むしろその目的は一般浴客の嫌忌をさけることと、同時に富有な本病患者を上町旅館に取り込み私慾を貪ることにあると指摘している点は、霜崎・井上の『湯之沢部落六十年史稿』でも同様の見方がなされ、次のように書かれている。「山本町長はその湯之沢部落移転請願書に癩伝染説を喋々と書き立てたけれ共実際は癩伝染を信じていたかどうか疑はしい。即ち草津町民は癩と交る事常人と異ならず平素之を伝染病として取扱ふことなくして之を移転せしめんとする運動は湯之沢部落民にして見れば単なる邪魔物扱するものとして反感を抱くに至らしめたものと思はれる。茲に移転運動の思想的貧困があった」と。そしてじじつ上町旅館による金持患者の「隠蔽」は、昭和7年（一九三二年）草津町に国立療養所栗生楽泉園が開設された後もつづき、昭和17年（一九四二年）湯之沢部落が楽泉園に吸収解散するまで行われていたとの患者証言がある。

時の内務大臣平田東助にあてた湯之沢住民の請願書は、直ちに効果をあらわした。同年8月22日吾妻郡長関銚三郎（しょうさぶろう）が、草津町長山本与平次にたいし、湯之沢住民連名による内務大臣あて請願書の写しとともに、同町長より県知事にあてた請願書を返付してきたのである。それに添えられた吾妻郡長の一文はこうだ。「貴郡内営根栄秋外数十名ヨリ湯之沢移転問題ニ付別紙請願書提出候処右ハ貴町会企画ノ発展策ト相容レザル願意ニシテ貴町々会ガ議決ノ精神ノ存スル処ヲ知悉セズ反抗ノ気勢ヲ醸シタルモノト被認此時ニ際シ請願書ノ出ヅルガ如キハ其ノ地温泉場ノ将来ニ鑑ミ甚不利益ト被認候条能ク草津町ガ意志ノ存スル処ヲ知悉了得セシメ慰撫ノ方法ヲ講ジ該請願ヲ撤回セシメザルベク若シ現在ノ気運ニシテ到底之ガ見込ナシトスレバ其議ニ於テ相当意見ヲ付シ改テ提出候様取計ベク依テ書類一応返付及通達候也」。

体のよい却下である。しかし町当局が営林署に申請していた国有原野の払い下げは、その後許可された。

なお、区長菅根栄秋を筆頭に請願書に署名捺印したものの中には、本病患者でない者も含まれていた。それは、湯之沢開村時にすでにその地にあって隠居所を旅館に改造して、少しも忌み嫌うことなく患者相手の営業を行なっていた加科小文治と、もう一人は草津に住んで患者たちのために数々の善行をつみ、この湯之沢部落移転問題の起きた同じ年の5月に、賞勲局総裁正親町実正から感状と銀盃

の下賜を受けた安中五郎次の二名がそうである。

この前年、すなわち明治42年（一九〇九年）「らい予防法」に基づき、二ヵ年の準備期を置いて、東京の全生病院、大阪の外島保養院、四国の大島療養所、熊本の九州療養所、青森の北部保養院、以上全国五地域に連合府県立の療養施設が開設された。そして光田健輔は全生病院の医長に任じられた。また同年12月、ノールウェイ国ベルゲン市で第二回国際らい会議が開催され、デンマークの医学者A・レルスから、日本でのらい（ハンセン氏病）対策の極端な遅れと施設の不備について、きびしい指摘を受けたのだった。

7　湯之沢こぼればなし

前出の『湯之沢部落六十年史稿』の中に、「湯之沢開村より10年を経て曽て戸数10数戸人口僅に数十名の極めて質朴なる家族的集団たりし部落は明治30年代に到り漸く殷盛を極め、その享楽的風潮は老若婦女子に滲透するに至った」とある。つまり同部落に集まる患者がふえ盛んになるにしたがって、部落内には「賭博と酒乱、漁色と刃傷、逃亡と自殺」が充満し、「堕落」と「闇黒」の時代におちいったというのだ。しかしそれが当時の社会的風潮に比してどうだったのかは明らかでないし、また患者部落ということで殊更に問題視してはいなかったかという点に少なからぬ疑問が生じる。さらにこうした堕落、闇黒とする見方については、同じく前出の『草津聖バルナバ教会史稿』の論調にもそれが見出せることから、これらは宗教々義の燭台に供せられた向きがなきにしもあらずで、だとすれば『教会史稿』より8年後に書かれ、しかも当然それが目にふれる立場にあった者の手による『六十年史稿』は、当該個所の内容も酷似していることなど合わせ考えると、おそらくこれをそのまま容れたものと受けとれなくはないのである。

とはいえ、湯之沢部落に反道徳的な現実がその断面をのぞかせていたことは確かのようだし、そこには神もホトケもない破れかぶれな生き方があったことも否定はしない。しかしそれにしても、あまりにむごい話がありすぎるので、ここでは、はじめにそうした湯之沢ばなしから拾ってみることにしよう。

「患者略奪」

草津、湯之沢を尋ねてくる患者は、たいてい大金を所持しているといわれた。その金をねらい、草津に辿りつく前に患者を略奪する者が出たという。

草津への道は、軽井沢から草津温泉に至る軽便鉄道がようやく全線の開通をみた大正15年(一九二六年)9月まで、じつに不便をきわめた。それ以前に草津へ通じる道といえば、長野県側からは標高一九五六mの渋峠を越えて芳ケ平を通ぎる尾根道と、同じく標高一三六二mの鳥居峠を越え嬬恋村を抜ける大笹街道、それに沓掛から鼻田坂を越え、右に応桑→大津道か、左に鎌原→前口道のどちらか。そして本県内からでは、高崎→室田→三の倉→大戸→長野原道、また四万より暮坂峠を越え六合村の小雨を経る山道と、吾妻町横谷から道陸神峠という吾妻渓谷を足下にみる難所を越えて川原畑に通じる道の六通りで、いずれも遠く峻しい道のりだったのである。もちろん所によっては、乗合自動車や馬車も通っていたのだが、らい(ハンセン氏病)の身を恥じて、患者のほとんどは人目をさけるつらい旅をつづけた。

さて、こうした道中難儀をしている患者をみかけると、その者らは、病をなぐさめ、湯之沢へいっしょに行ってやることを約束し、言葉たくみに患者を自分の家の納屋か山小屋に連れこむ。そしてそのまま死ぬまで放っておくのである。死ねば懐中の金を取りあげ、死骸は山か畑に埋めて、あとは知らぬ顔の半兵衛をきめこんでしまう。これらがいわゆる〝事件〟にならなかったのは、身内に本病患者がいたことをひた隠しにしている国許の家族より患者の捜索願いなど出されなかったからであろう。

また、こんな話しもある。

ある洋服屋が、群馬郡K村の五十嵐という家に仕立ての注文をとりに行った時、家の中にはだれもいない様子なので養蚕小屋のほうにまわってみると、小屋の暗がりに幾人もの患者がボロ布のようにうずくまっていた。おどろいて店にもどり父親にこのことを話すと、父親は「あの家ではまだそんなことをしているのか」と云い、五十嵐の養蚕小屋にらい(ハンセン氏病)患者のいるわけを聞かせてくれた。それによると、五十嵐は農閑期に焼餅をつくり、草津の温泉場に売りに出かけた。そこで湯之沢部落を知り、部落に集まる患者は郷里から大金を持ってきていること、生きても四、五年の生命であることなども耳にした。彼は、これは金になると考え、さっそく部落に出入りして金を持っていそうな患者に近づき、「自分の家にはこの病気によく効く薬がある」ともちかけた。もとよりでたらめな話なのだが、温泉療法や点灸だけではあきたらなく思っていた患者の中には、五十嵐の誘いに飛びつくものもいて、彼の家に喜んでついて行った。その結果あり金を残らず奪われ、養蚕小屋に閉じこめられて逃げることさえできなくされてしまったのである。五十嵐はこの手で湯之沢から毎年のように患者を連れ帰っては、金を奪い、死ぬのを待った。そ

して死骸は畑に埋めた。しかしそのうち五十嵐の孫がこの病気にかかり、また彼が住むK村字(あざ)Gから発病者が多く出るなどして、やがて近在ではそこの字名をとり、らいをG病とよぶようになったという。

「千円嫁と仏山師」

湯之沢部落の患者が、千円の結納金を出して健康者の娘を嫁にした。このことをもって患者「堕落」の最たるもの、部落「暗黒時代」の到来などとありったけの非難をあびせかける者たちがいる。だがそこには、患者を人間以下としてしか認めない意識と、そうした見方から生じる明らかな倒錯がある。つまり患者の分際でというわけなのだが、だとすればどんな事情があるにせよ、そんな患者からの千円で娘を身売り同然に嫁にやる親のほうはどうなのか。しかもきつく差別を強いられている患者にとって、健康者の社会から嫁をとるなどおよそ思いもつかぬ事柄であり、もちろんそれは部落外からもちこまれた話だったのだ。したがって「不治」の病をかこち、淋しい日々をおくっていた患者が、誘われるままに偶々この話しに乗ったとしても、その患者と部落が一方的に責められ罪悪視されるのは、あまりに片手落ちに過ぎるといいたい。ちなみに明治39年（一九〇六年）の巡査の初任給は月俸十二円（朝日新聞社刊『値段の風俗史』）だから、千円といえばその約七年分に相当する額だったのである。

湯之沢の宿屋竹内館の女房おりわも、いわゆる〝千円嫁〟の一人だった。噂によると、彼女は上町の大きな旅館主の妾らしかったが、縁あって竹内館に嫁いできた。結婚後竹内館の主人は病気を悪くして、夫婦生活もそう長くなく死んでしまった。おりわは美しい人だったのですぐ再婚話がもちあがり、同じく部落の金持ち患者が竹内館へ婿に入った。しかしその婿も、ほどなく病気が悪化して死んでしまった。するとまたまた婿入りの話しがあるというふうにして、竹内館のおりわにはつぎつぎと新しい婿が来、そして死ぬ、そのたびに同館の身代は大きくなっていったのだった。結局おりわの婿とりは五人を下るまいといわれ、同時に一人ひとりの病夫を看とりつづけた彼女に、ついに病が伝染(うつ)ることはなかったのである。

ところで、当時わが国家族制度のそれは端的なあらわれなのだが、湯之沢へ夫婦あるいは家族づれで移住してくる場合、夫または父が病気という事例がほとんどで、女性が病気になったときは、きまって一人でやってきた。妻だったものは大方離婚されて、いわば二重三重の苦しみを背負って湯之沢を尋ねてきたのだった。そしてどこでもそうであったように、ここでも女ひとり暮らしていくのは、やは

り容易でなかった。ただらい（ハンセン氏病）の発病率が、なぜか男に比べて女のほうに少なかったから、そのぶん女患者は男患者にもてたし、したがって患者同士の結婚も男たちが一人の女をめぐって争いをおこすほどであり、そうした面では、女は比較的有利な立場におかれていたのである。

おせきもそんな女患者として、湯之沢で結婚した。だが夫を早く亡くし、望まれるままに再婚するが、その相手は金に不自由することのなかったかわりに、すでにだいぶ病気を重くしていた。まもなく男は死んだが、妻のおせきには相当の遺産が残った。その後おせきは何度も結婚をくりかえすが、彼女の相手はたいてい病気を悪化させており、いずれも早く死んだ。ためにいつしか部落内で、「おせきは金めあての結婚をする」と陰口をたたかれるようになったが、彼女は一向気にかける様子もなく、また相手のほうも、病床に臥したままのところへ嫁にきて甲斐がいしく身のまわりの世話をしてくれるおせきを、「完全看護」と云って喜んでいたのである。

湯之沢にはこうした女が幾人かいて、部落の者たちは、彼女らを「仏山師」とよんでいたという。

「二人の親分」

〝天刑〟とされ〝不治〟といわれる病におかされた者たちが、明日に望めないむなしさから刹那的な生き方に走る——。それは肯定できなくとも、だれが責められよう。湯之沢に花札賭博がさかんだったとして、とかくの非難があった。しかし良くない行為と知りつつそこへ堕ちていく患者の是非ない心情についても、やはり見過ごしてはもらいたくないとおもう。

さて、湯之沢博徒の中には二人の親分がいた。中村大九郎と椚原（くぬぎはら）清風がそうで、しかもこの二人は、湯之沢部落での宗教運動の興りに、それぞれが運命的な関わりをもつことになるのである。

湯之沢における宗教運動の興りは、コンウォール・リーの業績が非常に大きかったため、キリスト教からと思われがちだが、ここでも伝統ある仏教のほうが早かったようだ。それは明治34年（一九〇一年）、教育家政治家として知られる江原素六が湯之沢を視察したとき、部落に集会所がなかったことから集会所を兼ねた真宗大谷派の説教所を設立する話がもちあがり、発足した門徒会による寄付金集めにはじまるのである。

そして当時よりしばしば湯之沢を訪れていた光田健輔が最初に寄付金を寄せ、その後光田の要請で東京養育院の幹事安達憲忠が同宗の近角常観、大草恵実らに働きかけを行

った結果、浅草本願寺から六〇〇円の下付があった。この間約一〇年の歳月を要している。だがこれを基金にして、湯之沢での説教所設立運動はようやく盛りあがりをみせ、門徒会の児玉信義、下間敬らが奉賀帳を作り、先づ部落内の宿屋に寄進をうったえてまわったのである。大方の宿屋がそれに応じ、涼風館もまた応分の寄付をおこなった。涼風館は湯之沢の宿屋の中で、一二をあらそう規模をほこり、すでに当主は婿養子の高田倭の代になっていたのだが、その養父というのが博徒の親分中村大九郎だったのだ。

大九郎は、「らい病に神もホトケもあるものか」とおもっていたので、養子高田の寄付行為を怒り、奉賀帳を取りあげて破りすててしまった。これにたいして門徒会の児玉と下間は、湯之沢の浴客となっていた佐伯と名乗る大学生の助力をえて、器物破壊の罪で大九郎を告訴、長野原警察署は大九郎をとらえて拘禁した。しかし警察に拘置された大九郎が、「出たら児玉、下間に目に物みせてくれる」と云っていることを聞き、二人はちぢみあがって、児玉は東京方面に、下間は郷里の名古屋に逃げ去ったという。

このような曲折を経て、明治45年（一九一二年）7月、坂口松五郎寄付の土地に説教所建設の工事がはじまったのだが、数ヵ月して釈放された大九郎は、湯之沢に帰るやいなや、まづ建設中の説教所に放火した。これは発見がはやく、大事にいたらずボヤ程度に終ったが、ついで彼は、自分が拘禁されている間に情婦が他の浴客と情を通じていたことを知り、抜刀してその寝所を襲い、情婦に傷を負わせるとともに男の脳天に一刀をあびせ即死させた。そして自分は再びボヤを起こした説教所に戻り、そこで縊死をはかったが果せず、割腹して湯川に飛びこみ、凄惨な最期をとげたのである。

いっぽう、もう一人の親分椚原清風は、中村大九郎亡き後も、つねに四、五人の子分をひき連れて、相変らず博打三昧に明け暮れていた。しかし同時に彼は、温情団の演芸部長という肩書きをもっていて、子分を使っては何かとその方面の世話やきもしていたようだ。温情団というのは、いわば湯之沢の自治を標傍する団体なのだが、内実は当時すでに宿屋組合ができ、その勢力がしだいに部落を牛耳るまでになっていたため、これに対抗する勢力によってこの組織がつくられていたのである。そして団長美輪咲雄太郎が、清風に目をかけていたので、彼もその一員として動いていたのだった。

年号も改まって大正2年（一九一三年）8月、熊本の回春病院長ハンナ・リデルは、湯之沢にキリスト教を伝道するため、同院専任司祭の米原馨児を派遣してきた。米原は山本館に旅装を解き、館主に湯之沢で伝道したい旨話した

ところ、湯之沢の松村屋を紹介してくれ、松村屋も伝道会場の提供を承諾した。なおここでいう山本館は、かつてベルトランの滞在した山本館が火災に遭って焼失した後に、所有者もかわって建てられた同名の旅館である。

湯之沢部落では「ヤソの坊主の説教」ということで、好奇心から集まるもの一〇〇人に達したという。だがこれが宿屋組合に、熊本への宿引きと誤解されて会場閉鎖などの妨害を受け、たちまち中止のやむなきに至った。米原が途方にくれていると、そこに援助の手をさしのべたのが清風だったのである。彼は宿屋組合と勢力を争っている温情団の役員であり、また大九郎の一件より大谷派説教所を構える仏教に敵意をもやしていたということもあったが、何よりも弱きを助ける持ち前の義侠心が彼をして米原の援助を買って出させたのだ。彼はそうした気性だったという。

清風は米原にたいし、伝道会場に自分が間借りしている宮木建具店の二階を提供すると申し出た。米原は喜んで清風のすすめにしたがい、彼の部屋で伝道会を再開した。会衆はわずか十三名であったが、毎夜会を開き、その結果キリスト教研究団体の光塩会が湯之沢部落に誕生したのだった。清風は早速「光塩会」と大書した看板を自室の入口に掲げた。そしてこの光塩会が、やがてコンウォール・リーを湯之沢に招き入れることになるのである。

また関西より湯之沢にきていたキリスト教信者武市久治らが、光塩会結成に力を得、大阪の外島保養院の宣教師ヒールの後援で大川屋旅館の二階に「大阪家族教会草津支部」を設けるなど、湯之沢にキリスト教伝道の〝証し〟が急速に広まっていった。そしてその皮切りは、じつに博徒の親分椚原清風の義侠心の発露によるものだったのだ。

「患者とその家族たち」

家族の中から一人本病の患者が出ただけで、一家は〝らい家族〟のレッテルをはられ、云いようのない苦しみに喘いだ。嫁いでいた娘は戻され、自家が店ならば営業を廃して、そっと息をひそめて生きていかなければならなかった。そして結局は一家離散の破目に到ったのである。したがって家族から患者が出た場合、一家はそのことを極力隠すようになった。患者は家の奥とか土蔵の中とかに死ぬまで閉じこめられた。あるいは夜陰にまぎれて漂白の旅に出た。四国巡礼もその一つだったが、大方は乞食になって渡り歩いた。らいの代名詞に「かったいぼう」というのがあるが、これは乞食を〝かたい〟と呼んだことにつながるものだ。そうした実情だったので、湯之沢部落のことを聞けば、家族としては多少金銭面で無理をしてでも、そこへ患者をやりたいと考えるのが人情だろう。

しかし患者とその家族の悲劇は、湯之沢に場所を移した後もなおつづくのである。山本よ志郎、加藤三郎共著『御座の湯口碑』に数多くの聞き書きが収められているが、その中には、滋賀県出身の青年患者が湯之沢に来て湯治や点灸に励みつつも、家恋しさにもどってみると、その青年の姿に治療の効果を認めることができなかった家族は、思いあまって青年を琵琶湖に突き落す相談をし、またそれを立ち聞きしてしまった青年は、二度とふたたび故郷の土を踏むまいと決心した話や、湯之沢に幼な子を連れて来ていたが、家族も生活に困って仕送りも途絶え、やむなく四国巡礼に出て苦労した話、あるいは夫が発病したためその妻は実家から戻るように強要されるが、夫を見すてることができずにいるうち、夫ばかりか娘までも病気になってしまう話などがある。たがこれらが何も特別な話ではない。すべての患者と家族が、いずれかのかたちで経験してきたものなのである。

同じく『御座の湯口碑』によれば、湯之沢にはこんな事件もあった。それは大正13年（一九二四年）10月、湯之沢部落の浜名館に逗宿していたタケという女性患者とその嬰児が、会いにきたタケの父親に殺され、これをタケと嬰児の母子心中として処理したというのである。

当時タケは二〇歳ぐらい。彼女は埼玉県のある肉屋の娘で、一六～七歳で嫁いだ。そして二人の子をもうけ、三人目を妊娠中に発病した。タケは身ごもったまま泣く泣く湯之沢に来て、宿にした浜名館で同年9月に子を産んだ。そして10月のある日、埼玉の実家より父親が尋ねて来て、タケと同じ宿に四～五日滞在することになった。父親が宿の者にもらした話しによると、タケはすでに嫁ぎ先きから離縁されており、タケの母親は娘の病気を苦にして自殺してしまったとのことだった。そうした家庭の事情を話しながらも、父親は落着いた素振りで昼間は宿の者と碁などをうったりしていたが、夜になるとタケと何か小声で話し合い、タケのすすり泣く声がときには明け方までつづいた。館主の坂口松五郎は、二人の様子がどうにもおかしいので、番頭の先崎にこの父娘を何気なく見張るように命じた。

父親が尋ねて来て三日目の朝、タケは着物を着替え赤ん坊を背負って、「お父さんが長野原町の川原湯へ遊びに連れて行ってくれるので……」と云い、父親とともに出ていった。ところが間もなく番頭の先崎が飛んで帰ってきて、「タケさんが殺された」と坂口に告げたのである。先崎の話しによると、彼が後をつけているとは知らない父娘は、長野原への道を行かずに草津町の南に当たる吾妻公園の山道を登っていった。先崎はなお後をつけて行ったのだが、途中で父娘の姿を見失ってしまった。あわてて探がしてい

るうち、タケの父親が一人で吾妻公園を下って行くのが見えた。そして先崎は、とある松の下にタケと赤ん坊が血に染まって倒れているのを発見したのである。先崎は館主にこのことを報告するために走った。また父親が町なかの水槽で血のついた匕首を洗っているのを、目撃した者もいた。たちまち部落内に殺人事件の話しが広がった。この間父親のほうはその足で長野原警察に出頭し、「娘が孫を殺し、娘も自害した」と届け出たのである。午後になって検屍があったが、警察は父親の届け出どおり、これを母子の心中事件として処理したのだった。

だがこの話は、それだけで終っていない。皮肉なことに父親と入れちがいにタケの夫がやって来て、妻と子の死を知り、涙を流して残念がったという。そして彼によって判ったことだが、タケの離縁もタケの母親の自殺も、すべてタケに死を覚悟させるための父親の作り話だったのである。しかしそのことは伏せられ、新聞はこの事件を「癩病婦人、嬰児を殺す」と報じたという。

もちろんこうした悲劇は、べつに湯之沢にかぎったことではなかった。本県の利根郡片品でも本病の女性患者が、幼児を道連れに心中した事件が起きた。大正2年（一九一三年）8月のことである。この事件については、同年10月号の『婦人之友』に「利根水源の山中に呪はれた美しき家庭を訪ふ」と題する記者レポートが掲載され、とかく隠蔽されてきた患者とその家族の実態を明らかにし、本病問題にたいする社会的波紋をなげかけたが、このレポートによる事件のあらましはこうだ。

埼玉県師範出の堀越茂治は、同じ埼玉の浦和女子尋常師範出のタイと結婚、茂治は小学校教師として働き、二人の間に三省という男児をもうけた。しかしその一年後タイが本病を発病、やむなく親子三人は人目の離れた本県利根郡片品の山村に引きこもり、生活のため茂治は同地土出分教に奉職した。にもかわらずタイの病気がしだいに世間に知られるところとなり、郡視学、校長、村長などがしばしば茂治に、退職するか、妻を離別するか二つに一つの処置を迫った。茂治はタイに心配させぬようこのことを内密にしていたが、やがてタイは察知し、ついに死の道を選ぶのである。タイは茂治の留守中、わが子三省（四歳）を絞殺し自分も縊死した。タイが残した夫や父母などへの遺書のうち、夫茂治へあてたもの（原文）には次のように書かれていた。

「永らく苦労のみ相掛け申訳なく候見る影もなき此身を夫れと愛憎を尽かし玉はず却って不憫の者とや何かと痛はり玉ひ且つ内外に対する堪へ難き苦痛を忍び玉ひし御心の程今更深く御礼申上候此上は尚ほ御身を苦むることの如何

にも心苦しく且つは見苦しき最期に及び候今より後は何卒御身御大切に老ひ参らせる父君への御孝養専一に御心掛け下さる様念じ上げ候三省の儀に就ては定めし恨みもし歎きもし玉ふならんと血を吐く思ひも致し候へ共兎角児の前途の気遣はれとつ追ひつ思案に暮れ候も却って妄と共にする方仕合ならんと可愛さのあまりかくは鬼も成し得まじき挙に及び候何卒御断念下され度日頃父恋しがりの三省児の為め折々の回向頼み上げ参らせ候

茂治様　　代子　」

「舐めた話」

明治30年代前半のある年に、わが国初の大規模公害＝渡良瀬川鉱毒事件で悪名高い足尾鉱山主古河市兵衛が、湯之沢へやって来た。彼は、いくばくかの金を寄付するつもりで訪れたのだが、偶々御座の湯を覗きこんでいるところを入浴中の患者たちに見とがめられ、「この野郎、おれたちは見世物じゃねえぞ！」と、手桶の湯を浴びせかけられて、這々の体で逃げ帰ったと伝えられている。世間から迫害され、ようやく辿りついた湯之沢である、もう今までのような蔑視や屈辱には耐えられないというおもいが、部落住民の間には強くあったのだ。

時代はくだるが、昭和7年（一九三二年）に湯之沢部落の移転を主目的とした国立療養所栗生楽泉園が開設され、当初一定の抵抗はあったもののしだいに事がはこばれて、湯之沢より楽泉園に入所する者がふえ、10年（一九三五年）末までにその数は二三四名にのぼった。折りしも湯之沢部落住民の中から徴兵検査に合格する者が出た。当時療養所に入所した患者はその時点で徴兵免除となり、普通選挙権もはく奪された。またたとえ徴兵検査の通知が入所患者あてに配達されて来ても、施設の事務段階で処理されたのだが、湯之沢に在籍する患者たちは納税義務をはたし、国、地方の選挙権を有する立場にあったので、そこで成人に達した男子は、一般社会並みに徴兵検査を受ける義務を負っていたのだ。

検査は湯之沢部落内の大谷派説教所で、町長ならびに湯之沢区長の立会いのもとに行われたが、検査官はごく軽症な青年患者を「全治」と診断し、合格にしたのである。そうした検査官の中には、楽泉園の医官で後に楽泉園々長を務めた矢嶋良一もいて、彼は「どうせ病気で死ぬのならば、せめてお国のために」と思った、と当時をふりかえって語っている。らい（ハンセン氏病）療養所の医者が本病は〝不治〟と考えており、にもかかわらず徴兵検査では患者を「全治」と診断する矛盾も、当時はまだ罷り通ったのであろう。ともかく昭和10年頃より、湯之沢で徴兵検査に

合格し、直ちに国もとへ戻って出征する者、あるいは湯之沢から直接出征する者が相次いだのである。

このような状況を契機に、楽泉園開設によって「疲弊困憊」に追いこまれた部落の再建と確立をめざして、宿屋組合を中心に湯之沢住民は昭和11年（一九三六年）「癩自由療養村建設期成会」を組織した。そして「御同情ヲ訴フ」の一文を作成し、その中で「癩患者ハ癩患者ニテ全治セシメヨトノ自覚」に立つ部落存続の意義を説き、より確かな「自由療養村建設」のための基金を訴え、これを各方面に送付したのである。同時にこれを、部落の滝下口、地蔵口、八十八ヶ所前にそれぞれ縦一m、横二mの掲示板として建てた。この運動は『上毛新聞』にも取りあげられ、一定の反響をよんだ。

ところがある日、提示板のブリキにペンキ書きの文字を、上町の浴客である一人の男が石でこすり消しているのを部落住民がみつけた。こいつはけしからんということで、大勢で男を取り囲み、宿屋組合の事務所まで連れて行った。そしてみんなで詰問したが、さほど反省の色がない。たまりかねて殴りかかる者もいたが、それよりはこうしてやれと、みんなで寄ってたかって男の顔や体を舐めまわしたのである。これにはさすがに男も悲鳴をあげ、土下坐して平謝りにあやまったという。本病患者ならではの何とも奇抜な体罰の話。

8　コンウォール・リー

明治43年（一九一〇年）の湯之沢部落移転に関わる、草津町長山本与平次と部落側との請願書合戦は、結局部落側に軍配があがったわけだが、町当局としても農林省から滝尻原付近の原野三〇〇〇aの払い下げも受けていることでもあるし、温泉観光地草津の発展をめざすうえで、湯之沢部落の移転計画を何ともあきらめがたくおもっていた。だが部落住民の移転反対の砦を切り崩すことができず、山本与平次はついに町長職を退き、明治44年（一九一一年）中沢市郎次が第六代の草津町長に就任するが、この中沢も一年足らずでその任を退いた。そこで種々方途をさぐるうち、つまるところ湯之沢部落移転問題を解決し実現するためには、むしろ土地に情実のない者の手によるのが一番ということになり、町当局と町議会は明治45年（一九一二年）6月、警察官あがりの阿部重郎を有給町長にむかえ入れるに到ったのである。阿部はその警察行政の経験をもって湯之沢問題に臨んだが、これがかえって部落側の態度をいっそう硬化させたばかりか、上町住民の間にも阿部の官僚主義町政を排斥する声が高まり、有給町長不信任の世論はやが

て抑えきれないものとなったため、大正2年(一九一三年)3月やむなく町は阿部を解任した。

こうして有給町長制導入に失敗した草津町は、次期町長に改めて地元有力者の一人山田弥惣治を選んだ。そして大正4年(一九一五年)1月、山田の後をおそって再び町長職に返り咲いた中沢市郎次は、同年10月、湯之沢部落が上町地域に最も密に接している滝下口に関門を設け、応急隔離の名目で湯之沢と上町との交通を禁じた。彼は部落側にたいして、患者住民がこの門を出ないこと、その代りに毎年一五〇円の慰問金を部落に交付するとの申し入れをおこない、部落側もこれを受け入れて双方の約束は一応成立をみたのであるが、しかし湯之沢には滝下口以外にも地蔵口、落合口、土橋口、殿塚口などの出入口があって、毎日近郷の農家の人たちはこれらの道を通り、湯之沢で野菜を売り歩くありさまだったし、また上町からも湯之沢へ電工、土工、その他各種の仕事を頼みに来、部落住民もこれに応えて上町へ働らきに出かけていったので、門は、最初からまったくの形骸でしかなかった。

さて司祭貫民之介の『コンウォール・リー女史の生涯と偉業』によれば、リーが伝導師井上照子を伴いはじめて草津を訪れ湯之沢を視察したのは、この年の7月下旬とあるから、それは町当局が部落滝下口に形ばかりの関門を設ける直前ということになる。ところでリーのこの来草を実現したのは、ほかでもない、あの博徒の親分椚原(くぬぎはら)清風の侠気によって誕生をみた、キリスト教信仰団体光塩会だったのだ。光塩会は結成後地道な信仰活動をおこなっていたが、やがてその中心メンバーの一人でハワイから温泉治療にきていた宿沢薫は、ハワイへの帰途偶々東京田端の病人宿でホーリネス派の患者伝道師安部千太郎の説教を聞く機会を得た。宿沢は、そこで女医服部けさ並びに看護婦の資格をもつ伝道師三上千代とも会っている。彼は安部の説教にいたく感激し、ハワイへの帰郷をとりやめて湯之沢へもどり、本格的な信仰生活をめざして松村屋の別棟を借りうけ、そこをヨルダンホームと名付けて光塩会員たちの共同生活の場とした。同時に光塩会員の間には、熊本の回春病院長ハンナ・リデルのような良師を湯之沢にも招き入れたいというねがいが強くなっていった。いわばコンウォール・リーの来草は、光塩会員の一人が、東京下目黒の慰廃園で彼女の慰問をうけた経験をもっていたことから端を発し、同会を代表して宿沢薫が上京、浅草の聖公会司祭大藤鋳三郎を介して、牛込聖バルナバ教会にリーを尋ね、直接彼女に湯之沢部落の現状を訴えたことにはじまるのである。

リーは、彼女の日本語教師でもある同伴者井上照子とともに上町の草津ホテルに二週間滞在し、宿沢の案内で隅な

く湯之沢部落の実情を視察した。その結果この地で救らい事業をおこす決意をしたと伝えられている。リーは視察半ばに、はやくも湯之沢西南の丘陵一帯を買い求める計画をたて、その買収方を宿沢に託した。彼女は永続的な伝道と救らい活動のための根拠地としてこの丘陵を選んだのである。宿沢はさっそく、光塩会員中ただ一人上町の住民だった山中政三(リーの勧めでやがて神学校に入り司祭となる)に、丘陵地買収についての交渉を依頼した。丘陵と云っても、そこは、松や樅の立木数一〇本とあとは一面熊笹がおおう荒地、しかしリーははじめからこの丘陵をこよなく愛したという。山中を通じての買収交渉は翌年にまでわたったが、ようやく立木こみの約一五八aのこの山林地を、当時としては格安の三八〇〇円で入手することができた。それが現在頌徳公園となっている場所である。

リーは予定の滞在日数を終えて、一ト先づ東京へもどった。同年8月、光塩会生みの親ともいうべき熊本回春病院の司祭米原馨児が、ハンナ・リデルの姪ライト及びイギリスより来日した隠退司祭ヒューレットに同行して再度来草、ライトとヒューレットに湯之沢部落を視察させている。なおヒューレットはこれを機会にその後六年間ほど毎年夏期に来草し、いつも三～四カ月は滞在して患者の慰問につとめた。また9月には、日本聖公会北東京主教ジョン・マキムが、宿沢とリーの仲介をはたした司祭大藤鋳三郎並びに本県前橋の司祭アンデルスを伴なって来草、湯之沢を視察している。その際、やがて湯之沢に興こされるであろう教会の管理指導の責任者として、アンデルスを任命していることからも、リーが着手する事業への組織的準備が急速に進められたことがわかる。

コンウォール・リーが湯之沢部落の患者のために、残された生涯をかけるおもいで、井上照子とともに再び来草したのは、大正5年(一九一六年)5月、リー五九歳のときであった。彼女は一八五七年すなわち安政4年の5月20日、イギリス国カンタベリに生まれた。家系は貴族の名門で、父は陸軍大佐だったが彼女の幼少の頃に病没し、母と兄とリーの三人暮らしで過ごした。彼女は長じて、得意のピアノや水彩画をさらに学ぶ目的でフランスへ遊学したが、兄もまた病没したため帰国、その後スコットランドの聖アンドリウス大学に学び、教育学、経済学、言語学、英文学を専攻して一八八六年(明治19年)にはＬＬＡの称号を得ている。リーは老いた母とともに母の故国カナダに旅した折、途中日本に立ち寄った経験があって、そのときわが国での伝道をはやくも志したようだ。母逝世後、リーはＳＰＣの南東京主教の許に属して、自給の宣教師となった。そして来日したのは明治41年(一九〇八年)、以後日

本語の勉学をしつつ東京を中心に神奈川、千葉地方の教会で伝道の手助けをおこなっていた。またリーに同伴した井上照子は四国香川県に生まれ、明治42年（一九〇九年）ヒルダ神学校卒業後、南東京地方各教会の伝導師を歴任、横浜でリーとともに伝道に従事し、リーの日本語教師をもつとめた。そしてリーの草津行に共鳴し、その事業を援けるために同行してきたのだった。

リーは、すでに買収済みの丘陵地に住居を建てる予定であったが、それが間にあわなかったので、とりあえず、上町の呉服店（店名かじや）小林道三の所有する白根神社下の小さな家屋を買い受け、そこを二人の仮寓とした。たいへん粗末な家屋であったが、しかしこれで足りるとして、その家を「満足」と名づけたという。リーは井上といっしょに、この「満足の家」から湯之沢部落に通い、伝道につとめた。いっぽうこうしたリーらの活動に相俟って、翌6月には湯之沢管轄司祭アンデルスの指導のもとに、光塩会に加わっていたキリスト教各派の信者たちはすべて日本聖公会に転じ、ヨルダンホームを解散してその家屋を松村屋加科小文治より買い受け、これを教会の仮聖堂とし、聖バルナバ教会の看板を掲げるに至ったのである。

ついでリーの救らい事業だが、それはまず一少女患者を保護したことにはじまるといわれている。当時湯之沢部落の人口は、大正4年（一九一五年）度調べで一〇一世帯、定住二五二人、浴客一二〇人、合計三七二人に達しており、明治35年（一九〇二年）頃に比べて約二倍近くの増加をみせていた。そしてこのときの調査では男女別数が明らかでないが、らい（ハンセン氏病）の発病率が女より男が多いことから、男女のアンバランスは部落でも例外ではなく、ために独身の女性患者は男性患者たちの争奪の的にされた。リーはそんな状況下におかれていた一少女を憐れみ、この年大正5年（一九一六年）12月末に湯之沢の宿屋大平館に交渉し、その二階の一室を借り入れてこの少女を保護収容したのである。翌年には同じような立場の少女三人を加え、同館別館の二階全部を借りて保護し、同時に患者で信者の相馬鎰司（いつじ）夫妻を応急の舎監に任じて、そこを「愛の家庭」と名づけた。

その五月である、リーの事業を援けるために三上千代が来草したのは。当時全生病院の看護婦であった彼女のもとに、湯之沢部落の宿沢薫が尋ねて行き、リーの救らい活動の現状とともに医師、看護婦皆無の部落の実情を訴え、せめて看護婦である彼女の来草が望まれると強く要請した。前述したとおり、三上は田端の阿部千太郎による説教集会で宿沢とは顔見知りであったから、話もよく通じたようだ。その結果三上は草津行を決意、院長光田健輔の了解を

得たうえで湯之沢を訪れたのだった。もちろんこの三上の招へいは、リーの同意のもとに実現したものである。

三上の来草をリーは心から歓迎し、さっそく臨時舎監の相馬夫妻に代って、三上を「愛の家庭」の舎監に任じた。そしてその後も女性患者の収容者はふえつづけ、ついには別館全部を譲り受け、これを「聖マリア館」と命名した。いわば聖バルナバホーム第一号の誕生である。リーはひきつづき、男子、婦人、夫婦者の各ホーム、医院、児童患者のための小学校、患者の親をもつ女児と男児それぞれの養護施設、さらには上町住民子弟のための幼稚園などをつぎつぎに設け、これに教会をふくめると実に三六棟、二三二名収容のホーム施設をつくることになる。それらの多くは、空屋、廃業の旅館をその都度買い入れ、また入居対象者も聖公会信者に限定していたため、部落を牛耳っていた宿屋組合にしても、これに反対や妨害をする理由がみつからなかった。それがはたしてかつてのベルトランの失敗を教訓にしての、リーの深謀遠慮の結果だったかどうかは明らかではないが、伝道を主眼とするこうした方法が、湯之沢ではきわめて有効であったことはたしかである。

だがそれにしても、ホーム等にかけた経費はやはり莫大なものがあったとおもわれる。リーは母国イギリスに大きな財産をもち、その不動産による収入や動産の利子をこれに当てていたが、事業の必要からしだいに動産を日本に運びこみ、それらのすべてを湯之沢に費やしたと云っていいだろう。またリーは、世の慈善事業家のように、他からの寄付金をすすんで求めることはしなかった。そのかわり各ホームを患者相互の自治の場とし、舎監をはじめホーム内の重症者の介護、事務、生活関連の仕事一切を軽症な患者の手にゆだねるなどして、できるかぎり諸経費の節約をはかっている。同時にリー自らも、上町の一般浴客から〝西洋乞食〟にまちがえられるくらい質素な服装と、つねに粗末な食餌に甘んじていたという。

こうしたリーの生活態度のうち、とくに語り伝えられているのが「下間御殿」のことである。『聖バルナバ教会史稿』によれば、大正7年(一九一八年)頃、現在楽泉園の敷地内となっている下間(第二農園)、栗生(浪速ケ丘下の一帯)、水ノ窪(中地区)の地域に、らい(ハンセン氏病)の身をかこってひっそりと住んでいる患者たちが約一五人ほどいた。この患者たちを対象に、信者椚原清風を派遣しての伝道の結果、「愛友会」というキリスト教信仰会が結成され、間もなく下間に「聖ステパノ館」と名づけた男子ホームが設けられた。湯之沢より約二㎞を隔てたその谷間へ、リーは毎週馬に乗って出かけたが、天候のぐあいなどで湯之沢へ戻れないことを予測し、下間の一隅に茅葺の堀立小



聖ジャイルス館

屋を建てた。内の広さは畳三帖程度で、天井はなく屋根は低く、わずかに明りとりの小窓があるだけのものだったが、リーは下間に来るたびにこの小屋に泊り、ローソクの灯の下で祈りの時間を過ごしたのだった。つまり湯之沢部落の患者たちは、リーへの畏敬の念をこめて、そこを「下間御殿」とよんだというのである。なおリーは、大正14年（一九二五年）、当時芳ケ窪とよばれていた現在楽泉園本館付近の地に、保健衛生の観点から結核併発者のためのホーム「聖ジャイルス館」を、造園も美しく新築開設している。同時に現在の石黒会館付近の土地も買い入れ、湯之沢部落の患者たちがピクニックなどで憩える場所とした。患者たちは、浅間山を一望できるその場所を「バルナバ林」とよんで、四季折りおりに遊び、愛したという。これらは、リーが単なる節約家ではなかったことの証左としてあげられよう。

聖バルナバホームに入居している患者の中には、国もとから仕送りのある者もいたが、大方は生活面でもリーの保護をうけていた。各ホームの食費、衣料費等の経費は、昭和10年（一九三五年）頃まで一人あて一ケ月一〇円で、うち二円が小遣銭として各自に手渡されていたのである。ちなみに昭和10年の米一升の値段は三七銭五厘（食糧庁調べ）であるから、当時の一〇円は患者たちが十分暮らしていける額だったし、それだけにリーの出費も大きかったわけである。リーはまた、来草当初伝道と救らいの根拠地と定めた湯之沢部落沿いの丘陵に自宅を建てて、上町の「満足の家」より移り住んだが、やがてそこも下りて、部落の患者ホームの中ほどに住居をおき、ホームの患者が死亡したときなどは、自らすすんで死者の湯潅をおこなった。リーが患者たちから〝かあさま〟と慕われた所以である。

草津の野山には、春ともなれば白いマーガレットの花が咲ききそう。この花は、リーが母国イギリスから種子を持ってきて蒔き、それが伝播したものと伝えられている。そして楽泉園開設後も所内の到るところに繁茂していたが、

これはジャイルス館の庭に蒔いたものが殖えていったのである。リーはまた文学を愛していたから、ホームの患者たちが詩、短歌、俳句などを作ることを奨め、それらを発表する場として『高原』誌を刊行した。この『高原』という誌名は現在の楽泉園機関誌に受け継がれている。

さらに湯之沢には、なお多くの施策が必要とされていた。その一つに、児童養護と教育の問題があった。これは患者部落という点でいっそう深刻であり、またそうであるだけに放置しておけない事柄だった。患者間に生まれた子供は、患者の両親（片親のみ患者という場合もあったが）と部落の患者たちに毎日接触して育っていたのだ。したがってつねに病気伝染をうける環境下におかれ、小学校入学時にらい（ハンセン氏病）の症状のみられない児童は、辛ろうじて湯之沢から草津小学校への通学を認められたものの、不幸にしてはやく感染している児童は学校にも行けずに過ごしていたのが実情だった。もちろん学校にあがった児童も本病の症状があらわれれば、直ちに通学はさし止められたのである。全生病院長光田健輔は、そもそも患者が子供をつくることじたい誤りだとして、大正4年（一九一五年）同院患者に優生手術（ワゼクトミー）を実施すると同時に湯之沢にも来て優生手術を施こしている（『回春病室』）。しかしリーの場合、当面こうした子供たちをどう取り扱うかが問題だったのだ。とは云っても、その面にまで容易に手がまわりかねていたところ、大正12年（一九二三年）夏、湯之沢での奉仕活動に志をもやして来草した先崎ケサに会い、リーはさっそく彼女に、部落内の信者のもとにあった未感染児童四名の保育をゆだねた。その後たちまち人数を増し、いよいよ一戸建ての養護施設が必要とされてきた折、偶々同年秋、アメリカのリチャード・マーチ・ホーが娘マーガレットの永眠を記念して金一万円の寄付をリーにもたらした。リーは即座にその寄付金を保育施設建設にあてることをきめ、丘陵の「いつくしみの家」とよばれた自宅近くに養護ホームを新築し、これを「聖マーガレット館」と名づけ、同館に最初九名を収容、そして昭和5年（一九三〇年）にはその数二五名に及んだ。この施設での養護活動には、先崎ケサとともに大阪箕面学校の教師だったミス・マギルがこれにあたり、その後は同じくイギリスより来日中のミス・ネテルトンが引き継いでいる。はじめは男児女児を共同保育していたが、子供たちがやや成長してからは男児のための養護施設「聖テモテ館」を別に設けて、それぞれ性別の施設に収容した。そして子供たちは、両館から草津小学校に通学したのである。昭和11年（一九三六年）1月、聖マーガレット館が火災をおこして全焼するが、すぐ再建され、湯之沢部落解散後もらい（ハ

ンセン氏病）の親をもついわゆる未感染児童の養護活動をつづけ、戦後は小笠原愛子がその仕事に専念した。現在ではそうした児童もいなくなり、小笠原が頌徳公園そばの同館をまもってひとりそこに住んでいる。

また不幸にも幼くして発病し、草津小学校に入学できずにいる病児のために、リーは当初寺小屋式の教室を設け、ホームの患者中より学識ある者を教師にもとめて教育にあたらせたが、大正11年（一九二二年）、昭和3年（一九二八年）の両年に施設及び教師陣の充実をそれぞれはかり、入学についても信者の子供に限定しないで湯之沢部落の全病児を対象にした。この間リーは、大正11年帰英、途中アメリカに寄ったが、その際マリア・アーノルド・アンニ姉妹から五〇〇〇ドルの寄付金を受け、これを病児の学校新築にあてることをきめ、直ちにアメリカより湯之沢の聖バルナバホーム役員にその旨指示連絡したのだった。こうしてはやくも昭和5年、小規模ながら新校舎、屋内運動場の完成をみ、学校名も「聖望小学校」と命名、落成式には町長、草津小学校長も列席して祝詞を述べている。

なお、リーによるこの湯之沢独自の小学校で、主に患者の教師から一応の基礎教育を受けた児童は、かつて同校教師の一人であった滝田早苗の調べによると、創立以来昭和16年（一九四一年）湯之沢部落解散にともない同校が楽泉園内に移築されるまでに、その数、男児三二、女児一七、合計四九名にのぼっている。なお同校は、すでに大正14年（一九二五年）より、各種労働に従事する湯之沢部落の青年たちを対象に珠算、習字、歴史等の課目で夜学校を開設している。『聖バルナバ教会史稿』によれば、それは、かねてより真宗大谷派説教所で森川祐らが珠算等の夜学校を開らいていたことにたいし、リーが仏教への対抗意識をもやしたのがはじまりだったようだ。そしてこの夜学校には、大谷派説教所の場合と同様に上町の子弟たちの通学もみられた。

また先きにふれたように、リーは来草間もない大正7年（一九一八年）、自宅を建てた丘陵地の南斜面に、上町信者の幼児のための「聖バルナバ幼稚園」を創立している。これが草津町での最初の幼稚園となった。

しかし湯之沢部落を被うらい（ハンセン氏病）そのものの暗黒に、まさしく一条の光りをもたらしたのは、ホーム等の諸事業もさることながら、やはり湯之沢に住む全患者のため、すべてに優先して取り組まれた「聖バルナバ医院」の創設であろう。リー来草当時、湯之沢には代診医師がいる程度だったから、余病を併発しても、治療らしいものは望みようがなかった。そうした中で、リーと三上千代のはからいによって、いちはやく全生病院の女医服部けさ

を招へいする計画がすすめられ、服部もこれを快諾、そのためリーは教会仮聖堂に隣接する土地を買収し、二階建ての医院を準備して服部を迎え入れた。大正6年（一九一七年）11月10日のことである。

服部けさは福島県の出身で、大正2年（一九一三年）吉岡弥生の東京女子医専を卒業、その後三井慈善病院に研究生として勤務、小川剣三郎に師事、眼科を専攻した。この慈善病院時代に同院看護婦養成所にいた三上千代と知り合い、三上が全生病院の看護婦になったことから服部も全生へ転勤していたのだった。

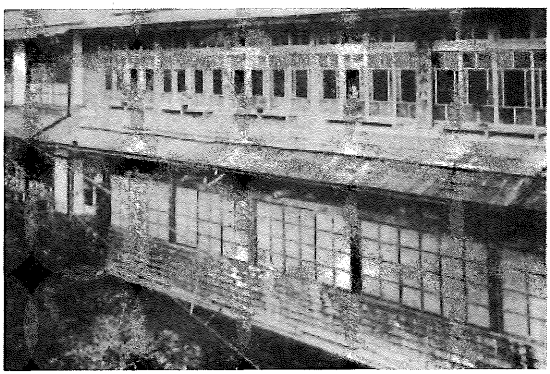

バルナバ医院

バルナバ医院での治らい薬は、明治44年（一九一一年）より全生病院などで使われ出した、堺の岡村商店製造販売による大風子油の注射を主体としていたが、本病の診療一般が行われることは、部落の患者たちにとってこの上ない救いとなった。服部、三上は多忙をきわめ、治療だけでも毎日一五〇人をこえるありさまで、同院は湯之沢の医療センターとしての役割をはたした。

大正13年（一九二四年）、三上は「日本の患者の救済は日本人の手で」という見地から、新たに部落内に「鈴蘭医院」を開設するため服部けさとともにバルナバ医院を去るが、その後同院は佐藤貞雄、中村時太郎、鶴田一郎の各医師を経つつ継続され、昭和4年（一九二九年）には、藤倉電線社長松本留吉の寄付金一〇万円をもって、これもかつてはベルトランが買収したことのある湯之沢部落内の土地に本館約三九六㎡の病院を新築した。また教会堂のほうは、これよりもはやく大正15年（一九二六年）建坪約一一六㎡の新聖堂を落成している。

だがリーは、さすがに寄る年浪には勝てず、昭和11年（一九三六年）1月、湯之沢での一切の事業から手をひき、兵庫県明石の地で静養に入った。しかしそれまでにリーが湯之沢で洗礼を授けた信者は一〇〇一名、彼女から湯潅を受けた死者は三〇〇体をこえ、また昭和5年（一九三〇年）同部落の患者人口が八〇〇人余に及んだとき、信者数は約

五〇〇人に達していたと伝えられている。そして16年（一九四一年）明石での保養生活の中で、湯之沢部落解散の報を受けた同じ年の12月18日、すなわち日本帝国主義者が米、英、両国にたいして宣戦を布告し、第二次世界大戦が勃発したその一〇日後に逝世したのである。行年八四歳であった。

なおリーに同行して来草した井上照子は、湯之沢での伝道生活中に健康を害し、大正12年（一九二三年）草津を離れるが、昭和2年（一九二七年）千葉県にて永眠した。また、リーや三上を湯之沢部落に招いた宿沢薫は大正14年（一九二五年）9月13日に、そして光塩会結成に俠気をもって助力した椚原清風は昭和5年（一九三〇年）3月10日に、それぞれ死去している。

9　三上千代と鈴蘭園

三上千代は、明治24年（一八九一年）山形県山形市に生まれた。明治36年（一九〇三年）山形高等女学校に入学、卒業後上京、41年（一九〇八年）淀橋聖書学院に入学、東京福音教会勤務を経て、45年（一九一二年）三井慈善病院看護婦講習所に入所、大正3年（一九一四年）看護婦試験に合格、同5年（一九一六年）全生病院勤務、翌6年コンウォール・リーや光塩会の宿沢薫に乞われて湯之沢に来たのである。

藤本浩一著『鈴蘭村』には、大正13年（一九二四年）その三上千代と服部けさがバルナバ医院を去り、間もなく服部を喪くした三上が、服部との約束をまもって鈴蘭園を開設するに到るいきさつが詳しく書かれているが、それによると大要次のようである。

服部けさはもともとあまり健康体ではなかった。生まれつき心臓弁膜症があり、そのうえバルナバ医院のみならず、当時医者のいなかった上町や近接村の医療まで引き受けざるを得なかった激務が、いっそう彼女の身体を衰えさせた。したがってとかく病臥する日が多くなっていた。いっぽうコンウォール・リーは、一人しかいない医者が寝ていたのではということで、見舞いに来ても「いつになったらオキラレマスカ」とせかせるようなことを云った。それが服部や三上には、あたかも主人が使用人にたいする態度のように受けとれ、リーとは共同者であり、同時に外国人にたいする日本人としてのプライドをいたく傷つけられた気がして不満だった。また医学的な知識をもたないリーと、服部や三上とでは患者への対処の仕方もおのずと異なり、その点でのトラブルもあった。とくに問題だったのは、リーが聖公会(旧教)、服部と三上が福音教会（新教）

という信仰上の違いで、このことが双方に相容れないものを持たせていたといえよう。こうした平素のすき間が、服部の病気でずっと大きくなった。そして服部と三上がバルナバ医院を去る直接の引き金となったのは、リーがバルナバ医院に新たに医師を迎え入れるのを、二人に何の相談もなく決めたことだった。新任医師は日清、日露戦争時の老軍医佐藤貞雄で、しかも佐藤への月給は二〇〇円、服部が四〇円しか受けていなかったからその額は服部の五倍に当たった。また三上の月給は二〇円で、服部の額と同様当時の一般的な医師、看護婦の給料にはるかに及ばない額でしかなかった。もちろんそれに甘んじてきたのも、二人には奉仕者としての自負があったからだ。だのにリーは佐藤を迎えるに当たって、こうした二人の志を無にしたという思いが、服部と三上の胸を衝いたのである。二人は話し合った結果、「いつまでも日本のライ患者が外国人の世話になっている時ではない」「新しい医者がくるなら、私たちにもう用事がなくなるわ、はっきり袂をわかって出ていきましょう。そして私たち二人で、別の病院を作りましょう」ということになり、取りあえず湯之沢と上町の境にあたる滝下口の土地付きの家を買収し、そこへ移った。同年10月31日のことである。この日バルナバ医院では、結局は服部の後任医師となった佐藤貞雄の歓迎会が催されていたという。

このようにして服部と三上はバルナバ医院を去り、自分たちの住居に新たに「鈴蘭医院」の看板をあげるのであるが、しかしその後一ヵ月も経ない11月22日、服部けさは急に容態が悪化し、報らせを聞いて馳けつけた多くの患者たちと三上に見守られながら息をひきとった。享年四一歳。遺体は火葬にふされ、墓は湯之沢の教会墓地に建てられた。なお服部にはテイという妹がいて、テイは田山花袋に師事し、水野仙子のペンネームで小説を発表していたが、健康を害して湯之沢の姉けさの許に来、そのまま姉よりも早く大正8年（一九一九年）5月逝去している。

親友服部を亡くし失意の底にあった三上にたいし、全生病院長光田健輔は、慰めといたわりの情をこめた「全生病院看護婦を命ず」の辞令をあたえ、三上もこれを受けて再び同院の看護婦に戻った。

しかし、服部とともに一端は志を立てた湯之沢患者のための新しい医院、新しい療養地開設の夢を忘れることはできなかった。いろいろ頭に浮かべているうち、その候補地には、かつて草津町当局が湯之沢部落移転用地として願い出、一応農林省から払い下げられた滝尻原こそ最適に思えてくるのだった。光田院長も療養地としてはそこら辺りとみていたことを知り、三上の思いはいっそう昂ぶってくる

のである。草津温泉に集まる患者は相当額の金を用意してくる。たが湯之沢部落には、詐欺、ゆすり、賭博が横行し、それで金をまきあげられる患者も数少なくない。「資金のある人で安らかに湯治しながら永くおちついていられる場を作れたら、どんなに喜ばれることであろう。罪の世界に落ちこんだ人々を救うことも大切であるが、清らかな生活を失わせないよう守ってあげることがもっと大切なのではなかろうか」。三上は計算もしてみた。患者の食費、医薬品費、自分の生活費などを割り出していくと、湯之沢の一番安い宿の半額位で賄うことができる。一ヵ月一〇〇円も出して上町の高級旅館に滞在している患者ならば、一ヵ月分で六ヵ月は養っていける——。つまり三上は、草津温泉に集まる患者を対象に有料の療養所を頭にえがいたのである。光田院長に相談すると、光田は「それはいいことだ。しかし金がいるね。温泉を引く必要があるし、飲料水が出なければ、出るように工事しなければならないし、家を建てるにも、それを維持するにも、相当の資金がいるよ」と答えたという。

大正14年（一九一六年）2月末日、服部けさが逝って一〇〇日目、三上はその墓参に草津を訪れた。湯之沢から親しい患者二、三人が同行した。墓参を済ませた足で滝尻原に向う。そこで湿地をみつけ、その凹みをスコップで試しに掘ってみると、湧き水が出た。翌日さらに掘ると水はあふれるまでになった。三上は喜び勇んで帰京し、院長の光田にこのことを報告したところ、「それならいいね」と励まされ、さっそく草津に舞いもどり具体的な活動に入った。先づ草津町長市川善三郎（世襲二代目）に交渉した結果、町に払い下げられている滝尻原の原野のうち、水の湧く場所を中心に約五〇〇aを三上千代名義で無償で借りることに成功した。そこへ光田から一〇〇〇円の寄付がよせられ、三上はその金で治療センターとみなした六畳三間の家を滝尻原に建て、同年4月7日、この家に自ら経営する「鈴蘭園」の看板をかかげたのである。

以上が鈴蘭園開設に到るまでの経過であるが、この間東京の若いキリスト教徒たち——鈴木恂、後藤安太郎、清水廉、今井よねらが光田を通して三上千代の事業計画を知り、その後援を契機にMTL（日本救らい協会）を結成、三上を励ました。また故服部けさの母校東京女子医専の吉岡弥生ら女医会も募金運動を開始し、わずかの期間に四五〇円を集めて三上に送ってきた。さらに作家、評論家としても有名な賀川豊彦や、会員三〇万を誇る修養団体希望社の後藤静香も三上を後援し、鈴蘭園を訪れている。とくに後藤は最初から三〇〇〇円の寄付を三上に約束した。すなわち三〇万会員による一〇銭募金運動がその根拠とされたの

である。三上はその後藤の力強い励ましの言葉にしたがい、まだ手にしていない三〇〇〇円の予算で、鈴蘭園に六棟の新築にかかった。工事は着々と進行したが、後藤からの送金はまちまちで一〇〇〇円とまとまることさえなく、結局三上の立て替えが多くなっていった。そんな矢先き、突然後藤が国法に反する疑いで逮捕された。しかも追い打ちをかけるように同社会員間に生じた不正やスキャンダルが新聞などで報じられ、さしもの希望社もたちまち崩解状態に陥ってしまったのである。もちろん鈴蘭園への〝一〇銭運動〟はけし飛んだも同然、これによって三上自身かえって大きな負債をかかえこむことになった。彼女は大工の工賃、材木屋の支払いに追われ、ついには高利の借金までして急場をしのぐ有様だった。これには後藤も責任を感じていたらしく、僅かながら送金をつづけてきていたが、それもやがては三上への借用証書に変っていった。三上は、全生病院長光田健輔や、看護学生時代を過ごした三井慈善病院の事務長船尾栄太郎のポケットマネーからの送金で生計を支えつつ、各方面に小口の募金を訴え、必死の思いでこの苦境を切り抜けていったのである。

そして昭和4年(一九二九年)、三上千代が自分で書いて発行したパンフレット『鈴蘭園のことども』をみると、「患者住宅五棟を増築することを得ました。是と前後して患者自ら七棟の住宅を建築し開懇養鶏等を始めたのであります」とし、温泉が導引されていないなどの不備は残るものの、鈴蘭園の運営はようやく軌道に乗ったかに思えた。有料施設として、入園者より一ヵ月食費及び治療代を一五円づつ納入させ、不足分は相変らず寄付金に頼る状態ではあったが、ともかく一定の実績をみるまでになっていた。同パンフには、過去四年間の在園患者数と収入支出の内訳が次のように記載されている。

各年度末在園患者数

大正14年		15年末		昭和2年末	3年末
男	七人		一五人	一四人	一一人
女	七人		七人	七人	七人
計一四人		計二二人		計二一人	新一八人

入園者延人員　一年平均

男　五〇〇　一二五人

女　三五〇　八八人

収入　合計　五五八六・九円

内訳　入園料　二九一〇・〇円

寄付金　二五三二・四円

雑　一四四・五円

支出　合計　五五八六・九円

内訳　役員手当　七八〇円　救療費　九〇〇円

事務費　八〇円　被服費　一二〇円
旅　費　一五〇円　備品費　二〇四円
患者賄費　二三六円　図書費　五〇円
医薬品費　二五〇円　営繕費　三五〇円
消耗品費　八五円　農業費　八五円
翌年繰越二四・九円

しかし鈴蘭園の運営状態が、右に見たように患者の入園料並びに依然として善意の寄付金に頼らざると得なかった実情もさることながら、じつはそれ以上に不安定な、つまり土地そのものに関わる問題を、同園は開設時よりずっと抱えこんでいたのである。というのは、鈴蘭園建設のために三上が借りた土地滝尻原は、もともと湯之沢部落移転用地として農林省より草津町に払い下げられたものであり、町当局も部落住民の移転反対運動に押されて一端は引き下がったものの、その実現をあきらめずあくまで固執していたからだ。したがって町長市川善三郎は、鈴蘭園が湯之沢の住民すべてを吸収できるならばともかく、同園が湯之沢の延長線上に設けられた別部落となることを恐れ、あらかじめ三上にたいして、国または町が同地を必要とする場合は直ちに他に移転するよう言い渡していた。また町当局のこうした態度を裏付けるものに、当時湯之沢部落に関する政府部内や帝国議会等での一連の論議をみることができる。

明治43年(一九一〇年)、例の湯之沢部落移転についての、草津町長山本与平次と部落側との陳情合戦以後、改めてこの滝尻原に目をつけたのは全生病院長光田健輔であった。彼は大正4年(一九一五年)、内務省にあてた「癩予防に関する意見書」の中で、草津滝尻原に全生病院出張所の設置方を具申している。そして9年(一九二〇年)には、内務省の保健衛生調査会らい部会が「予防策要項」を決議し、①一万床に設備拡張、②不良患者収容のための国立療養所建設、そして③有資力患者のための自由療養区設立をあげ、これまた同じく滝尻原を候補地に指定。さらに『大日本帝国議会誌』によれば、15年(一九二六年)1月、第五一議会に群馬県知事牛塚虎太郎は県衛生協会々頭名で「癩患者部落移転に関する件」を請願、湯之沢部落が草津町の発展を阻害しているので、同温泉を使用できる一定の地に国費をもって理想的部落を建設するよう訴えている。

これにたいして湯之沢部落側は、大正11年(一九二二年)区長高田俵の名によって「湯之沢地区ヲ癩患者ノ自由療養地トスル件」を各方面に陳情し、湯之沢部落がそのまま自由療養地区に指定されるための運動を行なった。本県選出の代議士木桧(ひのき)三四郎も当然この陳情を受けたのであろう、同じく『帝国議会誌』によると、木桧は大正13年(一九三

四年)、第五〇議会に「療養理想村補助に関する建議」を提出、すでに患者数五〇〇以上にのぼる湯之沢部落を公の施設と認め、連合府県立療養所と同様に補助金を与えよとし、議会の決議を得た。しかし政府はこれを実行せず、したがって木桧は、翌々年の15年(一九二六年)作間耕逸外三二名の賛成議員を擁して、第五一議会に改めて「癩政策に関する質問主意書」を提出し、時の若槻礼次郎内閣にその実施を迫った。だが木桧のこの「質問主意書」にたいする内務省の「答弁書」は、群馬県衛生協会々頭(知事牛塚虎太郎)が同部落の移転を請願している事実をあげ、「同部落に対する方策に就ては目下調査攻究中」というに終った。そしていわばこの時点で、政府内務省は湯之沢部落移転の方向に態度を決めたとみていいのではないだろうか。

湯之沢部落問題をめぐるこうした政治的動きについて、おそらく草津町当局は、国または県よりある程度の感触を得ていたにちがいない。それが前述のような鈴蘭園への対応となって表われたと考えられる。しかし三上は、大正15年(一九二六年)8月7日付光田健輔あての手紙に、「私は内務省の計画が具体化するまで、手をつかねて待っているという訳にも参りませんから、ズンズン仕事をすすめて参ります」と書き、鈴蘭園建設に力を注いだ。同園開設後は、山形県から老母も引き取り、この地に骨を埋める覚悟で懸命に努力を重ねた。にもかかわらず、一時ようやく二二名を数えた入園者はそれ以上に増えることなく、むしろ年毎に減るいっぽうだった。その大きな原因の一つは、やはり鈴蘭園に温泉が引かれていなかったことのようである。だが湯畑より二kmも離れた鈴蘭園に温泉を導引するのには、実に莫大な費用を要し、とうてい手が出せなかった。三上はなけなしの金をはたいて、同園付近にボーリングを試みた。が、これも結局は徒労に終った。

さらにもう一つの原因をあげれば、それは何と云っても湯之沢部落の存在そのものであったろう。すでにふれたように、三上の鈴蘭園は有資力患者を対象にして開設されたのだが、実際問題ある程度の金を持っていれば、まず温泉があり、旅館や各種商店があり、偶には娯楽もあって、まったく自由にふるまえる湯之沢のほうを選ぶだろうし、同時にそこにあるバルナバ医院では、まがりなりにも医師による医療が施こされている。また同園の入園者がすべて有資力患者とはいえず、どちらかといえば月一五円の入園料を何とか工面して納めている患者のほうが多かった。そして彼らも、湯之沢に働き口があることや、聖公会信者となってバルナバホームに入室すれば、鈴蘭園とは逆に月々一〇円の補助を受けられるなどの事情を知り、一人、二人と同園を去って湯之沢に移っていったのだ。しかし三上

は、らい（ハンセン氏病）予防上、上町に接近しすぎている湯之沢部落を認めがたく考えていたし、殊に同部落での自由の空気をむしろ〝堕落〟とみていたので、鈴蘭園より湯之沢に移り住む患者たちを歯がみする思いで見送りつつも、同園の存在意義にいっそうの信念をもやしたのである。

三上はよく湯之沢に出かけ、鈴蘭園への勧誘に歩いた。そうしているうちに、上町の者と部落の患者とでつねに混み合う郵便局の分離が本病の予防上必要と考え、逓信省に請願書を提出するなどこれの実現に努力した。その結果、昭和4年（一九二九年）患者のための草津郵便局分室が設置されることになった。局舎には、服部けさと三上がバルナバ医院を去って開いた滝下口の鈴蘭医院を改築して当て、局員には草津郵便局勤務の黒岩利一がすすんでその任に就いた。この分室が業務を開始したのは翌5年（一九三〇年）2月11日からだが、そこに日本では最初のSK式消毒機が置かれ、患者の差し出す郵便物に使用されたのである。

このようにまだまだ意気軒昂な三上であったが、そんな彼女の気力を痛いまでに削いだのは、「コンウォール・リー」の稿で述べた藤倉電線社長松本留吉のバルナバ医院新築への一〇万円の寄付だった。日本のらい（ハンセン氏病）は日本人の手でと訴える三上の鈴蘭園には、国からの補助もなく、またいかに温泉を引く必要があっても後援団体や一般から一〇万円とまとまった寄付は到底望めなかっただけに、そうした寄付行為を知った三上の心中がいったいどんなものであったかは、容易に想像できよう。前出の「鈴蘭村」の中にもこの件にふれて、三上の「焦燥も当然のことであろう」と書かれており、ついで同書は当時の三上の心境をものがたる一連の手紙を紹介しているが、そのうちとくに親交のあった全生病院医官林文雄らにあてた一通を次に引いておく。

「草津に帰って来てお手紙を拝見致しました。いろいろ御配慮を有難うございます。村に帰って私の考えて深く決心したことがいよいよ実現させる時が来たことを感じました。

鈴蘭村を捨てると仰（ママ）いますが実は患者が鈴蘭村を捨てるのです。最も忠実であった青年は今度結婚して消費組合をやることに決定しました。それも決して無理とは思われません。祝福してあげるつもりです。盲目の夫婦は療養所行きの覚悟を定めて願い出てきました。これがこの人々の常習的な願望なのです。今はこれをもゆるしましょうと思います。

高価な売薬を再度買うた患者は近く帰宅して十分に飲ん

で見たいと申しております。一人の婦人患者は家庭からの送金も絶え絶えになり、これ以上お世話になることは心苦しいから是非療養所に入れてくれと申します。

最後に残された狂女はもはや両便失禁の状態ですからこれも長い生命ではありますまい。そしたらあとに残るものは誰れでしょう、母と私です。老いたる母にも長年苦労をかけました。郷里に帰って静養してもらいましょう。

さて私は今こそ誰にも頭をさげて温泉導引の嘆願にも廻る必要がなくなりました。そして世のいわゆる後援者というものはどういう気持で応援して下さるかがようやく解かるようになりました。一切の後援なるものはお断りいたしまして、最初少女時代に神さまの聖前に純真な心もて癩者の為にこの身体を献げたときの誓に立ちかえりまして、何ら政治的野心も事業欲も勿論名誉欲も何ごとも念頭を払って専心この生身を癩部落の中に潜り込んで行きます。たとえ自分で世間から行衛不明(ママ)になりましても主の聖前に貴き献物となり得ば満足であります。再び世間に空名のみ歌はるる者とはなりたくありません。不幸にして再び世間に存在を認められる時がありましたら、その潜行運動から芽が吹いた時と御承知下さい。

しかし間違っても再びそのような同じ愚は繰り返したいと思いません。ただ神さまのみまえ『完き生ける祭物』となり度い。言葉をかえていえば今までは着物の上から十字架を負うような生涯ですが、これからは裸形の上に直接十字架を負う生涯に入ります。―中略―永年の御厚情と御後援に心より感謝いたします。御期待に反きました罪を深くおわび申上げます。

昭和五年三月二十七日　在草

千代」

なお三上は、この手紙と同じ日付けで光田健輔にも手紙を出し、その中で「もはやお目にかかる事もありますまいと思います」と書いている。さすがに光田もそんな三上を放っておけず、実業家で政界にも多大な影響力をもつ渋沢栄一の私邸に、三上を伴って相談に出かけた。その結果、内務省社会局長の窪田静太郎を中心に政財界から一〇名あまりの人を集め、渋沢、光田、三上も同席して「鈴蘭村に温泉を引く相談会」が開かれた。だがそこでの話し合いは、しだいに鈴蘭園のことから外れて湯之沢部落移転問題に発展し、どうせ温泉を引くなら新しい施設をつくってそこへ湯之沢の患者を移すという結論になっていった。そして三上もこれを認めたのである。いわば国立療養所栗生楽泉園設立の地歩は、じつにこの時の会合で固められたといえる。

間もなく同年8月15日付の新聞は、「白根山麓の高原に

癩の自由療養区――明年度から三ヶ年計画で設置」と、この件での政府決定を報じた。なおこの年11月、わが国最初の国立らい療養所長島愛生園が岡山県の離島に開設されている。

翌6年（一九三一年）、三上は、鈴蘭園の東にあたる栗生の地を中心に楽泉園建設の工事がはじまると同時に、鈴蘭園の設備を国に寄付し、楽泉園看護婦長就任への要請も断わって、老母とともに宮城県名取郡秋生村に向かった。冬迫る11月のことである。目的は第二の鈴蘭園設立であった。前出『鈴蘭村』によれば、三上はつねづね「全部の患者を隔離しなければ悽惨なライという難病をなくすことはできない」と考えていた。そして「その目的の達成するまで三人でも、五人でも、自分の手のとどく所にあつめて伝染の危険から守りたい」という願いが、第二の鈴蘭園設立へ彼女をかり立てたとしている。秋生村を選んだのは何も特別な理由があってのことではなく、以前鈴蘭園に入園していたことのある患者から、秋生村の西沢に無料で土地を貸すという地主がいる話しを聞いたのがきっかけだった。しかも西沢はかつて小規模ながら患者部落があった処だという。三上はさっそく下調べに出かけ、話しが嘘でないことを確かめたうえで、湯之沢の区長をつとめ、また同部落の患者労働者組織「共救会」の生みの親でもある宮下栄五郎の協力を得、はやくも宮下らを秋生村西沢へ先発させていたのでる。

三上はそこで秋生鈴蘭園の建設に取り組むいっぽう、仙台市にほど近い鹿野村に「未感染児保育所」を設けた。だがそうした熱意をこめた事業であったにもかかわらず、三上は、無償の土地を借りた代りに地主からの際限なしの無心に苦しめられ、また保育所の寮母に雇った婦人に裏切られ、さらには協力者宮下が入園してきた若い娘に心うばわれ、妻子を同園に残したままその娘と逃げてしまうなどの事態に次々と遭い、じつにわずか二年で第二の鈴蘭園と保育所はあえなく閉鎖に追いこまれてしまったのである。

この間、昭和6年（一九三一年）3月、財団法人らい予防協会が渋沢栄一を会頭に発足、この年より6月25日（皇太后誕生日）をらい予防デーと定め、その前後をらい予防週間として、全国各地でらいを恐ろしい伝染病だと強調する講演会などが活発に開かれるようになった。患者隔離撲滅時代への本格的幕開けである。同年3月、光田健輔は長島愛生園長に着任した。なおこの年9月満州事変が勃発している。

翌7年（一九三二年）12月16日、愛生園に次いで第二番目の国立らい療養所栗生楽泉園が開所した。そして鈴蘭園跡地は楽泉園職員の官舎地区となり、後年草津町の新たな

「区」として編入され、区名に「鈴蘭」の二字をとどめた。

昭和9年（一九三四年）、傷心の三上は三たび全生病院に帰った。光田のあと院長には林芳信が就任していた。翌10年（一九三五年）鹿児島県に星塚敬愛園が、また13年（一九三八年）には沖縄県に国頭愛楽園が国立らい療養所として建てられ、三上は、この愛楽園の開所を機に同園看護婦長の辞令を受けて沖縄に赴任した。昭和20年（一九四五年）8月、彼女は愛楽園の患者とともにあの凄絶な沖縄戦を体験し、同地で終戦をむかえた。戦後愛楽園長早田皓にうとまれて、一時所外の診療所に追いやられるなどしたが、早田の転出後再び愛楽園に迎え入れられた。21年（一九四六年）沖縄から本土に復員、すでに昭和16年（一九四一年）連合府県立より国立に移管された全生病院改め多磨全生園に四たび看護婦として戻り、25年（一九五〇年）同園看護婦長、28年（一九五三年）退任、32年（一九五七年）ナイチンゲール賞を受賞した。その後三上は、草津の鈴蘭園時代に彼女の事業を後援したことがきっかけとなって結成された日本ＭＴＬの理事を務め、最後まで救らい事業に献身していたが、53年（一九七八年）7月18日、清瀬市の信愛病院で波乱に富んだ生涯を終えた。享年八七歳。そして三上の遺言どおり、彼女の墓は草津の教会墓地にある服部けさの墓の隣りに建てられたのだった。

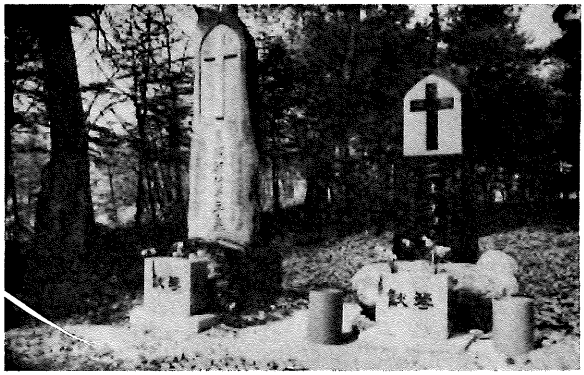

服部けさ　三上千代の墓

なお三上の母キイは、第二鈴蘭園後草津で暮らしていたが、昭和17年（一九四二年）10月10日、近くの山へ出かけて遭難し逝去した。

10　谷間にて

湯之沢部落は地形からみれば、〝沢〟というよりも湯川の流れに沿った〝谷間〟とよぶほうが似つかわしい場所だった。そして前出『湯之沢部落六十年史稿』によれば、そ

こには大正9年（一九二〇年）に到って一五二世帯五二三名、同14年（一九二五年）一六四世帯六六六名、さらに昭和5年（一九三〇年）の部落最高人口は二二一世帯八〇三名に達し、その狭い谷間に、患者たちは犇めきあうようにして住みついていたのである。

らい（ハンセン氏病）は遺伝にあらず伝染病だとようやくいわれるようになったが、しかし治らい薬としてはわずかに漢方の大風子油があるくらいで、世間は相変らず〝不治〟の病といい、患者自身もまたそう思わないわけにはいかなかった。したがって湯之沢部落の住民たちは、だれしもが迫りくる死を直視しつつ、つねに生きることの意味を問い、何らかの望みを求めつづけていたのだ。一般の地域社会に比較して部落に宗教運動が盛んだったのは、そうした要因を内在していたためと考えていいだろう。なかでもコンウォール・リーらによる聖公会の活動は、布教と同時にそこでの救らい事業を、私設としてはわが国最大規模にまで発展させるなど稀にみる業績を残したが、湯之沢部落での宗教運動はこれに限られたものではなかった。

その一つが、すでにふれた真宗大谷派である。『御座の湯口碑』によれば、同宗派は大正元年（一九一二年）11月、主に部落内信者らの寄進によって「草津説教所」を創設、群馬県は翌2年これを認可している。また同宗派は、布教師に初代近角常観、二代本多恵孝、三代藤井宗教、四代和光堅正を湯之沢に派遣し、本格的に布教活動を行なった。なお普段は、本病ゆえに僧籍を失った花本再生、林実が代僧をつとめ、森川祐も部落の働く青少年のために草津説教所で珠算等の夜学校を開設するなど、布教活動に貢献した。布教師の中では、千葉県明浄寺住職の和光堅正が最も長くその任に当たった。和光は昭和5年（一九三〇年）より年三～四回湯之沢を訪れ、患者たちとよく交わり、厚い信望をあつめていた。彼は当時の代僧花本に毎月一〇円～一五円を手当てとして与えていたが、それは自らの志によるものだったという。11年、和光は楽泉園の信者のために所内に仏教所「光明寮」を建設する寄進に尽力し、湯之沢部落解散後は園での布教に当たり、30年には各方面によびかけて、園内に梵鐘「慈光の鐘」とその鐘楼を建立している。また和光堅正は多磨全生園の布教師をも併せつとめていたが、昭和50年（一九七五年）9月26日明浄寺で逝去した。享年八八歳であった。

湯之沢には、キリスト教の一会派ホーリネスの運動も興こった。そしてそれは患者伝道師阿倍千太郎の影響によるところが大きかったと云っていいだろう。阿倍はらい（ハンセン氏病）を病む身であったにもかかわらず、東京の田端、日暮里、滝野川辺りに散在していた本病患者の〝病人

宿〃を訪問、同病者間に伝道を行なっていたが、大正4年（一九一五年）11月、宿沢薫ら光塩会の招きで来草、ヨルダンホームに泊り約三週間聖書の講議をした。阿倍の湯之沢への直接的な関わりはこの時にはじまったのである。

阿倍千太郎は明治19年（一八八六年）宮城県に生まれ、中学在学中一七歳で発病、中退して上京、外国語学校に入学するがこれも退学、郷里に帰って信仰生活に入った。43年（一九一〇年）再び上京、関係者の特別な配慮を得て柏木の聖書学院に入学、在学中に彼を患者と承知のうえで求愛してきた田中きよえと結婚、卒業後は伊豆大島に移り住むが、その間田端などの病人宿を訪れては伝道に励んでいたのである。しかし病気が悪化しはじめたため、大正10年（一九二一年）7月、こんどは治療の必要もあって来草する。当時すでにバルナバ医院で働いていた服部けさと三上千代は、東京での伝道活動では先輩にあたる阿倍のために、さっそく栗生の地に小堀という患者が住んでいた家を買いとり、そこに阿倍夫妻を住まわせた。人びとはこの家を「服部館」とよんだ。同年12月、阿倍の聖書学院時代の教師で東京宣教会の中田重治が来草、これを契機にコンウォール・リーらの聖公会にたいしてホーリネスの分立運動が起こり、その結果翌11年栗生の阿倍宅で「草津明星団」の結成をみるに到った。13年（一九二四年）春、島根県の塩崎逸野という女性が朝鮮木浦沖の虎尾島に本病の療養村建設の計画を立て、阿倍のもとにあった信者三名も塩崎に同行して虎尾島に赴くが、現地で起こった殺人事件に間違ってまきこまれるなど計画は失敗に終り、信者三名は湯之沢に戻ったという話もある。そして15年（一九二六年）には明星団の教会を湯之沢に移し、運動はいっそう活発化した。阿倍はそうしたなかで、東京柏木の聖書学院の分校を開設、信者数も約八〇名にのぼったと伝えられている。

昭和7年（一九三二年）3月10日、阿倍千太郎はその四五年の生涯を閉じた。この年12月に楽泉園が開設される。また草津明星団は、16年（一九四一年）湯之沢部落解散と同時に団を解いた。

『湯之沢部落六十年史稿』には、同部落での真言宗大師講運動の興こりについて、次のように書かれている。「大正5年に初まるリーの基督教教化運動は大正8年及至9年を以て最高潮に達し全湯之沢部落を席捲するかに見えた。弘法大師教会所は実にこの基督教興隆の反動的色彩を濃厚に盛って生れ出でたものである」と。そもそも草津山光泉寺の本尊は真言宗一三仏の一つ薬師如来であり、また住職は代々同宗豊山派に属し、この土地の宗教として発展してきた。したがって湯之沢部落にもいつとはなく大師講ができ、信者らは上町の者とともに光泉寺に詣でるのがつね

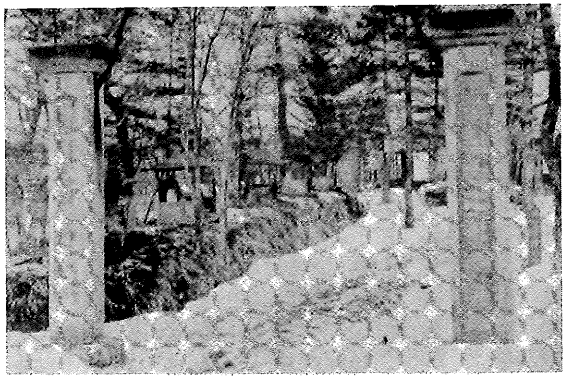

草津山新四国八十八ヶ所

であった。だが『六十年史稿』で指摘されているとおり、コンウォール・リーが来草し伝道と救らい事業を開始してからは、それに共鳴、あるいは生活上リーの保護を求めるなど、さまざまな理由で宗旨替えする者が続出した。そして大正9年（一九二〇年）、やはり生活上の必要から聖公会に走った一人の真言宗信徒がいて、彼は宗旨替えの証しに弘法大師像を湯川に投げ捨てようとした。それを同宗信者たちが制し、大師像を譲り受けて落合口近くの山林に堂を建立、大師像を安置したという。

当時湯之沢に静岡県生まれの城所利助という患者がいて、彼は呉服店「ます屋」を営み、湯之沢にかぎらず近在にもその名を知られるほど繁昌したと伝えられている。彼は熱心な真言宗信者で、草津に四国の「八十八ヶ所」に擬した霊場づくりを発願し、それの用地に大師堂のある落合の土地一三aを買収して寄進した。光泉寺第三六世住職中村林盛は城所の意をくんで高野山に詣で、ついで四国に渡って八十八番各札所の土を草津に持ち帰り、四国八十八ヶ所に擬して建立した石仏の下にその土を配したのだった。12年（一九二三年）群馬県の認可を得て、ここを「草津山新四国八十八ヶ所弘法大師教会所」と公称した。また同霊場内に三三体の観音石仏が一列に並んでいるのをみることができる、これは碑文によると、安政2年（一八五五年）黒岩富吉なる人物が、栗生の地に「西国三十三番観世音」にならって建立したものを、草津山八十八ヶ所の開山に当たり、黒岩の子孫が栗生より移転したとあり、安政のむかしすでに栗生に人が住んでいたことを物語っている。

時代はくだって昭和30年（一九五五年）、草津町の田村次郎が地蔵区に「ホテル高松」を建てたとき、工事中、土の中から多くの白骨が堀り出されたので、これを八十八ヶ所に運び、無縁仏の供養塔と鐘楼を寄進した。草津町もしだいに観光開発がすすみ、八十八ヶ所霊場の土地も縮少の憂き目にあったが、今日も光泉寺の管理下に開山している。

なお城所利助は、大正14年（一九二五年）9月15日、三四歳の若さで湯之沢の地に没した。

湯之沢部落に天理教信者は相当古くからいたといわれているが、その実態は明らかでない。ようやく昭和11年（一九三六年）、奈良県の敷島大教会に属していた堀部静雄が本病治療のため湯之沢に来て、大いに天理教を唱道したことから部落に教会結成の機運が熟してきた。そこへ天理外国語学校出の市木一夫が同じく本病治療に来草、したがって教勢は一段と伸張し、14年（一九三九年）信者一〇数名をもって「天理教ひのきしん会」を結成、教会を部落内の宿屋栃木館においた。しかし16年（一九四一年）湯之沢部落解散にともない、同教会はわずか二年で解散してしまった。だがその後も市木は草津町にとどまり、栃木館を買いとって馬場区に移築し、大分県の中津大教会に属する「群草分教会」を設立して活動した。24年（一九四九年）市木は病状がすすみ楽泉園に入所するが、群草分教会は同区に今も残っている。

堀部静雄は、終戦後の21年（一九四六年）1月5日、楽泉園で若干三五歳の生涯を終えた。

湯之沢部落専用の共同墓地が設けられたのは、大正7年（一九一八年）のことだった。長年の願いがようやく叶い、管理は真宗大谷派説教所主任森川祐に委嘱するかたちで、舟ノ尻の原野五〇aが払い下げられたのである。それまで湯之沢での死亡者は、上町の者と同様に光泉寺の墓地に土葬されていたが、これを上町側が嫌らっていたし、湯之沢側にも遠慮があったので、部落専用の共同墓地新設は一様に安堵をあたえた。とくに部落住民が何よりもホッとしたのは、単に上町に忌諱されることだけではなかった。金を持たずに死んだ場合は光泉寺墓地にも入れず、とどのつまりは湯川のほとりや近くの山野に埋め棄てられたからであった。

聖公会は、この共同墓地の一画に独立した教会墓地がほしいとして、大谷派説教所に再三交渉した結果、境界の土堤築造費三〇〇円を納めることで話がまとまり、用地南端を信者の専用墓地と定めた。その後この教会墓地の一隅にホーリネス派の墓地も置かれた。

草津は元来土葬の習わしだったが、湯之沢部落での死亡者の中には家族が遺骨を郷里に持ち帰りたいと願う者もいて、昭和2年（一九二七年）自発的に火葬場を設けた。火葬場と云っても、それは露天に穴を掘ったものでしかなかった。穴は舟底形にし、内側に石を積み、穴底に四～五本の落葉松の丸太を敷いてこれに寝棺を乗せ、棺の両側と上を薪で囲い、点火した後は頃合いをみて穴の上を米の空俵で被おい、火力を内にこもらせるようにした。こうした火



聖バルナバ教会納骨堂

葬の業務は、部落の労働共救会が一定の手当てで請負っていた。彼らは火葬穴が舟底形であるのを女性の性器にみたてて、「さあ、おまえもふるさとへ帰るんだぜ」と棺の中に話しかけては点火したという。

現在、湯之沢部落の共同墓地に隣接した一帯が草津町の「公園墓地」として開発されたため、部落の墓地はまるでその片隅に追いやられた恰好になってしまっている。わずかに聖公会の教会墓地が、昭和2年火葬開始と同時にコンウォール・リーによって建てられた石造りの納骨堂を中心に整備され、当時の様子をとどめているにすぎない。この教会の納骨堂には、リーの遺骨も患者のものといっしょに納められ、その傍には服部けさ、三上千代の墓も建っている。ホーリネス派の阿倍千太郎の記念碑もみられる。

いっぽう部落一般住民の墓地は、墓石が傾き、あるいは横転したままに放置され、哀れにも荒れはてた状態になっている。またそこにある墓に共通した特徴は、戒名が刻まれていても俗名はなかったり、たとえ俗名が刻まれていてもなぜか削りとられたりしていることだ。おそらく、〝らい〟の家系を断ちたいとねがう肉身の者がそうしたのだろう。しかもふしぎなことに、その墓石自体が年々姿を消していっている。今では指を折って数えられるほどが、墓地のそこここに苔むしているだけなのである。

11　宿屋組合のことなど

湯之沢部落は草津町の一つの区ではあったが、健康者の上町にたいして本病患者らの湯之沢を下町と呼んだように、宿屋組合をはじめ商業組合また消防団に到るまで独立していて、同じ町内でありながら、いわば個別の自治体をかたちづくっていた。そして個々の組織の中心に、上町の場合と同様湯之沢にとっても基幹産業というべき宿屋の組合が位していたのである。前出『御座の湯口碑』によれ

ば、商業組合も昭和年代には三〇店に及ぶ勢力になっていたが、宿屋組合は、商業組合加盟店が同組合に加入金を納めて二年の営業実績がなければ、宿屋の客室に自由な出入りを許されないなどの規制をくわえていた。宿屋組合は地蔵口下に事務所を置き、評議員一〇名を選び、また事務員を一人雇って、同組合の営業事務とともに国税・地方税の納付手続き、その他部落の必要事務一切を取りしきらせ、実質的に部落支配を強めた。

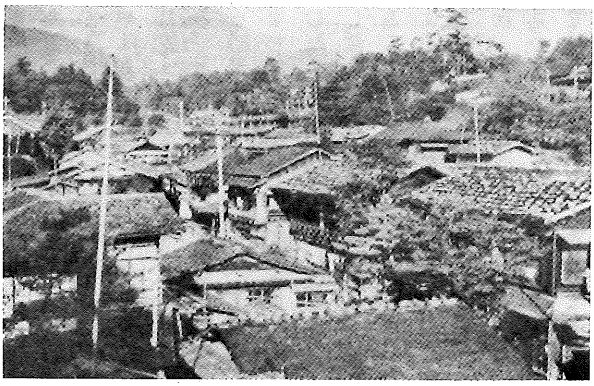

湯之沢部落を高台から望む

もちろん湯之沢区も草津町の他の区と同じく区長を公選し、その区長が部落を代表していたわけだが、区長とても宿屋組合に盾をついては務まらず、つまるところ宿屋組合中心の体勢内を出ることはゆるされなかった。

そうした在り方を批判するものとして、部落住民有志による温情団という組織もあったが、結局は、宿屋組合の支配の座をゆるがすまでにはいかず、ただ暴利をむさぼる宿屋組合にたいし、不平不満を鳴らすにとどまっていたのである。

しかし一たび対外的に患者の利害に関わる問題が惹起すると、部落は一丸となって事に当たった。草津電鉄にたいする「患者乗車拒否反対」運動が、その一例と云えよう。草津温泉への道が、いずれも遠くて峻しいものであったことはすでに述べた。だが草津町の有力者黒岩忠四郎らの努力によって、明治42年（一九〇九年）軽井沢―草津間に鉄道敷地の認可を得、44年（一九一一年）草津軽便鉄道株式会社が、湯之沢部落の患者の投資も受けて創立された。そして東京に本社を置き、大正8年（一九一九年）11月、同鉄道はようやく軽井沢から嬬恋村芦生田までの開通をみたのだった。これが電化となり、草津までの全線開通もいよいよ間近かに迫った13年（一九二四年）、湯之沢では、相次ぐ患者乗車拒否に抗議し、善処方を要求する部落住民大会が開催されたのである。

もちろんいきなり住民大会に到ったわけではない。部落

側は軽井沢での患者乗車拒否があまりに頻繁なため、機会あるごとに会社側にたいして直接間接に理解を求めつづけてきたのだ。当時嬬恋村まで鉄道の便があるということはやはり大変なことで、じじつ草津温泉への浴客も急増し、嬬恋—草津間の自動車業が盛んになったと記録されている。ということは、同じ理由で患者の来草もまた当然増える結果になった。ところが来草する患者たちは、ほとんどまちがいなく軽井沢駅で乗車を拒否されたのである。一見しただけでは本病患者と思えないような軽症者までが、ふしぎなくらい確実に断わられた。鉄道会社の頑な態度もさることながら、それは、土屋峯八という男の特異な眼力によるものだった。彼は軽井沢の土地の者で、職業は本来馬方であったが、湯之沢の宿屋組合より患者の客引きに雇われ、常時軽井沢駅に屯ろしていた。そして駅で患者の姿を見つけ出すと、駅員に密告し、乗車拒否させたうえで困っている患者に近づき、草津へ行くのなら自分の馬に乗るよう強要していたのだ。もしこれを断われば、草津までの約六〇㎞の道のりを徒歩で越えていくほかはない。したがってやむなく峯八の馬に乗ると、途中の茶屋での酒代はもとより、峯八が云うなりの、まったく法外な料金をふっかけられたのである。宿屋組合の方もそうした事情を知らなかったわけではない。しかし峯八は営業上どうしても必要な客引きであったから、彼が鉄道会社とも取り引きをし、また来草する患者客より不当に高い料金をまきげている事実についても、あえて目をつぶることにしていたのだ。宿屋組合は自らの営利を計るために、同病者を苦しめてやまないそんな峯八を解雇できずにいたが、よりよい方途は、やはり峯八が引いて来るわずかな患者客よりも、はるかに多くの来客が得られるだろう鉄道輸送機関に期待を寄せるほかないとして、峯八の問題は伏せたまま、同鉄道会社に対し、患者乗車の善処方を求める運動を大きく盛りあげることになったのである。

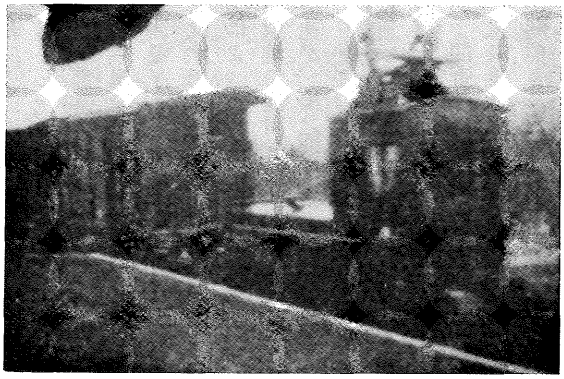

草軽電車

大正15年軽井沢草津間開通

こうして3月10日、湯之沢部落住民大会は、部落の集会所としても使われていた真宗大谷派説教所で開かれ、前出の『聖バルナバ教会史稿』によれば、先づ県当局及び内務省にたいして嘆願書を提出することを決議し、実行委員に第三代の区長高田俦と吉田浩夫の二名を、また嘆願書起草委員には当時涼風館の浴客だった法学士水野慶明を選出した。水野はさっそく半紙一〇枚にわたる長文の嘆願書を作成、高田、吉田の両名はこれを携えて県庁と内務省に出向き、嘆願書を手渡し陳情をおこなったのである。患者自身が組織的決議をもって国・県に直接行動を起こしたのは、わが国ハンセン氏病史上おそらくこれが初めてではないだろうか。その結果国・県も動いて、会社側から「非公式ニ軽症者ノ乗車ニツイテハ寛大ナ処置ヲ執ルベシ」(『教会史稿』)との回答を得たのだった。

大正15年(一九二六年)9月15日、軽井沢―草津間の電鉄はついに全線の開通をみた。これによって草津は上信越線とも連絡できるようになり、町をあげての祝賀会が催された。さてこうなると、こんどは上町の旅館などが、本病患者の乗車は一般乗客に不快をあたえ草津町の発展を阻害するとして、草軽電鉄にたいし再び患者乗車拒否を強化するよう働きかけた。同電鉄社長川村銀治も、やはり患者の乗車は拒否すべしとの考え方に立っていたので、営業規則を楯に、以前と同様土屋峯八を使って、軽井沢駅からの患者乗車を徹底的に拒むようになった。そのため来草する患者たちは、峯八の馬に乗せられて存分に金をしぼりとられるか、または軽井沢より線路伝いに六〇㎞の山道を歩いて来ることになり、足に傷をし、冬は凍傷にかかるなどして悲惨な状況を呈した。

湯之沢部落側は、先きの嘆願による約束が破られたことを怒り、翌昭和2年(一九二七年)5月、この問題での第二回の住民大会を開いたのだった。大会は「無辜ノ同病者難渋スルニ於テハ、今ヤ一命ヲ賭シテ断然解決セザルベカラズ」(『教会史稿』)との強硬意見が大勢を占め、具体的には同電鉄に患者専用車の配備を要望することを決めて、実行委員に区長高田俦並びに吉田浩夫を再選、ほかに万一に備えて柔道の心得のある腕っぷしの強い者二名を追加選出し、実行委員らは直ちに上京して川村社長に直接交渉をおこなうことになった。同時に大会は、町議会の中で部落の運動に反対している議員の名をあげ、病状の重い者たちをわざわざ選んでそうした議員宅を訪問させ、「今回ノ下町ノ嘆願ニ反対スルヤ否ヤ、下町ノ者ニ同情ヲ有スルヤ否ヤヲ質シ」(承前)たという。もちろん町役場にも代表を派遣し、強く実情を訴えた。その結果、町長市川善三郎をはじめ議員山本与平治ら数名が、高田ら大会実行委員とと

もに上京し、部落の要望実現に協力するとの約束をかちとったのである。

しかし勇躍上京はしてみたものの、川村社長との交渉は難行した。殊に同行した町議の中には、最初から会社側に肩入れしている者もいたため、患者は孤立しているとみた川村は、患者専用車など経営上採算立たずと、部落側の要望を頑として容れなかった。こうした経過の報らせを受けた部落住民は激昂し、数度にわたって大会を開き、高田ら実行委員が帰草する日には、彼らの労をねぎらうため部落住民全員が草津駅に出迎え、そのうえで電鉄会社の不誠意を糾弾する行動を起こすことを決めた。

そして当日、早くも火の見櫓の半鐘が打ち鳴らされ、部落住民は予定どおり浜名館前に続々と集まってきた。これにおどろいた草津派出所は長野原署に急報、直ち同署々長今瀬鎌信以下四〇余名の警察官が現場に馳けつけ、また県よりも保安課長桂定治郎、社会課長稲田周一らが急拠来草し、暴挙を慎しむよう説得に当たった。しかし怒りにもえている患者たちはそれに耳をかさず、実行委員の帰草予定時刻午後三時が迫ると、再び半鐘を乱打し、「行ケ！　行ケ！駅ニ行ケ！　ノ声ト共ニ『川村ヲ倒セ』『人道ノ大敵』『暴利会社ヲ葬レ』等ノ激越ナル文句ヲ連ネタル数本ノ旗ヲ押立テ、将ニ下町ヲ出発セン」（同）という状況になった。署長今瀬は抜刀し、これを喰い止めるよう署員に命じたが、稲田社会課長が中に割って入って、集団ではなく四～五人づつ行くのならば認めると提案、部落側もこの提案を呑んで一定の時間を置き分散して駅に向うことになった。だが裏道より駅に走る者が多くあって、草津駅にはたちまち二〇〇人にのぼる部落住民が結集してしまった。駅長はいち早く嬬恋方面に逃げ、警察は駅内外の警備にあたった。

いよいよ高田ら実行委員の乗った列車がホームに到着すると、患者たちは「万歳」を連呼して出迎え、すぐさま実行委員を先頭に隊列を組み、口々に電鉄糾弾を叫びながら上町一帯を練り歩いた。そして殊に患者の乗車に反対していた町会議員中沢市郎次経営の旅館大阪屋の前では、「手前ノ家ハ三日間ト其ノ侭ニ置カヌ」（同）など激しい罵声を投げつけたと伝えられている。

こうした事態を重くみた県警察部長斉藤俊平は、会社と部落の調停に乗り出し、①患者輸送用の自動車一台を県より貸与する事、②草軽電鉄は冬期降雪ため自動車運行不可能の間、一と六の日に鶴溜（つるどまり）―谷所（やとど）間に患者専用車輛を配備する事、但しこの場合、軽井沢方面からの鶴溜―谷所間の料金は五人分、逆に草津方面からの谷所―鶴溜間は一〇人分を支払うの二点を条件に、ようやくその協定をみたのだった。

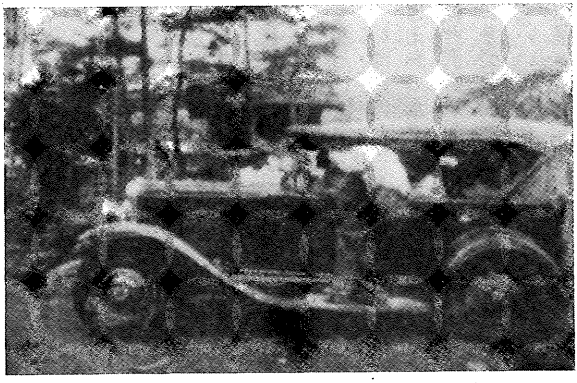

湯之沢自動車
昭和2年貸与

ここで問題なのは、第一に②項の患者専用車輛の運行が鶴溜―谷所間に限っていたことだ。鶴溜駅というのは、始発の軽井沢駅から数えて三つ目、しかもそこは車輛交換のための引き込み線駅であったので、よほどでなければ客の乗降などなく、つまり、そんな不便な駅からでなければ患者は乗せられないと云うのである。また谷所駅は草津駅の一つ手前にあたり、そこから約五㎞も歩かなければ湯之沢には辿りつけなかった。そして第二の問題は、その料金であろう。いかに営業上の理由とはいえ、患者個人に五倍、一〇倍の料金を課すなど無謀というほかはない。にもかかわらず部落側は、こんな不当な取り決めさえもやむなしとしたのである。なお同年6月12日付及び21日付『上毛新聞』は、この協定について、「斉藤警察部長着任早々大骨折」「斉藤警察部長の努力と会社側の好意」などと報じている。

いっぽう①項の県よりの貸与自動車はさっそく送られて来、7月には、福島県二本松で運転経験をもつ渋谷秋次郎が招かれて同車専属の運転手となり、以後毎年5月～10月までの期間患者輸送のための運行にあたった。渋谷が辞めた後は、部落内で運転免許のある患者たちがこの仕事に就いた。そしてこうした運転手の給与は、来草する患者によって実質的利益を得る宿屋組合からではなく、湯之沢区の会計より支出されたのだった。ところで貸与されたこの車が警察本部長の乗用車であったため、患者輸送中警察官に出会うと、皆一せいに敬礼をおこなったという話が残っている。

さて宿屋組合は、その後も土屋峯八（部落住民は〝峯公〟と呼んでいた）を軽井沢での客引きに雇い、また峯公のほうも馬方をやめて、収入のいいこの仕事に専念した。彼は駅のホームに屯ろしているだけでなく、発車を待つ列車の中に公然と入り込んできて、駅員が見落しまたは黙認した者までも見つけ出し、その場で切符を取り上げ強引に

下車させるなどの非道をくりかえした。客引きは歩合いできめられていたから、彼は一人の患者も見逃がすまいとしたのである。また宿屋組合は、峯公の引いた客を湯之沢まで自動車や電鉄で案内するまでの一時宿泊所として、軽井沢のはずれに「上州屋」という名の小さな宿屋を設け、そこにやはり宿屋組合が雇った健康者の老夫婦を住み込ませて、結構それなりの利益をあげていたのだった。ともかく宿屋組合は、それが利益につながるらば、たとえどんなに矛盾したことであろうと、平気で何んでもやってのけたのである。

いずれにしても宿屋組合の商法は、ある種のすさまじさえあった。たとえば客引きだが、それは単に草軽電鉄の軽井沢駅に限ったものではなく、じつに東北地方から九州にまで及ぶなど、むしろ全国各地にまたがっていたといっていいだろう。ただこの場合は組合としてではく、個々の宿屋の才覚にまかせられていたようだ。それがまた宿屋同士の競争をはげしくさせたのだった。

当時、国立系の医科大学付属病院では、大方がらい（ハンセン氏病）の診療を実施していたので、各宿屋の客引きはそうした病院の門前・待合室に出向き、執拗に患者客を漁った。客引きは宿屋の主であったり、宿屋の番頭や女中を勤める軽症者たちで、彼らは言葉巧みに自分もらい罹ったが草津での温泉と点灸治療で全快したこと、湯之沢という処は同病者の集落だから遠慮気兼ねがないことなどを話し、それぞれの宿屋名入りのパンフレットを手渡して勧誘につとめた。そして時には、四～五人の客引きが一人の患者を奪い合うほどだったという。さらには、東京の日暮里や田端などの病人宿にもさかんに出入りして、湯之沢への客引きにつとめたと伝えられている。

さて、こうした勧誘によって来草した患者浴客たちは、宿屋に着くと旅の疲れを癒やす間もなく、まず顔面より上・下肢にわたって点灸を受けた。前出『御座の湯口碑』によれば、第一日顔面に三〇〇点～一三〇〇点をすえ、第二日は右上肢に三〇〇点、第三日は左上肢に三〇〇点、そのあと必要あれば下肢に移り、再び顔面の点灸にもどるという仕方で、それは一ヵ月間に二万数千点にのぼるのが普通とされている。また温泉には、毎日点灸後四～五時間を経て入浴するのがより効果的とされ、この点灸と入浴のくり返しを一つの治療法と教えられたのである。光田健輔は湯之沢でのこの点灸療法について、すでに明治35年（一九〇二年）、『東京養育院月報』所載の「上州草津及甲州身延に於ける癩患者の現況」の中で取り上げ、現地での検分や実際に点灸を施こした患者の皮膚の組織的検査結果に基づき、点灸は本病に効かないばかりか「丹毒菌及他醸膿菌を

導き、混合伝染を喚起し、膿毒症所謂膿熱を起して患者をして死地に陥らしめ、或は斯の如き全身に亘る広汎なる皮膚の火傷は、さらぬだに腎臓炎を合併し易き、癩患者に取りては不利なるや論を俟たず将に全身の半部に亘るが如き火傷を人工的に起さしむるが如き、甚だしき不合理に属するなり」との医学的所見を明らかにし、きびしく批判している。

しかしそうした批判をよそに、湯之沢ではこの点灸治療がさかんに行われ、黒い灸痕で埋めつくされて天然痘以上の容貌と化した。したがっていっそう人目につくため、当分帰郷など望みようのない状態におかれ、宿屋での逗留も否応なく長期にわたる結果となった。

同じく『御座の湯口碑』によれば、患者浴客の逗留期間は短かくて半年～一年、もちろん数年に及ぶものもあったとし、その費用は当然大へんな額にのぼったとある。そして同書は、湯之沢での宿屋の宿泊料（入湯税を含む）を、昭和初年代で一ヵ月三五円～五〇円と記している。ちなみに当時の物価など『値段の風俗史』（朝日新聞社）よりいくつか拾ってみると、昭和7年（一九三二年）の家賃が東京板橋で一戸建て月一二円、同年の銭湯入浴料が一回七銭、8年は白米一升が二八銭五厘で、また小学校教員の初任給が四五円～五五円とあり、これから推しても一日一円以上もかかる宿泊料が、治療期間の長さと相俟って、患者浴客とその家族にどんなに重い負担となったかは想像に難くない。このほか浴客たちは、宿屋内自室の暖熱費（炭代）も別に支払わされたし、もちろん点灸に用いるモグサ代は自費であった。だが病さえ治ればと、患者浴客も家族も必死の思いで湯之沢での滞在費と治療代を工面しつづけたのである。

いっぽう宿屋側からすれば、患者浴客はいわば大事な〝めしの種〟であり、だからこそまた金をかけて遠くまで足を延ばし勧誘してきたのだ。この際とこんと儲けさせてもらわねばと考えていた。ところが、先きに述べたとおり顔面の灸痕によって客が逃げ出す心配はさほどなかったものの、やがて客が他の宿屋での待遇のあれこれを知り、それらをひき比べて少しでも良いほうへ宿を移すという事例が出た。客を引き抜かれておどろいた宿屋の主人は、そうした原因は宿を異にする浴客同士の交流にあるとして、以後これを防ぐため客が散歩に出る時もそこの番頭が必ず着いて歩き、他の宿屋の客と話しをさせないようにしたという。しかし宿屋がそれよりもなお警戒したのは、浴客が宿屋を出て自炊生活に入ることだった。自炊生活というのは、この場合湯之沢で借家し自ら生計を立てるということである。



経済的理由から宿屋を出て間借り，自炊生活を営む

湯之沢には、自分の持家の間貸しをしたり、あるいは長屋を建てて貸し出している者もいた。そうした貸間は大抵が四畳半と六畳の各一間で、四畳半を独身者、六畳を夫婦者が借りた。家賃も7年（一九三二年）当時で月二円～三円五〇銭程度だった。したがってそこに住むことになれば、宿屋の一カ月分の宿泊料で三カ月～半年は暮らせたのである。もちろん宿屋側は、そんな生活があることを客たちに極力隠そうとしたが、なにぶん狭い部落内であるから結局は客たちの知るところとなり、ついては客の大方が経済的理由によって自炊生活を希望するようになるのも、実際問題いたし方ないことといえよう。にもかかわらず宿屋組合は、まったく一方的な規定をつくって自炊生活を申し出る客たちを押えこもうとしたのだった。その規定というのは次の三項から成っていた。

一、宿屋を出て世帯を持たんと欲する者は加盟金五円を課す

一、世帯を持っても、急病、死亡等の際臨機応急の処置をするのは出身宿屋なれば、将来の身元保障のため二十円を宿屋組合に前納すべし

一、家賃の滞納並びに踏倒しを予防するため、すべて家を借りる者は一ヶ年の家賃を前納すべし

（『聖バルナバ教会史稿』）

以上であるが、第一項の「加盟金」についてはこれを機会に湯之沢部落独自の住民税として制度化され、その額も年々上がって、同部落解散時の16年（一九四一年）には二〇円にまでなった。しかも二、三項に到っては、宿屋組合の域を脱したまさに部落支配者の傍若無人な取り決めというほかない。

このような宿屋組合の横暴ぶりにたいして、部落内でもしだいに批判が高まり、ついに一つの運動が起こった。それは客たちへの同情から「二十円保障金絶対反対」を掲げ、「比較的貧困なるもの相寄り、質素経済を旨とし、相

互協力一致治療の生活を」めざす「共同自炊会」の結成である。発起人は高梨与作ら八名で、たちまち客を含む二〇名が同会々員として署名捺印した。宿屋組合への反感の大きさに比べて会員数がそれほど多くに到らなかったのは、部落の実権を握る宿屋組合よりどんな仕打ちを受けるかわからなかったし、そうした不安が先きに立ったためと考えられる。案の定、共同自炊会の借家探がしは難行した。宿屋組合の圧力によって、貸家組合が高梨らの申し出をいずれも断わったからである。やむなく高梨らは、共同自炊会の家屋新築を計画し、現在草津町昭和区の通称「三軒家」付近にあたる下ノ原の土地所有者宮崎新之助に借地を申し入れ、うち一町歩（約一ha）を一五ヵ年契約で借りることになった。共同自炊会の責任者高梨与作は元軍人で、かつて武勲を立てて金鵄勲章を授与されていたが、会の借地や家屋新築の費用を捻出するためその金鵄勲章まで質入れしたという。

はじめはたかをくくっていた宿屋組合も、共同自炊会の運動がここまで具体的になってくるとさすがに動揺した。現実に共同自炊会の家屋が建ち、それが運営されるとなれば、折角の客を吸収されて不利になること必定だったからである。宿屋組合は、共同自炊会が掲げる「二十円の保障金絶対反対」の要求を全面的にのみ、これの撤回に応じた。また貸家組会も家賃一ヵ年の前納にはとくにこだわらず、貸借当事者同士の話し合いによるとの融通を利かせることになった。このような妥協が講じられてきたので、高梨ら共同自炊会も鉾を納め、一端は借地契約した土地も返して同会を解散したのだった。

しかし宿屋側の悪徳と暴利が、これにとどまったわけではけっしてない。たとえば、こんな話がある。母と娘が湯之沢のA宿屋に宿泊して治療に励んだが、三年経って娘が亡くなったため、母親は宿を引き払って家に戻った。そんなある日、A宿屋の主人が尋ねて来たので、湯之沢では世話になったことでもあり、家じゅうの者が彼を歓待した。彼は四～五日そこで遊び湯之沢へ帰った。ところが間もなくA宿屋から母と娘二人の三年間の宿泊料請求書が郵送されてきたのである。もちろん宿泊料は月々納めていたので、おどろいてA宿屋に問い合わせたが、宿泊料の領収証を宿を出る時に始末してしまって手もとになかったことから、結局はまたしても数千円にのぼる金を血のでる思いで工面し、再度支払ったというのである。またB宿屋では、児童患者の宿泊客を楽泉園に入所させ、そのことを国もとの親たちに隠して、送金されてくる月々の宿泊料を黙って受け取っていたのだった。さらにC宿屋の場合、ある女性患者が宿屋では金がかかって送金してくる夫に申し訳けない

と、宿屋から借家に移り自炊生活をはじめたのだが、C宿屋は泊り客を失った腹いせに、彼女の夫あてに「あなたの妻は男をつくり二人で生活している」との手紙を送った。夫はその手紙を真に受けて怒り、すぐさま刀を持って来草、いきなり病妻に斬りかかるという事件まで引き起こしている。

ともかく湯之沢の宿屋の評判はまことに悪く、それらは今なお語り草になっているほどである。

12 組織と行事

前出『湯之沢部落六十年史稿』によれば、大正14年（一九二五年）11月、群馬県で行われたらい（ハンセン氏病）患者一斉調査の結果をみると、本県に在籍する者二三三名、他府県に本籍をもつ者四八〇名、本籍不明の者二名とある。そして他府県からの患者は、概ね湯之沢部落に居住または滞在する、と記されている。さらに草津町出入患者数について、昭和3年（一九二八年）来湯患者数九二人、帰客患者数六〇人、湯之沢現在数六四六人、同4年では来湯一〇三人、帰客七五人、現在数六七八人としている。これを単純計算すると、毎年三〇人程度づつ湯之沢の人口は増えている勘定になる。

しかしなぜか5年（一九三〇年）には、湯之沢の現存数が急に大巾に増える。『六十年史稿』は、同年12月調べで草津町の戸数、人口のうち湯之沢部落が占める割り合いを、次のようにあげているのである。

草津町総数　五四五戸　二三五四人
内、湯之沢　二一九戸　八一七人

つまり草津町の中での湯之沢は、この年戸数において約三九%、人口では約三四%の比率をもつまでに到ったのだ。

だが、昭和7年（一九三二年）栗生楽泉園の開設にともなって、この湯之沢人口も、しだいに減少していくのである。それにしても湯之沢部落のとくに人口については、来

湯之沢部落の世帯・人口数

年次	世帯数	人口
大正4年	101	浴客 252名 浴客 120〃 計 372〃
9〃	152	528〃
14〃	164	666〃
昭和3年		646〃
4〃		678〃
5〃	221	803〃
10〃	180	652〃
11〃		561〃
16〃	182	574〃

湯客と定住者の区別がつけにくく、また出入も多かったため、正確な数の把握はなかなかできなかったようだが、『六十年史稿』に湯之沢の世帯数、人口の年次別「表」があるので、右に掲げた。

さて、宿屋組合については前稿で述べたが、その軒数は昭和16年（一九四一年）の湯之沢部落解散時に三〇軒を数えている。これにつぐものに店舗一六軒からなる商業組合があった。商業組合には他に豆腐製造業、製機業、綿打業、古物商、建具業、飲食店などが加入していたが、洋服仕立業と理髪店は上町の組合に属していた。

山本・加藤の『御座の湯口碑』によれば、昭和初年代の商業組合加入金は二〇円で、また加入者全員が一ヵ月一〇円掛けの「無尽」を立てていた。そしてその「無尽」の会合のたびに同組合の会議も行われ、商品の小売値段等の協議と決定がなされたとある。しかし温泉中心の町という性格から、浴客目当ての商売に重点がおかれたため、草津町は総体的に物価が高かったようだ。それは湯之沢でも例外ではなく、普通八掛けで売られている品物が、六～五掛けとされ、いわば四〇～五〇%もの暴利をむさばる状況であった。

宿屋組合同様に、同病者を喰いものにするこんな商業組合への批判も、当然起こった。その一人に仁道清治がいた。彼は大正7年（一九一八年）はじめて湯之沢に治療に来、いったんは帰郷するが、四年後の11年（一九二二年）再び湯之沢に戻り、自分の家を建てて住みついた。彼はコンウォール・リーの教義にふれて信仰に入り、15年（一九二六年）三上千代が滝尻原に鈴蘭園を開いた時には、三上より鈴蘭園へ移住し運営等の協力を求められるほど信頼の厚い信者だった。結局彼は鈴蘭園へは移らなかったが、そんな関係から、当時三上の事業に関心を持ってたびたび鈴蘭園を訪れていたキリスト教社会運動家賀川豊彦を知ることになり、湯之沢部落での賀川の講演会にもよく出席し、そこで聞いた〝消費組合運動〟論に大いに共鳴したのである。彼はさっそく部落住民にたいして、高い売値の商業組合の品物を買わなくとも、消費組合をつくれば割り安の商品が手に入ると話してまわった。そして昭和2年（一九二七年）、湯之沢に会員二〇〇余名に及ぶ消費組合の結成をみることになる。

この消費組合の取り決め事項は、①入会費は一株一円、②商品は現金販売、③純益金は会員の株数によって配当という簡単なもので、組合名は「ハレルヤ商会」とし、六畳三間の店を持った。組合長には選挙によって仁道が就任、直ちに彼は妻だとともに店に移り、多くの会員の期待を担って活動に入ったのである。『御座の湯口碑』所載の仁

道の話によると、彼はまづ米から手がけたという。当時米相場は四斗五合（六〇kg）入り一俵七円五〇銭だったが、これが湯之沢では一〇円した。仁道はそれを俵買いして、空き俵だけを儲けとするような小売りを行ない、わずかながら値段を下げた。次には上町から一俵九円で仕入れ、さらに安売りしたうえに組合への純益をもたらした。そしてしだいに取引先きをふやし、商品の品目も多くしていった。たとえば鮭の缶詰など卸値の二〇銭で仕入れ、上町も湯之沢も当時一缶の売り値が五〇銭～五五銭していたものを二二銭で売り、それでもなお一缶当り二銭の儲けを得たのである。駄菓子なども、部落の商店では六〇％の暴利で売っていたが、消費組合ハレルヤ商会では卸値に一〇％をかけるだけで販売し、薄利多売でずいぶんと喜ばれ、また同時に利益も上げたとのことだ。

もちろん商業組合加入の各店は、この消費組合の出現で大きく購売力を削がれ、容易ならぬ打撃を受けた。商業組合は総会を開き、その会場に仁道を呼びつけて、激しく罵るなどの威嚇を加えた。だが仁道は「商業組合の邪魔をする気などない、部落内の消費者が少しでも良くて安い品物が買えればと思ってやっているだけだ」と答え、ついに怯むことはなかった。消費組合員にたいするいやがらせもさかんに行われたが、そうされることで大方の組合員はかえって団結を強めた。商業組合は、消費組合と商取引きのある卸売業者にも手を打ったが、仁道らは三上の紹介で東京の消費組合と連絡をとり、商品の入荷はむしろ活発となったほどだ。ほとほと手を焼いた商業組合の代表たちは、最後に仁道の信仰の師であるコンウォール・リーに会って、消費組合ができたため商業組合が大へん困っていることを訴え、彼女の力で仁道が消費組合をやめるようにしてもらいたいと要請した。この要請を受けたリーは、バルナバ教会、同ホームの用品については従来どおり商業組合から購入することを約束し、一応慰めたうえで「昔は人力車に乗ったけれど、いまは自動車に乗っています。良いことですから止めろとは云われませんネ、貴方がたも仁道さんより安く売りなさい」と答えたと伝えられている。

こうして結局商業組合は、暴利をむさぼる自らの商法を反省、改めざるをえなかったのである。やがて仁道らは、この運動が一定の目的を果したものと確認し、昭和6年（一九三一年）4月、消費組合を解散した。なお仁道清治、さだ夫妻は、9年（一九三四年）当園に入所したが、51年（一九七六年）1月28日さだが八一歳で死亡、ついで翌29日には清治がまさに妻を追うように逝った。行年八二歳であった。

ところで湯之沢の患者たちが、すべて有資力者でなかっ

たことは云うまでもない。というよりは、ぎりぎりの経済状態におかれた患者が大半を占めていたとみていいだろう。そこには、病をおしてまで働らかざるをえない貧しさがあったのだ。またなかには、郷里を共に追われ湯之沢までついて来た妻子を、自分が働くことで養わねばならない者もいた。いわばそんな患者労働者の組織が「労働共救会」だったのである。

この共救会の結成も大へん早く、明治42年（一九〇九年）といわれている。会の創立者は宮下栄五郎。彼は部落の宿屋経営者の一人であり、また浅野勝三郎のあとを継いで二代目の湯之沢区長を務めた人物だったが、同病者を喰いものにする宿屋組合のあり方に反撥し、いさぎよく宿屋をやめてしまった。そして滝尻原の一画（現在楽泉園と職員官舎間の旧保育所辺り）に家を建て、農耕や養鶏による暮らしをしていたが、病状も軽く体力もあったので頼まれて土工作業などに出ているうち、患者労働者のための組織の必要性を痛感、仲間を募り、ついに共救会をつくったと伝えられている。最初は小グループでしかなかったが、湯之沢人口の増加にともなってしだいに会員もふえ、大正3年（一九一四年）にはその数七〇名にのぼった。職種は土工をはじめ、大工、左官、金工、電工、畳職等さまざまだったが、要は技術ある者はそれを活かし、特別な職能のない者でも土工で働けるように計ったのである。

さすがに会員七〇名ともなると、部落内の一定の勢力をなし、当然会則も補充して定められた。それによると、まず湯之沢に居住し労働に従事する者はすべて義務的にこの会に入会するものとし、会を通さず個人的に労働することを固く禁じている。入会金は三円、会費は毎月一〇銭。役員構成をみると、元老三名、正副会長各一名、評議員一〇名とあり、元老には多年会に功労した者を推挙し、他の役員は全会員の選挙によって決めることになっている。また仕事はその大小にかかわらず共救会の名で請負い、仕事の配分は、会員にたいして公平に行きわたる配慮がなされていた。とくに共救会では、上町の大きな旅館と契約し、会役員それぞれが組をもって、契約旅館の雑事一切を請負い、できるだけ仕事を絶やさないようにしていたのである。いっぽう会計もきちんとしていて、入会金、会費等の収入は、春秋二回の会員懇親会、会員病気見舞、会員弔慰、退会者慰労等に支出され、つねに会員主体の明朗さが保たれていた。

そして栗生楽泉園の開設が決定された昭和6年（一九三一年）には、宮下栄五郎の後を継いで寺平音十が会長に選ばれ、会員数も一三〇名に達し、楽泉園建設工事では整地や鈴蘭園からの患者住宅の移築を下請けしたり、所内第一

農園より草津町三ツ風呂をつなぐ約五kmの迂回道路づくりを自ら請負うなどして、積極的に会員の要望に応える運営を展開した。したがってこの労働共救会については、湯之沢部落が解散して四〇年を経た今日も、当時同会々員で現在楽泉園に療養中の多くの者が、「共救会はその名のとおり〝共に救う〟会だった、共救会のおかげで経済的に救われた」と、今なお感謝の念を持ちつづけている。

会創立者の宮下栄五郎は、共救会が楽泉園建設作業に参加した同じ年に、第二の鈴蘭園を開設するという三上千代の協力要請を受けて、妻子と一緒に宮城県秋生村へ移った。だが彼はそこで知り合った若い女と逃げ、三上を大いに嘆かしたのだった。しばらく消息不明でいたが、数年後彼は再び湯之沢に戻り、三上の第二鈴蘭園が失敗して彼より早く帰ってきていた妻子との間もまるく納まり、また以前のように共救会の中で働いたという。やがて湯之沢部落の解散にともない、彼もまた楽泉園に入所したが、療養所の患者処遇が最も劣悪をきわめた終戦間近かの19年（一九四四年）11月5日、六六年の生涯を閉じた。なお二代目の共救会長寺平音十は、9年に楽泉園に入所したが、やがて失明した。11年、現在の栗生盲人会の前身「杖の友会」が結成され、彼はその会長に選ばれて活動した。しかし13年7月17日、四四歳で死去している。

湯之沢は草津町の中の一つの区であり、他の区と同様に区長を選出していた。それは明治33年（一九〇〇年）草津に町制が施行され、35年（一九〇二年）同町に区制の実施をみて以来、湯之沢部落が解散した昭和17年（一九四二年）まで続いた。この間四代にわたる区長には、浅野勝三郎、宮下栄五郎、高田侍（ひとし）、吉田浩夫（ひろお）が選ばれ、その任に当たっている。こうして区長も出し、定住者は納税義務を怠らなかったのに、町当局はわずか入湯税の半額割り引きを行なう程度で、まったく当然のように同区を〈治外法権〉視し、区民生活に関連する諸整備などはほとんど顧みることはなかった。そのため、たとえば町行政の範囲内であるべき共同浴場の維持管理や必要な新設、飲料水の供給についても、結局は湯之沢区独自で取り組むほかなかったのである。浴客を含め居住者の人口増加につれ、湧き湯で唯一つしかない白須の湯改め「御座の湯」では到底間に合わなくなり、源泉の湯畑より温泉を導引しての「籬（まがき）の湯」、次いで同じく温泉導引の「桜の湯」「昭和の湯」を新設したのだが、これにはまず用地の確保、そして浴場の建物づくりや引湯の木管敷設などの作業があるわけで、それらのすべてを湯之沢区民は自らの負担と労力でおこなったのだ。町がしたことといえば温泉分けの許可を下ろし、あまつさえその権利金を取り立てただけのことなのである。また水の

便がわるかった湯之沢は、飲料水の大部分を上町の水槽や近くの小さな水源地に頼らざるをえなかったのだが、これも町からの助成はなく、湯之沢区独自で水源地主や水槽所有者に交渉し、水料金を決め、ゴム管や竹の管を用いて、苦労して区居住者に供給していたのである。

しかしらい（ハンセン氏病）患者の〝別天地〟的部落としての負い目から、とかく我慢を強いられてきていた区民の間にも、しだいに草津町政にたいする批判が高まり、ついに町民としての権利である選挙権、被選挙権の行使によって、湯之沢区より町議会議員を選出するという挙に出たのだった。それは楽泉園開設と同じ年の昭和7年（一九三二年）9月、町議の改選に際して大谷派説教所管理者森川祐が立候補し、湯之沢の有権者は彼をみごと当選させたのである。

当時の町長山本与平次と町議会の周章狼狽ぶりが、まさに目に見える思いがする。しかし国・地方の納税義務を課し、選挙権を与えている以上、森川の当選を無効にはできなかった。そこで町当局側は、辛ろうじて「らい予防法」を楯に、町議会への森川の欠席を申し入れてきたのだった。これにたいして森川と湯之沢区民は、一応欠席の要請は受け入れたものの、町議として議案の検討と意見提出等の権利を求め、それの尊重を町当局側に認めさせたのである。この森川の町議当選により、直ちに実現したのは、湯之沢区民が納めた町税の七〇%を「還付金」の名で割り戻し、区の責任においてその使途を許すということであった。以後湯之沢はこれを主に区内の公共諸整備に当て、大いに貴重な財源として役立てたという。

なお森川祐は15年（一九四〇年）まで町議二期八年を務めあげたが、湯之沢部落解散の具体的動きがみられるようになったため、三期目の立候補はとり止めている。また森川に代って、やはり同区の田中久造が立候補したと伝えられているが、田中が町議になった記録は残っていない。

さて湯之沢部落は、たしかにこうして独自の町議会議員をも出すに到ってはいたが、あくまで患者部落の〈別天地・治外法権〉的差別から解放されることはなかった。消防組織についてもそのとおりで、草津消防組は明治27年（一八九四年）すでに設置されていたのだが、湯之沢の場合、戸数、人口の増加にともなって当然必要性が生じてきたのにもかかわらず、草津消防組の一分団としての構成は認められなかった。したがってまったくの自衛目的による私設消防組織の発足となったのだった。前出『御座の湯口碑』によれば、この湯之沢消防組は「大正初年に創設されたもので、その仕事は火災はもとより、除雪、人命救助、道路修理を行い、毎月一日・十五日にはポンプの点検、カ

マドの検査など、その他大正五、六年頃から一年三百六十五日夜警を行っていた」とある。発足当時の組員総数は四五名、手動ポンプ二台、防火水槽一ヵ所、火の見櫓二ヵ所、そして組頭には湯之沢区長が就任している。また夜警等の経費は部落内宿屋が各々月額五〇銭、部落定住者からは三〇銭が負担された。

やがて大正12年(一九二三年)、消防器具にガソリンポンプ二台を新たに備え、昭和3年(一九二八年)には組の構成も、組頭一名、小頭三名、消防手四八名と改め、年間消防費を一六四円余としている。この頃になると湯之沢居住者は、部落加盟金の半額を消防費分担金として納めるようになった。

また湯之沢部落は開村以来、明治34年(一九〇一年)宿屋の大川屋(?)火災、45年(一九一二年)7月中村大九郎による建設中の草津説教場放火、昭和11年(一九三六年)1月8日バルナバ保育所マーガレット館全焼、13年(一九三八年)7月16日湯之沢火葬場火災があったが、いずれも類焼を免がれ大火に到らなかったのは、部落住民の不断の火の用心と消防組の活動によるものだろう。

それればかりではない、湯之沢消防組は草津町内、楽泉園の火災発生時には、必らず出動し、実にめざましい働きをみせている。楽泉園関係については昭和13年1月4日保育所の火災、同年12月11日保育所敷地内の草津小学校栗生分教場の火災に馳けつけ、消火につとめた。いっぽう上町火災のうち、とくに昭和14年(一九三九年)の仲町、地蔵地区の大火につづいて、16年(一九四一年)3月29日の二五棟が全半焼した仲町、立町の大火に際しては身を挺しこの消火活動をおこない、そのさ中ホースから放出された湯畑の熱湯を顔面に浴び失明するという犠牲者まで出しながら、全力をつくして草津警防団(警防団令による消防組を改称)に協力し、これを鎮火したという。しかしこの大火が、ちょうど湯之沢部落解散問題が具体的になってきていた頃だったため、警察はあるいは湯之沢住民の放火かと疑った向きもあったようだが、草津上町からはその消火活動にたいし大いに感謝されたのだった。

湯之沢消防組改め防衛団は部落解放にともなってその団を解き、消防器具一切を草津警防団に譲渡した。なお昭和52年(一九七七年)刊行『草津消防団史』の中の「湯の沢消防組」の項には、同消防組について「大正の初期に創設されてから解散する迄、全国に稀に見る優秀模範消防組として、幾多の表彰を受けた」との記述がみられる。

以上みてきたように、たとえ患者部落とはいえ、湯之沢はいわば自立した地域社会であり、現実に有形無形の差別を受け、あるいは時に内紛など惹起しながらも、そこには

人間のたしかな営みと同時に共同体としてのさまざまな行事が生み出されていた。その一つである白旗神社の祭礼は、まさに湯之沢住民自らがつくりあげた行事だったといえよう。

白根山麓に位置する草津には、古代から「白根明神」「小白根明神」として白根山を祀る山岳信仰があった。現在草津町の北の高台にある白根神社は、明治5年（一八七二年）地内運動茶屋より移されたものだが、毎年7月17日～18日を祭礼日と定め、その両日は今日でも町内あげて祝うのが習わしとなっている。しかし明治20年（一八八七年）、草津温泉街からいらい（ハンセン氏病）患者を排除する目的で、いわゆる〈別天地〉として開村をみた湯之沢部落の住民たちは、以後表向きは草津上町との往来を断たれたため、この白根神社祭礼の催しに参加することは許されなかった。もともと草津外よりの他国者の集団と云ってしまえばそれまでだが、患者ゆえに土地の祭りからもはみ出される淋しさは、やはりたまらないものがあったと思われる。したがってすでに「湯之沢開村」の稿で述べたとおり、湯之沢の湧き湯である白須の湯に草津上町の頼朝伝説による「御座の湯」名をもらい受け、同じく源頼朝を祀ったとされる石祠を御座の湯近くに移し、これを源氏ゆかりの白旗にちなみ「白旗神社」と名づけて同部落の氏神としたのだった。そして祭礼日を、上町の白根神社祭に合わせて7月17日～18日の両日とし、神社は異ってもせめて祭りは一緒というかたちをとり、その無聊を慰めたのである。但し白旗神社の石祠があまりに浴場の傍だったため、それとは知らず立小便などで汚す者もあったことから、やがて石祠を現在馬場区の熱帯園のある高台へ移転した。

さて、この白旗神社祭は毎年行われ、昭和年代に入るとそれはいっそう盛大になった。『御座の湯口碑』によれば、祭り仕度は部落総出でかかり、まづ大小何一〇本もの立燈篭によって部落を飾ったとある。殊に大燈篭は御座の湯、雛の湯、昭和の湯の三ヵ所に立て、その燈篭に奉納俳句の天、地、人の入選句を書き出し、また浴場の壁には個人や団体よりの寄付金額を記した札を貼り出したりして、祭り気分を盛りあげたという。そして宵宮から太鼓を打ち鳴らし、雛の湯前の広場に造られた仮舞台では、隠し芸大会や旅まわりの一座を招いての芝居が演じられ、活動写真（映画）上映もあった。とくに各人が扮装を凝らした仮装行列に人気が集ったということだ。明けて18日の本祭りには、子供御輿が出た。前出『六十年史稿』によれば、昭和3年（一九二八年）6月1日現在、すでに湯之沢部落の児童数は草津小学校へ通う者だけでも四七名にのぼるとあるから、この子供御輿もずいぶんと賑やかなものだったよう

だ。また本祭りには奉納相撲もあって、見物に来ていた上町の者までが飛び入りし、患者にまじって力と技を競ったという。楽泉園が開設され、湯之沢より入所した患者たちも、白旗神社の祭礼には大勢外出してきて催しに参加している。楽泉園に患者の演芸部、音楽部が結成されてからは、祭りに招待され、出演した。

なお昭和17年（一九四二年）湯之沢部落解散後に、白旗神社の頼朝石祠は、部落住民の手によって上町白根神社境内に移され、今はそこに苔むしている。

他に部落の行事としては、1月6日消防組出初式、同15日子供たちによるどんど焼き、春には運動会、8月13日～16日月遅れの盆、9月15日月見、同じく秋には菊花大会、10月下旬になると大根祭というのがあったが、これは各宿屋が出入りの人たちを頼んで、宿屋所有の畑より漬物にするための大量の大根を抜き取り庭先きで洗い、軒下に吊り干しする作業をそう呼んだもので、一軒の宿屋が三〇〇〇本ものたくあんを漬けたというから、それがほぼ一せいにはじまると大へんな賑わいになったという。宿屋関係では同じように人を頼んで、12月28日に正月用の餅搗きがおこなわれた。

また今日では温泉とともにスキー場としても有名な草津町だが、この地でのスキー大会は、大正12年（一九二三年）湯之沢部落が主催し、上町によびかけて開いたのが最初と伝えられている。当時まだスキーは、スポーツとして広く普及されていなかった。しかし湯之沢部落内に青森県出身でスキースポーツの経験をもつ患者がおり、彼の提案を部落が容れ、現在の吾妻公園を会場にしてスキー大会を開催したのである。そしてこの大会には、部落のよびかけに応じ上町の宮崎五郎平ら多数が参加したという。

また、おそらくコンウォール・リーら外国人宣教師の影響だろう、昭和10年（一九三五年）頃には、湯之沢でバルナバ教会関係の患者たちによるバザーが開かれている。内容は主に食べ物類や古着等であったが、ものめずらしさも手伝って大へんに盛況だったようだ。

文芸部門では俳句がとくに盛んで、句会などもよく催されていた。湯之沢俳句の草分けは雅号を素人（そじん）とよぶ患者だとされているが、彼の人となりや句についてはさだかでない。昭和年代に入ると永山暁郊の名がみられる。彼は部落内で貸本屋を営んでいたが、宗匠の位をもっていたらしく、草津以外から俳句作品が送られて来、彼は貸本業のほかにその選や添削料で妻子を養っていたという。だが暁郊は盲人だったので、彼の妻かそれとも弟子の患者かが、彼のために代読代筆をしていたものと思われる。

いっぽうバルナバホームの患者たちは、昭和7年（一九

三二年）12月、ホームの月刊文芸誌『高原』（編集兼発行人徳満唯吉・発行所高原社）をガリ版刷りで創刊、そして翌8年12月号より全生病院内の山桜出版部印刷所に依頼して活版印刷にし、創作、随筆、随想、詩、短歌、俳句の文芸活動を旺盛におこなった。活版印刷を依頼した山桜出版部印刷所は、全生病院の機関誌『山桜』を患者作業の一環として編集印刷しており、活字や印刷機など完備していたのである。

この『高原』は、昭和16年（一九四一年）湯之沢部落が解散を決定するその年の一月号（通巻一〇〇号）を以って終刊するが、同誌での文芸活動のうち最も充実していたのは短歌で、後年歌集『雲遊ぶ山』で名を知られるアララギ派歌人秩父明水も、『高原』短歌欄に早くから優れた作品を発表している。また16年全一〇巻の完結をみた『新万葉集』（改造社刊）には、『高原』の歌人泉美佐緒、小林功、桜戸丈司、高原邦吉、橘もと子、竹内慎之助、秩父明水、広坂美津夫、古谷弘の九名の作品が、愛生園の明石海人、九州療養所の島田尺草、伊藤保、全生病院の光岡良二、鈴木楽光ら四七名の病友とともに入選している。そしてこの『高原』の誌名は、すでにふれたようにやがて後の楽泉園機関誌にそのまま受け継がれることになるのである。

なお、『聖バルナバ教会史稿』の執筆と、同ホーム文芸誌『高原』の編集・発行の任に当たった徳満唯吉は、ホーム解散時に楽泉園に入所したが、昭和18年（一九四三年）8月21日、その三七年の生涯を閉じた。

13　湯之沢部落解散

草津療養所（栗生楽泉園）設立にあたっての湯之沢部落の反応は、予想外に平静だった。わずかに、療養所の出現は部落の崩解につながるとして、療養所が温泉引きをする時には取り入れ口にビール瓶を投げ込むなどと云う者があったが、そんな妨害も実際にはおこなわれなかった。

それどころか、昭和5年（一九三〇年）8月9日、療養所建設予定地を視察のため内相安達謙蔵が来草した時などは、「レプラ村の人々も『われわれのために大臣様がお出になった』と沿道到る所に堵列、中には土下座して涙を流している者もあると云う熱心な、且つ誠意のこもった歓迎振りであった」（『上毛新聞』）とまで報道されるほどだったのである。

こうした状況は、明治33年（一九〇〇年）のベルトラン排斥をはじめ、明治43年（一九一〇年）草津町長山本与平次らによる湯之沢部落移転計画を阻止、さらには大正14年（一九二五年）三上千代設立の鈴蘭園ボイコットなど、一

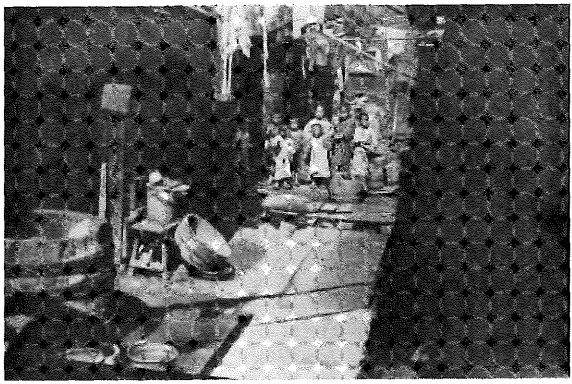

湯之沢の子どもたち

貫して部落をまもる姿勢を固持し、しかもそうした面では殊更敏感な湯之沢患者のこれまでのあり方を考え併わせる時、どう理解すべきか戸惑う思いさえする。

だが昭和5年といえば、湯之沢部落の歴史のなかで、戸数・人口とも最もピークに達した年ではあるが、それは同時によるべなく癒える術ない患者の苦悶の高まりを、そのまま表白した時代でもあったのだ。つまり一時治療の浴客を含めると優に一〇〇〇人は越えたと伝えられる患者集団は、温泉と点灸の治療、そして大風子油の注射や服用を重ねながら、治癒する保障の何ら得られぬ日々を送り、また頼るべき医師もわずかバルナバ医院に一人しかいず、つねに病状悪化と死への恐怖にさらされていなければならなかったのである。その上表面的には有資力の患者部落とみられていたが、内実は湯之沢での経済生活に困窮している者がやはり多かったようだ。霜崎清・井上謙の『湯之沢部落六十年史稿』もこの点にふれ、次のように記している。

「癩浴客の中には相当資産を有するものが混入しているかの如く吹聴せられているが、郵便局等に就て調査するも五円、一〇円の少額を電報にて取り寄せる輩も相当多数ありて所謂富豪癩の如き極めて稀であると見做される。

従って部落内に労働共救会の如き機関が生れ、救護法による救護を受くるもの、母子保護法により保護を受くるもの相当数に達し方面委員の活動も従って又有意義となって来るのである。」

方面委員とは、昭和11年（一九三六年）公布の「方面委員令」に基づき、生活に困難な人々を保護・指導する機関（戦後21年「民生委員」に切替えられる）のことで、したがってこの場合年代は昭和5年より下り、しかも7年には草津療養所＝栗生楽泉園の開設をみて、湯之沢よりの入所者が急増していたにもかかわらず、なお部落内にそうした困窮者が多くおり、11年からは方面委員の世話になったというのである。なお方面委員は町長の任命によるもので、

湯之沢部落では赤石金之助、青木末吉、石川善之助、山口昇、先崎徳満らがその命を受けて活動した。

さて、療養所設立にたいする湯之沢患者の心理状態だが、要するに彼らの多くは、部落での「自由」を望みつつも自分の病状や生活のいわゆる〝歯止め〟として、この新しい国立療養所の実現に期待するものがあったようだ。しかし反面、療養所が出来れば部落は取り潰され、一斉に強制収容されるのでは——という不安や動揺もあったことはたしかである。そうした患者の不安や動揺を押えるのに、三上千代の説得活動が大きな役割りをはたした。

藤本浩一の『鈴蘭村』によれば、三上は、政府としては湯之沢部落の移転を急ぐつもりはないし、よい施設をつくれば自然にすべてそこに吸収できるとの考えに立っているとして、「動揺する湯之沢部落の人々に話しかけては、その方針を説くのに急がしかった」という。彼女は具体的にこの療養所の性格にもふれ、そこは「自由療養地区」とし、進んで来るものを歓迎するが強制するものではない。然し各科の専門医が揃うことになっているし、完全な手術室は勿論、医療設備のよい重病者の病室もできる。すべて無料とするのが原則であるが、無料を喜ばない資力のある者は実費を払ってもよい。患者住宅も国費で建てているが、それも住む家のない人のためで、国の家に住むのを嫌な人は自費で新築しても、湯之沢のものを移しても、敷地は無料で借りられる。ただ国の官吏である療養所長が指導し、監督することになるけれど、同時に患者は国の直接の保護の下におかれる——等々と、熱心に説明してまわったのである。

三上は全生病院に勤務した経験をもち、6年（一九三一年）開設したばかりの愛生園を観てきているので、療養所については当然詳しかった。そのうえ湯之沢の患者たちとは大正6年（一九一七年）以来の付合いによって、部落の実情や患者の心情等熟知していただろうし、また草津療養所開設にあたっての計画や湯之沢患者を収容するためこの療養所の特殊な性格づけも、おそらく光田健輔あたりから充分聞いて知っていたと思われる。つまり云い換えれば、湯之沢の患者たちにたいするこうした三上の動きじたい、彼女の自発的意思ばかりではなく、あらかじめ光田などの指示があってのことと考えられなくはない。

ともあれ、しだいに療養所の設立を肯定する雰囲気が部落内に醸し出される中で、さすがに宿屋組合だけはそれに反対の立場をとっていた。しかしもはや以前のように部落をまとめ、一丸となって反対運動を起こす大義も、またそのきっかけも、容易にはみつからなくなっていたのである。同時に部落内には、近くに療養所が開かれれば入所者

相手の商売もできるとソロバンをはじく商業組合と、療養所建設の際にはぜひ仕事にありつきたいとねがう労働共救会とがあって、むしろ宿屋組合は孤立化さえしてしまっていたのだ。

こうして昭和6年（一九三一年）6月、草津療養所の建設工事がはじまった。しかし労働共救会には正規の請負い資格がないことを理由に、希望に反してすべての工事請負いから外され、共救会がありつけたのは下請業者による日雇いでしかなかった。『御座の湯口碑』によれば、不満を爆発させた共救会は請負いを要求して、内務省が療養所建設事務所を置いた大阪屋旅館の寮（現在ホテル高松が建っている地点）の前庭に、三日間の坐り込みをおこない、その結果内務省も共救会の要求を認めるに到り、ついに同会独自で所内下地区（第一農園）より三ツ風呂に通じる六合村—草津町間の迂回道路工事を落札したのである。したがって共救会は、この請負い工事と、日雇いでの所内整地や、三上が国に寄付した鈴蘭園家屋の移築作業等を同時進行させ、会員が受け取る賃金の割り増しを計った。そして楽泉園関係の工事が終了した後は、再び湯之沢部落の仕事にもどり、上町旅館の雑役や、また8年（一九三三年）創業の谷所鉱山の労働者として就労したりした。

いっぽう商業組合は、7年12月草津療養所が「栗生楽泉園」の名をもって開所をみた後、主に食糧品、日用品など入所者の需要に応えることで結構商売になったし、とくに所内患者間での冠婚葬祭の引き出物等を一手に引き受けて繁昌した。しかしそれもしだいに楽泉園当局から規制を受けるようになるのだが、入所者の注文は絶えずあったので、いわば〝もぐり〟の恰好で商売を続けていたのである。そんな事情について、前出『御座の湯口碑』には次のような「聞き書き」がみられる。

「昭和十四～十五年頃、楽泉園に出入りすることが厳しくなり、湯の沢から出入していた商人は『お前らは誰の許可を受けて来た』と正門で皆追い返された。私たちのような者は楽泉園の出入を止められると、その日から生活に困った。そこで毎日楽泉園に通っていた行商人九名が、当時湯の沢から選出された町会議員（森川祐）に相談して、楽泉園の正門前に私たち九人と町会議員（森川）と坐りこんで、出勤する職員一人一人に『お願いします』と請願した。だが、職員は私たち商人の請願を恐れて相手にしなかったが、三日も同じことを続けて、やっと黙認の形で、再度楽泉園に商売に入れるようになった。出入商人は私たちのような餅菓子、雑貨商、その外魚屋、八百屋などであった。」

労働共救会や商業組合のそれなりの働きに比べ、楽泉園

の開設により湯之沢部落内で最も打撃を受けたのは、やはり宿屋組合である。前出『六十年史稿』にも、楽泉園が開かれた7年～11年までの四年間に、湯之沢患者の楽泉園入所者数は二八四名と記されており、しかもその大方が宿屋の患者客だったことから推して、当然従来の繁営に影を落とす結果となった。またそうであるだけに、各地の大学病院門前や相変らず〝峯公〟こと土屋峯八を使っての軽井沢駅での客引きにもいっそう力を注ぎ、ようやく取り込んだ患者浴客には楽泉園の存在をひた隠しにし、且つそのわずかな客種をもってこれまでどおりの収入をあげようとするため、客側からすれば粗末な宿屋の滞在費がまるで高級旅館以上に高くついた。したがってたちまち金に窮した患者客は、宿屋が隠していた楽泉園を知るようになると、本入所あるいは相談所扱いの仮入所に走った。そしてそんなくり返しのうちにもしだいに宿屋組合は困憊の色を濃くし、すでに述べたとおり11年（一九三六年）には、「御同情ニ訴フ」の文書を各関係方面の有力者に送るなどしてその〝疲弊〟脱却を目的とする募金運動を起こすが、これまたさしたる成果を実らせるに到らなかったのである。湯之沢部落最大勢力宿屋組合が、そうした衰退の状況に追い込まれていることをみてとった楽泉園当局は、13年（一九三八年）まったく狙いすましたようにその一画の切り崩しにかかった。それは、同部落の中心部に位置する宿屋津久井館の土地建物の買収である。この買収に踏みきるまでの楽泉園当局の態度は、いずれ湯之沢患者はすべ所内に吸収されるとタカをくくっていた反面、うかつに手を出せば噛みつかれるという危惧をつねに感じていた。事実、楽泉園開所当時矢嶋良一、高島重孝と共に医官を務めた武田正之は、『栗生楽泉園創立三〇周年誌』に寄せた「開園当時の想い出」の中で、次のように書いている。

「湯の沢からは外来の患者さんが毎日来て居た。憶えばあの遠い路を、特に雪の頃にも、よくかよって来られたと思う。然し一方では湯の沢存続の声も強く、特に旅館経営の患者さんがたは、生活権のうえからも、楽泉園の成長を反対する空気が日毎に強くなっていた。時には古見園長に強行会見を要求する湯の沢代表もあって、万一を考慮して高嶋（ママ）先生と私が、園長を左右から護衛して面会に応じた一幕もあった。然し高嶋先生にしても、私にしても長身痩躯もいいところ、およそ用心棒などとはおせじにもいえない護衛だったわけだ。湯の沢の猛サ連は、この吹けば飛ぶような用心棒の心情をあわれんでか、暴力沙汰は一度も起らずにすんだ」と。

折しもそんな時期に、部落の宿屋津久井館所有者の細野和作が仮入所してきたのである。『御座の湯口碑』による

と、この細野という患者は、昭和4年（一九二九年）頃より上町の浴客として来草していたが、やがて本病患者と判って湯之沢に移り、津久井館の客となったという。そして同館の女主人に見込まれ、娘の婿養子に迎えられたが、間もなく女主人が亡くなったので、彼は津久井館の営業等の権利を同じ部落の森幸造に貸し、妻とともに郷里新潟に帰り正油製造業をはじめた。しかし数年にして病気が再燃、ふたたび湯之沢に戻ってきたのだが、森に貸していた津久井館をすぐ取りあげることもできず、したがって病状もさることながら、やむなく急場しのぎに楽泉園に仮入所したのだ——とある。

湯之沢患者の抵抗を恐れ、部落解消への積極的工作がなしえずにいた楽泉園当局は、細野の仮入所を好機ととらえ、庶務課長霜崎清が直接細野に土地建物の売却方を説得、細野も仮入所している弱みからついにそれに応じ、上町の羽田旅館主を代理人に立てて、建坪一四九坪の宿屋及び貸長屋と土地一二九〇坪（四二五七㎡）を、一万六〇〇〇円で楽泉園慰安会に売却した。おどろいたのは、津久井館を借りて営業していた森幸造とその長屋の住人たちである。自分たちの知らぬ間に、宿屋と長屋の所有権が細野から楽泉園に移ってしまったのだ。となると当然明け渡しを迫られることになる、いったいどうすればいいのか？　森らのそうした不安と、裏切り同然の細野の行為にたいする怒りが部落内に伝わるや否や、これは楽泉園の湯之沢部落切り崩しだとする声となって、たちまち部落全体を緊張させ、一触即発の空気をみなぎらせた。

この事態にあわてた楽泉園当局は、「津久井館跡地に部落のための映画館を建てる」と言明したが、いったん硬化した部落の空気はやわらがなかった。いっぽう細野も、「売ったのは上町の羽田館で自分は知らない」などと、まるで理屈にならない弁解をくり返すばかり……。何よりも湯之沢患者の〝暴動〟を恐れた楽泉園当局は、結局津久井館の土地建物を買収しながら、営業はそのまま森に継続させ、同館長屋の住人たちにも立退き命令は下せずじまいにおわったのである。

しかし日中戦争はますます泥沼化し、また第二次世界大戦の兆しがふかまる中で、軍国主義思想のあらしはより露骨にハンセン氏病を「国辱」、その患者を「非国民」とみなした。そんな時代の趨勢によって、湯之沢部落はしだいに解散への方向に追い込まれていくのである。

そしてその道に先づ自ら従うかたちをとったのが、湯之沢の主要構成団体・日本聖公会聖バルナバ教会だった。同教会は、昭和11年（一九三六年）1月コンウォール・リーが老令と過労のため兵庫県明石にて静養に入り、同年7月

湯之沢における一切の事業から手を引いて以来、ホーム等患者の管理は聖公会担当教区司祭らの手に委ねられるが、経済面でも主柱となっていたリーの力を得られなくなっては、やはり衰退は免がれず、貫民之助の『コンウォール・リー女史の生涯と偉業』もこの点にふれて、「聖バルナバホームはリー女史の手を離れてより内外の寄付金を仰いで経営を行う事となった――が、事業としては勢い縮少の一途を辿り、他より新たに来れば直ちに楽泉園に入り、我がホームよりも衆に先んじて之に移るものあり又他の地に赴きし者及び永眠者等にて人員も著しく減じて来た」と記している。同時に、バルナバの救護事業をこうした状況に到らしめたもう一つの要因として、日本帝国主義にみる排外・国粋思想(「宗教新体制」等信教上の問題をふくむ)の影響が大だったことも、この際見落してはならないだろう。

ともあれバルナバ教会側は、湯之沢での救護事業縮少の見返りに、同部落滞在の宣教師ミス・ネテルトンの寄付一〇〇〇円を基金として、14年(一九三九年)11月12日、楽泉園下地区に新たに教会堂を建立した。これが、現在の聖慰主(なぐさめぬし)教会堂である。

信仰は、たしかにどこに在っても持てよう。だがその信仰による救護事業――とくに湯之沢部落にとっては唯一の医療施設であるバルナバ医院の経営が、資金と時局的な物資の欠乏のため、何とも維持しえなくなってきたこと自体、湯之沢での教会存立の意義を根底から問うものとなった。服部けさ以後後藤貞雄、中村時太郎の医業を受け継いで部落患者への診療に当たっていた鶴田一郎も、必要な医薬品さえままならず、急病人の処置にも事欠く有様で、医師としての責任を全うできない実情に追い込まれていたのである。

そしてついに15年(一九四〇年)11月、日本聖公会北関東教区の理事会は、バルナバ医院、同ホームを16年4月13日の復活祭を期して閉鎖する決定をおこなったのである。但しバルナバ医院については、所属の土地建物一切を財団法人らい予防協会に寄付することを条件に、医院閉鎖期日までの諸経費は、予防協会が負担するという約束をとりつけた。だがいずれにしても、こうした教会側の医院・ホーム閉鎖の決定が、結局湯之沢部落解散への導火線の役割りを果すことになるのだ。

事実、霜崎・井上の『湯之沢部落六十年史稿』によれば、同年12月らい予防協会は理事会を開催、日本聖公会との協約に基づくバルナバ医院整理費及び湯之沢部落移転整理費等に関する予算一二万二〇〇〇円、同じく無らい運動費一七万円、合計二九万二〇〇〇円を決定している。すなわち政府厚生省と予防協会は、バルナバ医院・ホームの閉

鎖問題にからめて、この時すでに湯之沢部落取り潰しの具体的方針を固めていたのである。したがって、県内問題として直接部落移転事業に着手の任を負う群馬県当局は、その方法につき研究をおこない、次の基本方針をもって事に当たることを決めた。

「群馬県の見る所によれば本妙寺癩部落と湯之沢部落とは本質的に相違せるものあり。即ち本妙寺癩部落は浮浪癩の集団にして極めて多岐なる犯罪を内包するに反し、湯之沢部落は然らず極めて自然に生成せる部落にして合法的集団と見做すを得るものなり。かゝる観点よりして、之が移転を慫慂するに当りては群馬県としては終始穏健平和裡に之を解決せんとするものなり、然れども第二段の構へとしては強行解決の方途を講ずるに遺憾なきを期する為万全の準備計画をなすは言を俟たず。」(『湯之沢部落六十年史稿』)

右にみる熊本県本妙寺の患者部落は、すでに15年7月官憲の手によって「一斉掃蕩」を受け、同部落幹部らは楽泉園特設の患者刑務所「特別病室」に投獄されたのだが、この件については後述の楽泉園五〇年史の稿にゆずることにする。ともかく県当局は、湯之沢部落移転に臨む態度をまず決定し、明けて16年(一九四一年)、それもいよいよバルナバ医院・同ホームが閉鎖される一ヵ月前の3月11日、県側の交渉委員を草津に派遣してきた。しかしその構成は左のとおりで、まこと「穏健平和裡に之を解決する」などのうたい文句とはうらはらの、それはいかめしい官憲たちによって占められていた。

湯之沢部落移転交渉委員会

正員

県衛生主事　小林　房吉
属　飯島千代次
警部補　定方友三郎
巡査部長　仲林　良七

副員

長野原警察署長　須藤慶太郎
巡査　赤石　勲
刑事　田端　勝治

こんな陣容では、最初から〝威嚇〟目的としか理解のしようがあるまい。つまり県は、部落患者に有無を云わせず、何がなんでも「平和裡」にねじ伏せてしまう意思だったとおもえる。彼らは来草してすぐに、なぜか楽泉園で協議をおこなっている。

次いで『六十年史稿』は、翌12日午後一時、来草の交渉委員会が草津巡査部長派出所に湯之沢区長吉田浩夫、区長代理田中久造の二名を招致し、「近く正式移転命令が出る筈であるから、之が準備と平和的解決を図る為(双方の)

交渉委員会設置致度きを以て（部落側は）一〇名の交渉委員を選任し3月13日より交渉を開始致したと言ひ渡した」ことを記している。

いっぽう部落側は、こうした国・県の動向について、事前に知るよしもなかった。わずかに、バルナバ医院閉鎖等の情勢から、いずれは部落にたいしても何らかの施策を講じてくるであろうとの予側こそすれ、時期的にはまだまだ先きのことと考えていたのである。にもかかわらず突然警察の派出所に呼び出され、しかもいきなり部落移転――いわば取り潰し方の交渉開始を通告されたのだから、寝耳に水、青天の霹靂もいいところで、区長吉田と田中はあまりの事の重大さに顔青ざめて部落に戻った。そして直ちに部落の主だった者たちを集め相談したが、もちろんその場で結論が出せる話ではない。とはいえ、明日には交渉開始を言い渡された以上、とにもかくにも県側が指定した一〇名の交渉委員を選出しようということになり、すでにバルナバ医院閉鎖問題が出てきた時点で、万一に備えて結成をみていた部落団結のための協力委員二一名中より、次の一〇名を選んだ。

吉田浩夫　田中久造　森川　祐　吉垣孝之
大石勝雄　桐山佐七　新井大作　山口　昇
先崎徳満　加科小文治

なおこの一〇名の部落側交渉委員の中には、加科など同部落内で患者のための宿屋を経営している健康者も含まれていた。

3月13日午後一時、会場を聖バルナバ教会堂として、県・部落双方による第一回の交渉委員会が開かれた。『六十年史稿』によると、そこで県側が提示した部落移転条項は左のとおりである。

「湯之沢移転に関する条項

一、湯之沢部落民は正式の移転命令ありたる日より一ケ年以内に栗生楽泉園に入所すべし。

但し救護法乃至母子保護法によりて目下救護を受けつゝあるもの及無職業者は二ケ月以内に移転するものとす。

二、乳幼児並老父母にして差当り生計に困難を来すものは便宜同伴するも可なり。

三、学齢児は栗生保育所に入所し栗生分教場乃至草津小学校に通学するものとす。

四、希望により他の療養所に入所するも可なり。但し事前協議を要す。

五、夫婦者にして何れか一方健康なる時は暫時楽泉園に入所するも可なり。

六、青年にして健康且職能を有するものに就ては就職斡

旋をなすも可なり。

七、賠償価格

土地　六一、七四一円　一八、〇五七坪
宅地　坪当　一〇円
畑　〃　一円五〇銭
山林　〃　六五銭
原野　〃　一円三〇銭
建物　七六、二八六円
坪当　二四円
動産　一九、一六〇円
移転料　無産者に対し一人当五〇円を支給す。」

『六十年史稿』の筆者霜崎清・井上謙らも、楽泉園側を代表しておそらく傍聴していたのだろう、彼らはその時の状況を次のように記している。

「以上の条項を提示したるに、議場は啞然として声なし。やゝありて期限を五年にせよと発言し議場喧燥に陥り収拾困難に至りたるを以て議長（小林房吉）会議休憩を宣し解散す」と。

が、この記述だけでは不充分なのであえて補足するならば、「議場喧燥に陥り収拾困難に至」らしめたその「条項」の主な問題点は、第一項にみられるあまりにも性急な移転期限だったのである。たしかに時代的意味合いから、部落側委員のだれしもがいくいくは解散止むなしと考えていた。しかしだからと云って、湯之沢開村以来五〇余年、そこを〝第二のふるさと〟と定め、ただひたすら営々と築きあげてきた生活の場を、わずか二ヵ月～一年の期限で立退きを強いられるとなると、それはもはや理屈ではなく何よりも感情的に許容できなかったといえよう。そうした気持の表われは、「期限を五年にせよ」との発言に痛切にこめられていたのだ。

翌14日午前八時、湯之沢区長吉田浩夫の招集により、部落内の真宗大谷派説教場において区民大会が開催された。この大会に、区民の一人として参加の経験をもつ加藤三郎は、その時の模様をこう語っている。

「三月といっても、それは寒い朝だった。隣組長が回って来て、『今朝八時から説教所に集ってもらいたい、何でも重大な問題だそうだ』という。昨夜湯浴みに共同浴場へ行った時、一緒に入浴した者たちの間でも、部落に大変な事態が起こっているような話しが交わされていたが、それが何なのか、だれもまだ知らなかった。

私は八時前に説教所に行ったが、すでにもう会場内には入れきれないほど人が集っていて、松葉杖をついたまま屋外に立っている者や、坐る場所がなくて、用意してきた座布団をそのまま腕に抱えこんでいる者も多くいた。私も仕

方なく、外から会場内を覗くようにして立っていたが、そのうち開会が宣言され、吉田区長の報告がはじまった。

白髪の区長は、沈痛の面持ちで一昨日来の経過を述べ、さらに言葉をついで『ふるさとを追われ、ここ湯之沢に来てホッとしていたのだし、またここがわれわれの死に場所と思っていたのに、政府と県は明日にも正式に部落解散命令を下そうとしている。私の妻や子も不安におびえ、とうとう今朝までまんじりともできなかった』と語った。

そんな区長の話しの途中から、あちこちにすすり泣きが起こり、中にはたまりかねて大声で泣き出す者もいた。そして区長の報告が終ると同時に、『いくら政府や県でも、そんな勝手はゆるされない！』と席を立つ者、『バカなことはやめさせろ！』と怒鳴る者たちで、会場はまるで蜂の巣を突っついたような騒ぎになった。

したがって大会は結局一日で終らず、次の日も続いた。」と。

だが態勢は、時局がら政府や県の命令に抗しきれないとするところから、しだいに条件闘争的な色合いをみせはじめるのである。つまり、この際土地建物を売り払って別のどこかに移り住もうと考える者、部落は潰れても何とか町に残りたいとねがう者、いっそのこと楽泉園に入所しようと覚悟をきめる者等々で、あとはむしろ県よりの補償のあり方に懸かる方向に傾いていったのだった。

かくして17日、県・部落の交渉委員会は再開された。会議は前後九回にわたり、そのなかでとくに県側の示した土地建物の賠償価格をめぐって論議が集中、その結果3月29日、新たに土地建物評価委員会が設置されるに到った。同委員会の構成は次のとおり。

委員長	県衛生課長	杉野　為治
委　員	県土木・営繕係より技手三名	
同	草津町土木委員	黒岩定次郎
同	〃　建築委員	丸山　和達
同	〃　書　記	羽田　五平
同	〃　書　記	吉田　春重
同	湯之沢部落代表	吉田　浩夫
同	〃	田中　久造
同	〃	森川　祐
同	〃	大石　勝夫
同	〃	吉垣　孝之
同	〃	先崎　徳満
参　与	草津町議会議員	山本与平次
同	〃	野口袈裟雄

この委員会への草津町側の参加は、部落の窮状を見過ごしにするのかという湯之沢区民の非難と、県側からすれ

ば、万一交渉決裂の際にはその政治折衝に当たらせる意図によるものだった。なお当時の草津町長は小林道太郎である。

土地建物評価委員会は、4月3日より実地踏査を開始、同月下旬には一応の結論を得、県側がそれに基づいて書類整備を成した後、5月3日湯之沢部落内で委員会総会を開催した。総会は、委員長杉野為治の経過報告と提案を受けて討議に入ったが、種々異論も出、ようやく委員長提案どうりの妥結点に達するまでに六時間を要したという。

そして5月7日、県警察部長館林三喜男が現地入りし、正式に湯之沢部落移転命令を発したのである。前出『六十年史稿』によれば、この時、県・部落双方は左の「覚書」を交換した。

「　覚　書

吾妻郡草津町大字草津所在湯之沢区（字湯之沢、滝下、落合、土橋、地蔵）移転施行ニ関シ県ト区代表吉田浩夫外九名トノ間ニ於テ協定スルコト左ノ如シ

一、湯之沢居住区民ハ昭和16年5月7日ヨリ速ニ移転ヲ開始シ昭和17年12月31日迄ノ間ニ於テ左ノ方法ニ依リ全員移転ヲ完了スルコト。

イ、患者ニシテ病毒伝播ノ虞アリト認ムルモノハ国立癩療養所ニ入所スルコト。

ロ、健康者ノ移先ハ所謂湯之沢部落以外トスルコト。

二、県ニ於テ買収スル土地ハ所謂湯之沢部落ニ居住ル者ノ所有ニ係ル字湯之沢、落合、地蔵所在土地トシ

宅地	四五九九坪五合	八五、八〇四円三一銭
畑	三反二畝二二歩	一、四二九円一〇銭
山林	一町九反九畝一歩	五、九七一円
原野	四反七畝二九歩	一、一〇三円二三銭
合計金額		九四、三七円六四銭

三、県ニ於テ買収スル家屋及付属工作物ハ字湯之沢、滝下、落合、地蔵、土橋ニ建設シアルモノトシ此ノ棟数二三九棟及付属工作物此ノ金額一七二、〇三一円トスルコト　但シ草津町有浴場籬、御座、桜ノ湯ノ建物並ニ同建具ハ之ニ含マザルコト。

四、区有工作物及個人有水道其ノ他工作物ニ対シテハ県ヨリ金一七、〇四一円六五銭ヲ各所有者ニ対シ補償スルコト。

五、無資産者ニ対シテハ部落解散手当トシテ居住年限別ニ依リ左ノ通リ県ヨリ支給スルコト　但シ支給ヲ定タル者ハ昭和16年3月23日以前ヨリノ居住者トシ居住年限ハ同年5月ヨリ遡リテ之ヲ起算スルモノトス

イ、一年未満　　一人ニ付　八〇円

ロ、一年以上三年未満　〃　九〇円

ハ、三年以上五年未満　〃　一〇〇円
ニ、五年以上　〃　一五〇円

右支給人員ハ二四七名ニシテ其ノ金額二三、〇六〇円トス。

六、無資産者ニ準ズル者ニ付テハ県ニ於テ査定ノ上無資産者ニ対スル部落解散手当ニ準ジ金四、八五九円七一銭ノ範囲内ニ於テ支給スルコト。

七、県ニ於テ買収シタル家屋及付属工作物ヲ売却シタルトキハ希望ニヨリ元所有者ニ其ノ売却代金ヲ交付スルコト

右売却代金ノ交付ヲ受ケタル元所有者ハ交付金ヨリ合計最低金一二、〇〇〇円ヲ湯之沢区ニ拠出スルコト

但シ之ガ拠出額並ニ区民ニ対スル配分等ニ関シテハ県ノ指揮ヲ受ケルコト。

八、土地ノ売買契約及之ガ登記手続ハ県ノ指揮ニ従フコト。

九、家屋ノ売買契約及之ガ取毀シハ県ノ指揮ニ従フコト。

十、土地、建物、付属工作物ノ買収金並ニ区有工作物及個人有水道其ノ他ノ工作物補償金ハ之ガ契約成立シタルトキ及土地ハ県ニ所有権移転シタルトキ建物ハ移転完了ノトキトニ分チ部落解散手当ハ移転ノトキ支給スルコト

但シ建物所有者ニシテ県ニ於テ適当ト認ムル理由アルトキ契約ノトキ金額ヲ支給スルコトアルベキコト。

十一、本覚書記載事項以外ト雖モ本移転ノ実施ニ関シ必要ナル事項ハ県ニ於テ之ヲ指示スルコト

右指示セラレタル事項ニ付キテハ本覚書ト同様之ヲ遵守スルコト。

十二、区代表吉田浩夫外九名ハ引続キ本覚書ノ実施並ニ本覚書記載以外ニシテ本移転ニ必要ナル事項ノ実施ニ関シ県ニ協力スルコト。

右覚書二通ヲ作成シ県及湯之沢区長一通ヲ所持ス。

昭和16年5月7日

群馬県知事　薄田　美朝
右代理官群馬県書記官
警察部長　館林三喜夫
湯之沢区代表　吉田　浩夫
（以下九名連署）」

一見して判るように、この「覚書」にもられた補償の内容は、最初の県提案を大巾に改善したものとなっている。もちろんそれは、県が部落側の要求をすんなりと認めたわけではなかった。たとえば請願巡査として楽泉園官舎に駐在していた赤石勲は、部落側の不満や要求を押えるため、

「貴様らの生殺与奪の権はわが手にあり」と事あるごとに脅しをかけたという。すでに楽泉園内に「特別病室」という名の患者刑務所が設置され、熊本の本妙寺部落が一斉掃蕩された際、その患者幹部の「特別病室」への送致・投獄を目のあたりにしている湯之沢部落患者にとって、この赤石の言葉がけっして単なる威嚇でないことを充分承知していた。しかし吉田区長を先頭に立て、湯之沢区民はあくまでもねばり強く正当な補償要求を貫いていったのだ。

この間バルナバホームは、復活祭を終えた4月21日に婦人ホームが、同月24日に男子ホームがそれぞれ閉鎖し、楽泉園へ四四名、全生病院へ九名、愛生園へ八名、計六一名の入所をみている。但し部落内唯一の医療機関であるバルナバ医院は、らい予防協会の運営により、部落解散時までその閉鎖を待つこととなり、バルナバ関係患者三名が保安要員として残った。

5月18日午前一〇時より、聖バルナバ教会において湯之沢部落の解散式がおこなわれた。同日新聞各紙はこれを一斉に報道、ちなみに地元紙『上毛新聞』は、「草津よいとこ／健康療養地に更生／けふ解散式／患者は各療養所へ」との四段組みの記事を掲げた。また県は、この機会に部落再建の根を断ち、以後湯之沢めあての患者の来草を防止するため、知事薄田美朝の名をもって「湯之沢癩部落ニ関スル群馬県ノ通牒」なる公文書を、厚生、内務両大臣をはじめ、警視総監、各廳府県長官、朝鮮、台湾両総督府警務局長、各国立公立療養所長あてにそれぞれ発した(『六十年史稿』)。

そのうえで県は、部落内に「移転相談所」を設け、患者移転の促進を計った。そしてこの相談所が湯之沢患者一人ひとりの申告に基づいてまとめた動向は、次の表にみられるとおりである。

湯之沢患者移転動向（昭和16年6月2日現在）

区分	昭和16年中		昭和17年中	
	戸数	人員	戸数	人員
自由地区（一戸建）	12	21	11	25
自由地区（一室借）	8	12	10	17
夫婦舎	15	31	34	69
普通舎	—	22	—	59
他療養所	5	6	1	3
上町移転	14	43	15	40
他府県	3	8	4	16
栗生保育所	—	1	—	2
国元へ（子供）		3		8
計	57	147	75	239

戸数　合計　132戸
人員　合計　386名

一時は一〇〇〇人を数えたという湯之沢の人口も、この段階では、もはや四〇〇名足らずに減少していたのだ。

患者の移転は17年（一九四二年）5月に完了し、明治20年（一八八七年）開村以来五五年にわたる湯之沢部落は、ついにその歴史を閉じたのである。

なお部落移転補償費三〇万五〇〇〇円、バルナバ関係諸経費一〇万六〇〇〇円、計四一万一〇〇〇円の支出は、当時群馬県社会課長の任にあった石川薫によれば、県に肩代りするかたちで全額三井報恩会の寄付金で賄われたとのことである。

また湯之沢最後の区長を務めた吉田浩夫（群馬県出身）は、部落解散時に病状もごく軽症だったため上町への移転を認められ、殿塚区に居住していたが、昭和27年（一九五二年）11月22日永眠した。行年七二歳。葬儀は草津町長らの出席のもと自宅で取りおこなわれ、遺骨は光泉寺墓地に葬られたと聞く。

第一章　開かれた移転地

昭和7（一九三二）年～13（一九三八）年

1 楽泉園開設へ

すでに『前史・湯之沢部落』の稿でふれたように、楽泉園開設の起こりは、直接的には大正15年（一九二六年）3月11日第五一帝国議会に群馬県知事牛塚虎太郎が県衛生協会会頭名で、「癩患者部落移転に関する件」を請願したことにはじまる。次いで同じく3月25日、牛塚は「草津温泉付近に国費を以って癩患者収容部落建設の請願」書を提出。いっぽう本県選出の代議士木檜三四郎も第五一議会に「癩政策に関する質問主意書」を、そして翌昭和2年（一九二七年）の第五二議会には「癩療養所国庫補助に関する建議案」を提出しているが、その文面はいずれも湯之沢部落をハンセン氏病患者の一施設として認めよという主旨のもので、牛塚の請願主旨とは異った対象をみせていた。こうした動きと、「らい予防法」に基づくハンセン氏病対策の必要性とに相俟って、内務省はついに昭和3年（一九二八年）、湯之沢部落の移転を求める県の要望を受け入れたかたちで、楽泉園設立の方針を定めるに到ったのである。

同年6月27日付『上毛新聞』は、「草津にレプラ療養村／三百戸の住宅を建設して患者に賃貸療養せしめる／公園劇場郵便局も出来る自由楽園」の見出しで、「内務省衛生局では百万円の大予算をもって草津町に自由レプラ療養所を設置することになったが、これは三ヶ年の継続事業で本年の議会を通過すれば来年度直に着工する筈で、竣工の暁は本県に譲り渡し県が経営することになる」云々と報じた。次いで7月、内務省は各県の衛生課長を集めてハンセン氏病を含む疫病対策を協議、ここでも湯之沢部落移転問題が取りあげられ、それについて同じく『上毛新聞』は県衛生課長玉木緝熙の談話として、「草津町の現在のレプラ部落があまりに草津町に接近して居るので草津温泉発達を阻害するばかりなく予防法を徹底するためかねて県衛生協会が草津レプラ部落の移転を計画したが県営としては負担が過重すぎるというので内務省衛生局が百二十万の予算で昭和四年度より三ヶ年の継続事業として自由療養村を設置することになっていたが全国の意見も纏り内務省の意見を添へて今議会に提出することになった」（7月8日付）と報じ、湯之沢部落の移転を目的とする楽泉園の設立が国立療養所としてより具体的に打ち出されたことを伝えている。

昭和5年（一九三〇年）8月9日には、内務大臣安達謙蔵が、群馬県知事堀田鼎、代議士木檜三四郎らとともに湯之沢部落及び楽泉園建設予定地の視察を行なった。その結果同年11月第五九帝国議会は「草津療養地区設定予算」として、滝尻原東南の私有地買収費一二万円を可決、直ちに

その取り組み方を本県に通達して来た。これに関連して11月26日の県議会では、桐生選出の県会議員増山作次郎と衛生課長玉木緝熙の間に次のような質疑応答が交わされているので、『会議録』より抜粋し紹介しておこう。

増山議員「癩療所が本県ニ於テ近ク移転サレル、定メラレルト云フコトヲ聴イテ居リマスガ、開会後警察費ノ付議セラレルヤ、警察当局ハ此『レプラ』患者ト云フモノハ空気伝染デアッテ非常ニ危険デアルト云フコトヲ承ッテ居リマスガ、此危険ナル所ノ『レプラ』患者収容ニナリマス所ノ療養所ニ如何ナル地ニ御定メニナリマシタカ、勿論是ハ内務省ニ於テ指定スルトハ聴イテ居リマスガ、本県ニ位置定メル以上ハ、危険ナル病気ト心得マス故ニ、定メシ本県ニ対シテ位置ノ予定ヲ御諮問ニナッテ居ルト思ヒマスカラ、此点ヲ伺ヘルナラバ幸ニ存ズルノデアリマス、」

玉木衛生課長「草津ノ湯之沢部落ノ移転ニ付キマシテハ、従来長イ間ノ問題デアリマシテ、本県カラ度々陳情建議等ヲ致シマシテ、又他ノ方面カラモ、色々ナル要求ガ中央方面ニアッタノデアリマスガ、色々ノ事情ノ為ニ未ダソノ移転ノ実現ニ致ラナカッタノデアリマス、幸ニモ昭和六年度ノ予算ニ国ノ予算ニ少額デハゴザイマスガ、移転ノ経費ガ計上サレルコトニナッタノデアリマス、本年ノ夏安達内相御来草ニナリマスルシ、其外又内務当局カラ度々見エマシテ、目下其位置ノ選定中デアリマシテ、マダシッカリ確定ヲ致シタ訳デハナイノデアリマス、約一里バカリ離レマシタ所ニ二ケ所候補地ガアルノデアリマス、何レニ決定スルカハココ暫ク判明イタサナイノデアリマス、尚又『レプラ』ハ空気伝染デハアリマセヌノデアリマス、是ハ接触伝染ナノデアリマス、左様ニ空気伝染ノ伝染病程ニ怖シイモノデハナイノデゴザイマス、御参考ニ申上ゲテ置キマス」

ここで注意をひかれるのは、本病についての認識である。「らい予防法」等で政策的にハンセン氏病が怖ろしい伝染病と宣伝されていた当時、右に増山の云うような「空気伝染」説も巷間まことしやかに流布されていた。これに対して「レプラ」は「接触伝染」で「空気伝染病程ニ怖シイモノデハナイ」と答弁した玉木の見識は、医博の称号をもつ者として当然とはいえ、時代的意味合いからやはりみるべきものがあろう。また設立予定の療養所の位置に関する玉木の答弁の中に、「二ケ所候補地ガアル」としてる点だが、一つは三上千代の鈴蘭園がある滝尻原より現在楽泉園の中地区にある水ノ窪一帯を指したものだが、他の一つに

ついては記録がない。ただ安達内相の来草を伝えた当時の新聞記事から推察する限りでは、それは近接する六合村の田代原辺りだったらしい。しかし療養所に草津温泉を引湯することを条件とした場合、そこはあまりに距離がありすぎて到底問題にならなかった。したがって結局は滝尻原・水ノ窪一帯がその候補地としてしぼられてくるのである。

当初用地面積を一〇万坪（約三三万㎡）とし、草津に払い下げていた滝尻原はともかくも、現在楽泉園正門付近の沼尾原や事務本館付近の芳ケ窪、さらに中地区及び現在川ケ丘の東側面にあたる水ノ窪など私有地だったため、これらは買収しなければならなかった。内務省は同年11月、群馬県にたいしその買収作業を含め療養所設立に着手せよと通達してきたが、厳冬の草津では仕事にならず、すべては翌6年（一九三一年）の春に持ち越されることになったのである。

だがこの間、療養所設立の青写真を作製する過程で恐らく必要が生じたのであろう、6月の竣工時までに新たに栗生と呼ばれていた土地で現在の栗生ケ丘一帯と浪速ケ丘の一部にあたる野獄等を含め、山口久三郎外一五名の私有地一七haを約一万三〇〇〇円で買収した。当園施設側が編んだ『創立三〇周年誌』によれば、こうして6年中に買収した用地面積は五万二五四三坪（約一七万三九一九㎡）に及んだとある。この土地所有者のほとんどは六合村小雨の小字である沼尾の人たちだったが、彼らは新たな療養所設立の意義を理解したというよりは、国からの〝命令〟と受けとって、ほぼ云うなりの価格でそれらの土地を手ばなしている。たとえば沼尾の福島こうの話しによると、彼女の家が所有していた沼尾原のうち畑四〇aを含む一三七aを七〇〇円で買い上げられたという。つまり坪（三・三㎡）当り一五銭三厘にしかならなかったのである。ちなみに同年白米一升が二五銭だった。また時代をくだって現在職員官舎付近の地価は今日坪（三・三㎡）八万～一〇万といわれている。なお土地買却にあたって、療養所が設立されたあかつきには、所内で使用する野菜等は沼尾の人たちから購入するとの口約束がなされ、沼尾の人たちはそれを期待していたのだったが、実際の購入は沼尾からではなく、同じ六合村荷付場の物を仕入れたので、沼尾の人たちは大いに憤慨したと伝えられている。また芳ケ窪、栗生には住居を建てて暮している者もいたが、この人たちは草津に移って行った。こうして当初の敷地面積は約一〇万九〇〇〇坪（三六万㎡）に達した。以後草津上町や六合村等近接町村の人たちは、この療養所建設予定地を湯之沢の患者が移り住む処として〝移転地〟と呼ぶようになった。

6月4日、第一期工事の測量は内務省嘱託・技手松崎留

吉らによって開始され、8月15日には、建設工事を請負った高崎市の井上組と下請けの草津町直井組が作業に入った。着工は芳ケ窪の上方に治療棟、水ノ窪に患者住宅一棟、芳ケ窪の下方に患者住宅数棟、栗生に職員事務所、娯楽場、また浴場と温泉導引、水道本管敷設、滝尻原の鈴蘭園跡地に職員官舎などで、まずそのための整地作業を前橋の業者からまた下請けしたのが、湯之沢部落の患者労働者の組織である「労働共救会」だった。この工事に参加した患者労働者は同会々員の約半数五〇人余のぼり、ジャイルス館の建物を飯場にして地ならしや道路づくりに汗を流した。道路づくりというのは、従来あった六合村小雨―草津間の道が療養所内をよぎるかたちになったため、現在園内第一農園より草津三ツ風呂へ抜ける新道をつくるという構想が打ち出されたことにより、その道路工事の請負を、湯之沢の労働共救会が要求、これをかちとるために同会は草津町に置かれた建設事務所前で三日間坐り込み、ついに許可を得たのである。それは全長約五kmにわたる工事で、入札も縁起をかついでの八八八円八〇銭として落札したものだった。賃金はこの道路づくりと患者住宅地の地ならしを含め日当一円～一円二〇銭で、当時の土工の賃金としては比較的良い値といわれた。しかし今日とちがってすべてが人力であり、とくに山坂でのトロッコ押しは相当の重労働だったが、彼らの労働力は一般の土工以上だと認められるほど作業に打ち込んだという。そして川ケ丘の造成のために運び出された土によって、現在の浪速ケ丘や後に望学園の校庭となった広場も同時に造成されたのである。

10月7日には、草津町との間に温泉導引契約が成立した。但し正式文書を交わしたのは12月22日であった。この契約書によれば湯元は「御座の湯」改め「白旗の湯」とし、湧出口から木管を内径七寸（二一cm）に刳り抜いたもので取り入れることになっている。しかし実際は、白旗の湯から直接導引していたのではなく、白の旗湯とぬ志勇の湯の間に枡を設け、流下してくる湯をそこに溜めて取り入れていたと伝えられている。木管は直径約四〇cm、長さ一八〇cm程度の赤松を用い、これを填め込み式に繋ぎ合せて、現在の園内聖公会教会堂と旧少年舎間の用水池付近に建てられた浴場へ引湯したのだが、その距離は三五一〇mに及ぶ大工事であった。この基礎工事も労働共救会の手で行われた。湯之沢部落の宿屋組合など療養所設立に反対する者の中には、温泉導引の際取り入れ口にビール瓶を投げ入れてやるといきまく向きもあったようだが、実際には噂された妨害もなく作業は無事進みやがて完成をみるに到るのである。そしてこの工事には前橋市の建設業佐藤組も加わっている。なおこの場合は、10年（一九五五年）9月26

日の豪雨によって引湯管等に被害を受け、浴場の建物を現在位置に移動した。また水道は、現在草津町文京区内の石尊山麓の通称〝石ごね〟に水源を求め、そこから約五・七kmの本管敷設を行なった。

こうして6年は、療養所建設予定地の整地と温泉・水道導引工事に終った。なおこの年1月30日には、大正5年（一九一六年）以来ハンセン氏病療養所長に与えられていた患者懲戒検束の権限を「らい予防法」の施行細則とは別に完成し、「国立癩療養所患者懲戒検束規定」として認可公布され、さらに4月には法律第五八号「らい予防法」を以って明治40年（一九〇七年）法律第一一号を改正公布、これによって「癩患者救護費弁償制」が廃止され、本籍氏名を申告せず入所可能になると同時に予防法上必要あれば患者収容ができるように改められたのだった。また同年3月、わが国初の国立ハンセン氏病療養所長島愛生園が岡山県の離島に開設され、「らい予防協会」の設立もみている。

昭和7年（一九三二年）6月28日、内務省衛生局、県衛生課、町当局の各担当者、初代園長に予定されていた古見嘉一、医官就任予定の矢嶋良一らにより、共救会の人たちが造成し後に望学園の校庭となる下地区の広場で地鎮祭が催された。そして三上千代が寄付した鈴蘭園の患者住宅六棟をやはり労働共救会の手で現在の川ヶ丘に移築し、その上方に一棟新築した。これらは所内患者住宅が区分された折、そこが川ヶ丘と命名されたのにちなみ、舎名も利根、多摩、最上、大井、隅田、石狩とそれぞれ川の名がつけられ、現在鳥ヶ丘に編入されている当時の新棟も天竜と名づけられた。また水ノ窪に建てられたもう一棟の患者住宅は、白根舎と呼ばれた。このように水ノ窪に白根舎、芳ヶ窪下方に川ヶ丘と、地域をやや離して患者住宅の建設に入ったのは、白根舎周辺を一般療養地区、そして川ヶ丘を中心に自由療養地区と分け、とくに自由療養地区のほうには湯之沢部落患者の移転をはかる計画があったからである。治療棟は一般療養地区側の芳ヶ窪上方に建てた。これは旧治療棟の耳鼻咽喉科と薬局にあたる個所がそれだが、ここが二階建てなのは、一階が診療室、二階を園長・医官室にするためだった。いっぽう川ヶ丘を下った栗生に患者管理のための事務所（のちに少年寮）、「栗生会館」と称ぶ娯楽場（のちに青年会館）、浴場を設置するということを十分考慮したうえのものだったのである。また滝尻原の鈴蘭園跡地は職員官舎地区と指定され、そこには当初二棟の職員住宅が建てられた。

かくして10月末に、第一期工事はほぼ完了する。そして11月4日『上毛新聞』は、「国立癩療養所／第一期工事完成／草津の癩患者の手で」と報じ、湯之沢部落のこれに果

した労働力を高く評価している。

2　初の入所患者と職員たち

昭和7年(一九三二年)12月16日、長島愛生園につぐ第二の国立ハンセン氏病療養所栗生楽泉園が開所された。定員は愛生園の四〇〇名に比べ、患者収容施設建設途次のまま僅か一五名ということで発足したのである。開所式は、内務省衛生局長高野六郎などを迎えて行われた。その時高野は新築成った浴場に入り初めをし、湯舟に浸って「いい湯だな」と称讃したと伝えられている。しかし12月は草津の厳冬期のさ中であることと、9年11月16日海江田侍従の来園を機に、開園記念日はそれより一ヵ月繰り上げて11月16日に定められたのだった。



開園当時の職員たち
向って前列右から二人目古見嘉一園長

開所時の職員構成は、園長古見嘉一、医官矢嶋良一、庶務課長霜崎清、庶務主任大林知治、薬剤師渡辺平、看護婦荒井イ子、四谷たけ、鈴木ようの八名で、他に雇員重田五十、野中新一らがいた。

最初に赴任したのは岩手県出身の庶務主任大林知治当時二七歳で、彼は内務省より転勤してきたのだが、職員官舎の整備が十分でなかったため患者地区娯楽場内の職員席を利用して産後間もない夫人きみと乳呑み児ともども、そこに寝泊りしたという。また長島愛生園より派遣されて来た薬剤師渡辺平は草津上町に宿をとり、そこから通勤している。

園長古見嘉一は、大正4年(一九一五年)京大医学部を卒え、内務省衛生局に勤務していたのだが、楽泉園長に任命された時、子弟の勉学の必要から兼務を認めてもらった。庶務課長霜崎清もまた内務省兼務ということであった。

医官矢嶋良一は、草津町と同じ吾妻郡内の原町出身で、生家は天明3年(一七八三年)の浅間山大噴火の際、私財を投げうって窮民を救済したと伝えられる旧家だった。彼

は昭和7年（一九三二年）――すなわち楽泉園開設の年の3月に慶大医学部を卒業、わずか半年余りを経たばかりで当園医官に着任するのだが、医学部在学中すでに東京の全生病院や草津湯之沢の患者の診療に当っており、とくに湯之沢には馴染みぶかく、患者たちはだれもが矢嶋を知っていた。

看護婦三名は、いずれも全生病院に勤務していたのだが、矢嶋の要請を受けて当園に転勤してきたのだった。うち荒井イ子は、翌八年当園初代婦長に任命されるが、わずか数ヵ月で結婚のため退職、その後の消息は不明である。四谷たけは、昭和15年（一九四〇年）当園から再び全生病院に戻り、39年（一九六四年）総看護婦長として再度当園に赴任、しかし一年余りで退職し、現在は横浜市に在住と聞いている。また鈴木ようは、当園に約一年在職した後、宮城県の東北新生園、静岡県の駿河療養所等を転勤し、現在は姓を山梨と改めて富士市に健在である。

開園と同時に職員たちは、まず湯之沢からの来診を待った。バルナバ病院の医師鶴田一郎を通じて患者たちへ入所の要請も行なった。そして幾人かの来診者の中にいた五味勘三郎が、初めて入所希望を伝えてきたのだった。五味は湯之沢部落の宿屋富山館に投宿していたのだが、病状はかなり進行しており、目も見えず手足が不自由なため、もはや一人歩きさえできなくなっていたという。園は直ちに彼の入所を許可した。

12月28日午前十一時頃、小男だった彼は、富山館の番頭渡辺淳に行李と共に背負われてやって来た。この日は大雪の後で園は白一色に被われていたが、園長以下職員一同は、治療棟玄関前に杉枝のアーチをつくって、初の入所者五味勘三郎を出迎えたのである。入所時の取り扱いは、まず入浴にはじまった。患者を入浴させ、園より支給の衣服を着せ、それまで身につけていた着物や所持品の一切を消毒するのである。したがって五味は職員の出迎えを受けた後、そのまま渡辺に背負われて下地区の浴場まで行った。看護婦三人も一緒に行ったが、彼女らは、五味が不自由者で一人で入浴できないのをみて、渡辺に五味と共に入浴して介助してくれるよう頼んだが、渡辺は入浴してからまた三㎞余の雪道を歩いて湯之沢まで帰えらなければならなかったため、彼女らの申し出を断わった。それで三人の看護婦の中の鈴木ようが、白衣を脱ぎ、下着一つで浴槽に入り、五味の入浴を介助したと伝えられている。

また五味の入室についてだが、矢嶋良一は『春秋記略四十五年癩一路』の中で、五味を「重症者として白根舎第一号室に入っていただきました」と書いているが、渡辺淳らの証言によれば、一室一二畳半で四室の白根舎に一人でい

るのは淋しかろうとの配慮から、鈴蘭園より移築した患者住宅の一棟（現在の利根舎）に五味の入室はきまったという。給食は雇員で炊事係の重田五十が運んだのだが、五味が入所した当日の夕食献立はコロッケで、看護婦鈴木ようが、それを飯に混ぜてやしなったのである。

なおもう一人の雇員野中新一は、県からの職員で患者地区の見回りにあたっていたが、入所者がふえ療舎も増築される中で舎の戸をステッキで開けるなどし、患者たちからひどく嫌われていた。この他にやはり雇員の加島正利がいるが、彼は後に園の一画に設けられた「特別病室」によってその悪名をはせることになる。

療養所の名称については、大林知治の話しによれば内務省衛生局予防課であらかじめ検討し、最終的に時の内務大臣山本達雄が決定したとのことである。〝温泉を楽しむ〟の意「楽泉園」の命名は常套の発想だが、しかし沼尾原、芳ヶ窪、水ノ窪などの地名もある中で、あえて所内の下地域にあたる「栗生」の地を園名に冠したのは、そこを「自由療養地区」に指定する構想がすでにあったからと思われる。この楽泉園を「ラク泉園」と意匠化し園の紋章としたのは当園開設後で、当時の職員それぞれの出案の中から矢嶋の案が選ばれたのだとのことである。

昭和8年（一九三三年）になると、患者収容定員も一五名から一挙に一一五名とされ、入所者数は早くも九五名に及んだ。この年、ただ一人の医官だった矢嶋が軍医として宇都宮へ志願入隊したため、新たに矢嶋と同じ慶大医学部出の高島重孝、東京医専を卒えたばかりの武田正之が赴任して来た。当時高島二六歳、武田は二四歳だった。

高島は、その頃のことについて当園施設側が編んだ『創立三〇周年誌』に「栗生楽泉園の想出」という一文を寄せ、次のように書いている。

「私が楽泉園に赴任したのは、昭和8年2月11日だったに記憶して居る。――一人の医者であった、矢嶋氏が入営したので、留守番に一〇月迄つとめてくれと云うわけであった。

月給は群馬県から五〇円、内務省から八五円で計一三五円也、当時五〇円以上は高給者であった由。給仕の月給が一〇円であり、看護婦養成所の食費が月七円五〇銭であったから、一三五円は高給であった。

官舎は医官用が一軒出来て居て、それは三上千代達の経営していた鈴蘭園のあとにあり、矢嶋氏が独身生活を送って居た家であったが、新築で壁のかわかないうちに冬を迎えたらしく、夜間はこれが冷えて、氷室に居る様な気した。

矢嶋氏の様に独りでは寒くて寝られないので、2月21日には嫁さんに来てもらった。おそらく草津の病院と云え

ば、来ないだろうと思って、嫁に来るなら来て見ろと連絡したら、本当に来たので驚いた。――当時の栗生、定員が一五名だから、下町の外来を取扱った、下町の人々は八〇〇名。医者は多忙であった。

下町や、近所の農家への往診は、厳重に禁止された。不思議な時代であった。併し医師が医師として働いた時代でもあった。

2月11日にスキーをかついで、バスを降り、付近の墓地の様な所で、小用をたした所へ二人の壮漢が現われた。栗生の職員で、一人は大林知治と名乗り、他の一人は加島と云った。大林氏は『アツラの山にも、コツラの山にも、雪がツラツラして』今日は特別に寒いと云った。之はなりは小粒であるが、偉人だなと思った。」

この高島の文の内容に関連する部分が、同じく当園『創立三〇周年誌』の「開園当時の思い出」と題する武田の文章の中にみられる。それは、高島の婚約者へ寄せる思いについてである。武田はこう書いている。「赴任はしたが私には住む家がなかった。先づは取敢えずというわけで、一番広い高島先生の官舎に同居を命ぜられたが、行って見て愕然とした。床の間に先生の令夫人になられる人の写真厳然（?）と飾ってあるのが見まいとしても目につく、先生はその時この人を吾が終生の伴侶とすべく、東京に出向いて居られたのである。私は早々に先生の留守宅を引上げ、ゆく処もないままに今の官舎浴場の片隅に居をかまえた」と。

また高島の文章の中にある赴任時の「スキーをかついで」云々の個所だが、当時の看護婦鈴木（改姓山梨）ようの来信をみると、このように書かれている。「ある日私と荒井さんと二人で草津の町の方に行こうと思いまして出掛けましたところ、途中スキーをかついだまま、道ばたで用便をして居られるお人がありました。早くすましてくれないかしら等と言いながら、二人で横を向いて待って居りました。其の方が通りすがりに楽泉園の道は之でよいですかと御聞きになりましたので、私共は、そうですと答え行き過ぎました。其の日の夕方で御ざいましたが、庶務の大林様から、此のお方が今度来て下さる高島先生ですと御紹介を頂き、荒井さんはとうとうお二人が帰られるまで下を向いたままで御ざいました」。つまり高島は、当園への道すがらに会った職員を「大林知治」と「加島」だとしているが、事実は当園看護婦の鈴木よう、荒井イ子（ね）の二人だったのである。

いずれにせよ、開園当時の若い医官と看護婦たち、東北弁の大林らの風格が偲ばれる話である。

3　開園当時の患者の生活

湯之沢部落の浴客だった五味勘三郎が、昭和7年（一九三二年）12月28日に当園初の入所者として迎えられたことはすでにふれたが、翌29日には、白石栄二、早見豊一の二名が入所している。二人はいずれも湯之沢には関係がなく、おそらく新聞報道等で当園の開設を知って来たのだろうが、病状は軽症で年齢も若く、とくに白石はまだ十八歳でしかなかった。五味、白石、早見の三人は現在川ケ丘の利根舎で年を越した。

園長、庶務課長は内務省と兼任であり、主に東京にいて、月のうち何回かを当園で勤務する程度だった。したがって庶務主任の大林が入所申し込みを受付け、園長が次に来る日まで患者を待たせていた。8年（一九三三年）1月には大分申し込みがあり、12日に園長が東京より来て決裁したところ、早くも最初の一五名定員はほとんど空床がなくなってしまったほどだったという。

入所時の患者の取り扱い方は、医官の矢嶋や看護婦三名が全生病院に勤めていたことから、おそらくそれに習ったのだろう、患者は先づ治療棟の玄関で所持品を係の職員野中に預け、彼の案内で下地区にある浴場まで行くのである。その距離約六〇〇m。入浴をすませた後は、それまで身につけていた衣類を野中が預かり、園より支給のものに着替えさせるのだった。つまり外部から持ち込まれた物の消毒を行なうというかたちがとられたのである。浴場で手渡される支給品は、冬期は厚地メリヤス下着の上下、袷、綿入半纏（はんてん）、木綿帯、下穿、足袋、ゴム製短靴。夏期はメリヤス上下が薄手の下着に、袷が単衣に代わった。そして再び治療棟に戻って医官の診察を受け、ようやく定められた舎室に案内されるのである。野中に預けた所持品・衣類はホルマリン消毒をした後に返されたが、刃物や薬品等は一切取り上げられてしまった。

収容定員が一五名から一挙に一一五名とされ、またその分入所者も増加してきたので、当園開設の際、鈴蘭園より移築された六棟の患者住宅はもちろん、新築の天竜舎にもたちまち二組の夫婦が入居した。この舎には、園長古見嘉一が考案し、学位論文で博士号をとったという「三層式便槽」が用いられていた。この三層式の便槽とは、便槽内を三つに仕切り、第一槽から順に二槽、三槽へと糞尿が押し出されるようにし、その間寄生虫卵の発生を第一槽にとどめるとともに、第三槽に到ってはそれの駆除を終る。したがって第三槽からの下肥を農作物に使っても、寄生虫卵の心配はないというもので、患者たちは古見園長を〝便所博

士〃と呼んだ。しかし患者による農耕地がふえ、下肥をどんどん使うようになってからは、この三層式便槽は汲み取り量が思うにまかせなかったため、患者たちから大いに嫌われた。

患者診療は、開園三ヵ月位までは、すべて各舎への出張治療だった。入所者の急速な増加にともなって、やがてこれは治療棟での外来治療に切り替えられるのである。

炊事場は、現在新治療棟の内科室辺りにあって、練瓦造りのカマド二基だけの小さな建物であった。食餌は一汁一菜で、司厨係の重田五十が飯器を持ち回り、各舎毎に盛り分けていたが、入所者数が増加するにしたがい、比較的軽症な患者たちが炊事場まで受け取りに行って食餌運搬を行うようになった。時間になると、重田がバケツを叩いて「メシだぞォ」とふれたのだったが、患者が早めに炊事場へ出向くようにしたため、バケツ叩きは自然になくなったという。

白根舎が開棟されたのは同年5月である。この舎に最初に入居したのは五味勘三郎、向井健二などであった。向井は湯之沢からの患者で、労働共救会員として土工作業にも従事してきた人だから、自発的に舎の内外を清掃し、古木で舎の門柱を建てたり、庭にレンゲツツジを移植したりした。これを見ならって、他の患者たちも舎内外の清掃や庭づくりに励んだという。

こうしたこと以外に、患者の自主的な作業としては〃火熾し〃があった。これは各舎に配給されている木炭を朝早起きした者が熾して火種をつくり、他の舎の患者が十能一杯の木炭を持ってきてその火種と交換していくというもので、最初はだれかれなくやっていたが、世話好きの松本友太郎が利根舎に入ってからは、いつの間にかこれは彼の専業となった。もちろん無償の行為であった。

ともかく建設途次に開園した楽泉園である。道路などあらゆる面が未整備だったため、入所患者はいわば土工なみの作業に狩り出され、〃奉仕〃という名で働かされた。そして8年の当園『年報』には早くも「作業」についての記述がみられる。すなわち「作業は患者の無聊を除き、無為座食を戒めつつ身体の活動を促し延いては治療の助成促進を期するものとして寧ろ奨励すべきものなるを以て本園に於ては労作の為治療に支障なき患者に対し夫々適応したる各種の作業を授けつつあり、而して作業に従事するものに対しては甲、乙、丙の各種作業に応じ慰労金を給す」とし、次の作業種別及び慰労金額をあげている。

甲作業　木工・金工・土工・精米・看護・洗濯・動物飼育・食糧品製造・ミシン裁縫・農芸・配給・治療手伝（一日に付十銭乃至十二銭）

乙作業　理髪・裁縫・購買・食事運搬（一日に付八銭乃至十銭）
丙作業　事務・図書・衛生（一日に付六銭乃至八銭）

ちなみに昭和八年の鶏卵小売価格は百匁（約七個）二一銭であった。

しかしこうして一九もの職種を数えてはいるものの、この年にはまだ作業場や必要機具が整備されておらず、ほとんど決った作業はなかったようだ。たとえば看護も軽症者が身体不自由な療友と同居することで、ごくあたりまえに生活上の面倒をみたのであり、また洗濯についても、最初は白石が現在所内の第一不自由舎棟九号棟西前辺りの露天に手造りのカマド一基を設け、そのカマドに釜をかけて汚れた包帯やガーゼを煮沸消毒することにはじまり、他の軽症者もすすんでこれを濯ぐなどして協力し、再生した物を外科へ持って行くというのが日常だった。したがってすべてがいわば〝奉仕〟として行われ、作業慰労金の支給などはまったくなかったのだ。洗濯場が設けられたのは、ようやく翌9年（一九三四年）3月と記録されている。

ただ作業として患者の直接的な実益につながったのは「農芸」で、これは早見豊一が主任となり、施設が買収していた農地（現在の第一農園）を改めて耕し、主に大豆や薯を栽培した。そして収獲物を入所者に配給したのである。この農芸作業には、軽症者のほぼ全員が参加している。こうした農作業に関わるものとして、馬小屋の建設がある。施設側は、農地への肥料づくりを目的に馬を一頭買い入れ、その小屋作りを患者に命じたのだ。このため患者たちは近くの山から木材を伐り出し、総がかりでわずかの期間に馬小屋を完成したという。これが患者のはじめての共同作業となった。

ではなぜ施設側が、また実際にできもしない作業種目まであげて、いち早く患者作業への取り組みをはじめたかということだが、おそらくそれは全生病院よりの影響と考えられる。「らい予防法」に基づき明治42年（一九〇九年）連合府県立として開設された東京の全生病院は、45年（一九一二年）2月には入所患者の「作業規定」を設け、栗生楽泉園開設の昭和7年（一九三二年）頃には、もはやその患者作業は施設運営に欠かせないものになっていたのである。同時にそれは「慰労金」または「償与金」という名の極端に安い賃金で事足りたうえ、患者管理にもまことに都合がよかった。つまり当園施設側は、この全生病院の経験を取り入れていたと云えよう。そして作業種目も、全生病院にならえばまちがいなかったのだ。

なお当園の「在園者作業心得」は、9年（一九三四年）11月1日に決まり、入所者に示めされている。

在園者作業心得

第一条　在園者ハ園内ノ各種作業ニ従事スルコトヲ得

第二条　作業時間ハ特殊ノ作業ヲ除クノ外午前ニアリテハ八時ヨリ十一時迄、午後ニアリテハ一時ヨリ四時迄トス　但シ時宜ニ依リ之ヲ変更又ハ伸縮スルコトヲ得

第三条　作業ニ従事スル者ニ対シテハ別ニ定ムル規定ニ従ヒ作業賃金ヲ支給ス

第四条　作業ニ従事スル者ニ対シテハ午前及午後ノ各作業時間ニ付作業券一枚宛ヲ交付ス

第五条　作業券ハ左ノ三種トス

甲作業　白色

乙作業　青色

丙作業　赤色

第六条　作業券ハ正当ノ事由アルニアラザレバ再交付セズ

第七条　以上ニ記載ナキ事項ニテハ総テ職員ノ指揮ニ従フモノトス

このように、開園早々から患者管理の方向づけがなされるなかで、所内には休みなく患者住宅等建築の槌音が響いていた。この年、中地区と呼ばれる水ノ窪に、一二畳半四室の白根舎と同じ様式の建物で、独身舎の浅間、妙義、赤城、榛名の四棟、上地区の芳ケ窪には四畳半六室の夫婦舎富士、筑波の二棟が建てられ、また第二浴場（現在の「藤の湯」）、消毒場、洗濯場、患者待合所などが上地区に集中的に設けられた。

ただ芳ケ窪下方より栗生にかけての下地区の場合、そこを自由療養地区とする構想があったため、新しい患者住宅の建築についても事情が異っていた。というのは、この年に現在の鳥ケ丘に、雲雀、鳩、千鳥、鶯、駒鳥の五舎が建ったのだが、これはすべて入所する患者の自費によるものだったのである。その一人田中雲山は、山本よ志郎・加藤三郎共著『御座の湯口碑』の中で次のように語っている。

「私は昭和八年湯之沢から楽泉園に入園したのだが、その時自費で十坪住宅を建てることにした。その時はまだ十坪住宅の建て始めだった。新築でなければ許可が出なかったので五百円かけて新築した。そして二人（夫婦の意）の生活が始まったが、三度の配食以外は何んの配給もなかった。そのかわり湯之沢へは自由に出入りしてよいし鶏も飼ってよいということであった。昭和八年私が楽泉園の養鶏第一号になった。」

当時は云うまでもなく、湯之沢からの入所が大方を占め

ていた。ということは、湯之沢部落で家族を構成していた患者が、その家族と一緒に入所する事例もあり、したがっていわゆる「未感染児童」が園内に連れられて来ていた。そうした子供たちの取り扱いについては、鈴蘭園より川ケ丘に移築された患者住宅の一棟を仮保育所に当て、そこに住わせるかたちをとっていたが、この年滝尻原の職員官舎と楽泉園の中間に新しく保育所を建てて職員不足から運営の一切を救世軍に依託し、子供たちをそこへ入所させたのだった。その数一四名である。

新聞紙上で「劇場も建つ」などと報道された娯楽場は、「栗生会館」と命名され、約四五坪（一四九㎡）の建物でしかなかったが、それでも8年の『年報』によると、1月29日「患者慰安第一回レコード演奏会及映画会」、2月21日「草津青年団寄贈、在園者慰安演芸会」、8月8日職員患者の隠し芸大会ともいうべき「栗生大爆笑団主催第一回発表演芸会」の催しがあった。また同『年報』には、入所者数が男六五、女三〇、計九五名（内、湯之沢よりの入所者八四名）、死亡二名と記されている。

4　外島患者受託

当園初の死亡者は、昭和8年（一九三三年）4月3日に亡くなった太田春吉（一九歳）であり、次いで同年6月3日に相原信吉（三三歳）が死去している。

死者の通夜は栗生会館で行われた。読経は湯之沢部落の患者僧花本再生に来てもらって上げ、会葬者への茶菓は故人の遺金で用意した。当時通夜には入所者のほとんど全員が出席したので、五銭～八銭程度の菓子入り袋を入所者数だけつくり、それを配ったという。読経が終り通夜のお茶飲みがはじまると、配られた菓子を賭けてジャンケンなどをし、賑やかに通夜を過ごしたと伝えられている。翌日はこれも全員で正門まで柩を見送り、そこからは棺担ぎの労をとる人たちとごく近親な者のみが湯之沢の火葬場へ行くのである。

なお昭和9年（一九三四年）6月10日、開園以来の物故者四名の合同慰霊祭が施設の行事として挙行され、これを第一回に、以後当園の合同慰霊祭は例年6月10日と定められた。

また8年には売店が開らかれている。売店と云っても、これは古見園長が患者の必要品をポケットマネーで町から

仕入れ、その商品を川ケ丘の最上舎に入居していた伊原国作に依託し販売させていたというものである。

ところで9年9月21日の室戸台風による高潮で、大阪の第三区連合府県立病院外島保養院が、施設全壊、患者一七三名、職員三名、職員家族一一名死亡という決定的被害を受けたため、内務省は保養院入院患者を急拠全国のハンセン氏病施設に分散入所させる方針をとった。そして当園施設保管『外島関係文書』綴りによると9月25日、古見園長は大阪府知事より次の電報を受け取るのである。

「今回暴風ノ為外島保養院壊滅シ、患者一七三名死亡シ、四四四名生存中愛生、全生、第四区（注・大島）、九州、北部、各五十人宛一時収容方委託済ノ処、残り尚一七四名ヲ収容スベキ場所ナキヲ以テ、此ノ中一時貴院ニ収容ヲ願ヒタク存ズ、御都合如何、御承認願ハルヽトセバ何人迄可能ナリヤ、返乞フ」

しかしこれに対して古見は、「目下殆ンド収容余力ナシ、委細ハ二七日貴庁ヘ出向ノ上」と返電している。たしかに当園はいまだ患者施設の建設途次にあり、まして当園開設の主目的は湯之沢患者の収容にあったことから、施設当局としても外島患者の委託要請は、やはり大へん迷惑な問題と受けとったようだ。その証拠に、大阪府へ出向する旨打電しておきながら、実際は出向かなかったのである。そしてこの間、長島愛生園長光田健輔より当園々長あてに次の書面が送付されてきたのだった。

「拝啓　去る九月二十一日の外島保養院災禍に対しては御同様深憂に不堪生存患者の処置に関しては各療養所の協力に依り夫々可及的限度に於て引取候処差し当り患者療養費に就ては当然大阪府より弁償を受けざるべからざるものと思考仕候依て本日大島療養所より係官の来園を請ひ大体別記概算予算額を外島保養院より交付相受度下打合を遂げ候も之に対する意見の有無折返し電信を以て御回答相煩度若し御異議なきに於ては早速本園より大阪府当局に対し内交渉を進め度右取敢得貴意候

追て引取患者に要する住宅建設等の件は別途考究の事とし尚各療養所への患者送致費は此の際外島保養院負担の事に統一交渉致度申添候

昭和九年九月二十七日

長島愛生園　光田健輔

古見栗生楽泉園長　殿

（別紙）

外島保養院患者受託ニ要スル経費概算調査（昭和九年末迄の分）

種別	単価	数量	金額
初度調弁費			三、四〇〇円

被服・寝具	三五、〇〇銭	五〇	一、三五〇円	
寝台及付属品	三〇、〇〇	一五	四五〇	
医療用品	一〇、〇〇	五〇	五〇〇	
炊具食器	二、〇〇	五〇	一〇〇	
各種備品	二、〇〇	五〇	一〇〇	患者延数は端数切捨計算
患者費	日額〇、四〇	延九、〇〇〇人	三、六〇〇	
計			六、〇〇〇	

つまり光田は、外島より患者を受託する場合はその必要経費を取得するから、楽泉園でも外島患者を受け入れるようにと要請してきたのである。この書面を手にした古見ら施設当局は、直ちに患者受託と係官の大阪府派遣を決めたのだった。こうした一事からも、当時光田の存在がいかに影響力を持っていたかがうかがい知れよう。そんなところへ、再度大阪府よりの電報が入った。受信は9月30日午後六時とある。

「遭難患者ノ内四〇名、御迷惑ナガラ此際貴園へ御収容願ヒタク御承諾を乞フ、医師一、看護婦二、炊事夫二、ハ当方ヨリ派遣スルモ、土地不案内ニツキ、御都合ツカバ貴園職員御派遣煩シタシ、大阪府」

これにたいして古見は、10月1日大阪府知事あて次の返電を送った。

「当方ヨリ大林書記ヲ貴庁へ本日派遣ス、万事打合ノ上輸送ヲ乞フ、楽泉園長」

大阪府へ出向いた庶務主任大林知治は、府及び外島の施設側との打ち合わせの結果について、10月2日午後「取敢ズ四〇名送致ノ事トナル」旨、古見園長に電報連絡をしてきた。しかし、それでもなお外島に残余する患者が一三〇名余もいるわけで、大林は引き続き残余患者の各療養所への割りふりに参画することになる。そして翌3日大阪府より、「送致患者一〇〇名ノ事ニ決定、内四〇名ハ四日夜大阪ヲ発シ、五日午前一〇時二五分沓掛着ノ予定、尚医局員一名、調剤手一名、看護婦二名付添フ筈、大林書記ハ四日帰園ス、大阪府衛生課長」との電報が入ってくるのである。

なおこの電文には、当園受託患者数は「一〇〇名」とあるが、実際は第一次四〇名、第二次五八名の計九八名だった。また各療養所の受託患者数は、岡山・長島愛生園七八名、東京・全生病院七〇名、青森・北部保養院五〇名、香川・大島療養所七〇名、熊本・九州療養所五〇名で、当園を含めると総計四一六名にのぼった。当園の受託患者数が他の療養所に比較して多いのは、やはり開設したばかりでまだ患者数も少なく、施設当局の思惑とはうらはらに収容能力ありとみられたためのようだ。同時に当園の場合きび

しい寒冷地ということから、外島側は、他療養所への委託患者よりはとくに軽症な者を選んだという。そして偶々その中に外島患者自治会長阿部礼治をはじめ、自治会役員のほとんどが入る結果となり、やがて彼らの経験が即当園の患者組織づくりに直接大きな影響を及ぼすことになるのである。

『風水害記念誌』（外島保養院刊）の中の保養院職員内山力造の「栗生楽泉園へ派遣されて」によれば、第一次四〇名男二九、女一一名の患者と医官内山外四名の職員は4日現地をトラックに分乗して出発、大阪駅よりは東海道線で名古屋まで上り、そこからは中央線で長野に、さらに信越線へと乗り継いで沓掛駅に至るのだが、この間患者車輛は各線毎に待機線で数時間待たされ、乗り替えは許されなかったのである。そしてようやく5日午前一〇時二三分沓掛駅に到着するのである。その時の模様を内山は次のように書いている。

「おゝ浅間山だ、頂上から悠々と白煙をふいている姿が見え出した。十時二十三分最終の駅沓掛へと着いた。構内には楽泉園職員の方々が出迎へていて下さる。急ぎ荷物を下し駅前に一同集合した。これから愈々最後のコースたる十五里の山里を草津へ行くのだ。タクシー八台其れに荷物運搬のトラック一台吾々の乗車を待っている。サァ出発と患者諸君一同に乗車を奨めるも中々乗らうとしない。中でもM君『僕トラックで結構です』と云ってトラックに乗らんとする様子、これにはさすがの僕も吃驚、何が何だか分らずボンヤリしている楽泉園の方々に『大阪ではタクシーを借れずトラックに乗ったので、一同まごまごしているんです』と弁解するやら言訳するやら、結局一同タクシーに乗りこんで浅間山を窓外に賞しつつ二時間半を過し一時少し前に草津に着いた。車を下りれば楽泉園全職員、園長先生、医官の方々を始め事務の方々看護婦さん達、其れに患者諸君が接待係まで作って迎へて下さっている。余りのうれしさに又涙！」と。

歓迎会は下地区の事務所前広場で行われ、当園患者側を代表して広沢賢治が歓迎の辞を、また外島患者側からは上山俊幸が謝辞を述べ、その後外島患者らは各舎に分散入室した。いっぽう患者に付添って来園した五名の外島職員は当園官舎に分宿し、疲れを癒やす間もなく、医官内山と看護婦北田が耳鼻咽喉科に、看護婦河野が内科、同じく看護婦佐田が外科、調剤師柏岡が薬局にとそれぞれ勤務に就くのだが、彼らの当園における処遇はあくまで外島保養院の職員ということだった。

当時所内下地区には、三井財閥の社会福祉事業助成会ともいうべき三井報恩会が、らい予防協会へおこなった寄付

金によって、いわゆる〝十坪住宅〟二〇棟の建築工事が進められており、しかも完成間近になっていた。〝十坪住宅〟というのは、愛生園長に就任した光田健輔が、患者収容を押し進めるため、それに必要な患者住宅の建築資金を民間に求め、寄付金が多額にわたらなくとも一〇坪程度の住宅ならば建つとして、広く運動をよびかけたことにはじまったものである。当園にたいしても、そうした〝十坪住宅〟資金がらい予防協会を通じて三井報恩会より寄せられたのだが、この二〇棟の小住宅は愛生園など他の療養所の場合と異なり、湯之沢部落の有資力患者にこれを売りつけ、かつ収容目的も果すつもりで建てていたのである。そこへ外島患者の受託問題が起ったので、急拠この〝十坪住宅〟を外島患者に当てることとし、仕上げを急いだ。だが折悪しく秋の長雨にたたられ、思うように仕事は捗らなかった。そしてようやく9月22日、外島保養院でテント生活に耐えながら最後まで残務整理や行方不明者の捜索に全力を注いでいた、阿部礼治をはじめとする五八名の患者を当園に迎え入れたのだった。この時も外島の職員波田、大野、丸田の三名が付添って来園し、波田と丸田が当園事務所に、大野が浴場包帯交換所に勤務することになった。また五八名の患者たちは、まだ室内の壁も乾かない〝十坪住宅〟二〇棟にそれぞれ入居したのである。これを機会に、建築場所が離れていた一棟を除く一九棟の建ち並ぶこの地域は、外島保養院のあった大阪にちなんで「浪速ケ丘」と名付けられた。

浪速ケ丘をはじめ各舎に分散入居していた外島患者たちは、来園早々実によく働いた。彼らはまず手はじめに、第一農園へ通じる細い山道を車が通れるまでに拡げ、当園の患者や職員に喜こばれた。11月16日当園を訪れた宮内庁の海江田侍従も、この外島患者の道路拡張工事を参観して行ったという。工事完成後はここを〝浪速道路〟と称ぶようになった。このような労働力もさることながら、とくに外島患者集団で目立ったのは、自治会長阿部礼治の統卒力と同院患者の団結ぶりだった。当園での生活態度も、阿部を中心につねに節度を保ち他に迷惑の及ぼすことはなかった。阿部はまた他の療養所に分散委託されている外島患者たちにたいしても、秩序を乱すことのないようその都度指示を送っていたと伝えられている。こうした外島患者の行動を目のあたりにして、すでに患者の自治組織の必要性を感じ、非公認ながら「五日会」という組織づくりに入っていた当園患者たちは大いに意を強くし、いっぽう患者同士の寄り集まりや談合などに神経を尖らせていた施設側も、外島患者のあり方を通してある程度患者自治を認める方向に傾いていったとみることができる。

この年、収容定員一一五名は満床となり、定員外患者六八名、外島患者九四名（仮退所等四名）、他にらい予防協会栗生相談所扱いの患者一二名で、在園患者総数は（男二〇三名、女八六名）、計二八九名にのぼった。なお相談所扱い患者とは、仮入所者を指し、彼らは食費として月額七円五〇銭を納めなければならなかった。そして同年湯之沢部落よりの入所者は七七名であった。

また職員は、園長をはじめ官制に依るもの八名、嘱託・雇員等四一名で、この年五月、荒井イ子の後任として日赤の看護婦だった兼子アイが婦長に就任している。

5　五日会誕生

「五日会」とは、当園に初めて結成された患者自治組織の名称である。その謂れは、月のうち五日、一五日、二五日を会合日と定めたことによる。当園患者自治会保存の記録をみると、第一回の役員選挙は9年（一九三四年）12月に行われ、10年1月より発足となっている。つまりこの段階で、はじめて施設当局が患者の自治組織を認めたのであるが、もちろんそれ以前に患者自身の組織づくりは始動していたのだ。

しかしそこまで遡るとなると、今では、当時からの患者で生存しているものがごく僅かになってしまっているため、くわしい事情については明らかでない。ただその数少ない生存者のうちの渡辺新一郎や、現在東京・多摩全生園（前身は全生病院）に転園療養中の向井健二の話しを聞いてみると、まず第一に患者自治組織の必要性を感じた動機については、向井の場合「一日外出」問題から端を発している。彼の語るところによると、たとえば湯之沢部落に用事があって外出したいと思い、その旨園の事務所に申し出ても、病状や障害度などを理由に許可されない。しかし事務所に顔の利く患者が一緒に行って頼めば、すぐ許可になった。だとすれば患者の代表機関をつくり、入所者の便宜をはかるべきだと考えたという。また渡辺の場合は、8年夏よりの農園作業のほか、しだいに屋内屋外掃除、障害度の重い病友への軽症者による看護、薬配、治療手伝い等の患者作業が行われ出し、そのうちには一定の賃金をもらう者と、仕事は奉仕とされ無償で就労させられる者とが生じたため、これのバランスをとる必要がある、つまり職員一存の患者作業の体勢を改めたいとねがうことから、患者会の結成を思い立ったと語る。

次にそうした患者組織結成へ向けての発起人会についてだが、渡辺、向井とも開園翌年の8年にはすでにできていたとしている。そして構成人員も五人ということでは共通

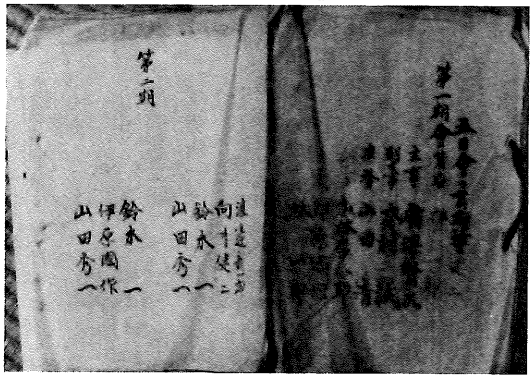

五日会役員名簿

している が、ただその発起人会のメンバーの点で、二人の話に若干のくい違いが出てくる。すなわち渡辺は五人のメンバーを、広沢賢次、木村誠、小林常太郎、伊原国作、それに自分だと云い、いっぽう向井は、自分を含めた広沢賢次、木村誠、山田清、鈴木一の五人だったと云うのである。どちらが正確かはさておき、いずれにしても発起人会は職員の目を盗むかたちで動き出していたのだ。なお向井は、その集合場所を川ケ丘の隅田舎だと明言しており、隅田舎が一時所内保育所にあてられ、8年暮れには空き家になっていたことから、これは事実だったろうと思える。

こうした渡辺や向井の話とは別に、田中雲山もまた発起人会の集りについて語っている。彼によると、9年の夏のはじめに入所者の主だった者何人かに連絡をとり、自分たちが建てた馬小屋に集って、患者代表機関を置く相談をした。ところがそのような相談には当然あずかるものと自負していた患者の一人が、自分に声がかからなかったことを怨みにおもい、馬小屋での会合を園の事務所に密告したのである。このためそこに集っていた患者は全員すぐさま事務所に呼びつけられ、さんざん油をしぼられたというのだ。田中のこの話は、渡辺が馬小屋でも会合が開らかれたとしていることから、当時のそんな動きを反映しているといえよう。

第三に五日会の実際の結成期日だが、これについては、渡辺、向井ともに9年10月の外島患者受託時にはもう会はできていたと語っている。したがって施設側から認められなかったものの、同年夏には、すでに「五日会」の名称をもつ患者自治組織が誕生していたと考えられるのである。これが公認され正式に発足したのは、先きに述べたとおり1月であったが、その段階で当園施設側と患者側との間にさしたる対立をみることなく公認・発会に導いた要因は、やはり阿部礼治ら外島自治会の統卒と規律を重んじたあり方にあったと云っておきたい。

9年12月の第一回「五日会」役員選挙は、仮入所者を除く全在所者の無記名投票で行われ、高点順に次の一〇名が

選出された。なお任期は六ヵ月としていた。

主事　広沢　賢次
副　　木村　誠
庶務　山田　清
　　小林常太郎　伊原　国作　林　一郎
　　渡辺新一郎　向井　健二　鈴木　一
　　山田　秀一

以後半年毎に選出された役員名簿は保存されているのだが、残念ながら最初の『会則』は残っていない。ただ15年（一九四〇年）改正の『会則』があり、またその時の改正点は役員の任期や選挙方法、隣組会の設置などが主だったと伝えられているので、会の「目的」条項は最初のものとほぼ変りはないと判断していいだろう。したがって会の性格を表わすその条項をみてみると、そこには次のように記されてある。

「第三条　目的　本会ハ全在園者ノ平安福祉ヲ助長シ在園者自体ノ質実向上ヲ図ラムタメ職員対在園者相互間ニタチテ一切ノ相談処理ニ参与スルヲ以ッテ目的トス」

つまり五日会は、「全在園者ノ平安福祉」をうたいながら、結局は「職員対在園者相互間ニ」位置するという曖昧な立場で出発したのである。このことが、後々入所者にきわめて不幸な事態をまねくことになる。

いずれにしてもこうして発足した五日会は、会としての事務所がなかったため、五日毎の役員会議を作業事務所でおこなった。作業事務所には現在の理髪部の西側にあった一室があてられ、そこで施設作成の『患者作業規定』に基づく事務が患者自身の手で執られるようになっていたのだ。「作業事務」と呼ばれたこの職種には、いわば高等教育を受けた患者が選ばれて就き、一般患者から畏敬の目で見られていた。当時作業事務所の責任者は小林常太郎であり、彼が五日会の役員に選ばれたこともあって、その作業場を会議室に使ったと思われる。なお作業事務所の仕事の内容は、いわば施設の「事務補助」で、10年には就労証明に用いられていた赤札、青札等が廃止され、以後作業事務所が各作業場に出勤簿を配り、作業場主任に出欠をつけさせ、それを月末に回収して計算をするほか、各区域の給食用飯器につける人数札を渡し、その変更を受付けたり、あるいは火葬作業の割り当てを道端の掲示板に書き出すなど、ともかく患者作業に関する一切の事務を執り仕切っていたのである。

さて、五日会の第三期より役員に選出されて以来長年にわたり同会役員を務め、戦後多摩全生園に移った夏海八郎の手紙によれば、発足間もない五日会での仕事のうち、何よりも神経を使ったのは救済金の査定だったという。救済

金とは作業不能の障害をもち且つ無収入の患者へ七〇銭を限度に支給するもので、しかもその財源は作業就労患者の作業賃の一部に求めたのであるから、いわば〝相愛互助〟の精神にのっとって五日会が療友救済の手立てを制度化したといえる。だが就労者側にとっては、まるで子供だましのように安い賃金より月々一〇～二〇%天引きされるわけで、当然救済金の行方に監視の目が光ることになる。したがって査定は「無収入者」として申請がなされた者を対象に五日会の役員会が審議するのであるが、審議過程で「あの者は巻煙草を喫っていた」とか、「彼は家から面会に来たのでいくらか金を置いていったにちがいない」とかが問題となり、容易には決定できなかったというのだ。にもかかわらず、15年改正の五日会『会則』第八条「会計」によると、こうした救済者査定結果については「分館長ノ認可ヲ受クルコト」としている。10年には園の事務本館が建てられ、従来の事務所が分館となって、そこに患者を直接管理する分館長以下数人の職員が勤務するようになっていたのだが、軽症な患者が重症な患者に作業賃の一部を分け与えるというこの制度すら、「分館長ノ認可」を必要とする旨明記した『会則』だったのである。

なお、何ぶんにも最初の『会則』がないため比較対照はできないが、15年改正の『会則』同八条には、会員の資格を失った者の作業賃を患者共済会に没収する項がもられており、その当該内容を次のように記している。「逃走　帰省期日超過(帰省日ヨリ翌月ノ同日ヲ経過シタル場合)。園ノ刑罰ヲ受ケシモノ　監禁、監獄、謹慎(家庭謹慎以外デ謹慎室入リヲ命ゼラレシモノ)」。ちなみに、大正5年(一九一六年)3月らい予防に関する法律が一部改正され、「療養所の長は命令の定むる所に依り被救護者に対し懲戒又は検束を加うることを得」とし、次いで同年6月、らい予防に関する施行規則改正(内務省令第六号)によって、療養所長の被救護者に対する懲戒検束の権限が規定され、これと併行して各ハンセン氏病療養所に監禁室が設置されるに到った。そしてさらに昭和6年(一九三一年)『国立癩療養所患者懲戒検束規定』(**資料2**)が認可公布されたのである。当園においては、まだ患者住宅等施設整備の目安も立たなかった状況の中ではやくも9年に監禁所が、そして13年には三井報恩会の寄付といわれる資金で「特別病室」という名の恐るべき重監房がそれぞれ設けられている。要するに五日会は、「職員対在園者相互間ニ」立つ目的で発会した自らの矛盾によって、まったく一方的な患者懲戒検束の行政措置をも無批判に受け入れたばかりか、しだいに入所者に背を向けた施設の〝御用機関〟になり下がっていくのである。

また施設側は、五日会とは別に患者作業を利用するかたちで患者取締りの〝手兵〟をつくった。一作業職種の「世話係」がそれである。当初この世話係は、所内の患者住宅川ケ丘七棟と白根舎の居住者を代表する舎長的な性格をもち、同時に施設側と患者側との連絡に当たるための作業だった。しかしその後浪速ケ丘など患者住宅が増え、急速に患者地域が拡大していくなかで、世話係もまた必要に応じて増員されていった。

彼らの仕事は、まづ朝食後自分の受け持ち区域を一廻りして、園の事務所（分館）の土間に出勤することになっていた。区域を廻るというのは、切れた電球や支給されている茶碗で割れたものなどの交換を施設にしてもらうための〝御用きき〟なのだが、10年頃から区域廻りをほとんどせず、そのまま分館に出勤してしまうので、結局区域内の患者が自分から世話係に用事を頼みに行く恰好になった。ということは、とりもなおさず世話係の怠慢のわけなのに、他の患者たちがそうした世話係を責めることはゆるされなかった。なぜなら施設側の意のままに動く者たちを施設側が選び、わざわざ世話係に任命していたのだから、彼らに楯つけばたちまち〈不良患者〉のレッテルを貼られかねないし、またどんな仕返しを受けるかわからなかったからである。事実、そんな事情を知らない新患（新入所患者）などは、平気で世話係にモノを云ったというだけの理由で、世話係の連中に袋だたきされることが多かった。反面彼ら世話係は、不自由者棟にたいする義務看護制度による看護人探しや、新築する患者住宅の基礎工事、各作業場への賃金配り、奉仕作業の人夫出し、配給物の伝達、火葬当番の付添い等々挙げればきりがないほどの仕事を施設側より負わされ、それらを完全にこなすことを義務づけられていたのである。

こうして、「らい患者の理想郷」と新聞報道までされた国立療養所栗生楽泉園も、いつの間にか患者自身の意思に反する方向へ転がり出していくのである。

6　入園のすすめ

ここに、『栗生楽泉園』という一四ページばかりのパンフレットがある。発行日は昭和10年（一九三五年）11月15日、表紙を当園正門写真、扉を一患者の手による牛の彫刻写真で飾り、目次の上には皇太后（貞明皇后）が7年11月救らいについて詠まれた歌、「つれづれの友となりても慰めよゆくこと難き我にかわりて」の額写真を掲げ、薄っぺらなわりに仰々しい編集が施されている。

目次はとみると、「位置と概況」「癩は遺伝にあらず」

「楽泉園の内容」「入園するには」「園内生活」「治療」「秘密の厳守」「娯楽・慰安・互助」「自由地区」「患者相談所」「保育所と小学校」の一一項を並らべ、さらに「楽泉園ニ到ル順路」として鉄道等の案内を記載するなど、一ト目でこれが当園への〝入園のすすめ〟用パンフであることがわかるようにできている。もちろんこのパンフを配布する対象は、当園の事情に精通している湯之沢の患者たちではなく、県内等に散在する未収容患者に向けたものであるが、当時すでにきびしく行われていた患者隔離政策に沿って作製されたものと思われる。

さてページを繰ってみると、まず「位置と概況」の項には草津温泉郷の遠望写真を載せ、当園は「草津節で有名な草津温泉町から、約一里奥へ這入った高原に建つ国立療養所であります」と書き出し、このパンフの執筆者・当園書記の中山孝は、その環境の良さを精一杯の筆致で描いてみせる。抜粋すれば、つまりこんなふうにである。

「栗生は太古日本武尊の軍衆を率ゐ給ひて足跡を印し給ひしと云ふ吾妻の神秘境に、西に白根、南に浅間の噴煙を望みつゝ、その山間を結ぶ蜿蜒数十里眠るが如く拡がる高原であります。海抜四五〇〇尺の幽邃な高原地帯なので五月から六月にかけて、此処の春が参ります。谷間に雪どけの水が増し、全山に桜や躑躅が枯草の葉陰に春の眠をまどろむのです。――中略――かかる平和な夢幻境の中に二十万坪の地を劃して建ち点々として牧舎の如く樹間にかいま見ゆる近代的住宅は、之ぞ吾が楽泉園」云々といった具合いで、いやまさに観光案内誌の一節と見紛うほどの書きっぷりである。

次いで「癩は遺伝にあらず」と説き、全一四ページばかりのスペースに二〇数葉の園内写真を散りばめ、各項いずれも右にみたような美辞麗句をもって真に入所患者の置かれている苛酷な現実を被い隠す欺瞞の手法に徹する。しかしそれらはさておき、このパンフレット『栗生楽泉園』は、わが国の他のハンセン氏病療養所に類例をみない「自由地区」を紹介、有資力患者への〝入園のすすめ〟に役立



施設が発行した「入園のすすめ」パンフレット

てようとしているので、これについてふれておく。

そもそも「自由地区」という発想自体は、『前史・湯之沢部落』に明らかなとおり、いわば歴史的意味からも同部落の患者たちが築いた生活様式に根ざしたものであるが、具体的には大正11年（一九二二年）3月28日、湯之沢区長高田俤の名において「湯之沢部落ヲ癩患者ノ自由療養地トスル件」の請願書を、内務省に提出したことにはじまったと云っていいだろう。だが実はこの請願書によって、湯之沢患者にたいする内務省筋の従来の一面的認識を、より固定化する結果をまねくことになる。すなわち、国内の浮浪患者収容の連合府県立療養所などを嫌う有資力の患者集団――そんな見方がいっそう強まる傾向を生じたわけだが、要は有資力か否かではなく、もともと患者の人権を認めようとしなかった既存の療養所のあり方にこそ問題があったのだ。

ともあれ湯之沢患者へのこのような認識のもとに、しかもそうした湯之沢患者全員を収容する目的使命をも併わせ開設された当園にとって、やはり湯之沢患者の要望を叶えるかたちの「自由地区」がどうしても必要だったのである。もちろん湯之沢患者に限らず、他にもいるであろう有資力患者を対象に、パンフ『栗生楽泉園』はその「自由地区」を次のように案内してみせる。

「自由地区と云ふのは楽泉園に丈しかないもので、之は病者の中裕福な方々に対する試みであります。

（イ）自費で家を造り自費で生活する……

園内の風光明媚な所に土地を選び、気に入った住宅を自費で建築し、尚自費で生活するのですが、治療は一切無料であります。これは療養所と云うよりも寧ろ患者達の村として一つの自由な別天地を作り、安住の地を与へんとするものであります。

（ロ）衣食費……

理想としては自炊して貰ふ事になって居るのでありますが、然し当園で賄って貰ひたい人は一ヶ月の食費七円五十銭宛を支払って貰ふのです。でその外に少しばかりの小使銭があれば充分だと思ひます。

（ハ）健康な付添人をつれて来てもよい……

自由地区に家を建てゝ住みたいが、夫婦別れ迄して自分一人行くのは事情が許さないとか、或は自分丈では日常の自炊生活が出来ないとか、或は身の囲りの世話をして貰ふ人が一人位はほしいとか云う方々は、日常生活の相棒に健康な付添人をつれておいでになっても構ひません。

（ニ）既に二十一家族が移住している……

一度此の試みが発表されるや続々と申込み殺到し、園内には絶えず鑿や鉋の音が響き渡り、去年中に忽ち十八棟の

家が建てられ、只今も尚建設中であります。現今此処に移住している者は既に二十一家族の多数に及び、この中には二人共同で出費して一軒の家屋を建てゝゐる人達もあります。

（ホ）直ぐ住める売住宅もある……

冬は雪の為、家の建築が不可能ですし、又態々此処まで来て家を建てる煩はしさを厭ふ方もあろうと云ふので、財団法人癩予防協会では、当園内に此の種の住宅を既に十九棟造り、何時でも、すぐ這入りたいと云ふ方々の為に備へてあります。この住宅は二通りあり、一つは六畳と四畳半、他は六畳と三畳との二間から成っております。之等は何れも五百円内外で御譲り申します。尚住宅を建てたい方や買いたい方々は、楽泉園事務所まで御問合せ下さいますれば、直ちに詳細に亘って御相談申します。」

以上は、たしかに他の療養所にはみられない特殊なシステムと云えよう。しかしこの案内のなかにも、説明不足ではすまされない欺瞞がはたらいているので、そのいくつかを指摘しておきたい。

まず（ハ）の「健康な付添人」についてであるが、この場合実際には夫婦者で、しかもわが国の社会的経済的事情からそれは夫患者・妻健康者という組み合せになるのだが、そうした夫婦の入所にあたって、施設当局が執ったいわゆる〝健康妻〟の扱いは身分的には「患者」とし、とくに人権的保障は一切なかったということである。それどころか一ヵ月七円五〇銭の食費を支払いながら、他の有料患者とも差別され、所内生活に必要な物品支給や食餌献立による特配の対象からも外されていたのだ。

次にらい予防協会を通じての寄付金による〝十坪住宅〟だが、当園の場合（ホ）にあるとおり、これを有資力患者に売却する方法をとっている。が本来〝十坪住宅〟というのは、療養所への患者強制収容にともない、国からの予算の枠内では患者住宅設備が間に合わないとする愛生園長光田健輔らのよびかけで、一般社会より寄付を集めて建てられたものだ。その窓口でしかない筈のらい予防協会が、同会の事業として各療養所に委託した「患者相談所」の名をかりて、少くとも当園においてはまさに患者相手の商売をしていたことになるのである。

ではここで、患者相談所についてみてみよう。パンフ『栗生楽泉園』によれば、患者相談所は「自宅に居られる方々で療養所に入所したくとも、どんな所か分らず、迷って居られる方々の為に、又一度行って専門医に診察して貰ひ、一切の事情を話して身の振り方を決めたいと云ふ方々の為に」あるとし、この相談所の世話になる患者は、食費一ヵ月七円五〇銭を自弁するのみで仮入所でき、その間種々相

談にのるというのだ。同時に、事情によっては無料でも扱うということも書き添えている。そしてすでにふれたとおり、この患者相談所は予防協会よりの委託事業であり、相談所長は園（院）長が兼務することになっていた。こうした性格のものであるから、当園にかぎらず、予防協会は国・公立のハンセン氏病療養所（病院）すべてに同様の相談所を設けていたようだが、しかし他に比較して相談所扱いの患者は、湯之沢部落の外来診療にあたっていた当園が、やはり数のうえで圧倒的に多かったと云っていいだろう。ちなみに、8年～10年までの湯之沢部落外来患者実数と、相談所扱い患者（仮入所者）実数及びその内での正式入所者数を、当園『年報』でみると次の「表」になる。

	外来患者実数	相談所患者実数	内、入園者数
昭和8年	一、三〇一	六一一	四四
9年	一、八一一	五二六	一二
10年	九六二	一九五	八
計	四、〇七四	一、三三二	六四

正規の入所患者以外に、このような数の患者治療にあたった現場職員の苦労は並みなみならぬものがあったろうと推察できる。だがそのこととは別に右の数字を考える時、もう一つの問題にぶつからざるをえない。と云うのは相談所扱いの患者たちは、はたしてパンフに書かれているように、実際に入所を決めかねて仮入所していたものかどうかということだ。もちろん中には、入所したら最後二度と再び園から出られないとの思いから、意識的に仮入所にとどまっていた患者もあったろう。だがほとんどはそうではなく、いくら入所したくとも定員満床を理由に正規の入所を認められなかったのが実情だったのである。当園『年報』によると、「昭和十年中収容定員一一五名　同年末現在数二七〇名(男一八二名　女八八名)」とあり、いわば相談所患者が定員を上回る一五五名に及んでいることを示している。これが前記「表」の数字と若干の違いがあるのは、「表」が月々の合計数であることによる。そして『年報』は、この二七〇名に、同年正式入所を認められた八名（男三名　女五名）と外島よりの委託患者を加えているので、その総数は三七六名に達し、実にこの年所内には定員の三倍以上の患者が犇めいていたことになるのである。もとより患者住宅はまさに〝すし詰め〟の状態で、自由地区以外の居室は一人畳二帖がやっとのありさまだった。そんな実情であるにもかかわらず、パンフ『栗生楽泉園』をみるかぎり、すでに一年前から外島患者が入居している一九棟の〝十坪住宅〟を、いとも平然と売りに出しているのだから

おどろくほかない。

しかももっと不明朗なのは、先きにふれた「健康付添人」の場合と同様、相談所患者に課せられた一人一カ月七円五〇銭の食費だ。当園『年報』に10年の患者賄費は一人一日一八銭一厘とあるから、これを月三〇・五日の計算でみてみると一カ月五円五二銭ということになる。だとすれば、「健康付添人」も「相談所患者」も一般入所者と同じ食餌献立なので、当然そこには一円九八銭ほどの差額が出る筈である。がその残額の扱いを患者に明らかにしたことは一度もないのだ。おそらくそれは予防協会の相談所会計に納められたのだろうが、いずれにせよ「食費のみ自弁」の看板に偽りがあったことはまちがいないと云っておきたい。

いや、看板に偽りはまだある。それは同じく相談所患者についてだが、パンフ『栗生楽泉園』には、「事情によっては食費も無料にする」旨が明記されている。ところが実際問題こうした無料措置はとられず、むしろ情け容赦なくビシビシと七円五〇銭を取り立てていたのである。その具体的な証左として、施設の『雑書綴』の中にあった相談所患者家族と施設当局との往復書簡を次に掲げる。

「拝啓　ひさ儀一方ならぬ御面倒に与り有難く厚く御礼申上候さて本人入所の折御約束せし次回入院費最早期間間近に相成り御送金仕る可く筈の所おはづかしき御話しなれど私も老年にて其の日にも差支へ居る有様にて金策意の如くならず誠に厚かましき御願ひなれど何とか無料の方へ入換へ致す訳けには参りませんでせうか甚だ勝手な御願ひなれど御助け願ひ度本来なれば私御伺ひ仕り御礼方々御願に参り度く存じ居れど汽車賃にも差支へ必礼をかへりみず書面を以て御願ひ致し平に御許し被下され御助力を御願ひ致し候又ひさ儀当方へ再三無心の手紙参り私も右様子有り様にて送金も出来ず何卒本人へ今後共手紙差出さぬ様御申聞かせ被下され度必礼乍ら書面を以て御願ひ迄

東京市江戸川区　梅沢吉蔵

院長様

「貴翰拝誦仕り候」

ひさ殿儀無料患者へ変更の件御申出有之候へ共、本園も只今無料の方は満員にて此れ以上到低一人も収容する余祐無之候に付、若し無料変更御希望に候はゞ本園としては気の毒ながら本人の退所方を要求致すの止むを得ざる事情に有之候ば左様御承知被下度候。尚本人もかかる不幸なる病気に侵され候ばかりに家族とも別居致さねばならぬ不偶なる境遇に有え、然も只今までは病状も未だ働ける程度に恢復し居らず為に日常の小使銭等には相当不自由致しおること〻存ぜられ候故、貴方としては折々は慰めの言葉をかけ

或は少々の小使(ママ)銭等送金なさるゝことは家族として当然の義務かと存じ候　先づ右御回答まで

栗生楽泉園

昭和十一年七月二一日

梅沢吉蔵殿　」

7　保育所と分教場

〃入園のすすめ〃用パンフ『栗生楽泉園』の最後の項は「保育所と小学校」で、次のように書かれている。

「此の病気は子供の時分に殊に感染し易いので、子供は大人になるまで健康地帯で育てる必要があります。

で、癩予防協会では本園内の癩菌に感染する危険の絶対にない地帯に保育所と云うものを設けて居り、在所者の子供達は勿論、親は入所してゐなくとも、子供丈でも預ってほしいと云う方々の子供達をも、こゝで引取って養育して上げます。尚学校に行かねばならない子供は保育所に設けてある小学校に通って義務教育を受けます。」

湯之沢患者収容を主目的に開設した当園の場合、家族ぐるみの事例(ケース)にも対応できる設備が必要だった。〃自由地区〃はもちろんそのために設けられたわけだが、同時にいわゆる「未感染児童」の施設もまた無くてはならないものであったのだ。

昭和8年（一九三三年）当園『年報』中、「財団法人癩予防協会経営事業概況」の「栗生保育所」の項「㈠概況」には、次の記述がみられる。

「昭和八年四月一日現在、草津町字湯之沢区に於ける癩患者の子弟中未感染者と認めらるゝ児童約九十名（内学齢児四十九名其の他乳幼児）にして、之等児童は何れも患家に在りて病者たる父母其の他の家族と同棲し、予防上洵に憂ふべき実状なるに鑑み、速に家庭より分離保育し其の健康を保護するの急務を認むるに至り、財団法人癩予防協会に於て昭和八年四月十五日園内の一部に仮保育所を設置し、差当り乳幼児二名を収容、事業を開始すると共に昭和八年度に於て予算二万一千円を計上し定員五十名を収容せんとする未感染児童保育所建設の計画を樹立し、敷地として楽泉園官舎地帯に於ける土地四千五百十坪の無償借入の上同年五月建設に着手し九月五日竣工したるを以て、仮保育所を廃し新築の栗生保育所に移転引続き鋭意保育に努めつゝあり。」

右の記述の中で「仮保育所」とあるのは、所内川ヶ丘の「隅田舎」であり、また「乳幼児二名」については、どういう事情のもとに保育所入りしたかは明らかでない。察するところ、おそらく湯之沢患者を親にもつ乳幼児を予防上

の理由で引き離し、施設が預ったものと考えられる。そしてその乳呑み児の世話に当たったのは救世軍本営の大尉加藤滋と夫人ハナだった。

同年の当園『年報』によれば、

2月21日　財団法人癩予防協会委託の未感児童保育所仮収容所決定

3月2日　児童保育所設置事務打合の為救世軍本営植村中佐及加藤大尉来園視察

4月9日　栗生保育所に於ける保育部事務取扱専任者として救世軍日本本営より加藤滋夫妻派遣せられ赴任す

とあり、同月15日双葉寮（隅田舎）での仮保育所が開かれるのである。5月には幼児一人の入所を加え、保母も宮崎静子、中沢ふさの二名が新たに就任している。やがて職員官舎と当園との中間地点に保育所の落成をみ、9月28日には新保育所が開所され、同年末までに隅田舎よりの乳幼児三名を含め男児一〇名、女児三名、計一三名が入所している。

ところで、救世軍と予防協会の当園における保育事業での繋がりだが、これは救世軍の山室軍平が予防協会設立発起人の一人として参加したことから生じた関係と理解していいだろう。がしかし、基本的には自ら責任を負うべきこうした重要な行政的課題を、外郭団体の予防協会や宗教団体に甘んじて委ねた国の安易な姿勢は、その後施設の管理に移されてなお改められず、結局は引き続き保育所児童に大きな不幸をもたらし、とりかえしのつかない犠牲を強いることになるのである。

いづれにせよ、『年報』前出「栗生保育所」の「㈡保育事業の現況」には、次のごとく書かれている。

「栗生保育所の事業は之を保育部、教育部及医務部の三部に分け保育部に於ては乳幼児学齢児を含む全児童の養護其の他一般の世話に任じ之が事業は挙げて救世軍日本本営に委託し同本部より派遣せられたる専任者及び保母によりて取扱をなしつゝあり」。なお同年8月19日、救世軍日本司令官山室軍平も、この保育所の関連で来園視察している。

右の記載にみられるとおり、栗生保育所には救世軍に委託した保育部とともに、教育部、医務部も併せて設けられた。

そして教育部については、保育所敷地内に校舎を設置、これが同年9月30日付で「草津小学校栗生分教場」として県の指定を受け、10月1日訓導新井其治の赴任により開校をみるに到った。当時入所児童一三名中、学齢期にあった児童は五名（男児四、女児一）だった。また医務部は、保

栗生保育所児童数（昭和8年～昭和13年）

年・性＼年齢		1歳～2歳	3歳～4歳	5歳～6歳	7歳～8歳	9歳～10歳	11歳～12歳	13歳以上	計	合計
8年	男	4名	1名	1名	3名	0	1名	0	10	13名
	女	1	1	0	0	0	0	1	3	
9年	男	4	3	2	3	2	1	0	15	25
	女	5	2	1	1	0	0	1	10	
10年	男	7	4	2	1	2	0	2	18	31
	女	8	1	4	0	0	0	0	13	
11年	男	3	3	5	4	2	2	2	21	34
	女	2	4	3	2	2	0	0	13	
12年	男	7	4	7	3	2	2	1	26	46
	女	6	5	3	2	3	0	1	20	
13年	男	3	7	6	4	3	3	0	26	55
	女	11	6	2	4	4	1	1	29	

育所児童の健康管理のため当園医官武田正之が主としてこれに当たった。

さて別表にみるとおり、保育所児童数は年ごとにその数を増している。ということはとりもなおさず、湯之沢患者の当園への収容数がまさに増加の一途にあったことをものがたっているわけで、ちなみに霜崎清・井上謙共著『湯之沢部落六十年史稿』によれば、当園開設の昭和7年～11年までの湯之沢患者収容数は二八四にのぼっている。そして当園『年報』をみると、11年には収容定員一一五名が三〇〇名に改められ、同年末患者総数は外島患者、相談所患者を含めて四五四名、また12年はその患者総数に変動はないが、相談所患者二七名が正規に入所、13年は収容定員が一挙に七〇〇名に拡大され、患者総数は六六九名、うち相談所患者八二名が新たに入所を認められている。この12～13年に入所した相談所患者を湯之沢よりのものと推量すれば、13年までの湯之沢患者収容数はすでに三九三名に及び、その中にいわば子連れの患者もいたわけで、したがって保育所児童数もしだいに増加してきたのである。

しかし保育所における児童の生活状態は、開所当初よりきわめて劣悪なものだったようだ。たとえば現在も当園に療養中の高野ふみ（仮名）は、10年2月に出生した

男児を同年4月に保育所に預けたが、彼女の話によると、その子は手許にいるうちは丸々と太っていたが、保育所に入れ、一週間ごとの窓越しの面会を許されて会いに行くたびに、顔や手足が見るかげもなく痩せ細っていき、これではとても育つまいと思ったという。にもかかわらず、自分たち夫婦は当園に入所中の患者であり、手を施す術もないため、育たなくとも仕方がないと諦めざるをえなかったとも語っている。幸い高野夫婦の子は、自らの生命力で辛うじて成長をみたのであったが、8年開所より13年までの入所児童死亡数は一八名にのぼっているのである。

保育所への入所児童数が増えるにしたがい、保育部職員も増員されている。園に12年の職員名簿があるので次に掲げることにするが、最初の保育職員加藤滋、ハナは前年（11年）に辞任しており、すでにその名前はみられない。

保育部
主任　西堀　やま
保母　石部ユキ子　中沢　ふさ　宮崎　なか
見習　島村やへ子　黒岩まつの　黒岩　やま
小使　近藤　仁作
炊婦　近藤キクノ

教育部
主任　篠原　貞雄
小使　永野　直治

昭和13年（一九三八年）、この栗生保育所は二度にわたって火災を起こした。まず同年1月4日、襁褓（むつき）乾燥室から出火し、分教場を残すのみであとは全焼してしまった。犠牲者や怪我人は出なかったものの、帰るべき家をもたない児童たち全員は、保育所の再建を待って分教場に移り住むことになった。この火災で保育部の西堀、中沢以外のメンバーは交替することになる。予防協会と救世軍は直ちに保育所建て直しに取り組み、12月半ばには新築が成るという矢先の同月11日、こんどは分教場の小使室から出火した。この分教場の火災については、なぜか当園『年報』等にも記載されていず被害状況もさだかでない。なおこの火災のためか、こんどは教育部の篠原が辞任し、新たに安原安一郎が就任している。いずれにしても同じ年に二度の火災を引き起こした管理者らへの非難に併わせ、救世軍派遣の保母たちが保育所予算の一部を救世軍に送っていたことが発覚するなどして、15年2月、栗生保育所は予防協会と救世軍の手をはなれ、施設に移管されることになるのである。

8　江川健一郎と演芸部

世間に忌みきらわれる病を負いながらも、患者たちは懸



江川の舞台姿（近藤勇）

命に生への営みをつづけ、自らの楽しみもまた創り出していった。その一つに当園演芸部「楽泉座」がある。

この楽泉座の創立者は江川健一郎で、彼は湯之沢より昭和8年（一九三二年）12月に入所し、直ちに演芸部づくりに取り組んだらしく、翌9年の当園『年報』には、はやくも同年4月28日「第一回患者慰安演芸会」が催されている。「患者慰安」とあるので所外からのもののように思われやすいが、これは患者による慰安演芸で、江川らによって行われたとみていいだろう。

江川は昭和7年春、治療のため湯之沢に来た。二一歳の時である。若い彼は、治療のよすがに同部落の患者間に演芸グループを組織し、この年の10月、部落で「素人演芸大会」を開催している。その折、出演者仲間といっしょに撮った記念写真が、彼と当園で所内結婚した河西トキの手もとに今も保管されており、これをみるとこの写真の裏に江川自身が「小生すすめに依り次の劇の振付及び総舞台監督をなす」と記し、「坂本竜馬暗殺」「男一匹」「結婚の翌朝」「肉弾三勇士」の四本の出し物をあげている。そしてこの時期、彼はまだ江川の芸名を名乗らず、署名は井上健一郎としていた。

江川は、奈良県生まれの大阪育ちで、工業専門学校を卒えた後、少女歌劇で知られる宝塚劇場の演出部に就職を希望するが、演出部には入れず大道具方に廻されたという。しかし彼は演出が希望だったので、余暇さえあれば脚本を読み舞台での監督の演出方法などを見て勉強していた。いわばそうして勉強してきたものが、湯之沢で活かされ、入所後は楽泉座の〝旗上げ〟に大きく寄与する結果になったのである。

楽泉座創立当初は、所内同好者の中に山田昇という歌舞伎の経験者がいて、演出は江川と山田がそれぞれの出し物を二分して行なうかたちがとられた。その頃のプログラムとしては、10年9月23日公演のものが残っているので次に紹介しておく。

楽泉座追悼公演プロ　九月廿三日

1　歌舞伎　田宮坊太郎　一場　振付　山田　昇
2　悲　劇　不　如　帰　　振付　井上　健
3　浪花節　乃木将軍涙の墓参　東家楽笑
4　学生喜劇　恋　二場　振付　井上　健
5　剣　舞　栗生秋成
6　浪花節　殉職美談中野婦長
　　自作自演　栗生軒楽園
7　時代劇　義理渡世　三場　振付　井上　健
8　浪花節　南部坂雪の別れ　桃中軒雁太郎
9　阿波鳴門　どんどろ大師の場　振付　山田　昇
　鳴物連中　三味線その他　白根吹雪
　太　鼓　杵家　勇

プログラム中、浪花節や鳴物の出演者たちは、奇抜なあるいは尤もらしい芸名をつけているが、それが誰だったのか今となってはまるで判らなくなってしまっている。ただこの催しが〝追悼〟と銘打ち、風水害による外島保養院の犠牲者を悼むものであったことから推して、彼らは所内の外島患者ではなかったかと思われる。少くとも栗生軒楽園の創作浪曲「殉職美談中野婦長」は、外島被災時に濁流の中に身を挺して患者救出にあたり、ついに力尽きて溺死した外島保養院看護婦長中野鹿尾を題材にしたもので、芸名を栗生軒楽園とは名乗っても、彼が外島患者だったことはまちがいないだろう。

当時この種の演芸会は、すべて栗生会館（のちの青年会館）で催された。栗生会館は建坪が約四六坪（一五一・八㎡）ほどのもので、室内北側に舞台、それにつながる西側半分に花道を設け、舞台裏のベランダにテントを張って楽屋にし、そして楽屋から南側中央にある患者用玄関までの軒下に横幕を使って花道への通路をつくった。観客席は、室内南側に職員席、その一段低い約二〇坪（六六㎡）の畳敷きが患者席とされていた。

これで判るように、いわゆる相談所扱い（仮入所）の患者を含めるとすでに三七〇余名に及ぶ入所者にたいして、この娯楽場はあまりに狭すぎた。したがって楽泉座によるこの「追悼公演」の日には、観客席は超満員で、それでも入れなかった患者たちは窓に鈴なりになって観たという。ともかく娯楽の少なかった時代である。また顔なじみの同病者が出演する楽泉座には特別の親しみもあって、人気は大きく沸騰した。このため翌11年からは、栗生会館が狭いので観客を上地区と下地区に分け、同じ出し物を二日にわたって上演するようになった。

歌舞伎経験者の山田はもう年老いていて、しかも後継者

もないまま引退し、あとは江川が座長におさまり、楽泉座は彼の独壇場になる。何しろ舞台演劇に関しては、江川以外に知識のある者がいなかったのだから、誰しも彼の指示に従わざるをえなかったのだ。同時により良い芝居を観せたいと願う江川の熱意も並みなみならぬものがあった。彼は演芸部に入部してきたズブの素人の患者たちに、カツラ下地の付け方をはじめ、ヤクザの喧嘩仕度一つにしても職人あがりの服装はこう、武家くずれの服装はこれと云った調子で衣装のすべてに目を配り、さまざまな凝音、劇中に流すレコードの選曲、もちろん本職だった舞台装置についてもこまかい所まで気を使い、部員はもとより一般患者たちまでが、よくあんなに動けるものだと一様に驚いたほどだったという。

台本づくりも江川の手にかかった。彼は、自作のものはもとより活字印刷された既成のシナリオまで、これを上演すると決めると自分でワラ半紙に大きな字で書き写し、最後に配役を書き込めるように劇中の登場人物を記して一冊に綴じる。そしてこの台本をもって演芸部の幹部会を開らき、幹部会合意のもとに上演劇の配役を決定するのである。その後に部員一同を集めてそれぞれの役どころを説明し、これが済むと台詞の多い順から台本を写しとらせた。

演出はいうまでもなく江川がおこなった。台詞合せから立稽古、舞台装置をし衣装を着けての舞台稽古に到るまで、まったく息を抜くことはなかった。しかし演芸部には衣装の備えなどはほとんどなく、必要なものはその都度衣装方が園内を廻って借り歩いたという。役者のほうも台詞合せの段階から座長江川の叱咤の声が響き渡った。それが立稽古になると、もっと激しいものとなった。たとえば斬りたおされた兄貴分に子分が「兄イ！」と叫んでとりすがる場面など、江川が「よし」と云うまで何遍でもやらされ、しまいには膝の皮が擦りむけてしまうほどだったという。しかし稽古は厳しかったが、江川は同時に、上演当日役者が舞台で多少トチッても、「うまく出来た、よかった」とその役者を賞めることを忘れなかったと伝えられている。

こうした江川の人柄もさることながら、演芸部の部員約六〇人――中でも役者をつとめる約四〇人近い患者たちの最大の慰めは、世に疎まれるハンセン氏病の身を、劇中人物になりきることによって、その時間完全に変身できたからである。しかも演技がうまくなれば良い役どころにつけたし、そうなればまたいわば所内のスターとしてもてはやされた。やはりこれもたまらない魅力であったのだ。

14年（一九三九年）10月、中央公会堂（一部二階建て二三四、三七五坪、現在の石黒会館）が新築され、そこで楽泉座の演芸も催されるようになると、観客席に事欠かぬた

め、さらに出し物を増し一日毎に別のプログラムをもち、春秋二回二日間にわたって公演するまでになった。それでもつねに客席は満員の盛況だったという。「演芸部の連中は肩で風切っていやがる」という悪口も聞えたが、大多数の患者は娯楽を求めており、また江川らの楽泉座をこよなく愛していたので、そうした患者の要求から施設当局もい予防協会に連絡をとり、同協会より三〇〇円以内ということで、演芸用カツラ又は女物着物など小道具類が、楽器やスポーツ用具とともに助成されるようになった。

9　夏海八郎と音楽部

昭和8年（一九三三年）の当園『年報』には、はやくも園歌が掲載されている。作詞者は不明だが、おそらく当時の職員の手によるものと考えられる。

栗生楽泉園々歌

一、浅間白根の山波に　不断の泉華と咲く往古のままの
　大自然　秀麗の地を秀麗の地を誇るかな
二、時代を告ぐる暁鐘に　怖れ惑の夢醒めて
　光のどけき春のごと　輝く園を輝く園を歌ふかな
三、朝に仰ぐ日輪の　あまねく輝す大稜威仰げば尊き
　すめらぎの　聖きめぐみを聖きめぐみを讃ふかな
四、今甦生の春に遭う　相愛互助の大家族融和の船の舵
　とりて　希望の途に希望の途に進むかな

この歌詞は、古賀政男作曲の「歓喜の丘」の替え歌として唱われ、9年11月海江田皇太后侍従が来園した折には、患者がこれを演奏唱和して出迎えたというから、その頃すでに楽器を使える者が若干名いたと思われる。

だがそれはまだ組織立ったものではなかったようで、当園患者音楽部は、昭和10年（一九三五年）夏海八郎の入所によって、はじめて音楽愛好者の間に結成の動きが起こったと伝えられている。夏海二八歳の時である。彼は戦後間もない22年多磨全生園に転所し、今もそこに健在であ

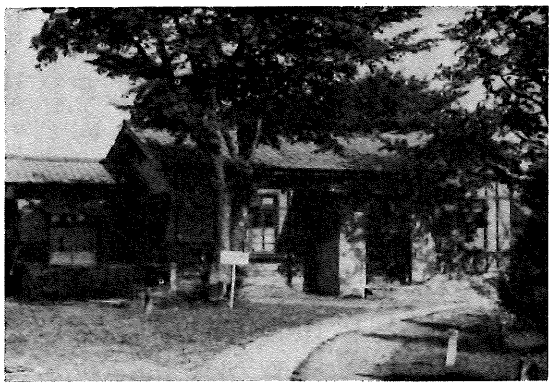

開園時に建てられた栗生会館

るが、当園入所前の経歴は秘しているので、どこで音楽を学んだかは明らかではない。しかし音楽に関しては専門的な知識をもっていたため、愛好者たちはしぜんに夏海を指導者にすえる恰好になったようだ。

その夏海の話によれば、在所者向けの第一回音楽会は11年4月だったという。同年の当園『年報』にはそうした記載はみられないが、栗生会館内の小さな図書室で夜遅くまで練習し、帰りに一mもの新雪積もる道をまるで泳ぐようにして歩いたことなど、季節感をふくめ夏海の記憶はしっかりしているので、おそらく最初の発表会開催の年と月は彼の云うとおりとみていいだろう。但しその時の音楽の内容までは明らかでなく、また楽器もせいぜいトランペット、トロンボーン、大太鼓、小太鼓程度だったから、いわば辛うじていくつかのブラスバンド曲を演奏し、軍歌等を唱うことで終ったと考えられる。

それでも熱心な音楽愛好者らは、やがて夏海を中心に当園公認の音楽部を結成、必要な楽器も慰安会より買い与えられるようになった。こうして音楽部は所内行事の運動会をはじめ、名士来園時の歓迎演奏等に活躍、そんな公式行事での体裁もあって、音楽部員にはとくに制服をも支給されるに到った。

音楽発表会は、演芸部楽泉座と同じように栗生会館で行われ、14年中央公会堂新設以後は、楽泉座の公演日にやや先き立つ日どりで、春秋二回にわたって催された。だが楽泉座のように一回二日というのではなく、それは一ト晩だけにとどまった。というのも、第二次大戦につながるいわゆる一五年戦争に突入したという時局を反映し、歌や演奏も当然軍国調のものが多かったことから、とかく患者の心情にマッチしえなかったためと思われる。また冷たい管楽器を主体にした楽団だったため、寒冷地である当園の気候条件とも相俟って本病特有の神経痛を患らいやすく、肝心の手指が利かなくなれば楽器は扱えない。したがって折角入部した三〇人程の部員も減りがちだったので、夏海らは新入所者のうちのとくに軽症者に目をつけ、つねに入部の勧誘に努力をしなければならなかった。いっぽう演芸部もまた軽症者への入部勧誘をおこなっていたため、そうした面からも両部の間にはしだいに反目しあう状態が生じてきていた。

そして両部の張り合う関係は、たとえば中央公会堂の楽屋使用のうえにも表われた。すなわち演芸部は、舞台上手の楽屋をカツラ・衣装等の道具が納められていることを理由に、音楽部がそこを使うことを頑なに拒んだ。どちらかといえば演芸部の横暴とそれはとれるのだが、何ぶん部の大きさや入所者間に占める人気の比較で勝ち目はなく、音

楽部はやむなくそんな演芸部の前に涙を呑むほかなかったと聞く。

いずれにせよ音楽部は、施設の体面を保つための諸行事ら利用されながら存続し、ようやく戦後の22年頃からは、従来の管楽器演奏が軽音楽に替わり、看護婦らもすすんで出演する華やかな時代を迎えるのだが、いわばこれからという時期に、夏海八郎は当園を去ったのである。

10　「特別病室」の設置と経緯

当園の歴史のなかで、転換の第一の節と目すべき年は、やはり昭和13年（一九三八年）ではなかったかと思われる。なぜならこの年、あの悪夢のような患者刑務所「特別病室」が当園に設置され、以後22年（一九四七年）のいわゆる〝人権闘争〟までの間、実に患者にとって云い知れぬ怒りと恐怖の暗黒時代が到来する、その幕開けだったからである。

開園の翌8年（一九三三年）には、はやくも所内に監禁所が設けられた。これは前にもすでにふれたとおり、大正5年（一九一六年）の被救護者に対する懲戒検束の権限規定（内務省令第六号）、及び昭和6年（一九三一年）の「国立癩療養所患者懲戒検束規定」に基づくもので、所内上地区東方の谷沿いの一画に建坪二二坪（七二・六㎡）、周囲は高さ三m余のぶ厚いコンクリート塀をめぐらしたものが建てられたのだ。

しかも当園の場合、この監禁所の方は患者検束関係ではほとんど使用されていない。ちなみに、13年5月20日付で厚生省予防局予防課長名による監禁所使用の問い合せに対して、施設当局は、同月23日付で次の回答をおこなっている。

「　監禁所使用ノ件

本月二十日付予発第一一二号ヲ以テ御照会ニ係ル標記ノ件ニ関シテハ当園ニ於テハ開所以来懲戒検束ノ為監禁室ヲ使用シタルコト無之候条此段及回答候

但シ精神病室ニ代用シ精神病者の監置ニ使用シタルコトハ左記ノ通ニ候ニ付申添候

記

一、最近五ケ年間ニ於ケル使用数年度別

昭和十二年度　二回

二、同上患者実数及延数

実数　二人

延数　五十一日

三、収容患者犯則別若ハ入監者別事由

1、精神乖離（かいり）症　一ケ月監置ス

2、躁鬱病　三週間監置ス

以上」

だがそれにしても、精神病を併発した入所者を事もあろうに監禁所に閉じ込めるとは、まさに療養所にあるまじき処置といわざるをえない。

さて「特別病室」という名の患者刑務所は、同年12月24日竣工している。場所は、当園正門の西側丘陵上部をえぐるように切り開らき、路上からではあまり目立たない位置にそれは建てられた。建坪三二・七五坪(約一〇八㎡)、周囲は監禁所のものよりもやや高い約四mの鉄筋コンクリート塀をめぐらし、そればかりか内部も同じ高さの鉄筋コンクリート柵によって幾里にも仕切られていた。また八房にわたる獄舎は各房(便所を含めて約四畳半)とも、くぐり戸式の出入口は厚さ約一五cmの鉄扉で固められ、明り窓といえば縦一三cm、横七五cmしかない半暗室で、殊に冬期降雪時には昼夜の判別さえつかないほどだった。さらに食餌の差し入れ口はわざと足もとに設けられ、しかもやっと汁椀が通る程度という厳重さ。このように「特別病室」は、一般監獄でもその例をみないまでにおぞましい造作がなされていたのである。13年当園『年報』の建物の項には、最初これを「患者収容所」と記載、竣工日は記しても建築費は記入されていなかった。そしてようやく15年に到って建物名を「特別病室」とし、はじめて総工費二四一三円の計上をおこなっている。このことから、「特別病室」は設置したものの、その予算化が容易に計れずにいたことがわかる。まず金額的にはさほど問題となる内容とは思われないので、他に理由があったのだろうが、それについては現在のところ不明というほかはない。したがって「特別病室」建設資金は、ただ予防協会を通じての三井報恩会の寄付金でまかなわれたと聞くのみである。なお工事請負は草津町の土建業直井組で、その現場労働者の中には湯之沢患者も幾人か混っていたという。

ではなぜ、全国のハンセン氏病患者対象の刑務所「特別病室」が設けられたか、またどうして同刑務所の設立地に当園が選ばれたか等、その歴史的経緯についてもこの際具体的にみておく必要があろう。

昭和7年(一九三二年)1月14日～15日の両日、香川県大島療養所主催により同地高松讃岐会館で「第一回療養所協議会」が開催された。云うまでもなくその頃当園はまだ建設途次にあったわけで、当然この協議会への参加はないが、しかし「療養所協議会」と称しながら、これに出席しているのは長島愛生園、外島保養院、大島療養所、九州療養所の四施設当局者と警察並びに衛生関係者らにとどまり、全生病院や北部保養院からは書記すら姿を見せてい

ず、このことをもってしても、少なからず不正常な協議会という印象はまぬがれない。じじつ当の協議会『状況書』を一読すれば、それが愛生園長光田健輔、大島療養所長小林和三郎らによる、外島保養院長村田正太査問・糾弾会にほかならないものであることがわかる。したがってまた、あらかじめ光田、小林らが相謀り、全生病院、北部保養院並びに宮古保養院の二療院を意図的に招かなかったと考えられなくはない。いずれにせよ㊙と印されたこの『状況書』に基づき、問題の協議会の内容を次に摘出してみよう。

会議は、冒頭から異様な雰囲気で開始されている。すなわち第一の議題が「思想要注意患者逃走又ハ退所セシメタル場合ハ注意要項ヲ摘録シ本人ノ写真ヲ添ヘ互報スル事」についてで、これは当時村田が外島保養院内で患者の自治会活動や各種文化活動を公認し、しかもその指導的役割りを果していたのがいわゆる〝赤色患者〟という点をとらえ、各療養所への伝播防止及び警告を意味したものだった。議題提出は九州療養所、だが所長は欠席し、代りに同療養所書記川辺喜一が提案に当たっている。もちろんこの辺にも、何か陰湿な企図を感じないわけにはいかない。そして光田は、先づ村田との間で「逃走患者」の取り扱いについて討論を交し、その中で「不良患者ノブラックリストヲ拵ヘ互ニ通報スル事」を提案するのである。

また第四議題「患者ニ自治ヲ許スベキ程度」について、光田は「患者ニ自治ヲ布カシムルハ職員ノ怠慢」と云い、「現在ニ於テ完全ナル（患者の）自治ハ認メザルモノナリ」と断言する。これに対して村田は、「（患者）自治会ヲシテ売店ノ経営ヲヤラシ相当ノ利益ヲ収メ利益ノ半分ヲ患者互助会ニ積立テ、半分ヲ（仮入院の）貧困患者ニ七拾銭入院貧困患者ニ壱円四拾銭宛分配シテヰマスガ目下此ノ分配ニ与ル患者ガ約百名有リマス、入院貧困患者ニハ壱円四拾銭ト金額ヲ制限セズ欲シイ物ヲ自由ニ食ベラレルダケ給与サセタイト思ッテ居マス」と、当時患者の自治組織によってもたらされる有益性を具体的にあげ、あわせて入院者への人道的配慮をも示して反論。

しかし第七議題「大島療養所収容患者ノ思想取締ニ関スル件」に及ぶと、光田、小林らはいっそう露骨に村田めがけて襲いかかる。多少長くなるが、『状況書』よりこの議題についてのやりとりを次に引いておく。

大島「時代ノ推移ト共ニ収容患者ニシテ左傾的思想ヲ研究スル者アリ、現ニ患者ニシテ別紙ノ如キ通信ヲ為ス者有ルニ至レリ、就テハ之ガ防止策トシテ彼等ヲ双葉ノ中ニ退所セシメ互ニ通報シ収容ヲ拒否シ以テ其ノ思想ヲ根本的ニ芟除シテハ如何、其ノ外ニ本案ニ対スル御名案ヲ承リ度シ」

外島「外島ニモ無神論者十名程有リマシテ左傾的社会科学ヲ研究シ之ヲ院内ニ同分子ヲ増殖セムトシテ穏健派ヨリ彼等ヲ其ノ侭ニシテ置ク事ハ院内ノ平和ヲ乱ス虞有ルヲ以テ速ニ退去方ノ申出アリタルガ無神論ナルガ故ニ追放スル事ハ不可デアリ、若シ之ヲ追放スル時ハヨリ以上ノ害毒アリ、寧ロ生兵法ハ負傷ノ大元、適宜ニ適当ノ書籍ヲ与ヘ充分理解セシムルガ必要ナリトテ其ノ方針ニテ進ミ此ノ点ヲ克ク了解セシメタル結果無神論者ノ桂文吾、高辻音吉、志村俊盛、浅岡三郎、佐々木悟、福井栄一、村井頼宜、川野公平、山本幸吉ノ如キハ今日ニ於テハ自治会ノ首脳部ト成リ、病院ノ為ニ克ク働イテ居ルカラ、大島モ此ノ方針ガ良クハ無イカト思ヒマス、思想ニ国境ナク一面、時代ノ潮流ナレバ之ヲ弾圧ノミヲ以テ取締ル事ハ絶対ニ不可能デ有ル、ノミナラズ反ッテ反動ヲ高ムル□デアッテ悪イ結果ヲ来タシハシナイカト思ヒマス」

長島・大島「最高ノ学識ヲ有スル大学教授ニシテ之ガ研究中該思想ニ感レルノデアリマス、況ヤ特種ノ心境ニ在ル患者ヲ指導スル云々ハ至難ノ事ト思ヒマス」

長島「外島ハ社会主義ヲ奨励スルノデスカ」

外島「否、克ク聴イテ下サイ、適当ニ指導スルノデ決シテ奨励云々ハ毛頭アリマセン」

長島「然ラバ外島ヨリノ通信ニ依リ大島ガ大変迷惑ヲ蒙ッテ居ラレルノヲ何ト感ゼラレマスカ」

外島「通信シタノハ外島デナク最初スイッチヲ切ッタノハ大島ノ患者ヨリ『時代者』ト云フ雑誌ヲ送ッテ来タノガ始メデ有リマス、私モ外島ニ『戦旗』トカ『ナップ』ノ如キ雑誌ノ這入ッテヰルノヲ知ラナンダ次第デ今後ハ職員ハ充分注意シテ此ノ方面ノ知識ヲ研磨シナケレバナラヌト思ヒマス、又自治会ノ執行委員長ノ名称ノ如キモ執行上便利ナリト認メタノデ不穏当トハ思ヒマセヌ」

長島「長島ヘモ発売禁止ノ『ナップ』ヲ神戸ノ某書店ヨリ患者ニ送付シテ来タノヲ発見シ警察官署ト打合セ、書店ガ罰金ニ処セラレタ事ガ有リマス、出版物ハ県ノ特高課ト連絡ヲトリ取締ル必要ガ有ルト思ヒマス」

大島「大島デ反宗教同盟ニ加入セル者ヲ警察署ガ患者ト知ラズ昨年八月拾四日探策(ママ)ニ来タガ患者ナル事ガ判明シタノデ他ニ実害ガ無イトノ見込デ其侭取調モセズ帰リマシタ、寧ロ所持品ノ捜索デモシテ呉レヽバ一般患者警戒上大変良カッタカト思ヒマス」

長島・外島「其ノ様ナ者ハ警察署ヘ依頼セバヤッテ呉レルデセウ」

大島「患者ナルガ故ニヤッテ呉レナイノデアリマス」

外島「患者ノ通信関係ヲ知ル為発信並ニ受信ヲ記帳スレバ便利ト思ヒ外島デハ励行シテ居マス」

大島「大島モ帳簿ヲ作リ発信及受信ヲ全部記入シテヰマス」

同　「不穏通信物ヲ取締ル為各所ニ於テハ郵便物ヲ如何ナル取扱ヲシテヰマスカ」

長島「(逃走防止のため)患者内デハ現金ノ使用ヲ禁止シテ全部手形(所内のみ通用する金券)を流通サセテ有リマスガ、封書小包等ニ現金ヲ入レテ来ルノデ之ヲ防止スル意味デ事務分館デ出入ノ封書及小包ヲ開封サセテヰマス」

九州「九州デハ『ブラックリスト』ヲ作リ其分ノミ秘ニ内容検閲シマス」

大島「大島モ同様デ有リマス」

外島「封書ノ如何ハシイト思フモノハ患者立合ノ許ニ開封シマス、今少シ患者ノ人格ヲ尊重シ患者ノ了解ヲ得テ其様ニシテハ如何デスカ」

長島「全体患者ノ為少々ノ犠牲ハ万不止得事ト思ヒマス、悪イ者ニ人格尊重モ何モ有リマセヌ、左様ナ事ハ問題ニナラヌト思ヒマス」

右の討議内容からも、ハンセン氏病療養所が、当時の政治的社会的情勢とはまったく隔絶された処に存在していたわけでなく、また患者にたいする抑圧が、やはり思想の取締りをもって開始されるという時代の反映を、ここにあらためてみることができよう。なお大島療養所がその議題説明の中で、「患者ニシテ別紙ノ如キ通信ヲ為スル者有ル」と述べている検閲通信六通の「写し」もまた、同『状況書』に添付して憚らなかったのである。

ところで大島の小林和三郎が、自ら管理責任を負う同療養所患者の思想取締りの件について、何ゆえにこの協議会に計ったかということだが、一つにはたしかに、外島の村田正太糾弾の〝材料〟に供する意味あいもあっただろう。しかしもういっぽうの理由としては、実は当時すでに大島療養所内に患者闘争の火の手があがっており、そのことが小林をしていっそう不安に馳らせ、あえてこのような議題提出にふみきらせたと思われる。

その大島での患者闘争については、昭和56年(一九八一年)出版の大島青松園入所者自治会五〇年史『閉ざされた島の昭和史』に詳しいが、これは昭和6年(一九三一年)、同療養所への寄贈ラジオを患者たちに自由に聴かせなかったため、見せかけのラジオなどいらないと打ちこわし、それが引き金となって、小林所長らの更迭と待遇改善を要求する患者大会に発展、一気に患者による自治会組織の結成をなしとげたたたかいだった。つまり小林所長は、更迭こそまぬがれたものの、監督管理のうえで大変な〝痛打〟を受けていたのである。そしてとどのつまりが、こうした

〈患者騒動〉の要因は「患者ノ人格ヲ尊重シ」自由主義的な施設運営をおこなっている外島の村田の姿勢にあるとし、光田とともに彼にたいする糾弾の機会――すなわち「第一回療養所協議会」の開催を企てたのではなかったろうか。

しかし村田は孤塁を守って討論を展開、その場は一応無事に会議の終了をみた。翌1月16日協議会出席者らは大島療養所並びに長島愛生園を視察し、解散している。もちろん所長の代行を果した九州療養所書記川辺喜一もまた、さっそく帰途についたのだろうが、彼がようやく帰着したかどうかの17日、同療養所でも由々しき事態が生じていた。菊地恵楓園患者自治会編の『自治会五十年史』によれば、それは「塚本主事の留任を県知事に陳情のため、患者約五〇〇名裏門を破って出、須屋付近で警察に阻止された」というものであるが、信望の厚かった塚本の辞任問題もさることながら、こうした行動自体結局は所内生活上の不満と憤りの表明にほかならなかった。同様に患者が大挙脱柵するという事件は、これよりも早く大正2年（一九一二年）7月、東京の全生病院で起こっている。多磨全生園患者自治会編『倶会一処』の中で「門破り事件」として取りあげられているのがそれだが、同病院の場合は、患者からの二七項目にのぼる待遇改善要求を当時の院長池内才次郎が受け容れず、ついに入所患者三〇〇名のうち二七〇名が内務省への嘆願書を携えて集団脱柵したのだった。だがこのむしろ旗の行進も、田無街道の途中で当時同院医長の光田健輔ら職員の手によって阻止された。

いわば止むにやまれぬこのような患者の決起は、たしかに一定の改善をかちえた。しかし残念なことにそれが大方一揆的なものに終ったため、むしろ当局側は、こうした〈患者騒動〉によって自らより警戒心を高めつつ、いっそう患者抑圧の施策を強化していったのである。

当時ほとんどのハンセン氏病療養所がそんな状況におかれている中にあって、唯一外島保養院だけは、院長村田正太による自由主義的管理運営のもと、自治会活動の自由とともに、患者の思想の自由についても、ある程度黙認するかたちで保障されていた。そして前述のとおり村田は、第一回療養所協議会での光田健輔、小林和三郎らの糾弾にも耐えて、あくまで自己の方針を守り通したのだが、これが何とも皮肉なことに患者間の対立から破れさるのである。いわゆる「外島事件」とよばれるそれは、昭和8年（一九三三年）春に表面化し、急速に不幸な事態を来たすことになるが、しかし事件の内容には不透明な部分も残っており、したがって全貌についてはいまだ明らかではない。またこの外島事件そのものが、すぐさま「特別病室」設置問

題につながるとするのは短絡にすぎよう。ではあるけれど、同事件が「特別病室」設置の時代背景に重要な位置を占めていることは事実なので、全国ハンセン氏病患者協議会編『全患協運動史』より、やや長くなるが「外島事件」の項を次に紹介しておく。

「外島保養院でも自治会活動、文化活動が活発に行なわれていた。また自治活動とともに、村田院長による自由主義的な管理運営のもとに、一九三一（昭6）年マルクス主義による地下組織が生まれ、これが翌年『日本プロレタリア癩者解放同盟』を結成しようという運動に発展、『外島事件』のきっかけになっていった。

当時の情況は、極秘に残された『全国代表者会議草案』『近来の状況』『運動方針』の三部からなる資料によって想像するしかないが、その中心の綱領草案は『本同盟は大衆的組織力をもって癩者解放のため闘う』『本同盟は癩者大衆の利益を代表し、政治的自由獲得のため闘う』『本同盟は資本主義を打倒し、因襲的差別観念粉砕のため闘う』を目標に会費は二〇銭、うち一〇銭を本部費、一〇銭を支部費とし、規約草案ではさらに『本同盟は日本プロレタリア癩者解放同盟と称し、本部を大阪におく』として大島の療友に働きかけたものの、一九三二年11月20日を予定した全国代表者会議はすでに実現できる情勢ではなかった。

一九三三（昭8）年2月、外島では自治会委員の選挙が行なわれ、執行部を占めていた進歩派が敗けて保守派が勝利した。そのころ、進歩派の何人かが外部と連絡し、共産思想を院内に植付けていると噂され、数人が大阪府特高課の調べを受けた。このことが新聞に載り、患者間の対立が激化した。村田院長の調停が失敗すると、評議会は特に急進的な患者二〇人を院内攪乱者として退去させることを決議し、院長の回答を要求した。そこで急進派が自ら『逃走する』と言いだし、院長も『悪いがそうしてくれるか』と言い、彼らは『追放』された。

この措置をめぐり、村田院長は大阪府警察本部と対立、現行制度には主張の容れられるところがない、と辞任した。また『追放』された者たちは行く先ざきで入所を断わられ、野垂れ死に同然の道をたどり、何人かがようやく病み崩れ、顔形の変わったころ名をかえ、どこかへ入所することができたのであった。」

なお、右文中にみられる「急進派」追放の外島自治会新執行委員長は阿部礼治で、その阿部ら役員のほとんどが、事件の翌9年、台風災害による当園への委託患者として来園、そして彼らの〝穏健〟ぶりが、当園患者の自治組織五日会結成に少なからぬ影響を及ぼしたことは、すでに「五日会誕生」の稿で述べたとおりである。

さて、わが国のハンセン氏病行政によって、史上初の「患者刑務所」が出現したのは、昭和10年（一九三五年）、当時植民地として日本の統治下におかれていた朝鮮の小鹿島であった。同島には、大正6年（一九一七年）一〇〇〇人収容規模の総督府立療養所更生園が開設されたが、未収容患者が施設定員をはるかに上回って存在していたため、昭和10年に到って五〇〇〇人収容可能な拡張工事をおこなった。そしてそれと同時に更生園内に「患者刑務所」を設置したのだ。このことについては同年1月7日付『大阪朝日新聞・朝鮮朝日南鮮版』が、「わが国初めて／レプラ患者の刑務所／全南小鹿島の更生園内に／療養がてらの〝別荘〟」の見出しで報道している。刑務所にたいする一般的な俗称まで用いて「療養がてらの〝別荘〟」などとはまったく面白半分というほかなく、したがって記事じたいも患者の社会的犯罪をことさら兇悪なものとしてえがき、「患者刑務所」の設置をしごく当然と印象づける内容に仕立て上げている。ところで問題の同園における刑務所そのものについてだが、これはわずかに「経費関係は人件費すなわち看守長一名、看守九名を総督府から支出、建築契約約一万円は癩予防協会が支出するもので、工事は一切レプラ患者の手で成り材料も同島で自給自足する」「最初は重症のもの五十名内外を収容するはず」という程度にとどまり、また他に資料もないためあとは推測の域を出ない。ただここでもその建築資金の面で予防協会が介在している点は、やはり遇然とは思えないのである。

こうした抑圧手段の試みは先づ植民地からということだろうが、結局それは「本土」に〝逆輸入〟のかたちで適用される。そして小鹿島更生園の「患者刑務所」が、日本国内にハネかえってくるのには、さほどの年月を要しなかった。もちろんそこには、光田健輔ら国内療養所当局者の強いはたらきかけがあったからにほかならない。事実、昭和11年（一九三六年）10月1日、内務省で開かれた「癩療養所長会議」――これには前年鹿児島県鹿屋に新設された星塚敬愛園をふくめ全官公立療養所長が出席――の席上、長島愛生園長光田健輔が「癩患者に対する懲戒施設に関する件」として、「イ、特殊監禁所を設置せられたきこと ロ、行刑政策の徹底を期せられたきこと」を提案、同じく大島療養所長野島泰治（前所長小林和三郎は8年3月21日逝去）が、「特殊療養所急設に関する件（各療養所収容患者中特に不良なるもののため特別の設備を有する療養所を至急設置せられるよう要望す」（11年10月2日付『四国民報』）とし、同会議はこれら提案に基づき、内務・司法両大臣に「不穏癩患者取締に関する陳情書」を提出しているのだ。

所長会議は、例年1月に開催された。しかしこの年、急拠それを繰り上げて開いたわけは、「長島事件」発生という事態に直面したからなのである。この「長島事件」については、長島愛生園入園者五〇年史『隔絶の里程』に詳しい記述がなされているが、要するに同園が常時定員を大巾に超える患者を収容、極端な居室の窮屈さや水増し予算の食餌を「一食を割き、半座の褥を譲る」のスローガンで強制、さらに僅かばかりの患者作業賃まで施設側がやりくりの対象にあげ、そのための作業帳簿の一斉抜き打ち監査を断行するに及んだ11年8月10日、ついに入所者の怒りが爆発、作業スト、ハンストなどによって、園長光田ら施設幹部の辞任と同時に、自治活動の権利を要求するたたかいに発展した「事件」だったのである。

もちろんこうした入所患者抑圧の実態は、当時何も愛生園に限ったことではなかっただけに、この「長島事件」が、療養所の直接管理者である各所長らにあたえた衝撃は、ずいぶんと大きかったにちがいない。とくに同年2月、内務省における官公立らい療養所長並びに所属府県衛生課長会議で「癩根絶二十年計画」を公表、その第一着手として11年度よりの一〇年間で患者一万人の収容施設を整備拡充することをきめるなど、より本格的な強制隔離政策を強める矢先きだったこともあって、それはなおさら管理者としての反省材料にして然るべきだったのだ。にもかかわらず光田ら各療養所長は、入所者の実情を顧みるどころか、逆に「不穏癩患者取締」の具体的措置を求めて恥なかったのである。

所長会議提出の「陳情書」を受けた内務・司法両省は、直ちに動き出した。関西方面の地方新聞『中国民報』は、同年11月10日付で「癩患者の刑務所／最近の犯罪激増に鑑みて／内務省で愈よ設置の運び」と報じ、同じく同日付『山陽新聞』もまた「癩患特別刑務所／愈よ具体化へ／内務、司法当局研究に着手／愛生園騒動の刺戟」と、いずれも四段ぬき、三段ぬきの見出しで大きくこれを報道してい


癩患者の刑務所
最近の犯罪激増に鑑みて
内務省で愈よ位置の運び
癩患特別刑務所
愈よ具體化へ
愛生園騒動の刺戟

「中国民報」「山陽新聞」記事

る。

そして翌12年3月、香川県高松の讃岐会館において18日より開催される「全国癩療養所事務打合会」直前の16日、こんどは『四国民報』が、「一般犯罪者から隔離／レプラ患者刑務所／温泉郷に建設の議進捗」の見出しで、次の記事を掲載した。

「〔東京発〕社会各方面に於てレプラ患者の処置は頗る困惑されて居り、特に犯罪者の中にレプラ患者が介在した場合には『之を如何に処断すべきか』に就て検察当局を苦慮せしめているが過去数ケ年間に亘り司法省当局が種々研究した結果、レプラ患者は一定の土地に収容し特別の作業に従事させる一方医療的方法を講ずる様にしようとの議が有力化し、内務省と交渉して同施設に就て協議を行っている。目下内務、司法両当局の意向としては上州草津温泉がレプラ患者収容の刑務所候補地として挙げられ、草津温泉に特殊刑務所出現の暁は第一着手として百名位を収容し地元の出湯を応用してレプラ患者の根絶を期し、世界に誇るべき文化設備を施すべく考案されている。同刑務所が出現すれば従来各刑務所が苦心していたレプラ患者の犯罪者がドシドシ草津へ送致されるので、行刑政策上の一大福音として、関係当局から期待されている。」

右によると、「特殊刑務所」には草津温泉を応用し、「世界に誇るべき文化設備を施す」などとある。しかし実際に設置された「特別病室」の構造をみた時、それがいかに世間をあざむくものであったか判然とするわけだが、そのことはさておくとしても、この「特殊刑務所」設置問題が『四国民報』に載りながら、なぜか候補地をかかえる本県地方紙『上毛新聞』には、当時これに関するただの一行の記事すら見当たらない。云うまでもなくそれは、湯之沢患者や当園入所者の反対を予期し危惧したためと考えていいだろう。

予定どおり、18日より三日間にわたる「全国癩療養所事務打合会」は、沖縄の宮古保養院をふくめた各療養所長出席のもとに開催された。前出『四国民報』（19日付）によれば、各療養所提出事項は、長島・大島の「患者の懲戒検束に関する件」をはじめ六三件に及び、当園々長古見嘉一も、「癩予防協会相談所自費入所患者に関する件」ほか五件を提出している。だが、この「打合会」での審議内容は公開されておらず、また当園にそうした資料は一切残されていないため、当然論議をよんだであろう「特殊刑務所」問題、とくにその設立候補地とされた当園の態度について、今はまったく不明というほかないのである。

かくして13年、当園に「特別病室」という名の患者刑務所が設置され、いよいよ狂気じみた患者抑圧の時代に入

る。そしてこの年6月、外島保養院の代替えとして、愛生園と同じ長島の地に国立療養所邑久光明園の開設をみ、昭和9年以来各療養所に分散委託されていた外島患者たちは、その光明園に復帰した。なお当園の場合、28日阿部礼治ら七四名が光明園へ向けて出発、残り二四名（死亡者等をふくむ）は、希望により改めて入所手続きをおこない当園にとどまることになった。

付記

本稿のなかで、「特別病室」設置とその予算化に、やや時間的ずれなどがあり、この点を「不明」として書き述べておいたところ、昭和57年（一九八二年）8月に入ってこの「特別病室」跡地を、患者自治会が〝史蹟〟とする決定をみた段階で、じつは、その敷地の約三分の二が、かつて草津町の某旅館が所有していた土地で、現在も他に譲渡されてはいるものの私有地であることが判明した。したがって、この件で一定のイザコザを生じ、ために予算化に手間どったと考えられなくはない。ともあれ、国と施設当局は、必要ならば私有地か否かは構いなく、そこに建物を建てたということであり、おそらく土地所有者側の抗議をも踏みにじってかえりみなかったのであろう。事実、当時その某旅館主は「自分の土地の上に、国立の建物が建ってしまっている」と、嘆いていたという。

第二章　抑圧の日々

昭和14（一九三九）年～20（一九四五）年

11 加島正利

「特別病室」の出現は、当園入所者の日常生活のうえに、当然暗く重い影を投げかけた。それまでは、内容的にはともかくもわが国初の〝自由地区〟のある療養所として、たしかに一定の個人的自由の息吹きがみられた。しかしそうした気分はたちまちなりをひそめ、常に怯えて周囲をうかがう患者集団と化していったのである。しかもそんな患者集団を追い立て、群を散らし、裏切りを育て、患者の中から自らの手兵を養い、もってさらに抑圧を強めるための担当職員――看護長加島正利の存在が、まさに「特別病室」に直結するかたちで、入所者一人ひとりにのしかかってきたのだった。

加島は千葉県出身で、当園開設時に庶務課長霜崎清の縁故により雇員として採用された。彼は園事務所に勤務していたが、昭和10年（一九三五年）事務本館の竣工をみた後は、所内下地区の従来の事務所が分館となり、そこで患者係を勤めていた。そして「特別病室」が設置される同じ13年（一九三八年）、加島は霜崎のバックアップもあって看護長に就任したのだ。看護長と云っても医療面に携わるのではなく、それはあくまで患者管理を業務とする職種であったが、しかし分館内では特別の要職とされていた。

その加島が、看護長たる肩書と権力に初めて味をしめたのは、入所患者清水定春によってであった。加島が看護長に就任早々、清水は湯之沢部落の飲食店で無銭飲食し、ために当園に突き出された。加島はさっそく「監禁所に入れるゾ」と清水をおどかし、園長の〝判決書〟を取りつけてきてそれを清水に示した。清水は見るも哀れなほど恐れ入り、罰として所内作業一ヵ月を無給で働くことを条件に、辛うじて監禁所入だけは免がれたのであるが、平身低頭する清水の姿をみて、加島は大いに満足したのだろう、それからというもの「頭を冷やすか」とか、「少し涼しい所へ入ってくるか」とか、何かといえば監禁所送りをほのめかして患者を抑えにかかった。そんな折しも「特別病室」が出来あがったのだから、加島の言葉は、もはやけっして脅しなどではなくなったのである。

同時に、それまでは無茶な規則程度に見過ごしてきた「入園者心得」が、急に現実的に患者たちを威圧するものとなった。

この「入園者心得」は、当園開設後はやばやと作成され、つぎつぎと建てられる患者住宅のその一棟ごとに、半紙大の模造紙に印刷されたものが貼り出された。しかし戦後の患者闘争での当園入所者の怒りをものがたるかのよう

に、今では所内に当時の「心得」の写しや控えの記録は一切残っていない。ただ開園時庶務主任だった大林知治の話しによると、当園の「心得」は、長島愛生園のそれに習ったとのことなので、両園の「心得」はほぼ同一のものとみなし、ここでは愛生園のものを次に掲げておく。

入園者心得

本園入園者ハ左ノ各号ヲ遵守スベシ

一、博愛仁慈ノ精神ニ基キ各人相和シ相互扶助ノ観念ヲ養フコト

一、礼儀ヲ重ジ謙譲ノ美徳ヲ発揮スルコト

一、人ニ接スルニハ誠実ヲ旨トシ事ニ臨ミテハ勤勉ナルコト

一、職員ノ命令ニ服従スルコト

一、言語ニ注意シ品行ヲ慎ムコト

一、男女濫リニ交通セザルコト

一、濫リニ所外ニ出デ又ハ所定ノ地域外ニ立入ラザルコト

一、博戯若ハ賭事又ハ之ニ類スル行為ヲ為サザルコト

一、規律ヲ厳ニシ寝食ハ所定ノ時間ヲ励行スルコト

一、居室ノ内外ノ清潔ニ努メ「ガーゼ」、繃帯、襤褸、紙屑ハ所定ノ容器以外ニ投棄セザルコト

一、火気ニ注意シ火災ヲ起サザルコト

一、丹毒、疥癬室ニ濫リニ出入セザルコト

一、袒裼裸体トナリ其ノ他不体裁ノ行為ヲ慎ムコト

一、貸与品及給与品ハ努メテ大切ニ取扱ヒ亡失、破損、汚穢又ハ濫費セザル様注意スルコト

一、自己ノ所有タルト否ヲ問ハズ濫リニ金品ノ貸借ヲ為サザルコト

一、同居者ニシテ起居不自由ナルモノニ対シテハ懇切ニ之ガ介補ヲ為スコト

一、其ノ他常ニ品性ノ陶冶、人格ノ向上ニ努メ本園ノ平和ヲ確保シ其ノ発展ヲ期スルコト

そもそもこの「入園者心得」なるものは、すでに述べたごとく、大正5年（一九一六年）の患者懲戒検束に関する法律第二一号、及び内務省令第六号に基づき、監禁所設置とともに各療養所長の責任において成文化された。したがって内容はほぼ統一されたものだが、各自の表現方法に年代差も加って若干の相違がみられる。たとえば全生病院（多磨全生園）は一五条、九州療養所（菊池恵楓園）は大正15年に改正し二九条としている。そして右に記載した愛生園のそれは一七条で、作成責任者は全生のものと同様光田健輔である。

しかも昭和6年（一九三一年）認可公布された「国立癩療養所懲戒検束規定」は、それまでの所長権限規定を拡大

補強し、いわば「療養所における治安維持法」（『倶会一処』）としての完成をみていた。そこには、「譴責」「謹慎」「減食」「監禁」等々懲戒、検束の定め並びに「所内ニ植栽セル草木ヲ傷害シタルトキ」以下、処罰該当行為に到るまで実に事細かに条文化されており、この「検束規定」と「入園者心得」と「特別病室」が三位一体となって、当園の場合それを加島が運用したのである。

昭和14年（一九三九年）、事務分館が上地区の現在位置に竣工成って、加島らはそこで勤務するようになった。竣工年月日は10月27日とあるが、実際はすでに夏頃建設でき、直ちにその新分館を開いて、下地区の分館建物は医局の出張治療室とした。そして新しい分館に移ってから、いよいよ加島の本領が発揮されてくる。

九月のある日のことである。分館の窓下に川ケ丘の今村一郎が呼びつけられて立っており、加島が窓越しにその今村を怒鳴りつけている姿が見えた。今村は他人の畑から南瓜など盗む性癖があって、これが加島の知るところとなったのである。加島はさんざん今村をしぼったあげく、「明日涼しい所（特別病室）に入れる、用意しておけ」と云って、この日はいったん今村を帰した。今村には所内結婚の妻がおり、五日会の役員を勤めている渡辺新一郎ら友人たちも噂を聞きつけて彼の部屋に集って来、いろいろ相談した結果、間もなく開設が予定されている宮城県東北新生園に入る段どりをつけ、その夜のうちに今村を所内から〝逃走〟させてしまった。

翌日、加島は今村〝逃走〟の計らいをした渡辺らを分館に呼び、怒号をあびせかけ、今村の代わりにその妻を「特別病室」に入れると云い出した。渡辺らは「徳川時代ならいざ知らず、今どき亭主の罪を女房に課すことはないでしょう、それは無法というものです」と抗議した。しかし加島は「夫婦というものは、アソコの毛の数まで知り合っている仲だから、亭主と同罪だ」と云う。これを聞いた渡辺らは、内心ホッとした。というのは、加島が話しを下のほうにもってきたときは、半ば患者の云い分を認めたことを意味していたからである。開園当初から加島に接してきた経験によって、そんな彼の性格を熟知していた渡辺らは、これが潮時とばかり、一応は加島の面子を立てて「では、今村の女房を連れてくるから」と云い残して分館を出、そのままにしてしまった。加島も後は追及しなかったという。

こうした事例にみるように、加島という男は、時にふざけ半分で患者を脅すという面もあった。したがって加島にたいしては、その冗談と本気の見分けがつかず、引き下がる機会を失し、いつまでもねばってみたり、あるいはペコ

ペコしすぎたりすると、かえって逆鱗にふれる結果になった。がそれにしても、加島の気分しだいで処断される患者側は、まったくたまったものではなかった。

加島は作業着に白衣を羽織り、ゲートルに地下タビという姿で所内各所を回り歩き、こんなところを畑にしては土堤が崩れると云っては、その場で作物を引き抜いて捨て、また部屋の内部までいちいち覗いては、打ち釘一つにも文句をつけ、しかも患者の受け応えが少しでもわるければ、すぐさま「涼しい所で頭を冷やすか」と脅すのだった。

それでも当初は、五日会役員らの庇立てもあって、当園入所者の「特別病室」入りは免がれていた。しかし「特別病室」は全国のハンセン氏病患者を対象としたものであり、はやくも14年中に五名のモルヒネ中毒患者が他療養所より送致投獄され、うち二名が拘留八七日目、一五二日目にそれぞれ監房内で縊死している。

なおこの年、所内敷地総面積は一九万七一一一、七五坪（六五万四六六、五㎡）、官舎をふくむ当園総棟数は三〇四棟で、その中には外島患者たちが光明園復帰前に奉仕の整地作業をし、湯之沢部落の鈴木製材請負による中央公会堂（現在の石黒会館）の新設もみられる。また同年患者収容定員は八二五人、相談所患者有料定員八五人、計九一〇人であるが、同年末収容数は一般患者八七三名、相談所患者八九名、計九六二名に及んでいる。これに対する職員定員は園長をふくめて二五人（同年末実在数一九名）、嘱託員、雇員及び傭人は看護婦一三名をふくめ八六名となっている（当園『年報』）。

また同じ14年の10月27日、宮城県登米郡に国立療養所東北新生園が開設され、当園より医官高島重孝、庶務主任大林知治が転任した。

12　本妙寺から来た人たち

熊本の本妙寺境内に患者が集まり、やがて同寺付近一帯に一つの集落を形成するに到ったが、それがいつ頃からなのか確かな記録はない。したがって、昭和16年（一九四一年）らい予防協会発行の『本妙寺の癩部落解消の詳報』にも、「日蓮宗の経書の中に法華経を誹謗冒瀆した前世の罪業が癩病となって生れたのであるから今生に於て日蓮宗を信仰することに依って其の罪が償はれると言ふ迷信から池上の本門寺、房州誕生寺、身延の久遠寺等日蓮宗の古刹に癩患者の集った歴史は古くからあるのであって、それ等と同様の意味で本妙寺にも昔から癩患者が流れ込んで来たのである」と書かれているにとどまる。

だが、イギリス人宣教師ハンナ・リデルが、本妙寺参道

で物乞いする患者の群をみ、その救護に発心したのが明治22年（一八八九年）と伝えられていることから推して、おそらく明治20年の湯之沢部落開村当時には、本妙寺付近にすでに患者部落が存在したと考えていいだろう。明治28年（一八九五年）リデルが熊本に私立回春病院を設立したのも、こうした患者の収容救護が目的だったし、明治40年らい予防法が制定され、その予防法に基づき、国内五ヶ所に連合府県立療養所を設立、うち第五区九州療養所（現在の菊池恵楓園）を熊本に置いたのも、やはり本妙寺患者の収容がさし当たっての施策とされていたためである。がしかし、たとえ乞食の暮らしであれ、そこで〝自由〟の生き方を身につけた者にとっては、療養所生活など窮屈で煩わしく思えた。そしてしだいにテントやバラックから小屋掛けの住居へと移るにつれ、乞食生活から豚飼い、ボロ買い、行商、女工、日雇、托鉢僧等々さまざまな職業をもって生計を立てるようになっていき、やがて「相愛更生会」という一〇〇人以上の組織まで結成した。ちなみに、昭和15年（一九四〇年）の本妙寺部落と総称される中尾丸、日朝裏、常題目、深刈など貧困地帯の全戸数二三四、人口七一三、そのうち本病患者戸数六四、同人口一一二（九州らい予防協会調）。これでも判るように、本妙寺の患者部落というのは、いわば一般貧困地帯の一部だったのである。またそうであるだけに、予防法上いっそう問題視されたのだ。同時に同部落と湯之沢部落との根本的な相違は、湯之沢が町から指定された部落であるとともに、患者は国、地方の納税義務をはたして一応市民権を保持していたのにたいし、本妙寺患者は完全な治外法権下にあったという点で、このことからも「一斉掃蕩」の要因を内包していたといえる。

もちろん本妙寺患者も、湯之沢式部落の確立をめざし、それを認めさせる運動に着手したが、寄付金集めに知事の許可証を偽造行使するなど無謀に走り、かえって大きなマイナスを生んだ。しかも日中戦争で貧困化がつよまる中で、同部落内に、養育料をせしめるための「貰い子殺し」があったとの容疑をかけられる事件が発生、これが社会的に衝撃をあたえたのである。

こうした状況をふまえ、厚生省当局もついに15年7月本妙寺患者の一斉検挙を指示した。前出『本妙寺の癩部落解消の詳報』によれば、「七月、五、六日両日九州療養所の昭和十六年度予算協議会が開かるゝに際して厚生省より特に本名属官が本問題の要務を帯びて来県、同時に長島愛生園及び星塚敬愛園の職員を派遣せられ、七月六日午後一時より警察部長室にて熊本県当局並びに九州療養所の職員を交へて解決の具体策に就て熟議の上、七月九日午前五時を

期して本妙寺癩部落の患者一斉検挙の断行を決議した」とある。そしてそれは予定どおり決行されたのである。

その模様について、九州療養所長宮崎松記は、厚生省予防局にたいする報告書の中で次のように述べている。

「七月九日午前五時ヲ期シ熊本県警察部長総指揮ノ下ニ県関係官、熊本南北両警察署及九州療養所職員総数二百二十名ヲ以テ本妙寺癩部落ヲ一斉ニ強襲シテ寝込ヲ襲ヒ水モ洩サヌ検挙ヲ行ヒ身柄ハ一応「トラック」ニテ順次九州療養所ニ運ビ構内ニ在ル警察留置所及当所監禁室ニ収容シ、斯クテ翌々十一日迄検挙ヲ続行残存患者ヲ悉ク掃蕩シ合計百五十七名ヲ一網打尽ニ検挙シテ剰ス処ナカリシハ洵ニ近来ノ快事トシテ慶幸ノ至リニ堪ヘズ」

また宮崎の別の報告書には、前もって「癩狩」といえば警察官らが尻ごみするため、警察官たちにも患者部落急襲を極秘にし、当日突然非常召集をおこない、そこではじめて「敵は本妙寺にあり」との命を下したとある。いわばこの〝狩込み〟は、先づ部下を欺いての急襲作戦だったのである。

検挙された一五七名の内には、本病患者でない者一一名がいたが、これを除いた一四六名を、星塚、長島、邑久、栗生の各療養所に分散収容することをきめ、同月16日当園に亀村正善ら三七名（男一七、女一〇、未感染児童一〇）が送致されてくることになった。

本妙寺患者とその子供たちは、検挙ということばどおり、最初からまったくの「犯罪者」扱いをうけ、熊本と本県渋川間の患者輸送車輛内警護も、殊更厳重をきわめた。ようやく渋川駅に到着し、そこからは当園収容バスとトラックに分乗させられ、現在の国道一四五号線を一路草津に向った。その時のことを本妙寺患者だった療友の一人は、「山また山の道が、やがて吾妻渓谷にさしかかってきた頃には、これは山の奥で全員殺されると思った」と語っている。そうした不安にかられて、収容バス内でもトラックの荷台でも泣き騒ぐ者が続出、これを鎮めるため、護送に当たっていた当園職員らは楽泉園の地理的条件などを懸命に説明し、何とかなだめすかして連れて来たという。しかし長旅に疲れはてた本妙寺患者らを待っていたのは、もっとむごい仕打ちだった。すなわち「特別病室」への投獄がそれである。とは云え、先づ子供たちは別とされてそのまま保育所へ。あと二七名の男女患者の取り扱いだが、偶々「特別病室」に収監しきれない人数だったため、幸い女子はこれを免がれて所内の一般療舎に収容となり、男子一七名だけが直ちに「特別病室」に繋がれたのだった。そしてそのうち八名は二～三日で拘留を解かれ所内に移されたが、本妙寺部落の患者組織「相愛更生会」の幹部役員を務めた

中村利登治ら九名は、9月11日までの五七日間、獄内の窒息しそうな暗黒と、めまいを覚えるほどの空腹と渇きに耐えねばならなかった。実際食餌といえば、朝食は薄くて小さな箱弁当に飯茶碗約一杯分程度の麦飯、それに梅干一個及び味噌汁一椀と水、昼には夕食分をふくめて箱弁当二個と梅干または漬物少々と水、これを門衛の衛士が運んだのである。この飯運びも、やがて患者作業とされていく。

ところで、そうした本妙寺からの入獄者の中に、梅村富三郎という患者がいた。先きにふれたように、本妙寺部落には「貰い子殺し」などがあったとされているが、この事件については、当園に送致されてきた同部落の患者間でも世間が騒いだほど知られておらず、わずかにそれは梅村に関わりがあるのではないか位に伝えられているにすぎない。しかしこれとても、はたして養育料めあての子殺しだったかどうかは、梅村を知るものにとって甚だ疑問といわれている。ただ彼が金貸し業を営むと同時に、いわば営利目的の〝私設保育〟もおこなっていたため、あるいはその彼の手許で死んだ子があって、それが「貰い子殺し」の種にされたとも考えられるが、彼の〝私設保育〟事業の在り方から推して、自ら手をかけて子供を殺すことはなかったとみていいだろう。つまり彼のこの事業は、生活に困った親たちから子を貰い、または捨て子などをあずかって育て、成長した後は商家などへ奉公に出し、その子の親として金を受けとるというやり方で、いわば養育料じたいが彼の〝投資〟ですらあったのだ。こうして梅村は、ずいぶんと多くの子育てをしたといわれる。しかもその子供たちのほとんどが、患者を親にもつ子ではなかったという事実に、当時の社会的窮状をみるおもいがしよう。

彼は当園に送致されてきた時も、そんな子供の幾人かを連れてきており、子供たちは栗生保育所に入り、やがて成長して実社会に羽搏いていった。いっぽう金貸しの面では、一斉検挙によって連行されたため取り立てができずじまいになり、このことを彼は熊本北警察署に手紙で訴えているが、大方は貸し倒れにおわったようだ。ただ彼の場合、自分が面倒をみて育てた子供たちからの仕送りが絶えずあって、「特別病室」出獄後は一般療舎から下地区の千葉寮第一紅葉舎に落着き、昭和18年（一九四三年）2月、五七歳で息をひきとるまで、経済的にはさほど不自由することなく過ごしたと伝えられている。

梅村の金貸し倒れもさることながら、本妙寺部落の他の患者たちもまた、全員が着のみ着のまま身柄を検束されたため、家建物や家財道具の処分をするいとまがなかった。したがって当園に送致されてきた同部落の患者たちからも、「私財を返せ」との強い要求がなされ、そうした患者

と熊本南、北両警察署との間で交わされた私財処分に関する書類が今も多く残されている。だが、いくらかでもその弁償を受けた者はまだいいほうで、大方の患者は事実上私財没収の憂き目に遭い、わずかに九州らい予防協会より大人一人あて八〇銭、子供四〇銭也の見舞い金が送付されてきただけに終ってしまった。この点については、今日もなお本妙寺から来た患者たちの怒りをよび覚ますところとなっている。

そんな為政者側の態度に引きくらべ、いわゆる本妙寺部落があった地元花園町の一般住民は、きわめて同情的に患者たちを見守っていた。その証しの一つに次の「歎願書」があげられよう。これは相愛更生会幹部の一人亀村正善と交際していた地元民が、亀村の「特別病室」入獄を知って、当園々長古見嘉一あてに差し出したものである。

歎　願　書

職務御多端ノ折柄誠ニ恐縮ニ存ジ候ヘドモ亀村正善ノ件ニツキ伏シテ歎願仕リ候正善ノ処分ニツキテハ御職責上当然ノコトト存ジ候尚国家的見地ヨリ私的観念ハ寸毫モサシハサムベキモノニアラザルコトハ充分認識仕リ居リ候ヘドモ近親ニ等シキ私ドモトシテハ血縁ニ類スル心情ヲ以テ彼正善夫婦ノ将来ヲ憂慮シタル結果園長殿ノ御同情ニ訴ヘ歎願スル次第ニ御座候私ドモトシテハ正善夫婦ヲシテ栗生楽泉園ヲ真ニ安住ノ地ト定メ心安ンジテ療養生活ニ入ラシメタキガ為メニ御座候彼等夫婦モ私ドモト同ジ念願ヲ有シ居ルモノト存ジ候何卒事情御憐察下サレ特ニ亀村正善ノ監禁ヲ解キ普通舎ニ収容下サル様御取計ヒ下サルマジク候ヤ偏ヘニ歎願仕リ候斯カル処置ヲトル時ハ逃走ノ憂ナシトノ御疑念モ有之候ナラント存ジ候ヘドモ彼等夫婦共決シテ逃走スルガ如キ行為ヲ敢ヘテナス人間ニアラザルコトハ私ドモニ於テ保證仕ルベク候元来正善ハ資性潔白ニシテ責任観念深ク彼ノ妻サク亦真面目ナル人間ニシテ殊ニ還境ニ順応スル性強ク早晩自ラ進ンデ療養所ニ入所ヲ希望シ度考サヘ有シ居リシ程ニ御座候ヘバ共ニ逃走スルガ如キコト決シテ之無ク且ツ私ドモノ意思ヲ無視シ逃走スルコトナシト確信仕リ居リ候甚ダ失礼ナル御願ヲ致シ恐入候ヘドモ特ニ彼等夫婦ノタメ亀村正善ニ対シ御寛大ノ処置ニ預リ度右連署ヲ以テ伏シテ歎願仕リ候

恐惶

昭和十五年九月三日

熊本市花園町七百五拾番地
神原　春吉　㊞
加藤　泰堂　㊞

栗生楽泉園長殿

この「歎願書」の効用があったのだろうか、亀村をふくむ更生会幹部九名は、9月11日ようやく「特別病室」からの出獄が叶ったのである。

一斉検挙当時の相愛更生会々長は、中村利登治だった。彼は「特別病室」を出て一般療舎に居住するようになってからは、両足とも義足ではあったがよく所内を散歩し、また金ブチ眼鏡を光らせながら読み書きするなど悠々自適の生活を送っていたが、後に述べる17年（一九四二年）の患者暴動未遂事件に巻き込まれ、当園から逃走、その後の消息はまったく不明となっている。

現在当園に療養中の中条英一も更生会幹部の一人だったが、17年に所内結婚し、夫婦で軽快退所、24年再入所して間もなく所内少女寮の寮父母をつとめ、不幸にして妻を事故で亡くした後は、所内聖公会の執事として今日も活動している。

13　古見嘉一と霜崎清

古見嘉一は、大正4年（一九一五年）京大医学部を卒え、同10年（一九二一年）防疫官兼内務技師に任官し内務省衛生局に勤務、13年（一九二四年）医学博士、そして昭和7年（一九三二年）当園園長に就任という、いわばエリートコースを歩んできた人だったが、所の管理運営に関しては、何事においてもあまり表面に出ることはなかった。

これとは反対に、庶務課長（事務官）霜崎清は、そんな古見に代って——というよりは古見を陰に押しやって、大いに彼なりの手腕をふるったと伝えられている。じじつ昭和13年（一九三八年）、霜崎がそれまでの内務省属より当園専任になってからは、急速に施設の拡張が進み、同年中に患者住宅一七棟（独身舎九棟、夫婦舎八棟）をはじめ、すでに述べた「特別病室」、また汽缶室、木炭倉庫、そして官舎地区には雇傭人官舎四棟、さらに予防協会関係では火災後の保育所の再建整備をおこなっている。もちろんこれらは、昭和11年（一九三六年）2月、内務省決定の「癩根絶一万床計画」に基づくものであったろうが、当園の場合やはり霜崎のはたらきによるところが大だったようだ。

翌14年にもそうした施設整備は急ピッチで進み、この年主なものだけでも、10年竣工の重病舎二棟に加え新たに重病舎四棟と同渡り廊下を新築していわゆる病棟設備を完成させ、他に中央公会堂、炊事場、精米所の新設と患者売店の増改築がある。

いずれにしても霜崎は自己顕示慾のつよい男だたよう

で、彼は自らの手腕により、楽泉園をわが国最大の規模を誇るハンセン氏病療養所に仕立てあげる企図をもち、さしあたっては光田健輔の長島愛生園に対抗意識をもやしていたふうだった。この点は当時の庶務主任大林知治も認めている。同じく当時の看護婦鈴木ようの書簡によれば、古見や霜崎がまだ内務省との兼任時代、偶々二人が当園で顔を合わせた時などに、霜崎は古見にたいして、当園周辺の土地――とくに国有で六合村々民が入会権をもつ採草地「諏訪の原」一帯を入手し、患者地区の大々的な拡張を計りたいとする抱負を語っていたというから、霜崎のそんな構想は実に早くからあったとみていいだろう。

そして16年（一九四一年）、厚生省より「一万五千床増床計画」が示され、また当園では湯之沢部落解散にともなう患者収容増という条件もあって、霜崎はこの機会に積極的に自らの構想実現に取り組んだ。つまり彼は、当園を二〇〇〇床の収容力をもつ療養所にしようと考えたのである。その青写真はいまも保管されているが、これをみると、現在の栗生ケ丘、千葉・緑ケ丘、第一・第二農園、諏訪の原の一部に三九六棟の患者住宅を新設する計画になっており、まことにもってすさまじいものだった。霜崎は17年5月、この計画書を厚生省に提出、併わせて隣接国有林野等土地管理換えの陳情をおこない認可されたが、第二次世界大戦勃発の状況の下で、結局彼の二〇〇〇床計画は実現をみるに到らなかったのである。

当園の「職員人事綴」に霜崎の経歴書は残されていない。したがって、彼の歩みを詳しく述べることはできないが、その人柄を知るよすがに、高島重孝が当園の『創立三〇周年記念誌』に寄せた「栗生楽泉園の想出」の中から、古見とともに霜崎にふれた部分を次に紹介しておく。

「古見園長の患者収容を、急がない方針は、現在の医学水準で之を見ると、誠に卓見であったのだが、当時はなまぬるい、ぐずの様に思われた。――庶務課長霜崎清氏が赴任してからは、古見園長は次第に飾物にされた様子である。霜崎氏は、四五、六才の働き盛りであり、全身全霊をうち込んで、仕事した。仕事が面白くてやらずにはおられないと云う、目ざましさであった。彼の指導による奉仕作業には全く弱ったもので、熊笹の中に鎌をもって、もぐり込み、そのまわりを刈って昼寝を楽しんだ。

霜崎氏も之にはもてあましたであろうが、とにかく楽泉園初期の園作りは霜崎氏のお手柄であった。ただ惜しいことには、彼は彼の口ぐせである救らいの真の意味を考えることも、勉強する意力もなかったことであった。彼の目からは、患者は人海作戦に役立つ、集団としての労務者と見えたらしい。」

右の高島の文章にもあるとおり、霜崎は時には医師を含む職員をも動員しての奉仕作業を敢行した。まして患者となれば、文字どおり牛馬の如く狩り出され、毎日のように無償の奉仕作業を強制されたのである。当時の奉仕作業の内容は、主に所内清掃、道路をせばめる熊笹刈り、上地区のグランドづくりの整地等で、また比較的軽症な世話係などは、本来の仕事である療友間の器物交換や支給品の伝達はさておかれ、病舎の新築工事の労働力として一日中追いまわされるありさまだった。

さて、この稿の冒頭で述べたように、園長古見嘉一は行政的にはすこぶる控え目な人物で、ために粗野で野心家の庶務課長霜崎清によって「次第に飾物にされた」りしたというが、しかし医学的には、相当の定見をもっていたのではないだろうか。そして高島の文章にみられる「古見園長の患者収容を、急がない方針は、現在の医学水準で之を見ると、誠に卓見」の指摘で思い当るのは、古見が出た同じ京大に、ハンセン氏病患者の隔離不要論を唱えた小笠原登（一八八八―一九七〇年）が、いたことである。

小笠原は古見よりやや後輩に当たり、京大医学部卒業後、大正15年（一九二六年）から母校でハンセン氏病の診療を担当。昭和12年（一九三七年）には、わが国大学病院ではただ一ヵ所の、本病患者の外来診療と入院病床を併わせ持つ京都大学医学部皮膚病特別研究施設を創立した。彼は、国のハンセン氏病行政に密接連動する光田学派に批判的な、いわゆる大学派の代表者であった。朝日新聞記者の三宅一志著『差別者のボクに捧げる』によれば、小笠原は、昭和5年（一九三〇年）第三回日本らい学会で早くも、「患者は栄養不良の病気であるくる病を経過した者がはなはだ多い」と演説。医学専門誌で「ライは体質病」との学説を、豊富な診察例をもとに主張しつづけた。その要旨は、「発病率〇・〇二九%、家族内伝染患者は全体の八～一一%、強烈な伝染病とは迷信」「ライは不治の病ではない。きちんと治療すれば治る例が多い。外観の変形は単なる後遺症」「ライは絶対に隔離を要する病気ではない。断種など不要。最近患者が漸減しているのは隔離施策の成果ではなく（栄養、生活環境の向上などで）衰退期に入ったからだ」「ライは体質病、患者は幼少時からのビタミンA、D欠乏の発育不十分なくる病体質が大半を占める。患者の出身地は農村が八五%、生活程度も中以下が圧倒的。したがって、国民、特に農村部での栄養充実こそライ予防の第一要素」等々である。

この小笠原と古見との間に、はたして交流があったかどうかは不明だが、少なくとも同じ京大出身で、しかも同じハンセン氏病に関与する医師としての立場から、互いに何

らかの影響をもちえたのではなかったかと推測できなくはない。とすれば、古見の「患者収容を急がない方針」も、一定の医学的見識によるものであって、けっして「ぐず」などではなかったことになるのだ。彼は個人的には、湯之沢部落の性急な解散に反対だったと伝えられている。

何事にも淡々として一見摑みどころのない古見だったが、思わぬ茶目気もあった。そんな古見について、当時の庶務主任大林知治が、前出の当園『三〇周年記念誌』に寄せた「あの頃の想い出」の一文の中でふれているので、次に紹介しておこう。

「僕の家内が草津にいってから毎年子供を産み、六年の間にたちまち五児の子福者になった。温泉に温もっては夜毎の営みをしたからだろうという先覚の話もあったが、大林君は僕が来るたびに子供を産んでいると浜野（規矩雄）先生から大いに祝福されたものだ。

またこんな話もあった。ある日突然園長室に呼ばれて古見園長から辞令をいただいた。一礼してよく見たら、国立生殖研究所員を命ず云々という辞令であったので思はず苦笑した記憶もある。」

なお、患者隔離不要論を主体とする小笠原登のハンセン氏病学説は、昭和16年（一九四一年）7月3日付『大阪朝日新聞』に「癩は伝染病にあらず　体質病なりと京大から新説」の見出しで報じられ、同年11月大阪で開かれた第一五回日本らい学会は、この小笠原説にたいし、多数を占める光田学派が激しく反論、自説を曲げぬ小笠原がわずかに「らいは広義の伝染病」と云ったことをとらえて、「伝染病と認めた」と決めつけ、論争を打ち切るという暴挙に出た。

しかし前出『差別者のボクに捧げる』の著者三宅一志は、同書の中で「日本の強制隔離政策を支える根本理論である伝染力の強烈さを、小笠原博士は一生、医学的に誤りを主張しつづけた」と書き、「小笠原博士の唱えたくる病体質説は、現在では否定されている」としながらも、「だが、光田健輔氏はじめ近代医学を信奉する医者には致命的欠陥がある。それは、ライ病を単なる医学問題としか考えない傾向が強いことだ。ライ病は、実は、医学問題である以上に強烈な差別をともなった社会問題なのである」と指摘している。

14　歩いた話

長野県軽井沢より群馬県草津町までは、約一五里（六〇km）の道のりである。『前史・湯之沢部落』の稿で述べたように、草津へ通じる遠く峻しい他の道と同様、草津温泉

が本病に効くと伝えられて以来多くの患者がこの軽井沢―草津間も往来しているのだが、病む身をおしての徒歩の旅は、ずいぶんと悲惨をきわめた。

大正8年（一九一九年）草津軽便鉄道が軽井沢―嬬恋村芦生田まで開通し、その道のりはいわば大巾に短縮されたものの、鉄道会社の方針などで患者の乗車は拒否され、いわれないそうした偏見と差別によって、いっう惨めさをふかめたのだった。

患者の実態調査のため、よく湯之沢部落を訪れていた光田健輔もそんな患者の姿を目撃し、さすがに同情を禁じえなかったようで、大正9年6月、保健衛生調査委員として来草の代議士山根正次に同行、その折に書いた『草津温泉視察報告』の中に、次の一節がある。

「帰途嬬恋駅に於ての一悲劇を見たり一旅人最後に切符を買い衆人に後れて検札口より汽車に入れり黒野君先ず彼は癩にあらずやと云う注視する軽症神経癩にして灸痕彼の頬部に斑々たり其の内に駅員は口々に彼は乗るべき者にあらずと云う然れども唯一人として彼を引き下す者なし遂に多数の駅員集まり来りて彼を客車より拉し出せり彼は黙々として争わず汽車賃を受取りて構外に去れり憐れなる人類なる哉、分別盛の四十男にして病の為めに人権を剝奪せられ独り十三里を徒歩せざるべからず、満山の躑躅紅なるも青山白水の美なるも如何に彼が心目に映すべきや。」

これは、帰郷する湯之沢患者が乗車拒否に遭った時の模様だが、しかし光田はその憐憫の情を拱いた手の内に納めたばかりか、なおいっそうハンセン氏病の伝染性を強調、自ら患者強制隔離撲滅政策推進の立役者になっていくのである。

こうして乗車拒否の仕打ちを受けた患者の中には、行路病者としてあえなく道の辺に息を引きとるものが少くなくなかった。現に長野原町出身の郷土史家萩原進も、少年期の大正末頃、そんな患者の死骸をいくどか見たと語っている。

大正15年（一九二六年）9月、草津軽便鉄道が電化のうえ全線開通をみて以後も、電鉄会社の方針や湯之沢部落宿屋組合の客引き〝峯公〟こと土屋峯八などの妨害に遭って、結局いのちがけでこの道を歩き通さねばならなかった患者が後を断たなかった。

次に、そうした患者の体験談のいくつかを、現在の当園療養者中より拾ってみよう。

高橋夢一（当時二三歳）の場合

昭和14年（一九三九年）1月7日、青森を夜行列車で出て、翌8日午後ようやく軽井沢駅に降り立った。しかし草軽電鉄に乗り替えようとした時、患者だということで乗車

を拒否された。私は軍隊で発病、除隊後に親類の者から草津湯之沢の話しを聞いて、治療にやって来たのだ。

呆然としていると、一人の男が寄ってきて、沓掛の上州屋（湯之沢宿屋組合の特設宿）を教えてくれた。ともかく、そこへ行くほかなかった。めざす上州屋は、着いてみると宿屋というよりは農家といった感じの家だった。宿の者にわけを話すと、「湯之沢の宿屋組合に電話で知らせれば、自動車で迎えに来てくれる。だがその自動車賃は高いし、あなたの足なら一日で行ける。今晩は泊って明日歩いて行ったらどうか」と云う。また「軽井沢駅をさけて途中の駅からならば電車に乗せてくれるから、歩きが無理のようなら、夕方まで待ってそうしなさい」とも云った。

翌朝、餅を四切れ焼いてもらい、それが固くならないように紙に包んで肌身につけることを教わり、上州屋を出た。軽井沢駅より二つほど先きの鶴溜（つるだまり）という駅に行けば、多分電車に乗れるだろうと聞かされたが、しかし一度乗車を拒まれ、云いようのないほど惨めな思いをした私は、もうそれに乗せてもらうことはあきらめていたのである。

あくまでも青い空に浅間山が聳え、噴煙は東にたなびいている。私は軍隊で鍛えた足で、たちまちのうちに線路道に出、線路に沿って草津に向かった。雪はすでに何度か降ったふうで、線路敷の道も雪におおわれ、しかも下駄ばきだったために非常に歩きにくかった。

駅があると、線路から外れて迂回し、また線路敷きの道に登って歩いた。そして電車の音が近づいてくると道を馳け下り、電車が通り過ぎるまで藪に隠れた。惨めさで胸がつまり、弁当の餅を食う気になれなかった。ただただ私は歩きに歩いたのである。

しかし電車道は、まるで果しないかのように続く。落葉松林があったり、片側が恐ろしいほど深い崖であったり、または草原であったりである。日は西に傾きはじめた。浅間山の頂きがだいぶ低くまって見えるから、かなり高くまで登ったらしい。

駅があったので迂回するついでに、とある店をみつけ、顔を見られないように手が入るだけ戸を開け、ミカンを何個か買い、時計を見たらもう五時に近い。また懸命に歩いた。

とうとう日はとっぷりと暮れ、パンタグラフから美しい火花をちらして電車が来る。私は疲れきった身体をなお自ら励ましながら、鉄橋を這うようにして渡った。寒さが身に沁みる。さらに電鉄沿線では今までにない大きな駅にぶつかり、それを迂回しながら人家を覗き込むと、時計の針は九時近くを指していた。私は歩いた時間の経過からも、もはや草津に近いと考えた。だがそこを過ぎると、再度電車道は山の中に入ってしまったのである。

それからまた二時間ほど歩いて、ついに疲労困憊し、保線工夫の物置小屋に転がりこんだ私は、その土間に炭を熾し、持ってきた餅を焼いて食べ、うずくまって一夜を明かした。いつの間にか眠ったらしく、寒さで目を覚ますと外は明るい。出て見ると雪が降っていた。その中を私は出発した。

行くほどに雪が深くなり、ついに下駄を脱いで足袋裸足になり、一歩一歩雪の中から足を抜き出して進んだ。私は前夜のうちに草津駅まで二里という地点にまで辿りついていたのだ。

私はこの二里の雪の道を約五時間かかって、ようやく草津に着いた。

望月基（当時二一歳）**の場合**

私は昭和15年（一九四〇年）7月、治療のため郷里の山梨県を離れて湯之沢に来た。そして同部落の宿屋竹内館で約一年半治療し、16年12月の末、正月を家族とともにと迎えにきてくれた兄に連れられて、一時家に帰った。

正月休みも終えた17年1月7日、私は今度は一人で郷里を出て草津に向ったが、往きには兄と一緒だったせいか何も咎められなかった軽井沢駅で、草軽電鉄への乗車を拒否されてしまったのである。夕方でもあり私は途方にくれ、寒い路上にうずくまっているうち涙があふれた。すると通りの向うに、何か行事でもあったのだろうか二〇人位の巡査が立っていて、「オイオイ、あそこにらい患がいるゾ」と大声をあげ、みんなで口々に嘲けりの言葉を投げかけてくるのだった。この時私は、彼らを一生許すまいと心に決めたのである。

そうこうしていると、親切に患者用の特設宿屋である沓掛の上州屋を教えてくれる人がいて、私はその日はそこに泊った。

翌朝、上州屋の者が、途中の駅でなら乗せてもらえるから、けっして無理しないようにと注意をしてくれたが、私は二度と惨めな思いをしたくなかったので、湯之沢まで歩くつもりで宿を出た。

線路に沿って行くよりも、人道のほうが近いことを聞いて知っていたので、その道を来たのだが、枝道に外れてしまったらしく半日迷いつづけ、ようやく本道に出てからは、少しでも遅れを取り戻すために若さにまかせて無茶苦茶に歩いた。しかしそれでも「峰の茶屋」近くまで来た時には、もう真っ暗になってしまった。

心細くなるし、同時に腹がへって歩けない。民家を見つけ、やっとの思いでそこまで辿りつき、「急用が出来てこれから草津まで行くのだが、空腹で動けないから何か食べ

させてくれ」と頼んだ。そこの家の人は大変おどろいて、「今から草津まで行けるものではない、泊めてあげるから、ここで今夜は休み、草津行きは明日にしなさい」と云う。もちろんそうしたいのはやまやまだが、病者である身、温かい言葉に背を向け、焼かなければ食えないという餅を無理やりもらい、五〇銭を置いて外へ出た。このままでは吊だって歯が立たないと云われた餅を噛りかじり歩いているうち、いくぶん力がついてきた。

しかし嬬恋村の三原を過ぎた頃から、今度は咽(のど)が乾き、私は道路に沿って流れる渓谷の水を飲もうと思った。荷物を道端に置き、崖を下りかかったが、見た目よりも急な崖で、まるで転がり落ちるようにして川辺に達し、水をむさぼり飲んだ。そのあと元の道に戻るため崖を登りにかかったが、それは容易でなく、何度も滑り落ちてどうにか道に這いあがった時、片足に靴はなかった。真夜中の道に仰向けに寝て、凍りつくような一月の月を見つめていると、また涙があふれた。

体の力がぬけていき、気がとおくなってきた。耳もとで母が話しかけている。

「炬燵は熱過ぎはしないかや」

「ああ、ちょうどいいよ」

ハッとして、我れにかえった。このままでは死ぬと思い、荷物を背負って歩き出した。羽根尾、上州大津、洞口と意識もうろうとして歩いた。時間の観念がなかった。足も雪ではなくまるで雲を踏んでいるようだった。前方から目玉の光る怪物が唸り声をあげて馳けてくる。ふわりとよけた。ハイヤーだなぁと意識のどこかで思っていた。

東の空が少し明るくなった。辺りを見ると人家がある。なおもよく見ると、それは草津町のとっつきの運動茶屋であった。私はその場にへたへたと坐りこんでしまった。

それから後の記憶は、湯之沢の竹内館の玄関に転がり込むところまでない。ただ玄関を朝日が赤々と染めていたのと、「なぜ連絡しなかったんだ」と誰かが云っている声を覚えている。そして私は、ただもう眠り続けた。

靴を失なったまま歩いた左足に傷ができ、結局これが原因で、翌18年楽泉園でその左足を切断したのである。

佐々木しげ子（当時二七歳）の場合

私の場合は、この足で歩いたというのではなく、乗車拒否に遭った惨めさと同時に、他人(ひと)の情けの温かさにふれた体験である。

私は結婚して二人目の子供を産んだ後、顔が赤くむくんで体中がだるい日が続いた。そうしたある日、姑や夫には実家に行ってくると偽って、隣り村の医者の診察を受け

た。もしかしたら何か恐しい病気に罹ったのではないか、と考えたからである。予感は的中した。医者は〝らい〟と診断し、「群馬の草津にこの患者の療養所がある。そこへ行った方がいい」と云った。だが、二人の子供を残してと思うと、目の前が真っ暗になった。

医者から診断されて以来、家にいても、何かとやさしくしてくれる夫や姑に隠しごとしている辛さで、まったく針の上に坐っているようだった。しかしこの病気に罹ったとはなかなか打ち明けられず、だんだんと日が経つうちに、顔の腫れも拡がり、病気がすすんでいるのが感じられた。

そして一年半が過ぎたのだが、さすがにその頃になると、夫も姑も私の病気に気付いた。夫は「草津へ行って治して来いよ、子供たちのことは心配するな」と云い、また姑も「お前に代わって子供たちは立派に育てて待っているから、早く治して帰って来ておくれ」と云う。私は療養所に入ったら、もう帰って来れないと覚悟していたので、悲しさが胸をしめつけ、取りすがる子供たちを抱いて泣きくれたのだった。

草津まで送ってくれるという夫に、私一人で大丈夫と断わって、仙台駅から東北線に乗り郷里宮城県を後にした。昭和15年（一九四〇年）5月7日のことである。

小山駅から両毛線に乗り替え、また前橋で上越線に乗り替えて渋川駅に着いた。当時まだ渋川―長野原間に鉄道はなく、そこから出ている草津行きのバスに乗ろうとすると、車掌に「あなたはダメ」と乗車を断わられてしまった。困っていると巡査がとんできて、「汽車で帰れ、家へ帰れ、なぜお前一人で来たんだ」と、ものすごい剣幕でどやしつけた。わけが判からずに震えていたら、駅員が来て「荷物だけは駅から草津へ送るから、この人は、楽泉園に電話して迎えに来てもらったらどうでしょう」と巡査にとりなしてくれた。しかし巡査の剣幕は変らず、「家に帰らないなら歩いて草津まで行け」と云う。つまりこの巡査は、自分の所轄外に私を追い出そうとしていたのである。

私は駅員に荷物を預け、巡査が歩いて行けというくらいだから、草津はそんなに遠くないのだろうと思い、歩き出した。少し行くと道路工夫がいたので、草津への道順を聞くと、「あなたの足では草津まで行かれたものではない」と云い、渋川警察署の場所を指して、そこへ行ってみるように教えてくれた。巡査に怒鳴られたばかりだったので気がすすまなかったが、ほかに方法もないので警察署に行くと、三人の警官が出て来た。そしてちょうどそこを通りかかったトラックを呼び止め、私を乗せてゆくように頼んでくれた。トラックの荷台には藁が積んであり、警官の一人は新聞紙をいっぱい抱えてきて、その荷台の片隅に敷

き、私の坐り場所をつくってくれたのだった。私はそれに乗せられた。

トラックは中之条を過ぎてから止まった。そこが何処か今でも判らないが、トラックの運転手が「車はここから草津とは別の方角に行く。あなたは降りて道の左側にある警察の派出所に行きなさい」と云うので、ともかく降りてお礼を述べ、いくらかの金を渡そうとすると、「あなたの小遣いにして下さい」と運転手は笑って受け取らなかった。

私はトラックの運転手に教えられたまま、警察の派出所に行った。すると、すでに連絡があったらしく派出所の警官は、「草津に電話をしてあるから、そこで待っていなさい」と云う。派出所の軒下で待っている私は、ようやく気がゆるんだせいか空腹を感じた。もう夕方だというのに、実は私は朝から何も食べていなかったのだ。しかし弁当を入れたバスケットまで渋川駅に預けてきたので、何も食べるものがない。近くに店屋があるふうなので、そこへ行って買物しようとしたら、警官から他所へ行かないようにと注意された。

仕方なく軒下にしゃがんでいると、八百屋のお内儀さんらしい人が、「警察の方からだ」と云ってリンゴを三個渡してくれた。また当直だという警官が、「昼の弁当の残りだが」と握り飯二つをくれ、湯呑茶碗を渡して、何か恐わごわした態度ではあったが茶を注いでくれた。そして「その茶碗はあなたにあげるから、持っていきなさい」と云った。派出所内には入れてもらえなかったが、食べるのに暗いだろうと室内の電燈を窓から差し出してくれたこの警官の親切は、涙が出るほど嬉しかった。

日がすっかり暮れた頃になって、ようやく草津から迎えの自動車が来た。それは楽泉園の車ではなく、湯之沢部落のもので、運転手は斉藤という患者だった。当直の警官は制服を和服に着替えて出て来て、湯之沢の運転手に「部落へ連れていってはだめだぞ、楽泉園へ行くんだぞ。君だって同じ病気なんだから、運賃は安くしてやれよ」と、何度も注意し、発車する時私に「体を大事にしろよ」と云って手を振ってくれた。

仙台から渋川駅までの汽車賃が五円、また実際には乗れなかったけれど渋川から草津までのバス代は一円五〇銭。しかし湯之沢からの迎えの自動車賃は三〇円だった。

私はこうして、楽泉園に入所したのである。

水沢定作（当時四〇歳）**の場合**

私は、昭和16年（一九四一年）8月に強制収容された。家は新潟県の農家で、妻と小さい子供ばかり残して来たため、どんなふうに暮らしているか毎日気がかりだった。

年が明けると、もう矢も楯もたまらなくなって、分館に一時帰省を願い出た。しかし帰省は、入所後一年以内の者には許可できないとの理由で、許可されなかった。悶々としていると、この話を聞いた世話係久保田保夫が、「一ヵ月以内に戻ってくるなら、俺が責任を持つから黙って行ってこい」と云ってくれた。重監房「特別病室」のことが頭に浮んだが、私は結局久保田のすすめを受けることにした。

17年1月24日、私は同室の「トシ坊」と呼ばれる少年に送られて、草津から電車に乗り、軽井沢で信越線に乗り替え、無事に郷里新潟に着いた。私はまだ軽症だったせいもあるが、それにしても一度も乗車拒否に遭わなかったのは、当時としては幸運だったと云える。私は妻子とともに約一ヵ月家で過ごし、世話係久保田との約束もあるので、2月24日朝早く郷里を出、午前中には軽井沢駅に到着した。だが今度は電鉄の改札口で、「あなたのような病人は乗せられない」と乗車を拒否されてしまったのである。

やむなく軽井沢の町なかに出たものの、こうした場合どうしたらよいか判らず、ただ草津方向に歩き出すほかなかった。でも荷物は重いし、到底歩いて草津まで行けるとは思えなかったので、軽井沢で宿屋を探したが、宿屋はあっても泊めてくれる宿屋はなかった。また沓掛の上州屋のことを教えてくれる者もいず、私は荷物の重みに耐えながら、いつしか軽井沢を通りぬけていた。

山道にかかると雪は膝まであり、しかも降り出した雪はひどくなってきた。左手に電車の走る音がする。私は線路道を辿ることにし、音のした方角をめざして雪の中を進んだ。そしてようやく線路道に這い上がった時には、両足とも靴がなくなっていた。それでも草津と思われる方向に歩くほかなかった。

やがて日が暮れてきた。線路敷きの道の傍に小屋のあるのが目にとまり、近づいて戸を開けてみると、それは保線工夫が道具を入れておく小屋らしく、ツルハシやカケヤなどといっしょに枕木を固定する三角削りの小さな杭が沢山積んである。私は内に入り、その棒杭を土間で燃やして暖をとった。しかし電車が通るたびに、運転手らがこちらに向かって何か怒鳴っていく。そこで電車の音がしてくると、小屋の入口にマントを拡げて内部の焚火の明かりを遮るようにし、家から持ってきた餅を焼いて食べ、一夜を過ごした。

翌朝、小屋を出ようとしたが、靴下だけの足では道が氷っていて滑りやすく、とても歩けたものではない。それに昨日の〝雪の行進〟で右の足に傷ができ、血が出ていた。私は動きがとれず、陽が昇ってからようやく出発した。と

もかく草津をめざして一心に歩くのだが、腰も足も痛く、電鉄用に一定間隔で立てられている電柱と電柱の間を歩くのが、やっとであった。次の電柱まで歩くと、崩れるように腰をおろし、暫らく休んでまた歩くという具合である。

鉄橋は這って渡った。そんなところへ一人の保線工夫が寄って来た。事情を訊くので一応の説明をした。彼は「可哀そうに」に云い、早速どこかから桟俵を見付けてきて、その藁をほぐし、私の血まみれの右足と、また左足にも巻きつけてくれた。彼は「けっして無理をするなよ、人家があったら草鞋を頼めよ」と云った。こうして彼が足に巻きつけてくれた藁は、それでも一時間くらいはもった。私は保線工夫に云われたとおり、とある農家の納屋で炭俵を編んでいる女の人に事情を話し、古草鞋ではあったが五、六足譲り受け、その日はまだ陽の高い内に、やはり保線工夫の道具小屋に入って、そこで二晩目を過ごした。

私は、なぜこんな苦労してまで楽泉園に戻らなければならないのかと思った。しかし死ぬにしても、せめて楽泉園の近くに行っていなければ、自分の無断外出に責任を負ってくれている世話係の久保田にすまない。私はぜがひでも歩かねばならないと決心した。

二日目の朝も、あまり早くではなく出発した。草鞋は古いせいもあってすぐ駄目になる。ちょうど店屋があったので、履物を買いに入ろうとしたら、そこの主人らしい男が「店に入るな！」と私に鋭い声を浴びせた。だが私も切羽詰っていたので、「藁グツでも何でも履物がほしい」と頼んだ。するとその男は、自分が履いていた草履を脱いで投げてよこした。

この草履でまた歩いた。途中で親切な郵便配達夫に出会った。彼はわざわざ私と一緒に二時間も歩いてくれ、昼には自分の弁当までくれた。その郵便配達夫と別れた後、私は三原の手前の長い鉄橋にさしかかった。電車が来ないうちにと思い、急いで四ツん這いになって渡りはじめたが、中ほどにきてからみると、すぐ川上に普通の橋があるのがわかった。と云って、もはや引き帰すこともならず、結局泣き笑いしながら渡り切った。

三原では何んとか宿屋に泊ろうとしたが、どの宿屋でも断わられた。仕方なく材木のかげで三晩目の夜を明かそうとした時、私とほぼ同年輩ぐらいの人がやってきて、自分の家に来て泊りなさいと誘ってくれたのだった。その人は、私が宿屋で断わられているのを見て、後を追ってきたのだという。そしてその人は、「あなたみたいな病人を、私は若い時からもう何人も助けてきた。あなたが初めてではないのだから心配などせず、ともかく今晩は家に来て泊りなさい」と、くり返しいたわりの言葉をかけてくれたの

である。私は感謝してその人に従った。家に着くと、すぐ風呂に入れてくれ、右足の傷に包帯もしてもらって、あたたかい布団に寝ることができた。家族は妻君とまだ小さい子供が二人いたが、妻君はその人の行為に反対していたらしく、私に口は利かなかった。しかしお礼の気持で荷物の中から果物の缶詰を二個出してやると、子供たちは大喜びしてくれた。その人は、私にたいする詮索を一切しないので、私もまたその人の名前を訊きそびれてしまった。今となってはそれが残念でならない。

翌朝、弁当と新しい草鞋をもらってその人の家を出、この日は、草津まであと一駅という処まで来て、また保線区小屋に泊った。もうここまで来れば大丈夫と、はじめて安堵する思いを抱いた。

夜が明けた。軽井沢駅から歩き出して五日目である。なおも線路道を辿ってゆくと、客車を引かない草津行きの機関車が私の横で止まり、乗せてやると云う。きっと毎日線路沿いを歩いている私の姿を見ていて、哀れに思ったのだろう。しかし私も意地になっていたので、乗車を断わって歩き続けた。

草津町に入ると、履いてきた草鞋がひどくみすぼらしくみえたので、脱いで捨てた。そして靴下だけになって楽泉園に向ったのだが、靴下の中で右足の包帯がずれてしまい、また靴下も破れていたため、結局足裏の傷は出血しだし、その血は町から楽泉園まで点々と雪道を染めたのである。

いっぽう世話係の久保田は、私が新潟より出した「24日には戻る」の手紙を信じて待っていてくれたそうだが、24日はおろか、25日、26日になっても私が帰園しないため、いつまでも黙っているわけにいかず、ついに27日、彼は分館の加島に私が園にいないことを届け出た。もとより加島は、私が家に帰っていることはすでに知っていて、そのうえで世話係の届け出を待っていたらしく、久保田に「お前が逃走を助けたのだろう、水沢の代わりにお前が監房に入るか」と脅しをかけたという。そしてそんなことがあった翌日、つまり2月28日の夕方、私は血まみれの右足を引きずって戻ってきたというわけなのである。

なお、草津町から楽泉園までの間、私が雪道を染めてきた血の跡をみて、そこを通った人たちは、「馬が足をケガしたのだろう」と話していたという。

杉原又造（当時三五歳）の場合

私は昭和17年（一九四二年）2月、どうしても郷里秋田県に帰らなければならない用事ができて、すでに所内結婚していた妻と、また同じく秋田出身の療友二人の計四人で

帰省許可をとり、園を出た。往きは乗車拒否にも遭わず、無事に郷里に着いて用を足し、先きに帰園した療友二人の後を追うようにして、こんどは妻と、また楽泉園に家族が入所している知り合いの女性の三人連れで草津に向った。

ところが往きはすんなり通った軽井沢で、女二人は改札も無事だったのに、私だけが乗車を拒否されてしまったのである。

それで、三人で草津まで歩こうかという話しになったが、女の足では到底無理だし、まだ午前中でもあったので結局私一人が歩くことに決めた。私はゴム長靴に滑り止めのための縄を巻きつけ、弁当用の餅などを入れたリュックサックを背負い、草津に向って歩き出した。

私は懸命に歩いた。しかし浅間山の裾を回っているうちに夜になり、嬬恋村三原の手前にある鉄橋にさしかかった時には、もう朝に近かった。私は疲れ、しかも荷物は重く、しぜんに足もとがふらつくようになっていた。そんな状態のまま鉄橋を渡りかかったのだが、ちょうど中程まで来た時、ふいに川風にあふられて足がもつれ、あっという間に枕木の間から転落。次の瞬間気がついてみると、自分が落ち込んだその隙間に、荷物を入れて背負ったリュックが挟まって、まさに宙吊りの恰好になっていたのだった。同時に右腕も枕木にかかっている。そして我れにかえってすぐ考えたことは、電車が来る以前にこの有様から何としても脱却しなければということである。だからと云って闇の底で岩をかむ流れに身を投じればおしまいだし、ともかく気を落ちつけて枕木にかかっているその右腕に力をこめ、少しずつ身体をずり上げ、ようやく左手も枕木にかけることに成功した。そのあとはただ夢中で全身の力をふりしぼり、やっとの思いで枕木の上に這い上がったのだった。だが一ト息入れる暇はなかった。なぜなら、電車が来ればなお危険だからだ。

私はこんどは、冷や汗を流しながら夢中でこの鉄橋を四ツ這いになって渡り切った。軽井沢から十里余りと聞いていたから、草津はもう近い筈だと自分を励した。一里位歩いた頃一番電車が吹雪の中に消えていった。草津駅についたのは八時半頃だった。駅からは安堵感も手伝い、誰かに話しかけたいような衝動にかられながら園に向ったが、足は鉄棒が入ったように重かった。帰ってみると、妻の頼みで療友二人が電車の両窓から見ながら迎えに行ってくると出かけた後だった。たどり着いた私の足は腫れに腫れ、長靴は脱ぐことができず鋏で切り裂いてもらった。迎えにでた友人たちは一番電車の窓から雪上の私を見つけ、次の駅で草津へ帰る電車を待って引き返してきたのは昼頃だった。凍傷の足が癒るまで二ヵ月もかかった。

以上はごく一部で、当園入所者のほとんどが、多かれ少なかれ同様の体験をしてきているのである。

さすがに園当局も、こうした事態を見過ごしにはできず、とくに湯之沢部落の解散決定をみた昭和16年（一九四一年）5月以降は、おのずから園の責任を問われるかたちになったため、古見園長は、厚生省及び鉄道省にたいする陳情、また直接草軽電鉄社長吉川忠一へも患者輸送協力方の要請をおこなっている。

当時鉄道省監督局長の任にあった佐藤栄作（後の総理大臣）も、古見の陳情を受けて電鉄側から事情聴取し、一定の努力をはらったようだが、電鉄側は、『前史・湯之沢部落』の稿で述べた大正15年（一九二六年）9月のいわゆる〝電車事件〟にともない、翌昭和2年本県警察部長斉藤俊平の調停により、電鉄が湯之沢部落との間に取り交わした協約を楯に、戦時下での「輸送力不足」もあげ、昭和17年（一九四二年）2月12日付回答書をもって、この患者輸送への協力要請を拒否したのであった。

15　所内生活

明治40年（一九〇七年）制定の「らい予防法」以後、わが国に開設されたハンセン氏病療養所の中で、あえて当園にみる特徴的形態をあげるとすれば、それは先づ山深い高原地とはいえ患者隔離のための〝柵〟を設けなかったことだろう。たとえば内陸部の全生病院や熊本療養所等は丈高い垣根と濠、あるいは部厚いコンクリート塀が所内を囲い、また大島療養所や長島愛生園等は離島として海に閉ざされ、「逃走」防止と同時に一般社会より隔絶されていたのである。しかし当園の場合、湯之沢部落との関わり合いもあって、そうしたものは最初からつくりえなかった。この点当時のハンセン氏病療養所としては、もちろん、特異な事例（ケース）といえる。

そして第二に、当園には有資力患者対象の「自由地区」が設けられたこと。これもすでに述べたとおり、所内への温泉引き同様湯之沢患者の吸収目的によるものだが、ともあれ、やはり他の療養所にその類例をみない特色である。

ところでこのような自由地区をふくめ、当園における患者の所内生活はどうであったのか、次に開所当時から昭和10年代までを中心に、それぞれのブロック別での患者の暮らしぶりをみてみよう。

「自由地区」

自由地区制度そのものについては、すでに「入園のすすめ」の稿で概括的にふれたが、実際にこの制度を利用する

段になると、さほど安易なことではなかったようだ。たとえば発病して自由地区への居住を希望しても、時に建売り住宅がなかった場合はその間施設に申し込んで待たなければならず、また親族や配偶者の同居看護を認めるとしながら、これもいざとなると許可されないことが多く、しかも職員による依怙贔屓などもあって、常に不公平は付いて回った。

さて、自由地区に住宅を建てるにあたっては、施設当局との間に所定の手続きが必要とされた。ここに、当園最初の自由地区家屋（雲雀寮）に関する書類があるので、それを掲げておく。

住宅建築願

私儀、貴所敷地内御指定ノ場所ニ住宅ヲ居住致度候ニ付テハ之ガ建築費トシテ金七百七拾七円也納付致候ニ付可然取計相成度此段及御願候也

追ッテ建築成ノ上ハ左記条件ニ依リ栗生楽泉園慰安会ニ寄付致スベク候也

昭和八年八月四日

群馬県草津町湯之沢中沢光次氏方

夫　××××

妻　××××

栗生楽泉園長古見嘉一殿

記

一、建物寄付後ニ於テハ将来ノ修繕費等ハ一切栗生楽泉園慰安会ニ於テ負担セラレタキコト

二、寄付者存命中ハ本建物ニ居住セシメラレタキコト

三、本建物ニ居住中ハ治療費一切ハ栗生楽泉園ニ於テ支弁セラレタキコト

四、本建物ニ居住中ハ食費一切ハ栗生楽泉園ニ於テ負担セラレタキコト

この「願書」は以上であるが、他のものを見ると、その〝契約条項〟は一定ではなかったようだ。つまり配偶者が患者でない場合は当然内容も変ってくるし、また建築費のほうも家の建て坪や造作によって異ることになる。但し、自費で建てた家屋を当園慰安会に寄付する項については、例外は認めていない。

そして家屋建築を終え、そこに入居するにあたっては、右の願書に基づき、次の書類を慰安会長（園長）あてに提出するのである。

家屋引渡書

一、住宅　一棟

但シ木造家建此ノ坪数　九坪五合〇勺
右家屋昭和八年十月三十一日竣工致シ候ニ付住宅建築願ノ条項ニ依リ引渡候也
昭和八年十一月七日
夫　××××
妻　××××
栗生楽泉園慰安会長古見嘉一　殿

いわば国立療養所としての建てまえ上、たとえ自弁家屋といえども、その私有化は許されないということである。

こうして自由地区での患者住宅は、概ね一〇坪(三三㎡)程度の一戸建てが多かったが、しかしそれらに混って長屋建てのものも結構あった。

そもそもこの地域に先づ設けられた患者住宅は、三上千代の鈴蘭園より移築された、一棟二室～三室の長屋だった。これが六棟で、最初の入居者は無料とされたが、空室ができ、次にそこへ入居希望する患者からは、四畳半部屋で一〇〇円、六畳または八畳部屋では二〇〇円位の入居料を徴集している。

その後三井報恩会の寄付金によって、「報恩」と名付けられた療舎が建てられたが、うち第一、第二報恩が所内中地区に不自由舎として置かれ、第三、第四、第五報恩が自由地区の川ケ丘に長屋として建築された。これも二度目の入居者から有料、第六報恩は第一農園の番屋で無料だった。群馬県庁職員寄付の「群馬舎」、またベルツ夫人花子による「花子寮」も川ケ丘に建てられて有料、さらに千葉県寄付の「千葉寮」は浪速道路沿いの高台に建てられ、これは千葉県出身患者以外有料という具合で、折角寄付された患者住宅さえも、それが自由地区に建築をみた場合、ほとんどが有料家屋として扱われたのである。そしてその納付金を元手に、施設当局は慰安会名儀の一戸建て住宅を増設し、患者たちに売りつけたのだった。なお昭和9年(一九三四年)らい予防協会によって建築がはかられ、同年竣工時に風水害による外島保養院患者の受け入れに用立てられた浪速ケ丘の一九棟は、13年(一九三八年)邑久光明園開設にともなって外島患者が同園に移った後、中古家の理由からそれぞれ格安の三〇〇円で売買されている。

この自由地区は、地形的には当園の下方に位置していたため、中間地の水ノ窪に主に不自由舎が、そして上の地域に普通夫婦舎や軽症独身舎がしだいに整備されるにしたがい、上地区、中地区にたいし、下地区とも呼ばれるようになった。だがその上地区、中地区には舎名があるのみなのに対し、下地区つまり自由地区は、療舎の集落ごとに花ケ丘、鳥ケ丘、川ケ丘、あるいは栗生ケ丘、緑ケ丘などの呼

称を付し、たとえば花ケ丘には花の名を、川ケ丘には川の名を各々舎名に取り入れて、そうした面でも売り家を買った者へ優越感を与える意向がはたらいていたといえよう。

事実、草津へ用足しに出かける時など、上地区や中地区の患者は裏門からこっそり抜け出て、それでも咎められたりするのに比べ、自由地区の患者たちは、門衛職員の見守る正門から堂々と外出できたのである。

それから自弁家屋、建て売り住宅等いずれも入居者一代とされ、〝契約条項〟もそう定めていたのだが、これが夫婦者の場合、死亡その他で片方が欠けた時は、自由地区に居住していることから再婚が容易という利点もあった。そしてついには二代、三代と元の入居者には縁りのない者が家屋を受け継ぐようになったり、また老令化や病状悪化した独身者は持ち家を継がせる条件で、所内での養子縁組をするようになるのである。

ともかく自由地区の、とくに一戸建て独立家屋は、一棟四室で十二畳半の雑居生活を強いられた普通独身舎や不自由舎はもとより、同じく一棟六室四畳半ぼっきりで、玄関、台所、便所までも共同使用という普通夫婦舎の患者たちにとって、当然羨望の的となった。しかもこうした自由地区制度は他療養所になかったため、当園入所者に限らず、たとえば全生病院の患者作家北条民雄も、楽泉園に自分の家を建てて暮らしたいと日記に書いているほどだったのである。

ただこの自由地区の中には、患者の夫と同居する健康者の妻や、患者の親と共に住む健康者の娘も何人かいて、彼らは、先きに「入園のすすめ」の稿で紹介したとおり、月額七円五〇銭の食費を支払わなければならなかったし、官費による衣類、布団、履物などの支給が受けられなかった。そうした支給品についてはまだしも、当時月々七円五〇銭の負担は、やはり大きかったといえる。この点施設当局も一定の配慮を示し、彼ら健康者を医局での治療手伝い、あるいは炊事場の手伝い等に雇い入れるなどして、その食費分を稼がせるように仕向けた。健康者ということで、一時期には施設より辞令を発行し、彼らを準職員なみに扱ったことさえある。

当然、自由地区にたいする施設のそうした優遇措置が、一般入所者の神経を逆撫でることになり、その結果たとえば各所修繕費などで畳や襖数の多い自由地区への配分をめぐり、しだいに上・中地区と自由地区（下地区）とが反目しあうようになるのである。

「上地区夫婦舎」

当園の夫婦舎は、前述のごとく自由地区に初まるのだ

が、普通夫婦舎としてまず富士、筑波の二舎が上地区に開棟したのは、昭和9年（一九三四年）2月である。その後必要に応じてつぎつぎと上地区に夫婦舎が増設されたため、当園の場合、湯之沢から入所してきた夫婦者や、入所者同士で所内結婚を認められたものたちが、新舎のできるまでやや待たされることはあっても、かつて他の療養所にみられたような、患者の夫婦生活を許可しなかった歴史を経験せず、したがってそれが緩和された後も夫婦舎不足から生じた〝通い婚〟制度というものを強いられることはなかった。

夫婦舎は一舎六室で、正面に六室共同の玄関があり、これを中心に左右三室づつ各四畳半の居室に分けられていた。居室の前には舎内通しの前廊下があるが、舎の両端に当たる一号室と六号室は廊下を遮る個所が扉になっていて、そこから出入りするという造りだった。この一、六号室は南、東（または西）側にガラス窓があり、障子はない。二、三、四、五号室は、廊下に面する九尺の出入口に巾の狭い四枚の障子があり、隣室との境の一方に押し入れ、裏には方三尺ほどの腰高窓があるだけだった。また正面の玄関より三、四号の間に中廊下があって、その突き当たりが共同の便所、手前が同じく共同の台所とされていた。ほぼ一律にこうした建物だったため、一号室と六号室は便所や台所には遠かったが、自分たちの部屋の前を他人が通ることはなく、また障子の貼り替えもしなくて済むことからそこへの入室希望者が多かった。中にはそうした希望を叶えようと、分館の加島らに愛想をふりまく者までいた。いっぽう一、六号室への入居ができなかった夫婦者は、一、六号室に入った夫婦を、加島に取り入ったとして大いに陰口をたたき合ったという。

それはともかく、夫婦舎に入ると、飯器当番（六人一個で盛り分け）は勿論、玄関、台所、便所等の掃除当番が回ってくるし、庭の整備や冬期間は雪かきも共同でおこなわなければならなかった。したがって夫婦ともに病状が悪化するなどしてこれらの共同義務が果せなくなると、舎の者への気兼ねもあって住みづらくなる。こうした夫婦のために、当園最初の夫婦舎である富士、筑波の二舎の裏に昭和12年に鹿野、清澄ができて、清澄舎が夫婦不自由舎に当てられた。しかし一舎の部屋数よりも不自由になる夫婦の数が多く、富士舎も不自由舎にするがそれでも足らず、やむなく別居または離婚して、男女それぞれの独身不自由舎に移らなければならない事例が出た。したがって鹿野、筑波の二舎も夫婦不自由舎にするが、それでも部屋数は不足がちであった。

夫婦舎はまた、互いに見栄をはる傾向が強く、故郷より

の仕送りや健康度による所内作業賃での所得格差から、隣室同士で派手にふるまう者と、反対に惨めな思いを味わう者とが生じた。これに大平洋戦争下の物資欠乏・食糧不足という状況が加わると、その様相はいっそう深刻化し、持てる物のない夫婦は、いかにも煮物をしているふうをよそおって鍋に空湯を炊いたり、あるいはわずかばかりの小豆を隣室に聴こえるように何度も音立ててザルにあけ、それがさも多くの量であるらしくみせかけたりして、悲しい見栄をはりつづけたという話も生まれた。

この夫婦舎に、三親等以内の親族も入居が認められた。しかし夫婦舎は、配偶者に死なれると四九日でその居室を明け渡し、独身舎へ移らなければならないぐらい後がつかえていた。このため親子、兄弟など同居したいが遠慮がちであった。

また当時は、故郷から面会人が来ても宿泊施設がなく、独身舎の同居人たちに気兼ねしながら会って、その日のうちに町の宿まで帰らなければならなかった。そんな事情もあって、独身者の間にも下地区長屋のように四畳半での一人暮らしを望む声が高く、結局施設は上・中地区夫婦舎のうち一二棟が予防協会建物であることを理由に谷川、金峰、八甲田、岩手、岩木の五舎を有料とし、独身者でも申込みを受付け、また夫婦者で権利金を納入して入居すれば片方が亡くなっても引っ越しせず永住を認める、という制度をつくった。当初権利金一〇〇円だったが申込み者が多く、二〇〇円に値上げされた。二〇〇円ともなるとやはり容易でなかったが、それでも希望者が多く、湯之沢からの入居者とか、新婚者に対象をしぼるようになった。だが戦後は余裕も出来た。そのほか家族舎と云う制度もあった。自由地区に私弁で家を建て、三人または四人で住むことは自由であったが、それとは別に隅田舎の仮保育所が栗生保育所に移ったあと、ここを家族舎として三人家族を住わせている。間もなくそういう該当者もなくなったが、しかし戦時中再びその必要が生じ、有明舎一二畳半四室を家族舎に当てた。

「中地区不自由舎」

ハンセン氏病の症状の一つに眼疾患があり、失明する患者が多かった。また末消神経麻痺をおこして手指や足先きが利かなくなり、傷もできやすく、その傷が原因で手指が変型したり、足を切断したりした。そうなって軽症独身舎や夫婦舎にいられなくなると、彼らは不自由舎に移った。そして不自由舎での看護は患者作業とされ、比較的軽症な患者がこれに当たったのである。

当園最初の不自由舎は白根舎。かつて水ノ窪と呼ばれた

土地にそれは建てられ、初の入所者五味勘三郎を下地区の利根舎から移し入居させた舎だが、昭和8年(一九三三年)当時まだ入所者数は少なく、したがって白根舎を不自由舎と特定せず、軽症者もいっしょに入居していた。翌9年には、同じ水ノ窪に病棟として榛名舎が、また浅間は婦人独身舎、赤城、妙義の二舎が男子の軽症独身舎として窮屈な雑居生活を強いられた。らい予防法に基づいて、明治年間に開設をみた連合府県立病院・療養所の中には、二五畳部屋に八人とか、三〇畳部屋に二二人とか、いわゆる大部屋制を施こす向きもあり、またすでに『特別病室』の設置と経緯」の稿でふれたごとく、昭和11年(一九三六年)患者収容定員数を超えて強制収容をおこない、ついにそれが発端となって騒擾事件が起きた長島愛生園では、一二畳半部屋に八人入居させたそうだが、通常生活する場合、やはり一二畳半に六人というのは、押入れも寝る場所もギュウギュウ詰めの有様で、ゆとりというものがまったくなかった。

このため、盲人や義足者が夜中に便所への往復で同室者を踏んで喧嘩になったり、持ち物が紛失したことで同室者の荷物まで調べるようなイザコザが、しばしば起きた。それでも彼らは、看護人を一家の長に見立てて、何事も看護人を中心に家族的雰囲気を作り出し、ともかく懸命に生きたのである。

各室ごとに木炭の配給はあったが、炭を熾す焚き付けがなく、また冬期間の酷しい寒さから身を守るためには、施設よりの木炭の配給量では到底間に合わぬことから、夏に配給される煮炊き用の炭を節約し、湯沸かしなどには薪を使った。その薪は看護人が山に出かけて担いでくるのだが、このうち大きなものは、手足のよい盲人が舎の庭先きで手探りしながら鋸引きしたりしたのだった。そうはしても、標高一二〇〇mの草津高原の冬は、やはり病む身に荒々しく襲いかかってきた。床下からも寒気はつのり、就寝時粗悪綿の支給夜具だけでは寒さが防ぎきれず、セメント袋を畳の上に拡げてその上に布団を敷くなど防寒のためのさまざまな工夫が施こされたが、しかし吹雪の時は裏窓の隙間から雪が吹き込み、窓際の患者の布団に雪が積るという状態で、もちろん廊下も吹き込んだ雪に被われ、義足の患者は廊下の雪に滑って転ばぬよう桟俵を用意し、これに尻を乗せて、廊下をずって便所に通ったのである。

また昭和16年(一九四一年)12月8日の太平洋戦争勃発以後、急速に物資欠乏・食糧事情悪化の中で、所内全舎の庭は花作りから南瓜、じゃがいもなどの野菜畑に変り、裏の狭い空地まで耕やされたが、不自由舎も例外ではなく、看護人を先頭に盲人や義足者すべてが力を合わせて補食用の野菜づくりに精を出したのだった。

「独身舎――天城舎の場合」

前述のとおり、男子軽症独身舎は昭和9年(一九三四年)中地区に、赤城、妙義の二舎が建てられ、浅間は女子に当てられたが女子独身舎は夫婦舎と同じ上地区に吉野、金剛の二舎が昭和10年に開棟をみている。その際浅間の女子は吉野または金剛に移された。その後12～13年にかけて笠置、天城など男子独身舎八舎が上地区に新設され、女子独身舎も高尾、石楠花、霧島の三舎を増設、そして16年(一九四一年)穂高、有明など男子軽症独身舎五舎が建ち、かくして女子舎五、男子舎一五(中地区の二舎をふくむ)、計二〇棟からなる独身舎地区が形成されたのである。しかし最初の女子独身舎吉野、金剛はこの間女子不自由舎となり、霧島も四室のうち半分の三、四号室が同じく女子不自由舎とされたため、結局女子軽症独身舎は二舎と1/2舎ということになるのだが、この面からも、所内における男女の数的アンバランスの実態がうかがい知れよう。

舎の造りは男女とも共通で、不自由舎と同様一棟四室各一二畳半、押入れも二間半、台所は裏に二室共同のもの二ヵ所、便所は二、三号室間にある中廊下の奥に一ヵ所、そして便所とは反対側の前廊下の中央に同じく共同の洗面所。ただし昭和9年に建った舎の場合はこの洗面所に当たる所が共同の玄関となっていて、台所が洗面所を兼ねていた。その後に建った舎の玄関は、したがって前廊下の両端に各一ヵ所というかたちになった。

当園は、丘陵地と尾根をきり拓いた所に開設されたため、平らな土地が少なく、大方の場合舎と舎の間に段差があった。独身舎でも新舎に入居した患者たちは、舎の囲りの清掃とともに、裏表のそのむき出しの土面が崩れないように芝生をはったりした。また舎内を生活の場として自主的に舎則をつくり、各自の分担や当番制をしいた。そうした中でおのずと舎風もでき、たとえば演芸部に参加している者の多い舎では、演劇の役名をあだ名にして呼び合い、音楽部の者の多い舎は、常に楽器の音が賑やかなどで、そこへ入居した以上、否応なくその舎の雰囲気に染まらなければ暮らしていけなかったのである。

同時に男子独身舎には、どの舎にもいわばボス的患者がいて、他の入居者から恐れられていた。そして天城舎では、松井弘がそうした存在だった。彼は草津とはほど遠からぬ同じ郡内の出身で、栃木県宇都宮の騎兵大隊に入隊後、昭和13年(一九三八年)に入所した。〝兵隊あがり〟の上、何事につけても憶することを知らず、施設が患者に押しつけた「入園者心得」などまるで意に止める様子はなかった。松井は入所して間もなく、医官高島重孝にクレゾール

液の入った消毒手洗用の洗面器を投げつけるという事件を起こした。高島の横柄な物言いが彼の癇にさわったのである。この時彼は、第二病棟の鍵のある室に入れられ謹慎を強いられたが、反省の色もないまま放免された。翌14年、当時医局治療棟辺りにあった炊事場を現在の場所に移した後、その跡地の整地作業を松井ら天城舎の若者たちがやるのだが、こうした作業を通しての青年患者の交流の中から、松井は所内初の青年組織「青年同志会」を結成、自ら会長に就任する。これがやがて施設公認の栗生青年団に発展、病をかこつ若いエネルギーの吐け口の場となるのである。

この松井が住む天城舎には、演芸部員が多くいた。また彼らは所内作業として医局の受付けにも出ていたので、不足がちな包帯やガーゼなど衛生材料を比較的自由に入手でき、看護婦たちとも親しくなる機会に恵まれていたため、とかく所内に噂を立てた。なかでも若くて軽症でしかも演芸部の花形である者たちは、ヤクザ気取りで晒しの腹巻をし、夏は浴衣の袖を肩まで巻くし上げて濶歩、道ですれちがう者を端に除けさせる勢いであった。

そのような天城舎の昭和17年頃までの主な顔ぶれをあげれば、松井弘を筆頭に高田真州、内藤一二三、沢田二郎、福池章三、田村金左衛門、久保田保夫、門脇金治、佐藤利夫、中村文雄、水沢定作、石川信などである。このほか当園には戦後まで少年、少女舎がなかったため、家族同居の子供患者以外はそれぞれ独身舎に入れられたのだが、16年入所で当時一一歳の沢田五郎、17年入所で九歳の水田弘も天城舎に入居している。

昭和22年（一九四七年）の当園〝人権闘争〟時に活躍する栗田勝一も16年に入所しているが、彼を東京から乗せた当園の患者収容車は、途中前橋刑務所に寄り、そこから佐藤という男が同乗してきた。佐藤は前橋刑務所に在監中、頭髪や眉毛が脱け落ちたことからハンセン氏病とされ、当園の「特別病室」に移されたのである。栗田は入所してすぐ乗鞍舎の一員となるが、数ヵ月後、佐藤も「特別病室」を出て天城舎に入ってきた。それは佐藤が「特別病室」へ移監後も、依頼弁護人石井繁丸（のちの前橋市長）がたびたび当園を訪れ、「特別病室」の佐藤とも面談していくので、「特別病室」の不当性を石井に告発されることを恐れた施設当局が、いったん佐藤の入監を解いたものと思われる。ところで当の佐藤だが、彼は「特別病室」に繋がれている間に、頭や眉毛の脱毛は治ってしまっていた。しかし再び前橋刑務所に戻るよりは、ハンセン氏病患者として当園で暮らすほうがましと考えたらしく、いつも眉毛をカミソリで剃り落していたが、やはり患者ではないから剃りあとは青々とし、かえって異様だった。

いっぽう栗田勝一は、刑務所入りしていた佐藤を拾い込んできたという噂を立てられ、入所当初より何かと惧れられる存在となった。実は栗田は、16年の入所以前に、二年間ほど湯之沢部落で暮らしていたことがあった。その折、〝熱瘤〟とよばれる急性結節が身体に出て一時仮入所で病棟に入室したのだが、当時よく患者看護人たちが看護人部屋で飲み食いし騒いでいたことから、つい腹にすえかねてそこへ怒鳴り込み、あっと云う間に看護人を二人ほど殴り倒したという。過去にそんな事件があったため、栗田が佐藤と関係あるかのような噂が、いっそうまことしやかに流れたのである。もちろん栗田はつまらぬ噂を気にとめる男ではなかったし、また彼が入居した乗鞍舎と天城舎がごく近かったせいか、栗田と松井弘はたちまち意気投合する仲となり、大いに親交をふかめたのだった。

つわものといえば、天城舎にはさらに、14年入所の門脇金治がいた。所内では新しい入所患者を〝新患〟と呼び、自分たちは先輩なのだということを誇示する傾向があった。その新患が軽症である場合、所内生活にまだ馴染まないうちから施設は早くも患者作業に狩り出したのだが、入所後間もない門脇にたいし、分館の加島は、新潟出身で〝おけさ佐藤〟とあだ名されている世話係の佐藤を通して、彼が営繕作業に就くよう命じてきた。しかし門脇は長靴がないことを理由に、これを拒否したのである。おけさ佐藤は早速加島にその旨報告した。加島は物置きから中古のゴム長靴を探してきて、「これを持っていってやれ」とおけさ佐藤に云った。おけさ佐藤は加島からの長靴を手に再び門脇のところへ行ったが、その中古靴をみた門脇は、「こんなボロ靴が履けるか」と、いきなり鎌でそれを縦裂きにしてしまったのだった。加島に楯つくことなど到底考えられなかった時代であっただけに、このことはかえって加島の度胆を抜く結果となり、加島は今度は新品とはいえないまでも比較的程度のよい長靴を出してきた。世話係のおけさ佐藤もすっかり及び腰になり、当時まだ二〇歳の門脇に「これで勘弁してくれ」と頭を下げて頼んだという。そして、こんな〝新患〟のいる天城舎の世話係をしていれば、いつ何時とんでもない問題に巻きこまれるかもしれないという恐れから、すぐさま他の舎の係に替ってしまった。

14年頃はまだ当園でも、こんな門脇の態度がまかり通るという面を残していたのだが、16年全生病院では、患者作業の洗濯場主任山井道太が作業員のゴム長靴を院当局に要求し、それが叶えられなければ仕事ができないとしたことを理由に、当園「特別病室」に送監され、ついには獄死するという事件が起こるのである。これとを考えあわせる

時、ハンセン氏病に罹りもはや恐れるもののなくなった若者の行為とはいえ、それがひとたびまちがえば死に繋がるだけに、この門脇の〝不敵〟さにはゾッとしないわけにはいかない。

こんな門脇や演芸部の花形だった高田など天城舎の若い連中を従えて、松井はすぐ裏にある女子軽症独身舎の石楠花舎や、少し離れていたが同じく女子の高尾舎などへよく遊びに出かけた。そして女性患者に便箋を出させ、たとえば正月ならその便箋に「餅を喰わせろ」などと書いて細かく折りたたみ、ラブレターだと云って渡した。女性患者たちはいつもながらの松井の魂胆を知りながらこの〝ラブレター〟をそっと読んで、黙って餅を焼いて彼に食べさせたという。

松井はまた若者たちといっしょに解散間際の湯之沢部落や草津上町をのし歩き、連れてきた若者たちに店先きの羊羹やハンカチなどをかっぱらわせたりした。帰りには町の犬を捕え園の裏門まで引っぱってきて、そこで肉にしてしまうということもよくやった。所内でも農作物荒しはするし、湯之沢から所内に物売りに来る患者の商品をごまかしたりで、ともかく悪さなら何でもやってのける男だったが、なぜか若者たちに慕われ、同時に彼もまた若い療友の悩みを聞き面倒をみてやっていたのである。

昭和17年（一九四二年）、松井は人生上の問題で一時園を出、一週間ほどして帰園するが、分館の加島から「明日は『特別病室』に入れるぞ」との予告を受け、これは逃走しろという意味だと理解して当園を去り、16年国立に移管し名称も全生病院から多磨全生園に改めた同園に移った。その後松井は全生園を退所、ある商事会社に勤め健康な女性と結婚し、終戦直後こんどは静岡県の駿河療養所に入所した。そして戦後のハンセン氏病療養所の民主化闘争に指導的役割りを果たしたのである。つまりこの松井弘こそ、昭和40年（一九六五年）以来、全患協（全国ハンセン氏病患者協議会）会長として、今日も活動しつづけている小泉孝之その人なのである。

「重病棟」

重病棟は、ハンセン氏病の症状悪化にともなう気管支切開や足の切断手術、あるいは余病併発患者が入室加療を受ける処である。

当園では、昭和9年（一九三四年）開棟した中地区の榛名舎がそれに当てられた。病棟榛名舎の造りは、一棟四室各一二畳半という他の舎のそれと変らず、ただ床が畳敷きではなくて二重の板張りにされ、二、三号室それぞれにベッドが四台ほど置かれ、患者看護人も、一、四号にベッド

で寝泊りしていた。

この榛名舎以前の病棟といえば、当園初の入所患者五味勘三郎が不自由な身であったため、彼が最初に入居した下地区の利根舎がベッドを備えての病棟と受けとれなくもないが、榛名舎ができるまでは重症、軽症の区別なく同居しており、医師・看護婦も全舎を診療回りしていたのである。

しかし榛名舎が病棟に、また白根舎を不自由者棟に指定されると、その看護人を必要としたことから、当園でも「患者看護」という職種が所内作業体勢に組み入れられるに到った。真夜中に病人の異常などあった場合、患者看護人は真暗な夜道を治療棟に走り、そこの二階に当直している医師・看護婦に病人の容態を告げ、応診の要請をおこなうのだった。もちろん三度の食餌、投与された薬の服用などいちいち介助しなければならなかったのである。

10年に、事務本館と第一病棟の竣工が成った。事務本館は現在位置だが、第一病棟は治療棟の南側（現在のリハビリテーション室辺り）に建てられ、建坪は六二、五坪（約一八八㎡）で、またこの年結核や丹毒等の隔離病棟が第一病棟に並んで建てられた。これは現在の準病棟の位置に当たり、第二病棟と称ばれた。したがって第一、第二病棟の開棟により、すでに述べたごとく榛名舎は病棟から不自由舎になったのである。だが患者看護人制度は新病棟にもそのまま引きつがれ、むしろ施設当局は、「入園者心得」でうたい押しつけた〝相愛互助〟の具現化として、こうした患者による患者看護体勢を、この段階でさらに固めたのだった。

14年には第三病棟、第四病棟を増設、また日本赤十字社の寄付金で日赤病棟、皇太后よりの下賜金で恩賜病棟が建てられた。そして第三、第四病棟の開棟時に第一病棟の入室患者はすべて第三、第四のほうへ移され、第一病棟は空き屋になった。

さて病棟は第三、第四病棟を主体にして運営されるようになるのだが、両棟とも四室で、一室一〇ベッド、一棟四〇床の割り合いだった。このうち四床分は看護人用とされ、夜間当直の看護人は入室患者に付添うかたちでそのベッドに寝た。看護作業は一八床受け持ちを一単位とし、各々二人ずつ三交替制でおこなわれた。こうした看護人たちは住み込みを原則とされ、病棟内に一二畳の看護人部屋が設けられていたが、どちらかといえば舎からの通い看護人のほうが多かったようだ。看護人は入室患者の食餌を丼にそれぞれ盛り分け、食器を洗い、大小便の始末をし、病棟内外の清掃をはじめ、冬季は薪ストーブの管理をした。もちろん入室患者の容態に異常があれば、そのことを直ちに

医局へ報告しなければならなかった。いっぽう入室患者は、看護人に頼んですべての用事を足してもらうが、洗濯物などは、同じく患者作業とされた洗濯場の整備が十分でなかったため、白いシーツを出せば青く染って戻ってくる状態であり、結局個人個人が懇意の療友に頼むか、あるいは洗濯代を支払うことを条件にそれをやってくれる軽症な入所者を探がすほかなかったのである。

ところで医局側の病棟にたいする診療体勢はどうかといえば、検温は夜勤当直の看護婦が朝六時に、午後三時には内科勤務の看護婦がこれをし、また午前中に外科、眼科、耳鼻咽喉科の看護婦が病棟内を出張治療に回る。医師は医局にいて、看護婦からとくに診察の要請があった患者を診る程度だった。そして夜七時に宿直看護婦二名が内科に出て来て患者の異常の受付けをおこなう。この時間に合わせて、病棟の当直看護人も内科に行き、入室者の症状を伝え処置を頼んでくるのである。一般舎の異常処置もこの時間に同時に受付け、これには看護婦一名に男子の看護手が同行した。病棟の場合、危篤状態の患者もいる。しかし看護人から症状を聞き、医師の判断による注射等の一定処置を終えると、看護婦は宿直場所である本館のほうに引き上げてしまう。病棟には本館宿直室への直通の電話機が備えられていたが、不親切な看護婦は受話器をはずしたまま寝てしまうので、入室患者に急変があった時など看護人は本館まで長廊下を走らなければならなかった。その結果看護婦が先づ来てみて、患者の容態がもうこれまでという段階になってから、はじめて医師が病棟に呼ばれる。いわば医師は患者の最期を確認するためにやって来るのだった。

当時死亡率の高かった症状に気管支切開があった。これは気管支に本病特有の〝結節〟が出来、呼吸困難になるため気管支を切開してカニューレを挿入し、そのカニューレによって呼吸を維持させるのだが、この手術を受けた後は著しく体力が減退し、また口や鼻からの呼吸とちがうせいか啖の排出が多くなり、しかもそうした啖がカニューレにからみ易く、時にはカニューレの管を塞いでしまうのである。患者は呼吸ができなくなって身悶えして苦しむ。これを見た看護人は急いで患者のカニューレをはずし、咽元の切開口から湯に浸した鶏の尾羽根を差し入れ、つまった啖を尾羽根に巻いて取り払おうとする。この応急処置が効かないとみれば、看護人は医局の耳鼻咽喉科に走り、こんどは看護婦が鯨のヒゲの先端に小さな珠のついた独特の器具で、つまった啖を気管支の奥へ突き落とす。だが夜おそく患者がこのような状態になった時などは、看護人の発見も遅れたり、連絡した看護婦が病棟へ馳けつけるのに手間どったりすることが重なって、ついに患者は窒息死するとい

う事態が多く起きた。たとえ助かっても常にこんな苦しみに襲われるため衰弱がひどく、どうしても長生きは望めず、したがって患者間には、〝のど切り三年〟という言葉までであったくらいだったのである。

16　児童患者と望学園

前稿「所内生活」の中でも若干ふれたとおり、当園では三親等の同居は認めたが、所内に身寄りのない児童患者のための少年・少女舎は戦後に到るまで設けられなかった。したがってそうした子供たちは、男女別にそれぞれ軽症独身舎に入居し、大人に混って療養生活を送ったのである。また湯之沢部落には、コンウォール・リーによって早くから学齢病児のための「望小学校」が開設されていたが、施設当局は入所児童の教育施設すら設けようとはしなかった。

さりとて学齢期にある子供が、いかに療養所とはいえ学業もなく遊びまわっていることは、やはり同病の大人たちの心を痛めるところとなった。そして昭和10年（一九三五年）、所内に初めて子供に授業する場が出来るのである。それは、前年の外島風水害で当園に依託された患者の一人室谷政人が、同じ依託患者で学齢期にあった西脇一美という少女のために、自分が入居した浪速ヶ丘表四号を使って授業を行なったことにはじまる。しかしその頃には、所内に西脇と同じような学齢期の児童が一〇名ほどいて、彼らも周囲の大人たちに勧められ、一人、二人と誘い合いながら〝室谷教室〟へ通うようになり、やがて生徒は六～七人にまでなった。となればさすがに施設当局も放置はできず、必要分の坐り机や学用品を支給したが、但しそれ以上の姿勢を示そうとはしなかったのである。

このように、児童教育にたいする患者自身の発意と実行をみているにもかかわらず、施設は、わずかな助成をおこなうだけで何ら対策を講じようともしないため、室谷教室に行かずに、ただ毎日を山野に遊んで過ごす子供たちも幾人かいた。もちろん室谷教室に通う子供たちも、授業が終ればみな連れ立って遊びに出かける。遊び場所は所内新舎建築の工事現場であったり、あるいは地域的には所外の諏訪の原から職員官舎の前の山あたりまで行き、草や野花の中を走りまわった。初夏の季節にはそこで蕨を摘んだりもした。

当時は、子供の遊びといえども所外に出ることは禁じられていたので、子供たちは正門を通って所内に帰る時、門衛所のある坂道を一散に馳け下りた。昭和13年（一九三八年）6月、各療養所に依託されている外島保養院の患者を迎え入れるために、長島愛生園と同じ島内に邑久光明園が

開設され、当園の外島患者も大方光明園に移り、その中に室谷政人や西脇一美もふくまれて当園を去ったのだが、後年光明園から当園を訪れた西脇は、正門のある坂道に立ち、「この坂を見ると馳けなければならないような気が今もする」と、その頃の思い出を語っている。

昭和12年（一九三七年）に教員歴五年の藤原時雄が入所し、翌13年4月、光明園へ移る準備をしていた室谷から学童教育を受け継ぐことになった。もとより校舎はないので、藤原の場合も花ヶ丘の自宅を教室にしたのである。しかし住居と教室がいっしょというのでは何かと支障があり、14年春、女子軽症独身舎として上地区に建てられた霧島舎の四号室を教室とする許可を得、そこで授業をおこなっていたが、同年中央公会堂（現在の石黒会館）が落成、それまで使用していた下地区にある栗生会館（のちの青年会館）が空いたので、翌15年こんどはそこに移転し、ようやく間借り状態から脱け出ることができたのだった。この頃になると、学齢期にありながら通学しない子供はもうなくなり、教師も所内患者作業として認められ、一定の作業賃が支給されるようになった。同時に戦時下での国民生活の窮乏を反映して児童の発病率も高まり、〝藤原教室〟の生徒の数は急速に増してきた。ために教師をふやす必要を生じ、新たに大野宏が藤原とともに教鞭をとることになったのである。

だが生徒の年齢はまちまちで、しかも病気のため休学して学年よりも年齢が上の子もおり、同じ教室内での授業も低学年から高学年まで受け持つのだから、二人の教師がいかに努力しても充分な教育など望めようはなかった。もちろん教材とて満足できるほどの支給はなかったのだし……。まして大風子油以外に本病の治療薬はなく、子供たちの病勢も進むばかりの時代だったので、藤原らの教育方針も、国語、数学の最低限の基礎知識を生徒に施こせばよしとするほかなかったようだ。ただ大風子油のみの治療とはいえ、しないよりするほうが良いということで、藤原は注射をいやがる生徒の手を引いてまでして、その治療に通わせたのだった。

昭和16年（一九四一年）湯之沢部落の解散が決まり、それより前にすでにバルナバ医院や患者ホームの閉鎖を決定していた日本聖公会は、同年3月の終業式をもって部落病児の「望小学校」を廃校した。そしてこの望小から当園の教室に、立ち机と椅子一五組、オルガン、顕微鏡、地球儀、子ワニの剝製、地図等の掛軸その他が寄贈され、栗生会館の畳を上げた板の間に机と椅子を並べると、これまでの〝寺小屋〟が急に学校になった観があった。

この年の秋、大野宏が生徒を殴る代りに自分の手を鞭打

つという事件が起きた。大野は当時二二歳、病状も軽症で、顔の白さや手指の美しさが目立つ優しい青年教師だった。ところが生徒たちは、大野の優しさを甘さとして受けとめ、ナメてかかっていたのである。その日は藤原が休みをとったため、教室内の各学年を大野が一人で受け持っていた。一時間目の授業が終り、休憩時間子供ちはみんな外へ出、教室の裏の山海棠（かいどう）の実を採って食べていた。やがて低学年の生徒たちは、二時間目の授業時間を気にして教室に戻ったが、高学年のものたちは藤原がいないのをいいことに、山海棠から離れようとしない。そのうち低学年の幾人かが呼びに来たが、彼らはまだ早いと云って教室に戻ろうとしなかった。すると今度は大野が、いつになく厳しい態度で迎えに来たので、高学年の生徒たちもしぶしぶ教室へ戻った。しかしふだん物優しい大野が、この日ばかりは顔をこわばらせ、怒りにふるえていたのである。大野は教壇から生徒に話しかけた。

「僕は今日まで、何回か君らを殴ろうと思った。けれど年端もいかないうちに親を離れ、他人の中で病に苦しんでいる子供を殴って何になるかと思い返えし、振り上げそうになった手をポケットの中で握りしめ、我慢してきた。でも今日は殴る。と云っても君らの中には病気の重いものもいるし、殴った結果病気に障ると困るから、僕は君らの代りに僕の手を叩くことにする。また君らが僕の言うことをきいてくれないのも、つまりは僕自身の不徳の致すところなのだから……。」

こう云い終わると、大野は左手を教卓の上に置き、右手に持った鞭でその手を思い切り叩いた。その音は教室内に響きわたり、最初の一打で女生徒は悲鳴をあげ、続けざまに打ちおろされる鞭の音で男子生徒も身をよじった。一〇回ほど叩いたころから大野の左手の甲は破れ、血が飛び散り、生徒の誰もが顔を上げていられなくなった。鞭打つ音が止んだ時、高学年の生徒を先頭にみんな大野に馳け寄り、「先生ごめんなさい」と抱きついていったのだった。なおこの大野はやがて所内結婚をし、下地区栗生ヶ丘で夫婦生活を送るのだが、昭和23年（一九四八年）3月19日腸結核のため二九歳で死亡した。

さてこのような鞭打ち事件があって間もなくの11月、湯之沢の望小学校の校舎が、当園下地区のグランド西側に移築された。この解体移築作業は、湯之沢部落解散という事情もあり、多磨全生園の患者大工部の療友たちが派遣されて来ておこなった。しかし校舎を移築しても、小学校という名称をそのまま受け継ぐわけにはいかなかった。なぜなら湯之沢での望小学校は、たしかに病児対象の特殊学級ではあったが、しかし一応草津小学校の分校として認められ

ていたのだ。が、これが当園に移されるとなると、当然文部省扱いから外され、それは厚生省所管の国立療養所内建物としか見做されないからである。したがって小学校名は用いられず、結局〝望〟の一字をもらい受けて、この校舎を「望学園」と名付けた。それにしても、小規模とはいえ三教室に雨天運動場を整え、教員室まで備えられた校舎とあって、藤原ら教師はもとより、生徒たちも大喜びで通学に励んだ。そして昭和17年（一九四二年）3月、望学園での第一回卒業式には草津小学校長も来賓として出席し、卒業証書こそなかったが〝迎げば尊し〟や〝螢の光〟の歌声を校舎に響かせたのだった。

この年の5月29日、望学園生徒滝口明が病状悪化して亡くなっている。当園初の学童死亡者である。彼は足が悪く、つねに片松葉杖をついて歩いていたが、同時に手作りの鳥篭を編むなど手先きの器用な少年で、まだ一五歳でしかなかった。

病状悪化そして死――という自ら辿るべきコースを自覚しながら、それでも子供たちは健気にたくましく生きた。彼らは学業のほかに作業をもこなした。最初の生徒作業は、売店の菓子袋、薬局の薬袋貼りなどだったが、簀子編みもはじめた。割竹による簀子編みで、雨天運動場を作業場に仕立て、授業の前後や休み時間などに結構働いた。この簀子編みの発注は、当時諏訪の原の一画で軽症患者を使い操業に入った松葉鉱業所よりのもので、同鉱業所はそこの土地から錆止め用塗料となる黄土を採掘したのだが、その黄土を乾燥するための箱簀子の簀子の部分を、当園庶務課長霜崎清が望学園の子供たちの手作業として請負ったのである。大きい子に混って小さな子供たちもみなこの作業にたずさわった。割竹の長さ一m、編み巾四〇cmぐらいのものを麻紐で三連ずつ編むのだが、三枚一〇銭で一日一〇枚も編みあげる子供もおり、結構小遣銭になった。

また当時、療舎で使用する木炭運びは、入所患者それぞれに割り当てられ、患者たちは、施設が購入契約した六合村の木炭を、山を下り沢を越えた所の炭焼き現場から、三俵四俵と背負子に着けて運ばされた。この炭背負いも、初めの頃は比較的軽症な患者たちでおこなわれていたのだが、遠くは一〇kmにも及ぶ峻しい山坂の道のりであるため、仕事は容易に捗らなかった。これをみた施設当局は、炭背負いを一般患者に義務づけ、仕事に出た者にはすでに手に入らなくなってきていた長靴などを配給して、雪の季節には長靴なしには過ごせない当園の環境を、患者稼動に利用したのである。そして長靴欲しさに義肢の者や盲人までが、この炭背負い作業に参加していった。もちろん子供たちにはそうした仕事の割り当てはなかったが、藤原ら教

師が、大人患者の苦労を学ぶという理由で、望学園生徒に二、三度炭背負い作業をやらせたことがある。この体験学習をしたことから、松島文平が炭背負いに熱中し、卒業生の角田一三の後について出かけ、三俵も背負って帰ってきた。時には学園のほうを休んで炭背負いに励んだ。おそらく彼は、そうすることで施設や国に役立つ人間であろうとしたのだろう。しかしこの炭背負いの無理がたたって、松島は肋膜を患らい、終戦の年である昭和20年（一九四五年）7月24日、一五年のその短かい生涯を閉じたのだった。

ところで18年10月、鈴木義夫という少年が入所してきた。彼は天城舎に入居したが、商船学校在学一年とのことで、高等小学一年生として望学園に編入された。鈴木は舎でも学園でもおとなしく目立たない子供であったが、入所してちょうど一年経った10月、彼は急に神奈川県の郷里へ帰省することになった。しかし鈴木の顔には本病の症状も出てきており、そんな状態で施設から帰省許可が下りるわけがなかったから、舎の者も彼の帰省が普通でないといぶかった。まして明日帰省するという彼の押入れの中は、いつの間にか片付けられ、荷物一つ残っていない。同室の者が「もう帰らぬ気か」と訊いたら、彼は「母が衣類などみんな洗ったり、繕ったりしてくれるというので、荷物は全部家に送った」と答えた。そして鈴木は帰省したのであるが、帰省中郷里で夜旧友と遊び歩いていた時に、女子学生殺害事件が起こり、張られていた警察の非常線にかかった。折悪く、友達も鈴木自身もナイフを所持していたため全員容疑を受けたのだが、鈴木が帰省中の患者であることが判り、そのまま当園「特別病室」へ送致収監されたのだった。

ただ、鈴木への帰省許可や帰省時の所持品整理が尋常とは思えなかったことから、あるいは彼の容疑は入所以前のものではなかったかとみるむきもある。しかしいずれにしても事件の真相は不明のまま、この鈴木義夫は昭和21年1月4日、酷寒の監房内で獄死した。若干一六歳であった。

17　17年事件

昭和16年（一九四一年）12月8日、わが国政府はアメリカ、イギリス両国に対しても宣戦布告し、過去一〇年間にわたる日中戦争の戦火は、ついに大平洋戦争へと拡大されるに到った。もちろん思想、言論統制は増々きびしくなり、国民の耐乏生活もその極に達してきていた。そして「一億一心・国民総動員」「欲しがりません勝つまでは」などの標語が押しつけられる世相の中で、ハンセン氏病患者は役立たずの非国民とされ、「神国日本」を穢す悪病撲

滅べと、いわゆる〝患者狩り〟はいっそう狂暴をきわめた。

こうして強制収容される患者たちは、入所前に聞かされた話しとはまるで裏はらな、人間以下の扱いをナメさせられたのである。たとえば、療養所だから当然治療に専念できると云われ、そう思い込んで来てみると、入所した翌日から病棟や不自由舎の義務看護に追われたり、あるいは半ば強制的に所内作業に従事させられたりで、万一これを拒否すれば、冬期間の雪道や雪解けのぬかるみ道には、どうしても必要な長靴などの配給にあずかれなかった。また大風子油による治療で病は治ると云われて来たのに、そんな希望を口にすれば、たちまち自嘲をこめた笑いが返ってくる有様で、しかも医療品は何もかも不足し、支給される筈の生活必需品までが欠品ということで渡されなかった。

当時の食餌についても、入所者水沢定作の証言をかりれば、「朝食といえば塩気の少ない空っ汁がおきまりであった。たくわん一本がなんと三日分の昼、夕食用副食といった具合だったのだ。主食ときたら麦の中へ少々白米を落したようなもので、それもどうした理由でか、半食などという時もあり、平常の半量しか給食されないこともあった。切手を貼る（ため糊とする）米を探し出すのに目を光らせて茶わんの中をかきまわしたことも度々あったのだ」という。

いっぽう施設の管理職員たちは、患者の実情とは反対に何一つ不自由なく暮らしている様子で、そんなふうにしていられるのは、患者への支給物品の横流しや患者予算のピンハネをしているからだという声が、しだいに患者間に広まっていった。だが、そうした療養生活上の不満を代弁すべき患者代表機関五日会の役員や世話係は、むしろ施設当局の側に立っていて、療友を押さえつけることはあっても、要求をまとめて施設に交渉する態度など、まったく持ち合せていなかったのである。それどころか患者代表の立場で職員に取り入り、わずかばかりのおこぼれを貰いうけることしか考えていなかったといえよう。

こうした御用機関五日会非難もふくめて、一般入所患者の不満は日ごとに高まり、17年に入ると、それは急速に具体的な動きになっていった。すなわち天城、春日、妙義の男子独身軽症舎に居住する患者たちによって、内密裡に会合が重ねられるようになっていったのである。彼らは、待遇改善のたたかいに決起しようと誓い合った。そして決起にあたっては、何よりも先づ患者弾圧の具である「特別病室」をぶち壊わすことが必要だとした。これを突破口にし、そのうえで本格的な待遇改善闘争を発展させるというのだ。となれば、「特別病室」破壊の事後処理や運動継続

のためにも、五日会内部に決起組の同志を送り込んでおくべきだということになり、次期の五日会役員定期改選時には、春日舎の花井一夫、新高舎(現在の若草舎)の村田力、笠置舎の向井栄一以上三名の当選を期す方針を決めた。

五日会の定期改選は、発足当初から任期半年で1月、6月と定められていたが、昭和15年の会則変更により、改選を4月、11月に改められ、選挙は3月、10月にそれぞれ行われた。そこで決起組は、10月の選挙に向けて密かに運動を展開していったのである。

施設当局や五日会役員に察知されてはならないというので、この選挙運動は夜陰にまぎれ、地を這うように進められた。そしてこの運動への支持者は小さな灯火に浮ぶ影を思わせて拡がり、軽症舎ばかりではなく夫婦舎、不自由舎地区にも波及していった。とくに不自由舎地区に隣接する妙義舎には、不自由舎に居住する患者たちが集まり、切実な実情を訴えたのである。不自由舎の患者たちもまた長靴不足には、ほとほと困りはてていた。降雪から雪解けの季節の間、当園では長靴なしには過ごせない。不自由な身のため作業にはつけず、したがって、わずかに作業従事者には配給になる長靴も手に入らない彼らは、医局へ治療に通うのも一足の長靴を交替で履く状態を強いられた。しかも治療時間に合せるためには、他の者は短靴で行くほかなく、折角足の治療を受けてきても包帯は雪にまみれて濡れ、あるいはぬかるみに嵌って泥だらけになった。彼らは決起組の軽症者に云う。「こんな不自由な身体になって、いまさら将来に何の望みもない。一日として心安らぐことはないのに、まるで早く死ねよがしの扱いだ。おれたちは一日、二日はおろか、何日看護をしてもらえなくとも我慢するから、思いきりの闘争をやってくれ。こんな療養所はぶちこわして一から出直すほうがいいんだ」と。

もちろん中には、戦時下なのだから待遇が悪いのも仕方ないだろうと云う者もいた。だがそうした患者たちも、「特別病室」の存在だけは許せないと言い切るのだった。

たしかに「特別病室」での虐待ぶりはひどかった。建物自体も厚いコンクリートの高塀に囲まれ、各房の格子戸は内側から鉄板が張られているばかりか、房内も腰の丈まで鉄板で、床は角材を並べ、けっしてぶち抜くことのできない堅固な造りだった。天窓は手も届かず、しかも頭も入らない狭さのところに、さらに鉄棒が二本嵌められている。また飯の差し入れ口は、うすい箱弁が二つ重ねてやっと入る程度であり、その差し入れ口さえ外から錠がかけられてあるのだ。もちろん暖をとる設備はなく、湿け放題だから、冬は枕もとに霜柱が立つ。そして月に一回所内浴場に入浴のため連れて来られる彼らをみれば、いかにも痩せさ

らばえて、湯槽にしがみついていても身体が浮いてしまうので、これを世話係が上から押えて浸してやるという有様だった。

決起組は選挙運動を通して療友の気持を知り、強い確信をもった。そしていっそう具体的に闘争戦術をねっていった。と云っても、この決起組にはリーダーシップを握る特定の指導者や、選挙された幹部会というものはなかった。ただあえて〝中核〟らしき役割りをはたした者をあげれば、それは五日会会則によって舎毎に置かれている舎委員で、彼らは舎の意見をまとめ、各舎との連絡に当たっていたのである。

さて、そうした中から生れてきた戦術というのは、決起組を二手に分け、その一つの隊は「特別病室」をぶち壊わすとともに事務本館に火をつけ、併わせて職員官舎をも大いに破壊すること。そしてもう一方の隊は、この襲撃によってやって来るだろう警察その他関係者にたいし、当園入所患者の実情をつぶさに陳情して理解を得、療養生活上の待遇改善をかちとるというものだった。同時にそれぞれの隊編成についても、破壊焼打ち隊には主に青年たちを選び、その襲撃はあくまで若さによる衝動的結果として云いつくろい、極力隊員から犠牲者を出さないようにし、また陳情隊には人生経験が豊かで説得力のある者を中心にすえ、その面での力を大いに発揮してもらうことにした。

しかし、破壊焼打ち隊の方はある程度人選し、決死の二〇名が同意書に署名捺印したのだったが、陳情隊には人材的にまだ欠けるとして、協議の結果、中村利登治を担ぎ出すことになった。中村は熊本県本妙寺の患者部落の代表をつとめ、同部落一斉掃蕩によって当園「特別病室」に送致投獄された経歴をもつ人物だから、おそらく決起組の計画に賛同し協力してくれるものと考えたのだ。だが中村は、決起組の出馬要請にたいして、「わしは本妙寺の患者部落を確固とした形態にし、療養所などには入れられまいとあらゆる努力をした。にもかかわらずこの園に収容されてしまった。その時点からわしの役割りは終ったと思っている。いまさら再度官憲と闘う意思はない」と云い、それを断わった。

中村の出馬が期待できないということで、決起組内部に多少の不安と動揺は生じたが、運動は進展の度を強めており、したがってこの一事をもって引き返えすわけにはいかなくなっていたのだ。しかもこの間五日会役員選挙が行われ、決起組推せんの候補者花井、村田、向井の三名はみごと当選をはたしたのである。第一七期に当たり、同年11月1日就任の五日会新役員は次のとおり。

藤原　時雄　　木村　誠　　山本　好美

福岡徳次郎　小林常太郎　村田　力
花井　一夫　山下　朝一　堀口　一次
向井　栄一　（以上一〇名）

もはや足踏みしている余裕はなかった。花井ら三名には、他の五日会役員の動きを探ぐる任務を与え、いっぽう破壊焼打ち隊の拠点を天城舎、陳情隊の拠点を妙義舎とし、それぞれ決起の準備に入った。この段階になると、夜間の出入りはかえって人目をひくというので、何気ない素振りで昼間集まり、敏速に作業をすすめたのである。天城舎では若い患者たちが焼打ち用の焚木を用意したり、破壊用のカケヤを作るなどした。妙義舎では年輩の患者たちによって、陳情内容の細かい検討が続けられた。そしてついに、いよいよ決行の日がおとずれるのである。

しかしその日が11月の何日だったかということになると、これに参加した患者たちの間でも記憶がまちまちであり、現在では確認する資料もない。ただいくつかの証言を総合し推測するならば、それは同月10日をやや過ぎた頃と思われる。

この日天城舎では南瓜をふかし、春日舎でも炊き出しの用意をした。当時天城舎の舎委員だった水沢定作の証言によると、夕方には霙まじりの冷たい雨が降り出していたという。村田、向井の両名は夕食を終えてすぐ、五日会の主だった役員の部屋をさりげなく訪れ、はたして今夜の決行が察知されているかどうか、探ぐりに出かけた。だが同じ任務をもつ花井は、なぜか出かけようとはしなかった。そんな花井の態度に疑問をはさむ間もなく、予告どおり天城舎につぎつぎと破壊焼打ち隊の青年患者らが集合してきた。

破壊焼打ち隊二〇名は、そこで再び互いの任務を確認しあった。つまり隊を二つの班に分けて、一班を「特別病室」ぶち壊しに当て、二班は本館焼打ちにかかるというのである。まず「特別病室」破壊班は夕闇にまぎれて病棟土堤下に集まり、合図がありしだい、本館の西側を声をころして「特別病室」をめざし馳け上がる。片や本館焼打ち班は本館北側の現在営繕倉庫のある辺りに屯ろし、破壊班が「特別病室」の方角に馳け上がるのを見て、これを合図に喚声をあげて本館焼打ちにかかる。となれば正門の当直守衛が何事かと思って本館へとんで来るだろう、それを破壊班の二、三人で喰い止め、あとの破壊班員らは「特別病室」に直行し、収監患者を救出するとともに建物を破壊する。そしてここでも火を放つ。本館と「特別病室」との双方にあがる火の手をみたら、こんどは総勢で職員官舎への襲撃に向かうという手筈なのである。また最初の「かかれ！」の合図だが、これは陳情隊の拠点である妙義舎から発せられ

ることになっていた。その伝令員が妙義舎より天城舎に走り、「かかれ！」と云う。天城舎の庭には懐中電灯を持って待機する者を置き、そこから望める分館に向けて電灯をうちふる。もちろん分館前にも伝令員がいて、この合図により、直ちに病棟土堤下の破壊隊第一班に「かかれ！」と伝えるわけになっていたのだ。

11月も半ばとなれば、草津高原はもはや冬である。しかもその夜は霙まじりの雨が降っていたというから、いちだんと寒気がつよまっていたことだろう。そんな寒さと重大事決行の緊張感に身を震わせつつ、破壊焼打ち隊の若い患者たちは、各自定められた配置に着いた。そして今や遅しと「かかれ！」の命令を待ち受けたのだった。

こうして用意万端ととのったその矢先き、妙義舎より天城舎へ馳けつけてきた伝令は、まさに青天の霹靂ともいうべき指令を伝えたのである。すなわち「事成らず、計画は五日会に筒抜け、決行隊危うし直ちに徹退させよ、証拠物件はすべて急ぎ処分を――」と。何ぶんにも内容が一刻の猶予もゆるさないだけに、天城舎より分館前への合図を送る係の者は、壊中電灯をその場に投げ出し無我無中で走った。もちろんこの伝達によって、破壊焼打ち隊の決行はすぐさま中止、全員自分の部屋に徹退したのである。

ところでなぜ、いざ決行という時に事態が急変してしまったのかだが、先づあげられる点は、事の重大性に比べて決起組の組織づくりがあまりに粗雑だったことだろう。指導部を置けば万一の場合犠牲者を出しかねないとして、いわば集団指導制をとったことはいいとしても、個々人の主観だけで、この人はと思えば勝手に決起組の目的を語り、加盟をうながした。それは同じ釜のめしを食う療友同士という信頼に立ってのことだったし、実際に決起組加盟を承諾した患者数は、入所者の三分の二にも達したという。しかしその中には、ただ煽るのみの者、そして当然ながら決起組の内情をスパイするために加盟してくる者もあったが、これらを摘発する術をまるで持ち合わせていなかったのである。したがって破壊焼打ち隊出動についても、事前に五日会は察知し、打つべき手を決めていたと思われる。

事実、その日の夕方、五日会の主だった役員のもとへ内偵に出かけた村田と向井は、逆に軟禁されてしまったし、また当日の指令部となった妙義舎では、闘争の方法について、この段階に到ってなお、主に下地区の舎委員が疑義をとなえ、混乱させ、結論を引きのばしており、そのため動きを封じられてしまったからである。第二には、この闘争をあくまで内密裡の決起とし、折角多くの賛同を得ながら、入所患者全体の総意にまでこぎつける努力に欠けた点であろう。もし目標をそこに置いたならば、おそらく五日

会のあり方自体をも変革でき、同時にそうした運動を通して患者の待遇改善要求も、それなりの成果を収めたものと考えられる。とは云え、たとえ不発の一揆に終ったものの、患者監獄「特別病室」の不当性と職員の不正を糾弾し、ハンセン氏病患者の人権を訴えようとしたこの17年事件は、やがて戦後昭和22年（一九四七年）の壮大な「人権闘争」への胎動として、ここに改めて評価されるべきだろう。

さて一揆不発の翌日から、この事件に関係した患者は次々と分館の加島に呼びつけられた。しかし加島は、事件にかかわる直接的な物言いをさけ、「こんな時代だから不満もあろうが、園のやることに協力してくれ」と注意するだけにとどめた。このことからも、施設当局がその時いかに患者の決起に震撼したかが、十分にうかがい知れるところである。ちなみに同年6月20日、朝鮮総督府下で「患者刑務所」を設置していた小鹿島更生園長周防正季が患者李某に刺殺されている。

折しも11月16日、当園開設一〇周年記念式典が中央公会堂にて開催された。この年の当園『年報』によれば、患者定員数九七五名、収容者数一一六二名(男八三五、女四二七)、敷地総面積二二万二二五九・五坪（七三万三三五六㎡)、建物数は患者住宅及び職員官舎その他諸施設を含めると四五八棟、また職員数は所長以下一一八名、嘱託、雇傭員一〇〇名とある。そして同『年報』は、「群馬県は全国第三位の自宅療養患者多数を有する癩県であったが湯之沢部落解消と同時に県下に散在する癩患者の全部を本園に収容する計画を樹てられ本園亦之に協力を与へ昭和十七年十二月末を以って全部の収容を了し無癩県となった」と記し、開設以来一〇年の成果を誇っているのである。

この日式典には、厚生省の古海事務官をはじめ草津町長神林二平ら関係者が参席、同時に栗生神社境内に建立した皇太后歌碑の除幕式も併わせ挙行した。当日は午後から中央公会堂で患者演芸大会が催され、またらい予防協会理事高野六郎による記念文芸の入選発表もあった。その入選作の中には、次のような短歌、俳句がみられ、事件直後だけに複雑な感慨を残すものとなった。

落葉松の青き生垣しげりつつ安けく過ぎし十年をぞ思ふ　橘　芳夫

一すじの煙をあげて浅間嶺は今日も静かに暮れなごみけり　真江島伸

不甲斐なや日本男子と生れ来てこの大御代にむざと病みゐる　大和白玲

山の匂ひ木の実の匂ひてのひらに　相沢青葉城

十年の茨のみちに実の赤く　池田清子

余り温泉の高きより落つ枯野かな　　小島きく江

なお事件後、その日が何日かは不明だが、分館記録によると11月中に中村利登治が当園を「逃走」したことになっている。そうなっているというわけは、実は中村について、施設は各療養所に〝危険分子〟との回状を送り、彼の入所を拒むように仕向けたうえで、「所外追放」の処分をしたとも伝えられているからだ。何と両義足の不自由な中村をである。しかし前述したとおり、中村は決起組の出馬要請を断わっているのだから、直接17年事件との関わりはない筈。にもかかわらず中村がそのような処分を受けたのは、施設当局が彼の存在自体を事件の思想的黒幕と見做したためかもしれない。

また翌18年3月、妙義舎の瀬村幸一が「特別病室」に収監されるが、彼は事件に関与はしたものの、とくに大きな役割りを果したわけではなかった。ただ所外追放の中村との文通書筒を分館の加島に押えられ、そのことだけで「特別病室」にぶち込まれたといわれている。瀬村は一ヵ月で比較的元気に出獄するが、これは収監中にだれかが彼に配食者を通じて鰹節を二本差し入れ、それを嚙っていたためであった。しかし瀬村は「特別病室」だけでは許されず、こんどは所内監禁所のほうへ移され、さらに一ヵ月の拘禁を受ける。そして昭和19年（一九四四年）3月、岡山県の邑久光明園へ移送されたのである。

18　幻の服部記念館

昭和16年（一九四一年）7月1日、連合府県立の療養所全生病院も国立移管され、多磨全生園と改称されるが、同月はじめにその全生園の患者大工部より、平永昌ら六名の療友が当園に派遣されてきた。平らは湯之沢部落解散決定にともない、コンウォール・リーによって同部落に建てられていた望小学校々舎の、当園への移築作業に従事するためやってきたのである。またこの月の31日には、邑久光明園より二八名の患者が、やはり湯之沢部落の建物解体作業のため派遣来園している。

ところで平ら全生園の患者大工たちは、当園に到着して間もなく、まったく思ってもみなかった恐るべき事実を知ることになる。というのは、同じ全生園の山井道太とその妻きたのが、事もあろうに「特別病室」に投獄されていたからである。とくに平にとって山井夫妻は、同園で彼が所内結婚した時の仲人であり、また山井夫妻が急に全生園内で見かけなくなったのは、ただ草津に行ったとだけ聞いていたので、当園に仕事に来れば当然会えると思っていたのだ。

平らをおどろかしたこの山井夫妻の「特別病室」入獄についての経緯は、多磨全生園患者自治会編の同園七〇年史『倶会一処』に詳しい。また同じく全生園の患者作家氷上恵介が昭和27年（一九五二年）に発表した創作『オリオンの哀しみ』も、やはり山井夫妻の悲劇を題材にしたものとして知られている。したがってここでは事件の要点のみにとどめるが、つまりそれは、患者洗濯部の主任を務めていた山井道太が、作業上どうしても必要な部員たちへの長靴の支給を園に求めたのに対し、全生園当局はその要求に応えなかったばかりか、「長靴がなければ傷や神経痛に悪いから仕事はできないと作業をさぼり、汚れ物の包帯、ガーゼ等をくさらせてしまったという理由」（『倶会一処』）により、いきなり山井を検束し当園「特別病室」への送監を強行、馳けつけてこれに抗議した妻きたのまで同罪に処し、他のモルヒネ中毒、逃走癖患者三名共々、山井夫妻を「特別病室」へ送り込んだというものなのである。

全生園当局の圧力によって、同園患者機関全生常会はこうした事情を所内一般患者には意識的に伏せていたらしく、平らは当園に来てはじめてその事態を知り、とにもかくにも山井夫妻の釈放を分館に願い出た。平のほかに、森崎という患者大工も山井夫妻と懇意だった。そこで二人は、当園の仕事を請負っているという立場を利用し、作業のあいまをみては再三にわたり分館に陳情したのだった。いっぽう獄中の山井は、その頃房内の激しい湿気と栄養不足のため本病が急速に悪化し、重態におちいっていた。そして平、森崎らの陳情と、山井が死にかかったことから、夫妻の出獄は7月18日ようやく認められた。だが四二日間の在監によって無惨に病み崩れた山井は、9月1日息をひきとったのである。三六歳だった。また妻きたのは、風水害を受けた外島保養院より全生園へ依託された患者の一人であり、そこで山井と結ばれたのだが、この事件によって全生園を憎み、結局同園には戻らず、この年11月当園より邑久光明園へ転所した。

平ら全生園患者大工部の六名は、こうした山井道太の死を目のあたりにしながら、それでも作業をすすめ、11月には校舎の移築を終えて全生園に帰園するが、翌17年5月、こんどは湯之沢のバルナバ医院等をやはり当園に移築するため、改めて二〇名の編成で来園した。彼らはバルナバ医院の建物を、望小学校々舎とグランドをはさんで向き合う場所に移築し、同時に湯之沢部落解散決定以前に同部落の細野和作から施設が手に入れ、とかくの物議をかもした例の宿屋津久井館の建物を、上地区にある汽缶場東側土堤下に移した。また光明園よりの患者作業員も全生園の組と同様に16年11月いったん帰園し、翌17年には三六名が来て、

引き続き湯之沢の建物解体と官舎地区の道路整備や土堤作りなどに従事している。

11月、再び帰園する時期になり、全生園組のほうは、当園にそのまま希望転所することになった平ら数名を残して帰ったが、光明園組の作業患者たちは帰園する汽車の便がつかず、やむなく全員越年して、18年も土木作業等に従事した。しかしこの年もまた帰園する段になって汽車が確保できず、施設が種々国鉄側と折衝した結果、やっと話しを取り付けた車輌は貨車でしかなかった。光明園よりの患者たちは激昂し、貨車で運ばれるくらいなら当園に居坐ると云い出した。施設当局も他に方法がないためこれを認めることになったが、収容定員数の問題もあり、その見返りとして当園でも光明園転所希望を募ったところ、少年四名をふくむ二三名が募集に応じたのだった。

彼らは明けて19年2月28日、草軽電鉄で軽井沢へ出、その後は貨車に積み込まれて光明園へ向かった。そして北陸線まわりで八〇時間もかけて岡山に着き、ホッと一ト息つく間もなく、岡山駅で待ちかまえていた光明園職員に、すぐさま楽泉園へ帰れと云い渡されたのである。光明園側の云い分は、光明園から軽症な患者を取っておきながら、楽泉園は手のかかる身体不自由な患者ばかりを送ってきたとし、この交換は不公平であるというのだ。軽症患者を労働力とみ、働けない患者は厄介者とする時代である。したがって、光明園側のこうした考え方は当園とても同じだったから、どさくさまぎれの患者交換で厄介ばらいをねらった側としては一言もなく、結局3月6日当園よりの患者たちは全員送り返されてしまうのである。なおこの時、17年事件に参加し、また所外追放の処分を受けた中村利登治との文通が発覚、ために「特別病室」入りをした瀬村幸一も、交換患者と一緒に光明園に行ったのだが、彼は別の手続きがとられていたので、そのまま光明園に入所した。

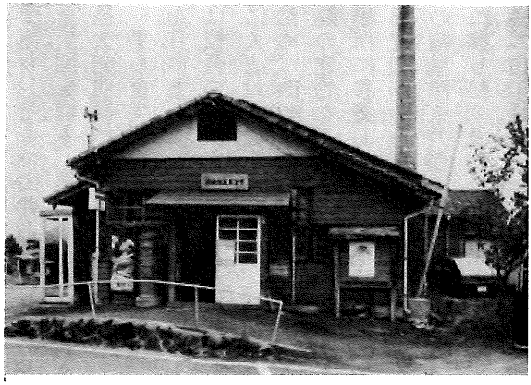

所内に移された草津郵便局分室

さて、右のような経過をたどりながらも、全生園、光明園よりの派遣患者たちの手によって、湯之沢の主な建物はコンウォール・リーが最後に住んだ「光の家」をもふく

め、ほとんど当園に移された。その中には、患者専用の郵便局もあった。これはすでに『前史・湯之沢部落』で述べたように、バルナバ医院を去った服部けさと三上千代が、最初に「鈴蘭医院」の看板をあげ、服部亡き後、三上の努力により湯之沢患者のための草津郵便局分室として業務がおこなわれた建物である。17年12月、それを当園事務分館に接して移築、同時に担当局員の任務をはたしてきた黒岩利市が、新任局員塚野幹夫とともに引ぎ続き所内での郵便業務に当ることになり、ここに他のハンセン氏病療養所に例のない栗生郵便局の誕生をみる。ところで問題なのは、服部けさの遺産として、湯之沢になお遺された同建物跡地の処理に関する施設当局の態度だ。

当時、福島県須賀川町の服部家の戸主は、けさの甥であり、帝大理学部教授の服部静夫であったが、施設当局はこの服部静夫に対し、18年3月24日付にて書簡を送り、草津町湯之沢五七〇番地―一五（二二・六五坪）の、けさ所有の土地の譲渡方を申し出、その文面の最後に「追テ本園ニ於テ近ク服部ケサ氏記念館ヲ建設シ永ク同氏ノ功蹟ヲ伝ヘ申可所存ニ有之候ニ付申添候」と書き加えた。

施設当局のこの書簡を受け取った服部静夫は、叔母けさの記念館設立の意向にいたく感激し、次のような返書を園長あてに書き送っているので、やや長いがここに全文紹介しておく。

拝復御懇切な御手紙拝誦いたしました。

国家ならびに皆々様の御努力により救癩事業が着々と整備され、特に草津湯之沢部落が解散一掃されましたことは、私も実に欣快に存じます。叔母もさぞ地下で喜んでいることと思います。私も中学校時代、高等学校生徒時代からしばしば草津に滞在しましたので、叔母のしごとについては、よく知って居りました。或る時には、大学は医科に入って生化学でも勉強し治癩薬の研究をしようなどと夢のようなことを考えたこともありましたが、いつのまにか、方向がかはってしまひました。しかし、癩についてはその後今日に至るまで関心を失ふことができないでおります。

つきましては、此のたび御申入れのありました叔母所有の土地は、喜んで御寄付申上げたいと存じます。もっとも、先年叔母死去の際、これも亡くなりましたもう一人の叔母〔注・けさの姉〕と共に、あと始末をしました時、大抵のことは整理したやうに考へていましたが、土地が残っていることは意外でした。恐らく整理に当った亡叔母が始末し残したものと思はれます。これはかへってこの度のためには好都合でした。寄付の手続一切につ

きましては、すべて適当におとりはからひ下さるやうにお願ひ申上げます。小生最近は多忙のため草津にもあまり参りませんが、去る十二年、十四年の両夏は寸暇を得て久しぶりで、昔を懐しみながら、湯之沢から栗生の方までいってみました。もし今度寄付の手続完了しましたなら、一度楽泉園へもお邪魔して、いろいろお話をおうかがひしたいと考えております。

なほ楽泉園内に叔母の記念館を御建設下さるやうな御内意を承りましたことは、まことに私一家にとって光栄のことと存じます。もしゆるされますならば、多少の遺品も郷里の実家に遺してありますゆえ、適当と認められるものは、さし上げてお役に立てたいと存じ居ります。

まづは右御返事まで。お手紙は、宛名が多少足りなかったので、少しおくれて手に入りました。小生ただ今、理学部植物学教室に勤務して居ります。しかし御通信は自宅の方へ賜はるやうにお願い申上げます　敬具。

服部静夫

六月七日

古見嘉一様

以上服部静夫の返書を受けて、施設当局は同月11日、「御叔母故服部ケサ子女史御所有地寄付に関しては早速御快諾被下難有厚く御礼申上候」との礼状を当時東京杉並区松ノ木町に在住の服部静夫あてに送り、その文中でも重ねて服部記念館問題にふれ、「尚記念館に保管すべき品御恵贈被下との儀之亦厚く御礼申上候御寄贈を受け得られ候上は将来永久に保管女史の御遺徳を慕ふ事と致度」としている。そして同年7月19日、この服部けさの土地は不動産価格二二六円三〇銭をもって、当園慰安会への所有権移管を完了するのである。

しかるに施設当局は自ら設立を云い出し、また服部静夫にも約束した服部けさ記念館を、ついに建てることはしなかったのだ。もちろん前年4月に米空軍機による本土初空襲、そして一年を経たこの年4月に連合艦隊司命長官山本五十六戦死、12月アッツ島玉砕など、太平洋戦争の戦局はいよいよ悪化するいっぽうの時代であり、実際問題おいそれと記念館を建設できる状況でなかったことはわかる。だが右の土地寄付等に関する園の資料の中には、20年7月12日この土地を二二〇〇円で山本孫七郎へ売却との書き入れもみられ、いわば登記時価格の約一〇倍の値段をつけて売り払いながら、なお記念館設立の姿勢を見せず、その後終戦をむかえ、やがて一連の患者闘争を経るうちに、施設当局はこれをまったくの忘却の彼方へ押しやってしまったのである。たしかに、昭和22年（一九四七年）の「特別病室」

問題に端を発し、全国のハンセン氏病療養所患者が総決起したいわゆる〝人権闘争〟によって、園長古見嘉一、庶務課長霜崎清ら責任者は、左遷や解任に処せられて当園を去っているが、しかし18年当時すでに医務課長の任にあり、服部けさの土地寄付の際も財団法人栗生慰安会の理事として登記書類に署名捺印した矢嶋良一は、24年当園々長に就任したのであるから、彼が服部記念館の設立問題を改めて取り上げれば実現できた筈である。にもかかわらず、矢嶋はそれを果さなかった。

したがって、このことは、云い換えれば古見、霜崎、矢嶋ら当時の施設責任者が、服部記念館設立をエサに服部静夫から不動産の詐取をおこなったに等しく、その道義的な責任は、今も問われなければならない性質のものである。

なお、服部けさの生地である福島県須賀川市に在住の牧師杉原文吾は、昭和41年（一九六六年）5月、自宅敷地内に彼女の業績を記念する「一粒館（いちりゅうかん）」を建て、同館に服部けさの日記その他数多くの遺徳を偲ぶ品々を集めて陳列した。もちろんそうした遺品の中には、けさの甥服部静夫が当園に寄贈する予定だったものも含まれていただろう。しかし同地で服部けさの研究に当たっている武田房子の最近の書信によれば、杉原文吾亡き後この一粒館は閉鎖され、そこに保管してあった遺品等は、今は同市の市立博物館及び図書館に移されているという。また一粒館以前の31年、同じく杉原文吾の発起で、題額吉岡弥生、肖像浮彫佐藤義重の手による「服部けさ子女史顕彰碑」が建立されているが、この碑は今日も同市公立岩瀬病院前にみられるとのことである。

19　強制収容・強制労働

太平洋戦争の戦局がますます悪化の一途をたどる情勢下、反戦勢力へはもとより、国民の中に広がる厭戦気分を一掃するために、国内の治安維持はその弾圧法規によってきびしさをより強め、同時に「聖戦」にはあってならない病――ハンセン氏病の患者狩りも、いっそう情け容赦のないものとなった。もはや患者たちは、まったくの「非国民」であり、「ごくつぶし」としか扱われなかったのである。

しかも、かつて京大医学部の小笠原登が、「本病の発病は、不十分な栄養と生活環境の低下にこそ主要な原因がある」と指摘したとおり、戦時下での国民の長年にわたる耐乏生活と、その度合のふかまりは、当然のことながらハンセン氏病の発病率を急速に高めた。だが、現在までに公表されているハンセン氏病関係資料の中には、戦争末期の全国的発病率についての詳細なデーターが、なぜか欠落して

見出すことができない。したがってそれは、当園の資料によって推測するしかないのだが、湯之沢部落解散と同部落患者の収容を完了した後の18年～20年にわたる当園「収容患者異動表」は、次の数字を示めしている。

区分／年次	収容者数	死亡者数	入所者数
昭和18年	一八九	九四	一、三二二
〃 19年	一八三	九七	一、三三五
〃 20年	一六七	一三八	一、三一三

くりかえすようだが、右表の収容者数は湯之沢解散以後のものだけに、やはり異常といわなければなるまい。また前述したごとく、17年末をもって本県は「無らい県」の宣言をしているが、そのじつ18年よりの三年間で二〇人の新発患者を出している。しかしこのことはさておくとしても、他の五〇〇余人の収容患者が他府県よりのものという点だが、それは当園に受け入れるべき特別な事情があったわけではなく、いわば各療養所ともに収容定員をはるかに超える入所者を抱えていたため、新発患者の収容を互いに分割しあっていたからであろう。

同時に右の表で慄然とするのは、あまりに多い死亡者数である。20年には何とその率入所者数の一〇%を超えるに到るのだ。このことからも、当時患者の置かれた所内生活が、いかに劣悪をきわめたか想像するに難くない筈である。

さて、患者強制収容の実態だが、それはほとんど警察権力をもっておこなわれ、患者や家族の訴えなど耳もかさず、まるで〝罪人〟同様に引き立てたのだった。県内の場合は、警察との連繋のもと当園の収容バスが患家に直接配車され、患者を収容すると同時にモノモノしい予防着姿で患家を徹底的に消毒した。ために家に残された家族は、たちまち世間からも〝らい家族〟のレッテルを貼られ、嫁いでいた娘は婚家から追い戻され、就職していた者は働き口を失い、自営業ならば店を閉じ、学校へ通う子供たちまでが事実上の登校拒否に遭うなど、まさに村八分の苦しみに立たされたのである。

もちろんこうした悲劇的事例は、けっして本県に限ったことではない。昭和39年（一九六四年）、全患協（全国ハンセン氏病患者協議会）はその活動の一環として療養生活研究会を発足し、各支部（各療養所患者自治会）よりの種々のデーターを集約しているが、このうち当支部療研が41年2月に入所者におこなった、当園開所以来の「強制隔離収容による被害実態」の調査表は次のとおりである。

（表1）　強制隔離収容による被害実態

アンケート集計表　　昭和41年2月調査

在園者総数	910
用紙配布数	806
用紙回収数	797
白紙数	162
回答数	635

強制収容もしくは勧告、または世間の圧迫に耐えかねての入所でどのような被害をこうむったか。

項目＼入所年区分	昭和7年～15年			昭和16年～20年			昭和21年～28年			昭和29年以降			入所年別不明	総計
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計		
家族の社会的地位が奪われた	43	17	60	56	23	79	37	32	69	6	5	11	12	231
夫婦離婚した	26	19	45	23	24	47	22	15	37	2	4	6	9	144
家族の縁談に支障があった	62	40	102	90	53	143	61	43	104	10	6	16	12	377
子弟の教育就職口に支障があった	23	17	40	41	21	62	28	34	62	2	5	7	3	174
親類近所の交際がうすくなった	75	37	112	96	48	144	66	44	110	14	7	21	13	400
一家離散転居した	28	15	43	36	19	55	13	20	33	2	0	2	8	141
商売ができなくなった	23	11	34	33	18	51	18	13	31	3	1	4	0	129
土地家屋を失った	24	12	36	24	16	40	25	10	35	3	1	4	9	124
家財道具その外消毒され使用不能になった。補償もされなかった	19	10	29	21	14	35	20	20	40	0	3	3	2	109
保健所、役場、医師、警察など職員から秘密がもれた	39	12	51	42	21	63	35	28	63	4	4	8	3	188
家族内に自殺者が出た（未遂も含む）	3	3	6	9	1	10	3	2	5	1	0	1	1	23
入所する際もしくはその後家族から死んでくれと頼まれた	4	4	8	12	9	21	8	5	13	0	0	0	2	44

右の表の内容もさることながら、とくに他県からの患者輸送の実態もまた、実にむごいものがあった。関西・東北・信越地方より続々と当園に患者が送り込まれてきたが、彼らは輸送車の都合で、その地方ごとに一定数が同一日収容とされた。当日、通常ダイヤに特別連結された患者輸送車がやってくる沿線駅には、最寄りの患家から警官や役場吏員に連れ出された患者が、人目をさけるように顔を伏せて立った。しかるに警官や役場吏員は、そうした患者の気持などお構いなしで、患者の立っている足もとを中心にチョークで円をかき、「この線から外へ足を踏み出すな」と命じたりした。患者は輸送車が到着するまでその場に置かれ、ベンチに腰掛けて休むことも、構内の水道に水飲みに行くことも許されなかったのである。そして患者輸送車がくると、すぐさま車内に押し込められた。乗車口には「癩患護送車」と大きく貼紙がなされていた。患者たちは、この車輛が特別仕立てであって人も寄りつかず、また寄せつけもしないことから、いつしかこれを〝お召列車〟と呼ぶようになった。〝お召列車〟は途中いくつかの駅で患者を拾いながら軽井沢、または渋川駅に着く。そこからは当園の収容バス（二二人乗り）に乗り替え、さらに数時間山道をゆられ、ようやく園の正門をくぐるのである。

19年、こうした護送中の患者が逃亡するという事件が起きた。それは新潟県よりの男の患者で、いわば〝お召列車〟の中では何事もなく渋川に着いたのだが、当園収容バスに乗り替えさせ、渋川市内を抜け鯉沢辺りにさしかかった直後、バスの窓ガラスを打ち破って走行中の車から飛び降り、そのまま姿をくらませてしまったのだ。護送のため同乗していた職員もあわてて車を降り、さんざん探がしまわったが、患者はどこに隠れたのかついに見つけることができなかった。結局収容バスは、患者を見失ったまま戻ったのだが、物陰にひそんでいた患者はその後郷里新潟まで歩いて帰ったという。二ヵ月程経って、同じ患者が再び警察の手によって狩り出され、渋川まで護送されてきた。これを迎えに園の収容バスは再度渋川に向ったのだが、駅に着き構内に一歩足をふみ入れたとたん、患者収容には手馴れている筈の当園職員も思わずびっくりしたのだった。というのは、何とその患者はむかし佐渡送りの無宿者を入れたとおもわれる唐丸籠に入れられ、しかもそれは駅の待合室の外に置かれて衆目にさらされていたからである。この患者の姿には、さすがの当園職員も警察のあまりのやり方に度胆をぬかれると同時に、患者にたいする同情で胸がつまったという。当時すでに当園運転手の職に就いていた黒岩弘一も、この時やはり渋川へ収容バスを運転して行っており、「ああまでする事はなかった。実に可哀想だった」

と述懐している。

また護送中の患者に手錠をかけるという事例もあった。それは20年春、関西からの患者で、大阪駅に連行され、〝お召列車〟を待つ三時間もの間、囚人同様に手錠をかけられたというのである。

なお唐丸籠の患者は、当園に収容されて間もなく亡くなったらしく、その氏名を記憶している者は今はいない。また手錠をかけられたという患者は、当園より多磨全生園に転所し、現在多磨の患者自治会役員として活動している金子保志である。こうした強制収容の苛酷な扱いを受け、当園に入所して三〇分後にはもう息を引きとった患者さえいた。

以上のような患者狩りや、あるいは身体の異常に気付いて医師のもとへ行き、そこで本病と診断され、家族をまもるため隠れるようにして当園に入所する患者たちが後を絶たなかったが、彼らを待ち受けていた所内生活は、療養所とは名ばかりの患者に労働を強いる収容所のそれであった。入所して、まだ西も東も判らぬうちに、少しでも働ける患者は、たちまち半強制的に所内の患者作業にかり出されたのである。では当時の患者作業の種目や賃金等を、当園18年『年報』記載の表でみてみよう。

昭和18年

作業種別及び賃金

種別	各作業種別	作業1日給与
甲作業	木工、大工、甲看護、洗濯、動物飼育、裁縫、農芸、寮世話、理髪、販売、事務、印刷、警防、治療手伝	1日10銭乃至20銭
乙作業	図書、食事運搬、食料品製造、乙看護	8銭乃至10銭
丙作業	乙治療手伝、	6銭乃至8銭

しかし右の表は、なぜか作業種目を正確に記していない。たとえば火葬、営繕、綿打、金工、精米精麦、包帯ガーゼ再生、教員など当時すでに患者作業に組み込まれていた筈の職種が、この表では明らかに欠落している。それはともあれ、こうした作業種目からも推察できるように、当園施設の管理運営上必要欠かせない作業のほとんどが、患者の肩に直接負わされていたのだった。

いっぽう、施設当局が「給与金」または「償与金」とよぶ作業賃金についてだが、16年施行の物資統制令によって、やっとの思いで手に入れた品物はすべてヤミ価格という状況下では、一日六銭～二〇銭までの賃金など、まった

く吹けば飛ぶような額でしかなかった。にもかかわらず、患者は病躯をいたわる暇もなく働かされたのだ。しかも所定作業のかたわら、「奉仕」という名の強制労働に狩り出されたのである。

その強制労働の一つに、炭運びがあった。これについては、すでにいく度かふれたが、ここに改めて書き記しておこう。

標高約一二〇〇mの草津高原の一画に開設をみた当園は、冬期間零下一八度にも及ぶきびしい寒さに襲われた。このような寒冷地にありながら、生活の場である療舎にストーブ等の暖房設備は皆無、結局室内の小さな囲炉裏に木炭を熾して厳寒から身をまもる以外なかった。したがって木炭はどうしても欠かすことができなかったのである。

施設当局は六合村の木炭を買い付け、当初それをトラックで運んでいたが、16年の物資統制令以後ガソリン節約のため、この炭運搬に患者の労働力を当てたのである。同年夏、患者たちは男女を問わず「奉仕作業」として炭背負いの強制労働に従わされた。当時は六合村花敷の炭を買い付けていたので、そこまでまず歩いていくのだが、高原の山道を下って六合村荷付場に出、荷付場より片側はそそり立つ崖、足もとに深い谿谷が横たわる悪路を進み、そしてようやく花敷に辿りついたのだった。その距離約一〇km、足の弱い者は花敷の炭背負い現場へ行く途中で早くもへたばってしまった。しかし炭の配給にあずかれないとなると、それこそ死活問題であったので、多くの者は互いに励まし合って花敷まで歩き続けた。

花敷の現場には、すでに事務分館の係と五日会の役員が待っていて、この「奉仕」作業の意義についてそれぞれ訓辞し、参加者に飴玉二個づつ配り炭を背負わせた。だが俵詰めの炭はそのまま野積みにされていたため、下積みになっている部分は湿りを含んで重く、また俵も弱くなっていたので、背負うのに容易ではなかった。それでも背負子のある者は、がんばって二俵、三俵と背負い、背負子を持たない者は布一枚当てただけの背中に荒縄で炭一俵をくくりつけて帰路についた。女患者も一俵を背負った。そして荷付場まではまだしも、そこから園へ向う山道は、こんどは登りにかかるわけだから、いちだんと苦しい歩行となる。炭の重みに耐えかねて一度膝をつくと、他の者の力をかりなければ立ち上ることもできない有様だった。比較的軽症な患者でさえ、朝八時に出て午後二時にやっと園に帰り着いた。まして身体の弱い患者は、日が落ちて暗くなった頃、まるで這うように帰ってきたのである。こうした炭背負いの強制労働は、秋から冬にかけての期間とくに多くなり、月に五～六回にもわたった。時に使用予定量が運びき

れなかった場合などは、積雪の中を泳ぐようにして炭背負いをしたこともあった。木炭がなくては冬を過ごせないという立地条件と、サボる者があればそれだけ他の者に負担がかかるという事情から、病棟、不自由舎の患者以外は、ほとんどの入所者がこの強制労働に参加したのだった。

ハンセン氏病の特徴的な症状の一つに末梢神経の知覚麻痺がある。そのため手足に傷をつくり易いが、殊に〝裏傷〟とよばれる足裏の傷（瞟穿孔症）は、麻痺していて痛みを感ぜず、しかも日常の用事で歩かないわけにはいかなかったから、患者間で〝万年傷〟という別名がつけられるほど治りがおそかった。そしてそんな裏傷がありながら、この炭運びに加わる患者が数多くいた。もちろん無茶というほかないが、当時は傷をいたわって安静にしていることさえ許されなかったのである。

19年の冬、すでにいく度か降雪に見舞われた或る日、裏傷のある患者の一人が炭背負いに出かけた。雪道に滑らないよう足に力をこめて歩いたせいもあって、炭を背に帰園する途中、長靴の中で足裏の傷が出血し、ついには血が靴に溜って歩くたびにゴボゴボと音を立てるまでになった。しかし麻痺しているかなしさで、それが出血であることに気付かず、長靴に雪が入って解けたくらいにしか思わなかった。だいいち履いた長靴の底から甲にかけて、滑り止め代りの荒縄を巻きつけているので、おいそれと脱いでみるわけにはいかなかったのである。また背中の炭をいったん下せば、背負い直すのに容易でない。仕方なくそのまま歩き続け、園の炭倉庫に荷を置いて自分の舎に戻り、いざ靴を脱いで逆さにしたところ、ザッと流れ落ちた真赤な血が沓脱台の雪をおびただしく染めたのだった。この時になってはじめて彼は、わが身に起こった恐しい事態を知り、気を失なってしまったという。もちろん傷の悪化はひどく、彼は日を経ずして足の切断を余儀なくされたのだった。

このような事例は、けっして稀ではなかった。右の患者の場合まだ長靴があってそれが履けたが、多くの患者は長靴を持たず、雪の中でもゴム製の短靴やズック靴で炭運びの重労働をしなければならなかったのだ。また施設当局は、「長靴の配給を受けたければ、奉仕作業に精を出せ」と云う。

しかも当園の木炭買い付けは、最初の花敷に限らず六合村一帯に及び、時には炭を背負ったまま底ぶかい谿谷に架けられた粗末な吊り橋の、不気味な軋みと激しい揺れに立往生したり、あるいは距離的にはわずかな山道だが、あまり急坂のため這い登ってもすぐ滑り落ち、ようやく登りきるまでに何時間もかかったりで、それは文字どおり〝地獄の労役〟と云い得るほど凄惨をきわめた。

患者への強制労働は、何も炭背負いだけではなかった。病棟のストーブ用や不自由舎の湯沸し用の薪運びもその一つで、すでに述べた「入園者心得」の〝相愛互助〟にのっとり、同病の弱い者のために手をかせというのだ。いまはまだしも、病棟や不自由舎の暮らしは明日のわが身、したがって働ける患者は男女の別なくこぞってこの薪運びにも参加していった。

薪もまた施設が買い付けたもので、運び出す場所はやはり近隣町村にまたがり、ある時は約八㎞離れた草津町谷所(やとこ)まで薪背負いに出かけたこともある。これは一冬かかった仕事で、一日一回を心懸けて運べとの指示だった。とはいえ、往復一六㎞の道のりは患者の足では遠く、一束平均約一二㎏もある生薪を背負うのはこれまた思いのほかの重労働で、それでも女患者や身体の弱い患者は各一束、比較的力のある患者は各々二束を背負い、八㎞の道を園まで運ぶのだった。

作られた薪が手に入らない時は、施設は近くの立木を買った。その立木を伐採し、運び易い長さに鋸引きして、これを園に担ぎ込み、さらに鋸引きや斧を加えて薪に仕立てる、そんな流れ作業も全部患者がやらせられた。とくに園の中腹を鋭くえぐるように迫った通称〝地獄谷〟からの薪上げは、あまりの急斜面のためいっそう苛酷なものとなった。患者が約一m間隔で並び、下から上へと薪木を手送りにする。この手送りを誰云うとなく〝人間鉄索〟と名付け、それぞれが自分の足場を固めてがんばるのだった。こうした薪上げではどうしても手を傷めやすく、常に血染めの薪が混じることになるのである。また万一転ろげ落ちるようなことがあれば、生命の保障はない場所だったので、患者たちは互いに呼び交わし、励まし合い、必死の思いで薪木を引き上げた。しかるにこの光景を眺めみた看護長の加島正利は、「実に壮観」と評し、いかにも満足気に笑う。そんな加島に、患者たちの心は激しい怒りを燃やすのだった。

その他「奉仕作業」という名の強制労働には、発熱患者用に蓄えておく氷室への雪詰め、降雪時の所内除雪と園に通ずる草津道路の除雪、赤松丸太をくり抜く温泉引きの木管作りと敷設替え、道普請、共同水道の小屋掛け、また19年頃からは飛行機油を採取するという松根堀りなどがあった。もちろんどれ一つとして楽な作業はなく、同時にこのような奉仕作業とは別に、病棟・不自由舎の看護は「義務」とされていたのである。もはや療養所どころか、まさにこの園は、患者撲滅の〝墓場〟だったのだ。

なお、前出の全患協栗生支部療養生活研究会（療研）の調査による「表1」と同様、41年（一九六六年）在所者に

（表2）　入所してから現在までにどのような被害損失を蒙ったか

入所年区分 / 項目	昭和7年～15年			昭和16年～20年			昭和21年～28年			昭和29年以降			計			性別不明	総計
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計		
強制的な所内作業に就労させられ病気を悪くし手足に傷をつくった	80	44	124	96	57	153	35	12	47	1	1	2	212	114	326	15	341
医師、医薬品不足で治療してもらえなかった	60	30	90	72	50	122	23	12	35	0	2	2	155	94	249	01	259
食糧不足で栄養失調になった	73	35	108	96	56	152	21	14	35	0	2	2	190	107	297	19	316
道路や暖房設備が悪いので身体障害を重くした	71	35	106	91	49	140	41	3	44	4	5	9	207	92	299	6	308
医師、看護婦の過失によって手足を切断、または失明した	23	12	35	22	14	36	14	3	17	0	0	0	59	29	88	5	93
大風子ブロミン等の治らない薬を自分で買った	62	33	95	99	59	158	32	22	54	2	3	5	195	117	312	12	324
職員に暴力や圧迫を加えられた	22	6	28	25	11	36	6	0	6	0	0	0	53	17	70	2	72
賃金手当を職員にごまかされた	16	4	20	19	5	24	4	2	6	0	0	0	39	11	50	1	51
手紙、文書、小包を検閲された	16	9	25	20	8	28	9	0	9	1	0	1	46	17	63	3	66
優生手術を強要された	47	4	51	38	3	41	16	0	16	1	0	1	102	7	109	4	113
一方的に懲罰刑減食謹慎監禁などを課せられた	5	0	5	9	1	10	3	0	3	0	0	0	17	1	18	1	19

たいする調査でまとめた入所後の「被害損失」（表2）を次に掲げ、かかる患者実態を知るうえでの、参考に供するものである。

20 耐える

恐るべき患者強制隔離撲滅政策のただ中にありながら、それでもこれを国策とうべない、病に罹ったわが身を呪っても、国を護る思いは変らぬと、患者の中にはすすんで国防献金を願い出るものもいた。

当園入所者の国防献金は、すでに昭和12年（一九三七年）7月7日、日中戦争の導火線となった芦溝橋事件勃発直後に行われ、これがラジオニュースになって全国に放送された。多磨全生園七〇年史『倶会一処』の年表によれば、同月16日「ラジオ放送で栗生楽泉園の入所者が国防献金したというニュースを聞き、舎長代表が集まり本院も早急に献金することを決めた」とあり、当園入所者のこの献金が他の療養所にも波及したことがわかる。その後も当園では個々の入所者が国防献金を続けていたらしく、園の雑書綴の中には、19年1月28日付で次のような伺書が残されている。

「国防献金ニ関スル件　伺
左記在園患者ヨリ国防献金シタキ旨願出有之草津町役場経由ノ上献金相成可然哉相伺候

記

氏名　松村マツ
献金額　一金六円一六銭也
内訳　一銭銅貨六〇〇枚
二銭銅貨　八枚
外寛永、文久通宝一一枚

以上」

これと同じ日付で、江口その・献金額五円（飛行機製作費）と記された伺書もみられ、施設はこの二通の伺書とともに右二名の献金を草津町役場に渡している。

しかし、この19年に入って、戦局の敗勢は決定的な様相を呈した。2月1日米軍マーシャル群島上陸、以来南方の前進基地は次々に潰滅、B29による本土爆撃も本格的に開始されたのである。

当園の若い職員たちも多くが召集を受け、ますます療養所としての機能が低下する中で、相変らず加島は分館に陣取り、絶えず患者への睨みを利かせていた。

そしてこの加島の患者にたいする抑圧ぶりは、まさに常

軌を逸し、狂暴をきわめた。したがって当時、彼から受けた患者個々の被害を述べれば実に枚挙にいとまはないが、こうした加島による患者人権無視の所業が、はたしてどのようなものであったかを、次にいくつかの事例をあげて紹介しておく。

19年5月、天城舎に入居していた山名直也が死亡した。当時、天城舎で山名と同室だった水沢定作は、身体を弱くした山名の面倒をよくみ、彼が病棟に入って亡くなると、本県東部にあった山名家に連絡をとり、遺族より所内での葬儀一切を委任されてこれを無事に済ませた。また山名が遺した衣類など友人患者に形見分けした後、国債・有価証券・現金合せて一六〇円にのぼる遺金を山名家へ郵送したのだった。すると程なく山名家より礼状が届き、そこには「佛の供養費として五〇円を送る」旨が書かれていた。五〇円といえば大金で、前稿でもふれたその頃の患者作業中最重労働・特別作業による賃金（実働月二一日、一日二〇銭）の、それは約一ヵ年分に相当し、いくら佛の供養費と云ってもやはり法外な額なので、水沢はすぐさま「葬儀は終えたことだし、もう金の心配はいらない、送金されてきても園が封書の内容まで検閲しており、いろいろうるさいことになりかねないので、どうか金など送らないように」と返事を出した。同時に水沢の胸のうちには、山名の生前中は妻君も娘も面会に来園していながら、死亡と聞いたら葬儀はもとより遺骨すら受け取りに来ず、いうならばすべてを金で処理しようとする山名家への反発と、またそうとしか出来ないかも知れぬ事情を思い合わせ、送金を断わることで、山名家と山名の療友である自分との関わりあいも絶やそうという考えがあったのだ。

ところが、これで事は済まなかった。しばらくして再び山名の妻君より来信があり、彼女のその手紙は供養費問題にはふれず、ただ改めて礼を述べる中で、「うるさく云うのは、加島という職員でしょう」と書かれていたのである。恐らく彼女は、当園に面会に来た折にでも山名から加島のことを聞き知っていたのだろう。手紙のその個所を読んで、水沢はゾッとした。それでなくとも常々患者への来信を厳しく検閲している加島のことだ、間違ってもこの一文を見逃すわけはないと思ったからである。そしてその予感は適中した。案の定、水沢はある朝分館に呼びつけられたのだった。

加島は水沢を睨みつけ、いきなり「貴様はけしからん男だ！」と怒鳴った。「園内の者は互いに助け合わねばならんのに、貴様は金目当てで同室者の死の後始末をし、遺族から金を掠め取ろうとした。しかもだ、その金を職員が横取りするなどと遺族にデタラメを云いやがって、まったく

とんでもねえ悪党野郎だ！」加島はさんざん怒鳴ったあげく、「貴様は特別病室入りだ」と宣告した。

もちろん、こんな事で「特別病室」になんかぶち込まれてたまるかと、水沢は懸命に身の潔白を主張した。佛の供養費にと遺族から送金の話しがあったが、それは断ったこと。また金は職員が横取りするなどと遺族に云った覚えは絶対にないこと等を、手紙のやりとりの詳細な内容まで明らかにして加島の理解を求めたのである。だが加島は、まるで水沢の弁明に聞く耳を持たず、「バカヤロー、貴様が掠め取ろうとした金は、この通り送られて来ているじゃねえか」と、五〇円の郵便小為替を水沢に突きつけて見せ、「ふてい奴だ、昼すぎには特別病室へ入れるから用意しておけ」と云い渡し、いったん水沢を舎へ帰した。水沢は憤満やる方ないまま「特別病室」入りの覚悟を決めて待ったが、その日は音沙汰なしに終った。しかし翌日、また同じように分館に呼びつけられ、加島の一方的な詰問を受けた後、「今日こそ特別病室だぞ」と云われて舎に帰された。が、やはりこの日の午後も音沙汰なしで終った。そしてこんな日々が四、五日続いた。要は加島は、水沢が自分の罪を認めるのを待っているのだ。それを察した他の分館職員が、水沢に「ともかく加島さんに謝ってしまえ」と勧めたが、水沢は、たとえ「特別病室」へ投獄されても、自分は少しも悪いことはしていないのだから謝る理由がないと、がんばった。またこの間加島は、五日会役員の一人山本好美を呼び、水沢の見ている前で、「こいつが掠め取ろうとした金だ、預かっておけ」と、五〇円の為替を渡している。

毎日続く分館への呼び出しと、加島の脅しに、水沢もさすがに疲れはててきていた。そうした水沢の憔悴ぶりをみて、彼の舎の者や親しい療友たちが集まり、五日会が山名家よりの為替を預かっていることだし、この際、五日会々長の藤原時雄に仲に入ってもらおうということになった。藤原は当時五日会々長であるとともに、望学園の教師も勤めており、また天城舎の水沢の部屋には子供が同居していた関係上、その面で水沢の人柄等をよく承知していたので、快くこの頼みを聞き入れ、直ちに水沢を伴なって分館に出向いてくれた。しかし藤原が仲介の労を執ろうとしたのをみて、加島はいっそう激昂し、「藤原、お前はなんでこんな悪党の肩を持つんだ。こいつ(水沢)の目をみろ、見るからに悪党の目だ。俺はこいつを炊事場の煙突に逆さ吊りにして、職員に反抗する患者たちへの見せしめにしようと思っているくらいだ。それを我慢して特別病室に入れるのだ。少しは有難く思え！」と、訳けもわからぬことを我鳴り立て、また藤原は水沢にたいして、「加島さんがあんな

では話しにならない。僕が特別病室入りは何とか喰いとめるから、その代り申しわけに監禁所のほうに一週間ばかり入ってくれ」と云った。水沢は「たとえ監禁所でも、自分から入れば、それはとりも直さず罪を認めたことになる」と、これを断わった。藤原は「では山名家からの送金五〇円を、いっそのこと国防献金にしてもらえないか、それで話しをつけよう」と云う。もとよりその金は山名の遺族が勝手に送って来たのだし、自分には直接関係のないものだったので、この藤原の申し出を受け、さらに水沢自身の金で五円を国防献金に差し出したのである。

そして藤原の云うとおり、このことで加島との話しがついたらしく、以後水沢に分館からの呼び出しはかからなくなった。

次に、このように加島と入所者の間に入り、ある程度の話しができた五日会々長の藤原時雄が、何と加島に殴られるという事件が起きた。それは20年春のことである。

その頃、一度軽快退所した松木という女性患者が、東京で戦災に遭い、本病ではないが身体の不自由な父親を連れて再入所を願い出た。加島は、入所はさせないと云ったが、帰されても住む家がないので是非ともと頼み込んだところ、第二農園の奥にある家屋で良ければということになった。しかしその家屋は、施設が買収したまま長年放置していたためすでに朽ちはて、到底人が住める状態のものではなかった。ましてそこは、かつて「下間」とよばれた土地で、当園開設時に湯之沢患者の労働共救会が請負い、人力だけで作った草津町への迂回路は通っていたものの、患者住宅地から一kmも離れた谷間であった。とは云え、たしかに帰る家はないので、松木とその父親は加島の指示どおり第二農園の奥の廃屋に入居し、辛ろじて雨露をしのぐ生活をはじめた。

これをみた入所者の中から、あれはひどすぎるという声が高まり、五日会としてもさすがに見過ごせなかったのだろう、会長の藤原が分館に出向き、加島に、松木父娘をもっと便利な処に住わせてやってもらいたい旨申し入れた。すると加島は、いきなり机の上の部厚い書類を筒のようにまるめ、手にしたそれで、窓下に立っている藤原の頭を殴りつけたのである。「藤原、お前はいつそんなに偉くなったのだ。職員に指図するとは以っての外、監禁所へぶち込んでやるから、帰って用意しておけ！」

藤原は、加島にくわえられたこの侮辱に耐え、取りあえずそのまま花ケ丘の自分の家に帰ったが、加島の気性を心得ていたので、あまり時間をおかずに再び分館に行き、加島にふかぶかと頭を下げて許しを乞うたのだった。

このことを知った入所者たちは、云いようのないショックを受けた。なぜなら五日会は患者の代表機関というよりも、当時むしろ施設の側に立つものと見ていたし、したがって五日会と施設当局とはすべてに通じ合っていると思っていたからである。その五日会々長の藤原が、患者の要望を持ち込んだばっかりに、手もなく加島に殴られたのだ。職員の目からみれば、それがどんな患者であっても、やはり取締りの対象でしかないことを、この事件は改めて思い知らせたといえよう。

なお松木父娘は、結局戦後の昭和21年秋まで不便な朽ち屋に捨ておかれた。

もう一つの事件も同じく20年に起きた。当時患者給食棟は、西側に豚小屋、南側土堤下に馬小屋を置き、蝿発生など不潔をきわめたが、豚の飼料の残飯を遠くまで運ぶ世話が省け、また配給の米や雑穀運搬に馬車を用いる関係上、馬も給食棟近くにという手間暇だけの理由で、いわば衛生観念などまるで無視していたのだった。

ある日、入所間もない二〇歳そこそこの青年Kと、一八歳ほどの少年Sが散歩の道すがらこの給食棟西の豚小屋に近づいた。牝豚は交尾期にあったのか、柵の中から二人のいるほうへしきりに尻を寄せてくる。これをみたKとSは小屋の傍の桜の枝を折って来て、面白半分にその豚の陰部をつついたりしているうち、豚が急に勢よく後ずさりしたため、桜の枝が陰部にふかく突き刺さってしまった。豚は激しく鳴き、体の向きをくるりと変えた。この時枝が手から離れた。豚は陰部に枝の刺さったまま動き回り、ついにはそこから血が出てきた。おどろいた二人はあわてて逃げ、それぞれ舎に戻ったが、やがて給食棟炊事主任山口馬吉が豚の異常を発見、彼はカンカンになって怒り、すぐさま分館の加島に連絡をとった。山口は、「豚は役に立つがらい病患者はまったくの役立たずだ。犯人は監禁所へぶち込め。死んだってかまわない。犯人が名乗り出るまで患者全員の食餌は半食にする」などとわめきちらした。

加島は直ちに五日会役員と世話係を分館に呼び、患者の連帯責任として犯人を捕まえろと命じた。もちろん豚にいたずらしたKとSは、たちまち捕まえられ、世話係らの手によって分館まで引き立てられたのだった。二人は加島の見ている前で同じ患者の世話係らに殴りとばされ、そのうえ加島の命令で、罰として馬小屋付近に南瓜を植える穴掘りと堆肥運びをやらされた。いくつもの穴を掘り、何回も重い堆肥を運びながら、二人は涙が止まらなかった。いたずらは悔いていたものの、豚以下にしかみられない患者の立場が、何ともくやしくてならなかったのである。

21　飢えと死と

昭和20年（一九四五年）8月14日、日本政府はアメリカ等連合国のポツダム宣言を受諾し、無条件降伏をもって敗戦した。そしてこの事実を国民が知らされるのは、翌15日の天皇の録音放送によってなのだが、当園の場合、まだ所内放送の設備はなく、またラジオを所持している患者は少なかったがその患者のもとに集まり、庭に佇んだりして聴いた。ちなみに前出『倶会一処』の年表によれば、多磨全生園では、この日「午前一一時四五分、職員患者一同礼拝堂に参集して天皇の録音放送を聞く」とある。だが当園では、こうした措置はおろか、入所者にたいする指示は何一つなされなかった。つまり施設当局は、この点に関してはみごと公務をサボったのである。

当園はたしかに群馬県北西部の山岳地帯に位置し、米軍機による本土空襲が東京をはじめとする大都市のみならず、それが県内前橋などに及ぶようになっても、草津方面への米軍機の飛来は稀であり、そのB29の機影を物珍しく仰ぎみる程度に終った。広島や長崎への原爆投下についてもまた、やはり遠くの出来事程度にしか受けとめられなかった。したがって日夜空襲にさらされた多磨全生園当局者の時局把握に比べ、当園幹部のそれは感覚的にもずいぶんと鈍いものがあったと思われる。とは云え、16年（一九四一年）12月8日の太平洋戦争勃発に際しては、施設当局は同日朝直ちに入所患者全員を中央公会堂に集め、開戦の意義を熱烈に説いて聞かせたのだ。事態はまるで変ったとしても、かつて聞いたことのない天皇の録音放送となれば、それ自体国の大事を意味しており、当然国立施設としての責任上これを入所者に周知徹底しなければならない義務がある筈、だが天皇の放送が終った後ですら何らの動きもみせず、施設当局はあくまで黙んまりをきめこんだのだった。

患者の中には、敗戦を歎いて大声で泣きわめくものもいたが、全体的にいえば、それはかえって冷静にすぎるぐらいだった。だから、ヘンに事態を憶測した流言蜚語も飛ぶことはなかった。では患者の多くは、すでにこうした戦争の幕切れを予期していたのだろうか。いやそうではなく、むしろ当園入所者の間には、たとえ敗戦という現実を突きつけられても、これに愕き動揺する、あるいはホッとして喜びあうなどの余裕さえなかったというべきだろう。

実際問題当時患者たちは、慢性の飢餓状態のうえに増々食糧事情が悪化する中で、だれもが栄養失調症におち入り、ふとした余病の併発にも回復する体力を持ち合わせず、まったく呆気ないほど簡単に毎日二人三人と死亡して

いき、それがまさに明日のわが身という極限状況下におかれていたのである。

園の汽缶場のカマが壊れ、したがって蒸気炊きとしてきた給食ができないため、食餌は現物支給の日が続いた。患者たちはその一握りの米や押麦、または小麦粉に、自ら耕やし収穫した南瓜や馬鈴薯を混ぜたり、そのような野菜類も乏しかったので、南瓜の横芽、あかざ、あざみ等も炊き入れて飢えを凌いだ。もちろん遠くの山まで分け入って、蕨、独活、茸類を漁り歩いた。

偶々この年、夏から秋にかけて草津周辺の熊笹に、いっせいに笹の実が生った。笹の実のみのりは凶年のしるしとの古い言伝えがあって、当園患者も草津の一般町民もこれを不吉な兆しとして怯えたが、しかし笹の実は粉にひけば喰べられる。その一事がこの「凶年のしるし」を「自然の恵み」に変えた。草津町民もまた飢えており、同時に空襲を逃がれてきた疎開者が町にあふれていて、患者も町方の衆も先きを争って笹の実を採りまくった。患者の中には両義足のものまでが笹の実採りに出かけ、笹の根に義足を取られながら、必死の思いでその実を採取する姿もみられた。

こうまでしてなお、患者たちは日々の飢餓より脱け出ることができず、極度の栄養失調が原因で次々と死んでいったのである。

所内上地区にある監禁所と並ぶ火葬場は、監禁所と同様南側に通称〝地獄谷〟をのぞむ崖上に位置し、連日遺体を焼きつづけた。火葬は薪によって行われるため、それに用いる薪の確保は容易でなく、まして棺箱を作る材料の松板は決定的に不足していた。そこで考えたすえ、棺箱を上下逆さにする恰好にして、蓋になるべき板のほうに遺体を載せ、箱の部分を上にかぶせた。そして遺体を支えるために棺に縄をかけて縛り、その縄に担ぎ棒を通してソロソロと運んだ。つまり火葬窯に棺を入れる時、かぶせた箱を取り外して次の遺体に使うのである。ところが棺にかけた縄が弛んだりした場合、うっかりすると中の遺体が路上にずり落ちてしまうこともあった。

隠亡（火葬係）は、世話係約三〇人が四人一組の当番制でおこなっていたが、患者の火葬だけでも手いっぱいのところに、草津町からの依頼もあって、所内火葬場は窯の冷えることがなかった。草津町からの火葬依頼というのは、同町の群馬鉄山等に徴用されて来ていた朝鮮人や、海軍の保養所に当てられていた旅館での療養軍人、あるいは疎開者・児童等の死亡者で、いわば町内に身寄りのない者ばかりだった。しかし練瓦作りの粗末な火葬窯では、一日二体がやっとで、それも連日火を入れているためいたみもはや

く、とくに棺の差し入れ口の扉や煙突に故障が多かった。煙突が完全でなければ、当然のことながら十分に遺体を焼ききれなくなり、そんな場合骨上げ前に半焼けの部分を取り出し、人目につかぬよう地獄谷に投げ棄てさることも往々あった。時にどうしても煙突その他の応急修理を必要とし、窯が使用できない期間は、近くの地面に穴を掘り、露天で火葬したりしたのであった。またそうでもしなければ、事実上火葬が間に合わなかったのである。すでに述べたとおり、この年――20年の患者死亡者は一三八名にのぼり、それは同年入所者数の一〇%を上回る数に達している。

なお、39年（一九六四年）5月を以って所内火葬場は老朽廃止となり、同年6月より一般町民の死亡者と同様に、当園患者死亡者も草津町営火葬場にて荼毘にふされるようになった。この間、当園開設以来所内火葬場において骨上げされた患者数は、一〇四五体である。さらに52年（一九七七年）、入所者の一人である恩田五郎左衛門が、患者自治会（会長小林弘明・当時）にたいし、火葬場跡地周辺の残骨拾集と供養碑の建立方を申し出、その資金として一二〇万円の寄付をおこなった。これを受けた自治会は特別委員会を設けて作業をすすめ、同年7月18日に職員と患者一二〇名によって残骨を拾集、9月22日には恩田の寄付金に入所者全員と職員その他の寄付金も加え、一四七万円の資金で同地に供養碑を建立した。碑に刻まれた「供養碑」の三文字は園長小林茂信の筆によるものである。そしてこの火葬場跡地は、現在「つつじ公園」と命名され、入所者の憩いの場となっている。

第三章　人間回復へ

昭和21（一九四六）年～28（一九五三）年

22　五日会役員一新と諏訪の原開懇

戦争は終った。そしてアメリカ軍の占領政策により、絶対主義的天皇制の強権支配の基礎は崩潰し、東条英機ら戦争犯罪人の逮捕や三井・三菱等財閥の改組・資産凍結がなされ、同時に政治・信教並びに民権の自由に対する制限撤廃、共産党員など政治犯の即時釈放もおこなわれた。が、こうした一連の民主化の措置が執られているにもかかわらず、他のハンセン氏病療養所と同様当園の場合もまた、患者処遇のあり方は少しも改められることはなかった。相変らず患者の人権を無視し、平然と患者たちを強制労働に狩り立てたりしていたのである。

しかし20年秋ころより、しだいに従来のハンセン氏病行政と施設当局に対する批判が高まり、これが、さしあたっては施設に協力してきた五日会に向けられる結果になった。

当時、五日会の会長は藤原時雄。彼は15年11月の役員選挙で当選して以来、一貫して同会役員を務め、17年11月よりは会長を歴任していた。時代の趨勢として致し方なかったとはいえ、この間の犠牲があまりに大きかったため、いきおい最も身近にあった五日会役員にむけて、それは噴き出されていったのである。

最初の囁きがしだいに声高となり、入所者の集まる浴場や理髪場などでも、公然と五日会役員への批判が交わされるという雰囲気のうちに、いよいよ21年3月の役員改選期が迫った。五日会組織は、その頃全地域を二六区に分けた常会を基礎に構成され、役員選挙は各常会より一名の候補者を推せん、したがって二六名の候補者にたいし全会員（一五歳未満の児童、精神病者、入所後六ヵ月未満の男女を除く）が全一区制の一〇名連記で投票し、高点順に定数一〇名の役員を選出していた。この一〇名連記制度について、21年度改選を前に一部常会から、「会員の意思表示をより明確にするため、この際三～四名の連記方式をとるべきだ」との意見提出がなされ、藤原ら役員は全常会長を集めて、この点に関する検討をおこなった。

だが、会の選挙規定改正の手続きをとるのには期日がなさすぎることから、結局は現行規定どおり一〇名連記の選挙と決まったものの、こうした問題提起のうらには、いわば現職役員の総退陣を要求する意思がはたらいていたことも事実である。したがって藤原ら役員の多くは、21年度改選に臨んで常会推せんを辞退した。また再び推せんを受けた者も落選し、この時の選挙で一〇名の役員全員が完全に入れ替ったかたちとなった。その新役員は次のとおりである。

会長　大和　武夫　副会長　藤田　武一
役員　大木清太郎　木田　嘉二　村田　整
臣木　至　平塚　辰夫　及川　勝一
滝田　早苗　小島　満（任期中死亡）
堀内　光義（次点繰り上げ）

新会長の大和武夫は、前任者藤原時雄と同様師範学校出で、かつて湯之沢に治療し、同部落解散時に妻君と共に当園に入所、以後自由地区緑ヶ丘で文芸などに専念していた人物だが、とくに目立つ存在ではなかった。また副会長の藤田武一は、ある県庁で課長クラスの職務に就いていた経歴を持ち、一時湯之沢で過ごしたこともあるが、19年に入所、やはり自由地区の栗生ヶ丘で暮らしていたのだった。

この正副会長と新役員が、それぞれ新しい時代の思想を持って五日会に登場してきたわけではない。ただ藤原ら旧体勢への反発が、大和らを一挙に患者代表に押し上げたのである。そして、こうした大和新体勢誕生に象徴的なことは、16年10月湯之沢より大和が当園に移る際、加島は大和の学歴にたいする危惧から、「患者運動に率先して関与しない」旨の一札をわざわざ本人に書かせて入れさせていたのだが、これを大和が完全に反古にし、しかも加島もまた、その折角の一札を何らネタにできなかったという点である。ここにはたしかに、戦後の〝風〟を感じさせるものがあった。さらに五日会役員の一新によって、所内の気風が正されることを願った入所者の期待にたいし、大和らはすぐにこれに応えるエピソードを生んだ。

五日会の新役員は、従来その発足に当たり、加島のいる分館へ揃って就任の挨拶に出向くことが慣例になっていた。大和らもこの慣例にならい挨拶に行った。すると加島が一束のスルメを出してきて、就任祝いという意味であろう、「これでお茶でも飲んでくれ」と云う。ところが大和会長はじめ役員一同は、「こんなスルメがあるのなら、細かくさいてでも病棟不自由舎のものに食べさせてやってもらいたい」と、それを受けとらずに戻った。この話しはたちまち所内に広がり、とかく私利私慾を図り職員との馴れ合いに過ぎてきた旧役員の態度と比較し、快よい感激をもたらしたのだった。

そもそも五日会という会名は、五の日ごとに会合を開くことから付けられたのだが、大和ら新役員会は、毎日のように集まりをもった。一〇日に一回程度の会合ならば作業事務の作業場で間に合ったが、これが毎日となると作業事務に支障をきたすことになるため、第二浴場（現在の藤の湯）裏にバルナバ病院の浴場が移築されたまま放置されていたので、この建物を五日会事務所にした。

そして当面、新役員会がどうしても打開をはからなけれ

ばならなかったのは、やはり食糧の確保であった。と云っても、いわば日本国中が飢えていた時代である。他から食糧を取り寄せようもない。結局自給自足以外に方法はなく、だとすればより広い農地が必要であった。所内の第一、第二農園は患者住宅地から離れた谷間で、農耕地としてはかりにも適しているとは云えず、皆苦労して小さな段々畑を拓き、下肥えの桶一つ担いで行くにも容易でなかった。したがって耕作する患者も、労力の関係上そこに比較的近い下地区のものが多いことになる。しかし当時の入所者数を地域別にみれば、下地区に比べて上、中地区のほうが圧倒的に多数を占め、その上、中地区の患者たちには農地がないという状況だったのだ。となると当然目につくのは、園の北側に面し、上地区に隣接して広がる諏訪の原である。大和ら新役員会は、早速患者による同地の開墾方を正式に施設当局に申し出た。

諏訪の原というのは当時国有の原野で、六合村の荷付場と沼尾の二地区が採草地としての入会権（いりあいけん）を持っていた。もちろん施設としても、以前から諏訪の原の患者農地化については着目し、上地区居住者の再三にわたる要望を受けて六合村との折衝を続けていたのだが、入会権を持つ荷付場、沼尾の村民が採草地を奪われては死活問題と反対したため、一向ラチがあかなかったのである。時には、六合村との間に結んでいた「診療契約」の廃棄までほのめかす文書を送付し、無医村のため村民の診療すべてを当園に依存していた六合村に脅しをかけたことさえあった。

施設当局は五日会の正式申し出にたいし、さすがに困惑の表情を隠せなかったが、患者の食糧事情の窮迫に責任を持たねばならぬ立場もあって、「六合村との関係上許可するわけにはいかないが、見てみぬふりをしているから構わず開墾してしまうがいい。事後の責任は園が持つ」と回答した。五日会はそれならばということで、農地を持たない患者一人当り一五坪（四九・五㎡）と決め、同年8月20日、現在の所内カトリック教会堂北側辺りから六合村諏訪神社入口バス乗場付近までの採草地一帯約三町歩（三ha）にひそかに縄張りをし、同日夕刻より翌21日朝にかけて、大和会長指揮のもと一気に開墾、実に一夜のうちにこれを農地に変えてしまったのだった。昔からの原野で採草地とされていた土地だから、草の根は大地に深く根を張り、耕すのは並大抵の努力ではなかった。が患者たちは、生きんがための意欲を燃やし、夜の暗がりの中で懸命に鍬をふるい続けたのである。

昨日までたしかに採草地だった処が、朝になってみると畑になっている。おどろいた六合村々民は、直ちに草津町の警察派出所に馳け込み、警官も飛んで来たが、訴えのと

おり採草地は畑に変ってしまっているものの、そこにはすでに人影はなく、結局眺め渡しただけで帰って行った。

こうした既成事実をつくり上げたうえで、施設は五日会への約束どおり六合村々長並びに同村荷付場、沼尾両採草組合と談合、そして長野原警察署長、草津営林署長らの立会いのもと、ついに翌22年2月次の『覚書』を交わすことに成功した。

「覚書

吾妻郡六合村大字荷付場、沼尾部落（甲）は其の生草採取の権利を有する吾妻郡草津町大字草津字白根国有林六十林班ほ小班採草限定地に対し国立癩療養所（乙）が開墾の為草津営林署より借地する件に付左記により承認するものとす

後日の為覚書取交すものなり

記

一、乙は甲に対し借地期間中年々乾燥藁六百貫を無償を以って供給する事

二、開墾地として乙が営林署より借地する期間は三ヶ年とす但し期間満了時に於て食糧事情甚敷不良なる場合は特に考慮する事

三、乙は現在の開墾地以上には絶対に面積を増加せざるは勿論之が耕作の為右採草地内の採草等なさざる事

昭和二十二年二月四日　」

なお右覚書二項に基づき、その期間は一二年間に及び、昭和34年（一九五九年）、ようやくこの農地を六合村の採草地に返還したのであった。

23　総和会誕生と隠匿物資

大和を会長とする五日会の新役員会は、前稿に述べた諏訪の原開墾問題に限らず、患者の食糧事情を改善するために、日々全力を傾けて活動した。殊に施設の食糧管理と給食のあり方に目を光らせ、給食棟における入荷、在庫、調理等の状況についてもいちいち点検をおこなうようにし、常に監視を怠らなかった。もちろん戦前・戦中には到底考えられもしなかったこうした活動は、時代的背景もさることながら、やはり入所者大多数の強い要求と支持に根ざしたものであり、この点施設当局もよくみていて、さすがに大和らへのうかつな手出しはさしひかえていた。

古見園長や霜崎庶務課長は患者達の前には姿をみせず、分館の加島は苦虫を噛みつぶし、一年前には「患者より豚が大事」とわめき立てた給食棟の炊事主任山口馬吉も、黙

って五日会の点検を受けた。ただ同じ職場で働いていた山口の妻は、五日会の役員が引き上げた後、塵芥など掃いたその箒で、いかにもいまいましげに患者給食用の炊飯釜の中を掻きまわしたりしたという。しかしこの彼女のヒステリックな行為の中に、当時の職員たちの心境をかいまみる思いがする。

さらに大和らは、この間五日会々則改正にも着手し、組織の強化をはかった。その主な改正点は、①五日会の名称を「総和会」とし、②旧役員会を「常務委員会」と改め、③会長以下の各常務委員のポジションを、庶務・人事・医療・配給・食糧・文化・営繕・作業・事業の九部に分けて担当、④また常会長と世話係を一本化して新たに「組長」制度を設け、⑤この組長会に正副議長等を置くことによって、常務委員会を執行機関、組長会を事実上の代議機関としたのである。

右改正点のいずれもが、きわめて画期的な変革とみることができるが、なかでも組長会（代議機関）の新設については、単なる組織変更以上の意味がふくまれていた。というのは、常会はたしかに五日会の基礎組織であり、その各長は五日会役員会（代表機関）と常会員（入所者）とを結ぶ接点の役割りを担っていたのにたいし、世話係のほうはいわば所内患者作業の一職種であり、当初分館を通じての施設の指示に従い、入所者への物品の支給や交換などの雑事を業務とし、名称どうりの世話係であったにもかかわらず、これが一常会にほぼ一名の配置となり、その任免を分館の加島が直接おこなうようになってからは、完全に加島の意のままに動く〝手兵〟と化していたのである。たとえば主食代りの馬鈴薯等の配給を世話係が担当し、個別にではなく常会単位で俵詰めのまま渡すことがあったが、そんな時、ある常会では俵を開けてみるとクズ薯ばかりだったりして、ために常会員らが世話係に苦情を持ち込む。すると逆に「文句を云うな！」と怒鳴られ、殴りつけられることさえあった。また加島が「特別病室」への投獄を決めた患者を、無理矢理に引きずってでも連行し獄房に繋ぐ。そうした仕事まで何と世話係らがやってのけていたのだ。だが云い換えれば、世話係の作業に就いている以上、それがどんなに無体なことであっても、加島の命令どおりに動くほかなかったのである。つまり大和らは、同じ五日会員でありながら施設側のテコ的作業を強いられ、患者が患者を抑圧する具とされたこの世話係らを、常会区域の担当という点を生かして従来の常会長職と一本化し、そのための区長制度の新設をもって、一挙に世話係作業の内容を入所者本位のものにと転換させたのだった。そしてもちろんこのことは、当時患者組織の強化を図るうえで、実に決定的に

重要な柱となった。

以上の会則改正は、会員（入所者）の承認を得、22年4月1日施行された。また同時改正の新選挙規定により、常務委員は全一区三名連記で、組長は各区ごとの投票で選出を成し、新体勢総和会は勇躍その発足をみたのである。この時の常務委員会新役員は、次のとおり。

会長　大和　武夫　　副会長　藤田　武一
常務委員　大場　操　　保崎　喜一　　富岡　雄二
竹井　明水　　五十嵐正二　　大木清太郎
平塚　辰夫　　寺島　伸一
組長会議長　杉原　久雄

ところがこの大和執行部は、わずか一週間で総辞職をし、一般会員は直ちに次期常務委員会の選挙をおこなわなければならなかった。その総辞職の理由については当時の関係者の証言がまちまちで定かでないが、要は竹井、寺島ら不自由舎に居住しそこから選出された常務委員と、比較的軽症な他の常務委員との間に、当然身体的度合から実務上の格差が生じたばかりか、意見もまた患者同士の被看護者と看護者という互いの立場の違いがあって対立し、常務委員会の討議に甚しく支障をきたしたためと思われる。竹井明水はペンネームを秩父明水といい、すでにアララギ派の歌人として名をなしていたが盲人であり、寺島伸一は両足が義肢の不自由者であったのだ。

総和会第二期の常務委員会は、改選の結果同月9日に成立、そのメンバーは前期の竹井、寺島の両名が退き、これに替って青柳茂、堀内光義が新たに選出されたにとどまり、他は同じ顔ぶれで発足した。

いっぽう施設側だが、彼らは敗戦直後の混乱期に乗じて、実にしたたかな動きをみせていた。庶務課長霜崎清は、20年9月内地勤務の軍隊から復員してきた当園運輸部職員黒岩弘一を使って、まず残務整理中の立川航空隊よりドラム缶入りのガソリン五〇本（10kℓ）をはじめ、小型自動車三台の放出を受けた。うち一台は多摩全生園に譲っている。同じく黒岩の証言によれば、霜崎はその後も国立療養所の名を利用し、貰い受けたガソリンで黒岩に自動車を走らせ、県内の旧連隊補給部などから、患者用として軍靴、地下足袋、軍手、軍足などの放出を求め、それらの品々を園の倉庫に隠匿したのだった。このほか当時のどさくさにまぎれ、あらゆる方面に手を回して、国立療養所と入所患者救済の名目により、まさに貪慾に放出物資を手に入れた。しかし霜崎はそうした物資の中から、わずかに軍靴等を患者作業員らに配給した程度で、あとは患者への衣料、煙草などの配給品に到るまで、すべて入所者の眼がとどかぬよう倉庫の奥に積み置き、折々これらの品々を運び

出しては私腹をこやしていたのである。

だがこうした悪業は、結局自らの手の内よりこぼれて明るみに出るものだ。その発端は、霜崎にとって加島に次ぐ腹心の部下炊事主任の山口馬吉が、22年春、「骨董会」と呼ばれる草津町での闇商品競売市に地下足袋、軍手、軍足、そして煙草などどっさり持ち込んだことにはじまる。これが度重なるうちに「楽泉園には大量の隠匿物資がある」という噂が立ち、その噂を患者たちも耳にするようになった。そこへまた、患者による盗難事件が起きた。しかもこの盗難現場が隠匿物資のある園の倉庫で、盗みに入った患者は倉庫の羽目板を破り、中の真新しい木綿生地を一六反ほど持ち出したのである。霜崎らはおどろいて早速草津町のほうに手を回し、盗品の行方を探がしたところ、盗品とは知らずに買った商人が表われてこれを園に戻した。だが、この商人がかつて湯之沢部落にいたことのある患者回復者だったため、加島は彼を草津町から分館まで呼びつけ、盗品を買うとは何事としぼりあげたうえ、品物が戻ったのにもかかわらず、その品物の値段と同等の弁償金を取り上げたのである。何ともふてぶてしいかぎりで、この盗難事件の調査に当たった警察も、さすがに呆れたという。

いずれにしてもこの盗難事件をとおして、総和会は施設に隠匿物資のあることを確かにつかんだのである。

24　悲惨！保育所児童

わが国におけるハンセン氏病患者強制隔離撲滅政策の内容の一つに、「断種」があった。これを率先提唱し、自ら患者の優生手術（ワゼクトミー）を実施したのは光田健輔である。

光田は明治42年（一九〇九年）9月、らい予防法に基づく第一区連合府県立療養所全生病院開設時に、東京市養育院より医長として同院に着任、大正3年（一九一四年）2月には院長に任命されるのだが、多磨全生園七〇年史『倶会一処』によれば、その全生病院で断種のための輸精管切除の最初の手術が行われたのは、彼が同院々長になって約一年後の「大正4年4月24日」とあり、そしてこれがおそらくわが国初の、ハンセン氏病患者にたいする断種だったろうと考えられる。また同年内務省はこの断種手術について、表向きは「患者本人の承諾を得ること」を条件に許可を下している。

当時全生病院では、回春病院（熊本）の創立者ハンナ・リデルの主張する、患者に子孫を残させないための性分離施策をとっており、所内を男性居住地と女性のそれとに分

け、とくに女性患者寮の一帯を一丈余の板塀で囲い、男性患者の出入りを禁じていたという。だがそんなことで完全な性分離ができるわけはなく、男女交際は塀を乗り越えておこなわれ、ついには〝通い婚〟をみるに到った。その結果当然妊娠する女性患者も出た。光田はこうした事態を防ぐために、男性患者の優生手術を断行するのだが、彼は本病は遺伝にあらずとしながら、結局は患者の徹底絶滅をめざすことに手段を選ばなかったのである。

湯之沢部落では、やはり光田によって、大正15年（一九二六年）希望者を募ったかたちでこの手術が行われている。

当園での断種手術は、昭和10年（一九三五年）1月、三名の男性患者が同時に受けたのが最初である。以後これが所内結婚の条件とされたが、ただし湯之沢から夫婦で入所して来た者については、本人たちの希望がないかぎり構いなしだった。というのも、当園開設の主目的がいわば湯之沢患者の吸収にあったため、同部落よりの移転入所の患者については他の一般入所者と異なる特別な配慮が、このような面でもなされていたわけなのである。したがって当園にはもともと性分離施策などなく、また当初から湯之沢よりの患者の夫婦にたいする特待措置がみられたせいもあって、断種手術が所内結婚の条件とされた後も、これを拒否する患者が出たりした。しかしこのような当園においてさえ、俗に〝筋切り〟とか〝土管はずし〟とかよばれた断種の実施数は、同手術開始の10年1月より16年8月までの約七年間だけでも一四〇例にのぼっている。

さて、湯之沢よりの子連れ患者の収容を契機として、昭和8年（一九三三年）4月に開設をみた栗生保育所が、15年（一九四〇年）、それまでらい予防協会の委託により直接運営に当たってきた日本救世軍の手をはなれ、以後施設の責任において管理運営されるに到ったことは、すでに「保育所と分教場」の稿で述べたとおりである。そしてその措置を執った主な理由が、二度にわたる火災発生の責任と、救世軍より派遣された保育係らが保育所予算の一部を救世軍に送るなど子供たちを〝食いもの〟にしているという批判によるものであったにもかかわらず、施設当局は、こんどは自ら負った保育所管理をむしろ余計な仕事として受けとめ、改善策を講じるどころか、かえって保育職員の削減をはかるなど、いっそうの待遇悪化に追い込んだのだった。じじつ15年には、学齢児二二名、乳幼児四二名、計六四名に対し保育係九名が配置されていたのに、翌16年保育児童数八一名への増加をみながら、保育職員は二名減の七名とし、さらに19年からはこれを四名にまで削減している。しかもこの頃がまた保育児童数の最も多かった時代（別表参

照）で、17年の最高九六名、18年九一名、19年九一名、20年九四名と、狭い保育所内はまさに鮨詰めの状態を呈した。乳児室は一定の広さを保つ建物になっていたが、幼児と学童は一〇畳間六室に寝起きしていたわけだから、いかに子供とはいえ、一人畳一帖分にも満たないほどの窮屈さだったのである。

もちろんこれらの保育所児童すべてが、湯之沢や当園の患者の子供ばかりではない。栗生保育所開設初期に保母を勤め、一度辞めてから戦後再び保母に就任した西堀やまの提供資料によれば、8年開設以来廃止直前の39年に到る入所児童数二二二名の出生地は、湯之沢三九人（一八%）、所内四一人（一七%）、一般一四二人（六四%）とあり、いわばその大半は外部での出生児童に占められていたのだ。

15年、当園管理に移った際保母等の交替もなされ、その時新しく保育部主任に就任したのが岩田たまで、この岩田の保育方針により、子供たちはいっそうむごい仕打ちを受

保育所入所児童数調

各年度末調　栗生楽泉園

区分 / 年度別	学令児童数	乳幼児数	計	職員数
昭和8年度	4	9	13	4
〃 9年〃	8	17	25	5
〃 10年〃	7	24	31	7
〃 11年〃	16	18	34	8
〃 12年〃	15	31	46	9
〃 13年〃	23	32	55	9
〃 14年〃	20	31	51	10
〃 15年〃	22	42	64	9
〃 16年〃	31	50	81	7
〃 17年〃	57	39	96	7
〃 18年〃	66	25	91	7
〃 19年〃	71	20	91	4
〃 20年〃	73	21	94	4
〃 21年〃	40	18	58	4
〃 22年〃	40	14	54	11
〃 23年〃	45	12	57	13
〃 24年〃	50	11	61	15
〃 25年〃	52	11	63	13
〃 26年〃	40	12	52	12
〃 27年〃	37	16	53	8
〃 28年〃	42	7	49	9
〃 29年〃	38	9	47	8
〃 30年〃	32	8	40	9
〃 31年〃	28	5	33	8
〃 32年〃	22	3	25	7
〃 33年〃	24	1	25	5
〃 34年〃	17	3	20	4
〃 35年〃	17	2	19	5

けることになるのである。岩田は就任早々、保育所地域の入口に「病者立入るべからず」の立札を建て、予防医学を理由に保育児と患者父母との交流を一切断った。つまり岩田は、保育所内に患者父母の目がとどかぬようにし、そのうえで自分たちの好き勝手に同所の運営をおこなおうとした、と云えよう。

では、その頃の保育所児童の生活はどうであったのか、次に、当時保育所で過ごした体験をもつ当園患者渡部とし子の証言を聞いてみることにする。

「私は昭和13年4月、一四歳で保育所に入所したのですが、やがて保育部主任の西堀さんが辞めて、その後に主任として来たのが岩田たまさんでした。岩田という人は本病を極度に嫌い、私たち子供を患者の親には会せないようにしました。どんなに用事のある時でもなかなか面会はゆるされず、やむを得ない場合でさえ窓のガラス越しにしか面会できなかったのです。

また悪さをした子供には、食事の時御飯を与えぬまま食卓に坐らせました。二食も食べさせられないで、黙って坐っている子供もいました。

衣服は皆同じもので、足袋は一年に一足支給されるだけでした。私たちは我慢ができないほど寒い日に足袋を履き、我慢できる日は仲間の子供たちに盗まれないよう、いつも足袋をふところに入れ、裸足で歩いたのです。」

この渡部は、他の二人の女子とともに高等小学に進学し、卒業後は〝お礼奉公〟と称する保育所での下働きに使われている。その後17年にらい予防協会の資金援助により、保育所卒業生対象の授産施設「つつじケ丘工芸学園」が同保育所敷地内に設立された。そこでは男子に木工、女子にタイプの職能訓練が行われることになったが、女子のタイプ部はほとんど名目に終り、約一〇名ほどの男子が、本県沼田から招かれた指導員近藤将照によって、家具その他の木工技術の訓練を受けたにとどまった。しかし20年にはこれも閉鎖している。

ところで先きの渡部とし子の証言だが、彼女は続けて次のように語る。

「――私はお礼奉公の只働きをしているうち、やがて園より雇員としての辞令を受けて、一定の給料がもらえるようになりました。けれどそれは、当時二五円だった保母の月給にたいし一五円でしかなく、またその一五円の中から六円の食費を引かれるので、手取りはわずか九円でした。私たちの仕事は、乳児の世話、洗濯、炊事などのほか、子供が相手なのでまったくキリがなく、学校へ通う少し大きな者には用事を云いつけて手伝ってもらわなければ、とうてい間にあいませんでした。

保育所児童の年令別死亡数

（昭和８年～昭和29年）

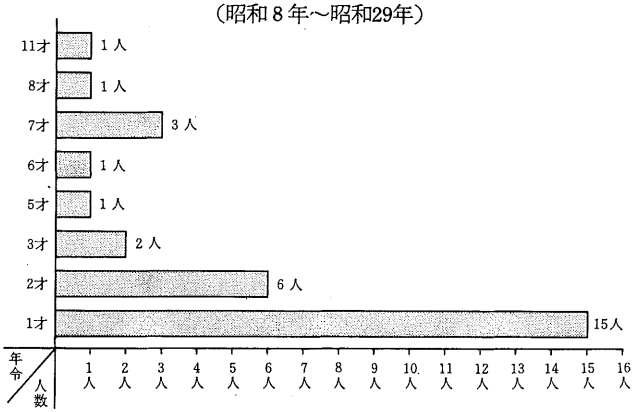

私は21年に保育所勤めを辞めたのですが、その間にもずいぶん子供たちが死にました。それもほとんどが乳幼児で、岩田主任さんは赤ん坊がミルクも何も呑まなくなって何日も経ってから、やっと園の先生に診てもらうというやり方だったため、いつも手遅れで死んでいったのです。しかも岩田さんは本病を嫌っていたので、子供が病気になっても患者の親に知らせず、死んだ時はじめて通知をし、急を聞いて馳けつけた親に、やはり窓ガラス越しにしかその子の死に顔を見せなかったのでした。そして火葬した後、火葬場まで呼び出しておいた親に子供の遺骨を渡し、それですべてを済ませたのです。

戦争で食糧事情が悪くなるにつれ、乳児に次いで二～三歳児の死亡率もしだいに高くなってきました。

なぜなら、学校へ通う子供たちは智恵をはたらかせて、近くの畑などから芋や大根を盗み、生のままにしろそれを食べ、いくらかでも飢えをしのぐことができたのですが、幼児にはそうした盗みもできず、ただ与えられる食餌をとるだけでしたから、ただただ痩せていくいっぽうでした。今、ときどきテレビで戦禍に遭った東南アジアの子供たちの姿を紹介していますが、あの頭や腹ばかりが妙に大きく目立つ子供らを観ると、私は同じようだった保育所の幼児が思い出されて、涙がとまらなくなってしまうのです。」

こう云って、渡部は絶句してしまったが、野菜の盗み食いで辛うじて生命をつなごうとした学童たちもまた、それが岩田らに判った時はひどい折檻を受けた、浴槽の縁から湯の中に何度も顔を押しこめられたり、積った雪の上に投げ出されたり、棒で体中を打たれたり、もちろん所内の食餌を二度三度と与えられなかったりした。しかも17年には、折檻のため南京袋に閉じ込められた一一歳の子供が、その袋の中で窒息死するという事件まで起きた。だが

これも警察沙汰にはならず、単なる病死で片づけられたのである。

そんな状態の中にあって、ただ一人子供たちを慰めてくれたのは、教育部主任蜂須賀要の存在だった。蜂須賀はほぼ岩田と同時期に妻子を伴なって着任したのだが、彼は保育所児童と自分の子供とを分けへだてなく扱い、食物なども工面してきては同じ食卓で与えたりした。しかしその事が岩田を怒らせ、ついには霜崎庶務課長によって、「保育所運営の方針に違反する」との理由のもとに、20年この蜂須賀は解任されてしまった。

また霜崎の妾と噂されていた岩田も終戦後間もなく辞め、代りに菅野コト子が就任する。この菅野という保母がまた岩田以上に子供たちをいじめ、保育所児童の生活は増々悲惨なものとなった。現在東京清瀬市に在住する竹田花子は、21年11月より22年4月まで栗生保育所に勤めており、その当時の模様を次のように語っている。

「私が栗生保育所の保母に就任した時、菅野さんが一切を取り仕切っていました。新井という保母もいましたが、彼女は菅野さんの云うなりに動く人で、新任の私は孤立していました。私がまずふしぎに思ったのは、当保育所では、子供たちが足袋を履かずにふところに入れて歩いていることです。それほど草津の冬はきびしく、子供たちへの足袋の支給が少なかったことを、私はほどなく理解させられたのですが……。菅野さんは保育所内を回る時、いつも竹の棒を持ち歩き、悪さをしている子供を見つけると容赦なくその棒で叩くため、子供たちは常に怯え、明るい表情をみせることはけっしてありませんでした。

聞くところによると、菅野さんも同じような境遇の近くの保育所出の人だそうですから、ああした子供いじめは、心理学的な意味で〝近親憎悪〟というものではなかったかと思われます。ともかく彼女の行為は、子供たちへの鬱けというよりもただ憎しみの表われとしか受けとれぬことが多く、私は戸惑うばかりでした。

何ぶん当時のことですから、子供たちばかりでなく、私たち保母も常に空腹にさいなまれていました。そして私が今だに悔いてやまないのは、子供たちが寝静まった夜中、菅野さんや新井さんの誘いに乗って、子供たちへのわずかな給食分の中から食物を掠めとり、ひそかに三人で食べたことです。これが保母の役得とされていたようですが、私は今日に到ってもなおそんな醜い自分の姿を夢にまでみ、恐ろしく後悔しています。」

結局竹田は、胸を患らうなど健康を害して辞めるのだが、菅野らはこの竹田の「告白」どおりのことを、その後もさらに続けていたのである。

だがその間20年11月、長年にわたる保育児童父兄会設立の運動がみのり、ようやくその発足をみ、会長には、かつて当園初の入所者五味勘三郎を湯之沢部落から背負ってきた、あの渡辺淳が選ばれたのだが、しかしこの父兄会も、直ちに菅野らによる保育所運営の実態をつかむに到っていなかったのである。

25 人権闘争

(一)

占領下の昭和20年（一九四五年）12月、衆議院議員選挙法は大巾に改正され、翌21年4月その新選挙法により、通算第二二回、そして戦後はじめての衆議員選挙が施行された。この改正で、選挙権の年齢を引き下げ、また男女平等の原則から、満二〇歳以上の男女を有権者とした。つまり、この時ようやくわが国の婦人も参政権を得たのである。

ハンセン氏病患者の場合、療養所へ入所と同時に選挙権を剝奪されたのだが、『全患協運動史』（全国ハンセン氏病患者協議会編）によれば、「21年6月24日・衆議院議員選挙で入所患者がはじめて選挙権を行使」とあり、療養所入所患者もまた選挙権を得るに到ったのだ。しかし当園では、当該選挙区に同様の衆院補欠選挙がなかったことからこの時点での選挙権行使はみられない。そして翌22年、憲法及び地方自治法の施行に関連して行われた4月5日の知事・市町村長選挙では、草津町長選挙は任期上の都合で見送られたものの、初の知事公選で法的には確かに患者にも選挙権が保障されていた筈なのに、なぜか当園入所者がそれを行使した形跡は認められない。さらに4月20日参議院、同25日衆議院の選挙についても、県・町の選挙管理委員会へ調査方依頼してなお患者の選挙権行使の是非は判然としないのである。したがって当園患者が、町選管により投票所と定められた所内中央公会堂において、明らかに投票行為を行なったのは、同月30日執行の県会議員並びに草津町議会議員選挙の時からだった。

この町議選挙では、公務員に被選挙権が保障されたため、当園職員の渡辺明（営繕主任）、中込鍠一（歯科医）、山中昌（書記）、山口馬吉（炊事主任）の四名が立候補し、患者たちはこれを支持して、四名ともに当選した。

また本県では、ついで8月15日投票の参議院議員補欠選挙の公示がなされ、この頃になると、当園有権者に向けての所外からの選挙運動もしだいにおこなわれるようになった。そのような中で共産党候補の運動員も来園したのだが、彼らは選挙運動を通して患者のおかれている実態を知

り、これを問題化して患者と話し合ううちに、ついに患者自身が決起し、歴史的なあの人権闘争の火ぶたが切っておとされるのである。

(二)

いっぽう施設側は、22年に入った頃より再び患者たちにたいして強圧的な姿勢をみせはじめ、総和会へのまきかえしを図ってきた。たとえば、上地区の一部患者が所外諏訪神社裏の雑木を焚きものに伐り、その事で六合村から苦情を持ち込まれると、加島は患者自治組織総和会を無視するかたちで盗伐した患者たちを分館に呼びつけ、「貴様ら、監禁所へ入れるぞ！」と脅したり、長靴の支給も再び特定作業者のみにしぼるなどし、これにたいする大和執行部の抗議をも受けつけようとしなくなっていた。

それでいて、たとえば温泉管の故障で患者が入浴できなくなっても放置し、やむなく大和らが所内軽症者に呼びかけ、温泉管修理の〝奉仕作業〟を、こんどは患者自らがすすんでやる恰好となった。汽缶場で使用する薪集めも結局執行部の責任になすりつけられ、病棟、不自由者の看護体勢ですら、同じく患者側がそのやりくりをしなければならなくされてしまったのである。そして、このような施設当局の無責任な態度を追及した執行部は、当時副会長だった藤田武一の述懐によると、「特別病室」や所内監禁所への投獄を覚悟してかかるというような状況にさえなってきていたという。

だが、こうした施設側のまきかえしを受ける中で、大和執行部と会員たちは、しだいに霜崎―加島―山口（馬）らの人脈とその不正の数々を、さまざまな機会をとおしてつかみはじめていた。

当時キャッチした彼らの不正の一つに、患者労働にたいするピンハネがあった。まず終戦直前の19年頃、草津町谷所付近の県道改修工事に患者たちを就労させ、わずかばかりの賃金を患者に支払っただけで、あとは全部霜崎、加島らが懐に入れてしまったこと。また20年から21年にかけて、同じく草津町の光泉寺で所有地の山と草原を開墾することになり、これにも患者が就労したが、寺側は坪当り六円の金を園に支払ったらしいのに、患者たちは寺への〝奉仕〟で片付けられた。さらに諏訪神社近くにあった松葉鉱山へ働きに出ていた患者たちも、施設を通しての就労だったために、やはり霜崎、加島らによって長年ピンハネされていたことなどが、ようやく判りかけてきたのである。

そのうえ、治療材料が極度に欠乏しているさなか、施設よりの仕事として、患者の馬方作業員が中味のわからぬ俵を町の運送店まで運ばされたが、重さや手応えから、それ

はどうやら包帯やガーゼ用の反物ではなかったかとの疑いも生じてきた。しかも総和会常務委員会が施設当局側と種々折衝しているうちに、入所患者数にはずいぶんと〝幽霊人口〟のあることがほぼ判明してきたのだ。つまり施設は、その分の予算を彼らの好き勝手に使っていたのである。とはいえ、いずれもまだ確かな物的証拠を握ったわけではなく、疑惑を濃くしてもそれ以上の手段に出ることはできずにいた。

戦後間もない時期に、当園でも職員組合が結成され、初代組合長に庶務の井上謙、副に医官の竹田正之を選出していたが、幹部職員のこうした不正について、いまだ患者側総和会と連帯し共に行動するまでの組織力を持つには到らず、また同年2月1日、官公庁と民間労働者あわせて六〇〇万人が、時の第一次吉田内閣にたいして敢行しようとした、いわゆる「2・1ゼネスト」は、米占領軍によって弾圧・禁止に遭い、結成したばかりの当園職組もまた一定の打撃を受けるのだが、しかし患者側もそうした事態に対しさほどの関心を寄せていなかった点からも、当時双方が個々に足踏みしている状況だったことがうかがえる。

三月に入って、米軍政部のポールラッシュ軍医中佐が来園視察した。彼はすでに数度当園を訪れており、いくぶんか患者の事情にも通じてきていて、この時も最初同席していた施設幹部を退けてから、総和会代表に「困ったことがあれば連絡せよ」と云った。大和らは、このポールラッシュの言葉に励まされ、勇気をふりしぼって施設に対峙した。

折しも多磨全生園では、前年制定施行された「生活保護法」の適用を患者全員が受け、一人月々七五円をもらっているとの情報がもたらされた。大和執行部は、さっそくこの件について霜崎、加島に問い合せるいっぽう、当園職員で町会議員でもある渡辺らに糺したが、渡辺らは、生活保護費が国、県、町のそれぞれの分担金によって成り立っており、県や町ではそうした分担金が負えない現状なので、患者の要求は容れられないとの説明をくりかえすだけだった。だからと云って、同じ国立療養所でありながらこのような差異があっていいわけはなく、しかも幹部職員の不正の疑いもあったので、6月、執行部は先きのポールラッシュの言葉にしたがい、米軍政部あてに患者の実情を訴えた書面を送ることにした。ちょうど一ヵ月前の5月3日、戦争放棄と主権在民をうたい、基本的人権を保障する『日本国憲法』の施行をみたにもかかわらず、まだ当園の患者たちは屈辱的な扱いと抑圧による不安に怯え、いわば上からの〝恩恵〟なるものには何らあずかれないでいたのである。

ところで米軍政部あての訴状だが、いざそれを投函する段になると、これがまた一ト思案だった。というのは、所内特設の郵便局を通じればほぼ確実に施設の検閲を受けることになるだろうし、また草津町の郵便局には加島の娘が勤めていて内通されやすい。いろいろ考えたすえ、大和執行部は役員の一人を長野原町まで派遣し、そこでポストに投函する方法をとった。しかしこの訴状にたいする米軍政部やポールラッシュ個人よりの回答、あるいは施設当局への具体的な措置などないまま、日は過ぎていった。そしてこの間、炊事主任で町会議員の山口馬吉が長野県沓掛で米の買い付けをやり、食糧品統制令違反の現行犯で逮捕されたのを、庶務課長の霜崎がもらい下げに行くという事件が起きるが、これも患者のための食糧確保ではなく、あくまで患者救護の名を騙っての彼らのブローカー行為であった。

(三)

草津には、毎年土用の丑(うし)の日に温泉の源泉を同地内各浴場に分湯する丑湯祭という神事があった。この習わしは古くからのもののようだが、実際に観光的色彩の行事として盛んになったのはようやく昭和10年で、しかし太平洋戦争下に中断、終戦後の21年再び復活した。そして22年戦後二回目の丑湯祭はちょうど8月1日に当たり、この日皇族の高松宮が来草、午前中に当園を視察した。

その時のもようについては、21年12月に創刊をみた患者の編集による当園機関誌『高原』の、22年9月号に庶務課長霜崎清が「高松宮殿下の御来園を忝ふして」という一文を寄せており、それによると高松宮の所内視察の際、「殿下の御希望で特別病室を御覧に入れたが、御自身で入られて従来の利用状況等について、いろ〳〵と御下問をかたじけのふした」とある。当時はもう収監者はなくなっていたが、霜崎が「特別病室」についてどう説明し、高松宮が何を問うたかは、今となっては不明である。ただ最後に宮が立ち寄った栗生保育所に関しては、霜崎の通り一遍の紹介文ではすまされない宮の発言があった。すなわち高松宮はその視察の感想を、「ここは日本一きたない保育所ですね」ともらしたというのだ。それがはたして、施設当局者への非難を意味したものかどうかは判然としないが、ともかく当時の保育所は障子や畳など破れほうだいの、まったく惨めな状態だったのである。

また霜崎の右の一文が掲載されている『高原』の同じ号に、総和会代表の大和武夫が高松宮歓迎式の折に行なった挨拶「高松宮殿下をお迎して」が載っているので、次にその訴えの部分を引いておく。

「――我々はどうした宿命か不幸にして且、非惨極まる

病気に犯されました。世にありました時は皆それ〳〵善良なる国民として働いてゐたのでありますが、一度病気となりますや宛ら罪人の如く住み馴れた懐しい故郷は遂はれ親子兄弟夫婦は生木を割く思ひにてわかれ友達は糸を断ちた如くその消息は途絶え地位も名誉も財産もかなぐり棄てゝこの療園に集って参りました。

日夜絶ゆることなき病苦と闘ひつゝある我々に物資の窮乏、道義のたい廃、インフレの昂進と云ふ種々の社会的悪条件はこの山峡の療園へも容赦なく嵐の如く冷たく吹き荒んで居ります。この嵐の真只中にさらされ喘ぎ狂ふ我々の姿は悲壮と云ふよりむしろ惨酷であります。止むを得ず我々は荒れ果てた原野に不自由な体を提し鍬を揮ひ、生きんが為の百姓をすることに依って食の不足を振ひまた収入の道なき我々はその日の小遣にも窮し一般社会人以上の窮乏にたえて来ました。然し乍らそれも極限に達し明日を想うとき暗胆たるものがあります。かうした窮乏生活にその日〳〵を追はれ乍ら山の彼方の郭公の声をきいては父母を恋ひ渓深く啼く仏法僧の声をきいては愛しの我が子を思ひ、冴え渡る天の川を眺めては懐しいふるさとを憧れ人知れず男盛りの男の涙を流すことさへあります。遠く世を離れ朝には浅間の噴煙を仰ぎ夕には白根の夕映に接しつゝ病を養ふ者のかうした感懐はロマンチックなホームシックであり単なるセンチメンタルであるかの様に見えますが、この感情、この気持をロマンチックなセンチと片づけるにはあまりに深刻であります。――」

ところで、やがてまき起こる患者人権闘争の、そのエネルギー誘発の役目をはたすことになる共産党だが、同じく22年8月、当時党中央委員で関東地方労働組合協議会議長の伊藤憲一が痔の術後の湯治のため来草し、大阪屋別館に投宿していた。そして伊藤の著書『解放戦士別伝』の中の「栗生楽泉園事件」によれば、そこへやはり関労協の財政部長をしていた真穂七(まさほなな)が喘息を治す目的で湯治に来、二人は地元草津の党員たちの世話を受けているうち、「真穂が楽泉園で霜崎という庶務課長が患者の頭をはねて当時の金で一億円の不正をやっているのを聞きこんできた」ことから、いわば共産党が当園に重大な関心をもつに到るのである。

ただ、真穂が入手したという右の情報の出所については、同書に明らかでない。しかしそれは、時間的経過からみて当園患者との接触以前のことであり、したがってあえて推測すれば、真穂が関労協幹部である点でのつながりにより、あるいは当園職員組合あたりから得た情報とも考えられなくはないが……。いずれにせよ伊藤らと草津の共産党組織は、さっそくこの件でビラを作製し、所内にその

ビラまきに入ったという。その頃草津の党組織には、大東館主山本与平次の弟山本俊五、同じく石田医院の娘石田和子らがおり、細胞（支部）長には朝鮮人の朴昌熙が選ばれていた。そして前出『解放戦士別伝』によれば、このビラまき行動の中で「特別病室」の存在も知るわけだが、しかし患者たちに種々問いかけても、「あんたたちが帰ってしまえば、われわれがいじめられるんだ」との拒絶を受け、この時はそれ以上踏みこめずにいたのだった。

(四)

すでに公示されていた参議院議員補欠選挙のたたかいは、はやくも最終盤に入っていた。この補選は先きの参議院選挙で当選した民主党の竹腰徳蔵が公職追放されたことによるのだが、日本共産党からは本県出身でロシア文学者の除村吉太郎が立候補していた。

8月15日の投票日まで、あと四日を残すのみとなった11日の午後、再び伊藤、真穂、朴、山本、石田の五人は、こんどは選挙運動のため所内に入ってきた。伊藤らはメガホンで除村支持を訴えながら、売店前、分館前と足を進めたが、患者の多くは所内作業や畑仕事に従事し、伊藤ら共産党の演説を聞きに集るものはごく少なかった。

この日栗生青年会が、汽缶場前に置かれた松根を細かく切る仕事と、不自由舎地区の道路から売店へ通じる坂までの排水溝普請の二手に分かれて、それぞれ奉仕作業をおこなっていた。この青年会は、昭和14年松井弘（小泉孝之）がリーダーとなって結成をみた青年同志会を引き継いだ組織体だが、18年に栗生青年団と改称、しかしその時に団役員の任免権を施設側に握られたばかりか、団長には分館の加島がおさまり、患者の青年代表はあくまで副団長でしかなかった。そしてもちろん加島の命ずるままに、つねに強制労働の先頭に立たされつづけていたのである。しかし戦後の時代的反映をうけて、22年ようやく加島も団長を退き、名称も青年団を青年会と改め、いわばこの年久びさに患者青年会員による正副会長等役員の自主的選出がなされたのだった。ちなみに同年の会長は高橋三郎、副会長は木村守。この頃になると、青年会もさすがに所外労務にたいして拒否する動きをみせた。とは云え、所内での奉仕については、まだ加島らのアゴで使われていたのだ。つまりこの日も、青年会はそうした奉仕作業に汗を流していたのである。

伊藤らは、立ち働いている青年患者たちに、気軽に声をかけた。

「君たちは患者だろう、なぜこんな仕事をしているのかね。」

「もちろん俺たちだって、こんな奉仕作業なんかやりたくないよ。だけど、みんながこうしなければ、結局は患者全体が困るのだし、仕方ないさ。」

「しかしそれでは、いったいここの職員は何をしているのかね。」

最初はこんなふうな対話からはじまったのだが、しだいに話しの輪ができて、いろいろやりとりしているうちに、〝奉仕〟という名の強制労働のことばかりでなく、「特別病室」その他数多くの問題が浮かびあがり、ついには伊藤らと青年会の双方が、患者の代表者にここへ来てもらおうというところまで話しが発展していった。

折よくその場に、総和会々長の大和が来合わせていた。実は大和は偶々近くにいて、伊藤らと青年会の話しの内容を傍で聞いていたのだ。

大和は請われるままに前に出て、伊藤らにたいし、これまでの入所患者の実態と、現在総和会がおこなっている待遇改善への取り組みなど、一応の説明をした。だがその説明を聞いた伊藤らは、患者のさまざまな要求や怒りを組織化して闘争に起ち上がる必要性を強調、ともかく早急に患者全員に呼びかけて集会を開くことを提案した。青年会員らが見守っている中でのことであるし、いきがかり上大和も引き下がるわけにはいかず、急拠彼は最寄りの常務委員に連絡をとり、伊藤ら共産党との懇談会場に中央公会堂を当てることとし、分館へ中央公会堂使用届け書を出した。そしてその足で副会長の藤田武一を訪れ、伊藤らとの懇談会開催の経緯について話した。すると藤田は、「共産党がそれだけ熱心になってくれるのなら、患者の要求を取りまとめて共産党に頼もうじゃないか」と、むしろ積極的にこの懇談会開催に賛意を表したのだった。

こうしてこの日、午後七時より中央公会堂において、共産党と患者たちとの懇談会が開かれた。会場には、昼間伊藤らと話し合った青年会員の数人と、不自由舎から三、四〇人、その他ばらばらとやって来て、約六〇人ほどが集まった。しかし総和会執行部からは、大和会長が参加しただけで、藤田ら他の常務委員はなぜか誰も姿を見せなかった。共産党のほうは昼間の時と同じ顔ぶれが席についた。

一見まるで盛りあがりを欠いた懇談会の開催と思われたが、いざ始まってみると、集まった患者たちの口から、次々と窮状が訴えられ、さらに職員の不正問題、「特別病室」問題に激しい怒りの声が吐き出された。そして末席にいた大和を前に呼び、会参加患者たちからは執行部への要望が、また共産党からは総和会の決起をうながす熱烈な励ましがよせられたのである。

大和はこれを受けて、翌12日常務委員会を開き、そこで

の検討を経て、本格的に患者の諸要求をとりまとめることと、取りあげた要求の一つひとつを患者の総意によるものとするため、8月15日当園初の患者大会の開催を決定した。

(五)

15日の第一回患者大会は、当日が参議院議員補欠選挙の投票日であり、中央公会堂を当園患者・職員の投票所としていたことから、投票を〆切った後の午後七時から開催された。

これには大和をはじめ総和会常務委員全員が出席、大会参加の患者数は約四〇〇名にのぼった。そして共産党からは伊藤、真穂、山本のほか、金応七、田口賢造が新たにこの患者大会に臨んだ。

大会は、常務委員会より本大会を開催するに到るまでの経過、並びに同じく常務委員会がこれまで施設当局者に向けておこなってきた待遇改善の要求活動、さらに一部職員の不正問題等についての報告と提言をもって開始された。ついで討論に移ると、ふだん寡黙な患者までがまるで堰を切ったように次々と立ち、自らこうむった被害の実例をあげ、施設にたいする怒りの数々をあからさまにした。

その結果、後に作成をみた人権闘争の『楽泉園経過報告』書によれば、この第一回大会は次の事項を決定した。

(1)　全患者ノ要求ヲマトメルコト
(2)　同情的ナ職員トノ連絡ヲ秘密裡ニスルコト
(3)　窮迫セル生活状態ト園当局者ノ非人道的ナ仕打チニ関スル具体的ナ資料ヲトリマトメ日本共産党ニ提出スルコト

右のうち、(1)項については最初から云われていたことだが、(2)項は、総和会副会長藤田武一の回顧によると、当園職員組合の組合長井上謙が、すでにこの時点で施設側の動きなどの情報をひそかに総和会側に提供しており、いわばこの項によって、大会は職組との連帯を表明したのである。

しかし霜崎庶務課長は、井上らが総和会へ内々通じている事実を感ずいていて、他の職員たちに、井上のことを「飼い犬に手を咬まれた」ともらしていたという。たしかに霜崎にとって井上は、最も信頼していた職員の一人であった。『前史・湯之沢部落』の中でも取り上げている『湯之沢部落六〇年史稿』は、霜崎と井上の共著であり、井上の才能を霜崎は高く買っていたのだ。それだけに霜崎の井上にたいする感情も複雑だったようで、恐らくこうした霜崎の意図的工作の結果と思われるのだが、この年7月25日をもって井上に長島愛生園庶務課長の辞令が下りている。

ところが、当園人権闘争の開始時にはまだ井上はいたという説もあり、したがってあるいは井上の都合で、愛生園への赴任を若干日延べしていたとも考えられなくはない。がしかし、この点はやはり判然としない。

さて、(3)項についてだが、これにたいして伊藤ら共産党側より特に発言があった。伊藤らのその発言の主旨は、(3)項に「――具体的ナ資料ヲマトメ日本共産党ニ提出」とあるのはいいとしても、それをもってこの闘争を共産党に請負わせるという考え方に立つならば、患者側ははじめから重大な誤りをおかすことになる、というものだった。なぜなら問題は、まさに患者自身の基本的人権の確立であり、生活と医療の保障をかちとるところにこそあるからだ。もちろん共産党は全面的な協力を惜しまないが、たたかいの本隊はあくまで患者でなければならない。伊藤らはこの点をきびしく指摘したのである。

すべて共産党がやってくれるものと思い込んでいた大和、藤田ら総和会役員は、この共産党側からの発言でややあわてたが、考えてみればたしかに指摘されたとおりであり、大会参加の患者たちも、即座に自ら起ち上がるべき闘争としての理解を示し、それぞれが覚悟を決めにかかったため、この件を機会に、第一回患者大会はかえっていっそうの高揚をみせ、もはや後には退けぬとの思いのうちに、午後一一時閉会したのである。

第二回大会は、17日午後七時より開会、前大会の決定に基づき、次の要求を協議した。

①生活保護法ニ依ル救済金二〇〇円ノ支給。②作業賃ノ増額。③食費ノ増額。④半強制労働ノ廃止。⑤職員ノ人事刷新。

また同じく協議事項として、職員不正摘発委員(希望者)並びに食糧倉庫調査委員(五名)の選出を行なうこととし、これは次回大会で正式決定することとした。

そして第三回大会は、19日午後七時、中央公会堂に六〇〇名を集めて開会された。備えられた椅子は満席で、大会を主催する常務委員会は参加者に向きあうかたちで席につき、会場西側の来賓席には、共産党の真穂、山本、朴の三名が姿を見せていた。なお、患者のこの闘争への突破口を切り開くため、直接指導にあたった共産党中央委員の伊藤憲一は、別の党務をおびて急拠帰京し、以後真穂、山本らが患者闘争援助の責務を負うことになった。

大会は、主催者側を代表して総和会々長大和武夫の挨拶ではじまった。大和の発言の要旨は、五日会が総和会と改められて以来一年余にわたる所内民主化と患者生活擁護の運動を総括し、結局はまださほどの成果をみぬばかりか、今もって「特別病室」等により人権をおびやかされつづけ

ている、しかし事ここに到れば全患者が〝火の弾〟となって、正面から施設当局にあたるほかはない、という決意を表明したものだった。

次いで来賓を代表して真穂七が立ち、「療養所でありながら、『特別病室』という名の監獄を設け、当局の意にそわない患者をそこへぶちこみ、他は強制労働に狩り立て、しかも患者への支給品を横流しするなど、けっして許せることではない。このこと自体、もはや重大な社会問題である」旨を強調、熱烈に患者闘争の前進をうながした。

討論に入ると、患者たちは先きを争って発言、その結果、前大会で協議した要求事項をさらに具体的に掘りさげ、次の決定をみたのである。

(1) 生活保護法ニ依ル扶助料ヲ支給セヨ（一人一カ月二〇〇円）
(2) 作業賃ハ現在額ノ倍額（一人一〇三円六〇銭）トシ、半日労働ハソノ半額ヲ値上ゲセヨ
(3) 半強制労働ヲ廃止セヨ
(4) 各種会計ヲ公表スルト共ニ園ノ運営委員会ヲ設置セヨ
(5) 患者ノ最低生活ヲ保障セヨ
(6) 不良職員ヲ追放セヨ

また同じく前大会での協議事項である、職員不正摘発委員及び食糧倉庫調査委員の選出については、直ちに施設側に交渉し究明するという方向が打ち出され、発展的にそのための委員選出へと修正された。この委員の選出はその場ですぐに行われ、一般患者有志、婦人、青年と、これに常務委員全員が加わり、合計二六名の構成で成立発足することになった。同時に施設側へはもちろん、対外的な交渉に当たるこの委員会名は、「生活擁護・要求貫徹実行委員会」と名付けられた。ただし同委員会の責任者には、本来ならば大和が就くべきなのだが、総和会々長としての職務があるとの理由で、副会長の藤田が委員長に、大和は副というかたちがとられたのだった。

こうして選ばれた実行委員会のメンバーは、次のとおりである。

委員長　藤田　武一　　副委員長　大和　武夫
委　員　富岡　雄二　　大場　操　　五十嵐正二
大木清太郎　　平塚　辰夫　　青柳　茂
保崎　喜一　　堀内　光義（以上常務委員）
栗田　勝一　　臣木　至　　小川　辰夫
中村　文雄　　渡辺新一郎　　中尾　充三
沼尻　なお　　川上とみえ　　後藤　ふさ
綿貫定一郎　　宮田藤太郎　　小林　正治
門脇　金治　　大野　利夫　　上野　秀男

川口　良治（以上一般有志）

そしてこの夜の会議は、実に午前一時に及んだ。

(六)

施設当局との直接交渉は、22日に決まった。この間実行委員会は、書記、渉外、連絡などの任務分担を行ない、それぞれが当面する施設との交渉にそなえて不眠不休の活動に入った。職組の活動家より極秘裡に情報を入手、また関係各方面への支援要請書の作成と長野原町へ出向いての投函、その他必要な手立てに万全をつくした。しかしそうした活動のうちにも、実行委員一人ひとりの脳裡には、「特別病室」の黒い影が恐ろしくのしかかり、突き刺さってくるのだった。いつ何どき加島や警察の手によって投獄されるかもしれぬという、それは容易にぬぐいきれない恐怖であり、不安のタネであったのだ。じじつ有志の一人として実行委員に選ばれた綿貫定一郎は、そんな事態が発生した時、すぐ首吊り自殺が出来るように常に細ヒモを用意し、ことに施設側との交渉で患者側が敗れた場合、自殺は決定的なものと覚悟をきめていたという。

このような悲愴な決意を抱いての実行委員会であるだけに、藤田、大和ら指導部は、当然のことながら実行委員会を支える療友たちの強い団結を求めた。そしてその証しを得るため、実行委員会は、所内全患者対象に闘争支持の署名捺印をとる運動を起こした。もちろん圧倒的多数が署名捺印をおこなったが、中に一三名がこれを拒んだ。しかしこの一三名の患者は、闘争終了まぎわの頃、中央公会堂で多くの患者たちからつるし上げを受けることになる。

さて、いよいよ対施設交渉の日がやってきた。定刻午前一〇時を待たず、はやくも中央公会堂は六〇〇名の患者で埋まった。草津町からは共産党の真穂、山本、金ら六名が出席。やがて場内職員席に、園長古見嘉一、医務課長矢嶋良一、庶務課長霜崎清、看護長加島正利の四人が姿を現わした。この四人の出席については、実行委員会が施設交渉の申入れを行なった際とくに指名したもので、いわばその要求どおりのかたちになったわけである。そして同時にこの四人は、単に施設を代表するという立場だけにとどまらず、患者側としては個々に糾弾すべき相手だったのだ。

園長の古見には、もはや霜崎らの〝ロボット〟に過ぎないでは済されぬ最高幹部としての重大責任があったし、霜崎・加島の患者への暴虐に到っては、まったく弁解の余地などあろう筈がなかった。また昭和14年（一九三九年）以来医務課長の任にあった矢嶋については、その外科医としての手腕を評価する向きはあったものの、手不足を理由に平気で看護婦にメスを握らせ、ために患者が死に追いやら

れる事例が絶えず、しかもさらに問題なのは、矢嶋は医療面での責任者でありながら「特別病室」収監者を患者の扱いからはずし、何らの診療も施こすことなく放置、次々と死亡せしめた点である。このことは、闘争開始にあたって、改めて患者の憤激をよぶところとなっていた。

交渉は、藤田実行委員長による患者側要求項目の説明にはじまった。

そして先づ、生活保護費支給の問題より交渉に入り、藤田が所内生活の窮状を訴えたのにたいし、施設側は「われわれも努力している」と答えた。そのとたん、場内患者席から「ウソをつけ!!」というヤジをはじめ、まるで腹の底からふりしぼるような怒号が一せいにまき起こった。これで形勢は、いっぺんに患者側を優位に立たせたと云っていいだろう。会場となっている中央公会堂の内部は、南側に患者用舞台、北側に職員や外来者用の舞台があり、座席も患者と職員に分け、その境に高さ約一mの木柵が設けられていたのだが、木柵越しの患者六〇〇人と施設当局者四人との対峙は、この瞬間から被告人とそれを裁く人民集団の様相に変ったのである。

次いで作業賃、強制労働問題へと交渉は移る。しかし施設側が弁解めいた発言をするたびに、交渉を見守る患者席からヤジがとび、勝手に立ち上がっての発言や私語で喧噪をきわめた。その都度実行委員会が、「発言はわれわれに委せてくれ」と静めにかかるのだが、騒ぎは容易には治まらないという状況だった。

こうした中で、交渉は夜七時まで続いた。傍聴の患者たちは交わるがわる食事をしに舎へ戻ったりしたが、実行委員と施設当局者四人は、わずかに水を飲む程度で対決しあったのである。その結果、この日施設側は患者の要求事項に対し、①生活保護費二〇〇円支給は妥当。②作業賃ピンハネの事実を認め、慰安会々計簿を公表する。③強制労働は設施の方針ではないので、これを執行した加島を謝罪させ退職させる。④職患合同の園運営協議会の設置を原則的に認め、各種会計は資料として提出する。⑤食費増額、ゴム長靴、電球、雨傘の支給、家屋修理、その他患者の生活保障に最善をつくす、等々の回答を行なった。しかしこの回答内容では納得できない部分もあり、したがって交渉は、患者要求の「不良職員追放」問題を含め、翌23日に続行と決まった。

(七)

施設交渉第一日を終えたその夜、藤田委員長をはじめ各実行委員は、第二日の準備のほか、全国ハンセン氏病療養所のそれぞれの患者自治組織にたいする檄文の作成、また

マスコミ対策など、殆んどが睡眠をとるいとまさえなく活動した。真穂、山本ら共産党もよく実行委員会を援け、必要な手立てについては積極的に提言をし、何事につけ協力を惜しむことはなかった。

第二日の交渉は、前日同様中央公会堂で午前一〇時に再開された。

出席は実行委員会と患者約六〇〇名、来賓席には共産党の真穂、山本ら五名、施設側は同じく古見、矢嶋、霜崎、加島の四名が職員席に着いた。またこの日、会場には毎日新聞中之条支局の関悦夫が、患者闘争取材のため馳けつけて来ていた。

再開交渉では、「不良職員の件」に関連して、まず「特別病室」問題が取り上げられた。実行委員会としては、この時点ではまだ「特別病室」問題についての詳細な資料を持ち合わせていなかったが、実際にそこへ収監され、獄死していった多くの療友たちを知っているだけに、怒りにふるえながら古見ら施設当局者を追及した。施設当局はどのような理由で「特別病室」を設置したのか、「患者徴戒検束規定」による所長の権限とは何か、当園の場合加島看護長の思うままに患者を投獄し死に到らしめてきたが、それは施設の方針だったのか、矢嶋医務課長や霜崎庶務課長の責任の所在についても明確にせよ等々、激しく迫った。これにたいして施設側は、ほとんど回答らしい発言ができず、ただうなだれるばかりだった。そうした彼らの上に、患者席から「自分で一晩でも『特別病室』へ入ってみろ！」「殺人罪で告訴するぞ！」などの怒りと非難の声が轟々とふりそそがれた。

次に実行委員会は、栗生保育所の児童虐待問題に入った。これには子供の預け親たちが次々に証言に立ち、涙ながらにその実態を明らかにした。すなわち、保母の菅野ヨト子は常に竹の棒を持ち歩いて子供たちに体罰を加えていること、寝小便をしたとして極寒の廊下にいつまでも立たせ、またいたずらを理由に食餌を与えなかったこと、子供の頭を押えて積雪の中にその子の顔を突っこんだこと、仕置に子供を南京袋に閉じ込め窒息死させたこと、足袋が年に一足きりのため子供たちは寒中でも素足でいること、空腹のあまり蛙を獲って食べていること、栄養不足で六歳になっても立って歩けない子供がいること、畳も破れほうだいでその上に布団ならぬ綿にくるまって寝かされていること、患者の親は子供の死に目にも会わされないこと等々、いくども声をつまらせての証言であった。聞いている患者たちもみんな泣いた。そしてそれは、しだいに押え切れない怒号となって場内を圧したのだった。もちろん古見ら施設当局者は誰一人として、これらの追及に回答できずにい

た。

第三に、不正会計問題が取り上げられた。この件では、財団法人慰安会々計の紊乱ぶりとともに、「別途会計」なるものについての究明がなされた。実行委員会がすでに入手した資料によると、この別途会計は本館会計と分館会計とがあり、最初は園の炊事用具を不当に払い下げて資金をうみ、それをもって同会計を設けたのだが、一部明るみに出された分だけでも約四六万円の金高を有し、しかもこれが運用は霜崎や炊事主任山口馬吉ら二、三の限られた者の手にゆだねられていたのである。そして何とこの資金は、実に関東一円に及ぶ彼らのブローカー行為の元手に使われていたのだ。また同会計には、木材、木炭、馬車その他の現物資産が相当額あることも明らかになり、さらに分館会計のほうは患者労働のピンハネ金が繰り入れられていたのだった。もちろん、あくまで患者を喰いものにしてはばからぬ彼らの不正行為に怒りが集中した。だが実行委員会の懸命な追及にもかかわらず、施設側は会計簿の提出をしぶり、この日はついに不正会計の全容を徹底的に明らかにすることができなかった。そこで実行委員会は、所内にある園倉庫の物品の移動等によって、彼らが問題の会計簿に工作を加えないよう、正門と官舎の出入口のそれぞれに患者監視員一〇名ほどを配置することにし、最後まで究明に当たる旨宣言したのである。

このあと、交渉初日に一応の回答を得ている園運営協議会設置について、患者側が原案を作成し、それを基礎に双方が研究し決定すること。また同じく作業賃の増額要求については、一日作業最高三円六〇銭(当時現行一円八〇銭)とし、半日作業の場合その半額とすることで妥結をみ、ようやく交渉第二日を終えたのである。

翌24日、実行委員会は分館に出向き、交渉のさい施設側がいったんは公開を約束しながら、いまだに出ししぶっている慰安会々計簿及び別途会計簿の提出を、改めて迫った。ところがその肝心の会計簿類は、係の矢野真直が家に持ち帰っているというのである。しかも官舎の矢野宅では数日前に子供が六合村の川で溺死し、葬式等の後始末で矢野は不在だともいう。たしかに矢野宅では不幸があったようだが、しかしそうした矢野の手によって会計簿改ざんの恐れは充分あったし、事は重大とみた実行委員会は、委員の門脇金治に数人の青年会員を伴わせて官舎の矢野宅へ向わせた。患者が堂々と官舎区に入ったのは、もちろんこの時が初めてだった。いつもなら当然飛び出してきて、「此処をどこだと思っているんだ！」と怒鳴りつける職員たちも、いまは物陰で息をひそめてでもいるかのように、まったくその姿を見せなかった。門脇らはそんな官舎地区をやや勢

いこんで進み、めざす矢野宅に着くと、彼が逃げ出さないようにあらかじめ内の様子をうかがってから玄関に立ち、矢野に面会を求めた。が、出て来たのは矢野によく似た兄で、結局この日、会計簿類を携えたまま矢野はどこかに姿をくらまし、ついにその行方はわからずじまいだった。

25日、当園職員組合は、共産党山本俊五、金応七が傍聴する中で緊急総会を開き、患者の要求を全面的に支持する決議をおこない、同時に独自の対策委員会を結成している。そして官舎の炊事倉庫にあった米三〇俵を患者のものと断定、直ちに馬車に積んで患者側に運び入れてきた。以後患者側実行委員会と職組の対策委員会は、これを機会に毎日一定時間連絡会議を持つことになるのである。とくに対策委員の一人だった医官宝木原浩は、常に協力的だった。

26日、同日付『上毛新聞』は「あばかれた栗生楽泉園／愛の聖地の内幕／耐えかねて患者起つ」の見出しで、報道関係としては初めてこの患者闘争を取り上げた。そして記事の中で、患者代表の藤田武一、大和武夫の談話として「特別病室」及び「別途会計」問題を紹介、同時にこれに対し「そんな事はない／楽泉園当局は語る」という園長古見嘉一並びに看護長加島正利の談話も掲載した。それによると古見は、「別途会計は職員が働いて得た金を積んだもので馬や車材木などの資材を買いそれに現在の物価高を補うつもりであった」とし、また加島は「特別病室」について、「悪質犯罪患者を寒い所でこらしめるのがよいと特別病棟を作ってあるが裁判所や警察の拘置所と違って病棟であるから園長が感化の必要あって入れる、しかも警察と厚生省の許可を得てやっていることだ」と、この期に及んでなお強弁しているのである。

しかし、そうした新聞報道がなされた同じこの日、施設当局は問題の会計簿類をいつまでも矢野に持ち歩かせているわけにいかず、とくに別途会計について新たに一三万円余の追加金を示し、同会計残高が合計六〇万三二一一円七二銭であることを明らかにした。

(六)

本県地方紙の『上毛新聞』に続いて、8月27日付『毎日新聞』は、「狂死、獄死が続出／お菜はわずか梅干一つ／光なき楽泉園の内情明るみへ」として「特別病室」問題を中心に、患者人権闘争の記事を大きく報道、全国紙だけにいっそう社会的に強い衝撃と反響をよんだ。これは施設交渉第二日（8月23日）以来取材活動に入っていた同新聞社中之条支局の関悦夫が書いたものであり、彼はさらにその後の闘争取材を通して、単行本『特別病室』（25年・作家

社刊）を出版刊行することになる。

もちろんこれらは、実行委員会による広報活動の成果であるが、単に報道機関への働きかけにとどまらず、時の社会党片山内閣の厚生省当局をはじめ衆議院厚生委員会、また各政党本部にたいしても、「特別病室」問題、強制労働廃止、不正横領摘発、不良職員追放、患者の生活待遇改善等々について提訴と告発をくり返し行ない、また地元草津町の町長霜田善造らにも患者の実情を訴え、支援の要請を行なった。だがいっぽう施設側では、まだまだ霜崎庶務課長に付き従う職員も多くいて一定の勢力を保持していたことから、逆に患者に与する職組幹部と患者代表を他所へ転出する動きさえみせ、闘争は一段と緊迫の様相を呈していた。そこで実行委員会は、施設の最高責任者である古見園長の単独出席を求め、第四回患者大会を兼ねて園長交渉を断行するとの方針を決めた。

大会は、29日午後一時より中央公会堂で開催されたが、出席を約していた古見は姿を見せず、やむなくそのまま開会に踏み切り、次の事項を決定した。

①多磨全生園患者自治会へ連帯と協力を得るため代表二名を派遣する。②県当局との交渉委員を派遣する。③患者大会を定期的に開く。④闘争費用の募金をおこなう。⑤懸案の園運営協議会の構成人員については、職員側に対し患者側は総和会常務委員一〇名全員が協議会委員となる。

またこのほか、大会参加会員よりの提案もあって、ⓐ食費増額については献立表により一週間平均一人一二〇円を要求(現行一日一人当たり五円一四銭)、ⓑ綿入れ半纏、足袋、ゴム長靴の全員支給、ⓒ不良職員追放については期限を言明して迫る、ⓓ草津町民にたいしても真相報告し協力を求める等が、全会一致で採択された。

なお、この大会において来賓の共産党山本俊五より、当園入所者用の煙草が喫煙者のみに配給されるということは、こうした療養所への配給のあり方としておかしいし、共産党の調査によれば、当園の場合入所者数を上回った員数で受配している事実があるとの発言があった。山本の報告を受けた患者たちは、以前から煙草の横流しの噂を耳にしていただけに、「煙草までか！」といきり立ち、大会終了後直ちに実行委員会を先頭にして約一五〇名の患者が事務本館に押しかけ、煙草関係の帳簿公開を要求した。係の職員は吉田春重で、実行委員会は吉田にたいし、「煙草の不正摘発に来た。すぐ帳簿を渡してもらいたい」と申し入れた。すると吉田はまるで半狂乱になって煙草の帳簿を抱えこみ、「これは全部私がやったことだ。園長や庶務課長には関係ない」と、なりふりかまわぬありさまで上司をかばおうとした。しかし実行委員会は、結局その吉田から帳

簿を取り上げてしまうのだが、同時にこの時古見園長や霜崎庶務課長ら幹部職員がなぜか本館にいず、そのわけを他の職員たちに問い質したところ、厚生省調査団が昨夜から来ていて、今は保育所にいるということを聞き出した。

云うまでもなく、実行委員会とその場にいた患者たちは一せいに色めき立った。厚生省の調査団ならば、提訴をおこなっている患者側にこそまず来るべきではないか！　まして園長はその責任のうえからも、当然厚生省調査団の来園を患者側に伝えなければならないのに、かえってこれをひた隠しにし、患者大会の出席をすっぽかしてまで自ら調査団の案内役を買って出ているとは、まったく許せない行為だ！　患者たちはこみ上げる怒りのままに保育所へ走った。そしてそこに療養所課長加藤英市、整備課長川島三郎、技官玉村孝三、関東甲信越出張所の野村技官並び高橋事務官他一名から成る厚生省調査団と、その視察を先導する古見、霜崎ら施設当局者を見出し、あっという間に一五〇名の人垣を作って彼らを包囲、「調査は患者側が頼んだことだぞ！」「コソ泥みたいに何を嗅ぎまわっているんだ！」と口々に抗議をくりかえしながら、その場で、厚生省調査団は明30日患者傍聴のもとに施設当局にたいする公開調査をおこなう、との約束をとりつけたのであった。

実はこの調査団は、前日の28日に開かれた衆議院厚生委員会において、共産党代議士徳田球一と本県第三区（草津町も当該区）選出の社会党代議士武藤運十郎が、例の『毎日新聞』記事を取り上げたかたちで厚生省当局をきびしく追及したのに対し、このことを予期した厚生大臣一松定吉が、当日同委員会開会前に急ぎ手立てして当園に派遣したものだったのである（『衆議院厚生委員会議事録』第一四号）。

したがって翌30日午前一〇時、中央公会堂に施設側と実行委員会をはじめとする患者側を集めて開会された厚生省調査団による〝公開調査〟なるものは、古見ら施設当局者の弁護に終始し、いっこうに埒があかず、結局調査の進展をみぬまま、午後七時の再開を約して、一端休会に入った。というのも、じつは実行委員会は、この日午後三時より草津町中心地に当たる湯畑の広場で、町民にたいする「伏魔殿楽泉園真相発表会」を予定していたからだ。もちろんこのことを知った施設側と厚生省調査団は、すこぶる狼狽して、加藤療養所課長と古見園長が、草津町での真相発表会の中止方をこもごも患者側に訓示し、押えつけにかかった。しかし実行委員会はそれをはねかえし、午後二時には、絵画の嗜みのある入所者尾内一夫が描いたプラカード（手を合わせている患者の首を鎖で縛り無理やり引き立てる男の姿と、〝一日五円一四銭で何が食えるか〟と書きこまれて

いる）を押し立て、大和会長らが馬車に乗り、夏海八郎率いる音楽部も動員され俄かおぼえの労働歌を演奏して進み、その後に従う約一〇〇名の患者たちは、同じく労働歌を唱和するなど大いに気勢を上げながら勇躍正門を出て草津町に向ったのだった。

湯畑広場には、すでに草津町の共産党組織あげてのはたらきかけにより、町民はもとより来草中の浴客たちも含め約一二〇〇人（実行委員会発表）が集まっていた。そして直ちに石田和子の司会で「真相報告会」を開催、日本共産党並びに朝鮮総連草津支部代表の激励のあいさつ、草津青年会よりのメッセージの朗読を得る中で、患者代表の大和が演壇に立ち、まさに綿々と当園患者の実情を訴え、患者闘争への支援をよびかけた。この大和の訴えとよびかけが、「特別病室」や保育所児童のことにふれると、ハンカチで涙をぬぐう姿が多くみられた。「がんばれよ……」の声援もさかんにかかって、最後に闘争資金カンパをよびかけたところ、たちまち一一三〇円が寄せられたのである。ともかくこの真相報告会は、三時間余にわたり、実行委員会が予想していた以上の反響をもたらした。同時にその成果は、患者たちにさらに大きな自信をあたえることとなったのである。

草津町での報告会を終え、大和らが戻ると、はやくも厚生省調査団による〝公開調査〟再開の時間が待っていた。

午後八時、予定時間より一時間遅れて調査会を再開、会場の中央公会堂には溢れるばかりの患者がつめかけ、木柵で仕切られた職員席には、厚生省調査団一行と、施設側は古見、霜崎、加島及び、とくに実行委員会の要請で炊事主任山口馬吉の四人が出席、また傍聴は患者側席に共産党山本俊五、朴昌熙ら、職員席には職組幹部数名が着席した。

再開調査会は、実行委員長の藤田武一が、午前中から要求してきた施設当局の手許にある会計簿類や「特別病室」関係書類の提出を再度求めることにはじまった。しかし厚生省調査団は相変らずその必要を認めないばかりか、むしろ積極的に施設当局者をかばう発言をくりかえした。これに乗じ、すでに強制労働等で患者に謝罪もし、古見園長によって退職処分になる筈の加島までが、「俺は指示どおりにやっただけだ。悪いことはしていない」と逆に居直る態度に出、あまつさえそんな加島発言を、厚生省調査団はあえて黙認してかかったのである。

辛棒づよく患者の実情を訴え、調査団の理解を得ようと努力をつづけてきた藤田実行委員長も、これをみてさすがに怒り心頭に発し、ついに立ち上がって参加の全会員に、「これは調査団ではない。証拠湮滅団だ。われわれは彼らの調査を拒否しようではないか!!」とよびかけた。

まさにその瞬間であった。たしかに「賛成!!」という声が聞えたが、それと同時に参加の患者たちは一せいに席を蹴って立ち上がり、ワッと喚声をあげながら調査団めがけてなだれかかったのである。一瞬のうちに患者席と職員席を仕切る木柵は音を立てて押し倒され、その折れた木片を調査団に投げつけようとする者、あるいは場内備えつけの六尺の長椅子を力まかせに振りかぶる者もいた。

それはあまりに予期せぬ出来事で、とっさに実行委員の幾人かが椅子に飛び上がり、「暴力はやめろ！　暴力に出ればこちらが不利になる！　やめろ！　やめろ！」と絶叫、偶々傍聴していた職組幹部らも体をはって必死に止めにかかり、あわや調査団と施設当局者に直接手が下される寸前になって、ようやくこれを防ぐことができたのだった。

この間調査団と施設当局者らは、恐怖におののき、這うようにして職員側舞台に上がり楽屋に逃げこんだ。そして騒ぎがやや治まると、さっそく実行委員会に身の保全方を乞い、実行委員会は栗生青年会編成の青年実行班にその警護を委任、同班の青年たちに守られながら彼らは這々の体で官舎地区に入り、調査団は翌日あわただしく東京へ舞い戻ったのだった。

いっぽう実行委員会は直ちに会議を開き、厚生大臣、衆議院議長、日本共産党書記長徳田球一あてに、次の打電をおこなう決定をした。すなわち「派遣調査団ハ不良職員ノ弁護ニキタモノト見做ス、調査報告ハ真実ナラザルモノアリ、正シキ調査団ノ派遣ヲ望ム」と。また衆院厚生委員会や日本社会党にたいしても、この件での報告書を至急送付した。

なお、『衆議院厚生委員会議事録』第一五号によれば、9月18日開会の厚生委員会において武藤、徳田の両委員が、厚生省調査団の報告書提出を要求、これに対して一松厚生大臣並びに小野孝厚生委員長は「中間的な問題」として提出を拒否、紛糾した結果、政府委員金光義邦と久下勝次がその報告書を朗読した。そしてそこには、8月30日夜の調査団にたいする患者の暴挙について、「共産党山本新吾(俊五)立ち、問題の討議をやめて、総員退場を患者側に言い、患者多数これに応じ、喧噪はなはだしく」とあり、それがいわば共産党の煽動によるものとされているが、もちろん事実は先きに記したとおりで、厚生省当局は、この患者闘争をあくまで共産党に躍らされているものとの印象づけにまさに汲々としていたのだ。しかもこの日の厚生委員会では、厚生省側が、東龍太郎医務局長（大臣代理）一行を第二次の調査団として当園へ派遣した旨明らかにし、さらに武藤、徳田らの要請により、厚生委員会（国会）調査団の派遣を決議しているが、武藤を団長とするこの派遣

団員には、徳田の強い抗議にもかかわらず、共産党は排除されてしまうことになるのである。

(九)

9月1日、入所者対象の闘争資金カンパが行われた。これは第四回患者大会で決められたものだが、実際には各区組長のよびかけにより、自発的に集められたのであった。たしかに実行委員会は、手紙一通出すにも切手代に事欠くありさまだったから、そうした状態を知る患者たちは、すすんで募金に応じ、軽症で比較的働きのあるものは、一〇〇円、二〇〇円とカンパし、不自由舎地区でもそれぞれ一〇円、二〇円と出し合い、中には所持金全部と思われる五一九円五〇銭を募金するものさえあって、その日のうちに一万四六二〇円が闘争資金として寄せられたのである。したがって実行委員会は、草津町での真相報告会時に受けた募金額を合わせると、一挙に一万八四五〇円三〇銭也の資金に支えられることになり、いっそう悔いないたたかいへと決意を新たにしたのだった。

翌2日、共産党石田和子の紹介で、実行委員会は草津町民生委員に生活扶助費支給について要請、また日本共産党群馬県委員会を通じ、県当局にたいしても改めて同様の申し入れを行なった。

そして3日、実行委員会は依然進捗をみない諸問題について古見園長と単独交渉を実施。その後、草津共産党組織を通じての要請で来園した社会党県連の役員、それに職組代表を加えてのいわゆる四者懇談会を開催した。出席は、社会党県連＝石井繁丸（衆議院議員）、遠藤一郎、神垣積吉、小池真弓（県議）。草津共産党組織＝真穂七、山本俊五、朴昌熙。なお職組を代表した出席者の氏名は記録にない。実行委員会＝藤田武一外全員。席上実行委員会による患者要求にたいして、石井ら社会党県連が示した公約は下記のとおりである。①生活扶助費一人月額二〇〇円支給については、国会、県厚生委員会に図って実施に努力する。②食費増額は厚生省と直接交渉する。③「特別病室」等による不法監禁問題について、全国ハンセン氏病患者の総決起を促し政府当局に当たる。共産党との共同行動は自由法曹団を通じて研究する。④厚生物資（冬物半纏、長靴、備品の茶碗、家具、鍋、電球）等の配給に関しては県厚生委員会も特別の考慮を払う。隠匿物資は優先配給する。

同時に社会党県連は、この機会に共産党との共闘について、「一般的提案に対してはわれわれも出来る限りその線で行きたい」旨言明したのだが、四者懇談会終了後、職組幹部との談合を別にもち、翌4日には草津共産党組織に向けて、それまでの忌しい裏面工作を恥じることなく、また

しても同じ挙に出たのである。その内容と経緯は共産党山本俊五より直ちに実行委員会に報告され、患者の憤激をかうところとなった。これに関して、実行委員会作成の『経過報告』書は、社会党の裏面工作と題して次のように記述している。

「去ル八月十五日ヨリ九月四日マデノ間ニ前後三回ニ亘ッテ、共産党ニ対シ、社会党草津支部（準備委員会）長山本孫三郎及ビ同委員山口禎三郎ハ、『党ノ闘争資金ナリ又ハ党ヘノ献金ナリスルカラ事件ヲコレ以上拡大セヌ様頼ム』トノ申入ヲシテキタ。

共産党ハ、患者諸君ノ要求ガ問題ノ焦点ナノダカラ社会党ノ諸君ガ患者ニ直接会ッテ、其ノ意見ヲ述ベタラ好イダロウト、コノ申入ヲ拒否シタ。

社会党石井以下県連役員ノ来園ハ、先ニ厚生省ヨリノ派遣団カラ事件不拡大ノアッセンヲ社会党草津支部委員山口禎三郎氏ニ頼ンダノデ、彼ガ県連ニ連絡ヲトッテ来園スルコトニナッタ。

又山口禎三郎氏談ニ依レバ、石井以下ノ社会党ノ人達ハ職員ノ一部ト会見シ、古見園長ト霜崎庶務課長ハクビ、加島ハ転勤、其ノ他ノ職員ニハ波及セザル様中央ニハカルトノ約束シタ由ニアルガ、患者ハ絶対之ニ反対シテ居ル」と。

ちなみに、この時社会党県連を代表して来園した石井繁丸は、その後の衆議院議員選挙に落選、33年に前橋市長に立候補して当選、そして53年まで五期二〇年にわたり市政を担当していたが、この間社会党から除名されている。

9月5日、第五回患者大会が開かれた。議題は、前大会決定にもとづく多磨全生園患者自治会に闘争支援と連帯行動を求める派遣代表二名の人選、及びこの代表が厚生省へ直接出向き大臣に手渡す『要求書』（二通）の採択についてであった。

先づ全生園への派遣代表は、実行委員の富岡雄二、栗田勝一に決まり、とくに介添役として共産党の山本俊五が同行することになった。また厚生大臣あての『要求書』の第一通は、いうまでもなく「特別病室」問題並びに別途会計等にみる不正事件の究明である。次にその全文を掲げておく。

要　求　書

昭和二十二年九月五日

群馬県吾妻郡草津町大字草津乙六五五の一

栗生楽泉園生活擁護患者大会

代表者　藤田　武一

厚生大臣　一松定吉殿

貴省療養所課加藤課長以下四名よりなる調査団が去る八月二十九日当園に派遣された。

一、調査団の来所中当園長及霜崎事務官の両名にかかる煙草配給不正事件（毎月百〇二名分の不正行為を彼等は調査団立会の席に承認した）が吾々によって暴露された。

二、人権蹂躙、不法監禁致死殺人嫌疑事件の数々が吾々に依って暴露確認された。即ち昭和十四年来当園の超重監獄に投獄された者は、名簿だけで明らかになっているもの其の数九十二件、而して一件書類なしで処分投獄された数は九十件中七〇名を占めている。一件書類が整って処断されたのがただの一件である。九十二件中参拾日以上の不法監禁に処せられた数は実に八五%を占めている。

九十二件中死亡者数は二十二件、其の中二十件は残酷なる処遇に依って致死及至殺されたものと推定することができる。即ち冬期は本獄は零下十七度以下まで下るのに薄き布団二枚で板の間に起伏せしめ、加えて極度に湿気強く半暗室の房であった。食糧は握飯一個梅干一個の残虐な待遇であった。敷布団はバリバリに凍結し、かけ布団の襟には氷柱が下っていたと言ふ。獄死者は全身凍傷に侵され無惨な死相を呈していた。

一件書類なしで五〇〇日以上の拘禁された者堺テイは、夫が社会に於て闇行為をしていた其の内妻であるとの理由で参百九拾日の拘禁に処せられたのである。

各種の事件省略。

三、園当局者は（主要責任者古見園長、霜崎庶務課長）、約五十万円に達する別途会計なるものを設け、患者の為と称して園の自動車其の他を使用して公然闇業者となり下っていた数々の事例がある。即ち霜崎清、加島正利両事務官の自白によれば、園倉庫より百ヤール物三〇反の雲斉布地を運び出しガソリン十五本と交換せりと、其の差益金は推定額数十万円に達す。患者の食糧を秘かに搬出した事を患者より今回摘発されるや、実は無断持出し貸与したのである等々の奇怪なる答弁の数々がある。その他彼らの患者への不信行為、ゴマカシ事件等の多数が調査団員の立会の下に彼らの自白により判明したが、過般の調査団は悉く園当局の不正に加担するが如き言辞を弄し早速真相究明の果断なる処置を怠ったばかりでなく、右記の真相を正確に復命することを患者に確約しなかったのである。患者の大多数は手なく足悪く目も見えず且つ園外外出を許されぬような困難の中で、血の出る様な苦心で証拠をさがして来た悲惨な事実を無視して、調査団は斯る行為に

終止したことは許し得ないので、過日閣下に対し正しき調査団の再派遣方を打電したのだが、未だ閣下より御返事なきは遺憾の至りである。吾々は次のことを改めて要求する。

一、不法監禁致死殺人嫌疑者の厳重なる処罰
二、厚生省当局による彼等人権蹂躙犯人の告訴
三、厚生省は本事件の真相を公表すること

霜崎　清（一件書類なしで処断した不法監禁殺人の責任者）
加島正利（直接投獄者たる大責任者）
古見嘉一（全体的責任者）

以上三名の中、古見、霜崎の二名は退職、加島正利は転勤させることで本事件を糊塗せんとしているの噂あるも斯るゴマカシ的措置には反対である。

四、彼等の不正事実その他の闇行為に対しては厚生省は如何なる誠意をなし、その責任者を如何に処罰せんとするか。

五、右記要求条項に対しては閣下の文書による御回答（吾々は病人であり社会を自由に歩き得ないから）を昭和二十二年九月十五日までに要求する。　以上

そしてもう一通の『要求書』は、当園入所患者の生活的窮状を訴えたうえで、下記の待遇改善要求を掲げている。①生活保護法に依る扶助金支給、②作業賃増額、③半強制労働廃止、④患者参加の園運営協議会設置、⑤衣食住の最低限度支給、⑥不良職員追放、⑦保育所児童の待遇並びに設備改善。もちろんこれらについても、9月15日回答を要求している。

以上二通の『要求書』は、原案どおり可決。直ちにその出発の準備にかかった。なお実行委員会は、富岡、栗田の二名は多磨全生園への『要求書』を携えて、富岡らが全生園にて発表すべき『栗生楽泉園特別病室真相報告』書（**資料3**）を作成し、これも携えさせたのだった。

なおこの日、自由法曹団小沢茂弁護士の来園を得て、実行委員会は、不法監禁等人権蹂躙問題で、施設当局者らを告訴したい旨、相談した。小沢弁護士は、その協力を約束、直ちに調査に入った。

(十)

富岡と栗田は、9月6日当園を出て全生園に向った。同行する手筈になっていた山本俊五は、当日別の任務に追われて出発できず、翌7日に草津を発った。

さて、富岡らは6日夜、全生園所在地東村山に着くのだが、当時はまだ各園患者自治会間での連絡や交流がなされ

ていなかったため、富岡、栗田とも全生園の内部事情にうとく、したがってとりあえず富岡の知り合いで同園の入所患者佐藤幸三を訪ねることとし、所内を囲いめぐらす柊の生垣をくぐって入り、その夜はひそかに佐藤の部屋で過ごした。そして佐藤からある程度の様子を聞き、翌日再び垣根を抜けて一端所外に出、こんどは正門より全生会（同園患者自治会）代表への面会人として入った。しかし全生会々長の渡辺清二郎は、富岡、栗田の来園目的を知ると明らかに躊躇の色をみせた。それで富岡らはまた佐藤を訪ね、佐藤の骨折りで全生会前会長の渡辺城山に会い、協力方を要請したのだった。渡辺城山は、当時渡辺清二郎らとの間で同園患者勢力を二分する有力者の一人であり、しかも彼は、この5月3日、療養生活の擁護と療養所の民主運営、完全な患者自治組織の実現をめざして所内に結成された生活擁護同盟会長でもあったのだ。そしてさっそく渡辺城山をはじめ同盟副会長で共産党員の土田義雄らが工作した結果、同日、全生会常務委員会は富岡、栗田の両代表から当園での患者闘争の詳細を聞くとともに協力要請を受け、翌8日には全生会代議機関の評議員会を開き、要請に応えて協力するという決定をみた。こうした動きがなされているさ中、草津より山本俊五も馳けつけてきた。

ところで、全生会の常務委員会及び評議員会の討議の模様については、多磨全生園患者自治会編『倶会一処』に詳しいが、すでに述べた山井道太とその妻きたのの「特別病室」送致投獄事件を経験している同園患者は、楽泉園との共同歩調を強く求め、結局常務、評議の再会も夜半に及ぶ討議のすえ、富岡、栗田、山本をむかえて、9月9日「生活擁護患者大会」開催の決定をみるのである。そして前出『倶会一処』は、この日の患者大会を次のように記している。

「9月9日朝、緊急に舎長会を開いたあと、生活擁護患者大会は礼拝堂で午後二時から開催され、約七〇〇名の入園者が出席するとともに職員多数が傍聴した。

田所靖二が司会をして開会、議長に推せんされた渡辺清二郎会長が登壇、議長挨拶を行い、盾木弘、太田儀一の両名を書記に任命したあと、栗生における事件の真相について富岡、栗田、山本がそれぞれ立って報告した。

富岡は、職員の不正に対して共産党の支援を得て決定することができたと経過を述べ、栗田は人権蹂躙問題、ことに特別病室が患者抑圧の手段として乱暴に使われてきたことについて述べた。さらに山本は、公僕たる職員が一段高いところにふんぞり返っていることを例に官吏の横暴を指摘、悲惨な生活を脱するために結束してたちあがるなら共産党はどこまでも応援する、と述べた。

この日、清瀬病院患者で全国患者同盟中央執行委員長の久保一、化成小学校教諭の木村善一郎等数名が垣根をくぐって支援に駆けつけ、列席したが、大会はメッセージを受け、五項目の要求を決議した。

一、生活保護法ニヨル扶助金ノ支給(一人月額二〇〇円)
二、食費ノ増額(一人一日二〇円)
三、特別病室の廃止
四、医療資材ノ充実及ビ医療施設ノ改善
五、保育児童ノ待遇及ビ設備ノ改善

鈴木八郎が代表して楽泉園療友への激励演説をし、万歳を三唱して大会を終った。

ほとんどの出席者が大会ははじめての経験であり「草津送り」の恐怖と屈辱の日々を思って胸を熱くし、拍手と怒号に会場は沸いた」と。

しかし、同じく『倶会一処』によれば、全生会では翌10日、大会決定にもとづく要求貫徹実行委員一〇名の一般選挙がおこなわれ、土田義雄ら生活擁護同盟員が当選者の半数を占めると、渡辺清二郎を会長とする常務委員会が辞表を提出、同時に園長林芳信ら全生園当局もまた、楽泉園の患者代表二名の滞在を拒否したうえ、林自らが厚生省に出向き、「患者の面会はらい予防法の建前からも拒絶するよう」と申し入れるなど、事件の拡大防止のため、さまざまな手段をこうじたのだった。

こうした全生園当局の防害によって、富岡、栗田とともに厚生省陳情におもむくことになっていた、同園患者代表(土田義雄)の同行は実現しなかった。しかし富岡、栗田は全生園療友たちの熱い激励を背に、また山本俊五に付添われて、12日、厚生省陳情を実施したのである。

厚生省では、大臣一松が九州出張中とのことで政務次官伊能義夫に面会、携えてきた二通の要求書を手渡し、約二時間にわたって陳情を行なった。そして要求書にたいする正式回答は19日という約束をとりつけ、13日当園への帰途についたのである。

なお13日付『時事新聞』は、「草津カンゴクの／人権問題中央へ／レプラ患者代表上京」の見出しで、富岡らの厚生省陳情とその要求内容を報じた。

(十)

当園での患者人権闘争は、厚生省にとって、もはや社会的、政治的にも放置できない事態となってきており、ましてそのたたかいの炎が現に多磨全生園に飛び火し、さらに他療養所へも拡大する恐れが生じてきたため、ともかくさしあたって、当園の患者を一応は納得させる処置が必要だった。したがって厚生省は、富岡らに約束した日より一日

早めて、9月18日大臣代理として医務局長東龍太郎、療養所課長加藤英市他二名を当園に派遣してきた。

東龍太郎は、のちに東京都知事をつとめた人物だが、会場に姿をみせた東の態度は、今回は彼の随員として来園した加藤らによる先きの調査団に比べると、最初から患者の要求をある程度受け入れる姿勢に立っていた。それでも、中央公会堂にぎっしりとつめかけた患者たちを前にしては、さすがに緊張の色を隠しきれず、実行委員長藤田武一の訴を聞き、それにいちいち回答する間にも、眼鏡をはずしたり、またかけたり、ハンカチで顔を拭いたりして、まったく落着きがない様子だった。傍聴の患者たちもヤジ一つとばさず、そのやりとりをじっと見守っていた。

こうして交渉はすすめられ、結局東は、ほぼ全面的に患者の要求をのんだのである。次に、この時、東と藤田が双方の代表として取り交わした『回答記録』の全文を掲げておく。

「昭和二十二年九月十八日
　自午後二時
　至〃　七時三十分　於栗生楽泉園
出席者　本省　医務局長、療養課長、外二名
　患者　実行委員長藤田武一、外五名
回答記録

大臣代理として来ているから大臣の言葉として聞いて頂いて差支えない。

一、生活保護法に依る扶助金の支給
　立法の精神から言うと全患者一様に支給するといふものではない。然し県当局の民生委員なり関係者が査定し全体に適用しなければならない様な状態なら結果として全部で貰って居るといふことになるでせう。之は社会局長とも相談して右に同意である。

一、半強制労働の廃止
　これは廃止する。自発的の労働に対してはそれに報ゆる丈の報酬を与へる。その権限は違法でない限り園長に在り大臣も之を認める。

一、患者が半数からなる運営協議会を設置すること
　労働法に依る経営協議会的な精神に立脚していないものなら認める。

一、患者の衣食住の最低限度支給
　全体として認める。

㊄　ゴム長靴は冬期までに責任を以って必ず配給する。其の他要求の衣料は冬にはなくてすまされぬから全力を挙げて確保する。

㊅　要求は尤である。努力の結果純食費として十五円の予算を議会に提出してあるので通過する予定であ

る。

物価の高騰による予算は追加予算に計上する。尚其の間の矛盾は予算の運用に依て補ふ。燃料費として一人一日約五円の予算になっておるが暖地より寒地を厚くする。

㊟　右同

一、園の民主化の為不良職員の追放

霜崎事務官、加島技官の進退は調査の結果正しく判断して処置する。

（依願免官にするとの事に対し懲戒免官が至当であるとの患者の意見により右の通りにする）。

古見園長は嘱託として専ら医療に従事とする（患者は承認を保留する）。

玉村技官を園長にした。

一、保育児童の待遇並に設備改善

其の必要は充分認める。具体的なことは園長に委任してあるから園長が提議すれば認める。

一、特別病室（一切の監禁施設）撤廃

特別病室は廃する。しかし監禁室は本予防法が現存する限り撤廃は出来ないが運用は園長にまかせる。特別病室建造の責任問題は大臣の意を受けていない為回答出来ない。

一、治療資材の充実及医療施設の改善

改善の必要を認める。重点的に配給し充実を図る。予算は十月より倍額になる。又重病棟の施設改善には充分努力する。

一、其の他の事項は大臣の意を受けていないから回答を保留し追って回答する。

(付)イ、バス使用の問題は園長が使用を認めたならば之を承認する。

ロ、癩は伝染力が微弱なることを認める。政策による一般世人に恐怖観念を与へるが如きことは断じてやらない。

右記録を承認する

藤田武一　㊞

東龍太郎　㊞」

すでに述べたとおり、この日国会においても衆議院厚生委員会が開会され、社会党武藤、共産党徳田の両委員が、大臣一松定吉を追及、厚生省当局による調査団とは別に厚生委員会（国会）独自の調査団派遣を決定した。

そして武藤を団長とするこの国会調査団は、同月20日来園するのだが、厚生委員会での調査団構成メンバーの人選に当たり、委員長小野孝が徳田委員の抗議を無視し共産党排除のかたちをとりながら、武藤運十郎、飯村泉以外の二

名は、榊原亨に代って小暮藤三郎、また野本品吉は不参加という状態だった。だが国会調査団の派遣とあって、日本ニュース社がこれに同行、21日朝から「特別病室」等の撮影に入った。

午後、武藤ら国会調査団を中央公会堂に迎え、実行委員会は、①「特別病室」問題、②職員の不正事件、③患者の待遇改善等を訴えた。とくにこの日は、「特別病室」より生きて出てきた患者たちも証言に立ち、その恐るべき実態を赤裸々に述べた。そうした模様を『日本ニュース』のカメラは熱っぽく撮りつづけたのだった。なお日本ニュース社のこのフィルムは、やがて全国の映画館で放映され、社会的によりいっそうの衝撃をよび起こすものとなった。

「厚生省の尻をたたく」と云って帰京した国会調査団であるが、衆議院『厚生委員会議事録』第一四号によれば、9月26日同委員会での武藤運十郎による調査報告は、第一に、「特別病室」問題は患者の訴えどおりであり、これを至急撤廃すべきだとしながら、同時に「癩患者にも御承知の通り相当大きな犯罪を犯すものがあるのでありまして、この癩患者の犯罪というものをどういうふうに裁判をし、どういうふうに教化するかということになりますと――取壊したあとの問題が私どもはなお大きな問題であり、責任者を処分したあとの問題がなお大きな問題である」などと

し、次いで待遇改善問題では、患者の完全隔離を前提に入所者の〝たけのこ生活〟にふれ、「園内に古物商、古着商がどんどんはいってくる。しかも未消毒のままでこれがどんどん出ていくという。そういうことを聴きまして、私は実に戦慄を覚えた」と、いわば患者隔離撲滅をうたった予防法に沿い、そこから一歩も出ない内容に終始していた。

(三)

10月2日、実行委員会は、闘争当初より重視し追及しつづけてきた、一部職員による物資横領、患者ピンハネにからむ不正事件につき、それまでに調べのついた範囲で『栗生楽泉園之真相』(**資料4**)を発表した。この報告書によると、不正総額は昭和19年～22年の三年間だけで概算六〇〇万円にものぼっている。実行委員会は直ちに山本俊五を介して本県在住の弁護士角田儀兵治に依頼、委員長藤田武一の名によりこれを告訴した。(但し、この告訴は一年後に取り下げている)。なお山本俊五は、この不正事件発覚の折にも、横流し物資の恩恵にあずかっていた草津町の一部商店主たちが彼の前に相当額の札束を積み、社会党草津支部の時と同様事件不拡大を頼み込んできた事実を、患者たちに明らかにしている。

こうした闘争の進展の中で、園長古見嘉一は11日付をも

って休職を命ぜられ（園長には新たに本省より玉村孝三が赴任）、また庶務課長霜崎清、看護長加島正利、炊事主任山口馬吉の三名と栗生保育所の保母菅野コト子は懲戒免職、営繕主任渡辺明は青森・松丘保養園に転出――以上は患者側の告発による処分だったが、分館長太田信男の場合患者の告発はなかったものの、分館内で加島の言いなりになっていた点を咎められ、東京療養所へ転出させられた（後任は庶務係の加藤四郎）。ただ医務課長矢嶋良一については、患者内部から厳しくその責任を問う声もあったが、折しも当園には矢島以外に外科医がいなかったことから、辛うじて彼は追放を免がれたのであった。

「特別病室」もまた、昭和13年（一九三八年）設置以来、九二名の入獄と、うち二二名の獄死者をかぞえつつ、事実上廃止をみた。しかし放置されたその建物の房内には、怒りと悲しみと呪いにみちた数々の落書が残され、また現実に、あまりのひもじさから同房者の死亡後もこれを届けず、死者の分の食餌を受けて飢えをしのいだ事例、あるいは先きに「児童患者と望学園」の稿で述べた少年鈴木義夫が、その四四四日にわたる拘置中に精神まで侵され、無残にも狂気のまま、戦後の21年1月4日獄死をとげたことなど、まさに目をおおいたいほどの惨劇が刻まれていたのだ。この「特別病室」の建物は、28年「予防法改正」闘争が起こる直前、すでに玉村のあと園長に就任していた矢嶋良一ら施設当局の意図により、アッというまに取り壊されてしまい、今は生い繁る熊笹の中に基礎コンクリートをとどめるだけとなっている。人権闘争は、古見園長らの処分をもって一応終結にむかうのだが、待遇改善面では、生活保護法にもとづく扶助料の支給も、県当局より患者要求額二〇〇円に対し七〇円以上は応じられないとの回答が寄せられたほか、何かと問題を多く残した。だが結局これらの要求実現運動がしだいに各療養所患者自治会間の連帯と統一行動に発展、ついには今日の全患協（全国ハンセン氏病患者協議会）結成への道を開くことになるわけで、この点からも本闘争の意義はきわめて大であるし、同時にそれは、患者たちが初めて、高らかに発した人間回復への自覚的雄叫びとして、永く記念されるべき事柄といえよう。

次の歌は、アララギ派の患者歌人で湯之沢以来の熱心なクリスチャンだった秩父明水が、この闘争を主題に詠んだものである。

露の身をあわれ微かに養はるるを獣の如くなみせしは誰ぞ

自由もなく平等もなくただ病むを歎きはかなみ憐れがられき

会堂に赤旗立ちしうつつさへむしろ快し蔑まれ来て

ちなみに、この患者闘争を最初に組織し指導した共産党中央委員伊藤憲一は、その後東京にて24年1月の衆議院議員選挙に当選、25年マッカーサーによる同党中央委員の公職追放以後は党本部、都委員会等に勤務、28年大田区議会議員に当選、もちろんこの間も一貫してハンセン氏病患者への理解を示してくれていたが、56年（一九八一年）10月17日死去した。行年六九歳。

また、真穂七についてはその後の消息は不明だが、草津町出身の山本俊五は、共産党群馬県委員会の幹部として現在も健在である。

そして、古見嘉一は、休職後依願免官となり、25年岡山・邑久光明園に一医師として就任、34年9月在職中に死亡している。行年七五歳であった。

26　療養生活改善同盟と小川執行部

前述のとおり、当園患者の人権闘争は、古見園長をはじめ一部不良職員の追放をもって一応は終結にむかったものの、療養生活上の待遇改善がすぐさま具体化したわけではなかった。しかも闘争時の要求には掲げられなかったものとして、病棟、不自由舎の患者による患者看護、あるいは「御飯取り」とよばれる給食棟よりの食餌運搬等、いわば患者に直接担わせてやまない作業問題もあり、したがって、まださまざまな不満が患者間に残っていた。

たとえばその御飯取りであるが、開園当初から、患者が給食棟（炊事場）へ自分たちの食餌を受け取りにいく習わしとされ、これが入所者数の増加にともない、一定患者による作業とされた。しかし食搬ともなれば朝、昼、夕と、日に三度はどうしても欠かせぬ作業のため、患者にとってしだいに重荷になってきていたのである。

飯器はジュラルミン製の蓋付き容器で、一飯器が八人分まで入り、普通夫婦舎の場合一舎六室一二人だからこの飯器が二個、汁器は一舎に一個の割り合いとなり、作業員は各舎毎に一人だった。独身舎は一室五人で四部屋だから飯器四に汁器一、この場合作業員は二人、不自由舎も同じ。また自由地区は一個の飯器が二戸分、長屋では三部屋で分けることもあり概ね飯器三～四に汁器一程度を一区域にし、作業員は二人とされていた。

作業員は、これらの飯器と汁器を天秤棒（飯器棒、担ぎ棒ともよんだ）に掛け、給食棟よりそれぞれの担当舎または区域に運ぶのである。二人作業のところは、一人が天秤の片方に飯器二個、もう片方に汁器を掛けて行き、あとの

一人は両手に飯器一個づつ下げて運ぶ。そして配食が終れば、空飯器類をまた給食棟に戻しておく。また二人作業の場合、天秤棒に工夫して飯器、汁器とも一度に掛け、交替で休みをとることもできたが、しかし夫婦舎は一人作業のためそれができず、文字通り〝年中無休〟の状態であった。

当園は、いわば尾根を切り拓いたような地形で、所内の道のほとんどが坂をなし、同時に草津高原の一画に位置して冬期間の気象条件はとくにきびしかった。吹雪の日などは、ジュラルミン製の重みのある飯器の蓋が吹き飛ばされ、バランスを失った天秤棒から汁器が転げ落ちて折角の中味がこぼれ出し、まったく泣くにも泣けない苦労を強いられたのである。そのうえこの御飯取り作業は、給食棟から下地区の一番遠い月ヶ丘まで約六〇〇m、上地区は飯豊舎で約四〇〇m、しかも坂道とあって、日に三度の往復は距離的にも並大抵でなく、作業員の就かない舎や区域がどうしてもできた。となると舎や区域内に当番制がしかれ、それが果せない者は、自分の当番の日に金を出し代人を立てなければならなかったのである。

もちろん他の作業の場合もまた、御飯取りと同様、その大方が施設の責任で行なうべき性格のものであるにもかかわらず、療養上必要な「慰安作業」の名目で患者自身に担わせ、作業従事者と受益者とのトラブルでさえ、すべて患者間の問題にすり変えていた。同時に無収入の患者たちを「償与金」と称するわずかばかりの賃金で、やすやすと縛りあげてもいたのである。たしかに故郷を追われ、家族との音信も断たなければならなかった患者たちにとって、そのわずかな賃金が唯一の収入であり、煙草を楽しみ、甘い物一つ口に入れるためにも働く以外はなかった。したがって闘争時の要求に「奉仕」の名による強制労働の廃止と作業賃増額は掲げられても、まだ作業返還問題を論議する段階には到っていなかったのである。

だが、人間回復を宣言し、かつてないその闘争を経験した患者たちの間には、現実になお改善すべき事柄が山積している以上、このままホコを納めるべきでないという思いが生れていた。

そしてあたかも、そんな意識がいきなり突出したかのように、10月に入ったある日、療養生活改善同盟と称する団体が、「患者による患者看護返還」などの要求スローガンを所内各所に貼り出したのである。御飯取り等の作業もさることながら、病棟、不自由舎の看護作業については、どう考えても患者自身が負うべき筋合いのものでないとの見方と、その仕事の責任の重さから、この作業では常に欠員を生じていた。ところが施設側は、これを補充するため

「義務看護」制をしき、そのやりくりまで患者の自治組織が請負わされているという実情にあった。であるから、こうした動きも一見率直な入所者間の要求と、それによって組織された団体行動であるかに受け取られたが、その改善同盟の責任者が何と実行委員の一人――すなわち臣木至だと知って、総和会執行部は患者組織の分派活動としてこれをとらえ、大いに憤慨した。実行委員会は解散したわけではない、だいいち総和会以外に生活改善のための団体は不必要だというのである。とはいえ、総和会とその実行委員会は、当面の要求にたいする厚生省等の公約実施待ちのかたちで、いわば一服状態にあった。これに業を煮やした臣木が、血気さかんな青年患者らとともに同盟の結成に踏みきったのだ。

今となっては、その同盟の会則等記録類もなく、関係者も少なくなって、ここに同盟そのものについての記述はできないが、彼らが前面に掲げた「患者による患者看護返還」のスローガンは、いずれにせよ新たな療養生活のあり方をめざす要求として、多くの患者の共感をよぶところとなった。がしかし、同盟側は、こうした作業返還を行なううえでの戦術上の問題になると、やはり血気にはやってのものだけに理論的に未整理で、折角入所者全員によびかけて開いた公開討論会の場においても、出席した大和、藤田の質問に明確な答弁ができず、その場に立往生してしまうなどの醜態を演じる始末だったのである。

にもかかわらず、大和執行部は同盟による公開討論会開催直後の10月14日、あっさりと総辞職してしまった。理由は「疲れたから」というものであったが、それはあくまで表面上のことで、本音は「若僧らに何ができるか、やれるならやってみろ」とする制裁的な意味をもっていたのである。

実のところ、そうした事態まで予期していなかった同盟側はあわてた。が、いまさら引っ込みもできず、急拠協議して、臣木と同じ実行委員の小川辰夫に出馬を要請、小川も若い患者たちの熱意にほだされてこれを受け、10月23日、次のメンバーで新執行部の発足をみたのだった。

会長　小川辰夫　副会長　桜井一二三
　　臣木　至　中村真一　雨宮義雄　金本相権
　　水口　清　名越誠治　桜井　猛　宮竹守六

会長に就任した小川は、この時三八歳。他に三〇代は臣木だけで、あとは二〇代。また金本は若干一九歳であり、当園患者自治会歴代執行部のうちこの小川執行部が最も若い層で構成されたことになる。

会長の小川は兵庫県出身で、最初邑久光明園に入所し、そこで児童患者のための教鞭をとっていたが、19年、同病

の妻とともに当園に転所、以後その学究肌なところと清廉潔白な人柄によって、所内でも信望を集めていた。しかし彼の妻は、終戦直後膝関節を患らい、これにメスをふるったのは医師ではなく丸山という看護婦で、彼女のミスにより患部が急激に悪化、あえなくその生命を奪われてしまい、当時小川の心には言いようのない怒りがもえあがっていたのである。

この小川執行部は、前会長大和らの制裁的意向の総辞職をひっかぶった恰好で発足したのであるが、しかしその若さと情熱をもって、実によく活動した。人権闘争でかちとった職員、患者双方による園運営協議会も、小川執行部が開催に踏み切らせ、二度と不正を行わせないための厳しい監視体勢を確立した。また10月1日より、作業賃は患者要求どおり倍増、食費も大巾に増額され、患者たちは一応に闘争勝利の喜びを味わったのだが、小川執行部はそうした中でも常に監視を怠らず、食糧の購入や日用品の配給には必ず立ち合った。アメリカからのいわゆる「ララ物資」が患者に手渡されたのもこの頃で、闘争前とはちがい、それらは職員が勝手に開くことなく梱包のまま総和会に運ばれてきた。だがすべて英語で書かれているため、缶詰一つとってもその中味が何なのかわからない。ただ会長の小川だけは英語に精通していたので、こうしたララ物資の配給も公平に行なうことができた。23年正月用食糧現品配給も、今までにはなく豊かで、マグロの刺身なども当園入所以来初めて食べた。

このように、一般的な活動では順調な滑り出しをみせた小川執行部であったが、23年1月、小川会長あてに、看護作業員たちより、「看護業務は本来職員が行なうべきで、直ちに職員看護に切り替えよ、われわれは作業放棄する」旨の決議文が提出されたことから、その対策に苦慮しなければならなくなった。

この看護人たちの要求は、もとはといえば生活改善同盟が掲げたものであり、しかもその同盟が小川を担ぎ出し、自らも常務委員の大半を占めるかたちで執行部を成立せしめたわけだから、当然何をさしおいてもこれが実現に取り組まなければならない筈だった。ところがいざとなると、前会長大和らの予測どおり、従来のハンセン氏病行政の体系そのものに関わる問題だけに、そうやすやすと事が運ばない現実を、残念だが思い知らされていたのである。

したがって、小川会長が常務委員会の前面に立ち、そうした事情を看護人たちに説明し、理解をもとめたが、看護人たちは後へ引かなかった。あくまでも作業放棄するというのである。事後の保障のないままに作業放棄されれば、困るのは病棟、不自由舎の入居者であり、小川執行部は責

任上まったくの窮地に追い込まれた。そこでやむなく小川は、看護人たちの放棄に備えるため、常務委員一人ひとりが手分けして他の軽症者を説得し、独自に「義務看護団」を組織する方法を執ったのだった。このような小川執行部の努力の結果、看護人による作業放棄は、取りあえず未前に防ぐことができた。とはいえ、患者による患者看護の不当性は論をまつまでもなく、その後28年の「らい予防法」闘争によって、先づ病棟が、そして35年には不自由舎が、それぞれ職員看護に切替えられることになるのだが……。

小川執行部は、任期途中で総辞職した大和前執行部の残した期間だけを務め、23年3月をもって辞任した。それは、会長小川の病状が進行してついに咽喉にまで及び、発声にも困難をきたしたからである。

なお、この生活改善同盟の動きと小川執行部成立前後に、所内に共産党患者細胞が組織され、小川も入党してその一員となるが、同党中央が分裂状態をきたした、いわゆる〝五〇年問題〟の時に、その影響を受けてこの共産党患者組織は解体した。しかし昭和30年には、新たに谷雄二、沢田五郎、水田広らによって党組織の再建をみ、病状悪化から回復した小川もまたこれに加わって活動するのである。

27　納骨堂のことなど

23年4月、総和会は小川執行部後の改選で、三たび大和武夫を会長とする常務委員会を選出した。前回大和執行部で副会長をつとめた藤田武一は、大和に次いで会員の票を集めたが、この時なぜか辞退している。したがって副会長には若手の大場操が就任、以下常務委員に、名越誠二、雨宮義雄、平塚辰夫、栗田勝一、大木清太郎、五十嵐正二、森川祐、久保茂夫が選ばれ、それぞれの担当部署をきめ発足したのであった。

そして闘争の終結をむかえたという感傷からか、大和執行部はこの年5月1日を「職員感謝デー」とし、同日、中央公会堂に患者、職員が会しての記念の催しが行われた。闘争時に患者の手で押し倒され、その後以前より高さを低めて修復された木柵をはさんで、先づ大和会長が職員にたいする感謝の辞を述べ、患者に支給されてきている放出物資の食糧品の一部を職員に贈った。これを受けて玉村園長は、今後は心新たに患者の診療に当たるとの挨拶を返した。またこの日、当園正門から下地区千葉寮までの道路沿いに、一定間隔で樅苗の記念植樹を実施した。しかし、かかる感謝デーの設定は、やはりあまりにも表面的公式的に

すぎて、この時一回ぽっきりで終っている。

ともあれ、大和執行部のこうした態度にもみられるように、闘争後のホッとした気分が入所者間に流れていた。所内の真宗、日蓮、真言宗による仏教三派連合会が、5月8日、花祭（釈尊降誕会）を初めて催したのも、この年からであった。以後花祭は、毎年5月8日に行われるようになる。本来4月8日のそれを月遅れにした理由は、当園が寒冷地で、春の訪れもまた遅れたためである。

娯楽面では、従来映画、演芸等の慰問行事は年一回程度でしかなかったが、23年に入ってからは、施設側が草津町の映画館に交渉してフィルムを貸り受けるなど、その上映回数をふやし、同時に所外よりの慰問演芸もしだいに多くなっていった。

患者間での文芸活動もさかんになり、当園機関紙『高原』の発行は、21年12月の創刊以来ようやく年四回程度でしかなかったが、文芸作品掲載の要求が強まり、この年の9～10月合併号から隔月発行の努力がなされ、24年にはそれが定着するのである。

また当園には、開設以来放送設備というものがなかったが、実はいつ頃からか所内放送用の機材が倉庫に眠っており、21年これを見つけた患者側が、好きでラジオの組立てなどしていた木村守に話しを持ちかけ、結局木村がその工事を請負うことになった。木村は望学園出で、そうした面での知識については、通信教育をとおし独学によって身につけたのである。放送本機は分館内の一部に据え、23年秋には所内全舎にスピーカーが配置された。そして完成なったこの放送設備を通じて、執行部は、食糧事情の好転にともない、患者の耕作面積縮少問題についての座談会を中継したりした。この耕作地縮少はさっそく実施され、翌24年にはそれまで畑となっていた上地区グランドも、野球などスポーツを楽しむ元のすがたにもどったのだった。

総和会事務所も、上地区浴場裏のかつてバルナバ病院の浴場であった狭い建物より、汽缶場東土堤下の、これも湯之沢から買収移築してあった二階建て（津久井館）を改修して、そこへ引っ越し、新しい時代の患者自治組織としての体裁を整えたのである。

ところで当園には、この年まで、患者死亡者の遺骨を納めるべき納骨堂というものがなかった。計画はされていたらしく、現在のその位置に「納骨堂建設予定地」の立札が建ってはいたが、それもただ熊笹の中で、長い間風雪にさらされているばかりだったのである。

しかしようやくこの納骨堂の建設も着手され、23年11月1日、その除幕式が催された。そして開園以来の死亡者九〇〇余名のうち、各所属宗教団体または個人宅で保管回向

されていた八九一柱の遺骨が、そこに納められたのであった。なお納骨堂正面に刻まれた「栗生納骨堂」の文字は、社会党片山内閣の総辞職後、この年3月に成立をみた芦田内閣の厚生大臣竹田儀一の筆によるもので、彼は大臣就任早々の5月23日、実情視察のため来園しており、その機会に玉村園長が揮毫を依頼したと伝えられている。

こうした中にあって、患者闘争の中核として活動した生活擁護実行委員会も、その任務を終え解散するのであるが、この間、「特別病室」の廃止、一部職員の不正摘発、不良職員の追放をはじめ、生活面でも患者作業賃並びに食糧費の要求を満額かちとり、また寒冷地にありながら寝具は掛布団二枚にたいし敷布団は一枚だけだったのを、冬にむかってこれも一枚追加させ、綿入れ半てんの全員支給も実現した。そして患者たちは、この綿入れ半てんを〝闘争半てん〟とよび、誇らしくそれを着て歩いた。ただ降雪と雪解け期には欠かせないゴム長靴については、厚生省より入所者全員支給の約束をとりつけたにもかかわらず、結局支給数は四〇〇足のみにとどまり、やむなくこれを食搬作業員などに配分した。いっぽう生活保護法による扶助料は、本県の場合患者一人当り月額七〇円が限度とされ、二〇〇円の要求は果されずに終った。がしかし24年4月より、初めて国から「療養慰安金」一五〇円の支給がなされた。また同じく重点要求の一つに掲げた園運営協議会は直ちに発足をみ、職員一〇名と同数の患者協議員の構成によって、以後これを民主的な施設運営の場とするなど、ともかく多くの具体的成果を生み、同時に患者一人ひとりが基本的人権に目覚め、奪われ失ったものの回復をめざす、というまさに歴史的な輝かしい足跡をそこに刻んだのである。

もちろん、かかる画期的な闘争の勝利も、実行委員長藤田武一をはじめとする委員二六名の生命がけの、そして不眠不休の活動によってもたらされたのであり、この点ハンセン氏病患者史のうえに、長くとどめてしかるべきといえよう。

実行委員会は、23年8月6日開催の患者大会で解散決議を得、同月19日、慰労をかねての解散式をもって、満一年にわたったその活動を終えたのだった。

28　プロミン獲得運動

昭和23年（一九四八年）10月下旬のある日、当園医局の大風子注射室で、新しいハンセン氏病治療薬〝プロミン〟四四人分をめぐっての抽せんが行われた。これには身寄りの患者に付き添って入所している一部健康者を除き、ほぼ

患者の全員九〇〇余名がくじ引きをしている。但し学童八名については、抽せんなしで優先とされた。

過去本病は不治とされ、建永元年（一二〇六年）僧明恵が、この病気には人肉が効くと聞き、自分の肉を切り取って病者に与えたと伝えられたことから、長く人肉を本病の秘薬と信じる風潮が残り、明治35年（一九〇二年）東京麹町で少年を殺し、その尻の肉を切り取って薬にするという事件さえ起こった。この事件は当時「残月一声」と題する流行歌となって全国に知られた。

一八七一年(明治4年)、ノールウェイの医学者アルマウル・ハンセンが本病菌を発見、その発表（一九七三年）によって古い疾病観に痛撃を加えたのだが、当時わが国では『前史・湯之沢部落』の稿で述べたとおり、医師後藤昌文が行なった大風子の内服ととちの煎薬等によるタンニン酸の収斂療法が、いわば最高の治療法だったのである。

その後明治18年（一八八五年）、堺の岡村平兵衛が本病治療薬として大風子油を製造販売し、40年（一九〇七年）代に入ってらい予防法制定とそれに基づく連合府県立療養所の設立をみてからも、この大風子油が唯一の治療薬として用いられてきたのだ。

湯之沢でも、入湯と点灸に加えて大風子油の内服や注射が行われていたし、また当園では他の療養所と同様その内服は胃に悪いということで、主に注射による治療のみを実施していた。しかしこの大風子油注射にみられた治療効果は、L（湿性）型初期の症状に一定の効めをあらわすことはあったが、進行する病勢にたいしてはほとんど無力に等しかった。

昭和17年（一九四二年）頃、結核治療薬として開発されたセファランチンが、ハンセン氏病にも効くということで、18年春から当園患者に投与された。しかし光田学派の医師たちはその効能を認めず、結局京大医学部出の当園園長古見嘉一が新潟医大とともにこれを試薬に用いたのだった。セファランチンの主成分は、台湾の自生植物ムラサキツツラフジで、精製したその白い錠剤の内服薬を、入所者中より希望を募ったかたちで投与したのである。

このセファランチン療法について、19年6月『日本医学』第三三八号に古見、矢嶋ら当園の医師たちによる共同研究発表がなされ、一般新聞でもハンセン氏病の新薬として報道されたため、セファランチンの治療を望んで、多磨全生園を逃走し当園に移ってくる患者さえいた。

そしてその後も古見らによるセファランチン療法の研究が続けられ、21年11月『化学療法研究所彙報』第一号に臨床結果などの報告が発表されるが、そうした熱意にもかかわらず、セファランチンはついに期待どおりの治療効果を

あらわさなかったばかりか、かえって病状を悪化させた。所内の患者たちは、このセファランチンの効能のなさを、キリスト教の聖歌「み空の彼方かしこには」の替え歌にし、「彼女はついに顔はらし、セファランチンの効く日なし」と歌ったりしたのだった。このほか当時〝虹波〟という治療薬も用いられたが、効果はまるでなかった。

ハンセン氏病は遺伝ではない、一種の伝染病と知りながらも、この病気にたいする根治薬がないゆえに、戦後の新しい時代を迎えてなお、人骨や胎児を保護する羊膜が本病に効くなどというマヤカシ話しをまだ信じ、郷里から持ち帰った親族の遺骨をスリ鉢ですって服用する者や、また羊膜ならたとえ人間のものでなくともと、あえて豚のそれを口にする者すら現実にあったぐらいである。

そんな患者たちの前に出現したのが、新薬プロミンだった。一九三五年(昭和10年)、アメリカでは細菌性疾患にたいする治療剤としてスルファミン剤が発見された。ただしこのスルファミン剤は結核菌やハンセン氏病菌にさほどの効果をもたらさなかったが、その後スルファミン剤の研究が進められる中で、さらに少し型の異なるスルフォン剤の開発に成功、これが抗酸性の結核に威力を示すことがわかり、結核治療薬としてプロミン、ダイアゾンが製剤された。だが、動物実験ではともかくも、人体の結核となると幾多の欠点も明らかになり、その応用も限られていたところ、結核菌とは性質的に類似するハンセン氏病菌への適用が考えられ、一九四一年――つまり太平洋戦争のはじまった昭和16年、アメリカのハンセン氏病療養所で、この新薬プロミンによる治療が行われた結果、実に驚異的な効果を生んだのである。以後プロミン及びそれに関連のあるダイアゾン、プロミゾールがハンセン氏病の治療に広く用いられてきたのだが、わが国にそのスルフォン剤薬品が登場したのは、戦後の昭和21年(一九四六年)であった。

東大薬学教室の石館守三教授によって、その合成に成功、はじめての試用は東大皮膚科と療養所としては多磨全生園で実施された。同園患者自治会編『倶会一処』によれば、「全生園で最初、勇敢な実験台となったのは湊、島津等三名であった。はじめ馬場省二医官が適当な病型を選んで交渉しても皆逃げてしまう状態であった。それは昭和17年、マスコミの鳴り物いりで登場したセファランチンおよび虹波が効かなかっただけでなく、かえって症状を悪化させた例が多かったためで『新薬にだまされるな』『モルモットではないぞ』という考えを誰もがもっていた」とあり、いわばそんな状況の中で、「奇跡がおきた」のである。したがって「昭和23年3月、やや大量の薬が手に入ると当初の三名にすぎなかった希望者が六〇〇名を突破、射つ者

がくじ引きできめられ」るまでになるのである。

そして同年10月開催の第二一回日本らい学会において、プロミン治療の臨床事例に基づき、その画期的効果はいっそう立証されるのだが、しかし当園での試用実施は、じつにこうしたらい学会を経た後ということになる。

もちろん総和会執行部も、全生園でのプロミン治療についての情報を受け、23年9月5日に視察のため来園した厚生政務次官赤松常子、同じく14日に来園の代政士武藤運十郎らにたいして、プロミン治療早期実施を求める陳情を行い、また同主旨の歎願書を厚生大臣竹田儀一あて提出するなどした。しかし折しも芦田内閣は、昭電疑獄（昭和電工不正融資事件）の発覚によって大揺れにゆれ、10月には総辞職してしまうわけだからこの時期での政府筋への陳情は、実際には宙に浮いたかたちに終ったといえる。

ところで、このプロミンにたいする当園医局側の態度だが、先年熱心に取り組んだセファランチンに治療上の成果をみなかった影響もあって、当初はむしろ無関心にうちすぎていたようだ。矢嶋医務課長も、騒がれているほどの効果はないというふうに患者たちに説明していたし、長谷川久治医官などは「あんなもの、効くもんか！」と言い放ってさえいた。したがって当園23年『年報』には、「（プロミン）八月三十日購入分一〇〇〇本」をとどめながら、まずは薬品倉庫に眠らせてしまっていたのである。次いで10月19日、試用追加分として三六〇〇本が入荷、これを先きの一〇〇〇本に合わせると、患者一人一日一本（五cc）で四四人×一〇〇日分余に相当する数量となった。この段階で、医局側ははじめてプロミン治療の実施にふみきるのだが、ただし患者側の全員治療の希望には程遠い数量でしかなかったため、医学的診断による治療対象患者の選定は省き、くじ引き等の措置を総和会に一任してきたのだった。

さて、こうした経緯をたどったうえでのくじ引きが、この稿の冒頭に述べたとおり、ようやく10月下旬になって行われたのである。しかし何ぶんにも、ほぼ入所患者全員による無作為抽せんということから、その結果については、やはりどうしてもいくつかの問題を残した。たとえばある姉弟の場合、症状の悪化で一日も早くプロミン治療を必要とねがっている弟はくじに外れ、軽症な姉のほうにくじが当たったため、姉弟よりその交換の申し出がなされた。これにたいし総和会執行部は、くじ引きに先き立って当たりくじの交換を禁じていたとし、この申し出を認めなかった。弟は怒って抗議のハンストに入った。困った執行部は、評議機関である組長会に諮ったが、組長会の結論も、他に影響ありとして執行部の措置を支持し、姉弟の申し出を認めなかったのである。だが、この姉弟と同様な立場に

あったものの中には、医局側の受付け窓口で、こっそりと名前を書き替えてもらった者もいたようだ。

ともあれ10月4日、四四人にたいするプロミン治療は開始された。ところで、当園にはこの四四人とは別に、しかも一年もはやくからプロミン注射をしている者があった。その名はコンスタンチン・トロチェフと云い、彼はアメリカ国籍をもつ白系ロシヤ人の青年で、終戦後の21年5月、祖母に付添われて入所した。トロチェフと祖母は、米軍政部の世話で入所した関係もあって、最初から一般患者と同居することなく、かつて湯之沢でコンウォール・リーが住み、湯之沢部落解散後所内に移築された「光の家」に収容されたのだった。そして22年10月以来、米国より送られてくるプロミンを医局に持ち込んで、その治療を受けていたのである。したがって、くじ引きに外れた患者の中には、トロチェフを通じてならあるいはプロミンが手に入るのではないかと考え、何人も彼に頼みに行き、トロチェフもまたそれなりの努力をつくしたのだが、結局ダイヤゾンが二人分ほど送られてきただけにとどまった。

明けて24年1月、総和会々則が改正された。会則改正の主な点は役員の選出方法で、常務委員会の場合は、それまで一〇名を選出し最高点者を会長と定めていたが、これを会長改め総代一名の選出とし、総代が副総代及び各常務委員を選んで会員の信任を得る、また組長会を元の世話人制度にもどし、新たに一般投票によって評議員（代議機関）二〇名を選出、その互選により正副議長を置く、ただし両機関の任期は六ヵ月、というものだった。さらにこの会則改正で「保安委員会」を設け、同委員会は常務、評議の全員によって構成、「園内保安の維持に務め公安を害し園則を乱す等の不法行為に対しては合理的に防止の衝に当」たることになるのである。

2月1日、この新会則で発足した総和会執行部は、総代に藤田武一、副総代に杉原久雄を、また評議員会は、議長に大和武夫、同副議長に藤原時雄が選出された。

しかしこの間も、多磨全生園の患者自治会は国によるプロミン予算の獲得をめざし、全力をあげてその運動にとりくんでいた。同園自治会は、すでに22年10月、プロミン獲得促進委員会を発足し、全国各友園に連絡をとりながら、GHQ、大蔵省、経済安定対策本部、厚生省、国会議員等関係筋に請願書を提出するとともに、パンフレット『プロミン』を発行、ハンセン氏病が治る病気になったことを広く伝える活動を展開していたのである。

そして厚生省は、大蔵省に24年度予算でプロミン治療費六〇〇〇万円を要求するに到ったのだが、23年2月24日、同園地元の労農党代議士松谷天光光（現在自民党代議士園

田直夫人）より、これが六分の一に削られたことが知らされ、全生園プロミン獲得促進委員会は、直ちに電報をもって、こうした事態を各友園自治会に伝えてきた。

当園総和会もこの全生園からの電報を受け取り、事の重大性を全会員に知らせた。それまで全生園からの連絡等により、24年度はプロミン予算が実現するものと期待していた患者たちは、病気が治る薬ができたのに治療もさせずに死ねというのか、と騒ぎ出し、期せずして抗議のハンスト決行を表明する者が続出した。藤田執行部は、そうした会員たちの要望を入れ、ハンスト決行の場所として、上地区は包帯再生作業場と真宗の会堂である光明寮を、下地区は聖公会教会堂を借り受けた。すると、たちまち一四〇名以上の会員が、それぞれ泊りこみで集団ハンストに突入したのである。同時に執行部は、プロミン予算復活のため玉村園長に上京を求め、園長もまたこれに応えて、関係省庁に陳情すべく急ぎ上京したのだった。

いっぽう全生園の促進委員会は、同じく同園療友のハンスト決行をバックに、副委員長の湯川恒美が国会へ行って各党控室を回り、最後に共産党控室を訪問したところ、そこには同年1月の衆議院議員選挙で当選した伊藤憲一がいて、すぐに事の次第をのみ込んでくれた。いうまでもなく伊藤は、当園でのあの人権闘争を直接組織し指導した人で、当時国会内ではだれよりも患者の立場を理解していたといえよう。伊藤は、さっそく湯川を大蔵大臣室へ連れて行った。この時の模様を、伊藤はその著書『解放戦士別伝』の中で、次のように書いている。

「大臣は池田勇人である。秘書を通して来意を告げると、すぐ大臣室へ通されてお茶がでた。わたしと藤岡君（伊藤の秘書）は茶をのみ、その人（湯川）はのまなかった。その人は手袋をはめたままだった。

『実はこの人はハンセン氏病、俗にいうらい病患者なんですがね』

というと池田はびくっとした。わたしは事情を話して

『ぜひ原案を復活してやって頂きたい』

というと、患者を前にして池田は断るわけにいかない。

『努力してみましょう』

と言葉短かにいった。」

また伊藤は、こう続けて書いている。「しばらくしてから本会議の席上、わたしは大臣席の池田に『例の一件、どうなったね』ときくと、池田は五千万円に復活したといった。予算が成立して全生園の患者会から、プロミンの値段が下ったので、六千万円と同じだと丁重な感謝状が来た」と。

右の伊藤の文章でもわかるとおり、3月、プロミン予算

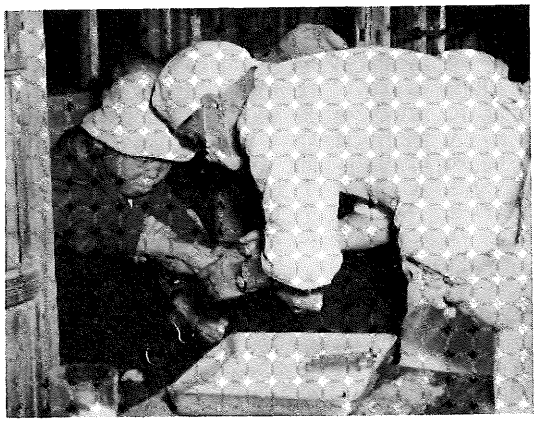

プロミン注射

は実質的に患者要求を満たすかたちで成立したのである。

かくして大風子油治療はプロミンを主体とする医療に切替えられていくのだが、その効果はいちじるしく、死亡者も20年一三八名、21年一〇六名、23年六七名に比べ、プロミン以後の24年にはそれが一挙に三八名に減り、しかも25年二一名、26年二〇名、27年一六名と、年を追うごとに減少、もちろん「咽喉切り三年」とその短命を謂われた気管支切開も、あるいは皮膚に突出した病巣の結節が潰瘍し、全身を包帯につつまれるなどの姿は、年を経ずして見られなくなっていった。

プロミンに嗄声癒えたる友のこえわが聴覚を驚かしめつ
（秩父明水歌集『雲遊ぶ山』より）

除夜の湯に肌触れ合へり生きるべし
（村越化石句集『独眠』より）

なおこの年3月、玉村園長はその職を免ぜられ、再び厚生省に戻った。現在神戸市生田区に健在と聞く。そして後任には、矢嶋良一が医務課長より昇進して当園三代目の園長となり、また今日園長をつとめている小林茂信が当園の外科担当医官として着任したのも、同じこの年の9月であった。

29　一・一六事件

総和会の新会則をもって発足した藤田執行部は、六カ月の任期満了にともない、七月に改選を行なうが、再び総代には藤田武一が選ばれ、藤田は副総代に前期同様杉原久雄を、また常務委員も若干メンバーを入れ替えただけで再発足した。いっぽう評議員会では、藤原時雄が議長に就任している。

そして前稿でもふれた、この新会則に基づいての執行、評議の両機関からなる保安委員会は、さらに六名構成の特

別委員会制度をとり入れて、いわば本格的に所内秩序と防犯に当たったのである。これは、権利と義務は表裏一体であり、患者自身が自治の確立を図るという発想によるもので、当初は園周辺の山林の盗伐や農作物の盗難を防止するための巡回程度にすぎなかったが、しだいに草津町への療友の外出まで取り締るなど、総和会自らが患者を規制する方向にすすんでいった。

しかし、多少行き過ぎさえ生じたこのような患者自治と秩序維持の努力も、実にあえなく踏みにじられるという事件が、やがて発生するのである。そしてそれは、24年11月17日、東京より二名の患者が警察の護送車で当園に送りこまれてきたことにはじまる。

この二名の患者というのは、中岡哲男こと朝鮮人裵碩潤（はいせきじゅん）（二四歳）と奄美出身の多原利夫または石田次男とも名乗る（二二歳）で、彼らの当園送致とその入所のいきさつについては長い間不明だったが、当時園長に就任早々の矢嶋良一が、今日になってようやく次のように語り明かす。

「東京都庁より、二名の患者を送るのでよろしく頼むとの電話が本館に入った。連絡を受けた私は、東京ならばなぜ全生園に入所させないのかと不審に思い、都庁のほうへ電話で何度か問い合わせをしているうちに、二人の患者を乗せた護送車が正門まで来てしまった。この間、教えてくれるものがあってわかったのだが、中岡と多原は、何でも〝浅草のダニ〟と嫌われ、とくに中岡は顔に本病の結節症状が出ていたことから、浅草界隈の商店などで客が自分の顔を見たと言ってはいいがかりをつけ、あるいは店の応待が悪いと言ってはケチをつけ、いわばゆすり、たかりで暮らしていたという。そして彼らが患者であることがわかって、全生園へも一度収容されたようだが、すぐに逃走して出てきてしまい、また浅草で同じようなゆすりをしていたところ、再び警察につかまり、今度は楽泉園へ連れてきたというわけだったのである。

だとすれば、問題の患者であり、どうすればよいかと思案しているうちに、日も暮れて吹雪となった。すると三人来ていた護送官たちは、患者を乗せたままの車を正門に置き去りにして、さっさと草津町の宿屋に行ってしまったのだ。患者を車の中に放っておいては凍死をしかねない。したがって園としては、やむなく中岡と多原の二人を入所させたのである。」

何とも無策な話しだが、当時まだ警察では、犯罪者逮捕を行う中でそれがハンセン氏病患者とわかれば、取り調べも起訴もすべて放棄して、直ちに療養所へ送りつけてきたのだし、いっぽう療養所側では、たとえ犯罪人とはいえ患者である以上、これを拒む法的根拠がなかったばかりか、

殊に当園の場合、22年の人権闘争で「特別病室」問題が大きくクローズアップしたこともあって、施設側は結局ずるずるとこれを受け入れ、しかも総和会に相談することもせず、いわば普通の入所者扱いをもって、二人を独身寮の阿蘇舎二号室へ入居の措置をとったのだった。

もちろん同時に矢嶋園長ら施設当局は、所外ではともかく、入所したからには、よもや同病者たちにまで乱暴をはたらくことはあるまい、と恐らく考えていたにちがいない。が、そんな安直な期待は、いともたやすく崩れさることになるのである。

当時阿蘇舎二号室には、後藤惣太郎と小林弘明とがいたが、小林は自由地区の秩父明水が盲目のため、彼の家へ頼まれて住み込み看護にいっていたので、後藤一人が暮らしている恰好になっていた。その部屋に、中岡と多原が入居してきたのだ。中岡らは同室に入り込むや、たちまち本性をむきだしにして、後藤が部屋を留守にすると、その間に彼の押入れから、当時まだ貴重品だった砂糖などの食品を勝手に取り出して食いちらかし、後藤が苦情を云うとそのうち返すとうそぶき、やはり貴重品の煙草もたかって喫い、借りた金の返済はしないという有様だった。しかもどこからか、中岡は匕首(あいくち)を、多原は大きな海軍ナイフを手に入れてきて、時にはそれで後藤を脅したりした。

多原は中岡を兄貴とよび、二人は入所前からの兄弟分だと称していた。ともかくこの兄弟分の中岡と多原は、こうして同室の先住者後藤惣太郎を押えつけてしまうと、こんどは阿蘇舎の他の三室へも押し込んでいって脅し、まったくすき勝手に振る舞うようになった。浴場へ行けばいったで、これまた傍若無人、患者の中には本病特有の足裏の傷（蹠穿孔傷）を病むものが多くおり、そうした傷のあるものは包帯した足を湯槽(ゆぶね)のふちに上げて入浴するのだが、中岡らは、湯に濡らさないようにしているその足を、邪魔だと云って湯の中に突っこんだりしたのだった。

後藤ら阿蘇舎の者や、いきなりひどい目にあわされた患者たちは、ただわけもわからず中岡らを恐れ、それが他の患者にも伝わって、中岡や多原に出会うと皆身を縮める思いをするようになった。ところが、こんな中岡らを見込んで、彼らの暴力を利用しようと図った患者がいた。それは日本名を宮田守、大屋一郎とする二人の韓国人だった。すなわち、この年結成をみたばかりの当園在日朝鮮・韓国人組織「協親会」が内部的にもめていて、その一方の側に立つ宮田らが、対立側を押える手段として、中岡、多原の暴力を必要としたのである。

当時楽泉園には、約六〇名の在日朝鮮・韓国人が入所していた。それは全国各園ともほぼ同様の比率で、朝鮮・韓

国人の入所者は患者全体の平均六～七%を占めていたとみることができる。こうした発病率の高さは、いうまでもなく過去日本帝国主義者の手によって植民地化され、その兇悪な支配と収奪が極度の貧困をもたらし、せめて食べていくための渡日も、結局は民族的な偏見と差別にさいなまれるばかり、まして太平洋戦下においては、「徴用」の名のもとに日本での強制労働等に狩り出されるなど、実に骨をもしゃぶるまでのその抑圧の結果にほかならない。

しかし戦後、在日朝鮮・韓国人は〝外国人〟と身分が変わって、日本国内に彼らの全国的組織の朝連（在日朝鮮人連盟）の創立をみ、当園にもその分会が置かれた。そして昭和24年3月、総和会はようやく民主化なった当園財団法人慰安会の財源を資にして、はじめて所内文化団体助成のための25年度文化予算を組むのだが、朝連栗生分会も、日本の支配をこうむったことにより、在日朝鮮・韓国人の文化的活動が遅れた点を理由に、助成の受けられる文化団体としての公認方を申し入れた。総和会はこの取り扱いについて協議したが、結局同分会は所内の各県人会に等しいとの判断に立ち、その申し入れを認めなかった。しかも同年9月、団体等規制令により朝連は解散させられ、当園の分会もまたこれに従わざるをえなかった。この時の分会長は金本奉玉、副が岡一郎、会計宮田守であった。朝連の分会としては解散をよぎなくされたが、やはり朝鮮・韓国人の患者組織が必要ということで、新たに同国人の親睦団体「協親会」を結成、会役員も一新し、会長には保利政一が選ばれたのだった。

さて、問題はこの時点から起こってくる。協親会は会の性格こそ変ったとはいえ、朝連栗生分会と同じメンバーで発足した以上、組織的には分会を受け継ぐものとして、会長保利政一は分会時の会計係宮田守に会計簿の引き渡しを要求した。これにたいして宮田は、会計上の現金は保利に渡したが、会計簿そのものはあくまで分会に関わる物件との認識で、それを焼却してしまった。こんなことから保利と宮田の間に軋轢が生じた。

ところがその宮田が個人的にも懇意にしていた一人に、大屋一郎がいた。大屋は夫婦寮の明星舎で保利と隣り合わせに暮らしていたが、普段から不仲で、とくに大屋が朝連分会時の役員でもあったため、協親会長の保利とは何かと意見をたがえ、つねにごたごたを繰りかえしていたのだ。したがって、宮田が分会々計簿を焼却し、保利と対立したことでも二人は意気投合、保利を完全に〝敵〟にまわす恰好になった。

いっぽう中岡と多原は、相変らず療友に喧嘩をうるなど乱暴のかぎりを尽していた。そこへ大和博という彼らの仲

間が入所して来たのである。大和は神戸で多原と兄弟分の盃を交わした仲であり、中岡にも世話を受けたことがあるらしく、多原と同様中岡を「兄貴」と呼んだ。入所は12月27日、年齢は二六歳、三人の中では一番の年長であった。彼は大阪出身で、昭和22年同地で窃盗を犯し六年の実刑判決を受けるが、翌23年仮出所する。しかし仮出所して間もなくの7月30日、彼は同病の山田、小川、また健常者二名と謀って、奈良市のある家に強盗に入り、一〇〇〇円余を奪って逃げるが、その後五人とも逮捕され、大阪地検へ送致された。そして大和、山田、小川の三名は患者ということで岡山・長島愛生園へ送られたのである。だが大和は愛生園で療養する気などなく、結局はまた大阪あたりに出てきて悪事をはたらいていたのだ。こんな大和を、大阪府の係官大浜文子が何かと面倒をみ、更生させようと努力していたが、当園に入所した多原が、いわば兄弟分のよしみから彼に連絡をとり、その多原の誘いで大和も当園に入ってきたのであった。この時大浜は、大和について「善良な患者」と当園に紹介している。

宮田と大屋は、すでに中岡、多原を引き入れており、大和が入所してくると、はやくもその翌々日の29日夜、宮田は、中岡と同じ舎の同胞八木次郎と共に、中岡ら三人組を案内して、いきなり保利の部屋に殴り込みをかけたのだった。なおこの時の模様については、事件後、国家地方警察本部捜査課作成による『刑事通報』第一六号「癩患者犯罪の実態と其の対策について」の中に、次のように記されているのでここに引いておく。

「昭和二十四年十二月二十九日午後七時半頃、前記の保利が右手に（火傷による）水泡が発生し、発熱したため宿舎に寝ていたところ、中岡、石田（多原）、宮田、大和、八木の五名が来舎したので、保利が寝ながら応待すると其の応待振りが悪いと言って難くせをつけはじめ、中岡等は電燈の笠をこはし、茶碗を割り、汁鍋及煮物を入れた器物をひっくり返す等の乱暴を働き、更に宮田は保利を撲って右眼部に打撲傷を与え、中岡は保利の妻ハルのむなぐらをとり、足で踏みつけるという暴行を行った。

ハルが隙を見て協親会に急を告げに行ったので同会幹部の山本純刈等三、四名が馳けつけやっと暴行者を取り静めたが、山本は中岡に撲られて右眼下部に擦過傷を受け、其の他の者も暴行を受けた。

この暴行中に中岡は『この子分達は俺が死ねと言えばいつでも死んでくれるんだ。評議員だろうと、保安委員だろうと何だ、文句があるなら言って見ろ、俺は園内をひっくり返して見せるぞ』等と暴言をはき威喝している。」

翌30日、協親会員金本相権が、この暴力事件について総

和会総代藤田武一に連絡、直ちに保安委員会が開かれた。その結果、①中岡、多原、大和の三名を警察に引き渡して刑務所に入れてもらうか、②それが出来なければ中岡ら三名を他療養所へ転所させるように、との意向をまとめ、先づ矢嶋園長の了承を得て所轄の草津自治警察署へ通報の措置をとった。この通報を受けた同署は、さっそく捜査主任以下三名を派遣、総和会事務所に中岡ら三名と大屋、宮田をよび、園長、総代の立会いのもと取り調べを行なったのだが、警察署には患者用の留置場がないことから、これを単なる暴行傷害罪として書類送検するにとどめ、五人を所内に放置したまま引き上げてしまった。前出『刑事通報』はこの点にもふれ、「このことは当初の（保安）委員会の期待に反しており、園内における不穏の空気を解消させるどころか警察不信の感を抱かせる結果となり、返って新たな不安を加えて行った」と、草津警察の処置をきびしく批判している。当園には、22年の人権闘争で廃止になった「特別病室」以外に監禁所があったが、これもあの人権闘争によって、患者懲戒検束規定自体が空文化し、「特別病室」と同様事実上使用廃止となっていたのだ。

それにしても、こんな中岡らを所内に野放しにされたのでは不安は増大するばかりで、総和会保安委員会は、その夜八時から会議を開き、翌31日の午前四時まで徹夜の協議を行い、結論としては中岡と多原を東京へ、大和は大阪へそれぞれ送り返えすことに決め、矢嶋園長にこの旨申し入れた。施設側もこれを了承、園長が中岡らと折衝した結果、三名に各自一万円の支度金と洋服一着、靴一足を支給してくれれば1月1日に退所するとの約束をとりつけるに到った。

ところが中岡ら三名は支度金や服等を受け取りながら、25年元日に退所する様子をみせず、依然として居座る態度に出た。

所内中は正月だというのに深閑とし、また中岡らに出会うのを恐れてだれもが外出さえさしひかえる有様だった。もちろん総和会と施設当局は、再び暴力沙汰が起こらないように草津警察に警備を依頼、それでも万一に備えて藤田総代は正月休みというのに総和会事務所に泊り込み、矢嶋園長は毎日のように中岡らに会って転所の説得につとめたが、中岡らはかえって支度金を重ねて要求するなど、いっそう無法の度を募らせるだけにおわった。

矢嶋はついにたまりかね、1月6日、この三患者の処置について厚生省の指示を得るために上京、そして厚生省内で、偶々熊本・菊池恵楓園の宮崎松記園長に会い、矢嶋が三患者の処分に苦慮していることを話したところ、宮崎はいかなる思惑からか、その場で中岡らを恵楓園に引きとる

と言明してくれたのである。

矢嶋はホッと胸をなで下ろす思いで帰園、このことを総和会に報告した。もとより総和会側に異存があるわけはなく、すぐさま施設当局と総和会執行部は、双方共同で中岡らを説得、中岡らも恵楓園への転所を承知したのだった。したがって施設側は、国鉄にたいし患者輸送列車の手配を依頼、あとはその国鉄からの連絡を待つばかりであり、せめてこの間、何事も起らぬようねがっていたのである。

だがそんな折もおり、1月13日付『上毛新聞』は、「凶暴なライ患者／手をやく楽泉園上申」との見出しで、次の記事を掲載した。

「暴力をふるう癩患者に草津町楽泉園癩療養所ではその処置に困って六日矢嶋園長が上京、厚生省に不良患者の収容所のような施設は出来ないものかと具申したという民主化された療養所の一面が問題になっている、今月はじめ患者同志の傷害事件が園内に発生、加害者を草津署で調べたが、患者だから身柄拘束も出来ずすぐ釈放した、この患者はこれに味をしめますます増長して暴れ職員までおどかし一般患者はおびえている、この処置に困って具申になったもので十一日には草津署から県本部あて今後の問題として情報が送られて来た、増井警察隊長は『癩患者は病人だから刑務所へは入れられない、刑務所へ入っていても癩と断定されれば療養所にかえって移されるくらいだ、昔は園内に拘置所のようなものがあった、結局園内で解決すべき問題で警察は収容所の設置に運動することは出来ない』といっているが園内に拘置所がこのため実現するかどうか成り行きは面白い。」

右の記事は、見出しも二段組みの小さなものだったが、これが15日になって、中岡らの知るところとなった。しかもこの日、国鉄より、患者輸送列車を19日に配車する旨の連絡が入っていたのだ。が中岡らは、『上毛新聞』の記事の内容に激昂し、直ちに矢嶋園長を呼びつけ、自分たちは所内の平和のために移ってやろうと言っているのに、なんでこんな記事を書かせたと迫った。矢嶋は、当園には関係なく新聞社が勝手に記事にしたのだと説明し、ともかく列車も確保できたので、このさい目をつぶって転所してくれと、重ねて説得にかかった結果、中岡らとしても脅しが半分であったので、それでは支度金を改めて一万五〇〇〇円、洋服二着、靴二足を三名各自に支給し、米も一斗用意することを条件に、19日転所することを約束したのである。

そして事件の起こる16日になるのだが、この日午前中、中岡は藤田総代に会い、園長と約束した支度金では不足だからもっと出せと要求、しかし藤田はこれを認めず、彼ら

につけ込まれる隙をあたえない態度で断っている。

夜になって、中岡と多原が入居している阿蘇舎二号室で、酒盛りがはじまった。同年7月、当園中央公会堂で開廷された特設法廷における『公判記録』によると、この酒宴は中岡らの送別会であり、またその場に居合わせた者は、大屋一郎、八木次郎、西村寿子(大屋の妻)、岡一郎、中岡哲夫、多原利夫、大和博等八人(大屋証言)とある。しかし、ここに名をあげられている岡は、実際には出席していない。また当然そこには顔を出しているだろうと思われる宮田守についてだが、大屋証言にも具体的に名があげられていず、しかも八木証言ではその数「六名」とあるところから、宮田はこの時出席していなかったと考えていいだろう。

この送別会の最中、大屋が中岡に「上村(勇)、保利、伊井(仁二)を殺して来い」と言ってドスを投げた(八木証言)。同じくこの八木次郎の証言によれば、大屋はそれまでも「保利、伊井、上村等を殺してから出て行って呉れ、そうでないと自分が危い」と中岡に言っていたとあり、したがってこうした教唆は、この夜の単なる酒のはずみだけではなかったようだ。中岡は、その大屋の投げたドスを受け取り、なぜか多原や大和には声もかけず、一人部屋を出て行った。

行先きもきまっていたらしく、中岡は阿蘇舎から一舎置いた裏の伊吹舎へ真っ直ぐ行っている。というのは、当時伊吹舎の一号室が協親会の事務所のようになっており、そこには常に同会の幹部が集合していたからだろう。この夜も伊吹舎一号室には、太田靖、石山太郎、青木相秀、上村勇、完山(かげやま)東錫らがいた。そこへ中岡が単身乗り込んで行ったのである。中岡は先づ、「保利はいるか」と聞いた。太田らが「いない」と答えると、中岡はいきなり「皆、殺してやる!」と叫んでドスを抜き暴れ出した。そして一同がひるむとみるや、この部屋に入居している青木が、夜具に入れるばかりにしていた湯たんぽにドスを突き立て、凄んでみせた。ところが力余ってドスが湯たんぽをさし貫き、とっさに引き抜けなくなってしまったのである。これをみた太田が、ちょうど脱いでいた自分の上着を中岡の頭からかぶせ、激しく組みついていったのだった。さすがの中岡も不意を突かれ、そのうえ頭から上着をかぶされては辺りの様子がわからず、ただもう太田の手を振りほどくのがやっとだった。彼は慌ててドスを湯たんぽから抜き取ると、そのまま阿蘇舎に馳け戻っていった。

この騒ぎが起きてすぐ、伊吹舎東隣りの夫婦寮赤倉舎に住む常務委員中尾充三がこれに気づき、彼は足袋はだしで寮を飛び出し、下地区栗生ヶ丘の藤田総代のもとへ急を告

げに走った。藤田は、万一に備えて総和会事務所に寝泊りしていたが、ようやく問題の三患者が転所するメドが立ったので、その夜は自宅に戻っていたのだ。中尾から事情を聞いているうちに、こんどは副総代の杉原久雄も馳けつけて来、事態はこのまま治りそうもないと判断するに到り、藤田は直ちに総和会事務所に向かった。この夜は雪こそ降ってはいなかったが、例年より降雪が多く所内は一面の銀世界に化していた。道路わきには除けられた雪がうず高く積まれ、路面も白々と凍りつき、当時眼を患っていた藤田にとって、歩行は困難をきわめた。そしてまだ総和会事務所に電話がなかったので、藤田は雪道に足をとられながら分館や医局へ行き、そこから矢嶋園長へ事態を報告、草津警察へも通報した。事務所には常務委員全員が集合したが、藤田は杉原に命じて、所内放送を通じ評議員にたいしても召集をかけた。

続々と集って来る評議員たちがもたらす情報は、「中岡が藤田総代を殺すと下地区へ向った」とか、「多原と大和が所内に火をつけるとわめいていた」とか、いずれも物騒この上ないものばかりだった。しかしそれは、とかくありがちな流言蜚語のたぐいとはちがっていた。

事実、中岡が伊吹舎一号室への殴り込みに失敗して帰ってきたのをみて、多原、大和はもとより、大屋らは総立ちとなり、このままでは逆に危ないという恐怖感と、意地でも仕返しをという昂りが一気に噴きあげていたのである。いっぽう伊吹舎の協親会員らは、青木が直ちに分館へ急を知らせに走った。また上村は、保利の部屋に飛んで行き、中岡殴り込みについて報告した。そしてその保利の部屋にも協親会の幹部がすでに何人かいて、彼らはすぐさま手分けし、「中岡らが暴れ出したから手をかすように」と、各協親会員に伝達に回ったのである。この時伝達を受けた会員の一人金本相権の話しによると、金本が、どういうふうに手をかすのかと質すと、伝達の協親会幹部は、「棍棒でもスコップでもいいから、ともかくやつらに立ち向うのだ」と答えたという。

この間、大屋や中岡らは、阿蘇舎二号室を出て分館へ向かっていた。大屋はドスを抜き放ち、多原は大型の海軍ナイフを手にし、園長や総代をバラそう、火つけをやるかなどと口走っていた。これを聞きつけたのが岡一郎だった。彼は当時独身舎区に程近い天理教々会堂の堂守りをしていたのだが、騒ぎを聞きつけ表の道に出てみると、ちょうど大屋や中岡らが分館へ向う途中での話し声がしたので、岡は急いで彼らの後を追い、ようやく分館手前の上地区浴場前で追いつき、「園長や総代を殺すなどとはとんでもないことだ。お前らは必ず仕返しされる。今は天理教の御堂内に身

を隠すのが一番だ」と、強く諫めた。こうした話し合いをしているうちに、すでに青木から通報を受けていた加藤分館長がその場に馳けつけ、岡とともに中岡らをなだめた。そこで多原、大和、西村、八木の四人は、岡の忠告にしたがって引き返し、天理教堂内に入った。ただ中岡だけは、加藤への遠慮からか園長の名は伏したものの、あくまで「藤田総代を殺す」と云いはったため、加藤分館長と岡は、さらになだめるつもりで、彼を分館内に連れ込んだのだった。ところで大屋だが、この時いつの間にか彼は姿を隠してしまっている。後に公判の中で、大屋は、中岡が分館で殺されるのを、傍の石炭置場で見ていた（大屋証言）ということから推して、おそらくその付近に身をひそめたものと考えられる。

総和会事務所に集合している藤田総代をはじめ、常務、評議の各委員は、中岡が「藤田を殺す」といきまいているとの情報に緊張し、自衛のため急拠患者消防団の召集をかけた。これが所内放送を通じて行われたので、一般入所者も、はじめて何事かが起こっていることに気付いたのだった。消防団の集合を待つ間、総和会事務所では、中岡が飛び込んできてもすぐに藤田を襲えないよう入口に机でバリケードを築き、常務、評議の全員がストーブ用の薪を一本づつ持って万一に備えた。

いち早く消防団班長の五十嵐正二が馳けつけてきた。藤田総代は五十嵐と協議、その結果、中岡らは藤田を襲い、所内に放火する惧れがあるので、これを入所者全体に知らせるためサイレンを鳴らし、緊急事態に備えるよう警告することになった。もちろん原則的には、消防団が所内のサイレンを鳴らす場合、団長である園長の指示によるものとされていたのだが、藤田はもはや園長の許可を求めている余祐はなしとし、患者側班長の五十嵐も藤田に同意、両者の責任でそれは実行されたのである。かくして、給食棟の屋根上に設置されているサイレンは、冬の夜空を引き裂くように鳴りひびいた。同時に再び所内放送を通じて、患者消防団員は大至急集合のこと、召集の目的は協親会内部で起きている喧嘩を取り静めること、したがってそのための身支度を整え、なおかつ放火の惧れもあるので、担当区域内に注意を促すこと等、事態の内容と具体的指示を行なったのである。

いっぽう協親会側は、このサイレンや所内放送の直後には、はやくも会員約三〇名が手に手にスコップや棍棒を持ち、中岡ら三名と大屋や宮田などを探し回っていた。そして天理教堂内の人声に気付き、念のため庭に入り込んで聞き耳を立てると、たしかに多原らの声がする。「此処だ！」ということになり、一行は手分けして教堂の出入口を

立ち塞ぎ、多原らがいると思われる堂内南側の四畳半部屋の窓をはげしく叩いた。窓のガラスが割れ、一瞬そこから多原の手がのびた。例の海軍ナイフが閃き、窓外で一番近くに立っていた協親会員安本正万が顔面を斬った。そうしておいて、多原はすぐさま南側玄関に向い、表へ走り出たのである。が、これを待ち受けていた協親会の一人が、手にしたスコップで、多原の頭を殴打した。多原の身体はその勢いで飛び、同時にその姿は夜の闇と積雪に呑まれたかのようにかき消え、一行は多原を見失ってしまったのである。

矢嶋園長が、官舎から所内売店前まで馳けつけて来たのはちょうどその時で、彼は声をふりしぼるようにして、「私は園長の矢嶋だ。喧嘩はよしてくれ！　私にまかせてくれ！」と絶叫した。その売店前と天理教会堂との距離は約二〇〇m、しかも地理的に双方がやや高台になっていることや夜間という条件から、この矢嶋園長の叫び声は、充分天理教にいる協親会員らの耳に達していたはずであった。にもかかわらず、それもはや彼らの行動を押しとどめる力にはならなかったのである。恐らく彼らは、けたたましいサイレンの音と、消防団召集の所内放送を聞くうちに、協親会内部の問題で施設当局や総和会に迷惑をかけたという思いと、そんな原因をつくった大屋や中岡らにたいする怒りがこみあげてき、最初の自衛手段から大屋、中岡らへの襲撃体勢へと意識的にも大きく変化してしまったのだろう。

多原を見失った協親会員一行は、天理教会堂内に押し入った。しかし四畳半の部屋には、岡一郎と同居してやはり堂守りをしていた遠藤定美と大屋の妻西村寿子がいるだけだった。さらに堂内を隈なく探すと、物置の中に八木が隠れているのが見つかった。協親会員の一人が、「お前はこんな所ではなく、もっと別の所で隠れていろ」と言った。つまり、八木については見逃したのである。ちょうどそんな折に、評議員の滝田早苗がやって来た。彼は藤田総代の命を受け、天理教会堂辺りが騒々しいので様子を見に来たのである。滝田が天理教会の庭に足を踏み入れたとたん、物隠からいきなり「だれだ！」と声をかけられた。あまりに突然だったため、滝田は思わず後向きになって退いた。その瞬間、彼は後頭部を何かで殴りつけられた。もちろん殴ったのは協親会員の一人で、彼らは多原に逃げられ、さらに中岡、大和の姿を探していた時だけに、滝田をそのうちのだれかと間違えたのである。滝田は必死の思いで、「おれは滝田だ！」とくり返し叫んだ。

おどろいた協親会員たちは、多原に顔を斬られた安本と、後頭部から血を噴き出している滝田の二人をみんなで

介助し、治療のため病棟へ連れて行ったのだった。

こうして、協親会の一行が天理教会堂を立ち去ったあと、堂守りの遠藤が、居室になっている堂内の四畳半部屋に戻ってみると、窓の外に呻き声がする。遠藤は恐るおそる壊われた窓から覗いた。すると窓下の壁に、傷ついた多原が寄りかかっている。遠藤は、まだ堂内に身を縮めている西村寿子を呼び、二人で窓から多原を部屋に引き入れ、スコップの一撃で負った額の裂傷にタオルを巻きつけてやるなどし、炬燵に寝かせた。多原は教会堂の玄関で殴打された時、とっさに植木のかげに倒れ込み、そのまま息をひそめていたという。しかし横になっても、多原の出血はなかなか止まらなかった。天理教会での騒ぎを聞きつけ、同会副会長の堀内光義が心配してやって来たので、遠藤はその場を堀内に頼み、医局へ走った。医局内科室には医官や看護婦も大勢詰めていて、遠藤の知らせを受け、医官小林茂信、看護婦の長谷川重子が直ちに天理教会堂へ向い、多原の治療に当たった。これが一〇時四五分頃である。

ところで、「藤田総代を殺す」と口走り、加藤分館長と岡一郎になだめられながら分館内に入った中岡だが、ほどなくその中岡の所在をつかんだ協親会員らは、たちまち分館の周りを取り囲んでしまった。これをみた所内消防団員らも、消防器具置場から破壊用のトビグチなどを持ち出してきて、協親会員といっしょに分館を囲む体勢をとったのである。ここでは消防団員もまた、いつの間にか暴徒の一団と化してしまっていたといえよう。その数約一〇〇名。

分館内では加藤分館長と岡一郎が、こうなっては中岡が謝るほかないとみて、中岡にたいする説得にかかる一方、外を囲む協親会員らにたいしても、どんな理由があろうとも人殺しだけはやめてくれと訴えた。しかし「中岡を殺せ！」と叫ぶ声はしだいに高くなるばかりだった。矢嶋園長も分館内から外に向かって、「殺人を犯してはだめだ、私にまかせてくれ！」と、まさに泣きながら自制を求めた。そして矢嶋園長や加藤分館長は、すでに九時過ぎには通報し、その後もくり返し連絡している草津警察が、一刻も早くこの場に出動してくれるよう念じていた。また岡は、普段から協親会内の保利側にも大屋側にも偏らず、双方に信頼されている立場にあったので、ともかく自分が仲介し、中岡に謝罪させれば、この騒ぎはどうにか治まるのではないかという期待を持っていた。しかし警察官は依然として姿を見せず、中岡も岡の説得になかなか応じようとはしなかったのである。

そのうち、患者の一人である小林松太郎が分館内に入っていった。『公判記録』によると、検察官の「中岡を探しに行った理由は」との問いかけにたいし、小林は「（中岡

は）酒を呑まない時は温しい人であるので、話して済む事ならそれで済ませたかった」と答えている。ともかく小林は分館内で中岡に会い、謝るように勧告した。中岡も岡の説得を受けたうえに、小林からも勧められたため、いったんは謝罪する気になったらしく、分館内より東側の窓をはずし、外を囲む協親会員、消防団員たちの前に姿を表わした。岡らは、てっきり中岡がそこで謝罪すると思っていたのだが、何と彼は、「俺はヤクザだ、みんなに殺されて本望」と啖呵を切ってしまったのである。しかもその中岡の手には菜切り包丁が握られていた。実は彼がいつも肌身離さず持っていた例のドスは、分館に入る前にだれかが取り上げていたので、彼は分館職員が使っていた包丁を見つけ出し、それを隠し持っていたのだ。中岡は再び廊下の奥に入ってしまった。

これを見て、外を固めていた一行は激怒した。彼らは、みんなの前で説得に当たった矢嶋園長を、分館そばの石炭置場の隅に押し込め、加藤分館長と岡一郎を大勢で分館内から外に連れ出し、内に一人となった中岡を襲ったのである。しかし廊下が狭いため思うようにならないでいる時、背後に回って中岡を押し出す者がいて、これにより、ついに中岡は事務室まで追い出される恰好になった。そして中岡は数本のスコップやトビクチを投げつけられて倒れた。その中岡にさらにトビクチがかけられ、スコップと棍棒が乱打したのだ。中岡はほぼ即死の状態で死んだ。時間は、一一時一〇分頃だった。

草津警察より清塚部長、宮崎明、小池金次の三警官が当園にやって来たのは、すでに中岡が殺害された後の一一時三〇分（宮崎、小池証言）であった。実に最初の通報から二時間半を経過していた。清塚巡査部長は、園長らによって、天理教会堂に多原らがいることを知り、宮崎、小池両巡査を、多原らの保護に当たらせるためそこへ行かせた。両巡査が天理教会堂に入ってみると、堂守りの居室である四畳半の部屋に、多原と西村寿子がいた。多原は小林医官の治療を受けたあとで、頭に包帯をし炬燵に入っていた。

すると、「一服する暇もなく、患者がスコップや棍棒を持ってどやどやと入り込んで来た」（宮崎証言）のである。人数は三〇名くらいだったという。西村が「助けてくれ」と宮崎巡査にしがみついた。同巡査は西村を広間の窓から逃した。そして引き返してみると、玄関にだれかが倒れていたというのだ。また小池巡査も堂内に上がる時脱いだ靴を手にぶらさげた恰好で、暴行中ただ「やめろ！　やめろ！」を連発するだけだった。玄関に仆されていたのは、三人組の一人である大和博である。大和は天理教会堂で最

初に襲撃された時から、堂内神殿の御簾の陰に身をひそめていたのだ。そして一度は隠れおわせたのだが、再び襲われた時に発見され、襟がみを摑まれて引きずり出され、玄関でめった打ちに遭ったのである。彼は仰向けのままで打たれたらしく、顔は潰され、鼻は千切れとんでいた。

いっぽう多原は堂内を走り出て、医局治療棟方面に向かって逃げた。数人が彼を追った。もう少しで医局というその手前の売店横まで走ってきた時、消防団員の一人がトビグチで多原の足をはらった。多原は転倒し、それでも道端の藤棚の下へ逃げ込もうとしたが、追いついた連中にさんざん打ちのめされ、やがて動かなくなってしまった。襲撃隊の一行は、こんどは大屋一郎と宮田守を探すためその場を離れた。この多原にたいする暴行の様子を見ていた看護婦の一人が、襲撃隊が現場を離れた直後、藤棚の下の多原が呻くのを聞いた。宮崎巡査が傍に立っていたので、看護婦が「あの人、生きているわ」と言うと、宮崎は倒れている多原に寄っていって、彼を靴で蹴った。すると多原はまた呻いた。多原は暴行を受けた際、背を丸め頭を両手でかばう姿勢をとったため、何とか生命をとりとめていたのだ。医局側はさっそく多原を眼科室に運び入れ、小林医官と本荘賢治医官が治療に当たった。

折しも、大屋と宮田を探しあぐねて戻って来た襲撃隊は、藤棚の下に横たわっている筈の多原の〝死体〟がないのに気付いた。そして多原はまだ生きていて治療棟で手当てを受けていることを知ると、すぐさま眼科室に飛んで行き、小林医官らの応急処置の終るのを待ってその多原の身体を奪いとり、再び元の藤棚近くまで運び出した。彼らはそこで、多原が完全に死ぬまでスコップを打ち下ろしたのである。時間は、すでに17日の午前二時を回っていた。

大屋と宮田の姿は、ついに発見できなかった。大屋は分館そばの石炭置場の陰にひそんでいて、そこから中岡の殺されるのを見たあと、明け方近くまで自分の舎の印南順の部屋にかくまわれ、やがて草津を経て東京方面に逃れたのだった。宮田もまた、その夜のうちに高崎まで逃げた。八木については、中岡、多原と同じ阿蘇舎にいて、中岡らに常に脅され子分にされていたという事情から、協親会でも手を下すことはしなかった。

なお大屋と宮田は、その後矢嶋園長の努力で他園に転所の手続きがとられ、現在もそれぞれ健在である。大屋の妻西村寿子は、その後大屋と離婚し、所内で再婚するが、また離婚して他園に移った。

さて、事件後の警察の捜査は難行した。所内には殺人の実行行為に加わった者をかばう空気がつよく、共同謀議の立証も出来なかった。結局関係者の証言から、一四人を容

疑者として書類送検したが、そのうち伊井仁二、太田靖、上村勇の三人を起訴に踏みきったのである。そしてこの公判が、所内中央公会堂を特設法廷として、25年7月18日～7月21日まで開廷された。裁判長は前橋地裁波多野行蔵、裁判官胡田勲、同神崎敬直。検察官は山口富三郎。また弁護人鈴木幸四郎、同馬場亀二、同高橋正男（いずれも国選）が被告三名の弁護を担当、社会党代議士武藤運十郎も特別

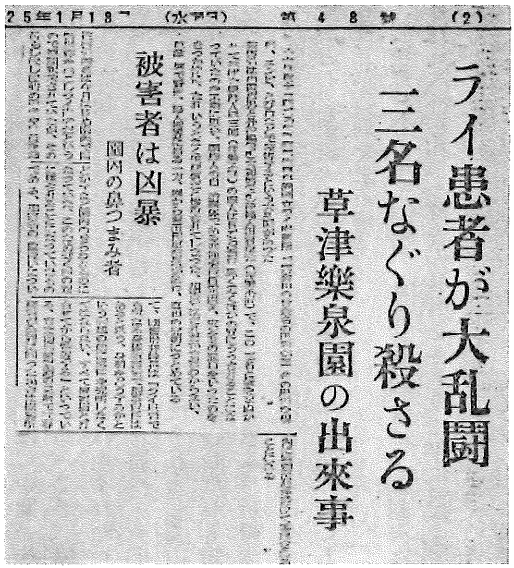
25年1月18日（水曜日）　第48號　（2）

ライ患者が大乱闘
三名なぐり殺さる
草津樂泉園の出來事

被害者は凶暴
園内の鼻つまみ者

上毛新聞掲載記事　昭和25年1月18日付

弁護に立った。証人は状況証人を含め、検察・弁護の双方を合わせると四〇名余にのぼった。

しかし、この事件は協親会員のみならず、患者消防団員までがいわば一体となった犯行であり、しかも警察は通報を受けながら、二時間半を経、中岡が分館で殺害された後ようやく現場に到着、そのうえ、大和、多原の殺害現場では、なす術もなく犯行を傍観するという問題もあって、被告を伊井ら三名に限ること自体、裁判の公正を欠くものと言えた。同時に事件の外因について思う時、さらに問題は当時のハンセン氏病行政のあり方そのものにこそある、と言わざるを得ないのである。この点、証人として法廷に立った総和会総代藤田武一は、同法廷において次のように指摘している。

「私達は憲法によって生命を保護されているにも拘らず、事実は守られず、こうして裁かれる矛盾があると思う。之は運用の欠陥、又は制度の不備だと思ふ。丁度柵の中に居る羊の群の中に、狼を入れた様なもので、羊が犠牲を出すので、力を合せて狼を倒したとしたら、神は誰を罰するのでせうか……。私は、狼を倒した羊は罰せず保護者即ち制度を運用するもの、又は狼を投げ入れた者即ち法を守るべきを守らなかった者を罰すると思います」（『公判記録』）と。

こうした藤田証言もあって、山口検察官もその論告求刑の中で、「(事件の)遠因、動機については、中岡一味は当園に嘗つてない処の非常なる暴逆行為があったが、協親会等では我慢に我慢をして来たが遂に止むに止まれぬ行為に出た。その心情には察するものがある」と述べ、一応の理解を示さざるをえなかった。が、それはそれとして山口検察官は、「これによって園内の人達は安心したかも知れないが、やはり暴力は憎まねばならないと思ふ。新憲法に照しても暴力を否定している。最も尊ぶべきものは生命である」とし、被告人伊井仁二、太田靖、上村勇にたいして、懲役五年の刑を求めた。

波多野裁判長以下胡田、神崎両裁判官による判決は、8月11日に行われ、「被告人参名を各懲役二年に処する」(主文)と言渡された。但し「多原利夫に対する殺人の点は被告人参名いずれも無罪」(同)とする。つまり、中岡、大和殺害では被告人三名の共同加功は認められるが、多原殺害に関してはその証拠が不充分というのである。

即日、伊井ら三被告は、東京高裁にたいして控訴の申し立てを行い、施設当局並びに総和会もこれを支持した。弁護人には一審を担当した高橋正雄と社会党代議士武藤運十郎が当たった。そして審理は、東京高裁第一〇刑事部(稲田馨裁判長)によってすすめられたが、翌26年5月4日、「懲役二年」の原判決を破棄し、改めて「懲役二年、執行猶予四年」の判決が下され、三被告もこれに従ったのだった。

ところで、いうまでもなくこの事件は、厚生、法務の両省をはじめ、関係各方面に大きな衝撃をあたえた。しかし彼らは、こうした事件等のよってきたる原因——すなわち歴史的社会的なハンセン氏病行政のあり方については何ら抜本的検討を加えず、かえってあくまでも「らい予防法」に基づく患者規制に主眼をおき、その観点からの措置をさらに強めてさえきた。具体的には、この26年12月、熊本県菊池恵楓園に、ハンセン氏病患者の医療刑務所建設を、多くの反対を押し切って着手したのである。

30 下萌える

前稿の一・一六事件発生後の一月下旬、総和会役員改選が行われ、総代には藤原時雄が当選した。彼は、かつて五日会々長を歴任し、いわば霜崎や加島らの支配下におかれた時代の患者代表として、戦後その責を負うかたちで一切の役職から退いていたのだが、しだいに彼にたいする患者間の不信もうすまり、ついに満四年の歳月を経て再び返り咲いたのである。そして副総代には、大和武夫が就任し

た。

この頃になると、患者の所内生活もしだいに落ち着きはじめ、食糧難時に必死の思いで開墾した農地の耕作面積も、総和会の指導のもと坪数制限がなされ、同時に、やはり畑とされていた寮舎の庭に再び石楠花や松などが植えられ、草花が咲き匂うようになった。

昭和13年、当園に委託入所していた外島保養院の患者たちが邑久光明園へ移る際、記念にと中央公会堂前に植樹していった桜の木も、この頃は見事な花を咲かせるようになり、花見の時期には、その花の下で憩う患者の姿が多くみられた。総和会は夜桜も楽しめるようにと、中央公会堂の屋根にサーチライトを取付け、いっそうの賑わいをかもし出したりした。この中央公会堂前の広場に瓢箪池をつくり、公園化したのもこの年である。

その他娯楽面では、トランプ遊びが盛んになって戦前からのカルタ取りを凌ぎ、またマージャン熱もあがってきた。囲碁・将棋部は「天狗戦」などで勝敗を争った。いっぽう不自由者たちは、23年春結成をみた不自由者団体「睦会」に集まり、当初は生活擁護の活動に重点をおいていたが、この頃になると、レコードサークルや歌謡曲をうたう内部活動が活発化し、盲人同士連れ立って野外に遊び、互いに自分ののどを競い合ったりした。

演劇・音楽の分野もまた息を吹きかえし、演芸部は座長江川健一郎が22年12月16日に死去した後、中村文雄を中心に、出し物も江川時代の長谷川伸や子母沢寛脚本の仁侠ものから、しだいに三好十郎、北条秀司らの脚本へと変っていった。音楽部は夏海八郎が多磨全生園へ転園したあと、渋谷一郎を中心にして、ポピュラー音楽の演奏と看護婦たちを交えての歌謡曲大会などを催し、若い患者の人気を集めた。

スポーツも盛んになり、農地化されていた上地区のグランドも元のすがたに戻り、患者野球部と職員野球部が対抗試合を行い、さらに庭球部も結成をみ、上、下地区にそれぞれテニスコートが設けられ、ラケットに弾ける白球の音と歓声がよく聞かれた。またこの年7月14日、15日、16日の三日間、上地区グランドで盆踊りが催され、患者たちは夜の更けるのを忘れて踊り興じた。

しかし、当時の娯楽で最も大きな楽しみは映画だった。かつては年に一、二回程度の上映にすぎなかったが、この頃は、草津町の映画館よりフィルムを借り受け、月に三、四回となり、日によっては二本、三本立ての上映も行われた。患者たちは、映画上映日には、早くから自分の座布団を持って会場の中央公会堂に行き、互いに良い席を奪い合ったりしたのである。

文化面での活動もまた、覇気をみせるようになった。施設当局は、24年11月3日、新しい園歌の発表会を中央公会堂で行なった。作詞は草津町出身の薬剤士で当園薬局勤務の河合正九二(まさくに)が当り、作曲は当時「山のけむり」などで有名な作曲家八洲秀章(やしまひであき)の手によるものである。歌詞は四番から成っているいるが、ちなみにその第一番は次のようにうたわれている。

古き夢去り　新らしき
平和な国の　幸うけつ
自由の園に　療養の
病むも看とるも　いざ共に
我等が園を　楽しき園を
　讃えなん

同じく24年の12月には、各舎に所内放送用のスピーカーが完備され、これにともなって放送室を新設（現在の図書室）、総和会主導のもと患者放送員による所内放送が開始された。この放送室には防音装備のスタジオが設けられ、評議員会の会議の模様も中継された。

文芸関係では、当園患者の俳句指導にあたってきた『鴫野』主宰の本田一杉が、この年6月17日逝去したため、新たに『風花』主宰の中村汀女がその指導を引き継ぎ、また短歌指導はそれまでの下谷弘光に代って『潮汐』主宰の鹿児島寿蔵が受け持ち、さらに25年4月には、佐々木花月、大江俊次ら所内の書き手一五名が集まって栗生創作会を結成するなど、この面でも患者たちの意欲的な創作活動が展開されるようになった。

11月3日の文化の日の行事も、菊花展を中心に開催され、近接町村へ観覧案内のチラシを配布、予想を上回る賑わいをみた。

また、この年はじめて、他園との親善交流が開始され、9月10日、多磨全生園の患者野球チームが来園、当園の患者チーム並びに職員チームと熱戦をくりひろげ、三日間にわたる交歓がもたれた。

各園患者自治会間での患者運動に関わる連絡もしだいに密になり、ことに当園での「人権闘争」の影響もあって、23年はやくも鹿児島・星塚敬愛園が「全国患者連盟」の結成をよびかけ、これに熊本・菊池恵楓園、静岡・駿河療養所、宮城・東北新生園、青森・松丘保養園が賛同し、「五療養所患者連盟」が敬愛園に本部を置いて発足した。そして24年のプロミン獲得運動を経、いわゆる〝プロミン以後〟といわれる時代に入った25年2月、こんどは多磨全生園の患者自治会が「全国らい療養所患者協議会結成並びに

協議園設立準備委員会の設置」を機関決定し、これを五園の患者連盟が了承、全生園に対外事務局を設置した。同事務局は、さっそく「全国国立らい療養所患者協議会」の規約草案の作成に着手、各園自治会に意見を求めて修正を重ね、ついに昭和26年（一九五一年）1月11日、その成立をみるのである。

この間、当園総和会の藤原執行部は、25年10月に総辞職し、選挙の結果、総代に小川辰夫が当選、そして副総代には栗田勝一が就任して再び小川執行部が実現した。小川については「――改善同盟と小川執行部」の稿でも述べたとおり、「人権闘争」直後、いわゆる生活改善同盟の若い患者たちに推されて執行部を担当、しかし、彼自身の病勢がすすんだこともあって退いたのだった。一時は咽喉を侵され、発声もできない状態におかれていたが、プロミン治療によって奇蹟的に回復し、また彼の革新的思想を支持する者が多く、再度総代に選ばれたのである。つまり当園の場合、この小川執行部と評議員会が、同年11月10日、前述の患者協議会規約を承認し、その旨全生園内の同会事務局へ回答していたのだ。

たしかにプロミンの出現により、もはやハンセン氏病は〝不治〟などではないという思いが患者自身を突き上げ、それは同時に新しい時代の患者運動のあり方とその進むべき方向を指し示したのだ。すなわち「らい予防法及び懲戒検束規定は人権無視の憲法違反であり、治る時代にあてはまる予防法に改正させよう、という主張が急速に高まる」（『全患協運動史』）気運の中で、全患者の総力を結集するための全国組織が必要とされたのである。

全らい患協（全国国立らい療養所患者協議会）の発会式は、26年2月10日、多磨全生園で行なわれた。当園総和会（全らい患協栗生支部）からは代表として副総代の栗田勝一をはじめ大場操、北田広二の三名が出席、この時点では瀬戸内の岡山・長島愛生園、同・邑久光明園、香川・大島青松園の三園が「三園協議会」の申し合せにより、まだこれに同調するに到っていなかったが、同年6月には三園とも正式加盟し、本土と切離されたかたちに置かれていた琉球政府下三園（沖縄愛楽園、宮古南静園、奄美和光園）を除く本土一〇ヵ所の国立ハンセン氏病療養所患者は、全らい患協の旗の下に結集したのである。そして、事務局は多磨全生園に置いた。

31　予防法闘争

(一)

当時の国内情勢は、昭和25年（一九五〇年）6月6日、

共産党中央委員二四名の追放と労働戦線でのレッドパージ、そして25日朝鮮戦争勃発。7月警察予備隊創設。26年には、アメリカの占領政策総仕上げとして、単独講和＝サンフランシスコ条約、並びに日米安全保障条約が9月吉田内閣によって調印され、同時に戦争犯罪人（政治家・職業軍人）の追放を解除したばかりか、吉田首相ら旧陸海軍軍人と「防衛力漸増」について協議するなど、しだいに軍国主義復活・再軍備の方向に動き出していた。

一方こうした情勢の中で、また当園の殺人事件に関連してのものだろうが、25年2月、厚生省は医務局長通達一二二号で、「患者懲戒検束規定」は憲法違反でないこと、及び同規定の取扱いについて指示し、いわばあらためて患者人権無視、強制隔離撲滅のための「らい予防法」（明治40年制定）に固執する姿勢を示した。

もちろん、新薬プロミンの出現によって、もはやハンセン氏病は〝不治〟ではなくなったとはいえ、わが国のハンセン氏病行政そのものが相変らず旧態依然のこの「らい予防法」に基づいている以上、患者と家族の悲劇は続く。そして山梨県で患者発生にともなう一家心中事件が起きたのは、実に全らい患協が発会式を迎える直前の26年1月28日の夜だった。

この心中事件については、『全患協運動史』に詳しいが、それによると、北巨摩郡多摩村の輿水家に発病者が出て、村役場は保健所に報告し同家の消毒を依頼、となれば当然同家に患者発生の事実が世間に知れ、偏見と差別を受けることは必定とみた家長の茂が、「伝染する病気であってみれば止むを得ない。取りわけ遺伝説の高い現実では」と割り切れない気持を遺書にしたためて「輿水茂外七名」と書き、改行して発病者の「修」の名をつけ加え、一家全員で農薬自殺を遂げたというのだ。

新聞報道等で事件を知った全国の入所患者は、一様に激しいショックと怒りを感じた。そして間もなく発足をみた全らい患協は、直ちにこの事件の調査のため、全生園の職員を現地に送り、「事実の糾明に当たるとともに関係方面に抗議、あるいは陳情、厚生省には秘密を守り、らいにたいする恐怖心の強い一般を刺激しないよう、また家族にも、らいは早期に治療すれば恐れるものではない、と指導するよう全国保健所に取扱上の警告を出させた」。しかし同書が引きつづいて、「が、一片の通達で解決できる問題ではなかった」と指適しているように、それは、わが国のハンセン氏病行政――「らい予防法」にふかく根ざしていたからである。

全らい患協は、各支部よりの議題提出をまとめて第一回書面会議を行い、5月18日、ようやく採決に持ち込んだ。

しかしそこで採択されたのは、①研究所の設立、②作業慰労金、③付添手当、④営繕費の増額、⑤文化教養費の計上、⑥医師・看護婦及び職員増員並びに待遇改善、⑦らい患者保護法制定、⑧寒冷地療養所燃料費増額及び被服・寝具の特別支給、⑨結核予防対策、⑩重病棟の設備改善、以上一〇項目で、他に患者家族生活保障費や検診についても議題とされたが、それらは⑦に含めることとし、懲戒検束権などとともに予防法改正をめざす問題として論議(『全患協運動史』)するにとどまり、いわばまだ予防法改正問題を前面に掲げて取り組むには到っていなかったのである。

ちなみにこの年6月10日、「世界一のらいセンター」をめざし、一〇〇〇床の増床計画をすすめていた菊池恵楓園では、その工事を完了、同時に入所者の反対でおくれていた医療刑務所もつくられることになった。そして8月1日には、同じ熊本県下で、収容隔離政策から派生したとしか云いようのない藤本事件が起きたのだった。この藤本事件というのは、熊本県菊池郡水源村農業藤本算方でダイナマイトによる「殺人未遂事件」が発生、殺人未遂・火薬類取締法違反で同村藤本松夫(患者)が逮捕され、熊本地裁は、被害者が村役場に勤務中、県衛生課に松夫を患者として報告したのを恨んでの犯行とみなし、翌27年6月、松夫に懲役一〇年の判決を下した。その直後、無罪を主張しつづけ控訴審中の松夫が、「十年のぬれぎぬ」に加え、「らい」なら刑を終えても帰れないのではと考え、どうせ死んだのと同じならば、せめて母と娘の顔をひと目見てから死のうと、恵楓園内の熊本刑務所代用留置所を脱け出したところ、例の藤本算がこんどは惨殺死体で発見された事件にまきこまれ、再びハンセン氏病にたいする予断と偏見によって、同地裁は、松夫に死刑の判決を言い渡すというものだったのである。もちろんこの事件は、恵楓園患者自治会及び全患協の告発とその運動により、やがて社会的問題として広く関心をよぶようになるのだが……。

この藤本事件が発生した同じ日、つまり26年8月1日、当園総和会は小川総代の任期満了にともない、改選の結果、新総代に大和武夫が当選、副総代には栗田勝一が留任して、第五次大和執行部が発足している。

11月3日、愛生園長光田健輔が「救らいの父」として文化勲章を受けた。全らい患協はこれを祝して、全国の療養所患者から一人五円の募金を行い、同月20日にはその資金で寝具一式を光田健輔に贈ったのだった。

しかし、こうした全らい患協あげての祝意をしりめに、その間の8日、何と当の愛生園長光田健輔をはじめ、恵楓園長宮崎松記、全生園長林芳信の三名は、参院厚生委員会「社会保障制度の調査の件」のうち「らいに関する件」で

参考人として証言に立ち、こともあろうに「らい患者は古畳の埃と同じで叩けば叩くほど出てくるが、現在の法律では徹底した収容はできないから、本人の意志に反しても収容はできるような法律、強権が必要であり、家族内伝染を防ぐにはステルザチョン（断種）がよいし、今度は刑務所もできたことだから、逃走罪という罰則をつくって貰いたい」（『全患協運動史』）などと、隔離撲滅主義への反省はおろか、プロミンの出現さえ無視した意見を、実に憶面もなく述べ立てていたのである。にもかかわらず、光田は、全らい患協を通じての全国入所者からの文化勲章受賞に寄せた贈物を、これまた平然と受け取ったのだ。

その後全らい患協本部は、この三園長証言の議事録写しを入手したが、慎重に対応し、あくまでも患者の総意によって行動する方針をとった。

またこの年5月17日には、かって患者への思いを「つれづれの友となりても……」と詠み、広く救らいをよびかけた貞明皇后が崩御し、全国療友とともに当園入所者もまた哀悼の意を表した。

昭和27年（一九五二年）1月24日、厚生省主催の各療養所分館長会議が全生園で開かれ、当園からは、25年6月より加藤四郎の後任として分館長になった関沢梅士が出席したが、全らい患協本部は、この会議に「らい予防法改正に関する意見書」を提出上申し、ようやく予防法改正問題を前面に掲げた運動に踏み切った。なお2月1日、当園総和会（栗生支部）は、大和執行部に替って第三次藤田執行部が成立、発足した。

次いで同年5月22日～28日、全らい患協は初めての支部長会議を本部所在地多磨全生園で開催した。この支部長会議は2月より4月にわたった第三回書面会議で決定をみたのであるが、しかし当時まだ患者が公然と外出することは許されず、また管理者側の意向に反する政治活動であることから、当然それなりの妨害が予想された。したがって各支部同様、当栗生支部でも慎重に検討した結果、やはり書面会議だけでは処理しきれない情勢や課題を痛感し、障害を覚悟のうえで、むしろその開催に積極的に賛成したのだった。同時に栗生支部は、この機会に他支部代表との意見交流を行い、自治会運営等で学ぶべきものがあれば大いに取り入れたいとの見地から、支部長会議参加の主席代表に副総代の富岡雄二を選出したほか、随員として杉原久雄、藤原時雄、滝田早苗、松平敏雄の四名を同会議に派遣することにした。こうした栗生支部の気迫に押されたのだろう、施設当局も当支部五名の外出を許可したのである。

全らい患協第一回支部長会議には、加盟一〇支部のうち、栗生支部をふくめて七支部が出席した。瀬戸内三園

は、長島支部の努力にもかかわらず、邑久、大島の両支部が出席を見送り、長島支部自身もついに同園施設当局の外出許可を取りつけられなかったため、欠席を余儀なくされたのだった。またこの長島支部が、支部長の外出許可問題について施設交渉を行なった中で、多磨全生園長林芳信が、次のような書簡を各園長あてに送付していたことが判明した。

「今般本園内に事務所を設置している全癩患協本部から各療養所自治会宛に本園を会場として各代表者の会議を開催したいと云う通牒を発したことは、多磨当局としては事前何ら承認を与えたものでない、この様な行事は昭和二十六年七月医務局通牒もあるので絶対に許可しない方針であります。貴職に於かれましても右御了承の上、一時帰省の方法によっても参加を許可しない様御取計ひ下さい。」

もちろんこの林書簡は、瀬戸内三園に限らず他の六園にも送られていたわけだが、会議開催地の多磨支部をはじめ七支部は、敢然として支部長会議を強行したのである。

会議では第一、二回の書面会議で採択された一〇項目について改めて討論が交わされたが、しかし中心議題にすえられ、より活発な討議がなされたのは、やはり予防法改正問題だった。本部はこの段階になって、はじめて例の「三園長証言」の全文を各支部長に手渡し、容易ならざる事態を明らかにしたことから、討議はいっそう熱のこもったものとなった。その結果、予防法改正への基本方針として左の事項の決定をみた。

一、らい予防法は保護法的性格を持った予防法とする。
　この際「癩」の名称を廃し「ハンセン氏病」と改める。
二、入所患者の生活保護金（療養慰安金）を法定する。
三、家族の生活保障を考慮させる。
四、懲戒検束規定を廃止する。
五、強制収容の条項は削除する。
六、全快者又は治療効果があり病毒伝播のおそれのないものの退園を法定する。
七、病毒伝播のおそれのない者の一時帰省を法定する。
八、患者の検診、入所等取扱いに関しては秘密保持を厳にする。

かくして、予防法改正をめざす体勢を確立した全らい患協は、直ちに活動を開始し、はやくも6月16日には、患者の一時帰省制度を厚生省医務局長通達のかたちでかちとったのである。また「三園長証言」問題で、菊池支部は同園々長宮崎松記を追及、その証言を取消させた。同じく長島支部でも、とくに「手錠をはめて強制収容する」云々の光田園長証言に強く反発、その取消しを要求したが、光田は

ついにこれに応えようとはしなかった。さらに多磨支部では、自治会機関が林芳信ら三園長への抗議とらい予防法改正促進を決議した。これら一連の動きが、当園患者間に予防法改正への自覚をより高めることになり、多磨支部提案の「らい予防法改正促進委員会を全らい患協組織内に設置する」件を、直ちに機関決定し、その担当支部委員に栗田勝一を選出、そして栗田は、10月10日全生園での「予防法改正促進委員会」発会式に、松丘、駿河、長島、菊池、星塚の各支部代表とともに参加した。なお委員長には、多磨支部長兼全らい患協議長の加賀美君彦が就任した。

『全患協運動史』によると、発足をみた予防法改正促進委員会は、さっそく同月21日、各園長に所長会議を開いて予防法改正促進を図るよう要請。11月1日、林(全生園)、宮崎(恵楓園)、阿部(保養園)、矢嶋(楽泉園)、高島(駿河療養所)、上川(新生園)の六園長と懇談、所長会議召集について再度要請した。同時に、多磨支部にとっては地元選出の代議士である山花秀雄、長谷川保に働きかけを行い、11月13日には、長谷川代議士が内閣総理大臣吉田茂あてに、予防法改正の意思を質す内容の「らい予防と治療に関する質問趣意書」を提出するに到った。

また全らい患協は、本病にたいする「癩」の名称を廃するという立場から、11月26日をもって本組織名を、全患協(全国国立ハンセン氏病療養所患者協議会)と改めるなど、予防法改正へ向けて実質的な取り組みを強めたのだった。

ところで吉田総理あての、長谷川代議士の質問趣意書に対する回答は、実に不当きわまりないものだった。すなわちそれは、「懲戒検束規定は憲法に抵触せず、目下予防法を改正する意志はない」(『全患協運動史』)という内容で、患者の人権無視をもって貫かれてきたハンセン氏病行政に、一片の反省も持ち合せていないことを、改めてあからさまに見せつけたのである。これに憤激した促進委員会は、「屈辱的、非人間的な現行法を強制せんとする力に対し死の抗議をさえ続けん」との声明を発し、きびしい情勢に抗して、いっそう根ばり強い運動を押し進める決意に立った。

そうした中で、12月25日、衆院厚生委員野沢清人(自)、同厚生委員島上善五郎(社)、長谷川保(社)、参院厚生委員藤原道子(社)、河崎なつ(社)の五議員からなる視察団を全生園に迎えて公聴会を開催、促進委員と集まった同園療友たちは、予防法による具体的な被害事例をあげながら、熱心にその改正を求め、訴えた。これにたいして視察団は、こもごも患者たちを激励し、さらに社会党島上代議士は「私共の方では政策審議会厚生部会で討議した結果、予防法改正案を春の国会に提出することに党議決定したが、

すべての党派と協力し、努力したい」と発言、自由党の野沢代議士も「お訴えは全議員、全国民に知らせねばならぬ義務があると感じており、一日も早く改正を実現するよう努力する」ことを約したのだった。

この27年は、まだ朝鮮戦争が続く中でサンフランシスコ講和条約並びに日米安保条約発効、破防法成立、公安調査庁発足など、再軍備と人民弾圧の方向がますます強められ、血のメーデー事件、あるいは通産大臣池田勇人の「中小企業の一人や二人自殺しても仕方がない」という暴言もとび出し、同時に政治権力をめぐる自由党吉田、鳩山両派の対立と分裂、いっぽうまた下からの独立・民主・平和闘争の大きな展開等、まさに目まぐるしい国情を呈した。そしてこのような状況下で、らい予防法改正運動も進められ、つねに患者に協力的な長谷川代議士は、全生園での公聴会以後、直ちに促進委員会と綿密な打ち合せを重ね、国会提出議案としての「ハンセン氏病法(案)」の作成に入ったのである。

(二)

昭和28年（一九五三年）1月、任期満了にともなう総和会総代改選では藤田武一を再選、副総代は富岡雄二から栗田勝一に替って、2月1日第四次藤田執行部が発足した。

この間、長谷川代議士による改正案が全患協本部並びに促進委員会に示され、それは「長谷川私案」や「社会党案」としてではなく、衆院厚生委員会提案として、2月上旬には国会に提出、予算措置は後回しになっても、法律改正だけは三月中に行う見通しである、との情報が当栗生支部にももたらされていた。またその内容は、大要において全患協決定事項とほぼ一致していたが、さらに全患協でも慎重に検討を加える必要があったため、本部は各支部代表を召集(但し栗生支部は役員改選期のため欠席)、患者の入所、外出問題等に到るまで、患者の基本的人権を守る立場から詳細に討議し、その結果を長谷川代議士に連絡した。長谷川代議士もまたその全患協意見をまとめ、急ぎこれを厚生委員会に提出する手筈になっていたのである。

しかしこの段階で、事態は大きく変った。それは2月10日、長谷川代議士によって、全患協に次のように伝えられたのだ。つまり、①衆院厚生委は総意で予防法改正の方針を決定、改正に関する小委員会を設けることにしたが、その矢先、②それでは厚生省の面子がつぶれる、もともと厚生省の主管であり、厚生省で担当者もきめ、作成するから譲って貰いたい、と野沢代議士を介して申し入れがあったので、③患者側と協議して作った改正「ハンセン氏病法(草案)」の骨子に立案することを希望条件として譲った、

と云うのである。そして長谷川代議士は、「問題をここまで推進できたのは本運動の成果として大成功である」と語ったが、先きに改正の意志なしとうそぶいていた政府・厚生省の態度変更は、むしろ大きな危惧と不安を感じないわけにはいかなかった。

全患協は、今後厚生省に向けて強力な働きかけを行う方針をきめると同時に、同じく2月10日、各園長が本省に呼び集められた機会をとらえて、全生園で、光田愛生園長を除く（庶務課長が代理出席）九園長と懇談会を開催、「ハンセン氏病法案」の骨子を生かす取り組み方について要請した。

栗生支部も全患協本部よりの情報と連絡で、予防法改正問題が重大な局面をむかえていることを知り、本部指示にもとづき、関係各方面に投書活動や署名活動を展開した。また本部はもちろん、栗生支部としても最も惧れたのは、厚生省が立法化をすすめているその改正案の内容と、国会への抜き打ち提出だった。本部は再三にわたって厚生省当局に改正内容の提示を求めたが、厚生省側は終始明確な言明をさけ、国会提出の日程についても質問に答えようとしなかった。ますます不安がふかまる中で、案の定患者側にはその内容を示さぬまま、3月14日、新「らい予防法（案）」は国会に上提されたのである。そして本部が、全生園医官原田澄に依頼し、同法案を入手したのは、何と同日の夕刻だった。ともあれ本部は緊急に常任委員会を開き、この法案の検討に入ろうとしたその時、衆院解散の報道に接したのだった。これは2月28日、衆院予算委員会で吉田首相が野党議員に「バカヤロー」の暴言を吐き、3月2日にはこの暴言問題で懲罰動議が、またこの日（14日）、野党三派提出の吉田首相不信任案が可決されたための、いわゆる「バカヤロー解散」である。かくして政府提出の「らい予防法（案）」は、衆院厚生委らい小委員会において、審議をわずかに行なっただけで、流案となった。

しかしながら、流案になったその予防法案の内容は、明治40年制定の〝患者撲滅〟のそれを骨子として、強制収容の存置、消毒その他の予防条項、所長の懲戒権の実質的な残存、さらに法務省の権限下に設けられた逃走罪の法規等をも盛りこんだものであり、しかも総選挙による新国会の成立する五〇日後、そのまま再提出される恐れが十分にあった。栗生支部は、全患協本部より、今後の方針として、①「ハンセン氏病法案」の線の確認、②運動の継続、③政府案に対する徹底的な支部検討と論駁・抗議の指示を受け、同時に本部より送付されてきた政府案を全会員（入所者）に詳しく説明するとともに、新段階へ向けての闘争体勢づくりをめざしたのである。

3月30日、斉藤療養所課長及び大塚事務官が来園、施設からは矢嶋園長、関沢分館長、総和会側は藤田総代以下四名が出席して、解散国会で流案となった「らい予防法(案)」をめぐっての意見交換がなされた。ここでも同法案の①強制検診、②強制入所、③都道府県知事に対する通知、④秩序維持法規、⑤無断外出罰則等、現行と変らないばかりか、むしろひどくなっている点が問題になり、藤田らはそれらの条項について、斉藤療養所課長に明確な答弁を求めた。しかし斉藤課長は、草案はすでに前国会で衆院の審議を終えたものであることを強調し、厚生省としては再検討する予定はないとの立場を前提に対応、たとえば無断外出の罰則問題で、総和会側が「罰金が払えないときはどうするか」と質したのにたいし、「支払い不能なときは労役が科せられる」と、平然と答えるありさまだった。藤田総代らは、この斉藤課長との質疑をとおして、予防法改正への事態のきびしさを、あらためて痛感したのだった。

同時にそうした予防法問題にたいする関心は、しだいに一般会員（入所者）の間にも高まってきていた。その要因の一つに、全生園との親善交流があった。両園患者の交流は、25年9月に全生園野球チームが当園を訪れて以来、野球やテニス、囲碁将棋、文芸等の団体を中心に、年一回程度実施されるようになり、この年4月下旬には当園親善団青年会等一七団体が全生園を訪問、同園の療友たちとの間で互いに交りをふかめた。そして当時、全生園患者自治会は役員の定期改選により、同会々長（兼全患協議長）には加賀美君彦に替って鈴木寅雄が就任していた。この鈴木会長は、24年の新薬プロミン獲得運動時にも全生園自治会の代表者として大いに活躍、各園に強い影響力を及ぼした人物であったし、また全患協事務局部長も鈴木八郎の後を引き継いだ湯川恒美はやはりプロミン闘争推進者の一人としてめざましい実績を持ち、さらに前年12月より組織強化の必要から新たに設けられた全患協事務局長の役職には、同じく多磨支部の活動家光岡良二が当るなど、まさにベストメンバーをもって予防法改正への取り組みが展開されていたのである。

当園の親善団は、その多磨全生園での運動状況や容易ならざる情勢をつぶさに見聞きし、いっそう自覚を高めて帰園したのだった。もちろん親善団が受けてきた感銘や刺激は、たちまち入所者間に伝わり、多磨支部にまけぬ運動を、という意気込みが大きく盛りあがった。そこには、かつて全国各園にさきがけて、あの〝人権闘争〟をたたかいぬいた自負と誇りがあった。しかし所内のこのような昂揚にもかかわらず、藤田執行部は、予防法改正運動は慎重に取り組むべきだとし、むしろ現実的な方向を打ち出してい

たのだ。事実全患協本部が各支部に「らい予防法案に対する支部意見」を求めたのに応え、栗生支部は次のような回答を行なっている。

「本法案は国会に提出され、私達の立場を理解し認識していると思われていた議員までが該法案を賞讃し賛成している既定事実は無視することは出来ません。従来の基本線を曲げず、全面的修正の方向に運動することは、全面的修正は勿論、一部修正も実現出来なくなるおそれがあります。この際、或程度妥協し、首肯出来ぬ個所を重点的に修正する方向に進む方がより効果的であると考えます」（24年4月23日付『全患協支部報』）。

言うまでもなく右の回答書の文面には、本部があくまで全患協独自の運動体勢とその促進を追求することなく、かえって社会党代議士長谷川保らに依存し、自由党の厚生委らい小委員長野沢清人に期待をかけたことへの批判がこめられ、同時にその後来園した斉藤療養所課長の談話や態度から、いったんは流案となった政府案の再提出が必至とみられる以上、もはや同案の全面的修正よりも、その中で出来るだけ実をとる部分的「修正」へ運動方針を転換すべきだ、というものである。

しかし本部は、各支部の意見を総括したうえで、4月25日、「本法案のもつ根本理念そのものに首肯しがたいものがあり、『ハンセン氏病法』のもつ正しさを依然として再確認せざるを得ないのであるが、法改正の現実的技術の問題として、既に提出せられている『らい予防法』の全面的修正の形に於て、私達の要望を主張してゆきたいと思う」（『支部報』第三〇号）との、本部意見を各支部に提示した。この本部意見に、松丘、東北、駿河、大島、長島、菊池、多磨の七支部が賛成、邑久支部は保留、そして栗生支部は星塚支部とともに反対の意思を表明したのである。

この間、4月19日に衆院選挙、同24日には参院選挙が行われ、そして分裂状態の自由党は大巾に議席を減したものの、5月21日、またぞろ第五次吉田内閣が成立した。このことによって、先きの予防法政府案が、再び国会上提される危険性は濃厚になったわけで、本部並びに各支部は緊張の度合いをふかめた。当然全患協としても、「改正運動にとって乗るかそるかの実力行使」（『全患協運動史』）、すなわち患者作業のスト権確立問題が、日程にのぼってきた。すでに菊池、松丘の両支部は実力行使の機関決定をみ、次いで多磨支部もその検討に入った。だが、当栗生支部は、この問題についても、本部に次のような意見書を送っている。

「実力行使としての作業放棄に反対。理由は『それを行なった場合、実際に困憊するのは患者自身であり、厚生省

当局は何ら痛苦しない』。

右に代る意志表示の意見として、栗生支部では本部が栗生支部のらい予防法修正意見（部分的修正）の方向に賛成した場合、最後的手段として患者陳情団を厚生省へバスにて派遣し、当局の反省を促す方法を提唱する」と。また同時に、本部への各支部代表の派遣要請に対しても、栗生支部は東北支部とともに「派遣せぬ」と回答している。

これに対し全患協本部は、先づ実力行使（患者作業スト）問題については、①作業は不聊と小遣い欲しさのためのやってきたが、強調される筋合いではなく、②かえって必要、妥当な職員数を確保するため、職員定員を見直させる機会にもなり、③施設運営はもともと、当局の責任で円滑が期せらるべきもの、との見解を明らかにし、またこの段階での支部代表者派遣を拒否した栗生、東北の両支部に対しては、引き続き派遣要請を行うとの態度を決めた。

このようにまだ全患協支部の意思統一がなされず、したがって全国一斉の作業スト実施に踏み出せない状況の中で、すでにスト権の確立をみている菊池支部は、5月24日、患者総決起大会を開き、スト突入を改めて決議し、翌25日には第一次（五〇人）が無期限の作業ストに入った。その模様は直ちにNHKのニュース電波にのり、当園患者も心を熱くしてこれを聴いた。

そしてこの頃から、所内一般会員の代表機関突き上げがはじまった。当時総和会では、所内放送設備の完成にともない、会の民主的運営を保証する方法の一つとして、所内放送を通じ、会員が自由に意見発表できる「私たちの言葉」の時間を設けていたのだが、その「私たちの言葉」原稿が、匿名、記名を問わず、毎日のように放送室へ届けられ、放送員によって朗読発表されるという状況を呈したのである。そしてそのほとんどが、予防法改正運動にたいする藤田ら代表機関の取り組みの弱さを批判する内容で、なかには重病棟入室者より、「このままの状態で、万一政府案の国会通過を見送ることにでもなれば、われわれ患者は、自ら歴史的な偏見・差別に甘んじ戦後ようやくかちとった基本的人権をも放棄したことになる。死んでも死にきれない」との、悲痛な叫びもあって、急ぎ行動を求める声は所内にこだまし、代表機関への突き上げは、ますます強いものとなっていったのだった。

5月31日、全患協本部より光岡事務局長と、また同月20日本部召集の各支部代表者会議に出席した長島支部渡辺代表が来園、当栗生支部役員との懇談に入った。光岡局長らの目的は、云うまでもなく全患協の統一と団結をかため、本部と支部間に多少意見の違いがあっても、論議をつく

し、あくまでも予防法改正をめざして全力をあげること、したがって支部代表者会議への出席さえ拒否した栗生支部にたいする説得工作にあった。同時にこの段階においては、栗生支部役員内に明らかな意見の対立が生じてきていた。つまり本部の決定線である「全面修正」を支持する派と、予防法改正案が政府の手の内にある以上、出来るだけ穏便に対処する方がかえって効果的とする、いわば支部決定の「部分修正」よりさらに後退した派とが、両翼をなす恰好になっていたのだ。藤田支部長は、本部との対応だけでなく、このような支部内の意見調整をはかる必要に迫られ、取りあえず常務委員志村四郎、評議員今野佐太郎の二名を、支部代表として本部へ派遣し、本部の意向と各支部の動きを確めさせ、そのうえで再度支部での検討を行うという方針を打ち出したのだった。

志村、今野両代表は、6月2日、全生園に帰園する光岡局長らとは別行動で、同じ全生園内の全患協本部に向った。

翌3日午前一〇時、厚生省より聖成予防課長並びに斉藤療養課長が全生園を訪れ、全患協本部、多磨促進委、また全生園に滞在中の各支部代表と会見した。しかし午後まで及んでも、聖成、斉藤両課長は、全患協側の要求を容れる態度を示さず、怒りを爆発した多磨支部は、午後二時総決起大会を開催した。これには同園療友八〇〇人が参集、全医労、日患同盟も馳けつけて支援を約束、大会後、本館までデモ行進し、林園長に13日突入の作業拒否通告書と、同時に山県厚生大臣あての10日までの回答期限を付した大会決議文を手交したのだった。そして4日には、全生園職組が大会を開き、「収容所的な療養所から真の療養所にするために」の決議を行い、同園では予防法改正連動での職患の連帯は、いっそうの強まりをみせた。

もちろんこうした全生園での動きは、派遣の志村代表から逐一報告され、栗生支部としても、これ以上の静観はゆるされない状況となった。藤田総代は直ちに常務委員会で方針をまとめ、評議員会での討議を経て、ついに6月8日、予防法問題での患者大会を開催するに到ったのである。

この日、当園は台風通過にともなう激しい風雨に見舞れていたが、大会開会の午後五時には会場の中央公会堂に六〇〇人が参集、執行部より経過報告のあと、予防法問題への代表機関の対処に批判の発言をふくめ、活溌な討論が交される中で、らい予防法改正促進栗生支部委員会（常務、評議、常会より各六名、一般会員より三名の計二一名）の結成を採択。次いで大会は、予防法政府案について「其の内容は我等の期待したものとは大いに異り、苛酷で強硬

な、らい患者取締り法であり旧法にも優る力をもって我々患者の人権を侵害しようとして居る――最早我等は絶対に屈従出来ない。断固たる決意をもって、当局に抗議し、其の再検討を要求し、我等の人権を確保し家族の保障のために、断固闘う」との声明書、及び次の大会決議文を採択した。

「我等は明治四十年現行ライ予防法の制定以来、積年に亘り不当な強圧の下に、幾多の苦汁をなめて来た。此の悪法による犠牲者の数は枚挙に遑がない。

我等は新憲法の精神に則り、この人権を蹂躙し人間性を無視した悪法の改正を、全国一万病友と共に叫び続けて来た。

然るに、此の度改正ライ予防法として政府が立案したものは、我等の願望を裏切り、法の前に平等であるべき人権を侵害する幾多の条項が残存していることは、我等の絶対に黙視し得ないところである。

故に我等は左に八項をかかげ、一致団結してあらゆる合法的手段を以って初志の貫徹に邁進することを誓うものである。

一、患者並びにその家族の強制検診に絶対反対
一、入所はあくまでも納得勧奨で行い、非人間的な強制収容に絶対反対
一、患者を犯罪人扱いにする逃走罪、無断外出に対する罰則に絶対反対
一、人権侵害である患者の登録制に絶対反対
一、憲法に違反する様な園長の懲戒検束権に絶対反対
一、罰則で縛りつける苛酷な予防法に絶対反対
一、秘密保持を十分に考慮した家族の生活保障の確立を要求する
一、療養慰安金の法定を要求する

右　決議する」

以上の声明書、決議文は、大会の名において厚生大臣をはじめ本省関係各課、衆参両院の厚生委員全員、地元代議士、マスコミ関係、友園各支部等へ発送、この日を期して栗生支部もまた、闘争態勢に入ったのだった。

翌9日、促進委員会が開かれ、委員長に栗生支部長の藤田武一、副に評議員議長の藤原時雄を、また常任委員として藤原時雄、栗田勝一、花井行夫、岡一郎、横山秀夫を選出。直ちに運動推進のための具体的討議に移り、その結果、すでに全患協本部に提出済みの支部意見――「厚生省に対する患者陳情団上京派遣」については、戦術上どうしても必要であるとして、この件で本部を説得するため横山常任委員を全生園へ送ることに決定。同時に支部意見では反対とした「作業スト」についても、横山委員の本部交渉

の経過によっては見直すとの結論を見た。かくして10日、横山委員は全生園へ向けて発った。

(三)

いっぽう全患協本部と多磨支部は、先きの大会で採択し、林園長に手交した山県厚生大臣あて決議文に対する、大臣回答要求期限の10日夜、林園長を通じて、斉藤療養所課長による回答を受けた。その内容は、「流案になったものの説明は先きに述べた通りで、それ以上の言明のできる状況にない」というものであり、本部及び多磨支部は、それでは回答になっていないと、再度回答を要求することにして、抗議書の携行を林園長に依頼した。翌11日、林園長は「ストは二園(菊池、多磨)だけではないか」といわれ、厚生省が闘争をまだ一部の動きとしか見てないことが明らかになった(『全患協連動史』)。

こうした情勢の中で、全生園入りした横山委員が、栗生支部の要請「厚生省直接陳情」問題を、改めて提起したこともあって、本部は、20日までに大臣の来園を要請、来なければ25日、患者による厚生省陳情を決行することにし、この件を各支部に提案、賛成多数で20日決定した。

厚生省はまた、16日、作業を拒否している患者には償与金を支払うな、と各園に通達。その同じ日、栗生支部は八〇〇名を集めて患者総決起大会を開催、この大会では早くも厚生省陳情団を選出した。団長藤田武一以下八名。また作業ストについては、この日より一〇日間の期限をおいて第一次ストに入ることを決議。声明書、決議文を採択した後、所内をデモ行進し、NHK等各報道関係が取材する中で、声明書、決議文を矢嶋園長に手交、併せて山県厚生大臣あての抗議文を委託した。

同時に矢嶋園長は、この日、入所者の小林弘明、鈴木時治、金子勇、本間清、山本次郎連名による「予防法政府案に抗議し、明17日夕刻よりハンスト決行」の通告書を受けていた。もちろん栗生支部促進委員会も、期限を付さないこのハンストは、まさに生命に関わる問題として、何とか中止させるべく説得に当たったが、小林らの意志は固く、かえって促進委側が煽られるかたちになった。かくして藤田ら厚生省陳情団は、全患協の正式決定を待たずに、しかも全生園へ向かう予定をさらに操り上げ、17日に当園を出発したのだった。

小林ら五名は、所内放送を通じてハンスト決行の声明を発し、夕刻より面会所を占拠してハンストに入った。その日のうちに笹川佐之もこれに加わりハンスト者は六名となった。医局側並びに促進委員会は、このハンストへの対処についてそれぞれ協議を行なったが、当面は見守るほかな

いとし、結局、椅子ばかりの面会所から、場所を畳敷きの交友クラブに移させて、事実上これを認めた。その後ハンスト決行者は、沢田五郎、水田広、金子晃典、水沢定作など続々と増し、19日までに一一名に及んだ。また連日何通もの「私たちの言葉」が放送を通じて発表されたが、内容はいずれも予防法政府案の粉砕をめざし、促進委員会が奮起して断固たる闘争を展開するよう、強く要請するものばかりだった。こうして所内は、もはやたたかいへの気運に満ちみちて、一部穏健派も影をひそめた。

この間促進委員会は、藤田委員長らが厚生省陳情のため全生園におもむいた後の、同委員会の体勢を補う必要から、中村文雄、岩雄二の二名を新たに委員に推せん。藤原副委員長のもとで戦術会議を続行した結果、25日予定の第一次作業ストを待たず、20日に再び総決起大会を開いて、22日より三〇日間にわたる全面作業スト突入の提案を行うこととした。職員組合（委員長辻中久）もこれにタイアップしたかたちで、19日大会を開き、「予防法改正案は従来の収容所としての考え方を改めず、われわれとしても全く不満」とし、療養所の設備の充実と職員の定員増及び待遇改善を要求する決議を行なった。

20日午後一時、前回同様中央公会堂に八〇〇名が参集して、第二回総決起大会が開催された。当時、促進委員が発行していた『栗生支部ニュース』は、この日の大会の模様を次のように記している。

「『強制収容反対』『斗い抜け』『ライ予防法絶対反対』の緑の小旗に埋った会場。舞台まで人と旗。鋼（はがね）の団結を象徴するこの一団。

『守れ家族を』『新憲法を悪法で濁すな』『悪法を砕け、人権を守れ』『我等の叫び天をも動かす』『反動の犬を追い出せ』のプラカードにかこまれた会場。

そして音楽部による、総決起大会の歌吹奏が耳をロウする大合唱となった」と。

来賓としては草津町から町議会議長、人権擁護委員長、婦人会長、教育委員長が出席、報道関係では、朝日、毎日、上毛、サン写真の各新聞社とNHKが馳けつけ、その取材陣を、大会参加者は盛大な拍手をもって迎え入れた。

大江俊次委員の開会宣言で大会は開かれ、議長に大和武夫委員を選出、次いで藤原副委員長の経過報告と提案を受けて自由討論に入り、先を争うようにして立つ発言者のだれもが、現行予防法によっていかに多くの苦難と犠牲を強いられてきたか、またこのたびは「改正」の名のもとに新たに政府が患者の人権を踏みにじろうとするものだとして、激しい口調で糾弾、即時粉砕を叫んだ。そして促進委員会提案の全面作業ストに強い支持を表明した。しかしそ

うした中でも、病棟、不自由舎の看護作業部門の放棄に若干の憂慮を示す発言もあったが、促進委員会は予め不自由舎棟居住者の意向を質し、また病棟入室者の場合は一人ひとりのベットを訪れ、充分理解を得ていると答え、一丸となってこの闘争に勝利しようと訴えたのだった。

こうした熱のこもった雰囲気のうちに、22日よりの全面作業ストを可決、矢嶋園長あての決議文と声明書、山県厚生大臣あての通告書をそれぞれ採択し、引き続いてプラカードを林立させ、音楽部の伴奏による大会歌の大合唱を行いながらデモ行進に移り、本館前で顔色青ざめた矢嶋園長に決議文と声明書を手交、また厚生大臣あての通告書を委託したのである。

この直後、ハンスト決行者の一人山本次郎が重態におち入り病棟に収容されたほか、病棟入室者でハンスト決行中の一人もこれ以上の続行は無理とされ、医師の指示により中断したとの報らせが促進委にもたらされた。ハンストを続ける患者たちにたいしては、医局側が自主的に観察体勢をしていたので、比較的早く発見できたのであるが、このことで、ハンスト者の意志をむだにしないためにも、必ずたたかいに勝利しよう！という思いが、あらためて所内をつつんだ。

いっぽう患者側より全面作業ストの通告を受けた施設当局は、矢嶋園長をはじめ、霜崎のあと山田清成を経て26年3月より庶務課長に就任の東原楠夫、また宝木原浩、西亀三圭を経て28年より医務課長に就任の後藤貞夫、兼子アイの後をついで25年11月より看護婦長の任にある割田サナイらが中心となって、患者作業ストに備えての緊急職員会議を召集、検討の結果、取敢えず草津町の土木業直井組などから三四名を雇用、他は全職員（約一三〇名）が二交替制勤務でこれに当たることを決めた。

22日午前七時、促進委員会は通告どおり全面作業ストを実施した。人員五八三名。またハンスト者も一七名にのぼった。

この日、病棟、不自由舎の入室者は、いわば初めて職員や雇用の健常者たちによる看護を受けたのだった。朝、昼、夕の食事の世話、便器の処理も、患者看護人ではなく、割田婦長をはじめとする職員側の手で行われ、気恥しさや戸惑いを感じつつ、これが本来の療養所のあり方なのだという実感を味わったのである。

一般患者地区の食餌運搬も、東原庶務課長、後藤医務課長を先頭に、医官、事務員、看護婦らが天秤棒を担いで汗を流した。

促進委の『栗生支部ニュース』担当班は、さっそく職員側へのインタービュを試みたが、これにたいし、「改まっ

た感想はない。君達の勝利を願うばかりだ」（継医官）、「最初馴れないから心配した。早く仕事に馴れ頑張る覚悟である」（関沢分館長）、「予防法改正促進運動のためには、自分達も出来るだけ君達に協力する。しかし不自由舎、病棟の看護を君達が拒否する事はどうかと思うが、政府としても患者が患者を看る事を考慮する必要があると思う」（小林医官）等々の感想が寄せられ、概ね患者闘争への理解が表明されたのだった。



作業ストにより職員が配食作業

同じ日のちょうどその頃、全生園へ厚生省の山口公衆衛生局長と高田医務局次長が、20日期限の大臣回答を持たず、手ぶらで来園、本部、多磨支部等とともに栗生の陳情団も交渉に参加した。そこで藤田団長は、楽泉園でのハンスト、全面作業スト決行にふれ、患者がそうまでして政府案に抗議している事実を、いったいどう思っているのかと、山口局長、高田次長に激しくつめ寄った。藤田の失明した眼から涙が頬を伝って流れた。彼は22年の人権闘争で実行委員長を務め、24年プロミン獲得運動では総代、そして25年1・16殺人事件時にも総代職にあって、いわば戦後の患者運動の旗手としてたたかってきた。そうした一連の闘争の中で、とくに22年、24年の経験から、多磨以外共同して積極的な起ちあがりをみせなかった各園自治会に、ある種の不信の念を抱いていた。まして今回の予防法改正闘争の場合、これまで以上に政府権力を真正面にすえ、その政府による法案を打破し、あくまで患者の要求をつらぬくためのたたかいであり、本部と一、二の支部だけが奮起したところで、とうてい問題にならないという判断に立っていた。したがって当初は、むしろ各支部の動きを静観する態度に出、それは、5月20日召集の支部代表者会議にも欠席し、作業ストにも反対の意見を本部に提出、しかも所内一般会員の要求と批判の声を浴びながら、支部の運動組織――予防法改正促進委員会づくりにも容易に着手せず、情勢的に、また全患協加盟支部の建前上、ようやく6月8日に到ってはじめてその結成に踏み切るなど、まさに頑なま

での慎重さをみせたのだった。というのも、結局は全患協運動のひずみから、当園会員に犠牲を強いることがあってはならないとする、そんな思いが藤田の胸を占めていたと云っていいだろう。にもかかわらず、政府の予防法案に抗議し、死をも辞さぬ決意のハンスト者が栗生支部会員の中から出て、本部より「ハンスト中止」の指令を発してもらってなお、それが拡大していく状況や、ついには全国各支部に先きがけ、一挙に全面作業ストに突入した栗生会員の要求の切実さが、藤田の心を昂らせ、熱い涙となってあふれたのではなかったかと思われる。

しかし、こうした藤田の涙ながらの抗議と訴えに対してさえ、山口公衆衛生局長らは、ただ「厚生省の誠意を信じていただきたい」の一点張りで、何ら進展もなく交渉は終ったのである。

こうした情報が陳情団より入る中で、ますます所内患者の怒りと闘争気運はもえあがり、青年会、婦人会、絵画研究会、墨泉書道会、睦倶楽部(肢体不自由者会)、泉友会(盲人会)等、各団体が促進委への協力と会独自としても政府案粉砕の活動を展開する決議を続々と行なった。そのうち、27年発会の栗生詩話会をふくめ俳句、短歌、創作の各会からなる栗生文芸部(村越化石)は、早くも6月11日付で、次の書面を各園文芸部あて発送している。

「　檄文

栗生楽泉園文芸部は、今回の癩予防法改悪案反対、改正促進の為、断然決起して別紙の如き決議を成し、これに関する運動方針を決定致しました。希はくば貴園の中枢を以って任ずる枢要なる組織である貴文芸協会に於いても、貴園の改正促進委員会に協力して、その才幹を活用し、雄健なる筆をふるって、本運動の中心となり、活溌に社会及び言論機関に訴へ、或ひは当局に働きかけられ、あく迄も目的貫徹に努められん事を。

癩者の総力結集の為、茲に檄をとばして諸兄の総決起を望むものであります。因みに志気昂揚の為、相互に情報の交換を速やかに行うよう期待します。

栗生文芸部　村越化石　」

なお「決議文」には、①促進委への全面協力、②厚生大臣あて抗議文一人二通、③本運動強化のための文書活動、④言論、報道機関への投書活動等がうたわれ、これを右の檄文に付したのだった。

当支部促進委は、予防法問題で草津町当局にも陳情、患者闘争への協力と支援を要請したところ、町長霜田善造はふかい理解を示し、25日には草津青年会が〃らい予防デー〃にちなんで、「政府予防法案反対」の署名活動を町内で展開、28日には、霜田町長並びに町議会から議長山本孫

三郎、副議長(人権擁護委員長)小林長蔵の三名が、町長、町議会議員全員、教育長、消防団長、文化協会長、婦人会長連名による陳情書を携えて上京、厚生省当局にたいし「患者諸君の幸福を保障できますよう、立法上並に実際運営上早急に御配慮煩し度く」との申し入れを行なった。

この間、全患協本部と全生園滞在の藤田支部長より、厚生省交渉を有利に運ぶためとの理由をもって、当園でのハンスト中断の指令が来、問題が戦術上必要な措置とあってみれば、ハンスト者もこれを了承するほかなく、24日、決行者全員がハンストを解いた。しかし翌25日には長島支部で一〇名の療友がハンストに入り、また本部では、25日に引続いて30日にも曽田医務局長ら厚生省当局と団交を行なったが、その席で、すでに法案が国会へ再提出されていることが判明。こうした情勢の中で、当園でのハンスト決行の先陣をきった小林弘明ら六名が、再びハンストに突入したのだった。

本部、多磨支部、そして栗生支部の陳情団は、7月1日午前四時三〇分頃より、全生園最寄りの清瀬駅から三々五々国会に向い、一〇時までには総員四八人が国会構内に入った。この日は、全医労、日患同盟、国民救援会の支援と共産党代議士川上貫一の斡旋により、各党代議士一七名と会見、以後全患協各支部総力を挙げての数次にわたる国会、厚生省陳情と坐り込み、また作業スト、ハンスト等で、約一ヵ月半に及ぶ大闘争が展開されることになるのである。

(四)

同じ7月1日、栗生支部促進委員会は、運動の統一化をはかるためとの本部指令によって、全面作業ストのうち、病棟および不自由舎の看護と食搬作業を残し、他はスト解除した。しかし国会での事態がいっそう容易ならざる情勢にあるにもかかわらず、スト態勢を弱めるという本部の方針に不満を抱いた促進委は、3日所内会員の世論調査を行い、その結果、再び全面スト突入を決定、5日より実施に入った。いっぽう施設側は、6月24日より日赤看護婦三名と群馬大学付属看護学校より学生一一名、付添二名の救援を受けていたが、患者闘争の長期化と相俟って、日赤、群大の救援期日が切れることから、これに替る看護力(看護婦一〇名)を所轄医務出張所並びに県下国立病院、療養所に懇請、かくして8日には、長寿園、大日向荘、埼玉療養所より看護婦五名、看護手一名、他二名が救援に馳けつけたのだった。この時点での当園における救援、雇用人員は七七名にのぼった。

さて、再提出の予防法政府案にたいする衆院での審議

は、7月3日にはじまった。「与党は強行通過させる方針」との情報が入り、第二次陳情団五三人が全生園を出発、午後四時半より坐り込みを決定。引き続き多磨支部の療友六〇人が、増援のため、警察の見張りをかわして夜半までに国会に到着、同じく坐り込みに入った。

この夜、関東地方は雨天で、当園にも激しい雨が降りしきっていた。促進委員会常任部は、総和会事務所の二階を詰所とし、そこで連絡その他必要事務を執っていたが、本部より国会坐り込み決定の連絡を受け、これに応えて当園からも明4日増援派遣を決め、その準備は終えたものの、常任部の栗田、大江、花井、岡らは、今日明日にでも予防法案が衆院を通過しそうな情勢と、国会の屋外で雨に打たれながら坐り込みしている療友たちを思い、落着かない気持で居残っていた。そんなところへ、一会員が雨を衝いて飛び込んで来、「国会では雨の中で坐り込みが行われている。その心を心として、当園でも今すぐ坐り込みを行うべきだ」と訴え、大声で泣き出したのである。

ともかく栗田らは、訴えてきた会員を一応なだめて帰したが、やはりその会員と思いは同じであったから、これがきっかけとなって、うっ積していた感情が一気にふき出し、委員長代理の藤原時雄を詰所に呼んで、促進委員だけでも今夜直ちに坐り込みに入ったらどうかと提言した。時刻はすでに一〇時を過ぎていた。藤原は、こんな夜おそく促進委員会を招集し、しかもいきなり坐り込みの提案をするなど、自分の責任ではできないと答えた。栗田は激昂し、なおも藤原に詰め寄ったが、藤原はついに聞き入れず、結局常任部は藤原を無理やりに巻きこんだかたちで、その場での坐り込みを夜を徹して行なったのだった。

4日朝、栗生促進委員会は、国会坐り込み増援に二二人をトラック等で派遣した。その中には、ハンスト決行中だった金子勇、本間清も加っていた。またこの日、当園婦人会九名が二四時間ハンストに入った。

しかし、栗生増援派遣団が国会に到着する直前の午後三時五分、衆院厚生委員会は左右社会党反対、自由、改進両党賛成によって法案通過、直ちに本会議に緊急上提され、委員長報告の通り討論なく、無修正で可決されてしまったのである。坐り込みはすでに一五〇人を超えていたが、この報告に、「寂として声がなく、泣きだす者もいたが、やがてそれは怒号にかわっていった」（『全患協運動史』）のだった。

そして同じく『全患協運動史』によれば、「4時25分、曽田医務局長以下厚生省側が強行帰園勧告にあらわれた。背後に二、三百人の白衣、マスク、ゴム手袋も物々しい都の衛生課員が控え、さらに国警隊員二〇〇人を武装して待

機させていた。通行人は足を止め、新聞記者が馳けつけてきた。

全患協は『威嚇しての交渉には応じられない』と、それらの退去を要求した。そのとき、栗生からの二二人が到着、本省係官たちの目の前で歓迎の拍手はしばらく鳴り止まなかった。

厚生省は遂に一八〇人にのぼる一団に強制収容の弾圧を加えることができず、全医労に調停を依頼、①闘争本部（三〇人）を認め、②医療は責任をもって園当局に指示、③交代と食事運搬のため、全生園のバス使用を許可、④今後、全生園に警察官を入れないこと、⑤厚生委員に面会を斡旋する、などの取りきめが行われ、全患協は三〇人だけ残して引きあげ、長期の闘争態勢に入ることになった」のである。

その夜九時四〇分、当支部増援派遣団は、駿河支部より馳けつけた一九人ともども、帰園する多磨支部療友に伴なわれて、全生園に向った。

こうした情報を、全患協本部並びに全生園滞在の藤田委員長より受けた栗生促進委員会と一般会員は、法案の衆院通過に一瞬息をのみながらも、むしろ冷静にこれに対処する姿勢をみせた。そこには、まだ参議院がある、よし本腰を入れて構えてやれ、という新たな決意があった。なぜなら、患者である以上予防法から逃れられない、だとすれば最後までたたかうほか生きる道はなかったからである。

翌5日、全患協本部は、国会現地闘争本部長に湯川恒美、副委員長に菊池支部の増重文を決定。また各園長に上京を要請するとともに、各支部にたいしてハンスト中止と作業拒否強化を指示した。栗生支部はそれに基づき、五日、すでに施設当局への通告どおり再び全面作業ストに突入、いっぽうハンスト一三名全員を説得、支部としても長期の闘争態勢を敷いたのだった。

(五)

全患協は、参議院陳情と同時に、予防法問題を通じてハンセン氏病患者のおかれている実態を広く訴え、法案阻止の世論を喚起する運動に移った。このため支部独自の活動をいっそう強める必要から、栗生支部中央派遣団の場合も、志村四郎、藤田三四郎、金本相権の三名を残して、藤田支部長はじめ二八人が6日、10日の両日にわたって帰園した。

藤田支部長は帰国早々の11日、拡大促進委員会（常務委員、評議委員、常会長、他）を開き、帰国報告後に、全面作業ストを緩和する提案を行なった。それは、全患協が「参院においても無審議通過の場合は重大決意で臨む」と

の立場で、8日午後国会現地本部一時引き揚げの条件に、参院厚生委員会に対し、①慎重審議、②公聴会、③らい小委員会設置、④参考人喚問などの話し合いを要求、その結果、9日、参院厚生委員会の堂森委員長はじめ各党厚生委員が全生園を訪れ、全患協本部に善処方を約したため、本部が各支部へ、全面拒否の緩和を指示したことによるものであった。この提案は、拡大委員会及び一般会員多数の賛成で、営繕、木工、治療受付、治療手伝、炊事、洗濯の六種（五七名）のみの作業ストにとどめ、他は解除を決定。また実施期日は「13日より変更を必要とする時日」までとし、その旨矢嶋園長に通告した。

しかし、予防法闘争のこれまでの経過を思うとき、はたして参院厚生委員会の約束をどの程度信用していいかは疑問とする見方も、患者間にないわけではなかった。となると、全患協の以後長期に備えるという戦術自体、実は政府側の仕掛けであり、その枠内で態勢を弱めさせられ、且つ限りなく後退していくふうにも思われてきて、ために極度の不安におち入る者もいた。そうした患者の一人が、徳田幸造だったといえよう。

彼は、協親会（朝鮮・韓国人親睦団体）の会員で、過去被植民者として云い知れぬ屈辱をなめ、発病してからはさらに日本の予防法に厳しく拘束され、いわば二重三重の偏見と差別にさいなまれてきた。したがってこの闘争には、尋常以上の志を燃やしていたのだ。そして四日の国会坐り込み増援派遣の際も、自らすすんで参加を申し込み上京したのであるが、国会に到着するや法案の衆院通過を知らされ、6日、怒りにふるえながら帰園した。しかしその後、徳田に、とくに目立った言動は見当らなかったのだが、長期の闘争態勢をとの本部の指示により、栗生支部が作業ストを大巾に縮少した直後の15日早朝、予防法案に抗議する遺書を枕辺に置き、多量のカルモチン剤を服用、自殺を図っているところを発見されたのだった。何ぶん発見がはやかったことと、医局側の敏速な処置によって、辛うじて一命をとりとめることができたが、その徳田が遺書として書いたものを見ると、そこには、このまま政府の予防法案の成立をゆるせば、「昔にもとること火を見るより明かである。今後のタメに悔のない斗争は必要である。私も目的達成は見込ないとは思うが、せめて人間の信念として生命を投して抵抗する者である」（原文のまま）と記されていた。また、「光田園長を追い出せ」とも付してあった。

だがこの間にも、全患協の運動は進められ、全医労の肝入りで、作家の阿部知二、平林たい子、詩人の大江満雄、自由人権協会海野普吉などを発起人に、全医労、総評などが発起団体とする「らい患者の人権を守る会」が結成を

み、7月8日より開催された総評第四回定期大会では、第一日に「らい患者の人権擁護の闘いを支援する決議」が満場一致で採択された。同時に「全患協はその時、敵の牙城ともいうべき厚生省内の職組『全厚生』の全面的な支援を受けて闘いを進めたのであった」(『全患協運動史』)。しかしいっぽう、参院厚生委らい小委員会での法案審議は続けられ、17日頃にはほぼ完了、21日参考人喚問、23、24日に大臣が出席するのを最後に、原案通過の日程が迫っていた。

全患協本部と中央促進委員会は、こうした情勢に対抗するための戦術会議を行なった結果、17日、「二〇日より一〇日間、看護ヲ含ム最大限ノ抗議ストニ入レ」と各支部に指示するとともに、19、20日の両日、参院向け陳情を決定したのである。

ところで、最大限抗議ストの指示を受けた栗生支部は、ちょうど評議員会の改選期をむかえており、また全面ストから大巾に縮少したばかりであるし、とくに看護部門を含むとなると対施設工作の必要もあって、支部促進委員会は、先づ職員各部との懇談会を開催する方針をとった。つまりそれは、患者の予防法闘争について職員の理解をよりよく得、改めていっそうの協力を求めるためで、20日よりさっそく実施した。

21日、全生園に派遣されていた連絡員金本相権が、中央の緊迫した情勢を報告しに帰園、同時に金本によって伝達された本部要請に応え、翌22日朝八時、杉原久雄、金本奉玉、そして再び金本相権の三名は、急拠国会陳情増援に発った。

その直後の九時頃、突然庶務主任伊能春雄が促進委員会を訪れ、医官側より促進委にたいして懇談会開催の申し入れがあったと伝えた。しかし伊能のその様子にただならないものを感じた藤田、藤原、栗田の代表役員三名が急いで医官室に出向いたところ、すでに数名の医官が促進委員会批判の理由により、園長あて辞表提出がなされている事態を知らされ、しかも促進委との懇談会は公開とする旨申し渡されたのである。

促進委員会の藤田らは、懇談会の内容が医官の辞任問題をからんでいるだけに、入所者の動揺を気づかい、できるだけ非公開にと再三にわたって申し入れたが、医官側は頑として聞き入れず、結局、同日午後二時より放送会議室にて、所内に中継放送するかたちで開催することになった。また医官側は、懇談内容を録音するとともに、司会及び書記も医官側より指名する職員組合員各一名が当たるとの条件を付し、さらに促進委側の出席者と発言項目についても予めチェックするという、まさに医官側主導の懇談会であったが、もはや藤田ら促進委員会側は、これを認めるほか

方法がなかった。この間継医官一人が、いわば中立の立場で奔走するも、その効果の見られぬうちに時間が過ぎた。

午後二時、司会黒岩正三郎、書記伊能春雄、医官側出席＝医務課長後藤貞夫、医官伊藤正元（まさよし）、後藤利、小林茂信、本荘賢治、伊藤国雄、元島民郎、（欠席継真）、促進委員会側＝委員長藤田武一、副委員長藤原時雄、委員栗田勝一、岡一郎、五十嵐正二、大和武夫、大谷信一、また医官側より特にその出席を求められた松平敏雄、以上によって懇談会が開かれたのだった。

この懇談会の模様を中継放送で耳にした一般入所者は、それがどのような内容のものなのか、判然としなかった。ただ医官側が強硬な言辞で迫り、これに対して促進委員会側は声は低く弁解につとめている。いったい何が起こったのだろうと、いぶかっているうちに放送は終ってしまった。だが、所内放送中断後も懇談会は続けられ、席上の発言はすべて収録されたのである。そして、ここで医官五名連署による『お別れの言葉』なるものが読みあげられたのだ。それは長島愛生園機関誌『愛生』の編集部用箋（四〇〇字詰）九枚を使って書かれたもので、今改めて読みなおしてみると、前半は、ほとんど全面作業ストによって負わなければならなかった職員の労苦、とりわけ医務課の「精魂を傾けて」の努力と勤務ぶりについて連綿と綴り、その後医官の立場からとし、次のような不満を列挙していた。

「1、一昨日より患者さんの代表ともなるべき人々は部局主任、看護婦看護手及び事務職員との懇談会を開きました。しかし医官と懇談会を持とうとは未だ聞いておりません。医官のいない療養所が成立つとでも御考えなのでせうか。医官は看護婦看護手、事務職員よりも大切ではないのでせう。

2、医局と云うものは医官だけでも看護婦だけでも成立つものではありません。車の両輪の様に又楯の裏表の様に切離し得ない関係があるのです。しかし患者さんは明瞭にこれを区別して下さいました。看護婦、看護手を医局の主体なりとお考えになるならばそれも結構だと思います。

3、次に申し度い事は看護婦、看護手との懇談会に於いてどんな事が云われたでせうか。看護婦達を或は病棟に、或は不自由舎にと配置をして患者さん達の規律ある療養生活を維持しようと努力した私達医官の考えた事はそんなに患者さん達の運動に悪い影響を与えたり効果を減殺したりしたでせうか。又将来に於いて今迄の様な大規模な作業放棄が起った場合、医師は診療上の見地より再び看護婦に病棟勤務を命ずるでせう。これは医師が治療上の必要から看護婦に発する命令であって若しこれに逆うならば、ピンセットを渡せと云はれてピンセットを渡さないのと同じ事に

なります。この様に医官の診療妨害をする様な患者さんを私達は今迄見たことがありません。たとえそれが患者側の希望事項であるにしろ医官の許可を得ずしてこの様な事を放言するとは以ての外の事で患者さん達の増長するのにも限度があるでせう。私達医官は診療妨害をされて迄当園に留る意思の無いことをここにはっきりと皆様に申上げます。」

『言葉』は、さらに患者側が職員の増員や待遇改善など唱えたところでどうにもなるわけではないこと、本闘争は或る方面の患者に迷惑をかけ、職員を苦しませるだけであること、そしてこのような状態になってしまった責任は患者自身が負うべきである等々述べたて、「これと云うのも結局は一部患者さん達の考え方に自己批判を加えようともせず、自分の力を過信して自己陶酔におちいり自らの歩むべき道を失ってしまったのだと考えられます。今日に於いて全患者が今一度歩み来った道をふりかえり反省すべき期(ご)会ではないでせうか」と、まさに予防闘争にたいする批判のみにとどまらず、〝患者は身分をわきまえろ〟式の施療思想をもって、促進委員会を打たいたのである。しかも切札は、園長への辞表提出。「さようなら」で結んだその『言葉』には、後藤利(内科)、小林茂信(外科)、本荘賢治(眼科)、伊藤正元(外科)、元島民郎(歯科)、以上医官五名の署名捺印がなされていた。

しかし医官側のこうした出方は、促進委員会側にとって、まったく予期せぬところでいきなり〝平手打ち〟をくった——いわばそんな恰好で、実際何がなんだか判からないまま、ただもう医官五名が辞表を出したという事実の前に頭を下げるほかなかった。

いまさら繰返すまでもないことだが、そもそもハンセン氏病療養所とは、患者強制隔離の「収容所」として開かれたものであり、したがって診療面については、施策上軽視され続けてきた。戦後新薬プロミンの出現と、患者運動の高揚によって、政府厚生省もこの面での一定の改善をよぎなくされたが、しかし依然として患者による看護体勢を存続、医師の定員増も、患者要求をはるかに下回る線にとどめて顧なかった。同時に本病にたいする社会的偏見がまだまだ根強く、医師でさえ、ハンセン氏病療養所に勤務するとなれば、家族等にはあらぬ被害を及ぼす事例もあって、当園医官の場合もまた大方が、それらに立向う勇気と、何よりも患者へのヒューマンな熱情に胸を燃やしての就任だったのである。そのことはだれに説明されずとも、毎日医官の手で診療を受ける患者自身、身に泌みて承知していた。

しかるに、このような気持の繋りが、まさに一瞬の間に

崩れ去ってしまったのだ。と同時に、事態に直面した促進委員会はもとより、しだいにその内容を知った一般患者の間には、どうしても解せないいくつかの疑問が生じてきていた。つまり、辞表提出の医官五名による『お別れの言葉』は、その理由の一つに、促進委による職員各部との懇談会開催予定に医官らとのそれを組んでいないことをあげているが、懇談会は20日にはじまったばかりで、まだ看護婦看護手、庶務職員の二回でしかなく、今後も続けて開催する以上、医官らをボイコットしたとの決めつけは、あまりに性急にすぎること。また第二に、すでに開かれた懇談会の席上、促進委員会の中から医官らにたいする不遜の発言のあったことが理由にあげられているが、その発言内容がどんなものか故意に明らかにせず、あくまでも持って回った云い方をすることによって、あたかもそれが促進委員全体の方針や意向であるかのように仕立て、これを以って辞任決意の動機としていることは、やはり唐突すぎること。加えて、患者の医局受付作業員らが、当支部の全面作業スト直後、看護婦から「東原庶務課長が、いまに総和会をつぶしてやる、と云っている」との話しを聞いており、したがってこのたびの事態は、実は前々より仕組まれていたのではないかと思われるふしが感じられたためである。さらに詮索すれば、「総和会をつぶしてやる」と放言した東原も、またその用箋から、『お別れの言葉』をまとめたと推測できる医官伊藤正元も、共に園長光田健輔の長島愛生園より赴任してきた同士で、東原は26年3月、伊藤は28年4月とまだ当園勤務には日が浅く、患者との馴染みもうすかった。まして予防法闘争では、旧予防法も光田の提言が大きく反映して制定され、しかも新たな予防法案もまた「三園長証言」にみられるとおり光田の意見が採り入れられていることから、全患協の光田批判はきわめてきびしいものがあり、それへの反発が、光田の下で勤めた東原、伊藤の二人になかったとは考えられない。となると、医官の辞意表明という事態は、俄然謀略的色彩をおびてくるわけだが、促進委員会としては、もはや完全に追いつめられたかたちで、懇談会終了後直ちに促進委員会を開き、①栗生支部の予防法闘争における方法上の誤りを認め、②現在行われている治療受付等六種の作業ストも全面解除、③これらを前提条件に医官五名の辞意撤回を願う、との方針をきめ、24日拡大促進委員会に提案、その結果出席五三名中賛成四六、反対七でこれを可決、同日行なった所内一般投票もまた、九一%が促進委提案を承認したため、藤田委員長は、矢嶋園長にスト全面解除の通告をすると同時に、以上の経緯を医官側に「回答」したのだった。

しかるに矢嶋園長と東原庶務課長は、促進委員会にたい

し、さらに医官留任の歎願書の提出を求め、25日、藤田委員長以下促進委員全員が署名捺印をもって、あらためて医官五名あての「歎願書」を提出した。

こうして、ようやく五医官の辞意を翻えさせることはできたが、この事態によって、栗生支部の闘争態勢は内部的に重大な足枷をはめられ、当然気力面でも甚しく削かれたことは否めなかった。

(六)

いっぽう全患協本部が所在する多磨全生園でも、22日の参院向け第三次陳情をめぐって本部促進委員会と多磨支部との間に意見対立が生じ、鈴木支部長(全患協議長)の辞任問題にまで発展していた。しかし、国会会期の延長などによって、法案の審議未了は不可能と思われる状況から、どうしてもいっそう強力な闘争を組む必要に迫られており、犠牲をはらっての第三次陳情後、30日、第四次陳情を断行した。これは多磨支部はもちろん、菊池、駿河、松丘三支部代表とともに、栗生支部からも栗田勝一をはじめ一三名が参加、参院通用門前の坐り込みは、一三三人にふくれあがった。

そして、参院厚生委らい小委員会での審議も「今日が最後」と予想された31日、多磨支部は午前八時三〇分、入所者六〇〇人を集めて大会を開き、その場から約三五〇人が、あっという間に正門を突破、所沢街道を国会に向けて歩きはじめ、また残り二五〇名は事務本館前に坐り込みに入るという闘争を展開した。多磨支部のこの日の行動については、同園療友大竹章の『らいからの解放』に詳しいが、国会まで三二kmの道を行進し、途中武装警官二〇〇名の出動と説得にも応じず、また真夏日のもと日射病で倒れる者が出て、うち女性患者一人がこの時の日射病が原因で死亡するなどの犠牲をはらいながら、なおも歩きつづけ、結局「一人も一歩も都内へ入れるな」との厚生省の方針をもって現場に馳けつけた聖成予防課長も、これを喰い止めることはできないと判断、近隣の結核療養所など公立施設からバス五台を借り、国会坐り込みを激励後は帰園することを条件に、この患者行進団を参院の坐り込み現場まで送りとどけたのであった。

8月1日午後四時一五分、一〇〇余人の陳情団が参院通用門の柵にとりすがり、「らい予防法改悪反対」を絶叫するなか、政府原案は九項目の付帯決議を添えて参院厚生委員会を通過した。

この報に接した栗生支部は、2日午前九時三〇分、緊急に促進委員会を開き、直ちに本館前坐り込みを決定、同時に草津町当局にたいする陳情団派遣も併わせ決定した。本

館前のテント設営は一〇時半には終り、約五〇〇人が坐り込みに入った。また草津町陳情は、折しも温泉祭の最中であったことから霜田町長、山本議長らが直接坐り込み現場を訪れ、そこで促進委より、草津町として、厚生省への抗議と全患協の諸要求に対する大臣回答の要請方について要望、霜田町長らもこれに応えて出来るかぎりの努力を約束、患者を激励した。坐り込みは夜を徹して行われ、3日未明には、藤原副委員長を団長とする県陳情団一二名が当園のバスで前橋に発った。そして陳情団は県知事に陳情書を手交した後、上毛新聞社をはじめ、産経、朝日など各新聞社支局を訪れ、さらに街頭に立って「県民の皆様に訴える」のビラ配布を行なったのである。

同じこの日、国会坐り込み陳情団は、参院通用門から厚生省玄関に移動し、大臣室前でも坐り込みに入った。

4日、国会はスト規制法審議で終日もめ、まだ予防法案は上提されていなかった。厚生省陳情団は、3日山県厚生大臣に提出した予防法施行に関しての疑義一〇項目と、療養所の実質的向上のための諸施策に関する質問一三項目の回答を求め、全厚生労組の全面的支援を受けつつ、整然と坐り込みを続けていた。

しかし、ついに8月6日、新らい予防法（**資料5**）は上提され、藤原道子、加藤しずえの両議員が反対討論に立ったが、採決の結果、賛成は自由、改進、緑風で過半数、反対は両社、労農、共産の各党で原案通過、また九項目の付帯決議（**資料6**）は、全会一致で賛成、成立した。全患協本部は、各支部へ作業拒否と抗議大会の態勢について指示した。

これに対して栗生支部は、同日午後七時より中央公会堂において抗議大会を開催、本館前坐り込みを解いたうえで15日より三日間、看護、食搬部門を除く患者作業二四種（二〇六人）の拒否を決議し、その旨矢嶋園長に通告した。

職員側も、継真（医官）、小林茂信（医官）、辻中久（薬剤士）、関沢梅士（分館長）の四名が、促進委員会への支援カンパをよびかけ、また厚生省陳情団参加の当園患者の扱いを、それまでの無断脱出から「一時帰省」に切替え、継医官が厚生省の坐り込み現場に出向いて健康診断を行うなどの措置をとった。9日には、その後増援して一九名に達していた当支部よりの陳情団参加者のうち、八名を交替し、長期化する坐り込みに備えたのだった。

こうして各支部ごとに、坐り込み要員の交替や増援を繰返しながら、8月の炎天下、最後まで大臣回答を求め続ける厚生省陳情団にたいし、労組、学生、民主団体等からの陣中見舞い、激励電報、メッセージが連日殺倒、たたかいはいっそうの高まりをみせた。そして厚生省当局もさすが

にこれを無視できず、大臣の病気入院を理由に、厚生省幹部による全患協との予備的話し合いが持たれ、大臣への要請書についての会談に入ることになった。『全患協連動史』は、この会談のもようを次のように記している。

「会談は10日から13日まで、午前、午後、夜と続行、11日は徹夜で行なわれた。厚生省側は曽田医務局長、山口公衆衛生局長、小山官房総務、聖成予防、斉藤療養所、梅本整備、実本管理の各課長、全患協側は事務局、各支部代表、書記を加えて二〇人、オブザーバーとして全医労亀山、坂巻両中執が出席し、白熱の論議が交された。特に無断外出の罰則と所内秩序については相容れず、全患協側は今日までの法規濫用による被害事例をあげてあくまで反対、次の国会で改正するよう要求、厚生省側は意見はわかるが、立場上同意出来ないと逃げ、問題は今後に残された。ただし、濫用は厳重に慎しませると確約、療養所の実際面については研究所、高校、職員増員、慰安金、その他、全面的にある程度、満足できる回答が引き出されていった。

13日、会談の最後に宮崎次官が出席、付帯決議を説明し、質疑を行なった。全患協側から、次期国会に予防法中患者側の反対してきた強制条項を検討し、改正せよ、会談における予算上の約束を必ず履行せよ、大臣の全生園訪問を約束通り早期に実現せよ、各所内の監房を取りこわせ、等を要求、これに対して次官は、改正について研究、予算および大臣の訪問は必ず実現、監房は半年の間に処理する、と回答した。」

かくして、前後11日に及んだ国会坐り込みに続き、さらに11日間にわたった厚生省への坐り込みは終り、本部は全支部に闘争態勢を解くよう指示した。しかし栗生支部は、先きに抗議大会で決定し園長に通告したとおり、15日から三日間の抗議ストを決行、その後ようやく闘争態勢を解いたのであった。

32　第二回支部長会議

「予防法が改悪され、闘争は敗北したのだろうか。いや、卑屈な劣等感の枠を突き破り、一個の社会人として物を見、考え、行動するようになったこと、蔑視のまじった同情にかわり、より広い層の人たちの注目と理解と連帯を手に入れたこと、九項目の付帯決議は、要求のほとんどを含んでおり、今後の運動に大きな足がかりであること、そしてさらに自らの組織が、この国の福祉にたいし、政府の目を幾らかなりとも向けさせたこと、などが成果としてあげられるが、団結の力を自覚し、政治は動かすことができ

るという教訓を得たことこそ、何ものにもかえられない成果であった」（『全患協運動史』）との総括によって、組織内にとどこおった敗北感も、しだいに克服されていった。同時に全患協は、さっそく今後の具体的な運動の進め方について、第二回支部長会議を開き協議することとし、その開催場所を栗生楽泉園に決めた。もちろん、栗生支部がこれを承諾したからであるが……。

会議日程は、9月25日より10月1日までの七日間とし、すでに本部は各支部提出議題をとりまとめる準備に入り、栗生支部も9月16日、藤田支部長が施設当局にたいして、支部長会議開催許可申請を行なった。しかし予想したとおり、矢嶋園長は「不許可」の回答をしてきた。同時に厚生省も動き出し、19日、松丘保養園長阿部秀直をはじめ、多磨篠田、駿河藤森、栗生東原の各庶務課長を本省に呼び、斉藤療養所課長が支部長会議絶対阻止を厳命、他の園にも同様の提示を下した。とくに全患協が開催地に選んだ当園にたいしては、各園から患者が集合してきた場合、外出許可証明書の点検及び即時帰園勧告し、また支援団体の立ち入りも禁止せよ等々具体的措置について、いちいち注意を与えた。これを受けた東原庶務課長は、厚生省よりの帰途、長野原町の西吾妻地区警察署に立ち寄り、事態の推移によっては出動を願う旨申し入れまでして帰園したのだった。

しかも厚生省は、16日付次官通達で「患者療養心得」を出し、これを22日より実施するよう各園に指示してきた。当園では、21日関沢分館長が藤田総代にその「療養心得」を手交したが、総和会は、かつての「入園者心得」に若干表現上の手直しを加えただけの新「心得」に最初から強く反発、全患協本部よりの連絡もあって、直ちにこれを拒否した。そして同時に支部長会議開催についての本部の最終的問い合わせにたいしても、「準備シツツアリ　予定ドウリ開ク」の返電を送ったのである。

いっぽう各支部の代表は、施設側の妨害をけって、一時帰省または無断外出で続々と当園にむかっていた。いわば死力をつくして予防法闘争をたたかいぬいてきた経験が、もはやいかなる権力をも恐れぬ力と誇りを培い、そこにはまた自覚的実践的な強固な人権思想の確立があったのだ。こうした毅然たる態度が、一片の本省指令で患者運動抑圧の現場にたたされる施設側を圧倒、結局、支部長会議への出席と知りながら一時帰省を許可したり、あるいは建てまえ上、外出許可は出せないが、無断とあればやむなしとの黙認のかたちがとられたのだった。

ちなみに施設作成の『経過概要書』によれば、先づ23日、はやくも当園に到着した東北支部の場合、前もって矢

嶋園長が全国各園長あてに「支部長会議に患者派遣の件許可するや」と電報照会したのにたいし、東北新生園長より「会議出席許可しない」との返電があったにもかかわらず、その東北支部の代表高橋弘二外二名は、栗生支部長藤田武一への面会人ということで来園しているのだ。もちろん当園施設側としても、本省より、支部長会議に出席と思われる他園患者の来訪に際しては、その外出証明書の点検と即時帰国勧告し排除せよとの命を受けている以上、これを黙って通すわけにはいかず、関沢分館長が直接東北支部代表の外出証明書の点検に当たるのだが、「群馬県経由で面会のためなら許可差支えないと判断して、面会が終り次第帰る様にと説諭したが、何月何日何時とは申入れなかった」とし、いわゆる〝面会〟の名目で当園滞在を認めたのである。

この一事でも判るように、施設当局者らは、支部長会議開催は最初から阻止できないとみていたと思われる。それは、同日到着した大島支部代表大基純三らにたいしても同様で、「許可証明書を点検したところ行先地も違っていたが降雨甚しきため帰すことができなかったので（藤田武一への面会を）許可」しているし、さらに24日、草津町まで来て雨に降りこまれていた全患協本部役員、多磨、星塚、長島の各代表一〇名についても、町民から「傘なしで気の毒ですから車でも出してやって貰えぬだろうか、との電話」があり、「温泉街にらい患者がさまよい歩くのを見る事は公衆衛生の見地より忍せできぬ」と裁量、園の連転手細井正男に命じて迎えの車を出し、当園にわざわざ招じ入れもしたのだ。

かくして、24日までに九支部二八名の代表が当園に参集、宿舎も施設側の配慮で上地区岩菅舎、下地区バルナバ寮が解放されたのである。

全患協本部並びに各支部代表は次の通り。

本部＝光岡良二　水戸鎮夫
松丘＝戸井田吉之助　工藤清　滝沢助蔵
東北＝高橋弘二　佐々木三玉　大下隆夫
多磨＝湯川恒美　近藤隆治　猪又馨
駿河＝田中章道　小泉孝之　水野一夫
長島＝大村堯　正岡淳　原田隆行
邑久＝千島染太郎　上村直吉　深山昇輔
大島＝大基純三　山田武義　門脇当治
菊池＝増重文　荒木正　酒井茂
星塚＝三谷安忠　月田まさし

そして栗生からは藤田武一、杉原久雄、今野佐太郎の三名が支部代表として出席した。

25日午前九時、所内青年会館において、予定どおり第二

回支部長会議が開催された。この会議には各支部より、①医師、看護婦及び現業職員の増員と待遇改善、②患者作業の改善並びに作業賃の増額、③療養慰安金の増額、④全患協規約改正、⑤施設整備、⑥養護施設、⑦藤楓協会にたいする働きかけ、⑧文化教育費の予算要求、⑨高等学校設立、⑩家族援護及び退所者福祉、⑪食費の増額、⑫退所者福祉並びに職業補導、等々の議題が提出され、冒頭から熱のこもった討議が展開された。

同日夕刻、全医労本部より、井上、亀山、平井の三名が支部長会議来賓として来園するが、この際も施設当局は本省の厳命に反し、「これを拒むときは患者の攻勢を強からしめる懸念」があるとの判断から、全医労代表を長野原駅まで車で出迎えに行ったのである。

全医労井上らの激励を受け、討議はいっそう活溌化した。各支部提出議題はいずれもさし迫った要求に根ざし、その実現をどう計るかで、当然突っ込んだ意見が交され、議題ごとに予定を上回る時間を要した。

会議第二日の26日、当園施設を通じて、他園より出席の各支部代表の帰園を促す電報が、それぞれの園長命として入り、矢嶋園長はこの旨通知してきた。また厚生省療養所課長よりも「退去要求書」が発せられたが、本部と各支部代表は会議を続行。とくに論議が集中したのは、多磨支部提出の①医師、看護婦及び現業職員の増員と待遇改善、同じく②患者作業の改善並びに作業賃の増額についてで、①は予防法闘争の際、厚生省への要求項目に掲げた病棟看護切替えの件を改めて確認し、そのために必要な医師の増員と、看護等切替要員の獲得をめざす。②は患者作業のなかでの看護、治療手伝、衛生関係等本来施設で行うべき管理的業務と、土木、営繕、配食等重労働を要する種目を施設に返還する、の結論を得、これを可決したのだった。

さらにこの会議は、第一回支部長会議で菊池支部より提案され、予防法闘争時には重点要求項目の一つに掲げて参院での付帯決議にとり入れさせた、青少年患者のための高等学校設立について、今回は長島支部提出議題として審議、その結果、原案の三ヵ所設立にたいし、29年度は一ヵ所とする修正案が出され、賛否同数、議長採決によって原案通り可決されたが、しかし結局は長島愛生園に一ヵ所設置が推進されることになった。

この間当園施設側は、会議第三日の27日に改めて他園よりの各支部代表にたいする外出証明書の点検、第五日の29日には、二回目の退去要求書を持ち込むなどしたが、藤田支部長のとりなしと、また第四日の28日は、会議の日程を短縮するため徹夜で討議を進め、ようやく29日午後三時三〇分、全議題を消化して第二回支部長会議の終了をみたの

である。

なお会議は、一ヵ月前の8月29日に死刑判決を受けた療友藤本松夫の救援運動について、全患協挙げてこれに取り組む決議を行なった。

そして施設作成の前出『経過概要書』によれば、来園の「患者は明日(30日)午前中退去するの意思表示があった」ので、うち一七名に対しては、30日午前九時「草津駅まで配車し退去を確認」、次いで一一時、残り一一名に対しても「長野原駅まで配車し退去を確認した」とあり、事実そのとおりで、本部並びに各支部代表は、当園のこの「退去の確認」をすすんで受け、全員無事帰園したのである。

だがこうして、実質的に支部長会議の開催をゆるしてしまったことに対し、治まらないのは厚生省だった。来園患者の退去直後、矢嶋園長と東原庶務課長に、本省からの呼び出し命令が下った。ところが最近になってはじめて口を開いた矢嶋元園長の話しによると、東原は身体のぐあいが悪いとの口実で本省行きを逃げてしまい、仕方なく代りに関沢分館長を連れて厚生省療養所課に出向いた。もちろんそこで数時間にわたって油をしぼられ、ようやく解放された時はもう夜だった。矢嶋園長と関沢分館長は疲れきった身体を引きずりながら東京の夜景を見ているうちに、「アイス・ショー」の大看板に目がとまり、まだ暑さが残っている季節でもあるし気分晴らしにと、二人でそのショーを観に入ったのだという。矢嶋元園長いわく「ハダカの女の子が氷の上で踊っていて、それはなかなかのもので、気分もすっかり良くなったよ。君ら(本書編纂委員)も、あんなの観たことあるかね?」。

第四章　尾根を吹く風

昭和29（一九五四）年～57（一九八二）年

33　明日を拓く

昭和22年（一九四七年）の人権闘争、そして24年のプロミン獲得運動、さらに28年の予防法改正闘争と、わずか六年の間に、わが国のハンセン氏病史上、最も画期的なたたかいを経験した当園の患者たちは、当然のことながら大きく意識変革を遂げ、実に暗く長かった過去の観念を脱皮し、いまだ社会的な偏見・差別の壁厚くとも、あくまで一個の人間として、生きることの真の意味を新たな思いでかみしめるようになっていた。まさに患者たちは、はじめて〝明日〟というものを見つけたのである。

所内生活もしだいに活気をみせ、またそうした変化をごく自然なかたちで表わしたのは、女性患者たちだった。つまり女たちは、美しく粧うための努力をはじめたのである。まず、それまではまったくと云っていいほど見ることのなかった女性患者のスカート姿が、所内のそこここで目にとまるようになったこと。次いで栗生婦人会が、施設並びに総和会執行部にたいし、女性のための理容室充実方について申し入れを行い、さしあたっては、手軽にかけられるコールドパーマの講習会を、所外から理容師を招いて開いてもらいたい旨要望したのだった。もちろん婦人会のこうした要望は程なく実現するのだが、そこには、いわゆる「プロミン以後」の時代到来と、諸闘争を通じて身についた社会性の反映とが、きわめて具体的に表出していると云えよう。

この栗生婦人会の結成は23年9月で、人権闘争時に実行委員として活躍した後藤房枝、川上とみえらがよびかけ人となり、会則に「婦人の文化的生活向上融和親睦を図り相愛互助の精神を以って総和会発展のために寄与することを目的とする」とうたい、初代会長に石川さとを選出して発会したのだった。当初はさほど目立った活動はなかったが、その後プロミン獲得運動や予防法闘争に際しては、総和会の手足となってこまごまとした世話役活動に徹し、とくに予防法闘争の場合、会として二四時間ハンストを行い、大いに入所者の闘争心を鼓舞するなど、婦人ならではの力を最大限発揮した。また闘争後は、さきに述べたとおり、いち早く新しい時代に息づき、単に粧うだけでなく生花、洋裁の講習会も積極的に開催、その一方で、多磨全生園との親善交流が実施されるようになると、来園した多磨親善団の食事等の世話一切をすすんで受け持つという、優しさあふれる活動を展開した。同時に総和会役員にも進出、初代会長の石川さとは評議員選挙に出馬当選し、後藤房枝は執行部の文化部長をつとめた。そして婦人会長は石川以後

矢沢友子、青山千代子、後藤房枝らが就任、会員も最多時二四〇～五〇名を数えるに到るのである。

ところで、27年当園が創立二〇周年を迎える頃より、患者慰問の行事が急速に増えた。それは、いわばわが国がようやく戦後の混乱期から脱け出、経済的にもやや安定してきたことの証左といえるが、前年貞明皇后崩御にともない、その遺徳としての〝救らい〟に関する一連のマスコミ報道が社会的影響をもたらし、あらためてハンセン氏病患者への関心をよんだことも事実である。27年には、花月亭九里丸、浪曲三門博の慰問興行、また当園グランドでの競輪選手らによる模擬レース、羽黒山、照国両横綱一行の一日場所、また映画『ここに泉あり』で知られた群馬交響楽団の来園演奏などのほか、当時NHKの娯楽番組として人気を集めていた「とんち教室」の青木アナウンサーをはじめ、長崎抜天ら一行が来園、中央公会堂において、患者を〝生徒〟に加えての教室を開催したりしている。

しかし28年は、予防法闘争が激しくたたかわれ、所内の盆踊り大会まで中止する状態だったため、来園慰問もわずかに花月亭九里丸一行程度にとどまった。そのうえ12月3日には、事務本館看護婦控室より出火するという災害まで起き、実にあわただしい一年であったが、この年、予防法闘争支援の有識者によって結成された「らい患者の人権を守る会」の発起人の一人で、当園機関誌『高原』の詩欄の選者である大江満雄が来園し、入所者の文化向上に寄与することを目的とした「教養大学講座」設立を総和会に提案、直ちに詩人で法政大学教授の藤原定らにより同講座の開講をみたことは、患者にとってやはり大きな励ましと活力をあたえるものとなった。

そして29年、所内にありながらの社会復帰――いわゆる〝所内復帰〟を果した最初の事例としては、児童患者の教育施設「望学園」が草津小中学校第一分校となったことだろう。同年3月24日の卒業式には、二名の卒業生にたいし草津中学校長名による証書が渡され、4月1日の始業式は同時に草津小中学校分校の開校式を兼ね、草津小中学校長、県教育長、草津町長、同議長らが出席、長年望学園で教鞭を執った藤原時雄をはじめ、湯谷修二、真泉俊一、大和武夫、雨宮義雄、藤田静江（裁縫教師）の六名の患者教師が表彰され、新たに草津小中学校在籍教員植森俊次、大塚しづの二名が患者児童の教育を担任することになったのである。ただし植森は短期間で転任し、そのあとは長野直吉に代っている。いっぽう栗生保育所児童の場合すでに24年4月1日より、小学五年生以上は草津小中学校への通学を認められていた。

また同じく29年4月1日、予防法闘争時に全患協が重点

要求の一つに掲げた病棟看護の職員化について、厚生省はこれを各園に指示。だがそれにともなう看護婦等の増員は、全患協の要求――看護婦一一二五人（重症者二五〇〇人に対して四人に一人、その他一万人に対して二〇人に一人）、付添婦一二五〇人（重症者二五〇〇人に対して二人に一人）――に反し、定員増一一一人、他に常勤労務者三〇〇人の予算化で、そのうち看護婦は定員七〇人余、常勤の看護助手を同数程度加えたのみという粗末さだった。医療法の基準からすれば、全国ハンセン氏病療養所の重症者を最少限一六〇〇人としても、それだけで看護婦四〇〇人、その他の入所者八四〇〇人には同二八〇人で、計六八〇人の看護婦が必要である。にもかかわらず、29年度の看護要員をみると四八五人（看護婦四〇三人、同助手八二人）に過ぎず、基準から二〇〇人も少ない。したがってこれでは満足な切替えができるわけがないが、当園施設は、早くも同月16日より病棟看護の職員化に着手、8月1日までにベッド数一二六のうち、第三、第四、恩賜病棟の重症ベット五〇の切替えを行なった。その内訳は、内科一八床を看護婦四、雑仕婦二、外科一六床を看護婦二、雑仕婦二、結核一六床を看護婦二、雑仕婦四で、日、夜勤とも治療棟看護婦の援助がなければ到底やっていけない状態だったが、あえて看護婦不足のまま切替えを実施し、総和会側はそうした無謀な看護切替えの実状に抗議しながら、より具体的に看護婦等の増員要求を突きつける運動を展開したのである。しかし29年度中に全病棟一二六床がすべて職員看護に切替えられ、その後徐々に増員されてきたとはいえ、現在は、病棟のベッド数を約半数の六六床に縮少することによって、看護婦の不足分をとりつくろうなどの施策を講じ、いわば患者側の実質的な要求線は、いまだ満されていないのである。

この間総和会は、28年11月、予防法闘争をたたかい、全患協第二回支部長会議開催に貢献した藤田執行部が退き、今野佐太郎を総代とする新執行部が発足するが、29年7月会則一部改正にともない辞任、そして8月よりは第五次大和執行部が会務を担当することになった。

大和執行部が先づ手がけた問題は、当園を〝自由療養所〟として特徴づけてきた下地区売買家屋にたいする規制措置だった。というのは、当時いわゆる「自由地区」そのものが、もはや新築する敷地のないほど手づまりになり、また施設側も、戦後川ケ丘に一戸新築を許可したのを最後に抑止の方針をとったため、結局既存のとくに独立家屋の入居権をめぐって、上地区夫婦舎などよりとかく非難が絶えなかったからである。たしかに開園二〇年余を経れば、はじめに独立家屋を建て、あるいは建て売り住宅を買い求

めて入居した患者たちもしだいに老齢化し、不自由になって、ついには死亡していく者も多くなった。したがってそうなれば当然そこが空屋になる筈なのに、実際には空屋にならない。なぜなら、老齢化し不自由になった居住者らが、その家屋の譲渡を条件に住み込み看護を頼み込み、これを施設と総和会が認めていたからだ。上地区で各室四畳半の狭苦しい長屋住いをしている夫婦者にしてみれば、もともと独立家屋の存在自体平等を欠くものだし、少くとも元の居住権者が亡くなった後は、あくまで園の建物として扱い、新たに入居する者についてはクジ引きなどで公平に割り当てるべきだ、というのである。大和執行部は、総代の大和自身が独立家屋の居住者であったが、やはり公平を期す立場からこうした要望を受け入れ、以後居住権の個人的譲渡を廃し、夫婦者に限ってその入居希望を募り、申し込み多数の場合は抽せんでこれを決めるとしたのである。なお施設側は、27年、大阪府予防衛生部長大浜文子よりの、健康者の妻付添いによる患者入所依頼を断わった時点から、従来の〝自由療養所〟の形態を改めているので、事実上当園の自由地区制度そのものは、こうして終りをつげたのだった。

ともあれ患者たちは、予防法闘争等での成果を踏えながら、同時に個々の生き方についても、社会的関わりを自覚し、明日へつながる道を求めて歩き出したのである。

34　相次ぐ職員汚職

29年7月、当園の盆踊り大会は14日より16日までの三夜にわたって、かつてなく盛んに催された。会場の上地区グランドの中央にはガッシリとした櫓が組まれ、その上では、一週間も前から熱心に練習を重ねてきた栗生青年会員らの樽や太鼓、鉦や笛のお囃子に乗って、声自慢の患者たちが先きを争って音頭をとり、また婦人会はおでんや飲み物などの屋台を張って客をよびこみ、そして最終夜の16日には仮装大会と、まるで予防法闘争で中止となった前年の分まで取り戻すほどの勢いで、夜の更けるのも忘れて踊りまくった。それは、自分たちの力でようやく摑みとった人間としての解放感が、抑えようのないエネルギーとなって爆発した、と云っていいだろう。

しかし、こうして患者の湧き立つ思いをよそに、翌8月から、引き続き二件の職員汚職が発覚するのである。

その第一は、当園営繕主任加瀬谷春雄とその配下吉田仙太郎らが、草津町の悪質土建業者奥友清の買収供応を受け、5月12日落札の看護婦宿舎等五棟の設計ごまかしや手抜き工事を黙認したもので、総和会は8月半ば過ぎに、こ

の事実を入札に参加した土建業者間で問題になっていることから知り、直ちに大和総代が施設当局に不正究明を求めたところ、厚生省関東甲信越医務出張所より調査官の派遣をみ、噂どおりの不正が判明したという事件である。もちろん警察の手も延びて、9月4日、加瀬谷、吉田、奥の三名は贈収賄容疑で長野原署に逮捕され、取調べにたいして犯行を自供した。そしておどろくべきことに、この事件で関信医務出張所の遠藤調査官らにより、「部下の過失が再三あったのに監督者として甚だ遺憾であり、その監督不行届きの責任は重大である」（『調査結果報告』）との叱責を受けた東原庶務課長が、実は次なる汚職事件の張本人だったのだ。

その第二の汚職事件というのは、患者の配給米を大量に横流ししたもので、事件が発覚したのは、第一の営繕汚職以後まだあまり日を経ない9月28日、職員の内部告発によって明るみに出たのである。総和会常務、評議の両代表機関は相次ぐ汚職事件に激怒し、不正調査特別委員会を設置するとともに、施設側の徹底的綱紀粛正を求め、総力を挙げて不良職員を糾弾する決定を行なった。そして調査が進むにつれ、次のことが判明した。

患者配給米の横流しは庶務課長東原楠夫と給食棟栄養士長峰徳子の共謀によるものであること。米の量は九二三五kg（内地米四〇九二kg、外米五一四三kg）で、米の預け先きである草津町食糧販売企業組合（代表者中沢雍一）にそのまま売りつけ、代金六四万七〇〇〇円のうち三〇万円を受け取り、二人の遊興費に使っていたこと。さらに事件が発覚するや、企業組合や当園会計課にたいし証拠書類の湮滅を図ったこと、等である。

こうして、不正の事実が一つひとつ明らかにされてもなお、東原、長峰の両名は、総和会側に〝事実無根〟としらを切った。たまりかねた大和総代らは、10月1日、両名に「辞職勧告書」を手交したのである。すると、退職で事が済むとでも思ったのか、翌2日東原と長峰は、それぞれ署名捺印をもって「（退職勧告を）受諾する」と文書回答してきた。しかしその後、不正事実が白日のもとに曝されることを恐れた長峰は、官舎の自宅内でカミソリで頸動脈を切って自殺を図ったが、それは未遂に終った。そしてこの間内偵をすすめていた長野原署は、18日、ついに業務上横領の容疑で両名の逮捕に踏み切ったのである。

当時の『上毛新聞』をはじめ、各新聞報道によれば、警察の取調べにたいし、東原は容疑を否認しつづけたが、長峰は犯行を自供したとある。もはやその犯行が両名の共謀によるものであることは明々白々なのに、相手の女性を見殺しにしてまで逃がれようとする東原にたいし、さすがに

各新聞記者も反感を禁じえなかったらしく、この事件を「栗生楽泉園庶務課長の横領事件」（『毎日』）と扱い、「図太い東原の仕業」（『上毛』）などと書き立てた。

第二の汚職事件も、このようにして終るのだが、ただきわめて不可解なのは厚生省の態度である。なぜなら長峰を退職処分としながら、いっぽう東原には、同年12月25日付をもって関信医務出張所への配置換えで済ませているからだ。あるいはこの辺にも、光田健輔の力が及んでいたのかも知れない。

ところで、思い起こせば予防法闘争時に、「総和会を潰してやる」と放言してはばからなかった東原庶務課長も、何と女がらみの自らの不正で当園を追われることになったとは、まさに皮肉な話である。同じく東原と同様に光田の愛生園からやって来て、やはり闘争時に、例の医官辞任問題で急先鋒の役割りを演じた医官伊藤正元（まさよし）もまた、東原らの汚職事件発覚直後の10月31日、当園を退職している。

35　バスレク

昭和30年（一九五五年）1月13日一二時三〇分頃、総和会事務所二階パーマ室より出火、炎上した。原因は漏電によるものだったが、湯之沢から移築の古い木造の建物であったため、火のまわりも早く、患者消防団や馳けつけた草津消防団の必死の消火活動にもかかわらず、全焼してしまった。この火災により、それまでの患者運動関係書類・記録類のほとんどを焼失している。

そんなわけで、たとえば当園患者のバスによるレクリエーションについても、総和会代表機関がどのような経過で決定し、これを開始したか定かではないのだが、しかし当時代表機関で活躍していた療友たちの記憶によると、26年頃評議員会の席上ではじめてバスレクの話が出たという。つまり、軽症者は何かと外出する機会があるが、失明者や肢体不自由者はそうしたこともなく、なかには開園当当初に入所したっきりで、約二〇年もの間、一度も所外の空気にふれていない者さえいる。こうした療友たちをバスで草津町や長野原町辺りまで案内し、せめてもの慰めにしてもらったらどうか、との提案がなされたのだ。新薬プロミンによって、ようやく回復期をむかえ、人間らしい生活感を求めていた時期であったので、この評議員会での提案は入所者間で大いに喜ばれ、結局執行部が正式に施設側に要請し、翌27年5月末より実施に移されたのである。規定のようなものはまだなかったのだろうが、一応入所歴の古い順から希望者を募って行われた。そして第一回のバスレクに参加した金子晃典は、栗生盲人会編『高嶺の人びと』所載

の「新しいバスが来る」の中で、その時の感想を次のように書いている。

「開園以来初めてのバス・レクリエーションは長野原までいって来た。昭和二十七年の田植ごろであった。私もいつの間にか入園順が古くなっていて、第一回にいかせてもらったのだが、田植、登校時の小学生、麦秋、水車などなど、一語々々が何と新鮮に聞こえたことか。バスの窓から聞こえたパチンコ屋の騒音も、私の耳には生気あふれる交響音であった」と。

当時、道路は舗装されていず、長野原までの約一二kmもいわゆる〝デコボコ道〟で、往きだけで一時間以上もかかった。バスと云っても、それは施設の患者輸送車で、事故に備え分館職員一人と看護婦一人が同乗した。しかし、何ぶん二〇年近くも乗り物から遠ざかっていた患者たちであり、この時も乗り物酔いする者が多くあった。そして27年中に第二回目を、また28年になると、あの予防法闘争をたたかいながら、その間をぬうようにして五回行なっている。行先きは長野原町、浅間山麓に広がる六里ケ原の二カ所で、いずれも人影のない場所を探して弁当をつかい、ただそれだけで帰園するのだが、やはり所外の空気を吸えた喜びは大きく、バスレクの人気は高まるいっぽうだった。

目の見えない患者は、いわば車に揺られているだけなのに、製材所の前を通過する時は材木の匂いを懐しみ、あるいは香ばしい匂いからパン屋を思いうかべて楽しみ、また目の見える患者は車窓に広がる所外の風光に魅せられ、街のたたずまいにも心はずませたのである。

こうして29年までに第一期分のバスレクは終り、30年7月よりは第二期分に入った。この段階では、次のような規定がみられる。

「園外遊覧規定」

1、資格

昭和二十八年までに入園した者で昭和二十九年以降に一時帰省しないもの（人員約三〇〇名）但し第一期分参加者をのぞく。

2、時期と費用

。時期

昭和三十年七月より十月までに約五回（一二五名予定）

昭和三十一年六月より十月までに約七回（一七五名予定）

。費用

イ、一人百円宛の菓子、果物等（事業部の益金を当てる）

ロ、資格者で不参加の者には其の都度参加者と同様菓子、果物等を支給する。

3、方法

入園順とし、一組二十二名内外とする。

4、行先

六里ケ原を原則とする。

5、看護婦に付添って貰う。

支障のある作業については、本人が支障のないようにして置く。

右の「規定」によれば、バスレクは31年乃至32年で入所者を一巡することになるわけだが、実際には以後毎年くり返し行われている。何度でも参加したい、という要望が強かったからだ。そして行先きも、六里ケ原のほか長野県境の鳥居峠が加えられ、また参加者の編成は常会単位と改め、時にバスは沿線の観光地にも立ち寄るようになった。前出『高嶺の人びと』の中には、そうした30年代後半のバスレクの様子を書いた沢田五郎の「ビールにひかれて鎌原詣で」があるので、一部抜すいし紹介しておこう。

「――九月二十日、独身舎常会とわが不自由舎常会とが、園のバスで浅間高原へいくことになった。私はことわった。だがいよいよ明日に迫った前の晩、ある婦人から、ビールがあるのだからいこう、という誘いをうけた。ビールといえばひと夏に二度もありつけばせいぜいである。そのビールに、がまんして浅間高原までいけばめぐり会えるのだから、私は一も二もなく承知した。――六里ケ原へ着いた。私たちは例のビールを持っている婦人と、その友だち、それに私と友三人、計六人で適当な日蔭を見つけ、ビールを飲み、弁当を食い、リンゴ酒なども現われて大いに楽しんだ。――

次のいく先は黒豆河原である。ここはかつては水のある川であったが、天明三年の大噴火の際、八合目付近まで生えていた木が枯れたため、この川も水のない川となったということである。そこでバスを停めた。すると独身舎の常会長（彼は鼻ひげをたてている）が『こんな所へ停めずに鬼押し出しまでやれ』と職員と交渉している。――

次は鬼押出しである。『普通はここは停らないんだぜ』と職員がさかんに恩に着せ、『四十分間停ります』と云った。ひげ先生『じゃ、みなさん、ここで四時二十分まで停ります』と云う。『冗談でないよ』と職員は云う。時間はまだ一時前である。我々は火山灰でもくもくする道路を下り立った。そしてあてどなく歩き出した。行く手にバスターミナルでもあるのか、やけに騒々しく、Uターンを誘導するらしい車掌の呼笛が鳴っている。『わあ、凄いバスだ

なあ』と眼のいいのが見つけた。バスが十台以上も並んでいるという。――私たちは改札を通り六角堂へ入ったのだが、改札員はあっけにとられたのか、何も云わなかった。二階へ上る階段で、例のビール婦人が靴がぬげてしまったので、友達がはかしている間に私たちは二階へ上った。そこは食堂でカレーライスの匂いがしている。ずいと入ると『いらっしゃいませ』ときた。椅子に腰をかけてみたが、ウェートレスがメニューを持って来る前に、文無しの我々は逃げ出した。――」

これは38年に沢田が書いたもので、当時まだバスレクには金を持たずに出かけていたことがわかる。食堂での飲み食いはもちろん、店やで買物することさえ遠慮していたからである。だが年々行先きも遠距離化し、榛名湖や妙義山、あるいは長野県善光寺まで足を延ばすようになると、どこそこでうどんを食べてきたとか、コーヒーショップに寄ったとか、ボートやロープウェーに乗るなどの経験を重ねるたびに、だんだんと患者であることのコンプレックスも薄らぎ、解放の思いを実感として受けとめ、いっそう明日への自覚を身につけていったのである。

そして43年、藤楓協会の援助と自転車振興会の補助金により、「療養者社会交流バス」が当園にも贈られ、以後〝しらね号〟と命名された四五人乗りのこのバスで、所内各県人会の里帰り、俳句会の吟行レク、秋楽会や盆栽会の研修レク、消防団及び患者自治会勤務員の慰安レクなども行われるようになった。また各園との親善交流は、26年以来断続的に続けてきた多磨全生園間を春秋二回に定期化したのをはじめ、39年駿河療養所、47年長島愛生園、53年邑久光明園、54年東北新生園と、それぞれ開始している。

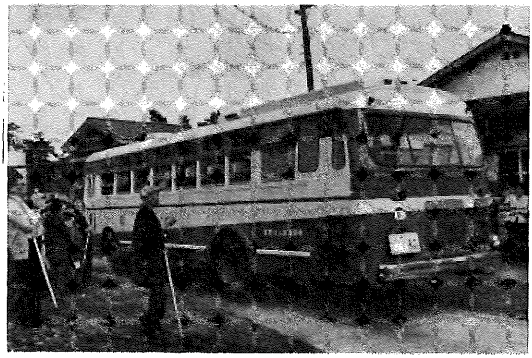

待ちに待ったバス〝しらね号〟

なお53年、寄贈のしらね号が老朽化したため、入所者全員一人二〇〇〇円の特別会費徴収と特別寄付、また藤楓協会の助成によって、こんどは四一人乗りの新しらね号に更新した。

ちなみに、57年のバスレク行先きは次の通りである。

赤城山、高崎（買物レク）、直江津、佐渡ヶ島（一泊）、中禅寺湖。

36　看護切替えと労務外出

昭和32年（一九五七年）11月、全患協は第三回支部長会議を菊池恵楓園で開催した。この間、当園総和会総代は、30年1月改選以後、今野佐太郎、杉原久雄、志村四郎、中野薫を経、同年八月第三次今野執行部の成立をみていた。当時はまだ、総代任期は六ヵ月とされていたが、その任期中に辞職する事例が多くなり、患者運動がしだいに複雑化してきたことをものがたっている。

さて、菊池での支部長会議には、当園から今野支部長と志村評議員の二名が代表として出席した。そしてこの会議は、多磨支部提案の次のような議案を、全会一致で決定した。

一、不自由舎看護の漸次的な職員への切替えについて

(イ)　各園における不自由者のうちその三分の一に当る、比較的重度な不自由者の付添看護を、三年後の昭和三五予算年度より、職員の看護に切替えてもらうことを厚生省に要求、通告し、今後の三年間の準備期間中にその態勢に必要な、すべての人的、物的準備をととのえてもらう。

(ロ)　このための職員の増員は、重不自由者四人につき付添婦（夫）一人を要求する。また、職員の付添勤務に必要な舎室の改造整備を行なってもらうことを要求する。

もちろんこの提案は、各園病棟看護の職員切替えが、要員数など内容的にきわめて不充分とはいえ、ともかく一応実現に移された段階として、従来の収容所的療養所運営をさらに実質的に変革するうえからも、いわば当然提起されるべき問題であった。したがって理念的にはどの支部も反対する理由はなく、事実全会一致で決議するに到ったのだが、しかし支部ごとの特殊性もあって、一概にはいかない要素をはらんでいた。

というのは、多磨支部の提案理由が「各園の現状は不自由者看護運営が年毎に困難になっており、その原因は種々あるが、本質的には療養者による看護自体が過去の歴史的経過の特殊性に基づく変則的なもので、早晩全面的に改められなければならない。しかしこれを一挙に切替える要求をしても人員面、施設整備等がむづかしいから、漸次的に改善するよう転換の第一段階として要求する」（『全患協運動史』）とあるように、いわば患者看護人くり出しの行きづまりが直接のきっかけであるのに対し、患者作業による

看護運営に支障の少ない支部では、「不自由者看護を職員に移した場合、施設当局に対して自治会の発言力が弱くなり、そのうえ看護による作業賃金が得られなくなる」（承前）等の問題が考えられていたからである。

こうした事情から、会議はこれを決議するに際して「非常に重要な問題であり、各支部いろいろな特殊性があるので充分に研究し、批准と共に資料を提出する」との但し書をつけた。

ところで当時栗生支部の実状は、右の議題を提出した多磨支部同様に、不自由者看護面で甚しい行きづまりを呈していたのである。ただ多磨の場合、プロミン治療の効果による軽快退所者の漸増が、看護力の低下（?）をまねいた主な原因であったのに対し、栗生では、そうしたことよりはむしろ、患者労働力の所外流出が看護体勢の維持を困難にしていたのだ。

患者労働力の所外流出――すなわち「労務外出」は、実は、病棟看護職員切替えにはじまる。29年中に便所掃除作業等を除く患者看護人三一人が職を失った結果、施設と総和会執行部は、離職した彼らの一人ひとりから他の所内作業への就業希望を聴取し、出来得るかぎりそれに沿うよう努めた。しかし、何ぶん病棟看護の賃金は所内作業中最も高額だったため、やはりどうしても収入面での不満が生じた。また病棟看護は手足が良く、体力も充分でなければ勤まらなかったので、彼らはその軽症な身体をもて余してもいたのだ。それでも一年ぐらいは、仕方なしに所内の各作業場で働いていたが、31年になると、所外からの誘いもあって、いつの間にか二人、三人というふうに労務外出するようになった。仕事は、入所以前に身につけていた大工の技術を生かす者もいたが、そうした技術をもたない者は土工となって働きに出た。

折しも、数年前より始っていた六合村荷付場―草津間の県道新設工事が、ちょうど当園近くまでさしかかっており、人夫を必要としていたので、雇う側も入所者と知りつつ容易にむかえ入れた。労賃は一日当たり三五〇円～四〇〇円で、その額は、当時の所内作業平均賃金＝月額七〇〇円の五〇％以上に相当し、いわば労務外出で二日働けば、所内で一ヵ月働いたのと同じ収入が得られる勘定になった。仕事はたしかにきつかったが、これに耐えられる患者たちは、腰弁当で出面に応じたのである。

いうまでもなく、労務外出する者が多くなることは、同時に所内作業に〝穴〟があくことであり、とくに不自由者看護面で大きく支障をきたす結果となった。看護作業を辞める者がしだいにふえ、また義務看護制に基づく要請にたいしても、何かと理由をつけて断わる事例が多くなってき

たのだ。施設並びに総和会執行部は、それぞれの立場から労務外出の取締りを行なったが、「無理をすると病勢を悪化させる」、「弱い者のために協力してくれ」程度の説得しかできない状態で、いったん流れ出した労務外出の動きをくい止めることができなかった。

いっぽう労務外出者の側では、所外での就労によって社会復帰の足がかりとそのための資金をつくる、という云い分を楯にし、むしろ労務外出は奨励すべきではないかと主張した。

いずれにしても、最も不安な思いに立たされたのは不自由舎に居住する患者たちで、いま居る看護人が辞めないよう互いに気を使い合い、あるいは「あの部屋は手がかかる」などと云われて義務看護の来手がなくなってはと、頼みたい用事も我慢するありさまだった。そして29年より着工されていた夫婦舎の増改築（裏廊下を付け、台所、便所を各室ごとに備える。二八棟一六八世帯）が31年に終り、次に不自由舎の改造が予定されていることを機会に、不自由舎常会でくり返し話し合いを持ち、あくまでも看護する側の立場にたって、不自由度別・独身一室三人居住制、しかも舎ごとに食堂を設けるという改造案を作成したのである。総和会執行部もこれを受け入れて着工に入った。

そして32年末には、第二報恩、箱根（第一報恩を改名）、榛名、浅間、白根、金剛、高尾の増改築がなり、さっそく従来の一部屋一人の看護人制度を廃し、軽不自由舎は一舎四人二交替、重不自由舎は一舎六人の三交替制とする看護体勢を実施したのだ。翌33年には、引き続き独身不自由舎の蓼科、春駒、妙義、赤城、吉野と、夫婦不自由舎の男体、茂倉、鹿野、清澄、富士、筑波の各舎が増改築を終り、やはり新しい看護体勢がしかれたのだった。

当園でのこうした不自由舎棟の合理的な増改築と、不自由度別の入居のあり方は、やがて不自由者看護職員化に際し、大いに役立つことになったのである。

35年、全患協の要求に対する厚生省の不自由者看護切替え要員の予算化は、第一次として賃金職員五〇人でしかなかった。結局各支部のうちでも最も不自由者看護に困難をきたしていた栗生と多磨とが、それぞれこの切替え要員を分け合い、当園には二九名が示達された。そして栗生支部は、全患協決議「重不自由者四人につき付添婦（夫）一人の要求」線から大きく後退することになったが、賃金職員二九名分の予算で三四人を雇用し、上地区夫婦不自由舎四棟と、同じく独身不自由舎二棟以外の各不自由者棟（入居者数二〇六人）を、職員看護に切替えたのであった。残された上地区不自由者棟も、翌36年には職員看護に移された。

なお、ほとんど草津町から不自由者看護に雇われた賃金職員三四名については、主に不自由舎常会連合会が中心となって、その身分保障のための定員化要求を掲げ、全医労楽泉園支部と賃金職員も当然起ち上がって、要求の実現をはたした。

また36年3月、労務外出者の組織「栗生会」（会員七五名）が結成され、同会と、総和会執行部、施設当局の三者間で種々検討された結果、この年の暮、ようやく「労務外出規定」が実施されるに到った。

37　慰安金から年金・自用費まで

戦前戦中の国家権力は、あたかも身ぐるみ剝ぐかのように患者を強制収容・隔離し、所内で強いる患者作業にたいしては、わずかに〝償与金〟制度を設けても、必要な日用品費等の支給については、つゆとも顧ることはなかった。

戦後、昭和22年（一九四七年）2月、厚生省は社会局保護課長通牒により、ハンセン氏病患者の現住地市町村並びに同都道府県に対し、同患者への生活保護法の適用を指示したが、そのひずみが甚しく、しかも当園の場合のようになかなか支給されず、結局それが、いわゆる人権闘争のきっかけの一つともなったのをはじめ、全国一律支給を要求する各園患者運動の高まりの中で、翌23年4月、〝療養慰安金〟として一人月額一五〇円の支給をみた。そしてこれが、いわば国から患者が受けとった初めての生活扶助費だったのである。

療養所に入所するハンセン氏病患者のみに支給という、わが国福祉関係法のどこにもないまったく特殊なこの慰安金制度は、以後定着したかたちとなったが、何ぶん支給額が低く、患者たちは最初から強くその増額を求めた。これに対して翌24年、慰安金は五〇円増額の二〇〇円とされたが、まだまだ食糧事情等も悪い時代であり、しかも同年の患者一人一日当りの賄費五五円七一銭、被服費三円五七銭では、どうしても補食が必要だったし、当園のような寒冷地の場合セーターの一枚も持たなければ、到底暮らしていけなかったのである。

26年、全患協が結成されたこの年、各園患者のねばり強い運動によって、慰安金はやっと四〇〇円に増額されるが、その後は再び二年間据え置かれることになる。

予防法闘争直後の28年9月、当園で開催された全患協第二回支部長会議は、闘争中、患者や職員の経済的諸要求を表面に打ち出せなかった点について、「法律の条文の改正、人権よう護の点にのみ運動の重点が置かれ、我々と職員のいろいろな日常の要求が等閑視された傾向があった。

慰安金や慰労金（作業賃）のことを口にすると、患者は卑しい、予防法の改正運動も結局は金が目当てだと思われるから、この際予算の要求はさし控えた方がよいという考え方が我々の多くを支配していたが、これは誤りである。経済的な裏付けのないところに人権はないし、今後はこの二つをしっかり結びつけてゆかなければならない」（同会議『会議録』）と総括、その反省の上に立ち、多磨支部提案の「療養慰安金（月額一二〇〇円）について」を可決したのだった。

だが29年、その慰安金はまたぞろ僅か一〇〇円の増額で五〇〇円。これに作業のできない不自由者にたいする一〇〇円の加算がなされたきり、こんどは36年までの八年間にわたって据え置かれるのである。

31年、全患協は入所者の生活実態調査を行い、7月その結果をまとめているので、次に『全患協運動史』より引いておく。

「調査対象は全国一一支部、一一〇四人で、独身軽症者、独身不自由者、夫婦軽症者、夫婦不自由者、病棟入室者、児童、高校生に区分して調査したが、一人一ヵ月の平均収入は一五四九円、支出は一八二九円で、一人平均一ヵ月二八〇円の赤字であった。

収入の内訳は、慰安金、不自由者慰安金が収入総額の三六・三%、作業賃二四・三%、家庭よりの送金二三・二%、自治会事業よりの給付は八・三%、内職その他七・九%である。一番ひどい夫婦軽症者の赤字は一ヵ月五四八円にも達し、家庭より送金のあるものは回答者の二八・五%、逆に苦しいやりくりで家庭に送金しているものが四三人もいた。不自由者、病棟入室者、児童は平均低いデータを示していたが、調査の中に扶養家族のあるものが二一一人（一九・一%）もいた。

支出の内訳は

食品、嗜好品	五八八円六〇銭	二二・二%
衣料品費	三八〇円五〇銭	二〇・八%
備品費（時計、机など）	二〇八円八八銭	一一・四%
日用品費	一二八円一〇銭	七・〇%
教養、交際、娯楽費	三四七円四〇銭	一九・〇%
一時帰省旅費、送金、雑費	一七五円〇四銭	九・六%
計	一八二八円五二銭	

そして『全患協運動史』には、なお、こう書き添えられている。「以上の調査が示すまでもなく、生活費は常に支出が上回り、入所者はそのやりくりに苦慮していた。（31年の物価の鶏卵四〇〇g一〇〇円、牛乳一三円八五銭、洋傘（男物）四八九円一七銭、新聞一ヵ月三三五円、理髪一

四〇円)。

32年6月、厚生省交渉で全患協が慰安金の増額を要求したのに対し尾崎療養所課長は、『慰安金は一律にしなくてもよいと考えられる。たとえば恩給受給者とか裕福な人は遠慮してもらってもよいのではないか』と述べ、当局の分割管理の兆候をのぞかせた」と。

ここで云われている「恩給受給者」とは、28年8月軍人恩給が復活し、ハンセン氏病療養所にいる傷痍軍人にも適用されるようになっていたので、そうした患者を指しているわけだが、いずれにしても慰安金の増額要求は無視されつづけた。

いっぽう結核関係では、32年2月、国立岡山療養所の朝日茂が「生活保護法による生活扶助費六〇〇円では生きていけない。憲法第二五条に違反している」と厚生大臣を告訴、以後、生存権をめぐって争われたこの朝日訴訟により、全患協の経済的諸要求も、わが国社会保障制度の確立をめざすものとして新たな自覚をよびさまし、大いに理論的な力を得ることになるのである。

34年国民年金法が制定され、ハンセン氏病患者も障害年金に該当するとの規定をうけて、同年8月、長島愛生園で開催された全患協第四回支部長会議(栗生支部代表藤原時雄、今野佐太郎)では、国民年金について次のような方針を決定した。

一、身体障害者福祉年金について

(イ)症状の認定については一定の枠を設けず、法の精神にもとづき、総合認定を含めて幅広く適用させるよう進める。

(ロ)年金の支給に当たっては、他の諸給与金の調整が行われないよう細心の注意を払って運動を進める。

(ハ)外国人療養者(一級症状該当者、老齢者)に対する援護措置については、本省で年金に準じた支給金の予算措置を構ずるよう要求する。

しかし翌35年3月より、実際に障害福祉年金一五〇〇円、老齢福祉年金一〇〇〇円が支給されはじまると、たちまち非受給者の間にさまざまな影響を及ぼした。とくに同じ一級障害をもちながら、国民年金という名のもとにその適用からはずされた外国人療友の動揺は深刻で、同年5月、年金に準じた処遇獲得を主な目標に、各園の外国人療友は「在日朝鮮人・韓国人ハンセン氏病患者同盟」を結成、差別をなくし生活権を守る運動が展開された。当園協親会々員で歌人の金夏日は、当時次のような歌を詠んでいる。

国籍を移して年金もらえと云う園長の前にわが黙(もだ)しおり

身障年金に準ずる援助を日本の政府に願うみじめさ思う

身障年金獲得運動の資金にと日本人療友がカンパしてくれし七千円
厚生省との交渉はすすまず炎天下やけつく如き砂利に坐り込む

（金夏日歌集『無窮花』より）

療養慰安金は、36年七五〇円に、また38年八五〇円となったが、同年生保の日用品費は一五七五円であり、すでに倍近くの差がつけられていた。

この年6月、星塚敬愛園で開かれた第八回支部長会議（栗生代表藤原時雄、藤田三四郎）では、「療養慰安金」を「日用品費」と名称を改め、日患同盟と同じく月額三〇〇〇円を要求することを決定した。そして8月、この決定に基づく全患協第一次厚生省交渉で大村療養所課長は、「生活物品費との関連、また新規項目とする予算がとりにくいので、名称は慰安金のままであるが内容は決して慰安的なものでないことを大蔵省に説明する。慰安金、生活物品費、被服費を含めて生保の日用品費と同額になるよう増額したい」（『全患協運動史』）と回答。しかし結果は、39年度の慰安金、被服及び寝具費は据え置きで、生活物品費がわずか八三円増額されただけだった。

全患協は、40年に日用品費の要求を五〇〇〇円にする決定をし、明けて1月、41年度の予算復活折衝では重点三項目（看護要員一五〇人、日用品費五〇〇〇円、作業賃日額一七〇円）の実現へ期して、全力をあげた。当栗生支部も中央交渉団に名草良作らを派遣、8日、要求貫徹決起大会を開き、大会後猛吹雪の中をデモ行進し、事務本館で坐り込みを行なった。全支部によるこうしたたたかいの結果、重点三項目のうち、看護助手一〇〇人増、作業賃一二・八%増をかちとったが、日用品費（慰安金）は、四年据え置きの八五〇円に終ったのだった。



第十二回支部長会議当園にて開催

同年5月、当園で開催された第一二回支部長会議（栗生代表沢田二郎、藤原時雄）でも、生活処遇の改善を最重点として運動することを決定、全代表が会

議期間中の6月1日、バスで厚生省へ直行、生活処遇問題を中心に厚生省交渉を行い、さらに10月、駿河療養所での第一三回支部長会議（栗生代表沢田二郎、藤原時雄）終了後、同じく全代表が厚生省へ直行、この中央交渉には全盲連（全国ハンセン氏病盲人連合協議会・30年5月結成）の代表も参加し、多磨、駿河の両支部とともに栗生支部より陳情動員一〇名を送って、本省新館ロビーでの坐り込みに入るなど、運動は激しさを増していった。にもかかわらず、42年度示達の慰安金は、やはり一〇〇円増の九五〇円にとどまった。

この間、39年6月、第五一国会で国民年金法が改正され、ハンセン氏病患者にも拠出制障害年金受給の可能性が出てき、40年には、実際に拠出制年金を受給する患者も現われ、全患協は年金適用拡大と同時に、「福祉年金を廃止させ拠出制一本にさせる」（一二回支部長会議）方針を打ち出し、拠出制年金獲得の運動にも全力をあげ、くりかえし坐り込み等実力行使をともなう厚生省交渉を行なったのである。

また40年、全患協は療研（療養生活研究会）を設け、入所者の生活実態調査等をすすめて要求の具体的データーの作成に取り組んだ。そしてこうした患者運動の高まりが、43年に衆・参両院三八議員による議懇（ハンセン氏病対策議員懇談会）の発足をもたらした。この議懇は、長島愛生園を地元とする岡山県選出の社会党代議士柴田健治が発起人となり、超党派的に組織されたもので、群馬県からは当園を地元とする山口鶴男（社）、小渕恵三（自）の両代議士がこれに加った。

以後議懇の協力と援助を得ながら運動は推進され、44年に到ると、こんどは厚生省委託、藤楓協会主催の「らい調査会」が発足した。同調査会は、矢嶋良一、高島重孝の両園長、国立多磨研究所（らい研）所長義江義雄を含む各界名士一五名の委員で構成、当面①伝染性の判定基準の設定、②ハ氏病療養所の将来のあり方、③患者及び家族の福祉、の三点を検討課題としたが、46年8月、内田厚生大臣に対し、「入所者が自分の発意と自由な決定で、その使途を決めることのできる費用の枠として、拠出制国民年金の障害年金額（一級一万円）に相当するもの」、つまり「自用費」設定の必要性と、その方式による患者の生活待遇について答申したものだった。

厚生省当局は、このらい調査会答申に反発したが、星塚敬愛園を地元とする自民党代議士二階堂進の仲介もあって、47年度予算復活折衝の際、全患協中央交渉団に対し、野津療養所課長は「患者給与金は4月1日から一万円、7月から一万一〇〇〇円、拠出制年金額と同額、48年に年金

の改定があればのせるようにする」と報告、ついに自用費方式による基本処遇の確立をみたのである。

38　宮下事件

すでに「開園当時の患者の生活」の稿で述べたように、当園での患者作業は、早くも開園翌年の昭和8年（一九三三年）にはじまっている。というのも、当園より以前に設立された各療養所では、もはやその体勢はできあがっていて、施設当局がこれに習ったことと、同時に当園の場合、湯之沢部落で自立生活を営んできた患者の入所が多く、したがって患者側も、働くこと自体にあまり抵抗感というものがなかったからである。

しかし湯之沢で得た賃金と、所内患者作業のそれとは大きな差があり、この面での不満はだれしも抱くところだったが、一応衣・食・住の保障がなされているという点で、このことについても当初はさして問題にならなかった。

こうしてはじまった患者作業だったが、施設当局は、「作業は患者の無聊を除き、無為坐食を戒めつつ身体の活動を促し延いては治療の助成促進を期するものとして――治療に支障なき患者に対し夫々適応したる各種の作業を授け」（当園8年『年報』）るとしながら、園の運営に必要な作業部門をどしどしと設け、それらをすべて患者の背に負わせたのである。まして昭和13年（一九三八年）、当園に重監房「特別病室」が設置されてからは、作業は完全に強制的なものとなり、戦時下の悪条件と相俟って重く苦しい〝冬の時代〟が到来、ようやく戦後の諸闘争を経て、作業の強制性も緩和されたが、療養生活面での保障に欠けた実情のため、僅かばかりの賃金とは云え、唯一の収入源である患者作業を否定しきれず、存続のやむなきにあった。

そんな状況下の昭和34年（一九五九年）4月22日、所内の綿打工場で、患者作業員宮下良三（四三歳）が、作業中、機械に巻きこまれて不慮の死を遂げる、という事故が起きた。

当園の患者作業の中には、「工場」と名の付く作業場が二ヵ所あって、その一つは木工場、もう一つが宮下の事故死した綿打工場。木工場の方は18年に建てられ、最初は所外からの注文に応じて作業するというかたちがとられたが、これは成功せず、結局施設営繕部が使用するものの製材や、医局で看護職員が履く木製サンダル、あるいは患者居室の備品戸棚、炬燵やぐら等を製作していた。一方綿打工場はそれより早く、すでに14年には患者寝具の綿打直しを目的として設けられ、戦後、施設当局は綿打機械を更新するとともに、工場も中地区から病棟下の木工場の一画に

移した。この綿打工場では、当時二人の作業員によって、入所者全員の寝具綿の打直し＝年間一二〇〇貫に及ぶ量をこなしていた。

事故が起きたその日も、宮下らは朝から忙しく立ち働いていた。綿打ち機械は、手前に竹簀が回転しており、その五〇㎝巾の竹簀の上に古綿を載せると竹簀が綿を送り、これを上下から回転しているシャフトがくわえ込んで中へ引き入れる。引き入れられた綿は、俗に〝タイコ〟と呼び無数の歯をもつ胴体の高速度回転によって、いわばむしりとられながら再生されていくのであるが、作業は古綿を送る係と、仕上った再生綿をたたむ係の二人で行う。そして宮下は、偶々この日綿送りの係で働いていたのだ。

午前一〇時頃、宮下は、古綿を機械に送り込んだあと、再生されるまでの間にシャフトに絡まった糸屑などのゴミをとりにかかった。これは綿送りの係が受けもつ作業の一つで、ふつう金棒を使うのだが、金棒では思うように取り除けなかったのだろう、彼はしゃがみ込み、手を延ばしてゴミを取ろうとしたらしい。そうしたところをタイコの歯に後頭部を引っかけられ、再生綿を送風で吹きつける反対側の竹簀へ叩きつけられたうえ、さらにまた後頭部をタイコで削りとられたのである。相方の作業員がこれに気付き、急いで機械を止めて医局へ連絡、分館職員らも馳けつけ宮下を医局に運び入れたのだが、宮下は間もなく息を引きとってしまった。

もちろんこの事故に、施設当局、総和会とも大きなショックを受けた。

当時、約七年間の空白を経て、昭和30年にようやく再建成った共産党栗生細胞（現在の支部）は、所内外の問題で活溌な動きをみせていたが、事故当日、岡雄二、水田広の二党員が現場近くに居合せたことから行動も早く、矢嶋園長の責任を追求すると同時に、総和会藤原総代にたいしても事の重大性を訴えたが、園長も総代もただ狼狽するばかりだった。ために栗生細胞は、同日夕刻、次の「声明」を所内放送を通じて発表した。

「声　明

四月二十二日午前十時頃、療友宮下良三氏は、当園綿工場で作業中に機械に巻込まれ、事故死した。私達栗生細胞委員会は事件を重大視し、早速、審議した。その結果、次の点が明らかになった。

一、園長は、この事故に対して『こんなことになる機械だったとは思わなかった。そんなに危険な機械だったら、とっくに患者の方から何にか云って来ている筈だ』と言って、管理者としての責任を回避しようとしている。然し過去にも綿打工場や木工場で、事故が数

多く起きている。この事実を、園長は全く無視している。

二、患者は身体に麻痺部分等があって、注意力が必然的に散漫になり、また幾ら注意していても、手足の機能が充分に発揮できない。政府並びに園当局は、このような状態の患者に、職員が当然やらなければならない作業を押しつけている。当局は、これに対して何らの反省も注意も払っていない。また事故災害についての保障や考慮を国として少しも払っていない。例えば不自由者看護中の火傷やその他の事故についての保障は、全く無視してきたし、無視されている。これらは当然、公務傷害として認められるべきものである。当局はこのような事故災害を、すべて、個人の不注意に帰しているか、全く無視してきている。作業につくことの、適・不適を医学上の面から考慮したことはない。

三、現在の患者の給与態勢は、作業につかなければ一ヶ月五〇〇円の保障しかないため、自分の健康を害してまでも作業につかざるを得ない状態にある。然るに政府並びに園当局は、患者に刑務所以下の低賃金（宮下氏の場合月額七〇〇円）と、過重労働を押しつけることによって、園の運営を安上りにしようとしてきている。

四、このような状態が根本的に改善されない限り、宮下良三氏のような犠牲者はあとを断たないし、患者の治療に正しい方向は出ない。

私達栗生細胞委員会は、以上の如く、宮下氏の事故における根本的な問題点を明らかにすると共に、ただちに行動を起こすことになった。

右、声明し、私達栗生細胞一同は、心から故宮下氏の御冥福を祈るものである。」

（機関紙『栗生細胞』№3所載）

栗生細胞は、この「声明」の要旨を模造紙に記し、関沢分館長の了解を得て、分館の外壁にも貼り出した。また事件の重大性を訴える手書きポスターを作製して所内に掲示した。その間総代藤原時雄、副総代中野薫に会い、法律家を招へいして意見を聴き、事態に積極的に対処するよう再三進言したが、藤原らは、闘争のかたちをとることをきらってこれを聞き入れず、但し、宮下の葬儀は園葬として行い、その葬儀に参席することになった厚生省関信医務出張所係官らに対しては、総和会より「声明書」を手交する旨、明らかにした。

宮下の事故死を悼む園葬は、二日後の24日、中央公会堂で執り行われた。葬儀には重病者以外の全入所者、施設側より園長はじめ職員多数、また関信医務出張所の係官らも

参列した。園長につづいて弔辞を述べた藤原総代は、その場で関信係官にたいし、患者の死亡事故発生に到らしめたハンセン氏病行政への批判と同時に、「再びこのような事故をくり返えさないための具体的措置を求める」とする声明書を手交した。

ところでこの園葬を前にした23日、施設当局は関沢分館長を通じて、分館外壁に貼り出してある栗生細胞の「声明」及び所内掲示の手書きポスターを取りはずすよう、同組織に申し入れた。理由は、葬儀のため来園する関信係官の目にとまると、園長の立場がなくなるというもので、あくまでも事故の責任を回避しようとするそうした施設の態度に栗生細胞は激怒し、関沢分館長自身の許可を得て貼り出したことを楯に、この申し入れを拒否した。するとこんどは、藤原総代らが、施設側と同様「声明」ビラを下ろすよう栗生細胞に要請、結局栗生細胞は、患者内部の団結のためやむなく総和会の要請に応えざるをえなかった。しかし、手書きポスターの掲示は最後まで守りぬいたのだった。

25日、栗生細胞の報告を受けた共産党群馬県委員長本庄晶が、事件調査のため来園、総和会執行部と懇談を行なった。

栗生細胞は、本庄県委員長の指示もあって、やはり法律家を招へいし、患者間にこの宮下事件の本質をいっそう明らかにする必要ありと判断、県委員会の協力を得て、自由法曹団に弁護士の来園を求めたところ、5月末に、合同法律事務所の福島等弁護士が来園するとの返事を受け取った。そして福島弁護士の来園日程が最終的に6月1日と決まり、栗生細胞は早速このことを総和会執行部に連絡、「福島弁護士に聞く会」の開催を要請したが、執行部は、それにはタッチせずと回答した。いっぽう施設側も福島弁護士は栗生細胞への面会人として扱い、したがって面会所以外の集会所の使用は認めないという態度に出た。

栗生細胞はとくに総和会執行部と対立しあうことを避け、狭い面会所で入所者有志とともに「聞く会」を開催する準備に入った。

そして6月1日午前一〇時頃、当園に到着したのは、福島弁護士ではなく、藤本事件の主任弁護士関原勇その人だったのである。関原弁護士は第一法律事務所に所属しているのだが、合同法律事務所の福島弁護士に急用が出来たため、代って来園したというのだ。

この関原弁護士の来園で、何とも恰好のつかなくなったのは云うまでもなく施設当局と藤原執行部だった。全患協は、28年9月、当園で開催した第二回支部長会議で「藤本松夫救援」を決議し、以後一貫してその運動に取り組んで

きた。また当時、岩波書店雑誌課長玉井乾介らを中心に「藤本松夫を救う会」の結成をみ、矢嶋園長も「救う会」に名を連ねており、施設、総和会とも、理由はともあれ関原弁護士の来園を無視するわけにはいかなかったからである。だが、予め栗生細胞から事情を聞いていた関原弁護士は、急ぎ茶菓を差し出した分館職員に対し、「面会人にはだれへも茶菓の接待をするのか」と質し、「いいえ」との答えに、「では私も栗生細胞への面会人だから」とそれを断わり筋を通した。総和会執行部は、せめて会場は面会所よりも広い明和会館の使用を、と逆に栗生細胞へ申し入れてきた。栗生細胞はこれを受け、関原弁護士を綿打工場などに案内して回ったあと、明和会館で「関原弁護士に聞く会」を開いたのである。

会場には、立錐の余地ないほど患者たちが集まり、その中には藤原、中野正副総代の顔もあった。会場に入りきれない者は、窓外に立って関原弁護士の話しに耳をかたむけた。

そこで関原弁護士は、法律家の立場から、宮下事件について大要次のように語った。

一、この度の宮下さんの事故死は、全患者の重大な問題だ。患者は医師に治療を求め、療養するだけでよい筈だが、ハンセン氏病療養所には患者作業というものがあり、施設の運営は患者の労働力によって成立している。

二、作業は労働でないというのが厚生省や園当局の見解のようだが、これは明らかにまやかしである。綿打工場は年間一二〇〇貫の綿の打直しをしており、これを外部の工場に頼むと大変な費用になる。だが患者はただみたいな安い〝償与金〟で労働力を買われ、政府は患者作業によってボロもうけをしているのである。

三、労働基準法からみても患者作業はやはり労働にかわりなく、償与金は賃金なのである。療養所に動力機械を有する工場まで含む患者作業があるとはとても思えないし、本来あってはならないからである。

四、患者作業の内容は当然職員がやるべき性質のもので、いわば患者作業員は公を補助していることになり、準公務といえる。

五、しかし、法律上から宮下さんの補償をかちとることはむつかしい。つまり医学上必要とみなす作業ということで災害が予想されていない。ここに根本的な間違いがある。たとえば園内の洗濯場で職員と患者の二人が何かのはずみで熱湯をかぶり、二人ともひどいヤケドをした場合、職員には補償がなされるが患者には何の補償もなされない。これが患者作業の実態なのであ

る。結局現在の作業を労働として認めさせ、償与金でなく労働にみあう賃金を支払わせるようにしなければ、こうした補償の問題もけっして解決しないだろう。

以上関原弁護士の話しによって、患者作業とは何か、また宮下事件そのものの本質を改めて自覚し、聞くものだれもがそれぞれの心を強く響き渡らせていた。ハンセン氏病行政の歴史と今日的あり方に対し、新たな怒りを互いに感じずにはいられなかったのである。

そして関原弁護士の指摘のとおり、事故死した宮下良三の補償は、日給二六円×三〇〇〇日＝七万八〇〇〇円にとどまり、この痛ましい犠牲へのあまりに僅かなその代償は、総和会執行部を通じて宮下の家族に渡されたのである。

39　転換期よりの出発

邑久光明園職員森幹郎が、論文「新しき時代の新しき療養所」（同園機関誌『楓』31年9月号）で、プロミン以後の療養所と患者のあり方を「濫救惰民」と評し、多くの論議を呼んだ。同時にこの30年代から40年代にかけて、ハンセン氏病療養所は〝転換期〟などといわれ、厚生省当局等による「再編成」の動きが露骨化してくるのである。

殊に昭和35年（一九六〇年）、岸内閣が、国民の激しい反対運動を踏みにじり、日米安保条約の改定を強行するや、いっそう公然と再軍備へむけて国の予算が注ぎこまれ、そのしわよせは先づ福祉関係を襲い、病院、療養所の医療「合理化」となって表われた。

当園の場合、慢性化の状態を続けていた医師不足は、「六〇年安保」のこの年、ついに定員一五名の半数を割るに到った。しかもさらに医官らの辞任が相次ぐ様相で、患者たちは不安におびえた。この頃になると辞任の理由を明らかにする医官もいて、結局は、ハ氏病療養所での給与が低すぎること、加えて患者隔離政策からきている療養所の立地条件の悪さが、その主な原因だったのである。もちろんこうした医師不足は、当園に限らず各園共通の問題であり、全患協挙げての医師充員要求にもかかわらず、厚生省はこれを無視しつづけたばかりか、かえって問題を療養所再編成の口実にすりかえ、医療「合理化」の手立てとさえしたのだ。

36年の四四制（一週四四時間制勤務）問題についてもやはり同様で、看護婦個々の勤務時間短縮となれば、それだけ増員が必要なわけなのに、当園においては逆に病棟看護婦六名を看護助手六名に切替えて実施に移そうとし、病棟

入室患者たちから激しい抗議の声があがった。そして施設看護部、全医労楽泉園支部、総和会執行部、病棟入室者の四者懇談会が開かれ、当面中止となったが、施設側は8月1日、増員なしのまま四四制を強行実施したのである。なお職員組合は、22年10月の「国家公務員法」公布以後しだいに力を削がれ、いわば名ばかりのものとなっていたが、31年2月組織の建直しをはかって全医労に加盟、その後看護婦赤尾拓子らによって、いっそう組織強化をはたし、地協、県医労協にも参加するなど、この四四制問題では医療労働者の権利と医療の充実を確立する立場から、看護婦大巾増員による四四制完全実施を要求して、活溌な運動を展開した。

38年7月、当園々長矢嶋良一は多磨全生園長として赴任、後任として松丘保養園長の阿部秀直が就任した。しかしこの間にも、藤楓協会理事長浜野規矩雄が提唱し、各療養所の部（課）長を集めて開かれた「らい研究協議会」は、今後のハンセン氏病対策について検討をすすめ、四年余の歳月と二四回にのぼる研究の結果、昭和40年、〝事務（部）長研究案〟なるものを発表した。それは「らい対策の変遷の概要」「患者の現況」「今後のらい対策の大綱」からなっており、内容的には、「大綱」の中で、①治療を主とするもの②老人を主とするもの③肢体不自由者を主とするもの④盲人を主とするもの⑤庇護授産を主とするもの、の五通りに患者を分け、治療費は原則として有料制にするなどを打ち出した、まさに完全な療養所再編成案であった。

このような動きに対処するためもあって、39年2月、全患協は長島愛生園で各支部代表者会議を開催した折、療研（療養生活研究委員会）設置を可決した。以後療研は、療養所の将来はどうあるべきかについて、支部ごとにも機関を置き研究に着手するのである。しかもこの年、不自由舎看護切替え五ヵ年計画の最終年でありながら、厚生省はまだ全体の四〇％程度しか職員化しておらず、当園の場合既存の不自由者棟はほぼ切替えを終ったとはいえ、看護婦はもとより看護助手の極端に低い人員配置によって、その実情は目に余るものがあった。そのうえ厚生省は、退所者保障の要求をひっかけて、安上りな退所者による看護人採用を提唱してきたのだった。全患協は6月闘争態勢をとり、栗生支部も不自由舎看護完全実施を要求して、各支部とともに厚生省に坐り込み陳情を行なった。いわゆる「六・五闘争」である。また栗生支部は、同年10月1日を以って作業管理を施設に移管した。これは38年決定の全患協運動方針に基づくもので、本来患者作業は廃すべしの立場から、やがて行う作業返還にむけての前段的措置だったのだ。

たしかに患者をとりまく情勢は、大きくゆれ動いていた。そして当園の所内事情もまた「プロミン以後」の時代を反映し、年々様々なかたちで変化をとげてきていた。

まず児童新発患者の激減により、草津小中学校第一分校（旧望学園）は、36年3月の中学卒業生二名を最後に閉鎖となった。同時に少年少女舎も姿を消した。

次いで団体組織としては、早くも32年婦人会が役員選出難で解散、37年には青年会が社会復帰者続出等で解散した。同時期、当園開所以来の伝統を持つ演芸部が36年、音楽部が37年にやはり幕を閉じている。もちろん両部とも青年会の場合と同様、社会復帰、労務外出などの影響により、部運営が成り立たなくなったための解散であるが、そうした中で音楽部は、とくに最後の数年間良き師を得て、かつてない本格的な演奏発表会を開き有終の美をかざった。

音楽部の指導にあたったのは、当時東京清瀬市在住の作曲家青山梓で、ギタリスト小原安正の紹介によるものだった。小原が当園医官伊藤国雄の依頼で演奏慰問に訪れ、それがきっかけとなったわけだが、31年夏の音楽部定期演奏発表会より青山梓が指揮を執ったのである。青山はまた当園患者の詩や短歌をも作曲し、音楽部演奏会で数多く発表した。なかでも、〃独唱と合唱と朗読のための交響詩曲「鉈をとごう」（詩・岡雄二）は、演奏時間が二〇分余にのぼる大作で、草津青年会の助演を得なければ演奏できないほどだった。歌人秩父明水の妻を愛する連歌も、青山の作曲によって一層感銘ふかいものとなった。

青山は、第二次大戦中、満州（東北）新京交響楽団音楽部長兼指揮者を勤め、戦後八年間抑留されたが、その間に同地方の民謡「草原情歌」の日本語訳をし、これはわが国の〃歌ごえ運動〃の中でも広くうたわれた。そんな「草原情歌」の歌のように明るく屈託のない青山の指導を受け、音楽部員たちは演奏技術ばかりではなく、生きることの確信を得るようになった。しかも青山は演奏発表会の度毎に、若い歌手や演奏家を伴なって来、この面での交流も音楽部員を励ますところとなり、青山に社会復帰の希望を伝える部員が数を増してきた。これに対して青山は、社会復帰希望者を自宅に招じ入れてまで親身に相談に乗り、就職斡旋に奔走、彼のそうした援助で実際に社会復帰した者も少くない。なお青山梓は、昭和46年（一九七一年）11月23日、埼玉県嵐山町の新居で逝去した。享年六三歳。

ともあれ軽症者のだれもが、社会復帰や労務外出に自らをかり立てる傾向はつづき、40年代に入ると、野球、庭球などのスポーツ団体も、しだいに自然消滅のかたちで解散していくのである。

同時にこうした状況は、総和会の役員選出難をももたらした。情勢的にはますます多面的活動が求められ、内部的には階層分化が進んで何事につけ結集しにくく、そのうえ若手の活動家はいなくなることはあっても新しく登場はして来ない、という中で、報われることの少ない役員――とくに総代、常務委員の選出が、急速に困難をきたしはじめたのだ。

35年7月、今野執行部総辞職のあと、難航の末ようやく一ヵ月を経て藤原執行部の成立をみたものの、以後改選の度毎にその選出に苦しみ、37年1月の定期改選（任期一年）では、実に約三ヵ月にわたってもめ続けるという事態さえ生じた。なお、この年9月15日午後一時一七分、療友藤本松夫は福岡拘置所において抜き打ち的に死刑に処せられた。ようやく無実を証明する有力な証人が現われた矢先きの処刑であり、総和会並びに当園の「藤本松夫を救う会」は、法務大臣への抗議集会を開き、病棟入室者を除く全員一食ハンストをもって、これに抗議した。と同時に、ついに藤本を救えなかった痛恨の思いを全患者が胸に刻んだのである。

さて、総和会役員の選出が困難になるにつれ、所内には患者代表機関不要論が頭をもたげてきた。それは主に軽症者間からのもので、今や総和会機関は施設の〝防波堤〟と化しているというのだ。これに対して不自由者側は、代表機関の一面だけとらえて不要とするのは当たらないと反発、あくまで民主的機関の堅持を主張した。

そしてこうした中から、40年1月の定期改選によって誕生したのが、沢田二郎を会長とする新執行部だったのである。沢田は、望学園以前の藤原教室で学び、戦後は栗生創作会の結成に加わって『生き残り』などの作品を発表していたが、29年下地区より不自由者棟に入居、以来不自由舎看護職員切替え運動をはじめ、医師充員、年金問題等、つねに不自由者の代表として活躍、大いにその才能と手腕をかわれていた。

しかし、代議員会の推せんを受けた沢田への一般会員による信任投票の結果は、五三%の支持率で、かつてなく低いものとなった。この支持率の低さは、軽症者側の無関心ぶりと同時に、不自由者の沢田に総代はつとまらない、という内部の偏見が票に表われたとみていいだろう。事実、戦後五日会の名称を改め、民主的会運営をめざした総和会第一期役員選挙では、常務委員に当選した不自由者二名をきらって総辞職し、その二名をふり落して再発足したという歴史的経過があり、まだまだそんな意識がはたらいていたのだ。

もちろん沢田はこれを受けて立ち、副総代名草良作、常

務委員小林弘明、島田義雄、笠原金三郎とともに、会活動の停滞を打ち破り、当面の諸課題への取り組みに全力をあげた。療研支部組織の確立、長靴なしでは歩けない所内道路の舗装整備運動開始、また4月には一部会則改正によって総和会を栗生楽泉園患者自治会と改称、イメージの一新をはかった。沢田は手足が不自由な身でありながら、支部長会議、厚生省交渉等にも積極的に参加し、全会員が舌を巻くほど旺盛な活動を展開したのである。

41年、厚生省療養所課長加倉井駿一は、前年発表になった事務（部）長研究会の「今後のらい対策について」の結論に基づき、各園を回って、次の再編成構想を明らかにした。当園には2月20日訪れている。

①伝染のおそれがあり治療を必要とする者は病院化を進めて充分に治療を行う。②回復者（菌陰性者）で病による身体障害者や老齢のため社会復帰ができない者は、養護施設に入れる。③回復者で社会復帰が可能な者は、コロニーに入れて所外労務や授産施設で働かせる。④この構想は52年度で実行に移したい。

全患協第11回支部長会議（40年7月・多磨）に出席し、すでに事務（部）長案に反対の決議を行なっている沢田執行部は、この構想が単に隔離から解放へというものではなく、療養費の個人負担、経費の節減をねらった安上り政策だとして、加倉井課長に激しく抗議するとともに〝構想〟の撤回を強く要求した。なお、この年3月31日を以って、一時期目をおおうばかりの虐待をみた栗生保育所も、延べ二七一人の児童を送り出し、その三三年にわたる歴史を閉じたのだった。

9月、かねてより不常連（不自由舎常会連合会）が要望しつづけ、また厚生省当局も、当園の場合看護切替え後に行うとしていた不自由者棟整備が一向に実施されず、ついに不常連は建て直し委員会（委員長湯本勝重）を結成、要求の実現をめざして起ち上がった。同月9日、中央公会堂に三五〇人が集まって決起大会を開催、①坂道をなくし、全舎を一ヵ所に整地して建てること、②独身舎は四・五畳個室制、夫婦舎は六畳と三畳の二室制とすること、③二五〇床を三ヵ年計画とし、今年度を初年度として一〇〇床整備すること、などを決議し、決議文を阿部園長に手交した。いうまでもなく、沢田執行部と代議員会はこの決議を支持、自治会代表機関と不常連が一体となって運動を進め、不常連建て直し委員会は厚生省医務局長、療養所課長、整備課長の来園を求めて14日～17日までの四日間、事務本館会議室に坐り込みを続けた。阿部園長ら施設幹部も本省へのはたらきかけを行い、その結果、23日に到って医務局長代理として関信医務局杉本次長、橋爪指導課長が来園、

「本年度を初年度に五ヵ年計画で実施する」との回答を得たのだった。またこの運動を通して、所内巡回の治療バスをかちとることができた。

42年に入ると、道路舗装も年次計画で着工され、医師充員問題では、取り敢えず多磨の医師団による診療援助の方法が執られた。そしてまた沢田執行部は、旧保育所の建物と敷地を利用し、これを社会復帰希望者の足がかり的施設として発足させている。

かくして沢田執行部は、その他所内生活全般に可能な限りの改善をつくし、三期を以って一応退くことになるが、療養所の〝転換期〟〝曲り角〟などといわれ、患者の多くがとかく浮き足立ち、ややもすれば患者自治会の閉鎖さえまねきかねなかったこの時期に、沢田報行部の果した役割りはやはり大きかったと云えるだろう。

その後、43年藤原執行部、44年沢田執行部とそれぞれ円滑に自治会運営がなされ、この間継続的な諸課題の追及と同時に、国立療養所の営利化をはかる「特会制」反対運動、またハンセン氏病に対する偏見・差別問題をテーマにした映画『あつい壁』（監督中山節夫）の制作資金カンパ運動にも巾広い活動を進めた。

だが45年2月、執行部定期改選にあたり、一身上の都合で沢田会長が推せんを辞退、次期執行部の選出は難航した。もちろんその空白は沢田執行部が埋め、6月に到って、ようやく小林弘明を会長とする新執行部の成立をみたのである。以後小林執行部は、会則改正により代議員会を廃して執行機関の一院制をしき、あるいは一時事務局制を設けるなどしながら、51年9月まで七期にわたって任務を遂行。とくに患者作業問題では、47年当園にて開催の第一九回支部長会議決定に基づき、その返還運動に意欲的取り組みを行い、49年4月1日、いちはやく食搬作業の職員化をかちとったのをはじめ、次々と各種作業の返還に着手、療養所としてのまた医療の場としての方向を、より確実なものとしていったのだった。もちろんこの作業返還は、52年10月発足の藤田三四郎を会長とする新執行部によって一層推進され、30年代五〇種目余を数えた患者作業も、57年5月現在では、もはや一二種目を残すのみとなったのである（**資料7**）。

また小林執行部は、48年新病棟（鉄筋コンクリート建て・五〇床）の建設を実現。そして52年4月、阿部園長が当園名誉園長に任ぜられ、それにともなって医務部長小林茂信が園長に就任した直後の5月、同じく小林執行部は、「飢えと死と」の稿で述べたとおり、所内旧火葬場跡地及びその周辺に埋れていた残骨拾集と「供養碑」の建立を行い、同時にそこを公園化して〝つつじ公園〟と命名、最も



つつじ公園に建てられた供養碑

不幸な時代に逝った療友物故者の霊を慰め、今に生きる者の憩いの場としたのである。なお、火葬場に隣接して設置されていた監禁所は、予防法闘争後県警に移管、しかし使われることなく52年秋取り毀わされた。

昭和57年（一九八二年）5月末日現在、当園での死亡者数は一四四六名にのぼる。そしてその多くは、過去のハンセン氏病行政による犠牲者と云っていいだろう。また戦後、患者自治組織の民主的強化と人間回復をめざす諸運動に貢献し、志なかばで仆れた患者も少くない。評議員会議長歴一〇期の羽山明は、44年1月3日六六年の生涯を閉じ、総代を務めつねに民主的立場を堅持した小川辰夫も、52年1月2日六七歳で逝った。さらに、57年8月2日戦後一連の患者運動において、つねに代表としてその先頭に立ち、数々の記念すべき成果をたたかいとった藤田武一もまた死去、行年七九歳。しかしそうした先輩患者の遺志は、いまや現会長藤田三四郎をはじめ各執行委員、会員一人ひとりに受け継がれ、脈々と息づいている。

現在たしかに患者の老齢化はすすみ、57年5月調べの当園入所者六五五人の平均年齢は、六三・四歳に達している。新たな発病をみなくなった今日、やがて患者のすべてが死に絶え、日本のハンセン氏病はついに終息を遂げる。だが、この世になおも偏見と差別の思想が残るかぎり、患者たちの魂はけっして眠ることなく、此処栗生の地の叫び、石の叫びとなって、真の解放を訴えつづけるだろう。

40 文化活動のあゆみ

(1) 文化団体小史

ここでいう文化団体とは、自治会公認で、財団法人慰安会より助成をうけている団体組織のことである。

今般本書編纂にあたって、現在活動中の各団体より資料の提供を受け、左はそれに基づきまとめたものである。

なお、演芸部、音楽部、青年会、婦人会、野球部、庭球部、創作会などは、すでに解散している。

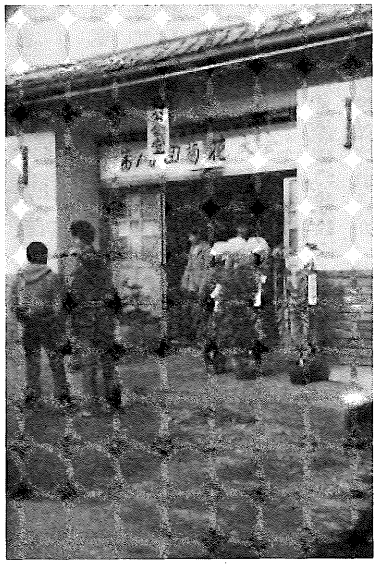

文化祭の一つ秋楽会（菊花）展覧会

崇信会

崇信会は、真宗大谷派の信徒団体である。当園開設早々の昭和8年には、はやくも湯之沢の患者僧花本再生を毎週のように迎え、読経練習をおこなった。また野田市明浄寺住職和光堅正が本病者の布教につとめ、湯之沢をおとづれていたが、そのたびに来園して法話をした。8年の末には患者数も一〇〇名を超すが、その大半は仏教徒であったので、信徒会の名称を定めたいと発願し、布教師和光によって「崇信会」と名づけられた。

その頃の熱心な信者は神谷林平、林実、広沢賢治らで、神谷林平が初代会長になった。なお会員は増えつづけ、9年春には一五〇人になるのである。集会は花ケ丘の広沢賢治宅などでもしばしば行われた。9年、施設は園初めての患者合同慰霊祭を真宗に委託した。和光はこれを承け、源信和尚の命日にちなんでその日を6月10日とし、下地区のグランドで執り行なった。

この頃より説教場を発願するが、10年に真宗本山より説教場建設費一〇〇〇円が下付され、11年に建設許可願いを園側が受理、同年12月現在位置に落成をみた。請負業者は湯之沢の高木武夫であった。また本山より仏具料として二〇〇〇余円下付され、本尊は掛軸ながら仏具一式をそろえることが出来た。代僧をつとめた上田定志がここへ住み込んだ。上田は住職ではないが僧侶の経験者で、昭和10年10月23日の入園である。さて説教所は患者の間では〝仏教所〟とよばれ、東側正面玄関に浅草別院副輪番藤井義雄の筆になる「大谷光明寮」と書いた木額をかかげた。光明寮の名も和光が光明皇后の名にあやかって命名したものである。

戦前は天理教信者が数一〇人、聖公会も一〇〇人以下、日蓮宗も少数で、大師講はまだなく、所内の半数以上が崇

信会の会員であった。死者があると、上田が読経を受けもち丁重に弔った。昭和12年には、大谷智子裏方から手造りの刺繍と言葉が贈られた。また、別に患者間には真宗西本願寺派の信徒もいたが、13年に全員崇信会に入会している。

戦争がはげしくなり、患者待遇がいっそう悪化する中で、上田も病勢を進行させたため、代僧は上田から小関一一に代った。小関は僧侶の経験はなかったが、真宗派の土地柄である北陸生まれの人で経が読めた。

戦後崇信会の活動は、22年に光明寮創立一三年法要から始まる。23年には仏教三派（真宗、日蓮、真言）により花祭りが開始された。26年10月には会長であった藤原時雄の提案で、梵鐘設置を発願した。貞明皇后の崩御をいたみ、その報恩の記念にと云うことであった。一般会員に募金を求めたが、この頃患者の財力はきわめて乏しかったので、県内の大谷派の寺々へ寄進を訴えた。これに積極的に応えてくれたのは、下仁田町常称寺中村英順、松井田町本照寺東勇進であった。

27年11月鐘楼の建設にとりかかり、直井寅吉の請負いで積み石が開始されるが、梵鐘鋳造のための浄財集めは会員並びに一般入所者によびかけ、さらに継続された。29年10月東洋大学生が八名来園、この事業を知って積極的に協力してくれることになり、30年茨城県真壁町小田庄右衛門の手により鋳造された。小田は梵鐘造りで知られた人である。鐘の外側には大谷光暢染筆による「南無阿弥陀佛響流十方」が浮彫りされ、撞初勤修は、30年10月4日行われた。この日一日善男善女が夜おそくまで梵鐘を撞き、秋の山々谷々に一日中こだました。貞明皇后崩御後、発願して約4年で完成をみたのである。勤修に来園した布教師和光により、この梵鐘に「慈光の鐘」と名づけられ、やがて下村海南の筆でその扁額を鐘楼にかかげた。慈光の鐘のため浄財をよせられた団体及び寺院は、東洋大学生、松井田町本照寺、下仁田町常称寺など二十一団体、そのほか個人は矢嶋園長、篠田龍雄など非常に多数にのぼった。

31年には高崎の専精寺住職朝比奈法禮より木造本尊二尺八寸のものが寄付され、本堂内陣に安置した。この木像は、三〇〇年程前越後から専精寺に入仏したと云われるものである。昭和36年7月24日には、親鸞聖人七百回大遠忌法要を行なった。参列した僧侶は赤松圓成、和光堅正であった。この日崇信会は、和光堅正に感謝状を贈った。

43年10月3日、代僧石倉健吉が死去した。上田定志のあと僧侶の経験のなかった小関一一が一時代僧をつとめたが、22年より僧侶経験者の石倉健吉と神田武夫に交代していた。崇信会では、長年の彼の労苦に報い謹んで会葬した。この年和光堅正が病床についたとの知らせをうけ、代

表三名が野田市におもむき懇ろに見舞った。湯之沢時代から患者にふかい理解を寄せ、布教に当たったその努力は、しかし、並みなみならないものがあった。信者一同は和光の健康回復を願っていたが、50年9月27日八八歳の生涯を閉じた。なおこれより前の44年11月10日、長年全国療養所の布教を行なっていた赤松圓成も、長島愛生園訪問中急逝している。

51年に役員の交代があったが、前の正副会長石川豊一、山田清次に本山から功労賞がおくられた。52年、和光逝去により今後外部との関係が問題にされていたが、真宗群馬組長石田豊山より、今後は群馬組が担当するとの連絡があり、月々聞法会が催されることになった。新たな発展である。また群馬組との申し合わせにより、以後は崇信会の依頼があれば、僧侶を派遣し、入所患者の葬儀を執り行うことになり、それが最初に実現したのは信者近間修の告別式で、専精寺朝比奈高陽がこれに当たった。

54年3月28日、松井田町本照寺住職東秀和その他の世話により、会員二九名が東本願寺に参り、大谷光暢法主、智子裏方に接見し、記念写真なども撮り一同感激した。翌55年4月23日には、東本願寺新門大谷光紹来園、代僧の神田武夫は、大谷光紹から表彰を受けている。

歴代会長＝神谷林平、広沢賢治、木村誠、井上健一郎、藤原時雄、青柳茂、石川豊一、山田清治。歴代代僧＝上田定志、小関一一、石倉健吉、神田武夫。57年5月現在、会長中村文雄、会員二六〇名。

日蓮宗妙法会

日蓮宗妙法会は、開園の翌9年6月、現在の天理教地内の松の大木のそばに熊笹で掘立小屋を造り、信者福岡義一らが朝夕題目を唱えていたという。ここには中地区水ノ窪から諏訪の原へ通じる細い道があるだけで、当時まだ上地区夫婦舎、独身舎はなく、人里離れた場所であった。会員は一八名。その後しだいに布教師も来園するようになり、会堂建立を嘆願するが、この間、下地区浴場に設けられながら使用されずにいた外科室を仮会堂に借り受けることが出来た。独立した会堂の建設は、終戦後まで実現しなかった。この仮会堂は浴室に付属しているため、入浴者への気遣いから大勢寄って題目を唱えることは控えるしかなかった。

戦後、26年に矢嶋園長に会堂建立を嘆願し、その結果身延深敬園長綱脇竜妙の協力を得、27年10月15日現在位置に完成をみた。敷地は、湯之沢部落解散にともない移築その他の所内整備応援のため来園した、光明園患者らが地ならしをしておいた場所であった。当日は身延総本山宗務司監

飯沼竜達道師のもとに、盛大に開堂記念式典が挙行された。会堂建立により、気兼ねなく勧行が出来、会員も一二〇名にのぼった。なお会員の最高人員は一二二名である。

昭和30年、会堂建立の恩人網脇竜妙の恩に報いたいとの会員の発意により、境内に頌徳碑を建立、その除幕式を行なっている。37年と47年には、それぞれ会堂建立一〇周年、二〇周年記念式典を行なっている。54年5月29日、宗祖日蓮大聖人第七百遠忌記事として、日蓮聖人合掌銅像を同じ境内に建立、資金等は故人となった垣岡義純、矢野二郎の遺金を基に会員有志の寄進に依った。開眼法要は群馬宗務所長小野文星道師のもと盛大に挙行された。

妙法会の例年の行事は、元旦会法要にはじまり、2月は節分会で、盛んなころは会員宅から会員宅を題目を唱えながら回り、豆まきを行なった。2月16日、宗祖降誕会法要、3月春季彼岸会法要、5月花まつり、7月盂蘭盆会、9月秋季彼岸会法要、10月は御会式法要などであるが、このほかに4月と9月、11月には、定期的に布教師が来堂して法話を行なっている。

歴代会長＝福岡義一、太田善一、荒木良三、桓岡義純、宮田是昭、鈴木常三、保崎喜一、島崎勇二、山口理八。専任布教師は天竜寺小野文星。57年5月現在、会長川上勇、会員五〇名。

聖慰主教会

湯之沢のバルナバホームが聖公会だったため、ここで洗礼を受けた信者が、早くも昭和8年には入所している。そして各々自宅で朝、夕の祈りをささげ、キリスト教の大祭日には湯之沢のバルナバ教会へ通ったりしていた。信者が死亡した場合、他宗教と同様に通夜は栗生会館（娯楽場）で行なった。バルナバ教会から司祭山中政三その他が来園し葬儀にあたったが、偶々栗生会館がほかの催しで使えず、ホータイ再生作業場で行うことがあった。そこへ列席した山中司祭、宣教師ネテルトンらは、遺体の傍に作業資材、機具などが雑然とおかれているありさまを見て、これは所内にも会堂を建てなくてはならないと考え、ネテルトン自ら一〇〇〇円をこのために寄付し、これを元にバルナバ教会を通じて遠くアメリカに寄付を募った。

そして14年に聖慰主教会堂の建設工事がはじまった。敷地は移転した下地区浴場の跡地近くを信者総出で地ならしを行い、同年11月12日落成を見た。その日、立教大学総長ライフスナイダーが出席、またバルナバホームからも多く列席し、聖別式を挙行した。ここに信者は、一堂に会し祈りをささげる場所を得たのである。当時真宗大谷派の光明寮があったが、これをしのぐほどの立派な建物で、白根をのぞむ西側が玄関、玄関上にゴチック風の鐘楼があり、その

上に十字架がかかげられた。

18年頃から開かれた日曜学校は、児童患者の増加にともなって盛んになり、クリスマスにはキャロル、聖劇を中心に祝会を盛大にし、また夏期には信者たちによるバザーを開き、寿司、うどん、紅茶のコーナーを設け、信者の親睦交流の機会とし、その益金は盲人施設や教会の献金とした。

29年、神父貫民之助によって『コンウォール・リー女史の生涯と偉業』を一三〇〇部発刊した。なお、この本は51年に一〇〇〇部再版している。文化活動としては、このほか『なぐさめぬし』を毎月三〇〇部発行している。これは半紙裏表刷りの会報で、信者に配布するほか関係諸団体などに送っている。教会建物はその後二度改修が行われ、その一回は、30年救らい団体好善社藤原鉤二郎の斡旋でアメリカン・プロシーミッションから寄付を得、控室、来賓室の増設と塔の増改築など、次は53年に、主に信者からの献金約六〇〇万円によって、屋根のふき替えなど大規模な改修を行なった。

毎日曜日午前九時より日曜礼拝のほか、毎週シロアム会（不自由者の盲人を対象として昭和40年頃出来たサークルで、シロアムの湖で眼を洗ったら盲人の目があいたと云う聖書の伝えによって名づけられ、その集会場として上地区に小集会場がつくられた）、男子会、婦人会及び毎月二回家庭集会を行う。毎年の復活祭、クリスマスイブに祝会をし、教会暦による大斉期間中と夏、秋の収穫感謝祭等には、他教会の牧師や救らい団体の名士を招いて講演会を催している。

指導本教に来園された方々は次の通りである。

昭和8年より13年までは、バルナバ教会司祭山中政三並びに高崎聖公会司祭秋山基一。戦後はバルナバ教会司祭松村栄、そして現在は同教会司祭北村礼二。また慰問来園した牧師等は外人をふくめ、おびただしい数にのぼっている。

歴代会長は田中雲山、滝田早苗、鯉渕光夫、雨宮義雄、川俣天民、藤田三四郎。執事は中條栄一、太田国夫、最高時の信者数三五〇名。昭和57年5月現在、会長滝田早苗、会員一三六名。

天理教あけぼの会

天理教は信徒の会をあけぼの会と名付けた。その興りは、昭和11年12月1日熱心な信者吉川吾作の入所によって始まった。

彼は両足が悪く、それでも天理教精神のひのきしん（勤労奉仕）を行なった。それは主に所内の道路掃除等である。昭和13年に湯之沢部落に救らい伝導のひのきしん会が

出来、彼もそこへ通って学んだ。やがて14年、自由地区の佐藤見義宅に、施設の許可を得て親神を祀り、つとめ場所とした。会組織にして園から公認されたときは会員一六名で、会長佐藤見義、副会長吉川吾作であった。

15年10月26日、霜崎庶務課長と加島看護長は、所内に教会堂を建設したいと願う患者の要望をもって、奈良の天理教本部を訪れている。このとき二代真柱と会い、所内会堂建設の要望は聞き入れられ、翌16年2月に青写真が本部から施設あてに届けられた。これを元に群馬教区と相談し現在位置に教会堂を建てることになった。本白根布教所長藤田吉三郎が連絡の任に当たり、県下の教会からひのきしん人員を集め地ならしを行なった。所内の信者も懸命に手伝った。信者会は「一宇会」と名づけ、役員改選の結果、山本義明が会長に鈴木寅吉が副になった。翌17年8月18日に上棟式、それから四ヵ月の工事も終了し、11月12日午後一〇時から夜を徹して遷座式を行い、本部員植田栄蔵がこの式をとりしきった。新装なった天理教会堂から笙、ひちりきの楽の音が流れ、事少ない所内を賑わせた。翌日午後一時より、落成奉告祭が古見園長らの出席のもとに執り行われた。その日より信者たちは広々とした会堂で朝夕のつとめにはげみ、お手振りの練習をした。

年間祭礼行事は群馬教区からの指示で行い、それは毎月18日の月並祭、5月と9月春秋大祭、12月31日除夜祭、1月1日元旦祭、3月17日の慰霊祭である。

22年4月21日の春の季節風で、教会堂が傾き半倒壊した。このため、親神、教祖、霊の三殿を副会長鈴木寅吉宅（花ケ丘）へ仮遷座した。会長山本義明は病気がちであり、副の鈴木寅吉が事実上の責任者であったが、その彼が23年1月17日出直し（死去）した。そこで山本も辞任し、役員改選の結果、会長吉川吾作、副堀内光義となり、教会堂復旧について関係方面への折衝をつづけた結果、23年12月20日、草津町後藤組の手で半倒壊の教会堂を引き起した。24年2月、本部より復興のための寄付五万円が施設に届けられ、5月には群馬教務支庁主事荒井豊松が来園して施設と交渉し、多くの人手は教会から出すということで復興にかかり、9月17日、八畳、六畳、四畳半部屋が広間のほかに間仕切りまたは増設されて出来あがった。

工費は六〇万円かかったが、主として本部並びに群馬教区の寄付でまかなわれた。そして「一宇会」を「あけぼの会」と改称し、教祖七〇年祭に向けて、復興なった教会堂で熱心に朝夕のつとめをおこなった。この頃より社会的にも知られた布教師が訪問するようになった。常岡一郎らである。28年には親様七〇年祭にむけて本部打出しと諭達第一号が公布され、これを夕づとめのあと拝読した。当時の

ひのきしん活動は、重病棟入室者で入浴出来ない療友の清拭などを行なった。

31年1月26日には、本部の七〇年祭にあたって信徒代表堀内光義、岡一郎、岡寿恵子、上野秀夫の四名が「おぢばがえり」を行なった。（おぢばがえりの第一号は昭和14年1月24日、当時の正副会長佐藤見義、山本良吉の二名である）。この時、長年の願いの女鳴物三曲琴、三味線、胡弓をいただいて帰った。同年5月18日、あけぼの教会での親様没後七〇年祭が布教師瀬島惣一を迎えて執り行われた。この頃会員は一二〇名に達した。

34年10月30日、会報『あけぼの』が発刊された。これは謄写印刷のものだが、友園や本部布教師からの寄稿もあった。35年5月13日会長吉川吾作が出直し（死去）した。彼は浅間舎に住んでいたが、両義足の身で周辺の道路を絶えず清掃、修復していたし、神殿の床みがきはどんなに寒い朝でも欠かすことはなかった。告別式はとくに教会で執行、群馬教区や本部からの弔辞を受け、矢嶋園長も弔辞をのべた。

あけぼの会二代会長には奥井源太郎が就任し、副は市木一夫となった。昭和38年上野分教会長となった前川知也は、あけぼの教会の担当をも兼ね当園の布教に当たった。41年2月10日、群馬教区の援助で信者及び一般入所者から希望者を募り、おぢばかえりでは初めての団体参拝を行なった。52年5月16日、本白根教会々長藤田吉三郎が出直し（死去）された。藤田は当園の天理教草分け時代からの協力者で、信者は心から哀悼の意を表した。

53年5月25日～28日、本部別所母屋で行われた全国ハンセン氏病療養所布教実習会に、岡本藤一郎、星野音吉、丸山多加男の三名が出席した。

54年8月13日、天理大成人会の一行四〇名が来園した。同会は以前にも来園しているが、このたびは患者の日常にふれると云う気がまえで、午前は楓公園に盲人用遊歩路設置のひのきしんをし、午後は患者宅を訪問、茶を飲みあって交流した。この時楓公園内に作られた遊歩路に、施設は盲導柵やベンチなど備え、盲人の憩いの場とした。

天理教本部では、40年頃より盲人への布教の手だてとして、点字やテープライブラリーの設置を行い、これがあけぼの教会にも寄付されるようになった。

会長は、奥井源太郎から市木一夫、岡本藤一郎と続いた。春秋大祭は、必ず本部と前橋分教会から参列を得て執り行なっている。その他にも来園布教師は数多い。

57年5月現在、会長星野音吉、信者四四名。

栗生大師講

昭和16年、湯之沢部落の解散にともなって楽泉園に入所した者のうち、湯之沢で大師講員であった患者たちが、当園に大師講を開くことを発議した。そして、通称「八十八ケ所」と称ばれる弘法大師教会所を、湯之沢患者が多く関係していたことから所内に引き移してほしいと云う動きもあったが、実現しなかった。同年4月、八名の信者によって栗生大師講が発足し、大沢正寿宅を仮集会所として、草津町光泉寺住職鈴木賢祐指導のもとに真言宗の宗教活動に入った。

弘法大師の御影供法要をはじめ、孟蘭盆、彼岸、納大師等の法要を主とし、毎月定例日を設けて各種法要を行なっていた。

28年には信者六四名を数えるまでになり、本格的に会堂建立をめざした。まず五名の委員を選出し、建立予定地の選定、会堂の規模及びこれらに要する費用の募金方法等を協議、運動の推進をはかったのだった。矢嶋園長、高崎・慈眼院橋爪良全、草津・光泉寺住職鈴木賢祐の協力を得、高野山、また高野山東京別院主幹山本芳遵に願い出た結果、山本芳遵自から建立委員長となり関東一円の金剛講員を動かし募金運動に入ったのである。また鈴木賢祐は、高野山宗務会議へ楽泉園に大師堂建立の請願書を提出した。

31年6月に到り、日本橋大伝馬町の株式会社瀧富店主社長瀧富太郎より、建立資金全額寄付の申出でがあって、早速大師堂設計のため文部省技官乾兼松が来園、乾により鎌倉様式の設計図が成った。そしてこれを東京の伊藤工務店が請負い、すべて資材は東京から送られ、宮大工四名にて同年8月建設に着手、10月初旬ついにその落成をみたのである。その間、港区三田の龍生院住職高木秀栄が高野山に参り、弘法大師尊像の付与を願い、高野山にて開眼法要の後、10月20日奉持して来園、本館に安置された。

翌21日、関東一円と山梨県より僧侶二八名及び金剛講員約四〇〇名が来園し、午前一〇時本館を出発、導師山本芳遵、尊像奉持者高木秀栄により、入仏落慶式場である栗生楽泉園大師堂へ向かい、御詠歌を唱えつつ式場に到着し盛大な式典が行われた。

33年7月21日、高野山宗務総長前田宥祝導師のもとに青葉祭、そのあと瀧富太郎翁頌徳碑除幕式を挙行。41年10月21日落慶一〇周年記念法要、また51年には二〇周年記念法要を行なった。

昭和57年5月現在、会長藤田武一、講員三〇名。

カトリック教会

当園には、静岡県神山の復生病院やその他で洗礼を受けたカトリック信者が、数人古くからいたが、会組織はなか

った。

昭和31年、山崎サスル（当時当園看護婦）が、所内にカトリック信者はおりませんかと呼びかけ、三人の患者がこれに答え、はじめてカトリック信徒会が誕生した。山崎看護婦は、早速渋川のカトリック教会に連絡し、六カ月程たって伝導師とシスターが来園し、夫婦舎田辺博宅の祭壇で祈りを捧げたのであった。こうして渋川の教会と連絡がとれるや、信徒も一〇人を超し、ようやく教会設立の必要を感じはじめた。そして、それまで聖公会に籍を置いていた古い信徒たちもあらためて洗礼を受けた。司祭についてはフランシスコ会に願い出た。

教会堂建設は意外に早く叶えられ、37年工事費三二七万三〇〇〇円をフランシスコ会が出資し、5月着工、8月中旬完成をみている。献堂式には、園長、草津町長、自治会長、各宗教団体代表、県下の教会から多数参列し、長江司祭の司式で盛大に執り行われた。これより毎月一回、渋川の教会から司祭が来園、指導、布教、ミサ聖祭を行なっている。またクリスマス祝祭には、園長や自治会長、各宗教団体代表を招いている。

52年にはスペイン人のビラルシスターが、不自由舎第二センターに看護助手として一年勤務し、そのかたわら布教をした。

指導司祭は渋川カトリック教会根本昭雄、会長は初代田辺博。57年5月現在、会長北野貞春、会員一三名（うち二名は職員）。

高原俳句会

昭和8年、田中雲山を中心に俳諧の「やどり木吟社」が生まれ、俳句募集し墨書で巻を作り、横浜や静岡の宗匠に送って選をあおいだりした。これには二〇余名ほど投句し、湯之沢、楽泉園双方の患者が出句した。

やがて当園独自の俳句活動がおこり、それぞれ結社に入会、そこへ投句する者がふえた。そのうち主な者は成田白葉、浅香甲陽、森山照葉などである。彼らはやがてガリ版印刷『やどり木』を発行、選句は大津市の大坪野呂子に依頼した。しかし14年からは『鳴野』主宰本田一杉の選となり、また『やどり木』を『栗の花』と改題した。そして『栗の花』は、15年ワラ半紙ながら所内の印刷部で印刷し配分した。もちろん本田一杉の『鳴野』が寄贈され、田中雲山ら数人が投句した。

本田一杉は12年、18年、22年の三度来園している。しかし、しだいに戦時下での患者待遇悪化と戦後の混乱期によって、病勢を進行させる者が多くなり、こうした中で盲人の白葉、甲陽は熱心に作句を続けた。

22年一杉来園の際、甲陽の句帳に「肉眼はものを見る、心眼は仏を見る、俳句は心眼あるところに生ず」と書いて与えた。これによって甲陽は一段と作句に情熱をもやし、三年後気管切開して没するまでまさに俳句によって生きた。

昭和25年甲陽の遺句集『白夢』を出版する。この句集には、23年に前田普羅の推せんで『俳句研究』に掲載の、気管支切開を詠った壮絶でしかも詩情豊かな秀句一〇句が含まれている。

21年12月、当園機関誌『高原』の創刊をみ、各結社に加盟の者もすべてこれに投句した。これらの選は、24年6月没するまで本田一杉が、そして一杉死後同年12月から25年10月まで、中村汀女が選に当たった。

しかし、その後25年10月『浜』主宰大野林火を選者に得て、多くの会員は林火の『浜』に入会した。この時、事実上高原俳句会の誕生をみたといえる。林火は、26年4月28日初めて来園した。このとき矢嶋園長に「魂と魂のぶつかりあいでいきます」と語ったという。また最初の選後評で「病苦に甘えた悲劇の押売りはやめてもらいたい」とも書いている。

27年、村越化石が『浜』賞を得た。

30年、高原俳句会合同句集『火山翳(ひやまかげ)』を大野林火編で出版し、大きな反響をよんだ。出句者は四四人ですでに病没した一三人も加わっている。この『火山翳』に対しては、とくに石田波郷、楠本憲吉、赤城さかえ、平畑静塔などが高く評価し、楠本が楽泉園に来て、教養講座をおこなうきっかけにもなった。また赤城さかえは平畑静塔とともに『火山翳』についての書評を『浜』へ寄せた。31年5月、草津町で『浜』鍛練会が行われ、高原俳句会も散策に同行した。また33年には、村越化石が角川俳句賞を受けている。対象は「山間」と題した五〇句であった。

40年、第二合同句集『雪割』を刊行。またこの年に近藤忠が来園した。忠は、一杉の後継者として『雲海』を主宰、『雲海』には患者俳人の何人かが投句しており、38年には白井春星子が『雲海』賞を受けてもいた。

47年には六合村沼尾の多門天神社にはじめて高原俳句会が句額を奉納、その後もこれを続け、この神社の祭礼には作句がてら大勢参拝している。

同年、神田寺同信会の石黒さとの遺言で実弟渡辺隆が遺金一千万円余を園に寄付し、それを資金に中央公会堂を全面的に改修し「石黒会館」と名付けた。この神田寺同信会というのは綱島竹生が主宰する団体で、化石の第一句集『独眼』その他に感動し、38年から毎年来園している。綱島はかつて光田健輔の「十坪住宅運動」にも協力した人でも

ある。

50年、化石は俳人協会賞を受賞した。また同年、高野山南院主夫妻の好意で、会員多数が高野山を訪問し、同時に関西方面の『浜』会員と交流することが出来た。この年に第三合同句集『一代畑』を刊行している。また俳句会では園のバスレクで、長野の一茶生家跡や修那羅峠、あるいは日本海方面の吟行を行なっている。『年の花』全国誌上大会でも文部大臣賞や農林大臣賞を受賞した会員が多い。『浜』同人に推挙された会員は五人おり、俳人協会員に推挙された会員は小林草人（現園長）をふくめ六名いる。

個人句集の刊行者は、浅香甲陽、村越化石の二名である。前述の浅香甲陽句集『白夢』以後は、37年の村越化石『独眼』、次いで49年『山国抄』、また『自註現代俳句シリーズ(2)』に化石が選ばれて、54年俳人協会より出版。なお、会発展に務めた山本よ志朗が56年4月死去し、その句碑が57年4月つつじ公園に建立された。

高原俳句会を訪れた俳人は、歴代選者のほか、前田普羅をはじめ多数にのぼっている。会長は25年村越化石が選挙で選ばれ、その後選挙または話し合いによって交代してきている。

57年5月現在、会長天野武雄、会員一五名。

高原短歌会

高原短歌会は、昭和24年鹿児島寿蔵が自作の紙塑人形を持って来園してから、本格的に会組織が定着し、その指導のもとに作歌するようになったと云ってよい。

戦前、湯之沢バルナバホームの患者たちによって文芸誌『高原』が発行され、その短歌欄の中心メンバーであった古谷弘、高原邦吉、秩父明水、橘芳夫、桜戸丈司らの集まりを高原短歌会と云っていた。このバルナバホームが解散し、多くは楽泉園に入るが、戦争も激しさを加えてゆく時期で、所内に短歌会を組織する状況ではなかったため、各自『アララギ』などに投稿するだけであったが、以前から短歌に心を寄せる患者もおり、日常訪問し合って作歌に熱心になるものが増えた。そしてバルナバホーム関係者以外から『一路』や『国民文学』などに入る患者も出た。しかし戦時下体勢のもとでこれらの中央誌も休刊した。

戦後21年12月、当園機関誌『高原』が創刊され、その短歌欄の選にアララギ会員で嬬恋村の小学校教員下谷弘光が当たった。投稿者は一〇名ほどで、秩父明水、臣木至、橘芳夫などが主なメンバーだった。しかし多くはまだ文学にたいする認識もあさく、単に故郷追慕、日常感傷詠などの域を出なかった。

したがって鹿児島寿蔵の来園により、病者生活と作歌の

意義ということが初めて問題提起された。鹿児島寿蔵はアララギ派の指導的歌人の一人で、すでに歌誌『潮汐』を主宰発行していた。彼が教えたことは、短歌はすべて、作った人の心情が吐露されたものとみなされるのであるから、その人その人が持つ生活心情を精一っぱいはきださなくてはならない、また表現に無理をする必要もない、事実を思ったまま、見えないなら見えないままで詠えばよい。特に患者は、しかも盲人ともなれば、そうした境遇の者でなければ味わえない人生観があるはずだ、それを詠えば、他の歌人に及ばない作品が出来るはずだ、と云うのである。

その頃まだ閉ざされていた患者歌人にとって、この事は限りないはげましの言葉であった。こうして、当園歌人の多くは『潮汐』に入会したが、鹿児島寿蔵は何ぶん多忙なため、31年から高原の選者は潮汐会員の二、三人が分担して行い、この年の秋から荒垣外也の担当になった。なおその後鹿児島寿蔵は、紙塑人形作家として、重要無形文化財（人間国宝）の指定を受けた。

32年3月、高原短歌会第一合同歌集『盲導鈴』を新星書房から出版した。表題が示す通り、高原短歌会は盲人が多い。この歌集は、朝日新聞文化欄で、32年度の注目一二歌集の一つにあげられている。しかしこの頃より『潮汐』に入会していた短歌会々員が再び所属結社替えを行う動きがみられる。秩父明水は『アララギ』と『潮汐』の二つに加盟していたが、これを『アララギ』だけにし、臣木至は『潮汐』を脱け、沢田五郎は『潮汐』から『アララギ』に移って作歌を中断してしまった。『潮汐』には浅井あい、横山石鳥、笹川佐之、金夏日などが残った。横山石鳥は22年秋入所し、それ以前に歌歴はなかったが、短歌会に入会してたちまち優れた作歌活動を展開、患者でない女性との恋愛、結婚を詠んだ歌で潮汐賞を獲得した。

高原短歌会の中には、所属結社の賞を何人かが受けているが、そのほか秩父明水は、38年に第一回群馬県文学賞短歌部門で受賞している。また数々の文芸活動を行なっていた加藤三郎は、短歌から出発し『潮汐』に入会していたが、やがて自分の体験記『軍属物語』を書く過程で短歌から遠ざかっていた。だが、その軍属物語を『草津の墓碑銘』と改題して出版、42年、群馬県文学賞を受賞する。

35年、安保闘争が起こり、沢田は再び作歌をはじめ、やがて『新日本歌人』に加盟している。

潮汐会員を多数迎えての研究会は幾度かあったが、39年7月26日から所内中央公会堂で二日間行われた夏季研究会は、とりわけ盛大であった。前年代った阿部園長も歌人であり、竹下よし眼科医も歌人で両名参加し、潮汐歌人、所内歌人と合せて七四名が一堂に会し、翌日下地区大師堂を

会場として研究会を行なった。しかし秩父明水が42年秋に死亡し、その後も会員の死亡者が増え、会員数はしだいに減少していくのである。

合同歌集は31年『盲導鈴』、41年『山霧』、52年『冬の花』。個人歌集『武内慎之助歌集』（26年）、秩父明水『雲遊ぶ山』（31年）、沢田五郎『風荒き中』（42年）松崎水星『樅ノ木』（38年）、金夏日『無窮花』（46年）、浅井あい『白い視界』（47年）、古川時夫『身不知柿』（51年）、中島英一『杖の跡、義肢の跡』（51年）、川島多一『棕梠の葉』（52年）、沢田五郎『朴の風ぐるま』（55年）。

高原短歌会選者＝下谷弘光、鹿児島寿蔵、荒垣外也。来訪した歌人＝五味康義、中野菊夫、赤木健介、窪田正一郎他多数。

歴代会長＝臣木至、秩父明水、池上哲夫、沢田五郎、平田政道。会員最高時三六名。57年5月現在、会長浅井あい、会員一二名。

栗生詩話会

栗生詩話会の発足は27年秋であるが、それ以前に詩作している患者もいて、22年発行の『高原』には、高橋春緒その他が作品を発表している。

詩話会発足の経緯は、その前年に岡雄二が多磨全生園から転所してきて、『高原』に詩を発表し、しかも同じ頃、所内では沢田二郎、金子勇らが青少年を集めて文法を学ぶ「山鳩会」をつくり、詩を教材に使っていたことから、しだいに詩話会結成への動きになったといえる。詩話会は、群馬県出身の詩人伊藤信吉に選の依頼をおこなったが、伊藤は辞退し、結局、岡が全生園時代に師事していた大江満雄に依頼、その選を引き受けてもらったのだった。

大江は、28年全患協挙げてのらい予防法闘争時に、作家阿部知二、平林たい子、自由人権協会海野普吉らとともに「らい患者の人権を守る会」を結成した詩人で、患者への理解は厚かった。彼は『高原』詩の選を行うと同時に、所内に「教養講座」の制度を設けさせ、多数の文化人、学者に同講座講師としての訪園をよびかけるなど患者の教養を高める努力も惜しまなかった。

32年、大江は多忙のため、詩人で彫刻家でもある井手則雄を後任に推して身を引いた。34年には、井手則雄編による栗生詩話会合同詩集『草津の柵』を出版。そして39年、こんどは井手が詩誌『コスモス』同人の村松武司と選者の交替をした。

詩話会は、この間が最も詩作活動の盛んな時期で、37年にはガリ版刷りの『高原詩人集』を刊行している。48年、村松武司編による第二合同詩集『くまざさの実』を出版、

これは新聞等に書評が掲載され、かなりの反響をよんだ。また村松武司は朝鮮問題研究家として、在日朝鮮人韓国人との交友が深く、芥川賞作家李恢成、あるいは同じく在日朝鮮人作家高史明らを当園に伴ない、患者たちとの交わりをふかめた。55年、同じく村松の編で第三合同詩集『骨片文学』を出版しているが、これも好評を得、初版三五〇部では足りず、翌年五〇〇部を再版した。

なお詩話会員の個人詩集は次の通り、越一人『雪の音』(32年9月)、竹内慎之助『裸樹』(33年6月)、岡雄二『鬼の顔』(37年10月)、C・トロチエフ『ぼくのロシヤ』(41年9月)、小林弘明『闇の中の木立』(54年3月)、岡雄二『ライは長い旅だから』(56年7月)。歴代会長＝高橋春緒、福島正美、岡雄二、小林弘明、加藤三郎。57年5月現在、会長越一人、会員一三名。

高原川柳会

高原川柳会は、星政治が『高原』編集にあたっていた昭和40年、『高原』にも川柳欄を設けたいとして呼びかけを行い、これにたいして羽山明、草野信一郎、前川良輔、高野金剛らが応じ、同会の結成をみたのであった。初代の指導者は伊藤柳涯子。伊藤は、出版社第二書房を経営するかたわら、かつては斉藤茂吉に師事して短歌を作ったこともあり、また、熊本恵楓園の患者伊藤保の歌集『仰日』を出版するなど、出版の仕事とともに文芸も行い、伊藤柳涯子の名で川柳界に知られていた。

所内では、比較的古くから各種団体による行事の催しの一つとして、折込み川柳や、時事川柳などの募集があり、これに応募して好成績をあげる常連も出来、大衆文芸として川柳は多くの患者に親しまれていたのだった。初代会長は星政治だが、会結成時の会員は六名であった。そして『高原』に川柳欄が出来、翌41年4月、第一回の句会を面会所で行なったところ、会員数以上に人が集まった。

42年には、『東京川柳』の同人を伴なって柳涯子が初めて来園し、指導句会が催された。翌43年、川柳の熱心な愛生園の七草川柳会とテープによる交流が行われるようになった。44年、会長は星から高野金剛に代った。この年には愛生の柳友岡生門、島洋介が来園し、交流を行なっている。岡、島の二人は、川柳作家として社会的にもすでに名が通っており、島はその後も当園を訪れている。

43年、中央誌『ますかっと』へ投稿する者も出、作句活動がいっそう盛んになり、47年には高原川柳会合同句集『ふるさとを捨てて』が、柳涯子編により三三人の作品を収めて一〇〇〇部出版された。

また、俳句会になじみ深い石黒さとの実弟渡辺隆は、隆

雨と名乗る川柳作家でもあって、同じ47年、この渡辺より『古今川柳』一〇冊が寄贈された。12月15日、柳涯子、隆雨を迎え『ふるさとを捨てて』の出版祝賀会を、中央公会堂改め「石黒会館」の集会所で盛大に行なった。

48年、渡辺隆から川柳誌『番傘みなと』に投句のよびかけがあり、これに投稿する会員が多くあった。さらにこの年に川柳作家千鳥一平より『三昧川柳』誌に投句のよびかけがあり、これへも投句するなど、作句活動が社会とのつながりをもつものとなっていったのである。こうしたきっかけは『ふるさとを捨てて』の反響によるものであった。

49年、柳涯子の呼びかけで日本川柳協会が発足し、高原川柳会も加盟した。50年、会員山本良吉の個人句集『熟さない木の実』が出版され、これも大きな反響をよんだ。同年11月、高原川柳会発会一〇周年記念祝賀会を行い、物心両面で援助を受けた伊藤柳涯子に園長を通じて感謝状を贈呈した。51年、山本良吉が、川柳研究社年度賞を受賞。その彼の句に「盲目を目覚めの刹那意識する」がある。

52年2月、選者が柳涯子から渡辺蓮夫に代っている。

高原川柳会草分け当時の会員羽山明は、すでに44年に没し、53年には山本良吉が逝った。山本の遺句集『夜の夢昼の夢』は55年に出版されている。歴代会長は星政治、高野金剛。会員の最多時は三三名。

57年5月現在、会長和田智恵、会員一四名。

墨泉書道会

昭和26年9月、古井経智を中心にして墨泉書道会は発足した。

戦後の混乱からようやく落着きを取り戻し、併わせて新薬ブロミンの効果に期待できる、という思いが入所者の間に生まれてきていた。なかには、病気が回復し社会復帰する場合、いかなる職業によって生計を立てるべきか、現実の問題として模索する動きもみられるようになった。

偶々、軽症な一女性患者が書をよくし、社会復帰後、ある代議士の嘱託として就職、そこで書の技術を認められ、生活の安定が計られた。こうしたことも、書道は単なる趣味を超えて、社会復帰のための技術習得という目標もでき、大いに盛んになった。

また書道への関心は、社会復帰できる可能性のある軽症者だけでなく、生活に少しでもうるおいを求めたいとする者の間にも拡がっていった。しかし後遺症の著しい者も参加しての集まりであり、直接に師事し指導を受けるには困難がともなうので、まず通信指導による書道会(誌)を選ぶ必要があった。併わせて経済的にも恵まれていない状況であるため、できるだけ入会費等のかからない書道会を探し

ていたところ、愛知県一の宮にある真清(ますみ)書道会が、こうした希望に叶うとして入会したのだった。支部設立には一〇名以上会員を要す、との規定となっており、互いに会員を募る活動を開始し、患者側に限らず職員側、特に看護婦からの入会を奨めた。

26年9月、入会者は一一名となった。その会員名は次の通り。

古井経智、富岡水声、竹島湖舟、長尾透、高田四郎、小山田忠一、小林潜、滝沢和子、篠原ユワ、綿貫しげ、松本きん。

『真清』誌購読は同年10月号からで、五ヵ月後の27年7月には、大場翠雨などさらに一〇名の入会者があり、活溌な修練の場として注目されるところとなった。

同年秋自治会事務所二階に於いて、第一回の半紙作品に依る展覧会を開催。会員も三一名を数えるまでになっていた。互いに研鑽に意欲を燃やし、合評会も定着した。第一回展は審査員を依頼することもなかったが、第二回展、第三回展は面会所を会場とし、審査は東原庶務課長に依頼した。この頃から条幅作品の出品もはじまっている。

28年春、群馬県中之条町『書源』主幹の古屋朔雲の指導を受け、さらに30年6月にも古屋の来園指導を受けている。

29年、会員中より早くも大場翠雨が準師の資格を獲得、8月には、東京から東方書道会審査員の長谷川流石、また真清書道会主幹祖父江龍年の来園指導も実現している。

32年5月12日展審査員の三村秀竹、また33年、埼玉県の『書契』主幹で高知県の書神会薫事の田中雲外より、それぞれ直接指導を受けることができた。田中雲外は、これを機に毎年来園して指導に当たり、それは7年にも及んだ。

37年には、準師大場翠雨が師範に推挙され、彼によって会員内の指導はもちろん、一般社会にたいしても当園墨泉書道会の名を高めることができた。

40年7月、真清書道会指導部から桜井松居が指導のため来園、それは5年継続した。

歴代の会長は二六名いるが、これは会長を一年回り持ちで行なっている結果である。そのため、とかく会長に負担をかけることもなく運営してきている。現在師範位は大場翠雨、星野凌雲の二名。その他教範、準師は一〇人の多きにのぼっている。会員最高時七〇名。

57年5月現在、会長岩尾良作、会員二九名。

栗生絵画研究会

当園の絵画は、東京の絵画研究所に学んだ尾内一夫が、昭和13年に入所したことにはじまる。彼は水彩で白根山や園の周辺の風景を描いていた。その画風はきわめて繊細

で、当時すでに定評があった。

栗生絵画研究会として組織されたのは、古井経智が入所してからのことで、それは、25年3月である。古井は或る日本画家の内弟子として絵の勉強をし、絵筆で飯を食って来た人物であった。この種の絵師に字もつきもので、最初は絵画会、書道会とも合同して古井が組織したと云われている。28年まで合同だった。そして絵画研究会は独立するが、その頃から油絵をあつかうものが出、展覧会も春秋二回行い、病棟などにも作品をかけて病友を慰めた。また婦長を退職した兼子アイへも贈り、病気がちの兼子を喜ばせた。

このころから県展などへ出品する会員もあって、当初草津町の山口力雄が所内の展覧会の場合の選者であり指導者であったが、30年、千木良富士に代っている。千木良は群馬県出身の画家で、帝展に入選し、日展の委員及び県展委員もつとめていた。彼の斡旋により、絵画研究会は、高崎の珍竹林画廊で展覧会を開いたりした。

また藤楓協会主催の「らいを正しく理解するつどい」での絵画展が、三越をはじめ多くの会場で催されるようになり、絵画研究会も積極的に出品した。県展入選者は鈴木時治、野中雄二、小林弘明など多数にのぼり、なかでも鈴木の作品は二科展にも入選している。絵画は一時各園とも盛んで、作品を交換し展示したこともあったが、今日ではそうしたこともなくなった。

現在行なっているのは、園の文化祭の絵画展と県予防課主催の長期療養者作品展に書道、写真などともに応募していることなどである。ここでは再三にわたり金賞、銀賞を受賞している。

園の文化祭には、福田赳夫賞とか中曽根賞等があり、それぞれその年の優秀作品に贈られている。

歴代会長＝古井経智、尾内和夫、桜井猛、山村敏夫、井上昭一、小林弘明。指導者＝山口力雄、千木良富士(57年4月23日逝去)。57年5月現在、会長古井経智、会員一二名。

写真クラブ

写真クラブは、29～30年頃、栗生青年会の部内サークルとして発足した。これが青年会解散以後も残り、やがて松平敏雄らの参加によって、38年には公認文化団体となった。そして同年11月より、当園文化祭に写真展を開催、選者には草津町の小林正治が当たった。

所内生活がしだいに安定するにしたがい、カメラ人口もふえ、また職員たちも入会するようになって、50年の文化祭参加展覧会より、その選も、東京のフジフイルム本社に依頼、予め会員の出品作を同社に送って選と選評を受けて

いる。

57年5月現在、会長上野栄二、会員二二名。

秋楽会

当園菊花展は、昭和24年11月の文化祭行事の一つとして、青年会館（旧娯楽場）を会場に行われた。そしてこの文化祭における展覧会は、やがて絵画、書道も加わり、草津町から湯治客もふくめ多くの参観者が来園するようになって、患者と一般社会の交流を広げる場となった。そのきっかけが、菊の会によるものだったのである。

当園の菊づくりは、自由地区を中心に、戦時下でも絶やすことなく続けられ、プロミン以後患者の心境も明るくなり、いっそう盛んになった。

24年の初の菊花展をかわきりに、各自優秀な苗をとって菊づくりを競い、また26年には多磨全生園の秋光会と連絡をとることが出来、菊花展の審査員も秋光会の斡旋で日本菊花協会内藤愛次郎がこれに当たり、内藤の選で入賞をきめるようになった。また内藤は菊苗を寄贈したり、会員が一定品種で競技したりする方法を教示したりした。またそれまで菊の会と呼んでいた団体名を、秋楽会と名付けたのも内藤であった。

菊花展は年々盛況となり、会場を青年会館より中央公会堂に移してなお手狭なほどで、六〇〇鉢以上の出品数、内容も厚物、管物、懸崖、盆栽、切り花の五種とされた。高原の気象条件を生かした菊づくりは、その花色の鮮やかさを誇り、会員の精進による鉢数等で、ますます知られるようになった。そして地域新聞、政治家、町の業界などから続々と賞が提供された。中央公会堂での展覧会終了後は、受賞の菊花等を町の旅館や役場が借り受けにきて、これに応じると貸し賃など包み金の謝礼があった。また買い求めたいとの希望も多くあって、会場での即売をおこない、これらの個人の益金は、その一割を会に納め、会発展の資金とした。

37年、高崎で催された関東菊花大会では、特選二、一等一を受賞した。以来しばしば所外の展覧会に出品し優秀な成績をおさめている。

41年、園のバスレクとして、県内太田での全国菊花展に出品と見学を行なっている。また43年、千葉で行われた関東菊花大会にもバスをチャーターして見学に行った。その後もこの種の催しには可能な範囲内で出品と見学を行なっている。秋楽会の指導者内藤愛次郎が40年に逝去したが、菊花展の選者はそれ以前すでに小池金四郎、斉藤竹次郎、角田敦など複数の選者で行われて来ており、内藤亡きあと小池金四郎が主任選者になって54年まで指導を続け、55年

から小野雄二に代っている。

しかしその秋楽会も45年頃から会員の高齢化などで菊花展への出品数が減り、今では盛況時の三分の一程度となってしまった。

歴代会長＝石川豊一、村越化石、芳山智美、森下言蔵、大木清太郎、小泉三郎、五十嵐正二、岩尾良作、笠原金三郎。57年5月現在、会長川端優、会員一二名。

盆栽会

盆栽は、湯之沢で生活を営んでいた患者たちが、当園に入所する際そのまま持ち込み、戦時下でも生活の潤いを求める証しとして、ほそぼそながら手入れを怠らず、24年頃から再び庭木、鉢植えなどを楽しむ人がふえるようになった。これらのうちで、最もブームとなったのは石楠花であり、次いでさつきなどのつつじ類や松柏類であった。

盆栽会結成は33年。そして34年、第一回盆栽展を岩菅舎で行なっている。この舎は、各舎の改造などの際一時引越しに使ったり、全患協関係の来客宿泊所に当てたりして空いていることが多かった。しかしその後不自由舎になったので、盆栽展会場も交友クラブに移り、35年6月にはさつきを中心とする花物展を行い、11月の文化祭には大谷光明寮において行事参加盆栽展を開いている。この花物展、文化祭参加展の行事は定着し、優秀作品には草津町や、地元国会議員、地方新聞などが賞を贈る習わしとなった。しかし花物の場合、寒気の厳しい土地柄のため、冬期間の管理が難しく、花物展覧会は49年を最後に取り止めている。この頃になると、さつきや石楠花、また松などが盗難に遭うようになった。盗難防止の金網を張るとか、番犬を飼うとか、そうした面で心配や出費なども嵩んだ。

盆栽指導は、草津町の業者長谷川盛已に整枝法を学んだり、展示会の等級をつけてもらったりしたが、盆栽の月刊誌によって、その技術を習得する者も多かった。また石のブームがおきたとき、盆栽会でこれをとりまとめ、名石展を医局職能訓練室で行なったこともある。これには職員の参加も多かった。バスレクでは、盆栽会として大宮の盆栽村見学を行なっている。最初は43年で、日本盆栽協会元理事長加藤三郎の蔓青園へ行き、加藤の案内で日本でも屈指の名品にふれることが出来た。その後芙蓉園（園主竹山房造）、九霞園（園主村田久造）などの理解も得て、この種の参観は毎年行われている。

盆栽は完成品も売れるが、苗や仕立て中のものもそれなりの値で売れるので、盆栽をもって社会復帰を志す者があり、44年、二組の夫婦が旧保育所の跡地と建物を借りて、そこで盆栽を商売に社会復帰の足がかりをつかもうとし、

その後さらに一人が加わって、現在も懸命な努力をつづけている。

当初会の指導者は長谷川盛已だが、盆栽展審査員には長谷川のほか同じく草津町の医師島村八郎と、50年以降では当園元庶務課長原田留二ら職員から一名加わり審査を行なったこともある。

歴代会長＝井上明、佐藤幸作、渋沢一。会員最多時八四名。57年5月現在、会長渋沢一、会員六〇名。

栗生囲碁会

囲碁は、最初から施設当局が奨励した室内娯楽で、昭和9年に設けられた独身舎には碁盤が置かれていた。そして12年頃に囲碁愛好会ができて、土、日の作業休みなどは、作業場を会場にあて対局を行なった。一番強い者を一級とし、これを甲と乙に分け、以下二級、三級として定め、何回か大会を催したが、戦時下ではそのゆとりもなく中断し、戦後再び囲碁を楽しむ者がふえ、24年、碁盤を新たに作って、一段と盛んになった。しかし碁友達同士が各自の部屋に誘い合い長時間対局したため、同室者から迷惑がられることもあった。そんなことから急速に碁会場設置の要望が強く起こり、25年には交友クラブの建設をみている。この交友クラブは一二畳半二間で、他の文化団体の催しにも使用されたが、それが無い限り午前、午後、夜と碁、将棋の会場にすることができた。また囲碁と将棋は合同で一つの会を組織していた。囲碁に名を連ねている者は、月例対局一〇番以上を行い、成績のいい者同士対局して天狗本因坊を決め、翌年は、その本因坊戦をおこなった。

いっぱう専門棋士の直接指導を園長を通じて要望していたところ、当時藤楓協会理事長だった下村海南が、日本棋院総裁津島寿一、岩本薫前本因坊、小林誠一四段、白鳥澄子二段を伴なって来園、中央公会堂で全患者対象に下村、津島、岩本が講演し、そのあと天理教会堂を会場として、各棋士による指導対局が行われた。そしてこの時初段の免状が三名の者に与えられた。同年10月には、全生園との親善交流で当園親善団が全生園を訪問した際、他の団体代表とともに患者棋士も二名これに参加、全生園での親善試合を行なっている。次には多磨よりの親善団の中に療友棋士を迎え、対局した。

28年4月、矢嶋園長を支部長とする日本棋院栗生支部が認可された。この年は予防法闘争のために専門棋士の来園指導を辞退したが、翌29年8月、福原義虎五段、小林誠一四段を迎え指導をうけた。これは日本棋院支部としての第一回の指導対局であり、以後毎年一回以上の来園指導がなされてきている。

30年には高橋重行五段が来園し、指導に当たった。高橋はハ氏病患者の囲碁の振興に最も努力した棋士で、当園に限らず、各園にもよく足を運んで指導に当たった。

40年、囲碁部は将棋部ともども独立した会組織に改めるのだが、この年、ハ氏病療養所囲碁全国大会を初めて当園で開催した。もちろん高橋五段の尽力によるものであった。この時の参加支部は、多磨、駿河、長島、邑久、菊池、星塚と栗生の七園で、以来友園持ち回りで行い、また天理市別所母家（第一〇回）、奈良市交流（むすび）の家（第一一回）でも開催、こうしてすでに大会は一四回を数えている。

ハンセン氏病患者の囲逝の発展に尽した高橋重行は49年に逝去したが、日本棋院は彼の功績を高く讃え、八段を追贈した。

栗生囲碁会には、現在五段を筆頭に有段者がひしめいている。歴代会長＝松岡省吾、中村文雄、田辺博、名草良作他。会員最多時一二〇名。57年5月現在、会長中村文雄、会員五一名。

栗生将棋会

将棋も、開園当時からさしていた者は多いが、碁盤のように施設で舎へ備えることはなかった。第一回の将棋大会は、昭和17年である。このとき将棋会を組織したのは、山本好美、松岡省吾、白井生市の三名であった。大会に集まった将棋愛好者は約一〇名で、回を追うごとに参加者もふえてきたが、囲碁会同様戦時下に中断、戦後を迎えた。

昭和22年、囲碁将棋会合同で再出発、健全娯楽としての発展をめざし、25年には囲碁将棋会場の交友クラブの建設をみている。翌26年、一番強い者を決める天狗戦を行い、村越化石が天狗位を獲得した。以来毎年天狗戦はくりひろげられた。

囲碁、将棋とも専門棋士の指導を要望していたが、26年の囲碁専門棋士の来園指導の実現に引き続いて、翌27年には前年同様藤楓協会理事長下村海南が、将棋八段加藤治郎、同八段渡辺東一を伴なって来園、指導対局を行なった。

そして28年、将棋会は囲碁会の連盟加盟と同時に日本将棋連盟の支部になった。支部長はいずれも園長である。

30年、橋爪敏太郎六段、加藤恵三六段が来園し、以後橋爪六段が毎年指導に来園されていたが、46年12月2日に逝去、それ以後は平野広吉六段に代った。このほかにも来園された専門棋士は数多い。将棋会は年間行事として、月例対局、天狗戦一回、紅白戦一回を行なってきたが、39年には盲人将棋部が発足した。この盲人対局には、晴眼の有段

者が三人まじって月例戦を行なった。40年、囲碁と将棋部がそれぞれ分離して独自の会組織となり、盲人将棋をふくめて栗生将棋会となった。

盲人将棋部は、41年5月、多磨全生園の患者棋士山岸源一を迎え、盛大に親善対局を行なった。多磨は盲人将棋が古くから盛んで、これより親善交流のたびごとに相互の将棋会員が訪れ合い対局を行なって来たが、やがて盲人将棋だけの交流を志し、45年7月、当園の天理教会とゆかりのふかい前橋の天理教会堂において多磨、栗生盲人将棋親善対局が催された。これには介添えとして、晴眼者の会員も参加した。翌46年から、この会は栗生と多磨の二園間で交互に会場を替え実施して来たが、しだいに参加者も少なくなり、世話をする側も老齢化が進み、第八回をもって終了した。また54年、盲人将棋は群馬県視覚障害者将棋大会の開催をみるや、四人参加し、吉本弘が優勝した。翌55年、この大会をこんどは当園で行なったが、優勝、準優勝、三位とも栗生でとってしまい、県視協では舌を巻いたという。

現在栗生将棋会の有段者は、五段の伊藤春吉をはじめ一五名おり、盲人では四段桜井哲夫をはじめ七名いる。

歴代の会長は松岡省吾が初代で、あと囲碁将棋部合同であったが、分離後は小島専一、田中鉄四郎などである。会員最多時五五名。57年5月現在、会長川端優、会員三〇名。

麻雀クラブ

いわゆる「プロミン以後」の活気の中で、所内にも麻雀（マージャン）を楽しむ患者たちのグループができた。そして予防法闘争を経た30年、吉野博和らを中心に麻雀クラブの発会をみるのである。

当初自治会機関は、麻雀クラブは文化団体規定にあてはまらないとして、その公認化に難色を示したが、結局時代の反映するところとみ、文化団体規定を一部改正してこれを認めたのだった。しかし居室での遊びは他に迷惑を及ぼすことから、テレビ会館内で行うとの規制を加えた。

以後、愛好者たちにより、毎日のように卓を囲んでの時が過ごされている。また競技場は、54年から交友クラブに移った。

57年5月現在、会長上原敏行、会員二〇名。

栗生盲人会

最初盲人会は、「杖の友会」として昭和11年9月、看護長加島正利のお声がかりで発会した。

当園開設後二年を経た昭和9年には、入所者一八三人中盲人は二二人で、とくに自由地区の盲人同士が互いにお茶

飲みなどを通して交流をふかめ、やがて自から杖の友会と称したと云われるが、せいぜい五、六人の仲良しグループでしかなかったようだ。しかし、この自由地区居住者主体の杖の友会は、不自由舎居住の盲人たちとの間に交流がなかったため、とかく問題を生じた。当時、盲導線は不自由舎から治療棟へ行く道などに敷設されていた程度だったので、盲人が道に迷うことが多かった。したがって盲導線等の設備を拡張してもらうためにも、盲人同士まとまった会を作る必要があった。折しも加島看護長が、花ケ丘の寺平音十宅へ、自由地区そして不自由舎の主立った盲人を集め、仲良く月見でもやれと五円出して結集させたと云うのである。

会長は寺平音十がなって、杖の友会が全区域盲人を対象に発足した。会の活動は、小遣い稼ぎに盲人をホータイ再生作業に就けること、また悪路の改修や盲導線延長などを要求していくことであった。

寺平は13年に死亡し、14年浅香甲陽が会長になり会名も「泉友会」となる。会の行事としては、春は花見、秋に月見の会を催し、役員の妻がその接待にあたった。そのために会長及び役員は晴眼者の妻をもつ人でないと務まらないということがあった。

戦争中は盲人の最も苦難の時であった。そして戦後になると、まだ青年であった沢田五郎が失明し、秩父明水から点字を習得した。秩父はバルナバホームで金沢という人に習ったが、すでに点字は読めなくなっていた。ハンセン氏病による知覚麻痺は、手指をも侵すことから、点字をかえりみる者が少なかったが、沢田は同病の盲人たちへ広めようとし、眼科勤務安原看護婦を通じて、湯本一という草津町の盲目青年に連絡をつけたところ、湯本は前橋在住の盲友高橋多(まさる)を紹介してきた。沢田は、高橋に当園での点字習得を援助してくれるよう点字書簡を送った。昭和27年9月のことである。

翌10月、高橋は県盲会長小川徳太郎のメッセージを携えて、泉友会秋の総会に来賓として湯本一とともに出席、そしてその夜、泉友会員と自治会事務所で懇談し、点字舌読者が一般社会にはいると伝えた。これを聞いて笹川佐之、浅井あい、金夏日が舌読を試る気になり、約四～五ヵ月後舌読に成功、それに続く者が出て、一時は舌読者が二〇人をこえた。この時から当園盲人の活動は施設でも注目されるところとなり、とりわけ笹川、浅井、金の三名は短歌誌『潮汐』の会員であったところから、舌読を素材にした短歌を作り、鹿児島寿蔵を感動させた。

28年1月、会名泉友会を「栗生盲人会」と改めている。同年2月、青年会館の一室を点字図書室とし、作業員も一

人認められた。この年の7月25日『点字高原』を発行。一年後青年会館より一般図書室の中の一室に移り、作業員も二名になった。『点字高原』は園の機関誌『高原』を点字に訳して回し読みするためのもので、最初は一二冊刊行、それ以後二年ほどは月刊であったが、あとは季刊とし、30年5月からはそれまでの『点字高原』の性格も変え、会独自の機関誌として、新たに『高嶺』を発行したのである。なお『点字高原』第一号はフランスのルイブライユ博物館に納まっている。

点字図書室とは別に、同じ30年、面会所を盲人の集会所として借り、作業員が二名認められ、読書サービス、代筆などが行われた。32年、新橋の芸者の会「明和会」から盲人施設のための寄付金があり、それによって盲人集会所が建った。そしてこの集会所は「明和会館」と名づけられた。こうしてはじめて盲人会専用の施設が実現したのである。その後47年、JLMの斜旋で、主に自転車振興会の寄付金により、現在位置に盲人会館を設立した。

栗生盲人会の活動は、今日きわめて活発で、これまでのものについても、盲導鈴設置をはじめ、点字読書、テープ読書、盲人教養文化費の獲得、民謡、盲人将棋等々多くをあげることができる。しかし、テープの発達にともなって点字はすたれ、今日ではほとんどの会員が点字の代りにテープ読書を楽しんでいる。そして盲人会所蔵テープの巻数は、すでに八〇〇〇巻をこえている。

また栗生盲人会にたいし、援助を寄せられた個人、団体は実に多数にのぼっている。特にあげれば高橋多をはじめ、京都の中沢真佐子、東京の栗原光沢吉、鎌倉の秋山大輔、団体では愛知県の藤楓協会、JLM等々である。

歴代の会長は、寺平音十、浅香甲陽、富田豊、天野武雄、水沢定作、市木一夫など。最高会員数二二〇名。57年5月現在、会長沢田五郎、会員一五三名。

仲よし会

仲よし会は、最初「睦会」の名称で昭和23年春結成をみた。その目的は、不自由舎に居住する者の日常生活を改善するため、総和会に折衝する団体ということであったが、文化助成を受け、レコードの購入支給を得て、〃歌う同人〃などサークル活動を行なったり、短文芸を募集したりしていた。発会の世話人は秩父明水、寺島伸一、加藤宗一の三名であった。

不自由舎の生活要求を総和会へ持ち込んでもなかなか取り上げられず、それどころか逆に、睦会は文化団体なのか、それとも要求団体なのかなどの非難を投げかけられ、とかく論議をよんだ。しかし実生活上のことばかりか、娯

楽一つとってみてもその設備はなく、満たされない点が多かった。したがって、どうしても会員の要求に基づく会活動となるわけだが、35年不自由舎看護切替え問題が日程にのぼった段階で、不自由舎常会連合会が組織され、この時から睦会は、純然たる娯楽団体となったのである。そして同時に会名を「仲よし会」と改称、また不自由舎地区以外の作業不能者にも入会をすすめ発展をはかった。

当時、草津町青年会の慰問読書が毎日曜日の午後行われていたが、これを盲人会、仲よし会が共同して会場その他受け入れ準備をし、実施してきた。だが同青年会が解散したため、そうした読書会は今はない。

今日行なっている行事は、歌う同人（歌謡曲）、青空グループ（野外親睦会）、相撲クイズ（会員対象に平幕力士五人を投票させ、勝星多数者に賞をおくる）などである。

歴代会長は綿貫定一郎、松田幸一、望月基、斉藤誠。57年5月現在、会長八木橋正夫、会員三五四名。

(二)　教養講座

教養講座は、27年11月、開園二〇周年記念式典参席のため来園した機関誌『高原』の詩の選者大江満雄が、詩話会員らとの懇談を通じ、所内文化向上のあり方について考察、その後28年7月、大江は施設並びに総和会執行部にたいして同講座の設立を提案し、その実現をみたものである。当初は主に大江が講師を伴なって来園するかたちがとられ、29年に入って、ようやく次の規定が作成された。

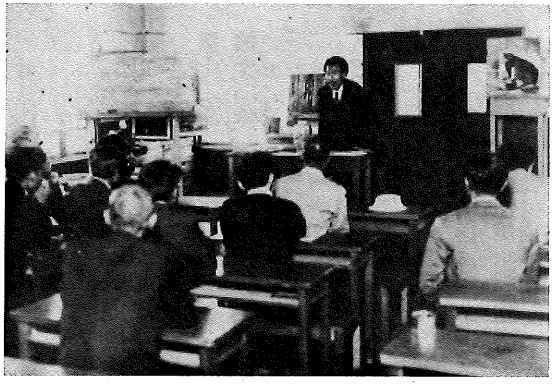

「教養講座」　講師・千木良雪士（絵画）

栗生楽泉園大学講座規定

第一条　本講座は栗生楽泉園大学講座という。

第二条　本講座および事務所は栗生楽泉園内に置く。

第三条　本講座は在園者の教

養を高め常識を養う為に講師を招聘して聴講するを以て目的とする。

第四条　本講座を管理する為に左の役員を置く。

理事長　一名
理　事　九名
常任理事　若干名

第五条　理事長は総和会総代を当て理事会を主宰し本講座を代表する。

第六条　総代事故ある時は副総代が之を代理する。

第七条　本理事には常務委員会（二名内一名は副総代）評議員会（二名）より推薦し其の他公認文化団体中より理事長が五名推薦する。

2　理事会は本講座の経営に関する協議を行う。

3　理事会は楽泉園々長を名誉理事長とし、本理事に楽泉園職員中より定員外に理事会に於て推薦する事が出来る。

第八条　常任理事は理事会の推薦にする。

2　常任理事は本講座の事務の処理、開講の準備、其の他講座の直接運営に関する職務の執行に当る。

第九条　役員の任期は推薦母体の決定による。但し名誉理事長の任期は定めない。

第十条　本理事会は理事長が必要と認めたる時又は理事三名以上の申し出が有りたる時に召集し構成員の過半数を以て成立する。

雑　則

第十一条　本講座は毎月一回以上開き期間は一日乃至二日とする（但し冬期間はこの限りではない）。

第十二条　受講者は総和会々員及び本園職員とする。

第十三条　講座の主なる内容は社会科学（社会、政治、経済）自然科学（治療衛生医学、人文科学、生物学）哲学（宗教、哲学）文学（歴史、美術、文学）技芸（洋裁、演劇、音楽、体育）其の他とする。

第十四条　本講座に理解をもつ協力者を理事会の議を経て顧問に推薦する事が出来る。

第十五条　本講座規定昭和二十九年五月　日より施行する。

第十六条　其の他、必要な事項は理事会に於て定める。

以上

なお講師謝金は、来園時の交通費をやや上回る程度しか支払えず、そのため、県内と県外で謝金の差をつけざるをえなかった。しかし、大江の熱心なよびかけによって次の

講師を迎えることができたのである。

教養大学講座開講（自昭和3328年1111月至昭和）

年月日	講師名	職種	講義テーマ
28・3・26	大江　満雄	詩人	（教養大学講座開講について講演。施設側、総和会と懇談。）
〃　〃	関根　文之助	法政大教授	
8・11	藤原　定	法政大教授	宗教と哲学
29・6・15	山口　秀和	野球人	野球、映画
29・6・15	巨人軍楠選手	野球部員（職員患者）共コーチ	野球
6・21	加賀尾　秀忍	教誨師	元モンテルバ教誨師の経験
9・24	鶴見　俊輔	教授	マス・コミュニケーションについて
01・12	大江　満雄	詩人	愛と正義について
※12・16	大野　林火	俳人	芭蕉と蕪村
30・5・16	赤岩　栄	牧師	宗教と哲学
6・21	大江　満雄	詩人	文学と詩
6・27	井手　則雄	彫刻家	古代近代の美術の流れ
7・9	中村　哲	評論家	時事評論
7・16	大野　林火	俳人	子規と現代文学との流れについて
8・9	千木良　富士	画家	絵画の実地指導と講演
8・19	坂西　志保	評論家	社会事評
8・31	小林　茂信	医師	らいの諸病状について（三回）

10・6	山室　静	著述家	文学、創作の作法について
〃　〃	長谷川　四郎	著述家	シベリヤ抑留中の体験談
10・7	赤岩　栄	牧師	宗教哲学（学生2名同行）
10・28	古屋　朔雲	高校講師	書道
11・8	寺田　政明	画家	絵画作品批評
31・1・7	関根　文之助	教授	文学と人生
2・8	大野　林火	俳人	俳句の発想について
2・13	市川　為雄	教授	思想の科学
3・18	大江　満雄	詩人	ハンセン氏病のアフターケア
3・16	堀内　みつ	洋裁	編物実習（一週間連続）
4・24	判沢　弘	講師	戦争責任について
〃　〃	佐藤　忠雄	講師	映画の観方について
5・12	潮田　武彦	教授	性格と性格をめぐるもの
5・21	茜ケ久保奈美		婦人と政治
5・25	関屋　雲外	講師	絵画を通じての生命の芸術
6・10	渋谷　国忠	図館長	生活と読書
6・11	原田　正二	公務員	社会の裏窓
6・26	鹿児島　寿蔵	歌人	短歌の問題六項目について
7・7	山田　桂三	教授	現代哲学におけるいくつかの問題
7・29	萩原　進	歴史家	遺跡文化について
8・25	井手　則雄	彫刻家	彫刻について
9・4	関根　文之助	教授	紫式部日記に現れた人間像
9・8	中村　哲	教授	日ソ交渉をめぐって
9・23	田中　あや		社会と女性

年月日	講師名	職種	講義テーマ
10・4	関戸辰蔵	北京支局長	最近の中共問題
10・5	大江満雄	詩人	職員患者有志と懇談
10・8	小池善七	教授	社会学からみた農村社会の問題
10・23	赤岩栄	牧師	ドストエフスキーの悪霊に現われた宗教的実存の問題
10・29	関根文之助	教授	講座資金援助計画について
11・23	金原末雄	教員	白鳳時代の文化について
12・26	山本三和人	英学校校長	文学と神学
32・2・10	亀島貞夫	教授	誰が文学の担い手
2・23	斉藤幾次郎	医師	温泉治療法について
2・27	市川義安	理髪師	理髪技術講習
4・24	山田桂三	教授	国定忠治考
4・28	高田佳利	銀行員	綴方を中心にした生き方
5・23	宮崎典夫	社員	温室花卉と露地花卉の栽培
6・16	吉永清	教授	実物の社会と言葉の社会
7・20	徳江健	教授	民主々義の理論と実際
8・5	関根文之助	彫刻家	実際的なものの書き方
8・8	井手則雄	教授	二〇世紀前半の美術のうごき
8・18	原田正二	公務員	マス・コミュニケーションについて
8・19	中野菊夫	歌人	コロニー問題について
8・29	潮田武彦	教授	人間の社会生活
9・8	岡村二一	タイムズ社長	時局解説

10・4	中村哲	教授	基本的人権について
10・15	赤岩栄	牧師	文明評論
10・20	山辺健太郎	著述家	現代史研究の課題について
11・10	市川為雄	教授	現代（或は最近）の文学映画
33・1・23	川隅路之助	教授	美術と人生又は洋画について
2・9	大西巨人	作家	文学とハンセン氏病について
3・9	猿渡文江	医師	婦人平和運動について
4・7	関根文之助	教授	日本古典の宗教的考察
4・11	大江満雄	詩人	
〃	間宮茂輔	作家	最近の社会と文学
5・11	萩原進	歴史家	草津温泉の歴史、上州の道しるべと昔の旅
6・11	吉永清	教授	思想と年代
25	山本健吉	著述家	芭蕉について
14	原田正二	公務員	日本の社会保障
18	井手則雄	彫刻家	現代詩の課題・作品合評
8・16	亀島貞夫	教授	日本史について
17	永丘智郎	教授	偏見と人間心理
22	針生一郎	著述家	現代社会と人間
9・10	中村哲	法学	国家と社会
13	潮田武彦	教授	心理学の知識が我々の生活にどのように応用されるか
〃	宮原文雄	社会学	最近の労働問題
10・28	赤岩栄	牧師	人間性の問題

このように有名講師を多数迎え、患者も真剣に各講義の受講に励んだが、残念なことにその講義録は残されなかった。

なおこの講座形式は、現在も所内文芸団体の選者招へいに生かされ、選者来園によって開催される講演会を、今でも「教養講座」とよんでいる。

(三)　『高原』

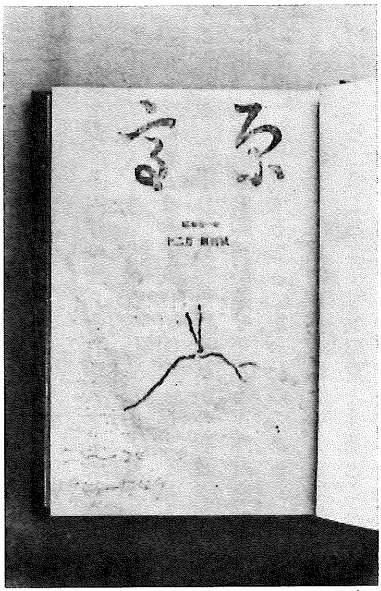

機関誌『高原』創刊号

栗生楽泉園機関誌『高原』は、昭和21年12月に創刊された。わずか一二頁でしかなかったが、戦後新しい時代をむかえ、患者らの声を表出したいという思いが、その発行を実現したのである。創刊号には、医官長谷川久治の巻頭言と俳句、看護長加島正利の俳句、その他湯之沢当時からの歌人秩父明水らの短歌が載っている。

長谷川医官は、この年の11月自分の官舎を不注意で焼失するが、創刊号の文章はそれ以前に書いたらしく、高原の初秋の美しさ、とくに、もの思わせる星空などを描写し、「今私達は最も身近に『高原』と云う小発行誌を持つ事が出来ました。感謝すべき事です、願はくば本誌が永く病友と共にあって悦びの泉とならん事を希望して止みません、そして俳句の道にある者は先輩も後輩も互に手をとって明るくうたひつつ行かうではありませんか」と書いている。加島看護長の俳句は次の通りである。

静かさや落葉浮べて水広く
静かさや謡の聞ゆ落葉寺
早紅葉の小野子は眉にせまるかな
たまたまにまつ葉さゝりし秋あざみ

俳句欄の選者は前田普羅であり、短歌欄は嬬恋の小学校教諭でアララギ会員の下谷弘光の選であった。その他に「高原バス」と云う夏海八郎の園を風刺した物語詩が載っている。そして、この『高原』誌の編集作業に就いた臣木至は、創刊号の「後記」を次のように書いている。

「編集をすませて　臣木至

当園は一つ療養所内に自由療養地区と言ふ特別な地区があって、他の療養所に見られない生活情緒があるだけに一つのまとまりと言ったことに於ては困難が伴ふのである。

文芸を愛する人達同士、それが大きく一つにまとまったものでなく、小さく幾派の俳人がおり、短歌を作る人達が一つにまとまって文化方面の先進力を持たなかったことは寂しい限りであった。それが今春幾人かの提唱者に依って数年来の願望が達せられる、六月文芸総合誌『高原』を発刊することになったのである。

発刊するに当って霜崎事務官にこのことを御願ひ申上げたところ、こころよく私共の意とするところを受諾され、併せて関係職員方の深甚なる御厚意に依るところ甚大である。

短歌俳句の原稿の御面倒を、加島分館長(ママ)を煩はせて御親切なる御取計ひを頂きましたことは感謝にたえません厚く御礼申上げます。

短歌は下谷弘光先生に俳句は、御馴染深い前田普羅先生に選を御願ひして頂きました。両先生に衷心より感謝申上げます、何卒向後一層の御指導を賜り度く願ひ申上げます。

貧弱な創刊号でありますが、是れから徐々に大きく育てて参り度いと思ひます。

先輩諸氏並びに愛読者諸氏の御支援と御鞭たつの程を御願ひ申上げます。

会員諸氏に於ても、道遠くして嶮しくとも頑張って頂き、斯の道に一層の御精進を祈ります。

活字が大変不足してゐますのでまにあわせしたところが多々ありますことに申しわけありませんが御寛容のほどおねがひ申上げます。」

これで見ると園長、庶務課長などはあまり表に出ず、文芸愛好者の発表の場所として創刊された感が強い。

第二号は、22年4月に出ている。数年間1月、2月は印刷していない。それは厳しい寒さのためインクがのびず、仕事にならなかった事情によるもので、このことは毎年春の発行号にことわり書きがされている。同時に印刷所の活字不足についてもふれ、その充実を求めていた。22年は四回発行し、俳句の選者は六月発行の三号から本田一杉に代っている。またこの号には俳句の先輩を偲ぶ座談会が掲載されている。そこでは、ガリ版印刷で自分たちの俳句誌『やどり木』の発行を行なった、森山照葉や成田白葉などが偲ばれている。

四号は9月の発行になっていて、いわゆる人権闘争中で

あったが、同号には闘争が始まる前の八月一日、高松宮来園に際しての霜崎庶務課長並びに大和会長の挨拶が載っている。また評論家市川為雄の「癩文学について」の寄稿文があり、すでに『高原』が各方面に送られ鑑賞されていることを物語っている。この頃の投稿原稿の主体は俳句と短歌で、俳句は二六人、短歌は八人ほどであった。22年、本田一杉が俳句指導のため来園した時、『鴨野』で一連の秀作を発表していた浅香甲陽に会い、一杉自ら甲陽の俳句を激賞した。しかし甲陽はその前年気管支切開をし、病状は急速に悪化していたのであった。本田一杉は白根越えで帰途につき、その時詠んだ、

　上毛の人と別るる秋の雲

がこの号にのっている。

　23年の6、7、8月合併号には、古見園長に代った玉村園長が「この光明を永久に」と云う文章を載せ、これ以来新任幹部職員の抱負などが『高原』に発表されるようになった。この年の9～10月合併号は人権闘争実行委員会解散式の特集号で、藤田実行委員長の「でまに答える」と云う文章があるが、これは闘争の経過をふりかえり、また支援してくれた共産党に不当なカンパをさせられたと云うようなデマにたいし、そんなことは全く嘘で共産党には何んら金品の謝礼はしていないことを明らかにしたものである。また富岡雄二の「真実の人」によれば、藤田武一は信念にもえた真実の人である、自分などは共産党に献身的な援助を仰げば、みかえりにこちらからも協力しなければならないだろう、入党しなければ義理がたたないだろうと、くよくよ考えたが、藤田氏はこの運動はあくまでも我々の運動であって、共産党は応援にすぎない、闘争がすんだあとはご協力有難うございましたでよい、ただし運動を通じて共産党の主義主張を知り、協力に感謝し、実行委員の中から個人的に加盟する人が出来たとすれば、それはそれでいいではないかと割切っていたと書いている。この文章によっても、人権闘争がいかに共産党の援助のもとに行われたかがわかり、それと同時に、実行委員はみんな共産党に入らなければ義理がたたないのではないか、と内心思っていたことが想像出来る。

　24年4月号には、高原賞を浅香甲陽、文芸賞を臣木至（散文）、高橋春夢（詩）、秩父明水（短歌）、田中雲山（俳句）の四名がそれぞれ受賞したとの発表がなされている。しかし高原賞の甲陽はすでにこの年の2月14日に亡くなっており、したがって彼の死を悼むかたちで、この賞が贈られたのであろう。24年2月と云えば、前年の10月、四四人にプロミンが試薬された結果いちじるしい効果をみ、またプロミン予算獲得闘争によって患者の大方がその治療を受

けるようになり、中には奇蹟的と思えるほどの回復をみせる者があったにもかかわらず、その境目で、甲陽は生涯を終えたのである。プロミン以前の無残さを詠い上げた最後の人であった。

咽喉(のど)さいて身のゆるみけり菊枕
こほろぎと喉管の音と夜もすがら
喉管を白き狐が夜々覆ふ
子規は眼を失はざりき火取虫

またこの夏『高原』文芸募集には、はじめて創作も加えられ、青木哲二郎、山科信夫、山根正一、峰慎介などが投稿した。

そして俳句欄は、本田一杉が逝き、12月から中村汀女選になっている。鹿児島寿蔵は臣木至ら『潮汐』会員の招きに応じて来園、下谷弘光に代って翌年から短歌欄の選を担当した。

25年早春号から小山明石の創作「渦」が載った。小山は医務課長宝木原弘のペンネームで、内容は、戦地で発病する軍曹を追って戦地から広島、また高原療養所と舞台を移し、発病のショックや病名を家族に隠している戦友の苦しみや、自治会の役員に選ばれて闘争の渦にまきこまれていく様子が書かれており、そこには宝木原の患者への同情の眼がうかがえる。

同年10月号より短歌欄を担当した鹿児島寿蔵は、最初の選歌に当って、概ね次のように云っている。選をせよと云うことは前から云われていたが、それがよくのみ込めなかった。下谷弘光君がやっているのに、なぜ私がやらなければならないのかと云うことで、返事もさし上げていなかったところ、そう云う事になったからと云って歌稿を送り付けられた。自分は『アララギ』を通じて菊池恵楓園や、愛生園の患者歌人に幾分つながりをもっており、また楽泉園の患者歌人とは、『新泉』や『潮汐』での関係があって、らい園短歌と因ねん浅からぬものがある。しかし楽泉園に程近いところに土屋文明先生がおられるのであるから、土屋先生にお願いすべきと考えるが、何ぶんご高齢のため自分が引受けることにした。らい園と云うところは特殊な社会で、良い作品が得やすいと云うこともあるが、その特殊性に甘えることのないようよく注意されたい——と。

26年一月号は、文芸特集号となっていて、随筆、創作の選は高野六郎が行なっている。この号に若い書き手花月彰次郎の「財布」という作品が掲載されている。また大江俊次の「奔流」は連載三回をむかえている。大江俊次は自治会文化部、放送部、高原編集などで働き、文化活動の第一線にあったが、30年以後はあまり書いていない。

26年6月の盛夏号から、大野林火が俳句欄の選にあたっ

ている。また創作の選者が柴田錬三郎に決まり、柴田選による最初の募集で花月彰次郎改め佐々木花月の「黒い焔」が入選している。これは、盲目青年の心理を追跡する形で青春の悩みを書いたものだが、文中に看護婦を侮辱した個所があったとして、看護婦たちが問題にした。そして結局、自治会文化部長栗田勝一が作者佐々木と看護婦の間に立ち、看護婦らの抗議文を『高原』に掲載させることでおさめた。10月号には、沢田二郎の創作「過ぎて行く」が掲載されている。以後沢田は、『高原』に創作や評論をよく書き、注目された。

27年1月号には、俳句欄の選者大野林火が主宰する句誌『浜』設定の、「浜賞」受賞者村越化石を語る小特集が行われている。また沢田二郎の創作「生き残こり」も同時掲載されている。この頃は創作の書き手も多く、毎月募集し毎月数篇応募があり、それぞれ入選作を掲載していた。また同年4月発行の陽春号には、多磨全生園で詩作活動をし、26年秋、当園に入所してきた岡雄二の詩「冬とべこの瞳と木偶」が載っている。これは岡が当園に移ってはじめて書いた詩である。

なおこの号で『高原』は、楽泉園開設二〇周年記念全国文芸募集案内を出している。選者は、創作＝椎名麟三、評論＝阿部知二、随筆＝高野六郎、詩＝大江満雄、短歌＝鹿児島寿蔵、俳句＝大野林火、児童作品＝草津中学国語教師湯本清。この時の応募原稿数は、創作二二、評論六、随筆二一、詩七六、短歌一三七、俳句二四六、児童作文六七、児童詩四七の多数にのぼり、当時の文芸活動の旺盛さをものがたっている。各選の結果は、同年11月発行の開園二〇周年記念文芸特集号に発表され、それぞれの入選作を掲載している。

創作＝一席「氷雨」小泉孝之（駿河）、二席「癩盲夫婦」吉成稔（長島）、三席「ふるさと」中園裕（長島）。

随筆＝一席「学校の花園」吉井直人（大島）、二席「風を呼ぶ頃」島比呂志（星塚）、三席「極光」伊藤武（多磨）。

評論＝一席「癩作家の使命に於ける一つの欠陥」島比呂志（星塚）、二席「癩者の使命」沢田二郎（栗生）、三席「凡語」星政治（栗生）、同三席「姦通に於ける一考察」羽里譲二（邑久）。

詩＝一席「菜の花」伊藤秋雄（多磨）、二席A「掌のうた」山川きよし（邑久）、二席B「風景」筑波太郎（多磨）、三席A「青空」志樹逸馬（長島）、三席B「ゆううつな行進曲」岡雄二（栗生）。

短歌＝一席・田島栄子（栗生）、二席・桜戸丈司（多磨）、三席・池部登（邑久）。

俳句＝一席・上山しげ子（栗生）、二席・白井春星子（栗

生)、三席・村越化石(栗生)。

児童作文＝一席「黒い砂」松村静雄(長島)、二席「はなぞの」降畑順子(多磨)、三席「工作」磯野輝之(邑久)。児童詩＝一席「金魚の孤独」多田勇(大島)、二席「四葉のクローバー」石田正夫(長島)、三席「あたらしい本」磯野輝之(長島)。

28年4月の発行で、『高原』は通巻三六号となり、矢嶋園長が「高原月刊を祝す」と云う一文を載せている。それによると『高原』は昭和13年からの『栗の花』を引きつぐものだと云うことが書いてある。だが、これはまちがいで、『栗の花』が俳句会のいわば同人誌的なものだったのにたいし、『高原』は最初から園の機関誌として、慰安会々計により発行されたものだからである。しかしいずれにせよ、ようやく『高原』発行も月刊となり、印刷も前橋印刷所に移るのである。

28年7月号は、予防法闘争の特集号とも云うべき内容で、患者大会の決議文などが掲載されているが、それとは別に片山梨枝という女性からの一文が載っている。これは編集委員にあてた『高原』読後感だが、片山は郡内岩島の人で、はじめて手にした『高原』について、その感想を書き送ってきたのである。しかしこれがきっかけとなって、編集委員の横山石鳥とやがて結婚、横山は社会復帰する。片山梨枝はこの経過を『愛情の壁』と題した一冊の本にまとめ、群馬県文学賞を受けている。また8月号には、沢田二郎の「点字高原の発刊をみて」と題する文章がのっている。これは盲人会の点字部員たちが苦労して『点字高原』を出したことを書いたものだが、これによって、当園薬局長宮腰義次郎が心を動かされ、点訳奉仕を行うようになったのである。なお宮腰は筋ジストロフィーを病み、46年退職し渋川市に移り住んでいるが、その後一貫して不自由な身体で点訳奉仕に励み、57年4月、県総合表彰を授与された。

この頃、詩の欄では福寿美津男、佐和迪子、島隆子、本間きよ志などの作品が多くみられるようになり、福寿美津男は福島正美のペンネームで、彼はその後松丘保養園に転所し、自治会長などもつとめた。本間も全生園に転所、現在全患協中執の任に就いている。佐和と島は所内結婚し、いまでは筆を折っている。

29年4月号に、医官継真(つぐまこと)の「赤い屋根白い煙突」と云う小文がのっている。この「赤い屋根白い煙突」は、白根山頂の不毛地帯から楽泉園を見おろして、そこに生きる患者たちへの新たな感慨を、当時自殺した一青年患者に深いかなしみの情を寄せたかたちで書かれたものだ。

29年6月号は通巻五〇号になるので、文芸特集号を計画

し、全国文芸募集を行なっている。これには創作の選に藤原定があたり、駿河の鷲宮健の「ライハイバイ」が入選一席になっている。しかしこの時は、評論、随筆の募集は行なっていない。同年12月号から、「点筆欄」が設けられた。これはその前年盲人会で『点字高原』を発行し、そこへ寄稿されたものを『高原』に転載するというものだった。

30年2月号は、全国文芸募集特集号。創作は山室静選で、愛生の宮島俊夫「檻の中に」が一席になっている。二席水野一雄、三席島比呂志である。評論は亀島貞夫選で、阿部肇「療養所に於ける生活改善に就いて」が入選し、随筆は関根文之助選で、秩父明水「花を喰う男」が入選している。同年8月号には、原水爆禁止「ウイーンアピール」の署名運動が当園でも行われ、その報告が二つ載っている。一つは横山石鳥が書いたもので、それによると、署名運動は所内民主グループによる療養生活懇談会が、他の団体とともに行なったとなっており、職員組合でも実施していると記している。同時にそれは、前年のビキニにおける〝死の灰〟以来、急速に原水禁運動が世界的規模で高まり、とくにハンセン氏病患者の場合、かつての戦争によっていかに悲惨な状態を呈したかを思う時、戦争こそ患者の敵だ、とする観点から平和運動参加の意義を説いている。もう一つは福島正美のもので、友人にあてた手紙形式によ

り、聖公会青年部としてこの運動に参加したことの意義について書き、また署名数は七七四名、所内人口の七三%にあたるとしている。世界大会に群馬県代表を送る資金カンパは、六六一七円に達したことも併わせ記している。そしてこの運動が患者の社会参加の行動の魁けであった。またこの号には、「青年欄」が設けられている。栗生青年会の文化活動としての動きは、戦前から戦後にかけてガリ版で『黒土』を出し、その後『青年会新聞』を出していたが、『高原』にもコーナーを設けたものであった。この年の10月号に芦田高子が寄稿している。これは最近の療養所内の短歌ねつが非常にたかまったことにふれながら、結核療養所とハンセン氏病療養所のここ一、二年の動きを書いたもので、療養権や生活保障を要求して来た歴史を想うとき、『高原』としては、記念すべき文章である。

31年1月号は評論特集を行なっており、選者は亀島貞夫。入選者は阿部肇（愛生）、島比呂志（星塚）、高野房美（全生）などである。3月号に福島正美の「個人養鶏を廃せ」という論文が載っている。当園の個人養鶏は、自由地区で鶏卵を自給するためにはじまったものだが、患者の養鶏による卵を、当時給食棟が買い上げ、これを調理に使う一方、生卵として献立に加えられていた。しかし献立の卵をまた給食棟に売りに出すと云う事例が生じ、問題になっ

ていたのである。また鶏小屋を家近く置くことは不衛生でもあると前々から云われていた。福島のこの論文は、そうした意見を反映したものである。

10月号は、この年、第二書房から出版された秩父明水の歌集『雲遊ぶ山』の書評が二つ載っている。一つは沢田五郎、一つは松崎水星のものである。沢田は、明水のキリスト教精神の歌を気分的とし、特にこの頃問題になっていた平和運動の社会的な動きに対して、明水のキリスト教的平和主義の歌は平和を守る足しにはならないと云っている。松崎水星のものは短文だが、率直に明水の歌のよさを賞讃している。

8月号には、沢田五郎のエッセイ「森論文の波紋について」が掲載されている。これは前年、邑久光明園の職員森幹朗がプロミン以後のハンセン氏病療養所のあり方について、政府は収容することしか考えておらず、治癒して退所させることを考えなければ、政府の責任を果たしたことにならないとし、救護する必要のない者を救護するのを「濫救」と云い、それは「惰民」を作ると云う論文を発表、これに対して各園の患者たちは一せいに反論したが、森の云うこととあまりかみ合わず、すれちがいになっている場合が多いため、沢田が、「濫救惰民」と云う文言を森論文の文脈にもどしたうえで反論すべきだ、とした内容のものである。

33年頃より『高原』は文芸募集の回数を減らし、時事問題の評論が掲載されている程度で、あとは月例文芸などに定着していった。

またこの年12月号には、三上千代の「私の歩いた道」と題する一文が寄稿されている。これは三上の講演を元栗生保育所保母吉井充子が記録したもので、とくに付記されてはいないが、それはナイチンゲール賞受賞の記念講演と思われる。文の内容は、私（三上）が病的に感受性の強い少女であったこと、父に死なれたことで打ちのめされ、尼さんになろうと決心し、結局はキリスト教の洗礼を受け、女学生時代から日曜学校の先生になったこと、そして電車の中ではじめてハンセン氏病患者の姿を見、その患者のために泣き、三年後、布教のため訪問したある家で再び同じような患者に出会い、ついにはハンセン氏病患者たちの生涯の友となる決心をしたこと、などの自身史である。

34年2月号に、名草良作の創作「梅干のたね」が載っている。これは特別病室内の極限状況におかれた患者心理を追求した作品で、名草は、これを「省令一〇五号室」と改題し、『サンデー毎日』に投稿、同誌新人賞の佳作に入選した。

34年5月号には、総和会総代の選出が難かしくなってき

た事情が新総代藤原時雄の就任の辞にもふれられ、また同時掲載の羽賀芳雄、沢田二郎、風蘭生の評論にもそれがみられる。同年10月号は、7月29日来園の京都の琴演奏家中沢真佐子と、当園音楽部との合奏会の催しについて特集を組んでいる。音楽部はこの前年から作曲家青山梓を指揮者に迎え、一段とレベルアップしており、盲人会と交流のある中沢真佐子の来園によって和洋合奏を実現したものであった。この特集号には、青山梓、中沢真佐子、同じく出演したシャンソン歌手湯原信子、バイオリニスト長沼克至らが演奏会参加の感想文を寄せ、入所者の湯谷修二、研雄二が音楽評を書いている。

35年4月号に、横山秀夫の「転換期の患者運動に理論の裏づけを」と、富田豊の「ハンセン氏病療養所の再編成について」の二論文が載っている。これは先きの森論文の、「国は今まで収容するだけで治して出すことを考えなかった」と云う指摘を、現実のハンセン氏病行政にてらし、あらためて問題視した内容のものである。

当時、保菌者と菌陰性者を再編すべきだと云う議論があり、それは、菌陰性者の場合社会復帰可能者と身体障害者の二類に分け、両者の将来を考えるべきだとする論法となって表われた。いっぽう回復者にも退所保障をという要求もあって、この号では、「社会復帰実現化のために」と題しての青年の座談会が掲載されている。

9月号には、関東学院大学教授永丘智郎の当園における講演「療養体系の変革問題について」が掲載されている。永丘は、全国ハンセン氏病患者の生活記録集『深い渕より』を堀田善衛とともに編纂出版し、以来各園で患者運動に多くの示唆を与える講演活動を行い、この時も、「療養所再編成」のあり方について、患者の自主的、理論的究明の必要性を説いている。

36年2月号の「園内の動き」欄には、前年11月31日より不自由舎看護が職員に切替えられたこと、同じく前年総和会で作成した「労務外出規定」を施設当局が認めないでいる、との記事が載っている。不自由舎看護職員切替えは、全患協挙げての長年の運動の成果であった。また労務外出は、園周辺の主に土木工事に軽症者が雇われていくことであるが、こうした動きは30年頃からぼつぼつ出はじめ、しだいに増加の一途をたどった。しかしこの労務外出は、当然のことながら患者作業運営に支障を来たすと同時に、保菌者は健常者に伍しての労働により、たちまち病勢を進行させるという結果もまねいた。施設側は、医学的見地からこの労務外出を規制しようとした。総和会は、これらの労働を通じて得られるかもしれない社会復帰の手がかりをつぶしてしまうとして、社会復帰のための「労務外出規定」

というものを作り、医官の診断をもって許可を得ようとしたものだった。

同年5月号は、所内の草津小中学校第一分校（旧望学園）が、生徒二名の卒業を最後に休校になったことを報じている。昭和5年、コンウォール・リーにより湯之沢に設立された聖望学校は、16年秋当園に移され、名称も望学園と改めたが、29年からは、草津小中学校第一分校の認定を受け、教員も草津より派遣されていた。しかし患者児童は、この年ついにいなくなったのである。9月号には、民擁連（民主主義擁護群馬県民連合）栗生支部の安保反対運動が報じられている。これは前年、全国をゆるがせた安保改正反対闘争を、当園でもたたかったことの報告で患者もまた社会的連帯の中にあることを示している。

37年1月号は、「藤本松夫の助命運動をして」と題する、所内の救う会々長加藤三郎の一文が掲載されている。加藤は、全患協決定に基づく栗生支部の藤本救援運動の一環として、所内に自主的な救う会を組織し、一貫してその運動を推進してきたのであるが、ここでも藤本事件の理解を求め、同運動への参加をよびかけている。3月号では星政治が「谷間をゆく群」という創作を発表している。これは創作会で毎年募集する創作の入選作である。星は、コント風の小品を時々書いてきたが、はじめてこの創作「谷間を行く群」を発表したのである。テーマは、所内生活での収入のアンバランスを歎いたもので、身体障害者は福祉年金によって救われ、軽症者は労務外出でそれを上回る収入を得るが、外国人障害者はどちらからも救われないとしている。6月号には「園内の動き」欄に「野球より運転練習」というのがある。内容は、前年、長野県当局が同県出身者を慰問に来たとき、患者側から社会復帰の準備のために自動車運転免許をとりたいが、練習用自動車がなくて困っていると陳情したところ、トヨペットトラック59年型を寄付してきた。それで早速、野球グランドに練習コースを作り、社会復帰希望者が練習に励んでいるというものである。7月号に、国民救援会難波英夫の「首の縄をしめさせるな」と云う寄稿がある。もちろんそれは、藤本松夫の救援運動をいっそう強化するようよびかけたものである。なお11月号は、開園三〇周年特別号で全国文芸募集の発表がなされている。

38年3月号に、村越化石の句集『独眼』について、歌人の中野菊夫が書評を寄せている。またこの号から加藤三郎の「軍属物語」の連載があり、これは実に二〇回にのぼった。その後この加藤の労作は、農大教授服部知治の協力で『草津の墓碑銘』と題し出版され、42年度群馬県文学賞を評論・随筆部門で受賞している。この年の7月、園長矢嶋

良一は多磨全生園長に任命され、後任に松丘保育園の園長だった阿部秀直が着任した。その新園長の抱負が10月号にみられる。

39年6月号には、駿河療養所より当園総婦長に赴任してきた四谷たけの、「思い出―挨拶に代えて」が掲載されている。四谷は昭和7年当園開設にともない多磨全生園（当時全生病院）から選抜派遣された三看護婦の一人で、そのうち最も長く約八年勤務し、その後二、三ケ所勤務換えして駿河に移っていたのであった。また8月号は、この年の6月行われた不自由舎看護職員化問題について、緑丘武夫、沢田五郎の評論が載っている。厚生省は、全国のハンセン氏病療養所における不自由舎看護切替えを、昭和35年から五〇人づつの要員増をもって五ヵ年間でおわらせるとしているが、そんな要員数では到底手がまわる筈もなく、不自由者の半数以上が看護を受けられない状態になるので、緑丘、沢田の両論文も、つまりは五ヵ年計画をさらに延長し、増員せよとの主張を掲げた内容となっている。なおこの年の9月号に、「老父を見舞って」と題する当園眼科医竹下よし子の一文がある。これは父光田健輔を岡山の入院先へ見舞ったときのものだ。だが光田はこの年の5月14日に没している。次いで10月号には、同じく竹下女医の一文「父の死」が掲載され、そこにも父健輔への思いが、もの静かな文章で綴られている。

『高原』は、この頃より、新しい書き手の出現はなくなり、いわば古くから文芸に励んできた患者たちの作品発表の場となっていくのである。そしてその間、加藤三郎、山本よ志朗による湯之沢暮らしの聞き書を中心とした『御座の湯口碑』の連載がはじまり、また俳句、短歌などで活躍をつづける顔ぶれの中より、所属結社でのそれぞれの賞の受賞を祝う文章が一つの動きとして掲載されたりした。

47年、神田寺同行会でたびたび当園を訪れ、俳句会と交流をもっていた石黒さとの遺金一〇〇〇万円余が、本人の遺言で患者のために寄付され、それをもって中央公会堂の改修整備がなされた。そして以後中央公会堂の名称は「石黒会館」と改められた。また『高原』誌にも寄付があって、『高原』では、この年より毎年11月号を、石黒資金を賞にあてての文芸特集号としている。その最初の文芸募集には、評論一篇、創作三篇、随筆一六篇が寄せられた。創作の選に亀島貞夫があたっているが、当園星政治の「鎖と境界線」が一席になった。これは愛犬物語である。ふりかえれば、二〇周年記念の「氷雨」（駿河・小泉孝之）は、思春期の少年が年上の女性にあこがれるというモチーフで、所内の若い悩みが描かれており、三〇周年記念号の入選作「吹雪と雨」（栗生・沢田五郎）は、療養所で死んだ母の

遺骨の葬り場所を、病む兄と健康な妹がなやむが、結局妹の再婚先きがあっさりその遺骨を引きとると云うもので、いずれも療養所が抱く深い人間のかなしみを追求しているが、「鎖と境界線」の場合、療養所の境界線の中で犬を飼って日々を楽しむといった、従来見られなかったことがテーマとなっているのである。またこの「鎖と境界線」は、市川為雄の推せんで、翌48年、群馬県文学賞を受けている。

さて『高原』は前述のとおり、故石黒さとの遺金により、現在毎年11月号を文芸特集号としているが、創作と随筆の選は石黒さとの甥にあたる渡辺平和がこれに当たっている。また毎号の文芸欄選者は、57年現在、詩＝村松武司、短歌＝荒垣外也、俳句＝大野林火、川柳＝渡辺蓮夫である。なお『高原』編集に携った者のうち、高橋晴緒が昭和33年12月、臣木至51年10月、また山本よ志朗は56年4月、それぞれこの地に逝った。

追記

昭和57年（一九八二年）8月21日、『高原』俳句選者大野林火逝去、享年七八歳。

次いで8月22日、高原短歌会を育成した鹿児島寿蔵逝去、享年八三歳。

生前の指導を謝し、茲に謹んで哀悼の意を表するものである。

年表

自　一八八七年（明治二〇年）
至　一九八二年（昭和五七年）

一八八七年（明治二〇年）

2 ※ 草津温泉改良会は正式に発足し、湯之沢への患者の移転準備が進められる。

※ 草津温泉改良議案成り、患者止宿の届け出制をもって、排除の方向を打ち出す。

4 ※ 角田戸長並びに温泉改良会は、患者らに湯之沢への移転を通告し、「御座の湯」浴舎の取り毀しを強行。

○ 湯之沢部落開村、移転四戸。

○ 同地の白須の湯の名称を「御座の湯」と改める。

一八八八年（明治二一年）

4 1 「御座の湯」の名称とともに、通称「頼朝様」の石祠も移して白旗神社と呼び、湯之沢部落の氏神とする。

○ 患者専門の宿屋である浜名館、成沢屋等相次いで移り、一〇余戸、三〇人余の小部落を形成する。

一八八九年（明治二二年）

5 16 フランスの宣教師テストウィッド、御殿場富士岡村神山一〇九番地に復生病院を開く。

○ 町村制実施に伴ない、草津村、前口、六合村（当時六カ村）、計八カ村が合併、これを草津村として役場を小雨におく。

※ 光泉寺薬師堂焼ける。

一八九〇年（明治二三年）

4 3 ハンナ・リデル、熊本市本妙寺にて初めてらい患者の群を見て非常に驚き、らい患者救済を決意する。

6 ※ ハンナ・リデル、熊本牧崎町（本妙寺付近）にらい救護所を設立。

○ エルウイン・ベルツ、温泉研究所と保養地建設をめざして、草津に七五〇〇坪の土地を妻荒井花子の名義で買う。

一八九一年（明治二四年）

8 ※ 好善社が救らい事業に着手。

一八九二年（明治二五年）

1 ※ 浮浪者処分の予戒公布。

11 ※ 伝染病研究所設立。

一八九三年（明治二六年）

※ ベルトラン復生病院々長となる。

一八九四年（明治二七年）

10 10 アメリカ人宣教師K・T・Mヤングマンを中心に好善社が東京府荏原郡目黒村に慰廃園を設立。

一八九五年（明治二八年）

10　12　ハンナ・リデル、熊本県飽記郡黒髪村下立田に回春病院設立。
○　後藤昌文死去（明治5年、東京柏木鳴子町に「私設癩病舎」設立）。
○　台湾における患者収容施設の台南養済院、彰済院は日清戦争の後、台湾が日本に割譲されたのを機に閉鎖される。

一八九七年（明治三〇年）

1　※　伝染病予防法公布。
2　※　ベルトラン、草津湯之沢を視察し、診療所建設を企画。
5　※　光田健輔、淋巴線の中にらいと結核の合併せる像を発見。
6　※　徴兵検査の際、壮丁中千人に一・五四人のらい患者を発見。
10　※　第一回国際らい会議ベルリンで開催、土肥慶蔵、北里柴三郎出席。
○　らい患者に関する第一回全国一斉調査、北海道を除き、二万三六六〇人（人口一万に五・五人）。

一八九八年（明治三一年）

7　14　光田健輔、東京市養育院に就職。
10　3　ゼヨン・メリー・コール、熊本に琵琶崎待労病院を設立。
○　東京府が本郷駒込千駄木町にらい専門病院を設立（収容人員一五名）。

一八九九年（明治三二年）

6　27　北里柴三郎伝染病研究所来訪、らい患者を慰廃園に収容、医師派遣治療する。
○　伝染病研究所、内務省所轄となる。
○　東京養育院内にらい患者を隔離するための回春病室を設ける。

一九〇〇年（明治三三年）

7　1　草津村から六合村六ヶ村を分離、草津村、前口村二ヶ村で草津町制施行。
○　ベルトラン、草津町にらい病院建設に着手するも、住民の反対にあい中止になる。
○　内務省、全国の地方庁に依頼し、らい患者の第二回実態調査を実施、三万〇三五九人。
○　ハンナ・リデル、その姪ライト、草津湯之沢を視察。

一九〇一年（明治三四年）

8　12　草津湯之沢大火。

一九〇二年（明治三五年）

3　6　らい患者取締に関する建議案、斉藤寿雄代議士より帝国議会提案、会期ぎれのため不成立。

※　身延山久遠寺境内の河原町（らい患者の宿泊所）が警察に焼き払われる。

○　草津町は町内を第一区（立町、本町、新田）　第二区（仲町）　第三区（泉水）、第四区（滝下）　第五区（湯之沢）　第六区（馬場、地蔵）　第七区（三ツ風呂、下間）　第八区（前口）の区制を実施。第五区湯之沢初代区長　浅野勝三郎。

一九〇三年（明治三六年）

11　※　在京山口県医学総会（会長・山根正次代議士）、らい予防法案の帝国議会提議を決議。

○　草津大火、仲町、泉水地区焼ける。

一九〇四年（明治三七年）

2　※　養育院々長渋沢栄一、光田健輔らの意見を容れ、らい病院建設を東京市長に建議、否決される。

12　※　山根正次代議士「伝染病予防法中改正法律案」を帝国議会に提出、否決される。

○　白根山爆発（弓池）。

一九〇五年（明治三八年）

4　11　光田健輔、東京市養育院医員となる。

10　※　らい予防相談会、渋沢栄一提唱して銀行倶楽部に朝野の名士を集め開催、ハンナ・リデル「日本におけるらい患者を如何にすべきや」光田健輔「らい病患者に対する処置について」講演。その席上、窪田静太郎内務省衛生局長はらい予防法政府案の用意を示唆。

一九〇六年（明治三九年）

1　※　らい予防法案、山根正次代議士より提出、貴族院の議決を見ず不成立。

4　13　ハンナ・リデル、藍綬褒章を受ける。

※　内務省、らい患者に関する第三回一斉調査、二万三八一五人（一万人に五人）。

10　19　綱脇竜妙、身延深敬病院を設立。

○　イギリス大使、重症らい患者の行き倒れを見、外務省に施設が貧困と難詰。

○　復生病院長ベルトラン、政府が療養所を島に設けることを伝え聞き批判、都市近郊に設くべきことを進言。

9　19　湯之沢部落の酒井順生堂「特効丸」発売。

一九〇七年（明治四〇年）

3　19　らい予防法、法律第11号として制定公布、（療養所設置を都市近郊か島または遠隔地にすべきか対立し法案提出が遅れていた）。

5　※　山本与平次町長、滝尻原払下げ出願。

○　ベルトランによる病院設立計画は、湯之沢患者並びに草津町民の反対でついにならず、ベルトランは復生病院へ帰院。

7　10　勅令第二六二号、らい救護費の支弁追徴、負担の件公布。

8　5　勅令第二八四号を以て「らい予防法第八条による国庫補助の件」公布。

一九〇八年（明治四一年）

4　1　勅令第二八四号らい予防法施行を布告。

※　勅令第二八五号、府県負担費用の国庫補助の件公布。

7　9　後藤昌直死去、起廃院閉鎖。

○　復生病院長ベルトラン藍綬褒章を受く。

○　仲町、立町三七戸、六〇棟焼失。

一九〇九年（明治四二年）

4　1　らい予防法施行。全生病院連合府県立療養所として東京、外島保養院大阪、九州療養所熊本、大島療養所四国、北部保養院青森を設立。

9　10　光田健輔、全生病院医長に任ぜられる。

12　※　第二回国際らい学会、ノルウェー国ベルゲンにて開催。デンマークのA・レルス博士、日本のらい政策を批判。

※　復生病院長ベルトラン、各療養所に看護婦の派遣を申し出たが政府は拒否。

○　湯之沢部落に労働組合共救会発足初代会長宮下栄五郎。

一九一〇年（明治四三年）

3　14　マニラで極東熱帯医学会総会開催。らい部会の決議事項①政府は患者に強制的届出を命ずるを要す②らい患者は全て隔離するをよしとす③らいは危険なる伝染病なり④外国人らい患者の入国を禁止す。

5　30　湯之沢患者への奉仕活動を行なっていた安中五郎次が賞勲局総裁より表彰される（六五歳）。

7　8　山本町長「湯之沢移転請願書」県知事宛提出。

8　17　湯之沢部落、移転反対の請願書を内務大臣宛提出（請願委員　菅根栄秋以下八二名。）

一九一一年（明治四四年）

10　※　山根正次、朝鮮総督令によりらい事情を視察。

※　勅令第三四一号を以て「癩療養所職員制」発布される。

○　草津町は、湯之沢移転目的の滝尻原の払下げを受ける。

○　湯之沢消防組創立。

○　草津―渋川間に自動車運行開始。

○　草津軽便鉄道株式会社創立。

○ 萩原秋水、冊子「草津温泉」一万部発行、忽ち売り切れ、3年後一万部増刷。

一九一二年（明治四五・大正元年）

2 17 ハンセン死去。（一八四一年ノルウェーに生れ、一八七三年らい菌発見）七一歳。

○ 公立療養所の作業賃一日三銭五厘。

11 ※ 湯之沢部落にて大谷派説教所遷座式。光田健輔らの尽力により真宗大谷派草津説教所として設立された。

○ 草津町が湯之沢部落移転予定地として滝尻原国有原野の払下げを受ける。

一九一三年（大正二年）

2 ※ 日本結核予防協会設立。

3 ※ 朝鮮大邱に私立らい病院設立。

8 25 ハンナ・リデル湯之沢部落に牧師米原馨児を派遣、防害あるも信仰団体「光塩会」結成の機運をつくる。

8 31 エルウイン・ベルツ死去。（ベルツは草津温泉が皮膚病、特にらい病に卓効のあることを国の内外に発表した。）

一九一四年（大正三年）

2 19 光田健輔、全生病院長に任ぜられる。

4 18 連合府県立病院内治安維持のため請願巡査派出所設置（昭和13年10月末まで存続。）

※ 大正博覧会、光田健輔は本博覧会に大風子油注射の研究成果を発表。

9 23 湯之沢部落にキリスト教信仰団体光塩会創立。湯之沢の人口三七二人。

※ 湯之沢部落に「大阪家族会草津支部」設立される。

一九一五年（大正四年）

4 ※ 全生病院で所内結婚の患者にワゼクトミー（優生手術）開始。

7 ※ 英宣教師コンウォール・リー、日本語教師井上照子と湯之沢視察。同所に山林一町六反を購入。

10 ※ 草津町は滝下口に関門を設け、応急隔離の名目で湯之沢と上町の交通を禁じた。

11 ※ 患者宣教師安部千太郎、光塩会の招きで聖書講義（三週間）。

一九一六年（大正五年）

3 10 法律第二一一号、施行規則改正（療養所の懲戒検束権を規定、所内に監禁室の設置）。

4 12 ベルトラン逝去（四九歳）。

20 コンウォール・リー、宣教と救らい事業を本格的に始める。

一九一七年（大正六年）

5　※　リーの協力者として、全生病院看護婦三上千代草津に来る。

7　※　安中五郎次逝去（七二歳）。

11　3　リーは三上千代の勧めに従い、服部けさ医師をバルナバ病院に招聘して、聖バルナバ病院創立。

一九一八年（大正七年）

○　水ノ窪（現在当園中地区）にホーリネスの「愛の友会」誕生、会長高山千秋ら五名は修道院的自活の信仰を行なった。

○　湯之沢の共同墓地（舟ノ尻）に湯花屋三右衛門建立の供養塔が移された。

○　ハンナ・リデル、回春病院内にらい研究所を設立。

一九一九年（大正八年）

3　31　内務省、第四回らい患者一斉調査、一万六二六一人（人口一万に対して二・九一人）入所患者一四九一人。

4　8　全生病院機関誌『山桜』創刊。

5　15　バルナバ病院女医服部けさの実妹テイは、水野仙子のペンネームで小説を書いていたが、湯之沢の姉のもとでその生涯を閉じた。

6　4　光田健輔、らい予防私案（浮浪患者強制収容、有資力患者の入所許可療養所の拡張、増設などを）内務省に提出。

○　光田健輔、らい結節乳剤による皮膚反応（光田氏反応）を発表。

○　下間（現在当園第二農園付近）に患者ホーム聖ステパノ館開設。

一九二〇年（大正九年）

9　14　内務省保健衛生調査会、患者「一万床増計画」を決定。

○　湯之沢部落共同火葬場新設（舟ノ尻共同墓地内）。

○　賀川豊彦「死線を越えて」出版。

一九二一年（大正一〇年）

○　安部千太郎、東京を引き払って来草し、草津明星団を結成（団員八〇名）。三上千代、服部けさは、安部のため栗生（現在当園下地区）に、家を買求め「服部館」と命名。

一九二二年（大正一一年）

○　湯之沢区長高田俥が、自由療養所地区案を県会に提出。

一九二三年（大正一二年）

7　28　第三回国際らい会議（フランス・ストラスブルグ）光

田健輔「日本のらいの統計」「らいの皮膚反応」、大風子油の効果等発表。

8 ※ 湯之沢患者の土地寄付等により「草津四国八十八ヶ所弘法大師教会所」開所。

○ リーの協力者井上照子、健康を害して草津を離れる。

9 1 関東大震災。

一九二四年（大正一三年）

4 ※ 島根県の女性、潮崎逸野が、湯之沢の患者三名を連れ朝鮮木浦沖虎尾島にらい療養所を建設するため渡鮮する。

9 15 草津電鉄乗車拒否反対住民大会。

10 31 服部けさ、三上千代はバルナバ病院を辞し、新たに鈴蘭医院を湯之沢部落に開設。

佐藤貞雄医師、服部けさの後任としてバルナバ医院に勤務。

11 22 鈴蘭医院開設後三週間にして、服部けさ、心臓弁膜症のため急死（四一歳）。

12 ※ リー、患者の親と同居する健康児童保育のためマガレット館開設。

一九二五年（大正一四年）

1 ※ リー、湯之沢の患者児童のため、寺小屋式の学校を開設。

2 24 本県選出代議士木檜三四郎、湯之沢部落補助に関する建議案を第五〇回帝国議会に提出。

4 ※ 三上千代、滝尻原（現在当園官舎地区）一万五〇〇〇坪を無償で借り受け、患者施設「鈴蘭園」を開設。

9 ※ 安部千太郎、湯之沢に聖書学校を開く。

11 15 内務省、第五回患者一斉調査、一万五三五一人（人口一万に対し二・七九人、入所者数二一七六人）。

○ リーが芳ケ窪に（現在当園本館付近）結核併発患者のため聖ジャイルス館を建てる。

一九二六年（大正一五年・昭和元年）

1 24 群馬県予防衛生会々頭（知事）牛塚虎太郎、第五一国会へ湯之沢部落に代る患者収容施設建設について請願。

2 6 木檜代議士らい政策質問書提出。

6 11 聖バルナバ札拝堂完成。

※ 聖バルナバ納骨堂を湯之沢共同墓地の一画に新設。

9 15 草津電鉄、草津――軽井沢線開通。湯之沢戸数二二一戸 人口五四六人。

○ 鈴蘭園後援のため「希望社」（後藤静香・会員三〇万）の募金活動はじまる。

一九二七年（昭和二年）

10 11 勅令第三〇八号国立らい療養所官制公布。

11　※　バルナバ病院医師佐藤貞雄、中之条白十字病院に転勤。

○　賀川豊彦、草津湯之沢を訪れ三上千代宅に三ヶ月滞在。

○　消費組合に関する賀川豊彦の講演に感動し、湯之沢消費組合を結成（発起人仁道清治、会員二〇〇名）。「ハレルヤ商店」と命名。

一九二八年（昭和三年）

1　※　三上代、湯之沢にらい患者専用の郵便局設立を請願。

6　※　湯之沢患者の健康子弟、草津小学校通学開始。

9　※　第一回日本らい学会（会長光田健輔）東京に於いて開催、以後毎年一回開催することとなる。

○　草津河合薬局から、らい治療薬「十一味薬」発売。湯之沢部落の人口六四六名。

一九二九年（昭和四年）

3　27　法律第一〇号「らい予防法」改正（療養所長の懲戒検束権、国立療養所患者費用の国庫負担）。

4　※　藤倉電線会社松本留吉の寄付金十万円にてバルナバ医院新棟開設（院長鶴田一郎）。

26　第二回日本らい学会（会長村田正太）、大阪医大に於いて開催。

10　※　救護法公布（日本最初の公的扶助義務を認めた救済立法）。

12　31　内地公私立らい療養所収容患者数三二七一名、うち公立二六八七名、私立五八四名。

○　草津郵便局分室として湯之沢に設置許可される（分室長黒岩利一）。

一九三〇年（昭和五年）

1　※　全国らい療養所会議、患者死因をらいとする旧慣廃止を決定。

2　11　草津郵便局湯之沢分室に日本最初のSK式消毒器が置かれ、患者の差し出す郵便物を消毒。

3　※　内務省、らい患者一斉調査（一万四二六一人、入所者三二六一人、病床数三七一八）。

※　湯之沢部落の人口八一七人、（草津全人口の1/3）。

4　2　第三回日本らい学会（会長遠山郁三）大阪医科大に於いて開催。

5　※　三上千代の鈴蘭園、経営難となる。

8　9　内務大臣安達謙蔵来草、湯之沢視察に引き続き、湯之沢移転候補地を選定のため視察。

○　リーにより、望小学校新校舎及び屋内運動場落成。

11　21　内務省、らい予防協会設立協議会開催。

12　※　湯之沢の盲人、点字を学ぶ。

一九三一年（昭和六年）

1 30 「国立癩療養所患者懲戒検束規定」認可公布される。
3 10 光田健輔、国立らい療養所長島愛生園々長となる（3月16日開園）。
31 第四回日本らい学会（会長林芳信）、東大医学部東講堂に於いて開催。
※ ※ 第五九国会は、草津に国立療養所設置を可決。
4 ※ 法律第五八号「らい予防法」を以って明治40年、法律第一一号を改正公布。本法により患者救護費弁償制が廃止され、本籍、氏名を申告せず入所可能となる。
10 内務省松崎技師、古見技師、霜崎属等来草、療養所建設の実地検分を実施。滝尻原、水ノ窪、栗生等一帯を選定した。
6 6 4 建築工事開始（測量）松崎留吉、現場監督大島技手。
6 25 皇太后誕生日、この日を「らい予防デー」と定め、全国各地で講演会等救らい運動を展開。
9 18 満州事変勃発。
10 7 温泉導引契約草津町議会にて議決成立。
11 ※ 鈴蘭園閉鎖。三上千代鈴蘭園の設備を政府に寄付し、第二鈴蘭園を建設のため宮城県名取郡秋生村に向う。
11 らい予防協会々頭渋沢栄一逝去。
12 22 草津町長山本与平次より内務大臣、官房会計長に対し、「草津療養所」への温泉導引承認文書提出。
27 朝鮮らい予防協会設立。同時に朝鮮に於ける患者の一斉調査実施、患者数八〇三一名。

一七三二年（昭和七年）

1 16 第一回らい療養所協議会が高松市讃岐会館に於いて各所長、警察署長、各県衛生関係者により開催。特に所内に於ける思想取締について協議。
6 28 草津療養所地鎮祭を執行。
10 1 白根山大爆発。
21 防疫官兼内務省技師古見嘉一、草津療養所々長となる。
矢嶋良一、国立らい療養所医務嘱託、草津療養所勤務を命ぜられる。
11 9～10 大林知治、書記として草津療養所勤務を命ぜられる。
記念館に於いて開催。第五回日本らい学会（会長村田正太）、大阪大学
12 1 文芸誌『高原』創刊。バルナバホーム患者により短歌を主に俳句、詩、散文を集め毎月発行。昭和16年2月、湯之沢解散にともない一〇〇号を以って廃刊。
16 国立療養所栗生楽泉園開所式。内務省予防衛生局長高野六郎他県、町関係者出席。
28 湯之沢患者五味勘三郎、初の入所者となる。
患者数 三名
建物数 患者住宅八棟、白根舎、天竜舎、隅田舎、石狩舎、大井舎、最上舎、多摩舎、利根舎、治療棟、事務所、第一浴場、栗生会館、官舎。

一九三三年（昭和八年）

1 6　栗生楽泉園開園祝賀記念式挙行。
1 29　患者慰安第一回レコード演奏及び映画会開催。
2 1　医官矢嶋良一、宇都宮歩兵第59聯隊へ入隊。
2 2　皇太后御歌〝つれづれの友となりても〟伝達式挙行。
2 21　草津青年団寄贈による慰問演芸会開催。
4 9　児童保育所設置の事務打合せのため、救世軍本営植村中佐及び加藤大尉来園視察。
4 15　栗生保育所に於ける保育部事務取扱い専任者として、救世軍日本々営より加藤滋赴任。
5 11　児童保育仮収容所開所。
5 28　高島重孝、医官に任ぜられる。
5 15　武田正之、当園医官に住ぜられる。
5 20　久保田群馬県警察部長一行、並びに木桧代議士来園視察。
6 10　児童保育所新築工事開始。
7 1　湯之沢にて、コンウォール・リー喜寿祝賀会催される。
7 15　阿部秀直多磨全生病院医員となる。
8 5　財団法人らい予防協会主催によるらい予防に開する講演及び映画会を草津町を中心に三日間実施。
8 15　入所者の手で馬小屋一棟竣工。
8 30　鹿児島宮内省総務課長外随員一行来園視察。
9 15　らい予防協会理事長宛、患者慰安用品交付申請。野球用ユニホーム20着、砲丸、フットボール、庭球用具、スキー10組、他。
9 19　栗生大爆笑団主催第一回演芸発表会開催。
10 1　山室救世軍日本司令官一行来園視察。
10 ○　児童保育所落成、名称を栗生保育所とする。所内仮保育所より移転。
10 3　保育所敷地内に草津小学校栗生分校設置。
10 5　田中雲山らを中心に、俳句会「やどり木吟社」結成される。横浜、静岡などの宗匠のもとに句を送り、選を依頼する。
10 8　栗生楽泉園慰安会十坪住宅ひばり舎竣工（自由地区壱住宅初めて建つ）。
11 4　古見嘉一、内務省兼任を解かれ専任園長となる。
11 10　栗生保育所開所式挙行。
11 30　自由地区内の患者住宅地区を花ガ岡、鳥ガ岡、川ガ岡とし、それぞれ花、鳥、川の名を舎名としたいと大林書記が提案。後に「岡」が「丘」と改められる。
12 10　第六回日本らい学会（会長長与又郎）東大医学部講堂に於て開催。5日まで。
12 10　演題八〇。従来関係者の研究発表団体に過ぎなかつたが、この時より会則を定めた。
12 10　嘱託武田正之。医官補となる。
12 30　荒井イ子（ね）　看護婦長に任ぜられる。
12 30　荒井イ子（ね）一身上の都合により依頼免官。

12 8 嘱託矢嶋良一、再び国立らい療養所医官に任ぜられ、栗生楽泉園勤務。なお宇都宮第五十九聯隊入営中のところ満期退営12月20日帰任。

※ 草津町湯之沢部落の真宗大谷派草津説教場より患者僧侶花本再生を迎え、中央公会堂で毎月三回～四回読経法要を営む。また野田市明浄寺住職和光堅正、来草の際当園へも布教に立ち寄る。

18 浅間、榛名、妙義、赤城、富士、筑波、官舎食堂（二階建、他）竣工。

監禁室（所）設立。

敷地総面積　一八〇、二一五坪

内訳　病舎地区敷地一二二、九六五坪

官舎地区敷地五七、二五〇坪

建物総棟数　五三棟

一九三四（昭和九年）

1 18 皇太后、らい療養所長を大宮御所に招かる。以来慣例となる。

2 12 平野省三、国立らい療養所書記に任ぜられ楽泉園勤務となる。

3 29 印度のらい学者アイザック・サントラ博士は、我が国のらい事情視察のため来日する。

4 28 第一回演芸会開催。

30 山林原野六〇、二二〇坪を農林省より敷地として所管換を受ける。

5 10 ※ 盲人患者一〇余名により「杖の友会」発足。

兼子アイ、国立らい療養所看護婦長に任ぜられ楽泉園勤務となる。

5 22 らい予防協会より金額二五〇円の範囲内で患者慰安に要する要望内容の提出が求められ、演芸用かつら、女物着物、大道具、小道具類の購入を希望した。

6 30 有資力患者用売住宅二棟竣工。外に6月13日まで六棟の売住宅竣工。

7 10 第一回合同慰霊祭を下地区グランドに於いて挙行。真宗大谷派布教師和光堅正に依頼、源信和尚の命日に因んで6月10日としたもの。

※ 日蓮宗妙法会では、会名称を日蓮宗栗生妙法会とし、熊笹で堀立小屋をつくり（元三笠舎下）、朝夕の勤行に励んだ。信者数一八名。

8 13 群馬県庁勤務職員有志の寄付金による患者住宅〝群馬寮一棟〟川ガ丘に建つ。

9 26 崇信会発足。真宗大谷派信者広沢賢治宅（独立家屋）にて集会、読経を続け、信者数も一五〇名になる。なお会名は和光堅正により命名された。

15 貴族院議員松井茂来園視察。

勅令第二七〇号を以つて微生物研究所官制公布。大阪帝国大学に微生物研究所が設置され、らい治療研究部長として佐谷有吉任命される。所員桜井方策教授。

9 21 大阪外島保養院風水害で壊滅。患者一七三名、職員三名、職員家族一一名死亡、患者生存者四一六名は施設復興再建まで全国各療養所に分散依託されることになった。

10 1 財団法人らい予防協会による有資力患者住宅二〇棟竣工。

5 外島保養院依託患者四〇名来園。

20 外島保養院依託患者第二次収容五八名、計九八名となる。有資力患者用売買家屋二〇棟を中心に受入れ、浪速ガ丘と命名される。

※ 群馬県から湯之沢部落に自動車一台貸与される。

11 16 群馬県下に於ける陸軍特別大演習に際し、海江田侍従来園。以後この日を記念して開園記念日と定む。

15～16 第七回日本らい学会（会長光田健輔）岡山医科大講堂に於いて開催。研究発表一三五題。

12 ※ 五日会（自治会）会長広沢賢次・副会長木村誠選出。

12月末官公私立らい療養所収容患者数・四九八九名、うち国立二二七二名、公立三〇三五名、私立六八二名。

職員数　四九名

患者数　二八九名（定床一一五名）

内訳　栗生　一八三名

外島　九四名

相談所扱い　一二名

一九三五年（昭和一〇年）

1 1 従来の役員選出方法から全員の選挙による自治会役員の選出。名称も五の日毎に定例役員会を開催することから「五日会」として発足。任期半年、主事（会長）広沢賢次、副・木村誠。

18 皇太后一〇療養所長拝謁、患者の生活状況、施設等につき御下問。

2 11 紀元節を記念して財団法人三井報恩会は、東京府商工奨励会館に於いて永年らい事業に関係せる職員の表彰式を挙行。

17 ※ 草津青年団寄贈による患者慰安演芸会開催。日本ＭＴＬ、らい療養所施設拡張請願書を衆議院議長宛提出。

3 14 らい療養所拡張、研究所設置の建設案、第六七議会に川渕代議士より提案可決。

3 31 全国の警察官によりらい患者数一斉調査。患者総数一万五三七一名（人口千人に対し二・一九人）。入所患者五二九〇名。

湯之沢部落戸数一八〇、人口男三七一、女二八一。

※ 崇信会々員数百八十余名となり、本山に対し説教場建設を発願。了承される。

5 11 第一回春季体育運動会。

13 患者小住宅（自由地区）一五棟竣工。（鈴蘭、菖蒲、琵琶、濱名、十和田寮等）。

6 10 光田健輔愛生園長、前外島保養院々長村田正太来園視察。
9 7 本年度新築工事建物の総合上棟式を挙行。
23 患者演芸会開催。
27 豪雨襲来、温泉工事その他に甚大なる被害蒙る。
30 らい予防協会より患者慰安に関する要望事項を三〇〇円以内にて提出するよう連絡を受理、制限額を越える映写機を要望。
10 10 第二回秋季体育運動会開催。
11 11 皇太后より五ヵ年継続して各療養所に施設拡充の御下賜金を得、治療室、重病棟を建つ。
15 事務本館落成、仮事務所より移転する。その他炊事場、第一病棟、隔離病舎、火葬場竣工。
※ 入園への案内「栗生楽泉園」パンフレットを発行。
患者作業昇額制度実施。就業日数満一年に達し成績佳良と認むる者に対して左の区分に従い昇額することを得。甲作業十銭を十一銭に、乙作業八銭を九銭に、丙作業六銭を七銭に、また就業日数千日に達した者、最高額に昇額（詮衡による）。
11 16 第八回日本らい学会（会長佐谷有吉）阪大付属微生物病研究所講堂に於いて開催、17日まで。演題一二六。会場に患者作品展覧会とらいに関する古文書を展示。
11 28 皇太后により清閑寺事務官、藤村宮内属来園視察。職員ならびに患者に対し金一封の御下賜。
本年度に於ける主な建物、事務本館、炊事場、第一病棟、隔離病舎、理髪作業場、吉野、金剛、及び三井報恩会寄付金による第一～第六報恩寮等。
敷地総面積　一八万二一五坪
建物総棟数　九三棟（病舎地区六三棟官舎地区三〇棟）
職員数　五七名
患者数　三六六名
栗生相談所患者八名、外島委託患者八名
19 本学会に於いて万場一致で「建国二千六百年次までにらい患者一万人収容施設実現方陳情書」を決議、内務大臣に提出。

一九三六年（昭和一一年）

1 1 五日会々長小林常太郎・副会長鈴木一。
8 バルナバ保育所マーガレット館全焼。コンウォール・リー明石で静養中。
2 15 内務省に於ける官公立らい療養所長ならびに所属府県衛生課長会議の席で「らい根絶二〇年計画」を公表。その第一着手として昭和11年度から一〇年間に患者一万人の収容施設整備拡充決まる。
19 栗生消防団創立式挙行。

4
1　慰安会購買部（職員）に於いて煙草、郵便切手類取扱う。
5
22　らい患者受刑者収容のための専用刑務所設備に関する建議案が衆議院に提出される。
23　第三回春季体育運動会開催。
※　ベルッ花子夫人より寄付金四〇〇円。この資金にて小住宅、花子寮（七・五坪）建設。
30　慰安会患者住宅四棟竣工。
6
7　皇太后より楓実生苗一五〇本並びに菓子一箱の御下賜伝達式。
8　前橋市方面委員二〇名来園視察。
10　原田久作外島保養院々長視察兼委託患者慰問のため来園。
23　慰安会患者住宅二棟竣工。
29　君島群馬県知事視察ならびに患者慰問。
7
1　石原群馬県警察部長視察。
10　五日会々長木村誠、副会長広沢賢次。
13　「長島愛生園騒擾事件」起る。全入園者がハンストと作業拒否で、生活改善と自治権を要求決起した。当園から高島医官を医務手伝いのため派遣。帰園報告を下地区娯楽場に於いて行う。
23　元逓信大臣南弘来園視察。
8
9　慰安会患者住宅三棟竣工。
10　本園及び外島遭難物故者慰霊祭。
18　所長会議が内務、司法両大臣に「不穏らい患者取締りに関する陳情書」を提出。
10
1　第四回秋季体育運動会。
10　恩賜病棟竣工。
30　講堂に於いて開催。演題一一二。
11
14～15　第五回日本らい学会（会長遠山郁三）東大医学部
16　開園記念祝賀式（第五回）挙行。
27　三井報恩会役員会は、二〇〇九万余円をらい療養所設置資金として寄付することを決定。同日内務省衛生局に正式に寄付手続きを執った。（内務省はこれを基金として三ヵ年継続事業とし、新らたに国立療養所三ヵ所を新設することに決定）。
30　千葉県らい予防協会よりの寄付金による患者住宅千葉寮二棟竣工。
※　湯之沢部落代表一七名の連署により、らい自由療養村建設期成会が結成され、各界に請願書を発し運動につとめる。
※　栗生楽泉園開園以後五年間に湯之沢部落より入所せる患者数、昭和7年一名、8年八四名、9年七七名、10年七二名、11年五〇名、計二八四名。
12
16　慰安会患者住宅一棟竣工。
※　真宗大谷派東本願寺光明会よりの寄付による説教所兼患者住宅竣工。和光堅正が〝大谷光明寮〟と命名。

敷地総面積　一八万二一五坪
建物総棟数　一〇〇棟（病舎地区　六三棟
　　官舎地区　三七棟）
職員数　六七名
患者数　四五七名
内訳　栗生　三五一名　外島　八六名
相談所　一七名

一九三七年（昭和一二年）

1 1　五日会々長広沢賢次、副会長鈴木一。
2 11　栗生神社建立。
4 ※　京都帝大医学部は、皮膚科研究室に新らたに病室を設け、らい患者の治療に当たった。主任小笠原登教授。
9　聖公会信者川口某死去の際、作業場の一隅にて葬式を行うのをみて、バルナバ教会布教師ネテルトンが所内にも教会堂の必要を痛感し、その基金として一〇〇〇円の寄付をする。
27　春季演芸会開催。
29　君島群馬県知事一行来園視察。
6 5　九州療養所長宮崎松記来園視察。
10　医官補武田正之医官に任ぜられる。
15　在園物故者慰霊祭施行。
7 1　五日会々長広沢賢次・副会長小林常太郎。
7　芦溝橋事件勃発、支那事変に発展する。
※　入所者国防献金しラジオニュースとなる。
30　内務技師浜野規矩雄、寺田群馬県衛生課長同行来園視察。
10 10　土屋群馬県知事一行来園視察。
15　国威発揚、国民精神総動員に関する訓辞、武運長久祈願祭を執行。
25　在園者慰安映画会。
30　千葉県らい予防後援会よりの寄付金による患者住宅（第三千葉寮）一棟竣工。
11 15～16　第一〇回日本らい学会（会長野島泰治）高松市讃岐会館に於いて開催。演題九八。
16　開園五周年記念式挙行。
12 5　高野六郎予防課長他予防課員一行来園。
6　患者作家北条民雄（全生病院）腸結核で死去。
12　栗生楽泉園看護員養成所設立。生徒数一四名。
職員数　七七名
患者数　四三三名

一九三八（昭和一三年）

1 1　五日会々長木村誠・副会長小林常太郎。
園内広場に於いて職員及び全患者一同四方拝遙拝式挙行。

4　らい予防協会より委託の栗生保育所建物中保育部火災焼失。
11　厚生省創立。
12　皇太后より保育所火災被災児童被服類購入資金々一封御下賜。
　俳誌『やどり木』謄写版印刷刊行（森山照葉担当）。
25　春季演芸会開催。
30　赤座斉医官補に任ぜられる。
4
3　第一一回日本らい学会（会長松本信一）京大講堂に於いて開催。演題一五。
6　加島正利看護長に、辻中久調剤手に、五十嵐正雄技手にそれぞれ任ぜられる。
※　佐藤曽平『草津町史』を著す。
※　湯之沢部落津久井館主細野和作と楽泉園の間に買収契約が秘密裡に成立。
5
4　音楽会開催。
20　厚生省予防局予防課長通達、監禁室使用状況調査。
21　稲垣群馬県総務部長一行視察。
6
5　『北条民雄全集』創元社より刊行。ベストセラーとなる。
13　厚生属兼拓務属国立らい療養所書記霜崎清、栗生楽泉園事務官となる。
15　在園物故者合同慰霊祭を執行。
※　第四回国際らい会議、カイロに於いて開催。
25　らい予防デーに際し、古見園長日比谷公会堂に於けるらい予防講演会にて講演。
28　外島保養院が邑久光明園として再建、委託患者七四名帰園のため出発。来園時九八名、三年九ヵ月滞在。八名が残留を希望した。
7
1　五日会々長木村誠・副会長小林常太郎。
　高島重孝医務課長、霜崎清庶務課長に任命。
※　本田一杉により『鳴野』誌が発刊、当園参加者二〇名。『やどり木』を『栗の花』と改名、謄写印刷刊行続く。
8　杉野群馬県衛生課長来園参観。
16　神宮良一光明園々長帰園者の状況報告と視察のため来園。
8
13　春日清鶴一行慰問来園。
9
12　秋季第一次東部防空訓練。
22　秋季演芸会開催。
10
23　初の入所者五味勘三郎死去。
28　園内広場に於いて漢口陥落祝賀式。
　愛生園長光田健輔来園視察。
11
19～20　第一二回日本らい学会（会長宮崎松記）、熊本医大講堂に於いて開催。演題八四。
※　第四回国際らい会議。
23　中条北部保養院々長視察。

12 ※愛生園医官小川正子『小島の春』出版。
11 草津小学校栗生分教場火災。
24 重監房「特別病室」設置。
敷地総面積　一九四、六五一・七五坪
建物総棟数　二二六棟
職員数　九四名
患者数　五八六名

一九三九（昭和一四年）

1 1 五日会々長木村誠・副会長小林常太郎。
2 9 在園者中木炭使用量の最も少き者に対し、毎月一回賞金交付。賞金の額、一炬燵を単位として一等は一人に付き金五〇銭宛、二等は一人に付き三〇銭宛、三等は一人に付き一五銭宛を支給すると園側で発表、しかしこの制度も一回だけで終った。
21 長谷川久治、楽泉園医官に任ぜられる。
23 愛生園患者明石海人の歌集『白描』が長崎書店より発行される。
4 ※精米所設置、患者作業員三名従事。
13 栗生神社、鈴蘭神社起工修祓式挙行。
23 中央公会堂上棟式挙行。厚生省床次厚生課長、三井報恩会遊佐社会事業課長外三名来園列席。
7 1 五日会々長広沢賢次、副会長木村誠。
8 6～7 第一三回日本らい学会（会長中条資俊）青森に於いて開催。各種研究発表と同時に、内務大臣への陳情書作成。一万人収容計画の実現、公立らい療養所の国立への速やかな移管などを要請。
9 16 医官高島重孝、書記大林知治東北新生園勤務となる。
18 医官矢嶋良一医務課長となる。
医務課長矢嶋良一応召中。医官玉村孝三医務課長代理となる。
10 27 国立らい療養所東北新生園創立開園、園長鈴木立春。
11 1 栗生神社落成式挙行。栗生神社、鈴蘭神社鎮座祭執行。
農産物品評会（近接町村）患者作品展覧会等開催。厚生省高野予防局長外多数、各療養所関係者等来賓一〇〇余名列席。
12 聖慰主教会礼拝堂落成聖別式。（立教大学総長ライフスナイダー並びに教区主教の司式により行われた。信徒数九〇名）。
※満州に於けるらい療養所「満州国々立同康院」が奉天省鉄嶺県に新設される。院長難波政士、（同院のその後について、昭和19年当時、収容患者数日本人一〇名、朝鮮人四九名、中国人五名、昭和20年8月終戦により閉鎖）。
12 4 コンウォール・リー、勲六等に叙せられ、瑞宝章を賜わる。
14 従来湯之沢部落よりの診療は無料であったが、物資欠

乏、物価騰貴のため有料となる。
一、あらたに治療包帯等使用した場合一回につき七〇銭。
一、包帯等そのままで再治療の場合一回につき三五銭。
一、内服、外用共薬瓶代として一回につき一〇銭、但し瓶を返したるとき返金。
一、臨時入所料として一日につき八五銭（入所料三五銭治療五〇銭）。
12 27 井上謙、書記に任ぜられ栗生楽泉園勤務となる。なお県からも嘱託金一〇円を給せられ、湯之沢部落の事情調査にもあたった。
職員数　一〇五名
患者数　九六二名

一九四〇年（昭和一五年）

1 1 五日会々長木村誠、副会長平山勇。
16 臨時入所患者火葬料定める。一体につき一三円。内訳＝棺及び骨壺代四円五〇銭、薪代三円、経惟子、ローソク線香代一円五〇銭、仏前菓子代一円七〇銭、人夫賃（患者作業員）、一円六〇銭、花代七〇銭。
20 矢嶋医官出征中のところ帰還。
21 炭焼き作業、佐藤、石井等六名により実施中であったが、原木確保が困難になり、更に二名増員、炭窯も二基増設、それまでは特別作業賃であったが作業賃も四貫俵一俵につき六〇銭と改定、一ヵ月の生産量三百四〇俵にも達した。
2 11 栗生楽泉園慰安会事務奨励のため宮内省より金一封御下賜される。
19 過去約七年間救世軍に委託してきたが、栗生保育所は本園の直轄事業となる。
3 4 患者作業による牛乳生産軌道にのる。一日量一斗四升。使用内訳＝小牛飼育用約四升、病棟入室者用約五升、患者売店にて販売五升（販売価格一合三銭）。
4 11 開園以来必要に迫られ実施してきた諸事業を財団法人栗生楽泉園慰安会として正式発足。目的、事業内容、代表者及び役職員の構成等会則により定める。
26 書記太田信男星塚より楽泉園勤務となり赴任、事務分館長となる。
5 27 近接町村第二回木炭品評会開催。
22 栗生神社前の原野を患者奉仕作業によりグランド造成行う。
6 17 児童患者が、売店用紙袋作りに従事。古雑誌を使用して、一〇〇枚につき五銭の奨励金を受ける。
7 1 五日会々長木村誠・副会長夏海八郎。
9 熊本県本妙寺らい部落、県警強制執行により解散させられる。
16 本妙寺患者三七名熊本県より送致される。婦人、子ど

もを除く男子直ちに正門前から「特別病室」に投獄となる。

20 消（警）防団旗授与式挙行、団員三三名。

31 九州救らい協会理事長石松景蔵、常任幹事潮谷総一郎より、古見園長宛本妙寺患者で「特別病室」に収監されている者の釈放を強く要請する文書届く。

8 15 消防ポンプ一台追加購入。団員三三名から四八名に増員任命。

9 4～5 第一四回日本らい学会（会長周防正季）大学及び小鹿島更生園に於いて開催。演題七七・他特別講演三、皇太后侍医西川義方がこの会に出席した。

19～20 群馬県主催、県下各警察署、衛生主任らい予防に関する事務打合せ会議当園にて開催。

11 1 第二回近接町村農産物品評会を中央公会堂に於いて開催。

日本聖公会理事会は、聖バルナバ医院正式解散を決定。所属の土地一切を財団法人らい予防協会に寄付。

※ 厚生省、らい患者一斉調査（一万五七六三人）。

※ 五日会々則改正（任期変更、10月、4月改選実施とする）。会長夏海八郎、副会長渡辺新一郎。

※ 湯之沢世帯一八二戸、人口五七四人。

10 皇紀二六〇〇年記念祝典挙行。

12 古見園長、全国各療養所々長と共に大宮御所に伺い御下賜金拝受。

14 皇太后より金一封を以つて恩賜治療棟（注射室）建設決定。

職員数 一〇一名
患者数 九七一名

一九四一年（昭和一六年）

○ 東北帝大に抗酸菌研究所設置（らいの部、佐藤三郎教授担当）。

3 4 全国官公立らい療養所々長会議開催、於厚生省。

10 在日本エビスコバル宣教師社団は昭和16年4月30日を以つて聖バルナバ医院を閉鎖し、土地、建物を財団法人らい予防協会に寄付することに決定。

11 群馬県が湯之沢移転交渉委員会を選任。

12 湯之沢区長、部落解散交渉に応じるよう言い渡される。

28 草津仲町大火、二五棟焼失。湯之沢消防団出動する。

4 30 栗生売店竣工開店（花ガ丘より移転）。

バルナバ医院閉鎖。収容者四四名楽泉園入所。

5 1 五日会々長藤原時雄、副会長山下朝一。

5 7 群馬県と湯之沢部落との間に移転交渉円満解決し、覚書を交換。

18 湯之沢部落解散式を挙行。即日移転開始。昭和17年末までに完了することを決定。

6 19 知事薄田美朝宛鉱泉掘削（官舎北側湯川付近）に関す

る要請書提出。

7 1 本園患者定床数九七五となる。

3 多磨全生園患者大工部より六名派遣される。

15～16 全国々立らい療養所々長会議開催、於厚生省。菴羅樹の苗と皇太后の写真拝受。17日拝戴式。

31 邑久光明園より労働作業従事のため二八名（男二四、女四）来園。

8 1 園長古見嘉一勅任官待遇となる。

8 河合正九二調剤手勤務となる。

9 新棟完成、早乙女舎ほか夫婦舎七棟。旭舎ほか独身舎六棟。

16 古見園長より草軽電鉄社長吉川忠一宛らい患者輸送に関して要請。

9 3 草軽電鉄社長より患者輸送拒否の回答あり。

10 7 本妙寺より来園せる患者二三名、草津高原の寒気に耐え得ず、星塚敬愛園に転園手続を希望、高橋英親以下連名捺印により園長に歎願書を提出。

18 汽缶場裏倉庫に代用食パン焼窯設置。

11 1 五日会々長木村誠、副会長藤原時雄。

11 4 新棟夫婦舎八舎四八世帯の入居者を発表。湯之沢からの移住者、結婚できず待っていた人達、その他。

14～15 第一五回日本らい学会（会長佐谷有吉）大阪帝国大学に於いて開催。五〇〇〇人増員のため収容施設の拡張、傷病軍人らい療養所設立案。

12 18 邑久光明園の二八名帰園の為出発。

8 太平洋戦争勃発。

18 コンウォール・リー逝去。大正4年湯之沢部落の教化のため、五八歳の老齢にもかかわらず聖書を説き、生活困窮者の救護、バルナバ医院の経営に当たり、女史の庇護をうける者二五〇名の多きに達したと云う。昭和11年病弱のため明石に引退、事業は聖公会北関東教区の手に引継がれ　八四歳七ヵ月の生涯を終った。

職員数　一一四名
患者数　一〇七一名

一九四二年（昭和一七年）

2 4 矢野真直書記に任ぜられ赴任。

12 長野県北佐久郡軽井沢町草軽電気鉄道株式会社々長岩切重雄より鉄道省監督局長佐藤栄作（後の総理大臣）宛らい患者輸送について御要望に添い兼ねるとの回答。

3 10 湯之沢より移築中であった聖バルナバ医院（木造二階建、建坪一四九坪余、二三九一円二八銭）同付属聖望学校移築完了。

29 第一六回日本らい学会（会長大田正雄）東京にて開かれ、日本医学総会に参加し、皮膚科学会と合同して開催された。

4 18 米軍による本土初空襲。

5
28 鶴田一郎医官に任ぜられる。
1 五日会々長木村誠・副会長藤原時雄。
17～18 近接町村第四回木炭品評会を開催。
25 コンウォール・リー女史の遺骨を明石より迎え、信徒及び関係者出席して聖バルナバ教会に於いて通夜の式を行う。
26 リーの遺言により病者墓地の聖バルナバ納骨堂に安置、納骨式を行う。
邑久光明園より昨年同様労働作業従事のため三七名来園。
27 患者収容二〇〇〇名を目指し、隣接国有林野等土地管理換えに関する陳情書提出認可される。
28 多磨全生園より大工作業員一二名来園。
7
1 保育所敷地内に技工修練所設立。未感染児童の授産施設として、つつじ丘工芸学園と名付けられた。
27 軍事保護院総裁陸軍大将本庄繁来園、視察後講演。
31 三井報恩会米山理事長来園視察。
8
5 貴族院議員下村宏、同関原貞三郎及び東北帝大教授藤瀬新一郎来園視察。
10
10 矢嶋良一学位受領「癩の潜伏期について」。
湯之沢部落解散終了し湯之沢の氏神白旗神社は白根神社境内に移転された。
19 治らい薬セファランチンを研究用として寄贈されるよう財団法人化学療法研究所（千葉）に要請。
11
1 五日会々長藤原時雄、副会長木村誠。
13 天理教会堂落成式並びに遷座祭。
14～15 第一七回日本らい学会（会長光田健輔）於岡山医大講堂。演題九一、「癩専門学者南方派遣に関する要請書」を厚生大臣に提出。
16 開園一〇周年記念式挙行。於中央公会堂。併せて皇太后歌碑除幕式挙行。
12
8 厚生省衛生局長宛、各らい療養所に大麦同様玄米を直接配給されたいと詳細な理由を付して要請。
※ 保育所栗生分校教員で俳誌『あさま』の主幹蜂須賀要、夜間園内の俳句会に出席したため、霜崎庶務課長に厳重な注意を受ける。
※ 保育児童技工修練所と併せ、軽症患者を対象に技能修練所（木工場）開所。指導者近藤将照技師。
職員数 一一七名
患者数 一二六三名

一九四三年（昭和一八年）

2 1 草津郵便局湯之沢分室が当園内に移転。室長は黒岩利一。
15 書記井上謙、海軍書記となる。
23 医官玉村孝三、海軍技師となる。
4
10 園長古見嘉一高等官二等となる。
24 皇太后御写真奉安殿に安置。

5　1　五日会々長藤原時雄、副会長山本好美。
24　第五回木炭品評会当園にて開催。
27　リーの記念碑、「つれづれの」歌碑など旧湯之沢区内に建立され、以後頌徳公園と命名される。
6　7　日本救らい協会は、全国高等女学校々長宛に女学生一人一〇銭の献金を願うことになり、らい予防思想の普及実践につとめることとした。
18　在園物故者合同慰霊祭執行、於中央公会堂。
30　県立新潟高等女学校職員生徒一同より送金一〇四円五〇銭。
7　5　皇太后よりの菓子、草花、野菜種子、鶏卵、粉乳の伝達式。
14　全国らい療養所々長会議。大東亜らい絶滅に関する意見書を陸、海軍、大東亜、厚生各大臣に提出。
19　故服部けさの湯之沢所有宅地二三坪六合三勺、甥服部静雄より栗生慰安会に寄付、移転登記完了。
9　15　奉安殿落成、奉安式挙行。
29～30　第一八回日本らい学会（会長古見嘉一）。於栗生楽泉園、演題六九。
9　※　俳句選者本田一杉来園、帰阪後「鴫野」誌上に「老松の門」と題し栗生楽泉園及び作句者等紹介。
10　5　栗生楽泉園職員会設立。
18　栗生大師講発足、会堂無く大沢宅を仮集会所とする。会員八名。
5　1　五日会々長藤原時雄、副会長山本好美。
24　第五回木炭品評会当園にて開催。
27　リーの記念碑、「つれづれの」歌碑など旧湯之沢区内に建立され、以後頌徳公園と命名される。
6　7　日本救らい協会は、全国高等女学校々長宛に女学生一人一〇銭の献金を願うことになり、らい予防思想の普及実践につとめることとした。
18　在園物故者合同慰霊祭執行、於中央公会堂。
30　県立新潟高等女学校職員生徒一同より送金一〇四円五〇銭。
7　5　皇太后よりの菓子、草花、野菜種子、鶏卵、粉乳の伝達式。
14　全国らい療養所々長会議。大東亜らい絶滅に関する意見書を陸、海軍、大東亜、厚生各大臣に提出。
19　故服部けさの湯之沢所有宅地二三坪六合三勺、甥服部静雄より栗生慰安会に寄付、移転登記完了。
9　15　奉安殿落成、奉安式挙行。
29～30　第一八回日本らい学会（会長古見嘉一）。於栗生楽泉園、演題六九。
9　※　俳句選者本田一杉来園、帰阪後「鴫野」誌上に「老松の門」と題し栗生楽泉園及び作句者等紹介。
10　5　栗生楽泉園職員会設立。

一九四四年（昭和十九年）

1　11　財団法人栗生楽泉園慰安会事業奨励のため宮内省より金一封下賜。
28　松村マツ国防献金六円一六銭。
2　26　江口その国防献金五円。
27　邑久光明園との患者交換事件。
3　1　沖縄国頭愛楽園爆撃され、主要建物に甚大なる被害受ける。なお空襲は二三日間続く。
4　15　傷痍軍人職業補導助成金交付方の件、群馬県知事宛申請。
5　1　五日会々長藤原時雄、副会長山本好美。
6　21～22　東京都疎開国民学校児童及び職員、また横須賀海軍病院草津分院関係者を二日間にわたり中央公会堂に招き、患者演芸部、音楽部による慰安演芸会を開催。
26　職員及び家庭防空合同消防演習訓練実施。
28　前田普羅（俳誌『辛夷』主宰）慰問のため来園。俳句会開催。
11　1　※　療友会（傷痍軍人会）発足。会員二五名。
五日会々長藤原時雄、副会長山本好美。
職員数　一一七名
患者数　一三三名
1　11　財団法人栗生楽泉園慰安会事業奨励のため宮内省より金一封下賜。
28　松村マツ国防献金六円一六銭。
2　26　江口その国防献金五円。
27　邑久光明園との患者交換事件。
3　1　沖縄国頭愛楽園爆撃され、主要建物に甚大なる被害受ける。なお空襲は二三日間続く。
4　15　傷痍軍人職業補導助成金交付方の件、群馬県知事宛申請。
5　1　五日会々長藤原時雄、副会長山本好美。
6　21～22　東京都疎開国民学校児童及び職員、また横須賀海軍病院草津分院関係者を二日間にわたり中央公会堂に招き、患者演芸部、音楽部による慰安演芸会を開催。
26　職員及び家庭防空合同消防演習訓練実施。
28　前田普羅（俳誌『辛夷』主宰）慰問のため来園。俳句会開催。
11　1　※　療友会（傷痍軍人会）発足。会員二五名。
五日会々長藤原時雄、副会長山本好美。
職員数　一一七名
患者数　一三三名

7 5 東京本願寺輪番外三名を迎え、本園職員戦没者及び在園物故者の合同慰霊祭を行う。
12 医官長谷川久次応召。
8 17 木村重友一行慰問浪曲会開催。
25 日本学士会館で、らい学術研究会開催。
9 18 さきに知事宛提出した傷痍軍人職業補導助成金交付方について県厚生課に対し事業内容等詳細に再提出。入所中らい傷痍軍人数一四九名中希望者一六名。
28 飯野十造寄贈による慰問演芸会。
11 14 宮腰義次郎調剤手に任ぜられる。
12 15 らい傷痍軍人療養所として御殿場市に国立駿河療養所開設。
31 入所者数最高一三三五名。
職員数 一一八名
患者数 一三三五名

一九四五年（昭和二〇年）

2 20 患者消防団夜警当直者に炒り豆用として給食より一人五勺（二人一組）宛支給される。
3 10 米軍B29約一三〇機東京爆撃。
27 炊事精米所倉庫南側厩舎を拡張移築。一部牛舎。
5 1 五日会々長藤原時雄、副会長山本好美。
8 楽泉園青年団々則が施設側から示され、同役員任命。団長加島正利、副団長大場操、同原子作造。
12 池上病棟建設地鎮祭。（ハンセン氏病以外の外来用病棟）。
20 山口馬吉書記に任ぜられ赴任。
30 諏訪の原採草地を患者農地に借用方要請、六合村当局はこれを断わったため、園長より、六合村当局へ「診療契約廃棄についての協議」を申し入れる。
6 ※ らい予防協会の要請で、東京衛生研究所より当園へ大風子油製造機械類一式を取りはずし運搬等のため、職員を派遣従事させる。
8 10 慰問演芸会。寄贈者阿部精一。
15 太平洋戦争終る。
※ 運送作業賃基準決まる。馬車、馬橇一台につき、草津まで七〇銭、官舎三〇銭、保育所二〇銭、園内半日五〇銭（台数三台）。
10 1 らい予防協会より大風子油製造に要する経費調べの提出要請あり、七万八〇〇〇余円の明細書提出する。
11 4 米軍政部より軍医二名診療部視察のため来園。
17 大谷皇太后大夫来園視察。
職員数 一二二名
患者数 一三一三名

一九四六年（昭和二一年）

2 7 日本救らい協会より患者慰安用新聞購読料六ヵ月分（一月～六月）三〇円也寄付。

4
1　五日会々長大和武夫、副会長藤田武一。傷痍軍人代表により寒気に耐え得ない困難さを訴えたことから軍払下げ毛布が送られたにも拘らず、園は渡していないことが判明。その一部と見られる領収書と共に傷痍軍人に有料にて現物を渡す。
2　五日会役員選挙に於いて、終戦前の五日会役員全員入れ代り、湯之沢バルナバ医院より移築した浴場を（元松岩舎の位置）事務所に当てる。
病棟入室者から看護人（患者作業）に対する謝礼金廃止について、看護作業従事者が自発的に申合せ、五日会を通じ発表。
20　聖慰主教会神父山中政三にかわり松村栄専任となる。
※　東大薬学科石館守三教授プロミン合成に成功。全生園と東大皮膚科にて試用はじまる。
5
2　らい予防協会より患者指導費予算三〇〇円也配賦。従来無報酬であった五日会役員一〇名に対し、日額三〇銭の支給となる。
7　らい学術研究費として同協会より一金五百円也配賦。
23　ロシア青年、付添者祖母と共に入園。リーの住居で湯之沢より移築した「光の家」に入居。
28　特別救済を目的として、中地区旧蓼科舎（不自由者棟）に対象基準を決め、男女一六名入居。
6
12　厚生省より未感染児童保育所職員の勤務に関する調査実施。
7
1　鈴蘭舎（夫婦舎）全焼、一号室物置から出火。
8
20　楽泉園隣接諏訪の原採草地約三町歩一夜にして開墾畑地とする。六合村当局と数年間交渉を進めてきたが成らず無断で開墾。
10
※　第一九回日本らい学会、本学会は東北新生園々長鈴木立春を会長として東北新生園において開催される筈であったが、不可能となり、止むを得ず研究プリントされて発表され、誌上学会となった。
11
16　中央公会堂にて開園記念式挙行。善行者表彰、団体青年団、個人水野ナオ、病棟、不自由舎看護作業員等、三三名。
12
※　自動車二台（トラック）金六万円にて不正闇売却（草津町山口禎三郎仲介により東京闇ブローカーに、後日判明）。
18　患者への配給用番茶一二箱（一箱一三貫匁入）草津町商店（玉屋、信州屋）に横流し、後日判明。
※　栗生楽泉園機関誌「高原」創刊される。
職員数　一二〇名
患患数　一二五九名

一九四七年（昭和二二年）

2
4　六合村採草組合との契約が成立、㈠借地期間中、乾燥藁年六百貫納入、㈡期間三ヵ年、㈢面積を拡大しないこと。

4
1 患者代表機関五日会は総和会と改称（第一期）。総代大和武夫、副藤田武一。
所内作業賃改定される。甲一円二〇銭、乙一円、丙八〇銭、丁六〇銭。
8 総和会新会則により発足したが、週日にて大和執行部総辞職。
9 不自由者棟選出の執行委員一名を不再選し、軽症者とさし替え発足する。
21 春の季節風で、設立五年にして天理教会堂半壊する。
30 草津町議会議員選挙中央公会堂で実施。
5
7 沖縄、奄美大島への帰還患者大浦某等六名出発。
24 厚生省政務次官外四名来園視察。
30 厚生技官武田正之松丘保養園へ転任。
6
15 多磨全生園で生活保護法一部適用、扶助金一ヵ月一人七五円支給。
23 群馬県米軍政部より来園視察。
26 慰霊祭（患者及び職員物故者）。
7
19 宮城タマヨ参議院議員一行三〇名来園視察。
8
1 高松宮一行来園視察。特に保育所の整備の悪さ、不衛生を指摘。
11 群馬県選出参議院議員補欠選挙候補者除村吉太郎応援演説のため、日本共産党関東地方委員伊藤憲一ら五名来園。患者の日常生活情況を聴取、あまりの悲惨さに驚き、改めて懇談したい、として帰る。
15 参議員補欠選挙投票日。中央公会堂に於いて午後七時から同一一時まで第一回患者大会。日本共産党出席者伊藤憲一、真穂七、山本俊五、金應七、田口賢造。患者側出席者四〇〇名。
17 第二回患者大会　於中央公会堂。午後七時～一〇時三〇分。参加者約三五〇名。日本共産党出席者、真穂、山本、石田和子、金。
19 第三回患者大会、於中央公会堂。午後七時～翌日午前一時三〇分。参加者約六〇〇名。日本共産党出席。
(一)、交渉委員（闘争委員）二六名決定。内訳＝総和会常務委員一〇名、在園者中希望者七名、他に推せん婦人三名、同男子六名。計二六名。
(二)、委員長藤田武一、副委員長大和武夫と決定。書記二名、連絡係三名選任。
22 中央公会堂に於いて、交渉委員は、古見園長、矢嶋医務課長、霜崎庶務課長、加島看護長と交渉。患者出席者六〇〇名。
23 場所、時間、出席者前日にほぼ同じ、あらたに山口馬吉炊事主任他参考人。日本共産党志村イネあらたに加わる。この日、(一)人権蹂躙問題「特別病室の真相」、(二)不正行為（別途会計）問題、(三)保育所問題、その他運営協議会、作業賃問題等。
25 職員組合患者側の要求を支援し、対策委員会設置を決める。

26　毎日新聞投書欄に太田顕之助という官吏による「最も悲惨なるもの」と題し、楽泉園の患者生活改善を訴える。また上毛新聞に「あばかれた栗生楽泉園」〃愛の聖地の内幕、耐えかねて患者起つ〃が掲載される。

27　毎日新聞に「狂死、獄死が続出、お菜はわずか梅干一つ、光なき楽泉園の内情明るみへ」と詳細な記事掲載。

28　衆議院厚生委員会に於いて、栗生楽泉園問題議題として取りあげられる。

29　厚生省派遣調査団（六名）調査に来園。調査団＝加藤英市療養所課長、川島三郎整備課長、玉村孝三技官、関東甲信越出張所野村技官、高橋事務官、他一名。患者大会。共産党の調査で、煙草の不正が明らかとなり報告される。出席を約していた園長出席なく、大会の決議により実行委員交渉のため参加者と共に大挙して本館に向う。次いで保育所視察中の派遣調査団と園長、庶務課長を囲んで調査のやり方を追及。調査は公開で行う、と約束させ引きあげる。

30　午後三時より草津町湯畑で「伏魔殿楽泉園真相発表会」開催。
午後七時より調査団を迎え患者大会。調査団は約束の会計簿などの提示もなく進展なし。
委員長誠意ある調査を行う意志無きものと判断。大会決議で調査拒否を宣言。併せて厚生大臣、衆議院議長、日本共産党徳田書記長宛「派遣調査団ハ不良職員ノ弁護ニキタモノト見做ス、調査報告ハ真実ナラザルモノアリ正シキ調査団ノ派遣ヲ望ム」と打電、物別れとなる。

9
1　31　人権蹂躙、職員不正に対して告訴決定。

1　闘争資金全会員より募集（世話係の呼びかけにより自発的に行われた）。集計金額一万四六二〇円。資金合計一万八四五〇円三〇銭。

2　職員組合に生活扶助金研究委員会できる。
草津町医師石田和子の紹介で、町民生委員会に生活扶助金を要請。

3　実行委員会園長と会談。

5　患者大会。

6　栗田勝一、富岡雄二両代表上京。

8　栗田、富岡両代表多磨全生園で緊急評議員会に出席、実情報告、支援要請。全面的に支援する決議がなされる。

9　多磨全生園に於いて患者大会開催される。「患者生活擁護要求貫徹実行委員会」多磨委員長土田義雄、栗生楽泉園委員長藤田武一、両名儀に依り一松厚生大臣宛の要求書提出を決議する。
当園に於いても患者大会開催。

11　栗田、富岡両代表、結核療養所「全患」「国患」各代表の支援を得、厚生大臣への交渉に赴く。大臣不在、伊能厚生次官に面接。9月20日まで書面を以っての回

答を求める。

草津町民生委員来園懇談、生活保護金負担は不可能と言明。

10

13 上京中の栗田、富岡両代表無事帰園。

※ 読売新聞に「癩患者脱出陳情」の記事が出、由々しき問題だとの加藤療養所課長談が発表される。

14 霜田善造町長来園懇談。

16 職員組合で生活扶助金の資料を作成。

霜崎庶務課長解任。

18 東龍太郎医務局長（厚生大臣代理）一行来園。

衆議院厚生委員会に於いて、楽泉園調査結果について取上げられ、厚生大臣に報告が求められる。

21 前日来園した国会派遣調査団武藤運十郎団長、小暮藤三郎、飯村泉各委員により調査行われる。

1 要求項目中、作業賃は要求通り改正実施。

7 群馬県庁より神田教育民生部長、戸沢厚生課長一行来園。実行委員会と懇談。

8 患者大会開催。前日の群馬県の生活扶助金についての回答を報告。今後二〇〇円の実現に向って全国的運動を展開することを決議する。

11 古見嘉一園長休職を命ぜられる。玉村孝三園長就任。

13 職組代表全療会議出席に際し、生活扶助金支給方応援を依頼。

14 大和、藤田執行部総辞職。

20 保育所収容児童現在数五九名。内訳＝乳児四、幼児九、学童三七、未成年者九、（男四〇、女一九）。

22 各療養所での生活扶助金支給額を園長に示し増額を要請。

23 総代小川辰夫、副総代桜井一二三執行部成立。

31 人権闘争調査のため全療、全らい代表来園。

※ ロシヤ人患者コンスタンチン・トロチェフ。米救らい協会よりプロミンを送られ試用する。

11

2～3 第二〇回日本らい学会（会長塩沼英之助）。於星塚敬愛園。一般演題四一。プロミン療法の効果が発表される。

14 人権闘争の成果の上にたち、園運営の円滑化、民主化を図るため提唱された職患による「療養協議会」設立発足。

15 作業賃倍額に改正され初めて支給。

12

9 米軍政部より三名来園視察。

10 事務官太田信男東京療養所へ転任。

職員数　一二六名

患者数　九二〇名

一九四八（昭和二三年）

1

1 五療養所患者連盟発足（星塚、菊池、駿河、東北、松丘）。

2

5 栗生楽園職員互助会設立。

3
3　草津町民生委員会宛に懇談会開催方要請書提出（生活扶助金増額の件について）。
19　霜田善造町長及び民生委員一行六名来園、生活扶助金増額の件について懇談会。町側＝町長、高原主事、羽合民生委員他。園側＝玉村園長、矢野庶務主任、岡田民生委員、加藤分館主任、職組河合委員長、赤沢厚生部長。患者側＝藤田委員長等実行委員二〇名、霜田町長は近日中県庁に出向き二〇〇円の要請を県知事、民生部長に行うことを約し散会。
28　霜田町長、民生委員一行来園。県との話合いの結果について報告。4月1日より生活扶助金現行一人月額七〇円を五五円増額し、一人月額一二五円とすると言明。

4
1　30　第一〇回看護員養成所生徒七名の卒業式。
総代大和武夫、副総代大場操。
生活保護法による生活扶助金が療養慰安金として医務局から予算化される。一人月額一五〇円。
常務委員特別作業賃増額認められる。月給制、特別作業(A)常務委員四〇〇円、(B)組長三〇〇円。但し休んだ場合日割計算。
15　保育所開所一五周年記念祝賀式。
厚生事務官山田清成庶務課長として赴任。霜崎清退官後空席のまま玉村園長兼任であったがこれを解かれる。

5
1　21　厚生大臣宛、療養慰安金二〇〇円に増額されるよう歎願書提出。
慰安会に対する御下賜金伝達式。
「職員感謝デー」中央公会堂に於いて記念の催しを行い、正門から下地区まで縦苗の記念植樹が行われた。だがその年一回きりで終った。
8　仏教三派（真宗、日蓮宗、真言宗）による釈迦降誕会（花祭り）行事を中央公会堂にて各年交代で行う。
10　群馬県厚生課長外五名ララ物資状況調査のため来園。
20　療養所課長通達、慰安金及び作業慰労金に関する件。
(一)慰安金について。従来受けていた生活保護法による適用は四月以降これを廃止。
(二)作業慰労金。甲、乙、丙三種予算配分基準、甲作業三三%日額八円、乙作業一六、五%日額六円四〇銭、丙作業一七、五%日額三円二〇銭。
23　厚生大臣竹田儀一来園。「特別病室、監禁室、双方とも使用しない、しかし無断外出は厳禁」と言明。
断種手術が優生保護法一部改正により合法化される。
玉村園長、兼子婦長伊香保にて皇太后に拝謁。
皇后よりの御下賜品伝達式。
患者及び職員物故者慰霊祭。

6
6　10　第一回らい新薬協議会が厚生省内で開催される。東大＝北村、谷奥、石館、慶大＝横山、全生＝阿部、馬場、楽泉園＝矢嶋、駿河＝高島他が出席。プロミンの

効果につき討議された。

8

3 納骨堂建設工事着工。

6 患者大会開催。一年間の闘争経過報告、今後の運動の在り方、生活擁護要求貫徹実行委員会を解散する、ことを決議する。

12 実行委員会より総和会常務委員会へ事務引継ぎ。

16 第一二回療養協議会。

19 実行委員会解散慰労感謝大会。於中央公会堂。

27 栗生神社祭礼。

28 音楽部発表会。

29 野球大会。

31 ララ物資配給（食糧）。

9

5 厚生政務次官赤松常子一行来園。新薬プロミンについて強力に要請。

9 新薬プロミンに関する署名歎願書、園長を通じ厚生大臣に提出。

11 五療養所患者連盟による〝請願書〟（慰安金並びに患者作業慰労金増額）決議。連盟決定による最初の衆、参両院議長をはじめとする大々的な文書による陳情運動。請願書の内容資料は五園の施設側の積極的な協力による。

13 真穂七、来園激励。

14 武藤運十郎代議士外七名来園。

15 栗生保育所児童東京見学のため多磨全生園に宿泊。

※ 粉煙草「富貴煙」の入所者への無償配給始まる。

25 群馬県厚生課より保育所宛に「保育所児童の衣類があまりにもひど過ぎる、栄養不足で見るに耐えない痩せた児童がいる、ララ物資が活用されず横流しされている、との投書あり」として、事実について問合せがあつた。

※ 栗生婦人会発足。

10

8～9 第二一回日本らい学会（会長林芳信）。武蔵療養所にて開催。一般演題五六。うち予研中村敬三の「癩菌の純培養について」があった。また、国産プロミンの効果がつぎつぎと発表された。

28 多磨全生園にプロミン獲得促進委員会結成される。委員長鈴木寅雄。

30 米軍政部ラッシュ中佐外一名、聖慰教会視察のため来園。

※ プロミン四四人分抽せん行う。

11

1 納骨堂除幕式執行。霊八九一柱。

※ 移築してあった津久井館を改修して総和会事務所とする。

4 抽せんによる四四名に対しプロミン試用はじまる。

※ 樽義足から解放。従来患者作業により木製樽状義足を製作使用していたものが本年から徐々に皮製の義足支給に移行。切断者現在数、大腿部三、下腿部四六、その他三九。

12　19　多磨プロミン獲得促進委員会より、プロミン獲得促進運動の全国的展開について要請状が届き、入所者の要求一層高まる。

12　10　総和会機構改正委員会発足。委員二〇名。

※　「高原」文芸賞を設ける。

第一回受賞者　高原賞＝浅香甲陽（俳句）文芸賞＝臣木至（散文）高橋春夢（詩）秩父明水（短歌）田中雲山（俳句）。

職員数　一五四名

患者数　九八八名

一九四九（昭和二四年）

1　13　音楽部による園内放送。

14　園内素人のど自慢大会。

15　成人式挙行。

20　総和会機構改正案まとまる。

27　総和会改正会則により総代選挙実施、引き続き評議員選挙を行い、2月1日発足に向け二院制が成立。

2　1　総代藤田武一、副総代杉原久雄。評議員会議長藤原時雄。

3　草津町長より衆議院選投票率優秀につき表彰される。

4　厚生省小川予防課長来園。

5　天理教本部より復興資金の一部にと五万円受領。

15　第一七回療養協議会開かれる。

23　伊能芳雄群馬県知事一行来園視察。

24　厚生省要求のプロミン予算六〇〇〇万円が大蔵省厚案で一〇〇〇万円に削られたことが松谷天光光代議士により多磨獲得委に連絡があった。

27　プロミン予算獲得患者大会。

28　自室に於いてプロミン獲得のためすでにハンストに入っていた者が判明、それがキッカケともなって早朝仏教所に有志が集合、予算獲得のための声明を園内放送し、各宗教所、包帯再生作業場などに寝具を持ち込みハンストに入る。参加者一四〇名。また状況報告や連絡のため多磨全生園獲得委へ代表二名派遣。

3　※　ハンスト中止を説得にまわる医師たちと共に報道関係者（上毛、読売各新聞、他）など取材。

2　ハンスト、全員中止。

28　武藤運十郎代議士よりプロミンについて製薬会社との交渉経過連絡あり。

31　玉村孝三、園長を免ぜられ医務課長事務取扱いとなる。

4　矢嶋良一園長に就任。

1　各園一律に療養慰安金一〇〇円（月額）が厚生省予算で決定。

プロミン予算五〇〇〇万円組まれる。（吉富製薬との話し合いで薬価が下げられ、実質的には六〇〇〇万円に復活となる）。

らい予防法施行四〇周年記念式挙行。職員、患者の表彰があり、北里研究所長高野六郎の回顧談あり。栗生保育所児童小学五年生以上草津小学校通学認められる。

※ 庭球部など発足、職員、患者共にスポーツ活動盛んとなる。

21 春季演芸会開催。

6 厚生技官長谷川久次国家公務員法第八二条により懲戒免職。

5

9 療養協議会（第一九回）。

10 恒例花祭挙行。文学博士鈴木宗忠講演。

15 映画「鐘の鳴る丘」上映（この頃より映画会盛んになる）。

17 春季大運動会。

25 矢嶋園長による植毛（眉毛）術はじまる。

30 小山劇団慰問。

6

10 患者及び職員物故者慰霊祭。引き続き納骨堂への納骨式挙行。

15 文学博士綿貫哲夫講演。

17 新園歌（詩）募集、作品審査会。

22 俳句選者本田一杉急逝。

NHK石垣会長に抗議。ニュース番組の冒頭発言に「あまりきれいな話ではないが」として県下に三名のらい患者が見つかり、栗生薬泉園に入園を要請したが拒否された、という前橋保健所長談を取り上げたもの。後日、日本放送協会アナウンス課長浅沼博による謝罪文受理。

7

4 群馬県大図民生部長外二名保育所慰問のため来園。

6 共同募金委員会委員来訪。

当園医官が近接町村の患者診療にあたっていることは、営業妨害だと草津町開業医が訴える。開園当時から当園医官は近接町村患者の診療を義務づけられていた。

13 映画につづき盆踊り三夜行う。

18 療養協議会。

21 近隣五県らい予防会（仮称）設立準備会開催。

※ 藤田、杉原執行部総辞職。しかし8月再選される。

8

11 音楽部発表会。

31 キテイ台風来襲に備え、職員全員で窓の釘づけ等行う。

9

※ 鹿児島寿蔵来園。

10 厚生技官小林茂信楽泉園勤務を命ぜられる。

13 絵画研究会誕生。

17 天理教会堂改修工事完了。六〇万円、草津町武藤組。

25 近接町村野球大会開催。

30 西亀三圭、岡田良一厚生技官本園勤務となる。矢嶋良一医務課長事務取扱いを免ぜられる。厚生技官古見嘉一、兼子アイ、厚生事務官霜崎清依頼免官。

10
6　宝木原浩医務課長心得を命ぜられる。
6～7　第二二回日本らい学会。（会長桜井方策）於松丘保養園演題七〇。
15　厚生技官本荘賢治就任。
17　群馬県議会民生常任委員久保田侑太郎他八名来園視察。
25　兼子アイ婦長送別式。
28　綱脇身延深敬院々長来園。

11
3　新園歌発表会。作詩河合正九二、作曲八州秀章。
15　ララ物資配給（食糧）。
17　中岡哲男、多原利夫の不良患者二名東京より係官に送致されて来る。園側も入所させるべきか、否かで協議中、二患者を乗せた自動車を置き去りにして係官は姿を消す。やむなく二人の収容を決める。

12
1　関沢梅士、小池多助厚生事務官任命。
13　群馬県医療調査班平林衛生部長一行医療施設調査。
17　中岡、多原、暴力振う。二人の行動は浴場や路上で会う人にも威嚇的で園内中脅威を感ずるようになる。
27　不良患者大和博、大阪より送致され中岡らと合流する。
29　中岡らが協親会々長を襲う。
31　中岡ら不良患者の暴力事件表面化し、草津の警察をよび総和会立会いのもとに調査を行う。その結果、中岡らを退園させなければ治安は保てないという結論になり園長へ申し入れる。
※　俳誌「風花」主宰者中村汀女俳句選者となる。

職員数　一四六名
患者数　一〇一名
治　療　プロミン注射　四五五名
五cc静脈注射、症状により三cc～二cc
大風子油注射　三〇名　五cc
プロミゾール　二〇名　投薬
ダイアゾン　二〇名　投薬

一九五〇年（昭和二五年）

1
6　暴力事件を起こした患者中岡他二名の処分について矢嶋園長は厚生省に赴くが、たまたま上京中の恵楓園長宮崎松記が三患者の転園を認め、引きとると約束。
13　総和会と園側では三患者を穏便に菊池恵楓園へ送るため、支度金など要求通り受入れるが『上毛新聞』に「凶暴ならい患者、手をやく楽泉園上申」と題した記事が載り彼らの知るところとなる。再びごね出した中岡らは支度金などさらに高額を要求、すでに移送列車も19日に確保済みだったので、園側、総和会ともこの要求をのむ。
14　愛生園長光田健輔、朝日社会奉仕賞受賞。

16 転園を三日後と決っている中岡ら夜、阿蘇舎二号で大屋一郎など数人で送別会を行う。泥酔後中岡が協親会事務所で暴行。その後、総和会々長を殺す、とか、園内に火を放つ、など罵声をあげて横行、協親会員は防衛にあたる。この間総和会は保安委員全員事務所に集合、消防団には出動警戒を要請、草津町警察へ連絡、厳寒漆黒の暗夜散りぢりになつた三人は、分館（現福祉室）で中岡哲男、天理教で大和博、売店横（現ショッピングセンター下）で多原利夫が見つかり撲殺される。

2

1 総代藤原時雄、副大和武夫選出。

4 諏訪の原耕作地、三ヵ年借地契約継続なる。

18 多磨全生園で結核治療薬ストレプトマイシン支給を厚生省に要請。

21 多磨より五療養所患者連盟（代表星塚敬愛園患者自治会）に対し、全園組織にするよう意見書を送付。

24 厚生省は医務局長通達一二二号で「患者懲戒検束規定」は憲法違反でないこと、及び同規定の取扱いについて指示した。

3

19 会計実地検査。会計検査院厚生労務課長中川薫、外二名。

25 厚生省予防課長外三名、技工修練所廃止に関する打合せのため来園。

27 全患者健康診断実施。

4

1 下肢切断者の義足経費として身体障害者諸費が予算化される。

8 演劇部発表会。「秋の記録」「妊娠」「ドモ又の死」など。

※ 栗生創作会発足。

※ 傷痍軍人会、恩給（年金）愛給者三三名を以って療友会として再会。

5

19 春季大運動会。

20 多磨全生園で「全国らい療養所患者協議会」（仮称）結成並びに設立準備委員会設置について承認。

武藤運十郎代議士講演。

21 コンウォール・リー昇天一〇周年記念式、聖公会及び関係者により行う。

6

10 恒例慰霊祭執行。

12 一・一六事件臨時法廷、中央公会堂に於いて開廷。前橋地方裁判所高崎支部、裁判長波多野行蔵、裁判官胡田勲、裁判官神崎敬直。

7

9 鹿児島寿蔵短歌指導のため来園。

14 在園者盆踊り大会。

15 庭球部発足。

18 臨時法廷再会。更に21日に再び開廷となるが尋問等終了、判決のみを残し閉廷する。

※ 囲碁将棋部、第一期天狗本因坊、天狗名人位決定戦行われる。碁の部石黒俊道、将棋の部村越化石優賞。

8　8　※交友クラブ（室内娯楽、集会所）竣工。
8　1　総代藤原時雄、副総代大和武夫選出。
8　6　小淵光平代議士建設委員一行道路視察のため来園。
8　7　蹄鉄工場失火焼失。
8　11　臨時法廷開廷。判決宣告（結審）。
8　15　厚生技官後藤貞夫沼田国立病院より楽泉園勤務に配置換え。
8　19　療養協議会開催。
8　27　参議院厚生委員川崎ナツ、藤森真治、常岡一郎社会保障制度確立に伴う現地視察のため来園。
9　9　音楽部秋季演奏発表会。
9　10　多磨全生園より親善野球団一六名来園（職員二名同行）。11日より三日間歓迎野球大会開催。
10　1　浅香甲陽遺句集『白夢』文芸部刊行（園内個人刑行物第一号）。
10　3　芦田均、竹田儀一来園講演。
10　5　立教大、早大講師チャールズ・ブランクリン来園講演会。
10　※　秋季演芸発表会。
10　15　藤原時雄、大和武夫執行部辞職。
10　23　群馬県下病院、療養所対抗野球戦開催。
11　1　小川辰夫、栗田勝一執行部発足。
11　15　炬燵布団不自由舎貸与決定。
11　18　割田サナイ婦長に任ぜられる。
11　20　炊事にパン焼窯設置を決定着工。
11　24　御下賜金一万五〇〇〇円にて苗舗を作ることに決定。
11　28　病棟入室者用牛乳の他に毎日二升程度売店で販売。一合七円。
12　12　軍保管転換物資のうち防寒帽二六二個の支給について作業部で検討することにし、対象範囲を決定、これを承認し配給する。
12　12　同上在庫毛布九九〇枚のうち一五〇枚を新患用として保管し、八四〇枚を現入所者に配給。但し夫婦者は一枚とし、独身者が結婚した場合一枚返納とする。しかし夫婦者扱いの中に家族舎が含まれ問題となり、三名、四名、五名の世帯の場合二枚とする。
12　30　赤城舎（軽症独身舎）不自由舎とすることに決定。
12　28　生活簡素化委員会規定草案が正式決定され、印刷配布。
12　30　鹿児島寿蔵短歌指導選者となる。
12　30　不自由舎同志が結婚したいという申し出があり、夫婦不自由舎の居室不足が問題となる。
12　30　歳末配当金について評議員会への諮問決定。入所者一人一五〇円宛支給となる。財源、作業賃残額四万七〇〇円、謝金二万四四七円、総和会々計より五万二〇〇〇円、群馬県より一人一〇〇円。
12　18　製菓部の事業が購売部と包含される。作業員八名。
12　20　「全園々立らい療養所患者協議会規約草案」について

賛否が求められ、評議員会も承認、決定となる。

24　食搬作業員全員に長靴用アイゼン支給。経費三五〇〇円。

治療手伝い作業は廃止し、看護婦業務とされたいと園長に要望。

施設整備五ヵ年計画第三年度。計画は予算配布なきため殆んど未着手。五〇床増床計画のうち不自由者棟一棟改修、娯楽室一棟（交友クラブ）のみ完了。

職員数　一三六名
患者数　一〇四五名

一九五一年（昭和二六年）

1　11　「全らい患協規約草案」各園一致賛成。但し瀬戸内三園の加盟は後日に持ち越しとなる。

ララ物資配分方法について執行、評議合同会議に於いて基準決定（特に衣料）。

12　全生園内に「全らい患協事務局」が置かれ、部長に鈴木八郎を任命、事務を開始する。

16　ララ物資中の食糧品を配給。ちなみに砂糖五〇匁、ミルク二〇〇匁、小麦二〇〇匁。

29　山梨県下にらい家族一家九人心中事件起こる。全らい患協ただちに対策に立ちあがる。

30　「全らい患協ニュース」第一号発行。

厚生技官岡田良一退官発令。

2　2　1　定期改選により小川、栗田執行部成立。

2　10　全らい患協発会式（議長渡辺清二郎）が全生園礼拝堂で行われる。栗生、東北二支部代表派遣、栗生から栗田、大場、北田参加。

11　富貴煙一人一ヵ月二個宛配給されたいと中之条、高崎の専売公社に歎願書提出。

3　7　柴田錬三郎創作会選者となる。

多磨全生園より飴玉二箱贈られる。全入所者に一人四、五個宛支給。

4　1　15　文化団体への助成金等決定。

餅搗き機械購入。従来は手搗き。

児童患者の教育費として「児童教材費」が予算化される。また、患者慰安金が二〇〇円から四〇〇円に増額される。

2　園内の崖崩れのおそれある場所に柴栗、アカシヤ一〇〇〇本植樹。

3～4　第二四回日本らい学会が初めて正式に日本医学会の分科会として、日大病院講堂で開催される。会長寺田正中慈恵医大教授。特別講演「プロミン並びに類似化合物による癩治療の協同研究」（A薬理・奥平喜平、B病理・光田健輔、C臨床・林芳信）で、プロミンの治らい効果を確定的なものとした。一般演題八四。

28　大野林大（高原俳句選者）始めて来園。受講者五〇余

名。
5　2　傷害事件控訴審臨時法廷再開。3日（一時休廷）。
16　厚生技官宝木原浩、多磨全生園に配置換発令。
17　皇太后崩御。
18　皇太后崩御に際し、哀悼の意を表する意味から春季運動会中止。
28　皇太后崩御に際し、全らい患協よりの呼びかけにより会員一人一〇円の献金を決定。
6　※　総和会看護団規定設けられる。
9　不自由舎花見。婦人会の協力により製菓部での饅頭支給。（製菓部作業員待遇問題で全員休業中）。
泉友会々員（盲人）に杖支給決定、一二五本。
病棟看護人全員のストライキ通告について常務委員、評議員合同会議を行う。
10　恒例慰霊祭及び納骨式。
16　厚生技官継真沼田病院より配置換え。
二重作業認める。
22　皇太后大喪儀に矢嶋園長参列。
7　23　配食作業員に区域備品として雨合羽（単価一八〇〇円）支給。
25　多磨よりハーモニカ一ダース贈られる。少年舎児童、音楽部半ダース。
8　1　大和武夫、栗田勝一執行部選出。
後藤利厚生技官に任ぜられ勤務。
藤本松夫事件、発生。
※　風車式盲導鈴二〇基辻々に設置。併せて電気仕掛により金属板を叩く盲導鈴も購入した。
5　草津温泉祭（丑祭）に患者が出て来て困る、という町役場の苦情に応えた見返りとして女神〝ミス草津〟一行二六名来園。分湯式行事披露。
8　貯水池五〇〇石工事進む。
18　下村海南、日本棋院より元本因坊岩本薫八段、小林誠一四段、白鳥澄子二段を伴い訪園。天理教会堂に於いて指導対局。
10　被服費一二四万円（約二期相当分）の計画。服地を購入し男子はズボン製作（ミシン部）、女子及び不自由舎の希望者にはメリヤス上下購入支給と決定。
4　多磨全生園へ親善団出発。野球、庭球、囲碁、将棋等の代表。
16　群馬フィルハーモニーオーケストラ一五名来園慰問。
11　3　光田健輔文化勲章受賞。
8　全らい患協第一回書面会議採択の一〇項目中、栗生支部は重点項目を寒冷地療養所として被服、燃料の各予算増額、道路補修工事費計上、等とする旨回答。
参院厚生委員会で林・光田・宮崎の三園長「社会保障制度の調査に関する件」のうち「らいに関する件」で参考人として証言する。
17　厚生省医務局長、療養所課長来園視察。

18 全らい患協提案による光田健輔愛生園長に記念品を贈る件同意と決定。会員一人五円宛とする。
病棟にスチーム暖房設備工事完了。
12・6 年末配当金（対象、一〇六五名）一人二五〇円支給と決定。
年末に一人白米一升宛支給と決定。不自由舎一二舎に雪掻き作業認める。
17 全らい患協にはじめて年間十大ニュースを送る。麻薬盗難事件、特別法廷、全生園へ親善団派遣、病棟にスチーム暖房設備完成実施、日本棋院より来園指導対局実現他。
職員数 一二三名
患者数 一〇五九名

一九五二年（昭和二七年）

1 1 定床数一一八〇床となる。
※ 村越化石第五回「浜」賞受賞。
2 1 定期改選により総代藤田武一、副総代富岡雄二選出。
21 厚生省官房会計課牛島事務官会計監査のため来園。
3 1 栗生詩話会発足。
15 花月亭九里丸一行一八名慰問。
16 長峰徳子厚生技官に任ぜられ当園勤務。
19 衆議院議員小峰柳多来園講演。
4 1 耕作地契約更新。27年4月1日～30年3月31日まで三カ年。
26 春季演劇発表会。
5 1 厚生技官西亀三圭駿河へ配置換え。
4 衆議院議員中曽根康弘来園講演。
12 国警群馬県本部より拘置所の件について再度来園。
19 吾妻郡高山村人形浄瑠璃錦松会一行一〇名来園慰問。
24～26 全らい患協第一回支部長会議多磨にて開催。審議事項の外に取扱い注意で、光田、宮崎、林三園長の国会参考発言のプリントを渡される。
26 三門博一行浪曲慰問。
29 鹿児島寿蔵、佐藤利彦来園短歌指導。
6 ※ バスレクリエーション実施。
11 群馬自転車振興会の厚意により競輪一流選手三〇名来園。グランドにて模擬レース慰問。
13 財団法人らい予防協会が定款を改めて「藤楓協会」を設立。会長下村宏。理事長高野六郎。
16 厚生省医務局長通達によって「一時帰省」が正式に認められた。
28 元大蔵大臣青木一男、元大蔵主計局長福田赳夫来園。
30 NHK前橋放送局長、NHKとんち教室青木アナウンサー、長崎抜天他来園慰問。

7　7　熊本県水源村大字原字迫田の路上で藤本算の刺傷殺害死体を発見。6月16日恵楓園内拘置所を脱走した藤本松夫が容疑者とされ、7月13日自宅近くで逮捕される。

8　25　第二回重症者レクリエーション実施。第一希望鳥居峠、第二希望長野原折返し。

8　1　総代藤原時雄、副大和武夫。

10　藤楓協会々長下村海南他一六名来園、藤楓協会理事会開催。

将棋連盟会長渡辺八段、加藤八段来園、慰問将棋大会開催。

22　ラジオ東京録音班所内収録。

9　26　木暮武太夫代議士他四名来園。寄付金五〇〇〇円。

2　栗生グランドに於いて羽黒山、照国両横綱一行力士一〇数名慰問。

10　10　「らい予防法改正促進委員会」発会式（多磨）。栗田代表参加。

11　前橋市の鍼灸師高橋多、草津町湯本一、泉友会（盲人）の総会に来賓出席。

15　栗生妙法会々堂落成式挙行。身延深敬園々長綱脇竜妙の尽力に依る。

11　29　花月亭九里丸一行慰問演芸会。

16　開園二〇周年記念式典行事盛大に行われる。善行者等五一名表彰。

19　所内結婚に当たって慣行として行われてきた優生手術の強制が廃止される。

20　群馬フィルハーモニーオーケストラ一五名来園慰問（後に群馬交響楽団となる）。この慰問の情況が映画「ここに泉あり」に取りあげられる。

26　「全らい患協」を「全患協」と改める。

12　18　全患協部長の上に事務局長を置くことになり、初代局長に光岡良二が就任。

職員数　一二二名

患者数　一〇五一名

一九五三年（昭和二八年）

1　15　泉友会、名称を「栗生盲人会」に改める。

28　長谷川保代議士、「ハンセン氏病法案」草稿を全患協に提示。

2　1　総代藤田武一、副栗田勝一。

点字図書部に作業員就く。

10　長谷川代議士全患協本部へ。改正法案は厚生省で立法したいとの申し入れがあり、議員立法断念し譲ったとの説明あり。

14　第一次「らい予防法」改正案が政府提出で国会に上程されたが、バカヤロー解散で流案となる。

30　斉藤俊保療養所課長、大塚事務官来園。らい予防法（案）について懇談（矢嶋園長、総和会側藤田総代等

五名出席)。

4 1 映画鑑賞費、石鹸、チリ紙等の生活物品費(現物給付)年額一人五〇〇円予算化。

10 第二六回日本らい学会。会長宮崎松記。於熊本女子大講堂。

15 県下国公立医療施設連絡協議会。於群馬県庁。園長、庶務課長出席。

全国ハ氏病療養所詩人の合同詩集『いのちの芽』大江満雄編・三一書房、出版。

20 日本棋院栗生支部認可。支部長園長。

25 栗生親善団全生園を訪問。

5 18 所内栗生売店手提金庫盗難事件。深夜特別保安委員会開かれる。

25 らい予防法改正促進委より〝職員の皆様へ〟と題し協力の訴え配布。

26 花月亭九里丸一行一九名来園慰問。

30 全患協本部より光岡事務局長及び長島支部渡辺代表来園。

6 6 志村四郎、今野佐太郎らい予防法問題打合せのため上京。

8 らい予防法改正促進患者大会開催。決議文、規約、声明書等万場一致承認。参加者約六〇〇名、ただちに対外活動開始。

温泉は開園当初の契約により白旗の湯より引湯してきたが、町との話し合いによって取り入れ口は湯畑となる。

所内幹線道路の不良個所を重点に砂利敷込み実施。

らい予防法改正促進「栗生支部ニュース」第一号発行。文芸団体を皮切りに諸団体一斉に改正運動に起ちあがる。

10 促進委員横山秀夫を全患協本部へ派遣。

11 『東京日日』に「おれ達の人権を認めよ、全国癩患者が作業放棄へ、ひどい罪人扱い、一万二千人が血の叫び」大森勝美記者が掲載。

12 志村代表連絡のため帰園。

予防法闘争〝大会の歌〟でき、以後大会開催毎に歌われる。

16 らい予防法案改悪反対総決起大会開催。厚生省陳情団選出。第一次作業スト通告決議。参加者約八〇〇名。大会終了後園内デモ行進。林立するプラカード、毎日、朝日、サン、NHK各報道関係取材。グランドに於いて園長に通告文手交、ハンスト抗議、作業拒否一〇日間など。また厚生大臣に対する決議文委託。園内は〝声明書〟〝私達の言葉〟など連日放送。陳情団九名多磨へ出発。

17 予防法改正を要求して患者六名無期限ハンストに入る。

19 全患協本部より、ハンストはさけよ、の指示入電。

職員大会が開かれ、「収容所的療養所から真の療養所へ」、また職員の定員増と待遇改善を要求する決議を行う。

20　患者大会。参加者約八〇〇名。草津町議会議長、人権擁護委員長、婦人会長、教育委員会委員長など来賓一〇数名。緊迫した状況と本部指示問題について議論沸騰、拡大委員会に於いて22日から向う三〇日間全面作業拒否を新たに議決。ハンスト者一一名となる。うち病棟入室者六名。大会終了後ハンスト者一名重態におち入り、医師の手当てを受ける。

22　施設側は全面作業拒否による対策人員八〇名必要と発表。草津町「直井組」などより三四名雇用、他は全職員二交替制勤務実施、ハンスト一七名。中央派遣藤田代表等多磨に来園の厚生省係官に栗生の実情涙ながらに訴えるも空し。

24　看護力急援のため日赤病院看護婦三名、群大付属看護学生一一名、同付添二名など応援。

28　本部並びに藤田陳情団長よりの指示により、ハンスト中断する。

29　草津町当局より国会への応援陳情。

予防法改正要求栗生支部委員会は本部指示を不満としながらも、統一行動に合せ全面作業拒否から一部に改める。病棟看護、不自由舎看護、病棟、不自由舎食搬の各作業のみとし、7月1日から20日までと短縮し改めて通告。

7

1　施設側はスト長期化の構えから、看護力急援、交替要員を医務局出張所、県下各国病、国療に要請。

2　六名ハンスト突入。

予防法案衆院通過の機運濃く、緊急拡大委員会。要請活動強化。

3　実力行使として全面作業拒否の是否について与論調査実施。（被害は患者側が蒙るだけで、施設は痛痒を感じていない、という論多数）、29日通告内容を更に撤回。5日より20日まで全面作業拒否決定。

4　園長上京。

衆院で予防法案審議開始。中央陳情団坐り込み実施。

婦人会々員九名ハンストに突入。中央陳情団栗生参加者二二名、全国ハンスト抗議者八八名となる。

6　法案衆院通過。

8　ハンスト抗議者一三名、医師より中止の厳重忠告。

応援、長寿園、大日向荘各三名、埼玉療二名、施設側は現在までの雇傭人員数、炊事二〇、病棟雑仕婦六、不自由舎付添二八、消毒四、診療各科一九名と発表。

10　中央陳情派遣団一三名一時帰園。

11　拡大委員会開催。中央派遣団による報告。中央よりの指示伝達。

12　中央指示により全面作業拒否から一部緩和を決定。

14　全医労が白書『らい』を刊行。

15 入所者徳田幸造、らい予防法案に抗議の自殺はかる。盆踊り中止。

17 本部は「7月20日から看護を含む最後の最大限の抗議ストに入れ」との指示。

22 医官一同より今回の予防法闘争について懇談を持ちたい、と文書による申入れを受ける。内容は医官側を無視した形で運動が進められている、全面作業拒否は無暴、など数項目。委員会は公開放送による懇談は在園者に動揺を与える、として反対したが、結局午後二時から三時までを公開、その後非公開。内容はすべて収録。委員会は全面作業拒否について一般投票の賛否により決する、とした。また医官六名、園長宛辞表提出、園長保留中と判明する。

23 委員会は午後六時より中央公会堂に於いて拡大委員会開催、作業拒否について可否を問う。医官の申入れを止むなしとする者四六名、続行すべきだとする者七名。

24 作業拒否等医官側の申入れに対し全入所者賛否投票。総数一〇二三　棄権三　申入れ可とする八八五票九一%、反対八六票〇・九%（棄権、白紙を除く）結果を園長に連絡。

中央陳情団杉原代表を残し、志村、金本（相）、金本（奉）各代表帰園。

午後四時より園側の申入れにより懇談。職員側矢嶋園長、東原庶務課長、継医官（中立）、医官側後藤・小林・本荘・伊藤（正）、後藤（利）、伊藤（国）、元島。委員会側藤田・藤原・栗田・岡・大和・大谷・五十嵐・司会伊能庶務主任。

全恵協鈴木寅雄議長辞任。

25 委員会継医官と懇談。引き続き正副委員長が矢嶋園長、東原庶務課長と懇談。六医官辞意固い、職員側留任署名運動の動きあり、の情報、入所者を代表して歎願書ただちに提出。

「点字高原」第一号盲人点字部と協力者の手作りで一二冊発行。ハンセン氏病盲人の最初の出版物なのでフランスのルイブライユ博物館に日点を通じて送られた。

26 医官側辞意撤回。藤原副委員長放送により経緯説明。

27 志村代表、中央陳情団の状況及び闘争強化と陳情団の派遣を要望していると放送。

28 委員会、中央陳情団の指示により増援一五名派遣を決定。園長にバス利用を要請したが了承得られず、汽車と決し一〇名とする。

30 第四次第一班陳情団一一名上京。

31 第二班九名出発。

「県民の皆様に訴える」チラシ五〇〇枚草津町山田新聞店の協力で無料折込み。

激励及びカンパ、医官より八〇〇円。職員一同より四

8
1　本館前坐り込み、約四〇〇名。町長、議長外議員など激励。
　参議院厚生委員会は午後四時一五分九項目の付帯決議を付して原案通り可決。
2　本館前坐り込み続行。約五〇〇名。
3　バスにて県陳情実施一二名。県知事に陳情書提出。上毛、朝日、産経各新聞社に協力要請。街頭ビラ配布、坐り込み場にて帰園報告。
　厚生省坐り込み開始。国会坐り込み陳情団のうち五〇名が厚生省に向い、二〇名が大臣室前、三〇名が正面玄関前に坐り込む。多磨林園長に託して厚生大臣に要請書を提出。
6　午後七時参院裏のテントを撤収。陳情団は全員厚生省玄関前に移動。現地の総員一六〇名。
　らい予防法案、参院本会議で原案通り成立。委員会はただちに患者抗議大会開催。議長大和武夫。議長により「今後に残された運動の決意表明によって闘いの成果としたい」と挨拶、悲痛な中にもかつてない多数の発言となった。草津地区労代表激励挨拶。厚生大臣に対する決議文、声明書及び8月15日より三日間（二〇六名）の作業拒否通告を決議。藤田委員長より園長に手交。園長より激励の挨拶。
7　厚生省坐り込み中の陳情団に食糧米二俵分、缶詰類、栄養物など五箱園のバスにて積込み出発。（責任志村）。
12　中央陳情団五名交替帰園。委員会交替要員一四名、継医官同行の準備完了。しかし夜半「交替要員イラヌ」の入電、継医官だけ上京決定。
13　官舎正門前にて早朝継医官見送り。陳情団に激励文、寄書依頼。
　一九時「坐リ込ミ解ク、多磨へ迎ヒバスヨコセ」入電。バス手配する。
15　陳情団中栗田、杉原両代表を残し、志村団長外二二名無事帰園。
　抗議作業拒否第一日予定通り実施。
16　藤田委員長、志村団長園内放送により報告。
9
4　武藤運十郎代議士来園。「らい予防法について」一四時より講演。
5　栗田代表帰園報告。
16　藤田総代より第二回支部長会議開催許可申請（25日より）。園長は不許可を回答。
18　厚生省療養所課長より「19日朝当局に庶務課長派遣されたし」入電。
19　厚生省療養所課長、出席者に支部長会議絶対阻止を厳命。各出席者は松丘阿部園長、多磨篠田、駿河藤森、栗生東原の各庶務課長。指示事項＝外出許可証明書の点検、即時帰園を勧告、らい療養所患者以外の者の立入り禁止と衛生部への通報、違反者の退園要求、許可

なく入所しようとする者の排除。

20 東原庶務課長厚生省の指示通り、帰途国家地方警察西吾妻地区署（長野原）に対し、支部長会議開催に伴う事態の推移によっては出動を依頼する、と願い出て帰園。

21 厚生事務次官通牒「患者療養心得」を明22日より実施すると威嚇。

23 東北三名、大島三名各代表、藤田武一への面会許される。許可証明書点検。

24 多磨五名、駿河、邑久、長島、松丘、菊池各三名の代表来園。

25 午後五時頃草津郵便局より「楽泉園に行くという患者一〇名、折からの台風来襲の雨をさけ、軒下に雨やどりする者あり、至急迎えの配車してはどうか」と連絡あり。伊能庶務主任、細井正男運転手に早速迎え方を命じた。この代表は多磨、星塚、長島の計一〇名であった。宿泊は、岩菅、バルナバ両舎。園長より九園二八名代表に対し「面会済み次第、可及的速やかに帰園せよ」と勧告。

午前九時より予定通り支部長会議開催。於栗生青年会館。

園長宛「全医労本部亀山、井上お伺いする」の入電。

園は長野原まで配車出迎え、平井書記同行三名にて来園、26日職組と懇談。27日離園。

群馬県下病院、療養所定例事務打合せ会議。於当園。（沼田、高崎、渋川、大日向荘、長寿園、栗生）。

26 支部長会議第二日、邑久光明園長をはじめ各園長命により、各代表に帰園を促す連絡のあった旨、園長より通知。夕刻、療養所課長電命による、として、第一次退去要求書出される。

27 会議続行。改めて外出証明書の点検実施。園側は各園長宛出席代表者氏名をあげ打電。

28 藤田総代より園長宛、夜を徹しても予定通り議題を消化し、終了日を繰りあげるよう努力すると報告。事実上会議は夜を徹して続行。

29 会議続行。第二次退去要求書提出される。会議は午前中終了する予定と施設側に連絡してあったが、予定通り進まず一五時三〇分終了。

30 午前九時一七名、一一時一一名各代表離園。九時離園者は草津駅まで、一一時には長野原駅まで施設が配車、帰途に着いたことを確認。

10 大江満雄来園。藤田総代他と入所者の文化活動の一環としての教養大学講座を持続的に開講することについて懇談。

12 31～3 文化祭。菊花審査員として内藤愛次郎来園、秋楽会と命名。

11 1 加藤ヨシ総看護婦長となる。

7～16 第四回国際らい会議開催（インド）。日本代表愛

生園医官犀川一夫出席。

13　総和会新執行部成立。総代今野佐太郎、副総代藤原時雄。

18　関沢分館主任より「療養心得」四〇部届く。総和会側は同「心得」を拒否したため園側は医局、病棟に掲示。

27　厚生省業務実態調査のため係官八名来園。（療養所課四、整備課二、管理課二）常務、評議各委員及び園側職員と懇談。於中央公会堂。

12

3　事務本館火災。午後一〇時二〇分頃看護婦控室より出火。二階建一八・五五坪。

8　事務本館失火責任者に対し寛大な処置を願う歎願署名全入所者対象にて実施。署名数一〇四〇名。

30　急性伝染病舎及び不自由者棟四棟（独身二、夫婦二）新設。

職員数　一三三名
患者数　一〇五九名

一九五四年（昭和二九年）

1

9　自治会保安委員会では、近頃外出者が多く、その行動に対し町当局より非難の声あり、実情を把握するため午後六時一〇分を期し入所者の一斉不時点呼を実施、入所者一〇五九名中、不在一二名、無断外出六名、許可四名、調査洩れ二名の結果が出る。

18　衣料見本展示会開催、於交友クラブ。一年二回実施により見本展示、各個人の購入品目を決定。後日に受渡し制度。

※　義肢工室開設。中沢茂夫義肢工室専属となり、義足、補助具の製作に入る。

3

5　伝記『コンウォール・リー女史の生涯と偉業』慰主教会出版。

8　医官側七名、常務委員会と懇談会（医療問題、その他）。

8～9　厚生省に於いて所・課長会議。

24　所内望学園、草津小中学校第一分校として認められ、初めての卒業式。卒業生二名。

4

1　予防法闘争の成果である病棟看護の職員化を厚生省が指示した。

31　放送室竣工。

患者慰安金五〇〇円、不自由者慰安金一〇〇円加算なる。

退所者指導諸費、文芸等講師謝金、ライ研究所及び高等学校設置等の予算が計上された。

草津小中学校第一分校開校式。列席者、黒岩草津小学校長、羽田中学校長、県教育長、市川町長、小林議長代理、園長、庶務課長、分館主任、総和会正副総代、専任植森、大塚両新任教師等。また患者教師として永年勤続者藤原、湯谷、真泉、大和、雨宮、藤田（裁縫

教師）の六名の表彰が行われた。

7～8　第二七回日本らい学会（会長林芳信）、日本医師会館講堂に於いて開催。演題九六。

8　菊池恵楓園保育所竜田寮児童通学拒否事件おこる。

29　厚生省陳情団出発。作業賃及び不自由者慰安金増額、職員増員要請のため。

※　点字舌読者のため、鹿児島寿蔵著書『麦を吹く嵐』を点字出版し、舌読歌人三人に贈る。

5

4　園内植樹実施、桜、唐松、もみ、栗等常務委員書記、世話人で実施。

14　矢嶋園長宮内庁に伺候、花瓶一対、貞明皇后並びに照憲皇太后の写真を拝受。

不自由者花見会を中央公会堂に於いて開催。園長、庶務課長、分館主任、総代、文化部長出席。

24　婦人会員五〇名により明日の運動会の弁当（すし）づくり。

25　春季大運動会。

藤本松夫を救う会、募金活動を活溌化。

6

10　合同慰霊祭挙行。

28　看護婦宿舎及び生徒宿舎新築落成。

7

15　電気洗濯機二台購入（病棟の小物洗濯用）。

23　被服希望購入制度実施。

24　総和会々則改正着手。

8

1　病棟看護職員化。第三、第四、恩賜重症病室五〇床切替えられる。

2　新会則による選挙実施、大和武夫総代、大場操副総代選出。

7　藤楓協会よりの寄付金一〇万円使用の件、盲導鈴七基設置（七万円）、植樹計画三万円。

13　藤楓協会浜野規矩雄理事長来園。テレビ二台購入方本省への働きかけ依頼、また藤楓協会支部結成について群馬県を中心にブロック五県（群馬、栃木、長野、新潟、富山）への支部結成を確認、ただちに関係当局への働きかけ実施。

常務委員会に於いて、独立家屋の権利金及び名儀に関する件審議。

全患協を通じ日患同盟への資金カンパの要請あり、一人一〇円とする。

21　中曽根代議士来園、国会報告。

26　園内で犬、猫飼育に関する賛否投票実施、飼ってはならない申合せ支持、九九〇名中七四〇名。

※　「東方書道会」審査員、長谷川流石、「真清書道会」主幹、祖父江龍年両師来園指導。

9

※　営繕汚職発覚。

4　加瀬谷営繕主任、吉田温泉係の二名が、草津町土建業者奥友清と共に贈収賄容疑で逮捕される。

13 長靴交換三ヵ年と改められ、単価七〇〇円、五五〇足購入。

16 総和会事務所に電話はじめて備えられ、外線へ接続許可される（交換台経由）。

21 厚生省よりテレビ一台現地購入の許可連絡あり、二台は認められなかった。

22 日帰りレクリエーション規定中「外出許可」とあるを「一時帰省許可」と改める。多少ゆるやかとなる。

群馬県庁より農産物担当官来園。11月1日より主食配給米について説明。一般の配給基準に病院食一日一合加配される。

25 日本点字図書館長本間一夫来園。

28 炊事栄養士長峰徳子不正事件発覚、不正調査委員会（常務委員五、評議員五）設置。

10 1 患者配給米九一四三kgを東原庶務課長、長峰栄養士が横流ししていた事実をつかみ、究明するとともに両名に対し常務、評議両機関の代表が退職勧告を行う。

18 東原、長峰両名は、業務上横領の容疑で長野原署に逮捕される。

26 武藤運十郎代議士来園。

11 3 文化祭。近接町村からの参観者多数となり菊花展人気。

職員数　一五八名

患者数　一〇五九名

一九五五年（昭和三〇年）

1 13 一二時三〇分頃総和会事務所火災焼失（湯之沢部落よりの移築建物、二階建元津久井館）。

2 1 総代今野佐太郎、副山本好美執行部成立。

13 藤本松夫救援を国民救援会が取り上げる。

22 ハンセン氏病に対する無知と偏見によりこじれた、竜田寮児童黒髪校通学問題は、九州商大高橋守雄学長、熊大鰐渕学長の提案を受入れ、児童を高橋学長が引きとりそこから通学させることで解決した。

3 15 全夫婦舎で常会連合会を開催。夫婦舎更新築に伴う決議四項目、全員の署名捺印により総和会総代並びに園長宛提出。

4 1 栗生保育所草津小学校分教場全児童が草津小学校通学制度認められ分教場閉鎖。

諏訪の原耕作地契約更新（三年）。

2～4 第二八回日本らい学会（会長山本俊平）於京大。演題七九。「らいの病型分類」のシンポジュームが行れた。

従来患者作業により配達されていた郵便物等職員化（秘密保持、事故防止等で要望してきたもの）。

4 不自由者慰安金増額運動陳情はがき波状的投函開始。

8 武藤運十郎代議士来園。

12 青年学級設立を希望する者一〇名（青山佳夫青年会長他）署名請願書を園長に提出。

13 映画『ここに泉あり』今井正監督の数カットが醜さ、暗さの誇張から偏見助長の虞れありとして、全患協が抗議と改訂要求を岩崎、市川プロデューサーに行う。

26 薪炭特別調査委員会開催。特に炭、薪の運搬作業について審議。

※ 東京都民劇場マーク募集に白根一夫入選。在園者中に標語、マーク、徽章など懸賞応募熱高まる。

5

1 全盲連、(全国ハンセン氏病盲人連合協議会)結成。

8 草津町光泉寺花祭りに招かれた高崎公園の象、タカ子来園。

15 栗生盲人会群馬県盲人会の一支部として加盟。

17 例年通り全作業員による不自由者棟など大掃除はじまる。

6

19 NHKラジオドクター近藤宏二他一名放送収録のため来園。

25 事務本館新築落成式。救らいの日。

7

1 国立らい研究所、多磨全生園に隣接して竣工開所。所長小林六造。(昭和37年6月「国立多磨研究所」と改称)。

7 一斉検診開始。胸部のレントゲン撮影、血沈、菌検査。

18～20 盆踊り大会。三日目仮装大会。

19～21 日本棋院より福原、高橋両五段来園、囲碁指導。

8

3 多磨全生園より洋裁講師として二名来園、婦人会々員受講。滞在一〇日間。

4 原水爆禁止平和運動募金放送にて呼びかけ、五四四三円分館を通じ草津町本部に届ける。

5 保管転換物資配給、於中央公会堂。

群馬県共同募金会より四名来園、共同募金受配施設調査。

6 草津青年会員による慰問読書会行われる。翌年より5月～10月で毎日曜の午後行われる。

9 日本将棋連盟より加藤六段、橋爪六段来園、将棋指導。

9

14 敬老祝賀会、於交友クラブ。

15 青年学級開設(青年会館)。生徒一八名。フランス慈善団長ラウル・フオルロー寄付金二万円を教材費とする。主任教師小川辰夫(患者)、長野直吉第一分校教師。

網脇竜妙頌徳碑除幕式。

16 邑久高校新良田教室が長島愛生園に開校。一学級三〇名。当園入学者一名。

10

4 浄土真宗大谷派崇信会、鐘楼設立。撞初式法要。和光堅正により「慈光の鐘」と命名。

7 塩田けい(通称、山の婆さん八一歳)茸狩りに出たまま帰らず、午後七時消防団捜索に出動。不明のため前日に続き捜索、午後二時発見。

15 近接町村招待音楽会開催。

18　軽症夫婦舎棟増改築工事着工。裏廊下増築、台所、トイレ世帯別、モルタル仕上げとなる。

※　麻雀会発足、会員五〇名。

31　文化祭開幕、菊花、絵画、書道、生花等各展覧会。11月3日まで。

11　12　近接町村招待演劇会開催。

30　夫婦舎増改築一部竣工。鹿野、清澄、富士、筑波（以上不自由舎）岩木（軽症舎）。

12　6　杉原久雄総代、小川辰夫副総代執行部成立。

25　中地区浴場新設。

11　夫婦舎増改築一〇棟竣工。飯豊、妙高、早乙女、生駒、青葉、岩手、赤倉、宝剣、蔵王、白樺、の各舎。

年末配当金支給（一人七〇〇円宛、一〇六〇名）事業部益金約五八万円その他。

28　白系ロシヤ人患者（現在一名）、新たにロシア人患者入園受入れの連絡あり。

職員数　一七一名

患者数　一〇六〇名

一九五六年（昭和三一年）

2　1　職員組合全医労に加盟。

9　全患協の呼びかけによるローマ国際会議に出席する野島泰治代表に全入所者よりの資金カンパ、一万一五三三円。

3　1　園内公認文化団体規定決定。従来のものに再検討を加え修正。

4　19　杉原執行部総辞職。

13　藤本事件に対する最高裁の口頭弁論開かれる。

16　「らい患者救済並びに社会復帰に関する国際会議」カトリック・マルタ騎士修道会主催のもとにローマにおいて五一ヵ国二五〇名の代表出席を得て開催。浜野規矩雄、林芳信、野島泰治出席。

20　ハンセン氏病患者生活記録集『深い淵から』（堀田善衛・永丘智郎編、中島健蔵序、新評論社）が出版される。

25　写真集『離された園』（岩波文庫NO・188）出版。

※　荒垣外也、鹿児島寿蔵に代り、短歌の選者となる。

5　4～5　第二九回日本らい学会（会長上川豊）、於東北大学医学部講堂。演題九一。なおこの会で原田澄医官が「らいの組織化学的研究」で桜根賞を受賞した。

6　※　総代志村四郎、副総代伊藤明選出。

21　豚舎移築上棟式。

24　NHK鈴木、八木他一名、放送収録のため来園。

多磨全生園より棋友五名来園、交流試合行う。

らい予防週間に因んで、NHK第二放送で「らいの今昔」と題して林鵞慶大教授、茅誠司東大教授、林芳信全生園々長の鼎談放送。

25　全患協は、中野菊夫選による全国ハンセン氏病療養所合同歌集『陸の中の島』（新興出版社）刊行。

7

16　恒例盆踊り大会。

17　東京新橋明和会より盲人集会所建設費として三〇万円の寄付があった。

27　評議員会連日審議、議題、労務外出者の扱い。養豚部残滓運搬をリヤカーから中古トラックに切替え、それに伴う事故保障について。

8

6　真言宗大師堂建立地鎮祭。

20～21　伊香保に於ける日盲連大会に盲婦人代表として出席された中沢真佐子（京都）慰問のため来園、中央公会堂に於いて「黒髪」「桜変奏曲」「落葉の曲」等二日間、箏曲慰問と懇談会。

27　栗生神社祭。

9

1　邑久光明園職員森幹郎、同園機関誌『楓』に評論「新らしき時代の新らしい療養所」を発表。

20　第六回日本らい学会東部地方会、当園に於いて開催。

21　初めて全患協東部ブロック会議が全生園で開催され、全患協のあり方、本部の持回り制、議長の専任制等を討議。

30　第三回近接町村招待野球大会。

10

1　全患協が経済白書を発表、患者一人当たり一ヵ月平均支出額一八二九円。平均赤字月二八〇円。

神戸商大に「らい患者の人権を守る会」が結成される。

3　栗生第一分校生徒一二名、レクリエーション。行先、六里原。

4　近接町村招待音楽会開催。

食搬車運転手（患者作業）の臨時運転手の必要が審議され認められる。当時は養豚用残滓集めも兼ねた。

5　被服希望購入展示会。於中央公会堂。一人割当金額（券）七九〇円（年額の約二分ノ一）、対象者一〇二七名。

10　第二、四病棟増改築決まる。併せて病棟看護作業員の控室を設置することになる。

16　レプロミン反応についての打合せ会議当園にて開催。

21　大師堂落慶入仏式挙行。龍生院住職高木秀栄により高野山より弘法大師尊像の付与を受ける。日本橋大伝馬町瀧富商店社長、瀧富太郎建設費寄付により実現された。

25　高校入学者に対する奨学援助金支給について、慰安会々計より月額一人五〇〇円宛と決まる。

夫婦者増改築一八棟竣工、前年よりの継続工事。

29　第八回文化祭作品展はじまる。菊花、絵画、書道、活花等。

不自由舎棟（独身舎）一〇棟、防寒のための二重窓（出窓）に改修。

11　5　被服購入展示会。一人七九〇円（購入援助金券割当額）一〇二七名支給。
11　園内自転車所持者調べ、二九台。
16　開園記念日式典に於いて、園内火災発見者表彰される。1月13日、総和会事務所琴本正子。他ボヤ二件発見者奥田きよ子、加藤丈一。
20　近接町村招待演芸会。
　　職員数　一六九名
　　患者数　一〇四九名

一九五七年（昭和三二年）

1　14　総和会事業養豚部、軌道にのりつつあったが豚コレラ発生により大きな打撃を受ける。消毒埋没処分。
15　入所者成人式。
2　1　総代中野薫、副杉原久雄執行部成立。
11　レプロミン反応についてのブロック会議開催（施設側）。
27　邑久高校入学テスト実施。
3　7　職・患合同消防出初式。
15　邑久高校合格者三名。
　　新執行部は養豚事業について全会員よりのアンケート実施。継続、事業拡張支持絶対多数。
29　第一分校生徒一二名に対し、体位向上のため粉乳一人一日二五gg支給の要請認められ実施。
4　3　汽缶場故障、修理の見通し一〇日間。給食より現物支給、病棟不自由舎を除く一般舎自炊となる。自炊用木炭特配。
12　豚舎敷地整地作業はじまる。第一農園浪速道路ぞいの段々畑を六二五坪、奉仕作業開始（一八回に及ぶ）。
28～29　第三〇回日本らい学会（会長高島重孝）、於名古屋市、演題七〇。
5　28　レプロミン反応調査のためらい研阿部技官等来園。
6　12　松平洋子（浪曲、万才）一行による慰問演芸会。
15　睦会より園長ならびに総和会総代に対し、一室（十二畳半）四名制を三名にされたい、と一八〇名の署名捺印により要請書提出。
19　ＮＨＫ録音班来園収録。
25　「救らいの日」に当たり矢嶋園長ＮＨＫ第一より全国放送。
7　9　天中軒雲月一行公演。草津町市川善三郎寄贈。
11　草津町有志により囲碁慰問対局。
12　職員、患者春季園長杯争奪野球大会。
13　豚舎落成式挙行。第一次計画予算六〇万円（総和会事業部会計より三〇万円、慰安会々計より借入れ三〇万円）総建坪九六坪、豚房三六、園当局よりの補助（農園の遊休建物を移築し、作業員の休憩室及び宿直室、水道、電気、放送など配線敷設）により完了。
14　盆踊り大会。例年通り三夜続く。

15　畦上三山一行民謡慰問及び指導。

8

27　盲人集会所明和会館落成。

1～3　草津温泉祭。祭りが盛大に行われることにより、逆に入園者の外出拒否通告が町より園当局になされ、足止め策として三夜連続夜八時から有名映画を上映。

3　六合村々長山本弟蔵、議長山口助来園、六合村より草津への県道中之条―草津線開通計画により採草地極度に減少し速やかに耕作地返還を要求懇談。

6　新豚舎への移動完了。

20　今野佐太郎、杉原久雄執行部成立。

23　藤本裁判、最高裁で上告棄却、弁護団はただちに判決訂正申立てを行う。

25　近接町村招待庭球大会。

26　32年度支給被服（ハンテン）地購入について、従来男女別程度であったものを、子供、男女中年、老年別に購入を希望、要望認められる。

28　草津町より園内火葬場使用依頼あり了承。（町火葬場補修工事約一ヵ月）。

9

10　「藤本松夫を救う会」への賛同と資金カンパを全職員に訴える。

13　同上署名九三九名、カンパ七一一五円、ただちに送金。（職員側、園長以下三七名ふくむ）。

14　豚コレラ第二次発生、一四頭埋没処分。

20　秋季運動会。

25　藤本裁判の判決訂正申立が最高裁第二小法廷に於いて却下。

10

1　中央公会堂前にて絵画野外展開く、期間三日間。

9　大谷光明寮に木像本尊安置、入仏式。高崎市専精寺住職朝比奈法礼寄贈。

18　隔離豚舎建築完了。

11

1～3　墨泉書道会書道展、於天理教会堂。

2　演劇部、文化祭演劇発表会。

23～26　全患協第三回支部長会議、（於菊地恵楓園）。

12

1　諏訪の原耕作地は一三年間の食糧補給源の役割を果して来たがその幕を閉じ、33年12月末日までの契約書を取交わし返還が確認された。

6　退所者に旅費が予算計上されることになった。

9　藤楓協会々長下村海南逝去。

独身寮への炬燵板（営繕部で製作）一一五世帯のうち一部支給はじまる。

※　盲人、不自由者棟居住者を中心に、身体障害者手帳の交付及び国民年金制度適用への関心と論議が高まる。

15　独身不自由舎棟増築、模様替工事一三棟完了。

18　慰安金一月分前渡し認められ、年末配当（手当）一人二〇〇円×一〇三〇名分、事業部収益等総和会々計より支出。

職員数　一六四名
患者数　一〇三二名

一九五八年（昭和三三年）

2　1　今野・杉原執行部選出。
　7　養豚部、古巻農協より種豚をふくみ一五頭導入。予防注射制度確立。
　15　藤の湯（上地区）改造、蹠穿孔症に苦しむ入浴者用浴槽増設。
　18～19　第三回被服希望購入展示会。支給額一人八〇〇円、出張店重原、かじや、川村、畑中、玉屋等。
3　8　藤本松夫を救う会、岩波書店雑誌課長玉井乾介らを中心に、各界一三三名が発起人となって発足する。栗生支部でも救う会結成、代表加藤三郎、会員五〇余名。尚中央では会員一〇〇〇余名に達し、公正裁判を求める署名は五万を超える。
　18　不自由者棟居住者完全看護実施方について、園長宛要請書提出。内容　不自由舎看護作業員の充員が出来ず、患者作業としては負担し切れない実情を訴え、全患協としては三五年度要求であるが、当園では特別に三四年度より重不自由舎五舎だけでも実施されたい、としたもの。
4　1　厚生省訓令により部長制が布かれ、多磨、菊地など医務、事務部長制となる。
　退所者の生業資金、退所支度金他の制度が施行される。
　栗生盆栽会発足、会員数五一名。
　14　厚生大臣、医務局長、療養所課長宛不自由者慰安金の省内操作による増額（昨年度は一人月額二〇〇円を二三〇円、今年度三五〇円にされたい）の要請書提出。
　28　園外遊覧規定（後にバスレク規定となる）をつくる。
5　2　栗生盲人会員一四〇名が身体障害者手帳交付を申請。
　11　コンウォール・リー生誕一〇〇年祭。於聖慰主教会。
　16　所長会議で①帰省許可は予防法の規定に従い、制限を守れ②レクリエーションは行先を明示し事前に届出よ③園の行政に患者の介入を許すな、と厚生省が施設に指示。
　20～21　第三一回日本らい学会（会長谷奥喜平）、於松本市。演題八二。
6　7　長野県知事一行県人会慰問。
　8　音楽会。青山梓、湯原信子来園。
　10　合同慰霊祭及び納骨式、年間死亡者一二名。
　16　NHK前橋放送局、救らいの日に因んで収録。
　23　矢嶋園長NHK第二より放送。
7　8　ハンセン氏病障害者の国民年金加盟問題で、身体障害者福祉司山田長五郎来園。
　10　納骨堂灯篭竣工式並びに湯之沢物故者慰霊祭。町長、議員、湯之沢関係者出席。
　21　真言宗大師堂会堂建立尽力者瀧富太郎翁頌徳碑除幕式、及び青葉祭。
　23　独身舎、残る一五棟の改造（昨年三棟）について、厚

生大臣橋本龍伍その他関係者に陳情書提出。

8 1 今野・杉原執行部成立。

9 1 機関誌『高原』創刊一〇〇号となる。

藤楓協会茨城県支部よりの寄付金八万円を基金にして園内二〇ヵ所に盲導鈴（当時は拡声盲導機といった）の設置。

10 評議員会の中に総和会々則及び規定の研究小委員会を設け、その中の「家屋居住に関する規定」成立する。本規定により独立家屋でも夫婦であれば抽せんにより、無料で入居できる制度となる。

10 1 第三回支部長会議の決定により全患協本部を九州ブロック菊池恵楓園に移転。東京多磨全生園には駐在員をおくことになり光岡良二が就任。

18 村越化石、角川俳句賞受賞。祝賀会を開催。

12 2 国際らい会議から帰った沖縄民政府社会福祉部長アーベェン・H・マーシャル大佐は『琉球新報』で、らい予防法はいらないと述べ、大きな反響を呼んだ。

20 年末配当金（事業収益より）五〇万八五〇〇円。人員一〇一七名。一人五〇〇円宛支給。

職員数 一七二名

患者数 一〇一九名

一九五九年（昭和三四年）

2 8 邑久高校入学選抜試験実施のため群教委より竹園指導主事来園。

3 10 邑久高校新良田教室第一回卒業式。（栗生一名）。

26 執行部不成立のまま経過し三ヵ月後ようやく成立、事務引継。新総代藤原時雄、副中野薫。

1 栗生盲人会が長島愛生園盲人会より全盲連本部を引継ぐ。

4 8 「平和と人権を守る患者集会」開催。日本社会党山口鶴男県議、日本共産党中野泰草津町委員長激励挨拶。

18 藤本事件、松川事件に対する抗議と要求決議を行う。

31 従来番傘支給であったが、洋傘の希望多く、これに切替える。交換期限三ヵ年。

※ 第三一回日本らい学会（会長小林六造）、於順天堂大学講堂。演題三八。

4 4 全入所者の病状調査開始（本省指示による）。

食搬用自動車運行について園長に要望書提出。とりあえずジープ（索引車）にシャーシを取り付け各区配食台まで届け、各舎配食作業員が舎へ運ぶ方式（食搬機械化委員会での結論）。

6 カトリック教会発足。

19 全盲連会長栗生盲人会々長、富田豊により「国民年金に就いての陳情書」を厚生省その他へ提出。

22 綿打作業中、宮下良三作業員が機械に巻き込まれ死亡。

24 療友宮下良三の園葬執行、患者作業休日とし告別式

に参列、園長はじめ各職員、厚生省関信医務出張所係官も参列。於中央公会堂。

荒垣外也来園、短歌指導。

6 13 丹羽一二三青果物店、栗生売店前にて青空販売はじめる。

16 カチューシャ舞踊団来園。

21 中野菊夫来園、短歌指導。

23 高崎市珍竹林画廊主鈴木唯義、千木良富士両氏の特別な尽力により「草美展」開催される。於珍竹林画廊及び同市第二公民館。友情出品もあり、盛大であった。

25 三五年度予算編成に対し本省向け請願書提出、重点一四項目。

救らいの日、職、患対抗優勝旗争奪庭球大会開催。

7 2 身障連（身体障害者連合会）結成。盲人会、弱視会、義足者の会、難聴者会、咽喉手術者の会、肢体不自由者の会、の各団体より代表二名を選出役員会を講成、会長鯉渕光男、副小川辰夫、金子晃典。会員三七七名。

13 盆踊り廃止となる。

27 青山梓来園音楽指導。

29 音楽部演奏発表会。

8 1 日盲連鳥井篤次郎、ライトハウス図書館長長岡加藤治、中沢真佐子来園。

藤原総代、中野副総代執行部成立。

日本民謡協会指導部長成田収玉一行六名、西三蝶一行一五名、栗生盲人会創立二五周年を記念して慰問公演。その後指導。

全患協が、〝らい〟をハンセン氏病という呼称に切りかえたいと提唱。

9 8 盲人会員で社会復帰者第一号、盛大に見送る。

16 真山美保劇団公演。

23～27 第四回支部長会議、於長島。代表藤原、今野。主な議題、国民年金並びに諸給与金の増額、不自由舎看護職員切替、所内作業の在り方ならびに作業賃の増額、医師の充員等々。

※ 社会復帰友の会発足、会員二八名。

15 配食自動車運行はじまる。

17 県知事宛陳情書提出。内容、園内文化福祉施設、文化教養娯楽費、医局通院用バスの実現の三項目。

23 職、患大運動会。

※ 元栗生楽泉園長古見嘉一死去。

30 東家浦太郎一行浪曲慰問。

10 1 東芝テレビ21インチ一台購入、価格一四万九〇〇〇円。これで、上、中、下各地区にテレビ設備される。係作業員三名となる。

3 元代議士木桧三四郎遺族より寄付金一〇万円あり、ピアノ購入費とする。

伊勢湾台風被災地への義援金募集実施。

12
14 新制作座来園、真山美保作「青春」が上演される。
19 ハンセン氏病政策に対する研究委員会設立される。委員一九名（執行委員七名評議員六名常会長六名）。
15 国民救援会第一四回全国大会で藤本松夫救援を取りあげる。
7 国立埼玉療養所より、管理移管用毛布四〇〇枚寄付される。
15 国民年金制度発足。各支部に年金委員会が設立され、①症状認定については障害部位を総合認定し、②年金支給に当たって他の給与金との調整に反対、③外国人にも年金に準ずる給付を要求し、運動がいっそう活発となる。
国民年金法における障害等級（一級）の認定基準、及び二級障害の状態（程度）について資料入手し研究。
文化祭展覧会、秋楽会に初めて福田農林大臣賞贈られる。出品五五七点、参観者三千人を越す。

11
1 ※温泉引湯管、一部ポリエチレン・パイプ試験使用。
※第一回盆栽展開催。会場新棟岩嘗舎。
14 藤楓協会々長渋沢敬三、理事浜野規矩雄、吉田参事来園。浜野理事は懇談の中で「癩は医学的に結論を得た、劣等意識を捨てよ」と強調。
13 らい研究協議会を当園にて開催。柳沢謙（国立予防医学研究部長）が「癩の予防医学的研究」について講演。

17 故木桧三四郎基金によるピアノ購入は飯野十造の計らいにより日本楽器より届く。価格一六万円。その他日本楽器より次の楽器類寄贈された。ハーモニカ六〇、スペリオパイプ二九、木琴一〇、鈴、タンブリン、カスタネット各一。
19 太陽誘電株式会社よりテレビ寄贈三台（看護婦宿舎一台、園内二台）。
25 財団法人藤楓協会常務理事浜野規矩雄理事長となる。
職員数　一六〇名
患者数　一〇一七名

一九六〇年（昭和三五年）

1 8 国民年金受給状況等事務連絡のため、代表多磨全生園に派遣。
2 1 今野佐太郎、芳野博和執行部成立。
3 5 救う会が藤本事件特報を発行。
国民年金がはじめて支給される。全患協全体での第一次該当者、障害福祉年金三六七〇人（入所者の三四％）老齢福祉年金一五七人（一・四％）認定基準の緩和の要求、運動高まる。
7 渡辺良夫厚生大臣宛「医師の充員と待遇改善についての歎願書」提出。
15 ハンセン氏病政策に関する研究委員会、栗生支部は、療養所の再編成について当局が研究を進めているの

で、患者側は自案をもつ必要から、所内の再編成について試案を提示、各常会の討議にかけた。試案は無菌者の場合退園を前提とした処遇とし、予防法の拘束を廃す。また保菌者には病院化医療の処遇を徹底するというもので園内与論が沸騰した。

31　上原一夫、後藤利両医師退任に伴い入所者より餞別募集を行い、二万一一三五円贈る。

4　4～5　第三三回日本らい学会（会長光田健輔）。光田は八四歳、最後の出席であった。また矢嶋園長、小林医官による〝らい治癒退園者の再発に関する統計的観察〟を報告。

15　全患協ニュース、医師充員実態調査を特集（欠員数3月20日現在、四〇余名）。

30　医師の留任について全入所者による署名運動を実施してきたが、いよいよ署名歎願程度では根本的に解決されないと、医師充員運動推進委員会を結成（委員長太田国雄）。加盟五団体総会による請願書を決議、厚生大臣をはじめ各方面への働きかけを行う。加盟団体＝身体障害者連合会、不自由者常会連合会、民擁連栗生分会、栗生青年会、日本共産党栗生細胞。

5　※　賀川豊彦日本救らい協会理事長逝去。

7　藤楓協会浜野理事長は当園中央公会堂において、患者の些細な質問に激昂し、出席者（患者自治会役員その他）をこずいたり胸ぐらをとったりして、「こんな所に二度と来ない」と暴言した。この件につき、総和会は同協会々長宛抗議文を送る。

6　19　朝鮮人韓国人年金運動のため資金カンパ七六四九円。

6　チリ地震津波被災者救援募金募る、一万二六三六円。

6～7　第三回事務長研究会（患者処遇に関する件）が星塚で開らかれ「らい療養所再編成案」も検討。

10　恒例合同慰霊祭挙行。年間死亡者一七名。

14　国立高崎病院チーム対患者チーム野球大会。

22　永丘智郎教授他三名来園、教養講座開講（二日間）。

24　第二回草美展開催。於高崎珍竹林画廊。

7　6　多磨全生園労組委員長井上務来園、職員組合及び患者自治会、民擁連栗生分会等と懇談。

15　今野執行部総辞職。

19　歌手斉藤京子、上野芳子一行一七名慰問公演。

20　自治会での三カ年計画による身障連対象レクリエーション実施（浅間高原）。

8　6　23　自由法曹団弁護士正木ひろし講演会。

外国人ハ氏病同盟の要請で「第三国人への年金に準ずる援助措置について」各園において署名運動はじまる。

9　厚生省より滝沢技官、相馬事務官他一名来園、不自由者看護職員切替えについて実地調査、また10日には自治会執行部、不自由者代表と懇談、看護切替えの骨子明らかとなる。

10 参院内閣委に於いて群馬選出伊藤顕道（社）参院議員が栗生楽泉園の医師欠員問題について厚生省並びに行管に対し質問、早急な善処方を要請。

自治会ハ氏病政策研究委員会の所内再編成試案を常会討議に付していたが、更に研究の要あり、とし一応白紙に返すこととなる。

9 19 藤原執行部難航の末成立。

9 29 日本将棋連盟金子八段来園指導。

日本共産党群馬県委員・堤源寿来園、農村問題で教養講座。

10 14 中地区テレビ会館落成。

15 藤本事件救援カンパ五二三〇円送付。

敬老祝賀会。

21 寺島文夫来園教養講座。

13 演劇部発表会「女の家族」「おさの音」。

18 沢田美喜来園講演会開催。

20 元当園医官であり、湯之沢バルナバ医院長であった鶴田一郎草津町にて死去。

医師充員運動推進拡大委員会は患者総会をひらき、直接運動に立ち上ろうと執行部に再三申入れを行なってきたが、執行部は「軽々に患者大会を開催すべきでない」との態度をとりつづけ、そのため同拡大委は、署名七一三名を添え藤原総代に提出。藤原総代は近く予定される支部長会議に反映し、全患協運動として取組む、とした。

11 21 執行部は不常連との看護切替えに伴う具体的話し合いで出された問題点一四項目を基本的な態度として確認、当面二〇六名の不自由者を二九名の職員により看護するという、施設側の実施要項を不満ながら了承。園側は草津町に看護職員（賃金、女子）採用を広告、就職希望者五〇余名あることが判明、各舎間の接続廊下、職員控室、その他の整備費六一〇万円も明らかとなる。

27 民謡歌手長谷川久子、佐々木常雄一行、秋田民謡などで慰問。

1～7 全患協第五回支部長会議、松丘にて開催。藤原、大和代表参加。主要議題、医師の充増員、不自由者看護切替、年金問題、作業賃増額、療養所再編成問題等々。

12 15 支部長会議の決定により医師充員問題で厚生省陳情実施。代表一七名、日患同盟、全医労の支援のもとに橋本療養所課長に陳情。栗生からは藤原ほか三名参加。

1 20 不自由舎看護職員切替え試験実施。

23 全患協、藤本松夫を救う会、法務大臣に歎願書提出。

「わらび座」公演。

社会復帰者のための労務外出規定及び園内工事（請負業者の人夫）就労規定は全在園者の賛否投票（賛成六九〇、過半数）で決定されたが、園当局も一度これを

認めながら、園内就労のみとし、社会復帰者のための労務外出規定は、不承認とした。

6 医師充員問題に関する患者大会開催。於中央公会堂。折悪しく猛吹雪、気温零下四～五度、参加者二百余名、園当局不参加、自治会役員一部参加、有権者七一三名の署名により開催までこぎつけた大会も、過半数による議決に至らぬまま、大会議長沢田二郎により、一、内科、外科医二名を早急に充員、厚生省医務局長の来園を要請直接訴えたい。一、国会調査団の派遣要請と国会厚生委員会による法的打開を要請されたい、とする二決議を総和会総代宛提出。

10 不自由舎棟看護要員更に一三名雇用、計三四名となる。

職員数 一九九名
患者数 九九二名

一九六一年（昭和三六年）

1 1 不自由舎棟看護職員化はじまる。不自由者数二〇六名、一五棟（うち一棟一部切替）職員数は婦長、看護婦各一名、看護助手三四名。

2 1 園内に洗濯機利用者五〇名を突破。

7 患者処遇に関する研究会開催。

22 駿河より不自由舎看護職員化視察のため自治会役員来園。

23 全医労楽泉園支部、群馬県医労協、地協等に加盟。被服希望購入展示会。個人割当額九五〇円。在園者九八八名。

3 1 大和総代、藤田副総代執行部成立。

4 「社会復帰のための労務外出規定」施設側承認。規定厳守のため園長の園内放送と雇用業者への規定徹底のため文書配布等確認。

21 病棟入室者、治療、看護、食事介助等について看護婦側と懇談会。

25 草津栗生分校卒業式。卒業生男子二名、児童なく閉校となる。

27 栗生会（労務外出者の会）は、「開放期にある療養所の問題」について声明、総和会の対処の仕方を批判。

4 1 不自由舎棟看護職員の定員化と増員、看護婦増員について厚生大臣、地元国会議員に陳情書提出。

7 「睦会」は不自由者棟居住者の生活改善全般を会活動としてきたが、これをやめ、娯楽を主とする「仲よし会」として発足。

11 栗生会、施設側と懇談会開催。施設側課長会議の再編案の内容を明らかにする。一、退園規準に達した者。二、治療を要する者。三、長期療養を必要とする者。等々区分再編したい、とする。

評議員会の中に「給食研究委員会」を設置。現行給食費日額一〇二円。

5

13 「不自由者看護付添人員縮少反対＝要求貫徹決起大会」於中央公会堂。現行看護職員（賃金）三四名中二九名だけ4月1日付で定員として採用。五名は首切り解雇するという事態が判明。三四名でも不備な点が多すぎる上、更に減員では到底受け入れるわけにいかない、として要求五項目を決議した。大会議長小林弘明。

25 不自由者棟関連患者作業全面的に施設側に移管。

第二回「不自由者要求大会」開催。第一回の要求五項目の解決にもっと誠意をもって積極的に当たられるよう促し、新たに関連四項を追加決議した。

1 寿会発足（六五歳以上を会員とした）。

草津町での第三二回メーデーにて、栗生楽泉園職員、患者合同による集会をメーデー第二会場と決議され、中央公会堂において開催。壇上には一八項目にわたる平和要求項目を掲げ、来賓、参加労働団体代表などの激励挨拶多数、草津湯畑の第一会場をしのぐほどの盛会だった。

3 山口鶴男、田辺誠両代議士（社）来園、医師欠員、不自由者棟看護職員化その他の問題で総和会役員、関係者と懇談。

6 福田赴夫後援会より園内道路補修用として二〇万円の寄付金。

8 潅仏会法要。

6

※ 29 四方温泉で開かれた県盲総会に天野盲人会長はじめて出席する。県盲総会に栗生代表が出席したのはこれがはじめてであった、翌年の総会を栗生で開催することを決定。

14 萩原進県立図書館長来園、教養講座開講。

18 荒垣外也教養講座開講。

19 「社会復帰者に対する経済援助要請書」を園長宛提出。内容は、支度金、営業資金融資、住居、就職の斡旋等々。

20～25 多磨全生園患者自治会より「不自由舎着護切替」の実情調査と研究のため平田、飯沼両執行委員来園。

21 中之条町テアトル・リビアナ劇団慰問公演。

25 不自由舎着護職員化に伴う作業賃減額（総額の一〇数パーセント）に対し全作業場代表による懇談会開催。全患者作業就業者署名歎願書提出を決定。地元国会議員、衆議院議長、厚生大臣宛提出のため署名活動に入る。

不自由舎常会連合会の看護職員化に伴う要求貫撤実行委員会は目的を達して解散。

29 赤松円成布教。

不自由者棟看護職員化に伴い、患者作業償与金中より年間五〇万円減額が明らかとなり、全作業の中心であった看護作業返還は当然としながらもその額が大きいため、全作業体制に混乱が生じた。

10　合同慰慰祭。年間死者八名。
11　青山梓一行四名音楽指導。
15　病棟看護婦など四四制勤務体制打ち出される。従来半日休なしの週四八時間勤務体制から増員なしで実施する、とし病棟看護婦六名減員、そのかわり看護助手六名充員、来る19日よりタイムスターデにより業務内容を掌握、合理化できるものを見出し実施に踏み切る、とした。入室者全員反対の意志表示。
15　技術習得の会発足。会員約三〇名会長中条英一。社会復帰を技術習得によって推進したい、とし実施計画を自治会、園当局に要望、自動車技術習得の部（約三〇万円）孔版部、ラジオ・テレビ技術習得の部（約一〇万円）等計画書提出。孔版部会員経験者による指導開始。
16　中央公会堂で四四制実施について四者懇談会開催。（総婦長、病棟看護婦、入室者、総和会）。これにより実施中止となる。
25　救らい日。
28　群馬県衛生民生部一行慰問。
30　患者消防部員表彰式。
7
3　赤岩栄来園教養講座開講。
6　栃木県民謡会慰問。（これより数年間慰問があつた）。
13　納涼演芸大会。
17　技術習得の会青年会館使用となる。同日廃棄処分自動車、バイリス車体構造実習材料として申請。
8
1　所内操作により四四制強行実施。
15　大和武夫総代、藤田武一副総代執行部成立。第六回支部長会議菊池支部で開催。代表大和武夫、今野佐太郎出席。
26　恒例の栗生神社祭。
29～30　らい療養所庶務課長研究会。
9
3　天中軒雲月一行公演、草津新聞角貝康次他有志による寄付。
6　井手則雄講師による教養講座。
7　36年度バスレクはじまる。行先き榛名湖。
8　演劇部解散に伴い二万三〇九〇円をバスレクガソリン代にと総和会に寄付。
10
14　ケース・ワーカー松村譲により「身体障害者職業補導訓練所」入所斡旋はじまる。
23　岩波書店副編集長玉井乾介、元保育所主事吉井秀五郎と来園。午後中央公会堂にて「藤本松夫を救え!!」と題し講演。また保育所児童父兄と懇談。
11
1　医局治療棟第二次工事（薬局、調剤室、耳鼻科、婦人科）着工。
文化祭盛会裡に開催。
分館前にて「藤本松夫を救う会」会員（患者、職員）により署名と資金カンパを訴う。署名数三六四名、資金カンパ額四四五三円。

18　小林茂信医官フイリッピンのマニラで開催された、世界保健機構のらい研究会議に日本から四医官派遣された一人として加わる。東南アジヤのらい視察。12月13日まで。

29　秋田県堀江厚生部長一行及び長谷川久子、佐々木常雄、浅野千鶴子（各民謡日本一）浅野梅若による慰問。

12　5　柳田謙十郎「人間はどういう生き方をするか」と題し講演。

12　長野県より慰問の際、運転技術習得練習用の車がほしいという希望に応えられ、トラック（中古車）が寄贈された。

※　労務外出規定実施。園内工事、医局及び軽症独身舎、不自由舎等の改築に五〇名就労。半日作業者、隔日作業者共作業に支障なく就労、一切の支給物ストップ。賃金一般労務一日五〇〇円、大工六〇〇円、帳簿係一〇〇円。

※　年末配当金（事業収益）一人一三〇〇円宛支給。
職員数　二一〇名
患者数　九七五名

一九六二年（昭和三七年）

1　3　伊藤きめ看護婦熊本医療刑務所服役中の藤本松夫を訪ね激励。

4　豪雪のため食搬車動けず、町に応援を求め園内幹線道の除雪に県土木課のラッセル車出動。

24　藤楓協会主催による課長研究会が当園にて開催され第一〇回となる。各施設で行った統一アンケートの集計がまちまちであり、方法を統一し再集計する会議となった。

2　5　26　総和会総代定期改選の結果当選者受諾せず不成立。矢嶋園長、藤楓協会浜野理事長らと共にアメリカ視察のため出発。

15　栗生青年会解散。青年会々長の退園を機に解散となった。

22　障害度診断はじまる。

※　施設当局より不自由者移動舎区分案なるものが示され、傾斜配置問題となる。

3　13　全不自由舎で傾斜配置に反対のハンスト抗議。

14　明和会館にて施設側園長以下幹部五名と不常連により傾斜配置について話し合い、計画保留となる。

17　草津町より見舞金三万円。

23　難航した総代選挙実施。藤原総代、中野副総代で成立。混迷九〇日。

4　1　らい療養所医務部長研究会開催。
部長制実施。山下鬼喰男医務部長、杉山憲治事務部長となる。

2　全患協岡本清事務局長来園懇談。

7～8　福田経済研究会寄付による二〇万円で園内幹線道路砂利敷き完了。
開園三〇周年記念全国文芸募集。
11　わらび座公演。
23　藤本松夫事件三度目の再審請求。
24　群馬県知事来園。
27　第三五回日本らい学会（会長佐藤三郎）於仙台市。
28　栃木県人会より開園三〇周年記念として山桜苗寄贈。
5　6　開園三〇周年記念音楽会。青山梓一行二一名来園公演。
6　1　第一二回群馬県々盲総会当園中央公会堂にて開催。
27　栗生音楽部解散。
牛乳処理場総和会事業として発足。建物工事費、機械購入及び関連設備等諸経費約一一〇万円。年間収益見込み四〇万円。
7　2　全入所者に牛乳一合宛給食はじまる。価一〇円五〇銭。
8　プロパンガス五世帯に勝手用として試験的使用。
37年度バスレク開始、六里が原。
8　1　藤原時雄総代、中野薫副成立。（任期一年となる）。
2　病型分類に関する研究会当園にて開催。
3　萩原進教養講座。
13　カトリック教会献堂祝福式。
20　赤岩栄教養講座。
9　29　開園三〇周年記念寄贈演芸会開催（浅草松竹座一行）。
14　藤本松夫福岡拘置所にて午後一時一七分処刑される。
救う会ならびに民擁連はただちに法務大臣、熊本地裁に抗議電打電。15日全患協本部より抗議行動の指示あり、20日まで連日続く。
21　第七回支部長会談、於邑久光明園。藤原、大和出席。
午前一一時五〇分より中央公会堂に於いて救う会を中心に藤木松夫死刑執行に対する抗議集会開催。決議により抗議電七通打電。また病棟入室者を除く全患者一食ハンストで抗議。
10　4　三〇周年を記念しテレビ二台更新、ソニーテープコーダ二台購入。あづまや上・下地区二ヵ所設立。
16　開園三〇周年記念式典挙行（一ヵ月繰上げ）。来賓厚生大臣・群馬県知事・浜野藤楓協会理事長など各代理。林多磨全生園長、山口代議士等約一四〇名。永年勤続職員表彰（一五年以上四七名、一〇年以上三一名）、感謝状贈呈（和光堅正外一三名）、在園者表彰（団体二、個人五名）。
NHKトンチ教室実演、青木先生、長崎抜天、春風亭柳橋、小川哲夫、岩佐東一郎、丘灯至夫、プロデューサー渥美晴男の一行七名の出演。
自動車運転免許取得第一号誕生。社会復帰のため練習に励んでいたが園内の練習だけでは認められず、前橋市の教習所で免許取得。オートバイは長野原教習所で

受けられ、同じく一人合格。
栃木県より自動車寄贈され、病棟入退室用として使用。
※ 犬・猫の飼育をしてはならない、という申合せを破って飼育者が増えはじめる。
11 1～3 三〇周年記念文化祭。
18～26 全患協臨時代表者会議（駿河）。栗生支部中野菫出席。
12 10 年末配当金決定。支給額一人八〇〇円×九六〇名、財源事業会計及び初めて共同募金一〇万円。
※ 財団法人アジア救らい協会設立。ＪＡＬＭＡと略称。
※ 厚生省、らい療養所軽快退所者等在宅療養指導要領を各府県に通達。
職員数 二〇六名
患者数 九六五名

一九六三年（昭和三八年）

1 30 事務部長研究会のため浜野理事長外各園事務部長一三名、厚生省療養所課長補佐一名来園。
3 ※ 水不足のため夜間は勿論、日中も断水続く。
25 栗生楽泉園正門前「香川の松」強風にて倒れる。
4 1 開園以来その維持に困難を極めた温泉導引木管（くり抜き松丸太）から塩化ビニールパイプに交換年次計画（38年～48年）に着手。
3～4 第三六回日本らい学会（会長西村貞二）開催。演題四四、シンポジューム「癩菌培養の基礎」。
9 保育所児童関西方面修学旅行。
11～12 第四回東部ブロック会議開催要請書を出したが、松丘、多磨不参加、東部三園代表協議会として開催。
5 ※ 中野菫総代、藤原時雄副選出。
16 第一回三者（厚生省、所課長、全患協）懇談会を結核予防会々議室で開催。中野総代出席。
20 総婦長小林道子病気見舞金、在園者より募金。
※ 綱島竹生（真理運動東京同信会常任理事）村越化石句集「独眼」を読み著者を訪問。
6 1 労務外出者一六名。規定に従わない者多数。
4 給食棟竣工。
10 合同慰霊祭。年間死亡者一〇名。
12 大江満雄来園、教養講座開講。
13 日本放送協会ラジオ放送部大中鉄雄外一名来園収録。
20～22 第八回支部長会議。於星塚、代表藤原時雄副総代、藤田三四郎出席。
21 民謡大会。我妻桃也一行。
25 「救らいの日」が「らいを正しく理解する日」と改まる。
7 1 園長矢嶋良一多磨全生園々長に発令。後任に阿部秀直（松丘保養園々長）発令。
5 午後一時より中央公会堂に於いて「矢嶋園長送別の

会」開催。

8

9　矢嶋園長栄転に際し在園者より餞別募金を行う。

15　全患協、「ハンセン氏病予防法」改正草案を発表。

17　病棟内にテレビ会場設置。

24　愛知県よりの寄付金五万円により盲導線用支柱（コンクリート製）を発注、四〇〇本、従来の木製杭から一新。

※　草津町よりの療養見舞金三万円にてレコードプレーヤー一台購入。

3　教養講座開講、講師萩原進。

7　矢嶋園長よりの寄付金一万円をもとに同園長の肖像画製作を決める。この企画に対し職員側より五〇〇〇円の寄付金あり、計一万五〇〇〇円にて計画する。

10　教養講座開講、講師井出則雄。

23　三〇周年記念事業として計画の貯氷池着工、上若草舎裏、下テニスコート跡、各六名の患者就労者を推せん。

26　糞尿（外注）汲取りはじまる。

栗生神社例祭宵祭賑わう。グランドに出店並ぶ。江戸屋、八百友、三井商店、また重原、中屋牛乳、山田新聞の各店より寄贈品あり、西瓜目方あてなど各種ゲームが行われた。これよりこの催しが「療養祭」となる。

27　多磨全生園との親善交流計画、年二回、春秋とする。

9

4　職患合同作業制度研究委員会設置。厚生省は明年度作業制度を大巾に改革しようとしているため、職員側三名、患者側四名の委員により構成。目的、職員化の際の職員数の検討他。

13　敬老祝賀会。

20　日本らい学会、東部地方会議。

27　38年度バスレク開始。

10

1　保育所児童修学旅行（東京）。

3　多磨親善団（二八人）来園、4日（栗生親善団）二八人多磨へ出発。（双方四泊五日）。

4～5　東部三園盲人会々議、多磨・汲田冬峰、駿河・成田岩雄、栗生・天野武雄、②不自由者食費の復活、②不自由者慰安金を七〇〇円以上に増額、③障害福祉年金は盲人給の新設を決議。

19　草津町より療養見舞金三万円にて仲よし会集会所備品購入。

20　全患協東部ブロック会議を多磨で開き、5月の三園協議会の話し合い通り、全患協本部多磨受入れ決る。

31　全患協本部芥正三事務局長来園。

※　藤楓協会々長渋沢敬三逝去。

11

1　日患同盟佐谷、渡辺、森川三氏来園、朝日訴訟について評議員会と懇談。

※　秩父明水、群馬県文学賞短歌部門で受賞。

4　朝日訴訟控訴審が東京高裁小沢裁判長係で開かれる。

一審判決での国側の敗訴をくつがえし、「生活保護基準では生きてゆけず、憲法違反である」との主張を棄却する判決を行なう。

12 15 養鶏、養兎の実態を調査点検する。飼育世帯数二一〇七、鶏一〇〇〇羽、兎六八匹。

12 5 名古屋市内にらい外来診療所(患者一時救護所)開所。

6～7 日患古川圭助事務局長他、群馬県患より二名来園懇談、組織共闘問題で話し合う。

11～14 日本患者同盟(日患)の呼びかけにより「医療の充実と生活の拡充、予防法改正」を要求する統一陳情に栗生より三名参加。(全患協四八人、日患一〇〇〇人)。11日、日比谷音楽堂で結団集会後国会請願デモ、全患協班は単独で厚生、大蔵、参院社労議員に陳情、初めて統一行動に参加。

※ 汽缶場にはじめて重油ボイラー一基設置、併せて前に重油タンク三〇kg入りも建つ。

※ 盲人用録音物無料郵送認可成る。

職員数 二〇五名
患者数 九五〇名

一九六四年(昭和三九年)

1 13 藤楓協会浜野理事長来園講演。

14 草津町長、議員等八名来園、社会復帰に関する懇談会。

2 15 成人の日祝賀式。

2 1 藤原時雄総代、大和武夫副総代成立。

5 全患協臨時代表者会議長島にて開催。療養生活研究委員会設置、らい予防法改正、医療の充実などを要求する請願行動を決定。代表本間清、名草良作。

14 朝日訴訟の原告朝日茂死去。

不自由者団体協議会発足。目的は不自由者看護職員化に伴う、医療看護全般にわたる諸要求を掲げ、全国ハ氏病療養所の要看護者の組織を結成、運動を起こすとした。責任者沢田二郎。

3 17～18 全患協本部・各支部代表二〇〇名により国会、厚生省などの大請願行動、栗生支部代表沢田二郎、名草良作、本間清、笠原金三郎。

※ 国立らい療養所々長会議結成。

4 1 小林茂信医務部長となる。

※ 第二四回日本らい学会(会長林芳信)、於東京。

5 8～9 第二六回県患者同盟代議員会(大日向荘)に小林、名草出席、そのまま支部長会議へ出発。

10～18 全患協第九回支部長会議、於大島。栗生代表小林弘明、名草良作。看護切替五ヵ年計画最終年度にもかかわらず、全体の四割しか実現せず、また当面する重要議題の討議で会議日程二日間延長。

※ 網島竹生呼びかけにより東京神田寺同信会一行(同信会、入信友の会慈眼協会)、村越化石、高原俳句会を慰

問。この日「母の日」であり、以後毎年母の日に慰問のため来園。

14　光田健輔愛生園名誉園長逝去。

前年度予算一二〇万円にて決定されていた道路舗装工事着工(園内はじめて舗装)。医局玄関前、総和会事務所横坂、鳥ガ丘坂など一三〇m。

23～27　多磨親善団来園。

26　日中友好親善団羅雲女史一行来園(群馬民主主義擁護県民連合が招待したもの)。民擁連栗生支部代表小川辰夫が中国語で歓迎挨拶。

29　不自由者看護切替完全実施闘争委員会機関決定発足。会長以下九名にて構成。

6

4　全患協、看護完全実施要求大陳情はじまる。栗生代表大和武夫、本間清。(六・五闘争)。

5　中央交渉団(各支部代表、事務局員一六名、多磨支部員五〇名)バス二台で厚生省へ。予備交渉時点から難航し、第一会議室に坐り込む。

6　栗生支部看護切替完全実施要求貫徹大会開催。於中央公会堂。中央交渉団増援のため一五名出発。

7　中央交渉団に救援物資輸送決定。

8　第二次スト(全作業放棄)突入。患者総決起大会、於中央公会堂。参加者約五〇〇名。引き続き決議文を携え本館までデモ行進。園長上京中により小林医務部長、杉山事務部長、四谷総婦長に対し決議文手交、(看護職員増員、不自由者棟整備、上京バス使用許可等々)回答を要求、そのまま本館前坐り込む。一方角貝草津新聞社々長を介して上京バスチャーター成立。午後一一時、中央交渉団増援派遣団一八名出発。全医労栗生支部赤尾書記長上京激励。

9　中央交渉団は午後一時より参議院第五会議室に於いて小林厚生大臣交渉実現。「責任をもって切替を実施してゆきたい。39年度は政治折衝で、40年度からは二、三年で完了したい」との回答を得る。

フレンズ国際労働キャンプ関西委員会一行八名来園。

12　園内火葬場使用不能のため、町の火葬場利用について申請中のところはじめて認可され、開園以来一一四六遺体を荼毘に付した所内火葬場廃止となる。

※　緒方知三郎、藤楓協会々長に就任。

7

7　藤楓協会主催事務長(部長)研究会開催。

19　教養講座、講師萩原進。

30　教養講座、講師小川政亮。

8

4　教養講座、講師大野林火。

5　教養講座、講師井手則雄。

清瀬箏弦楽団慰問演奏会。

16　多磨全生園舞踊団さざ波会一行一〇名慰問。

29　劇団中芸公演。

9

1　栃木県藤楓協会の慰問演芸。ライトバン一台寄贈される。

10

5 「医療・看護制度改悪反対打合せ会議」。参加団体＝群馬医療協、群馬民医連、群馬県患者同盟、全患協栗生支部。於前橋一毛診療所、栗生代表藤原時雄。（以後四者協議会となり事実上この会議が第一回となった）。

15 敬老祝賀会。

16～20 駿河親善交流第一回実施。

22 栗生盲人会創立三〇周年記念式挙行（会長天野武雄）。記念行事、県盲、草津、園側各関係者への感謝状贈呈。ヒマラヤ杉苗三〇本記念植樹。

1 患者作業管理運営は施設に移管となる。施設は所内作業運営委員会を設置「作業運営要綱」と「暫定所内作業規定」を発表。前者は作業の目的をリハビリテーションと捉え、社会復帰を前提として最大限残存機能を回復させる、とした。後者は前者に移行するまでの間の暫定とした。しかし根本的には、患者側の施設運営協力のための労働に対する正当な報酬要求とは程遠く、暫定規定のまま推移することとなる。

全患協本部事務局、長島より多磨に移る。

5 全患協第一次大蔵省交渉行う。

6～7 全患協第二回代表者会議を多磨で開催。大蔵省交渉の総括と、療研運営、本部機構の改革などを討議。

10 食搬車運転業務給食係に移管。

24 全患協本部提案（書面会議）療研規定承認。併せて栗生支部規定成立。

11

4 長島の療友（鳥取県出身者）が鳥取県衛生部の計らいで里帰り実施。以後各園で出身都道府県への働きかけ活発となり〝里帰り〟が実施されるようになる。

12

9 自治会々則改正案、全入所者の賛否投票にかけられ、九三〇名中、七〇一名の支持あり改正決定。

17 各種疾病障害者団体が厚生事務室で初会合。全国患者団体連絡協議会（50年11月21日結成）の組織づくりの第一歩となる。

23 40年度予算増額要求決起大会。於中央公会堂。

職員数　一九九名

患者数　九二九名

一九六五年（昭和四〇年）

1 18 総和会役員定期改選。総代沢田二郎、副総代名草良作執行部成立。

2 1 「全患協療養生活研究委員会」（以下療研という）栗生支部委員長に小林弘明選出。

3 ※ 事務長（部）研究会「今後のらい対策について」を発表。

4 3 総和会で中古トラック購入。計二台となり一台を入退室者用その他に使用することに決定。

14 わらび座公演。

20 篠原浩より米寿を記念し一金一〇万円の寄付金寄せられる。使途、中央公会堂前及び下地区公園に庭園灯二

基設置。その他自治会用リコピー購入。
会則一部改正、総和会を廃し、栗生楽泉園患者自治会となる。
第三八回日本らい学会（会長占部薫）、広島大学に於いて開催。
※病棟入室者一ベット当たり一枚の病衣（天竺地白衣）備える。
※職員の人事発令について自治会に連絡文書の提出を確立。
7
16　厚生省医務局中西整備課長来園。整備状況視察。
19～21　全患協第一一回支部長会議（多磨）。本部強化のため中執制採用を決定。事務部長研究会案を討議し、反対の態度を打ち出す。
30　福井県衛生部出身者慰問。
6
6　日本棋院の努力により第一回ハ氏病囲碁全国大会を栗生で開催。六園（駿河、長島、邑久、菊池、星塚、栗生）の代表参加。
22～26　多磨との親善交流実施。
23　第一次厚生省交渉実施。日用品費は生保基準にスライドする、看護切替は昭和43年完了を目指す。と回答を得る。
19　教養講座開講。講師永丘智郎。
23　第二次厚生省交渉、（支部長会議に引続き実施）。栗生代表沢田二郎、藤田三四郎。
8
12　教養講座、講師亀島貞夫。
14　フレンズ園際労働キャンプ員二四名来園（一週間滞在）不自由舎地区暗渠排水工事他。
服部知治一行民謡慰問。
23　事務部長研究会当園にて開催。
9
3　大阪医科歯科大学救らい奉仕団来園。
※拠出制障害年金受給開始。
17　40年度整備について厚生省陳情実施（小渕代議士同行）。陳情団七名。重点六項目。一二三商店のマイクロバス利用。
10
2～5　駿河親善交流実施。
15～18　代表者会議。於多磨。大蔵省交渉実施。栗生代表沢田二郎。
18　福田赳夫大蔵大臣に直接陳情実施。沢田、名草、藤原。
20　「高原川柳会」発足。会員七名、選者伊藤柳涯子。
11
10　草津中学校楽団演奏慰問。
12
2　厚生省が集会や掲示板を規制する「庁舎管理規定」を提示。全患協はただちに反対を打ち出す。
※自治会は、大型バス購入援助等について群馬県当局へ陳情実施。
職員数　二〇一名
患者数　九〇九名

一九六六年（昭和四一年）

1　5　藤楓協会理事浜野規矩雄逝去。

6～9　41年度予算復活行動。8日要求決起大会。猛吹雪の中、本館までデモ、要望書手交。

25～27　療研第五回全国委員会、於大島。「ハ氏病療養所の未来像」の意見を持ち寄り討論、栗生代表和田二郎、沢田五郎。

2　1　第二次沢田二郎会長、名草副会長執行部発足。

19～20　群馬県医労協との交流集会実施。来園者三八名、高尾・吉野舎宿泊。官舎及び町、知人宅などにも分宿。

20　加倉井療養所課長来園、当支部から大蔵大臣への陳情内容の実情調査を兼ね来園、施設幹部、草津町長同席にて陳情。視察の結果悪路日本一である、と発言、また寒気の中の不自由舎など整備について理解を示す。療養所の再編成について強調。

2　療研栗生支部は「強制隔離収容による被害実態」アンケートに基づきパンフレットを刊行。

3　31　保育所閉鎖、延べ二七一名の児童を巣立たせ、三三年の歴史を閉じる。

4　1　下地区花ガ丘、鳥ガ丘にはじめて世帯飯器実施。

12　県陳情実施。ポンコツバス使えない、各県共同で寄贈を、と町長、助役同行で陳情。

15　自治会タイプライター購入、草津町よりの療養者見舞金41、42年度分として七万五〇〇〇円。

27　第三九回日本らい学会（会長野島泰治）、於高松。演題五三。

※　聖成稔、藤楓協会理事長に就任。

5　5～9　第六回療研、於菊池、栗生代表和田二郎。

12　大型バス更新について、自治会長と各県人会代表と懇談。各県藤楓協会へ資金援助申入れの件。

14　北ベトナムのクインラップハ氏病療養所施設を米軍が爆撃。米大使館宛抗議電打つ。

25　加倉井療養所課長の多磨にての発言全患協各支部に重視の動きとなる。（三階層に分類する療養所再編成構想、所得に応じた給与体系実施、労務外出の公認等）。

27～1　第一二回定期支部長会議当園にて開催。代表沢田、藤原。会議決定による第一次厚生省交渉実施、全支部長栗生からバスで日帰り陳情。加倉井課長は「日用品費五〇〇〇円要求は検討する。看護切替は43年で終了したい」と回答。

6　28　香川県より出身者慰問。

21　全患協、鈴木善幸厚生大臣宛、医療の充実、待遇改善などで公開質問状を提出。

30　施設交渉、於中央公会堂。不自由者棟整備問題。

7　2　岡村内科・津金外科両医官退職。

施設側かねてからの要望に応え、社会復帰者のために「旧保育所土地建物等使用許可基準」九項を提示。

7　旧保育所入居希望者受付開始。
15　不自由者棟建て直し要望書提出する。名草副会長にかわり和田二郎副会長となる。
19　大野林火を迎え合同句集「雪割」出版記念祝賀会。
25　全患協第二次厚生省交渉実施。26日国会社労委への陳情、年金の拡大、拠出制への移行、生活処遇、作業制度の改善など。

8
4～8　療研第七回全国委員会、於松丘。最終会、「将来の療養所像」まとめる。代表和田二郎。
8　馬場、浅野両医官多磨全生園より診療援助。
15　福田大蔵大臣来園に際し陳情。
28　関信地方医務局陳情実施。

9
1　不常連で自主的に実測中のグランド及び地続きの夫婦不自由舎敷地に全不自由舎が建つと確認。「三カ年で全舎完了、今年度一〇〇床整備の要求をする」と決定。
6　建て直し実行委員会役員選出。委員長湯本勝重、副小林謙吉、同市木一夫。
8　建て直し実行委員会拡大委員会開催。於明和会館。明日の決起大会の準備(大会への提案事項の整理)、大会スローガン、プラカードなど作成、夜半完了。
9　不自由者棟建て直し要求決起大会、於中央公会堂。決議文及び提案事項上程、採択。
12　建て直し実行委、要請書発送続く。各常会よりの臨時会費及び資金カンパ、四九七〇円。執行、代議両機関で大会決議を了承。
14　建て直し実行委員会、本館に於いて施設側と交渉。施設側は建て直し委員会の要望にゼロ回答。不自由者側は本館会議室に坐り込みに入る。
15　本館会議室の坐り込み交替制で昼夜続行。看護助手も各舎配置の都合繰合せ常時二名介助にあたる。群馬県結核予防会主催「長期療養者作品展」於高崎市藤五デパート。書道、絵画その他出品。
16　坐り込み続行。医務局長、療養所課長、整備課長の来園を強く要請。
17　上京中の園長、午後六時頃帰園するとの連絡あり。七時五四分、園長、小林(医)、杉山(事)両部長、斉藤、野辺両課長坐り込み現場に来場、①今年度は予算配布済み、別に出さない、②局長、二課長の来園はない、しかしこれを代理する者を派遣する、③条件として坐り込みを解くこと。以上により23日訪園予定と言明。園側一時退席。
実行委協議。再度来場を要請、園長が確約できるなら了承する、と回答。園長確約する発言、八時二三分坐り込み四日目で解く。
23　厚生省より局長代理として関信地方医務局杉本武志次長、橋爪藤光指導課長来園。施設幹部同席により交渉に入る。橋爪「43年度から更新に入る予定で施設にマスタープランを依頼して帰ったばかりだった。」杉本

「今年度を初年度として五ヵ年計画で実施する。二〇〇床に限定しない。今年度追加予算には努力する。なおグランドの敷地については医務局より調査技師を派遣する。」一〇時四〇分終了。

12 26 群馬交響楽団、約四〇名来園慰問。

30 多磨親善団来園。

10 12～16 全患協第一三回支部長会議、於駿河。療研答申の「将来の療養所像」を討議。

17～20 全患協10月行動。四日間にわたり厚生省ロビーで坐り込む。「看護切替、処遇改善に努力する」と鈴木厚相約束する。

11 6 全国菊花大会出品。於太田市（切花の部二三点のうち優賞二点獲得）。

12 6 群馬県陳情実施。山口代議士、山本譲町長の斡旋。陳情内容。①草津、栗生間の県道舗装。②大型バスについて。③配給米々質改善の要望。

労外従事者事故死三名。重傷者二名。池原工業の道路工事に従事していた通勤車路面凍結のため谷に転落。

25 正門より本館入口まで一八〇m、道路舗装される。

職員数　二〇二名

患者数　八八四名

一九六七年（昭和四二年）

1 6 不自由者棟、軽症独身者棟にプロパンガスストーブが取付けられる。（園内三分の一世帯）。

2 1 第三次沢田・和田執行部成立。

2 20 昭和42年度予算復活行動。

25 納骨堂通り二五二m、光明寮前より花ガ丘道路一五七m舗装着工。

※ 第四〇回日本らい学会（会長稲葉俊雄）、名古屋市名銀ビル講堂。

4 1 杉山憲治事務部長退職、後任阿部英作。

5 1 第二病棟六〇坪、不自由者棟一八床分など41年度分整備。

2～5 第九回東部ブロック協議会、於当園。

24 群馬県出身者里帰り実施、以後年中行事となる。

30 山梨県出身者里帰り実施。

31 第一四回全患協支部長会議、於長島。出席者沢田二郎、中村文雄。

6 1 規定にもとづき退所準備二夫婦旧保育所に入居。盆栽園を営む。

7 支部長会議出席代表長島より厚生省に直行。第一次厚生省交渉。

16 埼玉県出身者里帰り実施。

26 藤楓協会発足一五周年記念式を兼ね、「らいを正しく理解する集い」が天皇・皇后出席のもと、日比谷公会堂で開かれる。小泉会長が体験談を発表。栗生、多

磨、駿河より療友一一〇名参加。
7 13 寿会（高齢者会）総会に畑中商店寄贈によるフランス座慰問。
16 草津ラオンズクラブ認証に際し、寄付金二万円受領。納骨堂前、鐘楼前に水銀灯設置する。
24 多磨より児童、教師、父兄一七名、林間学校のため来園。
30 回復者の社会復帰のための宿泊施設「交流（むすび）の家」奈良に竣工。
8 6 全患協八月行動。栗生支部実行委員会総決起大会開催。町長、議長、助役、労組代表など出席。地元草津町地区七労組に理解と支援カンパを訴える。
9 県庁陳情実施。小野里県議、長沼地評議長、佐谷医療協事務局長同行。
1 全区域世帯別配食問題で施設に要望書提出。施設側は配食所建物、道路、人員で困難、待ってほしいと回答。
14 敬老祝賀会、対象者七〇歳以上六一名。
18 第九回多磨親善交流実施。軽症者による介護付で不自由な人達の参加希望激増。
10 3 26～1 「療養者作品展」日本橋三越、書道大場、絵画赤城、写真上野、盆栽渋沢各入選。厚生省松村補佐、山田係長来園、配食作業他作業の実態を調査（三日間）。5日午後中央公会堂で交渉実施。
11 3 阿部事務部長は43年11月より完全配食は実施すると約束。
加藤三郎著『草津の墓碑銘』随筆部門で群馬県文学賞受賞。
10～13 第四回支部代表者会議、於栗生、議題年金問題。会議終了後厚生省療養所課及び社会保険庁に陳情。法改正、運用面、特別措置等要求。
17 完全配食研究委員会が発足。
吾妻編物研究所片山きく、生徒一同より肩掛二〇枚贈られ、高令者順に贈る。以後例年贈られる。
30 広島県衛生部出身者慰問。
12 12 拠出制年金受給者拡大問題で草津町長、県議同行により社会保険事務所、年金課へ陳情。
17 群馬県知事一行来園。

職員数　二一五名
患者数　八六三名

一九六八年（昭和四三年）

1 6 43年度予算復活行動。
29 所内交通安全に関する規定を設ける。自動車、オートバイ激増。
2 1 藤原時雄会長、村越化石副会長執行部成立。
19 医療四者協議会参加。於大日向荘。
20 柴田健治（衆・社）議員の呼びかけで超党派による

「ハンセン氏病対策議員懇談会」が発足。衆参議員三八名。

3 15 上地区（夫婦舎、独身舎）世帯別飯器に切替え。特会制反対論議高まる。

25 朝日訴訟記念碑建立資金カンパ集計一万二七〇九円。

4 1 特会制反対署名八一二名。

不自由者棟複数献立実施。

22 鳥取県出身者里帰り実施。

※※ 第四一回日本らい学会、（会長西占貢）。於京都。

葛西嘉資、藤楓協会々長に就任。

5 9～13 全患協第一五回支部長会議。於星塚。生活処遇を最重点に運動方針を決定。

30 草津町ホテルサンバレーで開催の三役会議終了後加倉井療養、大野整備両課長等老朽寮舎、病棟の実情視察。自治会では併せて完全配食実施について陳情。

6 5 岐阜県出身者里帰り二泊三日。

10 合同慰霊祭。年間死亡者二〇名。

7 4 給食懇談会。事務部長、両課長、総婦長、不自由舎婦長、炊事主任他、執行部全員。

13 秩父明水歌碑、草津町頌徳公園に建立、除幕式。

17 群馬県年金課より三名来園、年金委員会と懇談。

大阪藤楓協会慰問団二〇名来園。

15～19 7月行動、厚生省ロビーで代表六九名が五日四晩の坐り込みで交渉。「日用品費は生保なみに、年金の特別措置は研究する」と大臣、局長に約束させる。

21 教養講座、講師萩原進。

29 大阪高槻市での全視協（全国視力障害者協議会）全国委員会で、ハ氏病回復者が二度も盲学校入学を拒否されたことから、職業保障問題をとりあげる。

8 22 31 不自由者棟整備五ヵ年計画の一部五四床新築完成。

厚生省々議で全患協要求重点二項目（日用品費と特別措置）の予算要求をはじめて決定。

9 17 30 本炭暖房をホーム炬燵に切換え実施。

群馬県長期療養者作品展に出品。

27 「療養者社会交流バス」伝達式、於日比谷公会堂。藤楓協会の努力（群馬、栃木、茨城、長野、新潟、富山など各県の援助は藤楓協会を経て）と、自転車振興会の補助金により完成した新型バスが栗生、多磨、大島へ贈られた。藤原会長伝達式出席。

10 1 寄贈バス「しらね号」歓迎行事。七〇歳以上高齢者草津町一周試乗。

8 41年度一八床、42年度五四床計七二床の不自由者棟（夫婦舎一、二、三号棟東西）三六世帯、職員の手により引越し移転完了。

9 43年度施設整備費内示。不自由者棟第三年度分四四床他。

24 年金委員会、小林、竹下、続木三医師と認定拡大要請懇談。

11　4　草津町中沢ヴィレッチ竣工記念品として、灰皿一〇〇〇個寄贈される。

24　龍谷大学社会事業研究会主催「全国らい回復者大会」が京都会館で開かれ、各療養所から参加、社会復帰問題を話合う。出席藤原、和田。

12　※　全患協『痛みの中の告訴』（強制隔離収容による被害事例集）を刊行。

職員数　二二四名

患者数　八四〇名

一九六九年（昭和四四年）

1　3　代議員会議長を永年勤めた羽山明死去。

7～15　44年度予算復活行動。日用品費生保基準まで引きあげられるが、年金特別措置は無視される。近接支部動員などで一一四名大臣室前に坐り込み抗議。藤原、島田、笠原各代表参加。

2　5　栗生郵便局長黒岩利一逝去。

8　沢田二郎、鈴木幸次執行部成立。

不自由者棟居住者の理髪作業を職員に返還。

3　31　群馬県予防課ハ氏病患者数調査。

4　1　厚生省が各施設に収入認定方式導入による「患者給与金等支給要領」を指示。

6　食器積降し作業返還。しかし運転だけは依然患者作業。

18～19　第四二回日本らい学会（会長義江義雄）。於東京。

21　バスレク開始。新バスにより年に一人一回バスレクに参加できることになった。

28　労務外出者と一般在園者との融和をはかる目的で労務外出者より募られた寄付金にて園内に外灯（水銀灯）一二基設置される。二四万六一二〇円。

5　8～11　全患協第一六回支部長会議（松丘）沢田二郎、大和武夫出席。

11　三重県人会員里帰り実施される。

14～15　全患協支部長会議参加全代表で軽症者の処遇問題（復活行動の際約束させた軽症者手当その他）を厚生省に交渉。また国会内で議懇立合いにより松尾医務局長交渉。

6　30　多磨親善交流団到着。

10　合同慰霊祭、年間死亡者一九名。

11　新潟県出身者里帰り。

12　茨城県出身者里帰り。

20　全患協、出入国管理法案の「生活困窮者やらい患者は強制退去の対象にする」という非人道的な条項の削除を議懇の各議員に要請。

7　1　阿部英作事務部長退職。後任安井宗太郎。

7～10　7月行動。本部、支部、強化動員、自主団体（全盲連、外国人ハ氏病同盟、全作連）代表から成る四七名の中央交渉団による改善要求交渉。諸要求認められ

ず厚生省ロビーで四日三晩の坐り込み、関係各課と延べ一四回の交渉を行う。

8 10 新潟大学医学部学生診療研修。

14 大阪ライトハウス斉藤裟智子来園。加藤三郎著『草津の墓碑銘』を読んで著者の紹介により盲人会など訪問、以後機関誌『高原』の朗読奉仕はじまる。

9 5～7 全患協第五回代表者会議当園にて開催。（年金会議）。

8 全国代表「しらね号」にて上京陳情実施。

栃木県出身者里帰り。

16 神奈川県出身者里帰り。

長野県出身者里帰り。

10 3 藤楓協会の企画による「らい調査会」（各界有識者一五名）発足。

6 秋田県出身者里帰り。

13 「らい調査会」第二回会議開催。全患協は過去の行政にけじめをつけ、抜本的改善を申入れる。

17 所長連盟福岡にて会議。全患協は菊池、星塚両支部代表により「年金特別措置」を要請。所長連盟に要請電。

11 23 映画『あつい壁』制作資金カンパ第二次分二万四五〇〇円送金。（全患本部10月9日現在同資金六八万六六八二円と発表）。

3 文化祭に際し、映画『あつい壁』街頭募金実施、二万八三三一円集計、第三次分同日送金。

9～13 成田、徳田技官による不自由度調査。

28 県患者同盟の協力により県内民主団体等に対し、映画『あつい壁』制作資金募金協力要請のため沢田会長他要請チラシを持って運動。

12 16 慰安会評議員会開催（職、患）。栗生売店建物腐朽甚しく倒壊の危険対策が議題。補強工事決定。

17 自治会事業部益金による年末配当金一人一〇〇〇円宛、人員八二六名、八二万六〇〇〇円。

19 公衆電話栗生郵便局前に設置。

職員数　二一九名
患者数　八一九名

一九七〇年（昭和四五年）

1 10 全患協が不自由者看護実態調査実施。未切替不自由者数三一三五名、看護助手約六〇〇名を要することが判明。

19 映画『あつい壁』制作資金一四万円全患協本部宛送金。

20 全患協予算復活行動。予算人員五〇〇名減、給与金は生保の枠内とし、軽症者には収入認定適用。厚生省よりの予算要求からはずされた年金にかわる特別措置は二階堂進（自）議員と社会保険庁との間に「ハンセン氏病障害年金の取扱いについて」の約束文書ができ

る。

31　水事情について午前九時三〇分より施設交渉。水源地より園内まで施設側、自治会側と合同にて現状調査実施。終了後午後二時三〇分より総括会議、絶対量不足と結論。施設側は町より一日四時間毎分一〇〇ℓの供給（有料）を受ける。

2　8　不凍栓敷設替え。凍る不凍栓として悩まされた竹村式甲A型三〇〇本を同式D型に交換決る。

22　全患協本部は、全患協組織を強化し、運動を効果的に進めるため「全国討論集会」を多磨で開催。

3　10　全患協、収入認定（患者給与金支給要領）中止を療養所課に申入れる。各園々長も中止を要望。

18　全患協、療養所課に対し再度収入認定撤回を申入れ、実施の場合全支部作業ストを実施すると通告。同問題で施設交渉。

19　作業従事者に有料仕立物積立金により長靴支給、二一八足。

4　10、水事情解決のための特別委員会は、草津町舟ノ尻を新らたに水源地とするとし、予算は約三〇〇万と積算、整備費とは別枠で獲得する運動に入ることを確認。

13　聖公会小集会場地鎮祭。

14　第一二回東部ブロック協議会、於東北。

21　慰安会所有原野（官舎地区）に落葉松植林のため施設側、自治会側とで調査（草津町では隣接地に終末処理場設置を決定。官舎地区との境界緑化地帯とするため）。

28　45年度バスレクはじまる。桐生、太田等遠距離実施。

5　4～7　全患協一七回支部長会議（邑久）。看護切替、特別措置、収入認定反対を最重点とした7月行動を決定。出席鈴木幸次、長谷慶夫。

11～12　本部、ブロック代表により一七回支部長会議による重点項目等で5月行動実施。

25　駿河親善交流団来園。この回より多磨親善同様両園の車交互利用方式を実施。翌26日駿河のバス「ふじ」にて栗生団出発。

6　1　2月以来難行していた新執行部成立。第一次小林弘明会長、副鈴木幸次発足。

10　合同慰霊祭。

13　杉山プロデューサー、映画『あつい壁』持参来園。上映。

29　福島県出身者里帰り。

7　5　7月行動強化動員九州ブロック代表他一泊、翌6日一八名にて出発。

7～10　全患協7月行動実施。らい調査会を皮切りに三日二晩の坐り込みを含め五日間、本部、支部代表、強化動員、近接支部動員等計一一六名により延一五回の各課交渉を行った。近年拠出制年金を受ける者が増大して所内生活の収入のバランスがいちじるしくくずれた

ため、拠出制年金を全員が受けられるようにするかまたは、それと同等の処遇をせよとの運動が高まっていった。

30　前橋天理教道場の厚意により、同道場に於いて盲人将棋を主として、多磨将棋会と親善対局を行う。

8　3～9　8月行動。日用品費、特別措置など待遇面の重点項目の全てが、らい調査会の答申待ちとなった7月行動のつめ行動。

9　25　藤楓協会葛西嘉資会長来園。らい調査会による答申案説明、年金、自用費など。

10　19　協親会員（朝鮮、韓国出身者）里帰りにかわる一日旅行実施。

21　自用費実現に関する要請書提出（27日の所長連盟会議に際して）。

11　22　映画『あつい壁』上映運動要請のため県陳情。

12　1　不自由者棟五ヵ年計画二〇〇床の整備完了。

8　10　不自由者八〇世帯新棟に引っ越し。

15　野辺吉次会計課長急逝。

30　故野辺吉次会計課長の準園葬。

福田代議士に46年度ハ氏病関係予算要請。草津町佐藤松治助役同行、小林会長、中村議長、藤田代表参加。

9　事業益金による年末配当金一人五〇〇円宛。八〇四名。

身延深敬園の創設者、綱脇竜妙逝去。

20～30　46年度予算復活行動。内田厚生大臣、らい調査会、大蔵省、地元国会議員など連日要請行動。その結果自用費は46年度段階的実施。また二階堂議員より全患協に対し「47年度は一万円ベースに移行、48年度は年金にスライドする」との約束文書が交される。

職員数　二二八名
患者数　八〇四名

一九七一年（昭和四六年）

1　25　らい調査会解散。

2　1　第二次小林弘明執行部成立。

3　26　ナショナル本社より19型のカラーテレビ二台寄贈。

4　1　らい調査会答申の「自由費」方式の給与金制度となる。

11　日本MTL事務局長一行来園。

12　第一三回東部ブロック協議会、於栗生。

5　4　二五〇号を迎えた機関誌『高原』を、朝日新聞群馬版は四段抜きで「生と死つづり四半世紀」という見出しで紹介。

7～14　全患協第一八回支部長会議（於大島）。沖縄二園代表オブザーバーとして出席。本土復帰後全患協加入を満場一致で決定。代表小林弘明、島田義雄。

30　文芸愛好者を主体に植物探査を野外で行う。講師内田紀満。

6
9　広島県出身者里帰り。
10　合同慰霊祭。
16　作業制度改善委員会設置。
24　真江島伸湯の湖々畔に歌碑建立。
25　NHK「くらしの話題」の時間で機関誌『高原』を紹介。編集委員大和武夫、山本よ志朗を取材、放送。
26　NHKTV「町から村から」の時間で機関誌『高原』にみる「闘病の記録」を一五分間紹介。福祉室長関沢梅士により説明される。
7
10　映画『あつい壁』県内各地で上映、群馬県でフィルム代予算化。
20　労務外出者の寄付金により園内九ヵ所に自動点滅外灯設置。
8
6　沖縄二園復帰支援資金カンパ二万四七八六円送金する。
25　作業制度改善委員会、施設交渉。配食作業の改善化。
27　岩手県人会員里帰り実施。
9
10　労務外出者で寄付金を納める申し合せを守らない者が多く、この内規を廃止。
14　自治会々則改正委員会設置。
10
12　30　敬老祝賀会、満七〇歳以上八一名(男四二、女三九)。草津町より三万円見舞金。
「年金獲得対策委員会」解散。
静岡県人会々員里帰り出発。
15　高原俳句会と深いつながりのあった石黒さと(東京神田寺同信会)逝去。後日実弟渡辺隆により遺産整理、その全額を当園に寄付、中央公会堂の改修を迫られていたので、この金額で改修を決定、直ちに着工した。なお資金の一部を文化活動費として組み入れ年次使用とした。
16　群馬大学医学生一二名来園。
18　宮城県人会々員里帰り実施。
19　富山県人会々員里帰り実施。
20　群馬県長期療養者作品展。渋川市「さとり」百貨店で三日間催され、当園からの出品多数入選。
30　不自由度調査(三日間)。
12
2　東京都出身者郷土訪問実施。
17　執行部より「自治会々則及び諸規定改正について」の議案提出。一院制とするため討議はじまる。
※　私有電話設置はじまる。四台。
職員数　二二九名
患者数　八〇一名

一九七二年(昭和四七年)

1
5　全患協47年度予算第二次復活行動。
11　議員会館にて議懇立会いで療養所課交渉。その結果、給与金は4月から一万円、7月からは障害年金一級にスライドすることになり、長年の念願である基本待遇

が遂に確立する。また沖縄療友に対する特別見舞金一人五万円も予算化され「全て本土並にする」との回答を得る。

2 1 自治会々則改正案、全会員の賛否投票に付す。

患者自治会一院制発足。

正副会長非常任となり、事務局制となる。会長小林弘明、副大木清太郎、事務局長舛雄二。

22 施設側より重病棟を更新する場合の案が示され、自治会の要求を取りあげ整備予算獲得運動に入る。

※ 藤楓協会事業によるハ氏病療養所巡回胃検診車完成、「ひかり号」と命名。

3 1 世帯別飯器、複数献立実施。

31 入園者平均年齢調査五五・五二歳。

4 4 地方医務局指導課長、経理課長来園。

12 病棟更新予算化される見通しつく。

※ 第四五回日本らい学会(会長武田正之)、於青森市々民文化センター。

5 ※ 厚生白書はハ氏病患者数一五年間で二六〇〇名減、新発患者年々減少と発表。

9 三重県人会員郷土訪問。

13 北海道人会員郷土訪問。

14 綱島竹生神田寺一行八名来園。

15 全患協第一九回定期支部長会議当支部にて開催。沖縄愛楽園、宮古南静園が全患協に加入。

6 22 山形県人会員郷土訪問。

1 全患協一三施設の患者総数九五二〇名、平均年齢五五・五歳と発表。

14 インド救らいセンターの宮崎松記所長がニューデリー郊外での日航機墜落事故で死亡。

19 愛知県人会員郷土訪問。

25 「らいを正しく理解する集い」東京九段会館、栗生から二〇名参加。

7 29 全患協7月行動中央代表出発(鈴木幸次、桜井猛)。

3 東京虎の門、日消ホールで「ハンセン氏病療養所の医療を充実させる総決起集会」開催。バスなどで全国から約四〇〇人参加。議懇議員や患者団体、全医労など友好団体多数支援参加。栗生班は三一名、全医労栗生支部も一五名参加。総理大臣、衆議院議長、厚生大臣に陳情書を提出。国会―厚生省―日比谷公園までデモ行進を行う。

4 7月行動中央交渉団三八名は厚生省各課、総理府交渉など行う。患者作業返還を48年3月31日付で行うことを通告、返還要員四七五名必要である、と要求した。

9 6 和歌山県人会バスレク、大洗海岸(一泊二日)。

26 藤楓協会検診車「ひかり号」来園胃検診はじまる(二日間)。

27 栗生盲人会館竣工。MTL、日本自転車振興会寄贈。落成式挙行。

『高嶺の人びと』出版記念式。

※　自治会役員選出規定を改正、任期を従来の2月1日～1月末日までを、10月1日～9月末日までと改め選挙実施。会長小林弘明（第三次）。

※　アメリカの北爆によって被害を受けたベトナムのハンセン氏病、結核病院への見舞金としてカンパ、全支部より一三万九四四五円集る。

10　2　薬品配達不自由舎地区のみ看護婦により実施となる。

5　中央公会堂が故石黒さと遺金により改装落成式（寄付金千数百万円による）。なお「石黒会館」と改名。

療養祭実施。

16　石川県人会員郷土訪問。

20　栗生楽泉園創立四〇周年記念式。石黒会館こけら落しを兼ね、秋田民謡長谷川久子一行慰問。

26　会館改装によりできなかった合同慰霊祭実施。

11　※　所長連盟の「療養所のあり方委員会」に作業返還に伴う職員増員を要請。

5　自治会に「病棟更新築特別委員会」を設置。構成一五名。

22　群馬県知事より障害者対象に慰問品（毛布）贈られる。

職員数　二二二名

患者数　七九二名

一九七三年（昭和四八年）

1　6　第一回読売医療功労賞に阿部秀直園長受賞。

8　四八年度予算復活行動。医療、看護、施設整備と作業返還に伴う職員配置が重点となった。

※　不自由者看護未切替者数三三六名であると施設側で調査結果発表。

21　第六回支部代表者会議大島にて開催。討議内容は作業返還通告（47年7月行動の際、48年3月31日で返還するとした）に対し、厚生省、所長連盟は一年延期されたいと回答、緊急会議となった。代表小林弘明。

2　1　第四次小林・大木執行部成立。

3　2　厚生省医務局療養所課第二医療係黒沢事務官来園、患者作業の実態視察。特に配食作業は早朝から各地区をみる。

16　自治会代表一六名により作業返還問題について厚生省陳情。

4　※　第四六回日本らい学会（会長中村昌弘）。於久留米市々民会館。

※　第一〇回国際らい会議。於ベルゲン。

5　8　和歌山、大阪両県（府）人会郷土訪問。

9～13　全患協第二〇回支部長会議、於菊池。代表小林弘明、五十嵐正二。

7　6　13　東京神田寺同信会一行二〇名来園。渡辺隆同行。

27　10　合同慰霊祭。

新洗濯棟完成。旧洗濯場より移転。

※ 全国ハ氏病療養所々在市町村連絡協議会発足。
※ 厚生省より文部省に対しハンセン氏病に関する教科書、指導書の改善を要望。
9 3 草津町役場保健課に対し塵芥処理について陳情、従来患者作業で露天穴により焼却処理してきた。
10 青森県人会員郷土訪問。
14 敬老祝賀会。
17 長島愛生園との親善交流実施。第一回来園。
29 長島への親善団（栗生班）出発。
民族歌舞団〝ほうねん座〟公演。
10 ※ 星政治「くさりと境界線」が48年度群馬県文学賞創作部門で受賞。
11 10 新病棟開棟。鉄筋コンクリート、五〇床。
※ 長崎県出身者郷土訪問実施。
12 1 病棟構内清掃（トイレ）職員化される。
18 阿部園長より小林会長に対し「49年4月1日を期して配食作業を全面的に施設の責任に於いて実施する」と回答。
ちり紙、洗剤などパニック、当園にも波及。県陳情実施。石油ショックの中、障害者施設には支障を来さぬよう特に陳情。
職員数 二二二名
患者数 七八一名

一九七四年（昭和四九年）

1 18 日本共産党県議団長林泰二郎より昨年暮れの県陳情に対し、病棟入室者及び不自由者用として洗剤一月分一六〇箱（K入り）、二月より同四五〇箱、ちり紙約五〇〇名分、業者長野県佐久家庭より緊急入荷させることになった、との連絡入る。
独立家屋桔梗舎空家となるも入居希望者なし。
※ 園長名による「楽泉園の職員急募」のチラシ新聞折込み、近接町村より食搬要員（賃金職員）募集。
2 5 医官続木正大心筋硬塞にて急逝。
3 2 8 現職運輸部職員柄沢忠孝脳溢血で急逝。
老人福祉会館建築監査のため船舶振興会より来園。旧交友クラブ跡地建物監査。老人クラブ、囲碁会、将棋会で利用。
8 厚生省陳情実施。全恵協本部鈴木局長、月路中執同行、小林会長以下五名。全医労から看護助手三名、大谷療養所課長他へ陳情、医師充員（外科・耳鼻科）、招へい謝金、往診車と運転手など陳情。
15 全恵協統一要求に呼応し、「緊急生活防衛資金」（インフレ手当）一律支給について全入所者による〝はがき陳情〟実施。
4 1 配食作業返還。職員化により実施。職員数一六名（定員二、賃職一四）。
9 第二不自由者棟更新計画決定。

5
13　全医労楽泉園支部春闘「四・一三スト」自治会員にも支援呼びかけ。
24　執行委員会に於いて職員功労者に対する感謝状を贈る件審議決定。
6　有明舎（独身男子寮）火災全焼。午前五時五五分三号室より出火、原田力（四〇歳）弱視者焼死。
7　厚生省療養所課より辻補佐、新野補佐、渡辺係長、原係長（関信地方医務局）火災見舞、実情調査のため来園。
全患協鈴木事務局長、多磨支部より榎本、国本、山田三執行委員見舞のため来園。
8　午後一時より石黒会館に於いて原田力告別式挙行。
第二一回支部長会議（長島）出席のため小林・五十嵐代表出発。
16～17　第四七回日本らい学会（会長阿部秀直）、草津町東急ホテルにて開催。
20　山形県人会員郷土訪問。
31　厚生省療養所課渡辺第二医療係長来園、防火対策調査。

6
1　医官中島靖児就任。
10　合同慰霊祭。
14　NHK「療養文芸」番組、窪田章一郎他来園。
20　栗生ショッピングセンター竣工、スーパー形式となる。

7
4　大谷藤郎療養所課長、並河利充総務係長来園。整備問題、医師充員問題など陳情。
栗生ショッピングセンター前に清涼飲料水自動販売器二基設置。
8　自治会主催高齢者誕生祝賀会開催。（八〇歳以上対象者二六名）。
31　『高原』誌朗読奉仕者佐渡裟智子夫妻来園。

8
1　天城舎横より三峰舎まで歩道舗装。
2　病棟入室者の給食について懇談。
19　群馬県長期療養者作品展参加。
27～31　全患協患者作業研究委員会当園にて開催。各支部の作業の実態と今後の在り方について検討。
30　草津町長宛、外国人高齢者七五歳以上も草津町よりの敬老年金支給対象とされたい旨陳情書提出。

9
9　栗生ショッピングセンター配達用自動車購入決定。
14　敬老祝賀会。満七〇歳以上対象者一一二名となる。
25　自治会役員定期改選実施。
29　新らたに選出された非常任執行委員一二名により次期会長選挙の結果選出できず全員辞任。

10
22　次期執行部選出のための再選挙。
25　小林弘明会長受諾成立。副藤田三四郎（非常任）。

11
11　高松宮来園。なお高松宮二万円、ときわ会より三万円の寄付金。
19　全医労楽泉園支部全国統一早朝大会開催。一夜にして

積雪、患者側支援参加多数。第三次定員削減反対その他。

12 22 患者の農産物給食棟での買い上げこの年にて終る。

12 25 全患協東部ブロック各支部長、東部五園々長（松丘武田病欠）との医療交流会議第一回を多磨に於いて開催、（第一六回東ブロ協議会に於いて各園長、各看護部長などの出席を得て定期的に開催する、との決定による）。

12 5 群馬県陳情実施。内容は、県内バス有料道路無料化、県展出品料免除、園内授産施設建設資金援助など。陳情団一〇名。

12 17 五〇年度ハ氏病関係予算復活行動開始。

12 23 草津町陳情実施。ハ氏病関係予算復活行動支援要請。

職員数　二二七名

患者数　七八二名

一九七五年（昭和五〇年）

1 2 「浜」編集部から中戸川朝人外三名来園。村越化石俳人協会賞受賞（『山国抄』）記念座談会を行う。

5 山口鶴男代議士来園、予算復活行動実行委員会と懇談。

9 渡辺隆来園、新春短文芸入選作を園内放送にて発表後各文化団体と懇談。

2 13 継真医官再度就任、診療開始。（昭和26年6月～29年7月まで勤められ、医師不足の現状を理解されたもの）。

3 10 授産所建設資金助成陳情書提出、管轄県知事宛その他。

20 第二不自由者棟、藤の湯更新はじまる。

群馬県より県展出品料免除措置が構じられる。

4 1 機関誌『高原』四月号より長野コロニー印刷となる。

2 昭和12年8月12日群馬県指令第五一七号にて設立された国立療養所栗生楽泉園看護員養成所は、二七年准看護学院となり、また改めて准看護学校となる。

11 配食作業一輪車導入により、歩道舗装が急がれる。

15 天理教本部第二回団参（五泊六日）四三名出発。

28 不自田者棟を除く一般舎地区〝湯沸器〟取付け計画きまる。

5 11 全患協第二二回支部長会議、於星塚。政府の「福祉ゆきすぎ」論問題となる。全患協二五年史の刊行を決定する。

6 1 福井県人会々員郷土訪問実施。

2 高原俳句会員一行高野山の旅に向う（三泊四日）。

7 TBS「おはよう片山竜二です」番組より見舞金七万円贈られる。

6 10 合同慰霊祭。

11 施設側と懇談。賃金職員の処遇問題。

13 昭和51年4月1日を期して返還する作業種目を決定。

理容、美容パーマ、洗濯、義肢工、運転手の各部。

16　51年度予算要求行動（全患協）中央交渉のため、重岩幹夫代表出発。

7

8　教養講座、村松武司講師。

10　多磨全生園長矢嶋良一宛診療援助について要請（耳鼻科、歯科）。

29　第二不自由者棟開棟に伴う〝介護業務内容〟が示される。

8

18　16日～18日の支給牛乳が腐敗していたため、吾妻酪連に厳重抗議。

国鉄長野原駅に感謝状と記念品を贈る。（長島愛生園との親善交流の際、一般バス乗り入れ禁止の駅構内に特に「しらね号」乗入れ認可に謝意を表したもの）。

※　高原俳句会員金子晃典、俳人協会「年の花」全国福祉施設誌上大会で文部大臣賞受賞。

29　第二不自由者棟入居者引越はじまる。

9

1　機関誌『高原』発刊三〇〇号となる。

19～20　「将来の療養所の在り方研究会」を駿河で開催。代表重岩幹夫参加。

27　自治会々長小林弘明、副藤田三四郎執行部成立。

10

6　運動会、医局リハ科により復活開催。

15　自治会々則一部改正。会長非常任から常勤となる。（副会長非常任のまま）。

17　厚生省陳情実施、整備問題。

※　富岡市社会福祉協議会（元事務部長安井宗太郎尽力による）慰問、寄付金三万円。

※　援産所建設資金として栃木県藤楓協会より三〇万円、神奈川県藤楓協会より一三万円の寄付金。

11

4　故荒巻コト遺金六六万五八六八円寄付される。自治会は納骨堂参道舗装費に当てることを決定。

12　五〇年度施設整備計画が医局更新に変更となる。夫婦四・五畳二室制はじめて取り入れられる。独身四・五畳一室。

厚生会館（援産所）竣工。

26　障全協署名カンパ実施。署名数七一九名、カンパ一万九九五九円。

27　所内交通安全について話し合い、施設側より示された、交通規制案を討議。

12

4　全患協鈴木事務局長五一年度予算復活行動とりくみ支援要請のため来園。

12

15　全患協本部、福田副総理へ陳情のため地元支部として小林・藤田正副会長上京参加。

16　草津町役場よりマフラー二二五名分（六五歳以上対象）寄贈される。同町吉田兼義善意による。

※　一夜の積雪のため配食車、治療バス運行中止、非常食に切り替え。

職員数　二二五名

患者数　七六〇名

1 13 所内交通安全対策委員会開催。運転免許保持者も参加検討。
21 管理作業問題について施設側と懇談。
28 養豚事業対策委員会を設置し、飼料価高騰、作業者確保難、採算面など事業の継続不可能である、と結論。
2 3 閉鎖処理に早急に取組むこととなる。
〃A東京七五型ウイルス〃によるインフルエンザ猛威をふるい、入所者三〇%以上感染、約二〇日間で死者一〇名となる。
13 小型除雪車スノースワロー一六馬力購入される。
20 所内交通安全対策委員会開催。規定まとめ所内道路一方通行とした。常設委員＝施設側二　自治会二　運転者の会二　不自由者代表二　安全協会第七支部一、計九名。
26 草津町役場より養豚事業閉鎖に伴う調査のため来園。
関信地方医務局々長来園。施設整備状況視察。執行委員会で陳情。
3 8 養豚事業閉鎖により資産配分決定。昭和51年3月末日現在々籍者対象に一人一万円配分とする。
4 1 残滓回収作業、牛乳配達返還。
10 コロンビアライト一行五名慰問。
13 第一八東部ブロック協議会開催。なお東部各園長、看護部長（総婦長）による第三回医療交流会議を予定したが、交通ストのため改めて開催することとした。於栗生。
5 1 28 独立家屋に空屋が増え用途廃止を決定。
保護者制度実施について自治会より呼びかける。特に高齢、痴呆症など増加傾向にあり、病棟入室者に対し看護部問から強く要望されたもの。
4 病棟へ車椅子寄贈。寄贈者加藤三郎。
5 韓国の療友一行四名来園視察。自治会役員と懇談。
16 川柳研究社年度賞を山本良吉受賞。
17 第二三回定期支部会議。於松丘。
18 天理教西吾妻地区信者一行三〇名来園、ひのきしん。
21 草津傷痍軍人会創立一〇周年記念会。会員七〇名。
26 所内道路標識、カーブミラーなど一〇ヵ所設置完了。
28 運動会、事務本館前テニスコート。つつじ満開。
※ 第四九回日本らい学会（会長伊藤利根太）、於大阪科学技術センター。
6 10 合同慰霊祭。
13 村松武司、高史明一行六名来園。
15 所内交通安全対策資金カンパ集計三五万六七〇二円。
16 正司敏江・玲児一行慰問。念ずれば花ひらく会の北野資子斡旋による。
18 関信地方医務局陳情実施。陳情団一〇名。
26 塚田大願参議院議員（共）来園、ハ氏病療養所の実態を訴え陳情。

7　29　中地区夫婦者新棟入居者抽せん。
7　7　第三回高齢者誕生祝賀会開催。
8　ハ氏病療養所々在地市町村長会議草津町ホテル・ヴィレッジにて開催。園長、福祉室長、自治会正副会長出席。一行二四名来園視察。
洗濯部作業返還。家政係新設。
26　第三回東部ブロック医療交流会議開催。医療センター問題、重症者及び寝たきり老人などの看護、高齢者対策等。栗生からは阿部園長、高嶺看護部長のほか小林副園長、上田事務部長もオブザーバーとして出席参加。
29　栗生盲人会創立四〇周年記念祝賀会開催。（石黒会館）。
8　2　万才上方柳次、柳太公演。栗生盲人会創立四〇周年を記念し、北野資子により実現方を進めてきたもの。
10　新棟への引っ越し、独身舎若草、白馬、夫婦舎茂倉、男体。
26　大野林火、句集「一代畑」出版記念会のため来園。記念講演。
9　22　台風一七号で被災した、邑久、長島両支部に、見舞カンパ行う。六八二名、一九万一五一〇円。
10　1　28　沖縄県より出身者慰問のため来園。
第七次小林執行部発足。
2　北野資子一行四名来園。
26　三者共闘医療改善交流集会当園にて開催。（全医労、日患同盟、全患協）。
11　8　「将来の療養所のあり方研究会」出席のため小林支部長出発。於大島青松園。
19　早稲田奉仕団主催の「偏見と差別に抗して」講演会にて小林弘明会長講演。演題「栗生の特別病室事件について」。
12　1　消防訓練及び勤続者表彰。
25　聖慰主教会神父松村栄退任式。
28　厚生技官中沢茂夫急逝。昭和29年義肢工室開設以来義足、補装具、機能訓練用具などの開発、改良につくされた。
※　一般軽症者に訪問看護制度実施（医療看察、外科治療、入浴介助など）。
職員数　二二五名
患者数　七五三名

一九七七年（昭和五二年）

1　※　副園長小林茂信（草人）俳人協会員に推される。
2　16　故小川辰夫（元総代）寄付金により、病棟入室者用エアーマット（じょく瘡防止用）購入。
※　伊藤柳涯子にかわり渡辺蓮夫高原川柳会選者となる。
25　自治会関信地方医務局陳情実施。治療棟更新、越冬燃料特別予算化、京大病院（特研）委託治療及び関連事項。
28　京大病院委託治療者に対する激励、見舞いを自治会と

して実施。

3
10 厚生省陳情実施。治療棟更新の件。
28 阿部秀直園長4月1日付辞職。入所者より記念カンパ、一二万三〇八五円(七一六名)。

4
1 阿部秀直名誉園長となる(38年7月1日松丘より栗生へ、在任13年8ヵ月)。副園長小林茂信園長に昇任。京都大学より瀧澤英夫副園長に就任。
12 阿部園長辞職記念式。小林園長、瀧澤副園長就任式。於石黒会館。
16 作家田宮虎彦取材のため来園、滞在(七日間)。教養講座開講。

5
1 医局に健康管理室を設置。
6 厚生省医務局整備課長、総務係長園内施設視察のため来園。
不自由者棟内歩道舗装実施。
14 教養講座開講。講師村松武司。
17 群馬県警、監禁所調査のため来園。
30 旧火葬場跡地より残骨拾集作業実施。会員一五〇名参加。

6
※ 所内監禁所取毀される。
1 所内宗教七団体による宗教連合会発足。
10 全患協創立二五周年記念『全患協運動史』発刊。
慰安会、納骨堂春日燈籠一対設置。
25 藤楓協会創立二五周年記念式典、「ハンセン氏病を正しく理解する集い」が明治神宮会館にて催され、小林園長他在園者二〇名が参加。阿部名誉園長、大野林火、荒垣外也、渡辺隆、平野広吉、桑原宗久など表彰された。

7
28 所内公園化推進委員会設置。
※ 森山つや子全国福祉施設俳句大会「年の花」で受賞。
1 所内公園化推進委員会開催。旧火葬場跡地公園化と供養碑建立を決定。
7 高齢者誕生祝賀会。本年より健康管理室が主催。八〇才以上三三名。
22 火葬場跡地整地完了。芝張り奉仕作業。経験者など特に依頼し四〇名により実施。
29 公園化委員会よりの呼びかけによる供養碑建立資金カンパ入所者一人二〇〇円以上、特別カンパ恩田五郎左衛門(入所者)より一二〇万円。

8
5 全患協栗生支部医療改善対策委員会発足。委員五名。
6 信州大学塚原重雄眼科医による手術はじまる。
※ 畳職市川嘉市(多磨全生園療友)応援のため来園。賃職一名見習いとなる。
18 聖慰主教会(聖公会)司祭松村栄退任。(在任昭和21年4月10日～52年8月18日、31年余)。

9
1 一般軽症舎にも撰択食取り入れられる。既に実施中の病棟、不自由者棟対象のB菜と軽食を併せ、老人食として実施。

作業返還。治療棟玄関介助、治療バス乗降介助、薬配、病棟周辺清掃、浴場清掃、ガーゼ・ホータイ回収など。

12　17　信州大学塚原重雄医師来園。白内障手術。

20　故石田久松遺族井上忠男寄付金により「バルナバ公園」碑建つ。

22　自治会では旧火葬場跡地を〝つつじ公園〟と命名、供養碑除幕式挙行。

10　11　自治会々長選出に難航したが、藤田三四郎会長（第一次）に、副会長長谷慶夫が選出される。

11　1　医療改善中央行動はじまる。代表重岩幹夫出発。

22　阿部秀直名誉園長勲二等端宝賞受賞。

※　独身舎春日、霧島、笠置、夫婦舎寥科、金峰の各舎開棟。

12　7　健康管理委員会、長野県佐久綜合病院を見学。

23　53年度予算復活行動地方医務局陳情実施。

26　自治会代表三名厚生省陳情。

職員数　二三〇名

患者数　七三二名

一九七八年（昭和五三年）

1　22　全患協統一〝患者の医療と福祉の向上に関する国会請願書〟署名活動実施。

3　6～7　厚生省鈴木療養所課長補佐来園、医療の充実、施設整備その他陳情。

29　治療棟工事始まる。

4　4　東部ブロック協議会出席小村喜代一、島田義雄代表駿河へ出発。

13　自動車等運転法規講習会、石黒会館。

27　古内孝行新事務部長就任。

5　1　健保改悪反対署名実施。

9　全患協第二五回定期支部長会議藤田支部長出席、於東北。

18　つつじ公園へのつつじ移植実施。入所者への呼びかけを行い寄贈を募り、一部自治会にて購入。

31　盲人会主催第一回つつじ祭、於つつじ公園。参加者約三五〇名。

6　3　教養講座、講師村松武司。

9　合同慰霊祭。

20　予算要求行動実行委員会厚生省陳情実施。

23～24　第五一回日本らい学会、（会長犀川一夫）、於沖縄那覇市。

7　7　健康管理室、リハ科主催による七夕祭り、高齢者誕生祝賀会とあわせて実施。

9　中曽根代議士来園。

18　三上千代清瀬市信愛病院にて逝去。ナイチンゲール賞受賞者、享年八七歳。

19　全患協鈴木事務局長来園。全国ハ氏病療養所管理職員

による〝補導員業務研究班会議〟（20日21日、草津町全建プラザに於いて）に参加のため。

9 13 自治会々則改正案、全会員の賛否投票に付す。賛成多数成立。事務局長を廃し副会長常任となる。

10 1 第二次藤田三四郎自治会長再選、副会長重岩幹夫。木工部作業返還。

2 香川県人会員郷土訪問。

16 第一回邑久光明園親善交流団二〇名来園。

21 群馬県長期療養者作品展に出品参加。

放送部作業返還。

11 ※ 軽症独身者棟五棟整備完了、開棟。

2 故三上千代建碑式。遺言により草津町聖公会墓地内故服部けさ碑と並ぶ。

9 医学講座。糖尿病について、於石黒会館。講師瀧澤英夫他。

12 12 京都府出身者郷土訪問。

26 鳥ガ丘天竜舎火災(ボヤ)。草津町など近接町村より消防車五台応援活動。

31 昭和10年12月1日より当園勤務の山本きよ婦長退職。

職員数　二三二名

患者数　七一一名

一九七九年（昭和五四年）

1 4 五四年度予算復活行動に入る。

園内公園化委員会、つつじ公園にあづまや設置を検討。なおこの日、供養碑建立費寄付者の恩田五郎左衛門より更に五〇万円寄付される。

2 1 新治療棟開棟。

23 夫婦者棟更新のため多磨、駿河との交流は54年度中止と決定する。

4 1 小池多助福祉室長辞職。

5 第五二回日本らい学会(会長難波政士)、東京都自治労会館。

27 社会交流用バス「しらね号」更新特別会費集計。納入者数六七八名、金額一三五万六〇〇〇円、負担金内訳＝特別寄付金七八万二〇〇〇円（平林久治六〇万円寄付金ふくむ)、自治会々計三三万三〇〇〇円。三分の一負担額合計二四七万一〇〇〇円。

4 葬儀用マイクロバス購入。

10 東北新生園との第一回親善交流実施。栗生より二〇名出発。東北より来園一七名。

23 つつじ公園にあづまや完成。総桧造り。

25 つつじ祭。盲人会主催、杖供養も併せて挙行。

予算要求行動栗生支部実行委員会地方医務局陳情実施、代表七名、小林晟二福祉室長同行。

6 5 二代目社会交流用バス「しらね号」四一人乗りによる、高齢者対象試乗会。

12 29 栗生、多磨盲人会親善将棋会（第八回）多磨選手団一

七名来園。

7 7 秋田民謡梅若会一行慰問公演。

16 53年度夫婦者棟整備九棟竣工。新棟への移転はじまる。(八甲田、岩手、岩木、龍王、赤倉、飯豊、明星、宝剣、妙高の各舎)。

8 13 天理大学成人会一行四二名来園。20日まで滞在ひのきしん。楓公園清掃、同遊歩道作りなど実施。

群馬県税務署員二名、中之条税務署員一名来園。さきのバス「しらね号」の自動車取得税減免措置要請に対し減免不許可。

15 高史明(作家)夫妻来園。教養講座開講「私の歎異抄」。

27 54年度整備軽症夫婦者更新地区仮移転はじまる。

9 10 草津町佐藤松治助役、要請により来園。ハ氏病療養所々在市町担当者会議報告と懇談会。

13 敬老祝賀会。

18 神田武夫、代僧として長年に亘り努力されたことが認められ、大谷光紹新門より表彰される。

10 1 第三次藤田会長、重岩副会長選出により新執行委員会発足。

5 自治会役員、高原編集委員会一行二五名、長野コロニー若槻園見学。

11 1 27 54年度整備綜合汚水処理設備着工。

自治会決定による開園五〇周年記念史編纂委員会発足。

5 第二不自由者棟四号棟開棟。

10 信大塚原眼科医による手術件数二二件(約二ヵ年余)で終る。

11 西吾妻広域西部消防署長一行六名による、消防査察並びに第二不自由者棟避難訓練実施。

19 群馬県陳情実施。

29 54年度整備計画実施中の軽症夫婦者棟一〇棟完成。(三峰、吾妻、蔵王、早乙女、白山、那智、白樺、生駒、盤梯、高原の各舎)入居はじまる。

12 7 群馬県知事清水一郎、予防課長など一行六名来園、陳情。

25 自治会代表予算復活行動支援要請その他で草津町陳情。

31 国立善通寺病院井上慎三眼科医による手術はじまる。

内科医高野桑子辞職。

職員数　二三七名

患者数　七〇〇名

一九八〇年(昭和五五年)

1 1 第一不自由者棟管理室当直者男子職員となる。(従来は女子看護助手)。

22 医療監査(中之条保健所)。

2 21 自治会「将来の療養所の在り方研究委員会」設置。委員七名。(略称、将来構想委員会)。

4　1　盲人会館でのサービス作業（代読、代筆）返還。三・五名従事。
　23　大谷光紹新門来園。
　自治会代表厚生省陳情。
6　11　地方医務局陳情実施。
　18　群馬県陳情実施。
7　9～10　全患協「将来の療養所の在り方研究委員会」開催、於栗生。
8　5～10　好善社ワークキャンプ。一行二〇名来園。所内幹線道路白線引き作業実施。
　30　55年度施設整備計画自治会、施設側最終決定。軽症者棟（夫婦五棟、独身二棟、不自由者棟（夫婦一棟、独身二棟、ブロック建て）官舎二棟、看護学校三階建等。
9　3　運動会。
　24　第四次藤田、重岩執行部成立。
10　22　群馬県長期療養者作品展、於勤労福祉会館。
12　7　更新棟開棟。鳥海、月山、愛宕、青葉、旭の五棟。
　31　厚生技官眼科医長竹下ヨシ辞職（昭和35年12月より満20年間当園勤務）。
　職員数　二三六名
　患者数　六八二名

一九八一年（昭和五六年）

1　※　機関誌『高原』創刊号より55年12月号まで合製本。加藤三郎の寄付行為による。
2　16　藤楓協会群馬県支部より、開園五〇周年記念史出版の助成費として寄付金一〇〇万円。
3　12　管理作業週休二日制実施問題について施設交渉。
　16　松の湯温泉排湯処理工事完了。
　30　善通寺病院井上眼科医による手術終る。54年12月よりの手術件数六六件（大島青松園にての一四件含む）。
4　1　古内孝行事務部長転出、後任荻原正太郎。
　〃　事務補助B作業（地区連絡員九名）作業返還。
5　7　全患協東部ブロック協議会（第二三回）当園にて開催。
　1　故木村清（入所者）遺金一三〇万円寄付され、自治会ではつつじ公園遊歩道舗装に使用。
　28　全患協予算要求（57年度）統一行動はがき陳情実施。
6　10　草津町陳情。草間和夫福祉室長同行。
　29　合同慰霊祭。開園以来の物故者数一四二九柱となる。
7　8　厚生省療養所課看護専門官坂ノ上淳子来園。
　16　天理大学成人会奉仕団二〇名来園（16～22日まで）。
　30　療養祭。
8　4　好善社全国学生社会人キリスト者奉仕団来園。U字溝敷設作業その他（4～9日まで）。
　22　五〇周年記念史刊行委員会開催。
　26　新准看護学校竣工。
9　3　運動会。

10　14　敬老祝賀会。
　　29　邑久高校新良田教室生徒七名、教員三名一行一〇名来園。四泊五日。
10　1　自治会長藤田三四郎、副会長重岩幹夫五選発足。
　　4　医療改善予算要求統一行動、重岩中央委員、全盲連市木一夫両代表出発。
12　10　57年度予算復活行動栗生支部実行委員会発足。
　　16　群馬県陳情実施。
　　17　全地区常会連合委員会、予算復活行動の取組みに入る。
　　21　施設交渉実施。
　　22　地方医務局陳情。
　　職員数　二三六名
　　患者数　六六〇名
　　18　邑久の親善団来園。
　　25　全患協統一行動参加、代表重岩中央委員、田中梅吉執行委員。
　　24　栗生親善団東北新生園へ出発。
　　25　東北親善団来園。
　　31　開園以来の物故者一四四六名。
　　職員数　二四〇名（但し5月31日現在）
　　患者数　六五八名（但し5月31日現在）

一九八二年（昭和五七年）

3　30　事務補助作業返還。
　　患者消防団解散式。（栗生消防団創立昭和11年2月19日）。
　　※　第一不自由者棟、鉄筋化整備第一期工事二棟始まる。
4　10　故山本よ志朗句碑除幕式（つつじ公園）。
5　5　第二九回支部長会議、於奄美。出席者、会長藤田三四郎。
　　17　邑久への栗生親善団出発。（バスにて）。

資料

資料1

癩予防ニ関スル件

（明治四十年三月十八日法律第十一号）

第一条 医師癩患者ヲ診断シタルトキハ患者及家人ニ消毒其ノ他予防方法ヲ指示シ且三日以内ニ行政官庁ニ届出ツヘシ其転帰ノ場合及死体ヲ検案シタルトキ亦同シ

第二条 癩患者アル家又ハ癩病毒ニ汚染シタル家ニ於テハ医師又ハ当該吏員ノ指示ニ従ヒ消毒其ノ他予防ヲ行フヘシ

第三条 癩患者ニシテ療養ノ途ヲ有セス且救護者ナキモノハ行政官庁ニ於テ命令ノ定ムル所ニ従ヒ療養所ニ入ラシメ之ヲ救護スヘシ但シ適当ト認ムルトキハ扶養義務者ヲシテ患者ヲ引取ラシムヘシ

必要ノ場合ニ於テハ行政官庁ハ命令ノ定ムル所ニ従ヒ前項患者ノ同伴者又ハ同居者ニ対シテ一時相当ノ救護ヲ為スヘシ

前二項ノ場合ニ於テ行政官庁ハ必要ト認ムルトキハ市町村長（市制町村制ヲ施行セサル地ニ在リテハ市町村長ニ準スヘキ者）ヲシテ癩患者及其ノ同伴者又ハ同居者ヲ一時救護スルコトヲ得

第四条 主務大臣ハ二以上ノ道府県ヲ指定シ其ノ道府県内ニ於ケル前条ノ患者ヲ収容スル為必要ナル療養所ノ設置ヲ命スルコトヲ得

前項療養所ノ設置及管理ニ関シ必要ナル事項ハ主務大臣之ヲ定ム

主務大臣ハ私立ノ療養所ヲ以テ第一項ノ療養所ニ代用セシムルコトヲ得

第五条 救護ニ要スル費用ハ被救護者ノ負担トシ被救護者ヨリ弁償ヲ得サルトキハ其ノ扶養義務者ノ負担トス

第三条ノ場合ニ於テ之カ為要スル費用ノ支弁方法及其ノ追徴方法ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六条 扶養義務者ニ対スル患者引取ノ命令及費用弁償ノ請求ハ扶養義務者中ノ何人ニ対シテモ之ヲ為スコトヲ得但シ費用ノ弁償ヲ為シタル者ハ民法第九百五十五条及第九百五十六条ニ依リ扶養ノ義務ヲ履行スヘキ者ニ対シ求償ヲ為スコトヲ妨ケス

第七条 左ノ諸費ハ北海道地方費又ハ府県ノ負担トス但シ沖縄県及東京府下伊豆七島小笠原島ニ於テハ国庫ノ負担トス

一 被救護者又ハ其ノ扶養義務者ヨリ弁償ヲ得サル救護者

二 検診ニ関スル諸費

三 其他道府県ニ於テ癩予防上施設スル事項ニ関スル諸費

第四条第一項ノ場合ニ於テ其ノ費用ノ分担方法ハ関係地方長官ノ協議ニ依リ之ヲ定ム若シ協議調ハサルトキハ主務大臣ノ定ムル所ニ依ル

第四条第三項ノ場合ニ於テ関係道府県ハ私立ノ療養所ニ対シ必要ナル補助ヲ為スヘシ此ノ場合ニ於テ其ノ費用ノ分担方法ハ前項ノ例ニ依ル

第八条 国庫ハ前条道府県ノ支出ニ対シ勅令ノ定ムル処ニ従ヒ六分ノ一乃至二分ノ一ヲ補助スルモノトスル

第九条 行政官庁ニ於テ必要ト認ムルトキハ其ノ指定シタル医師ヲシテ癩又ハ其ノ疑ヒアル患者ノ検診ヲ行ハシムルコトヲ得

癩ト診断セラレタル者又ハ其ノ扶養義務者ハ行政官庁ノ指定シタル医師ノ検診ヲ求ムルコトヲ得

行政官庁ノ指定シタル医師ノ検診ニ不服アル患者又ハ其ノ扶養義務者ハ命令ノ定ムル所ニ従ヒ更ニ検診ヲ求ムルコトヲ得

第十条　医師第一条ノ届出ヲ為サス又ハ虚偽ノ届出ヲ為シタル者ハ五拾円以下ノ罰金ニ処ス

第十一条　第二条ニ違反シタル者ハ弐拾円以下ノ罰金ニ処ス

第十二条　行旅死亡人ノ取扱ヲ受クル者ヲ除クノ外行政官庁ニ於テ救護中死亡シタル癩患者ノ死体又ハ遺留物件ノ取扱ニ関スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

資料2

国立癩療養所患者懲戒検束規定

（昭和六年一月三十日認可）

第一条　国立癩療養所ノ入所患者ニ対スル徴戒又ハ検束ハ左ノ各号ニ依ル

一　譴責　叱責ヲ加ヘ誡意改悛ヲ誓ハシム

二　謹慎　三十日以内指定ノ室ニ静居セシメ一搬患者トノ交通ヲ禁ズ

三　減食　七日以内主食及副食物ニ付常食量二分ノ一迄ヲ減給ス

四　監禁　三十日以内監禁室ニ拘置ス

五　謹慎及減食　第二号及第三号ヲ併科ス

六　監禁及減食　第四号第三号ヲ併科ス

監禁ハ前項第四号ノ規定ニ拘ラズ特ニ必要ト認ムルトキハ其ノ期間ヲ二箇月迄延長スルコトヲ得

第二条　入所患者左ノ各号ノ一ニ該当スル行為ヲ為シタルトキハ譴責又ハ謹慎ニ処ス

一　所内ニ植栽セル草木ヲ傷害シタルトキ

二　家屋其ノ他建物又ハ備品ヲ毀損シ若ハ汚瀆シタルトキ

三　貸与ノ衣類其ノ他ノ物品ヲ毀損若ハ隠匿シ又ハ所外ヘ搬出シタルトキ

四　人ヲ誑惑セシムベキ流言浮説又ハ虚報ヲ為シタルトキ

五　喧嘩口論ヲ為シタルトキ

六　其ノ他所内ノ静謐ヲ紊シタルトキ

第三条　入所患者左ノ各号ノ一ヲ為シタルトキハ謹慎若ハ減食ニ処シ又ハ之ヲ併科ス

一　濫リニ所外ニ出デ又ハ所定ノ地域ニ立入リタルトキ

二　風紀ヲ紊シ又ハ猥褻ノ行為ヲ為シ若ハ媒合シテ之ヲ為サシメタルトキ

三　職員ノ指揮命令ニ服従セザルトキ

四　金銭又ハ物品ヲ以テ博戯又ハ賭事ヲ為シタルトキ

五　懲戒又ハ検束ノ執行ヲ妨害シタルトキ

第四条　入所患者左ノ各号ノ一ニ該当スル行為ヲ為シタルトキハ減食若ハ監禁ニ処シ又ハ之ヲ併科ス

一　逃走シ又ハ逃走セムトシタルトキ

二　職員其ノ他ノ者ニ対シ暴行若ハ脅迫ヲ加ヘ又ハ加ヘムトシ

タルトキ

三　其ノ他所内ノ安寧秩序ヲ害シ又ハ害セムトシタルトキ

第五条　一個ノ行為ニシテ前三条中二以上ノ規定ニ該当スルトキハ情状ニ依リ其ノ何レカ一ノ規定ニ依ル処分ヲ為スコトヲ得

第六条　懲戒又ハ検束ニ処セラレタル者ノ執行ヲ終リ又ハ執行ノ免除アリタル後再ビ第二条又ハ第三条ノ規定ニ該当スル行為ヲ為シタルトキハ第二条又ハ第三条ノ規定ニ拘ラズ第四条ノ規定ニ依ル処分ヲ為スコトヲ得

第七条　二人以上共同シテ第二条第三条又ハ第四条ノ規定ニ該当スル行為ヲ為シタル者ハ其ノ行為ニ付同一ノ責ニ任ズ

人ヲ教唆シテ第二条第三条又ハ第四条ノ規定ニ該当スル行為ヲ為サシメタル者ハ実行者ニ準ズ教唆者ヲ教唆シタル者亦同ジ

第二条第三条又ハ第四条ノ規定ニ該当スル行為ノ実行者ノ行為ヲ幇助シタル者及之ニ対シ教唆ヲ為シタル者ハ実行者ニ準ズ但シ其ノ処分ハ之ヲ減軽ス

第八条　第二条第三条又ハ第四条ノ規定ニ拘ラズ行為ノ情状憫諒スベキモノハ酌量シテ懲戒又ハ検束ヲ減軽又ハ免除スルコトヲ得

第九条　懲戒又ハ検束ハ宣告ノ上執行ス

第二条第三条又ハ第四条ノ規定ニ該当スル行為ヲ為シタル者逃走シタルトキハ其ノ懲戒又ハ検束ハ欠席ノ儘宣告シ其ノ執行ハ収容後之ヲ行フ但シ他ノ療養所ニ収容セラレタルトキハ之ヲ当該療養所ノ長ニ委託スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ宣告ヨリ一年ヲ経タルトキハ其ノ執行ヲ免除ス懲戒又ハ検束ノ執行中逃走シタル者ニ対シテハ前二項ノ規定ヲ準用ス

第十条　懲戒又ハ検束ニ処セラレタル者改悛ノ情著シキトキハ其ノ懲戒又ハ検束ノ執行ヲ免除スルコトヲ得

第十一条　左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ハ懲戒又ハ検束ノ執行ヲ免除又ハ停止スルコトヲ得

一　大祭祝日、一月一日、一月二日、十二月三十一日又療養所ノ祝祭日並懲戒又ハ検束ニ処セラレタル者ノ父母ノ祭日

二　懲戒又ハ検束ニ処セラレタル者其ノ父母ノ訃ニ接シタルトキ

三　懲戒又ハ検束ニ処セラレタル者療養上必要アリト認メタルトキ

前項第二号ノ場合ニ於テハ其ノ停止期間ハ之ヲ三日マデ延長スルコトヲ得

資料3

栗生楽泉園特別病室真相報告

―一九四七(昭二二)年九月五日―

本園は群馬県草津町草津温泉から東へ一粁程のところにある国立療養所（群馬県吾妻郡草津町大字草津乙六五五ノ一）である。従来社会から隔絶されていたため園内の模様は全く判らなかったが今回始めてその真相の一部を発表する。以下は特別病室＝超重監獄についての報告である。

一、特別病室と称するも患者収容室は大きな錠前の掛っている厚

「特別病室」の構造略図

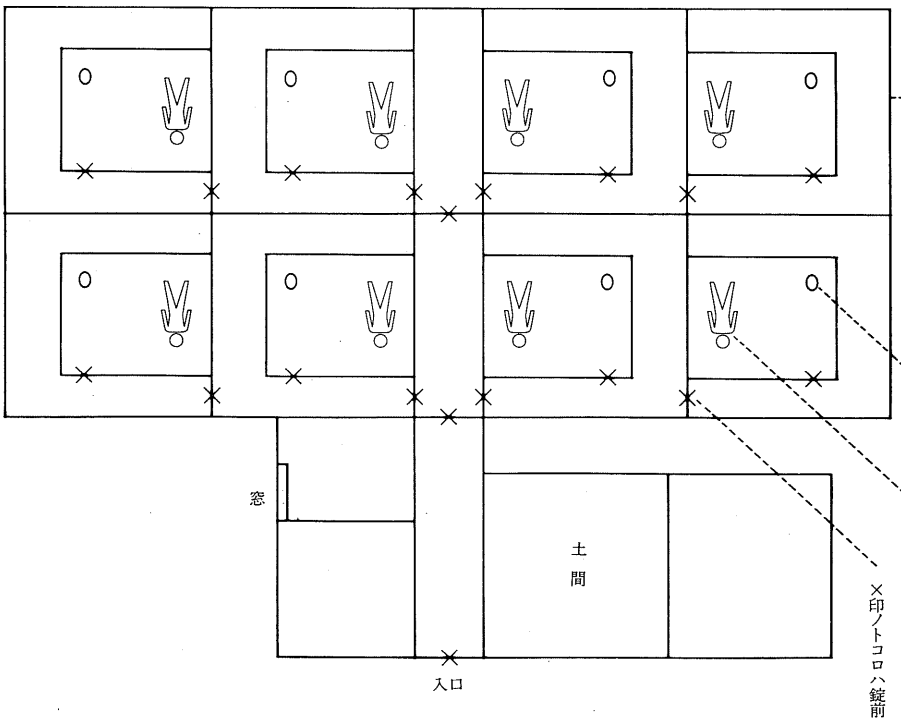

各――ハ全部外部ト同ジコンクリートデ囲マレテイルノデ昼ナホ暗イ位置ハ山林中ニアリ昼夜ノ識別困難

さ五寸の厳重なくぐり戸で四重の鍵に守られている。だからその実は超重監獄に外ならない。（その構造の大要は前ページ図面参照）

(イ)室内は湿気にぬれて「黒かび」が生じている。（九月現在）

床は地上一尺高、便所は約四巾半外部コンクリート。

(ロ)半暗室で冬期積雪の候には昼夜の判別がつかぬ窓は縦約四寸、横約二尺五寸のもの上部の方に二ヶ所取付けられている。

(ハ)保温の設備がない。食事は握り飯一つ、梅干一つである。

(ニ)入室患者の夜具は薄い敷布団一枚、掛布団一枚であった。

(ホ)入室患者には「ゴザ」すら与へず板床の上においた。

(ヘ)当地は冬期は零下十六、七度に低下し、就中当病室は山林中に所在するため、尚気温は降るものと思料される。だから冬期獄死者のほとんどは全身凍傷に侵されていたということである。

(ト)女監、男監の区別なきため女囚は婦人としての待遇を受けることが出来なかった。

(チ)冬期に於いては敷布団は湿気のためコチコチになり床板に凍りついてひきはなす事が出事ない。又掛布団の襟には患者の呼吸が凍って氷柱となりさがっていた。

二、患者の獄内に於ける苦悶の叫びが次の如き落書となって現はれていた。

(イ)「癪を病むが故にこの悲運!!なんという惨めさよ……」

(ロ)昭和十七年五月二十二日　石〇広、九州男子「今日まで七十日余となる。」

(ハ)「出されるまでどうすることも出来ぬ」

(ニ)昭和十七年七月三十日大阪市旭区▒▒▒（消されている）木村〇雄三十一才「十月二十八日今日で百日」

(ホ)昭和十九年十月五日「無事（実）のつみにて入る」

(ヘ)カレンダーを作り一日〳〵と消していったあと、〇や×をつけて日数を算へていったあとがはっきりと残っている。

三、自昭和十四年三月三十日至二十二年七月九日の間に於いて在室者総数九十二件である。（但し現在名簿に記載中のもの）

四、右記九十二件中書類の点より見て合法化されて処断されているのが只の一件である。

(イ)一件　書類があって処断されている数一件　一%強

(ロ)一件　書類が不備にて処断されている数二十七件　二九%強

(ハ)一件　書類が全然皆無にて処断されている数六十四件　七〇%弱

合計九十二件　一〇〇%

五、九十二件中三十日以上の拘留が（不当拘留）八五%を占めている。

一件の拘留日数は一二一日である。

日数一件　三〇日以下　十四件

〃　一〇〇日以下　三十五件

〃　二〇〇日以下　二十八件

〃　二〇〇日以上　十四件

六、死亡者の数を季節的にみれば冬期に於ける惨酷なる処遇のた

め死したるものが圧倒的で八十二%に達している。

冬期死亡件数　十八件

夏〃　〃　三件

秋〃　〃　一件

死亡者総数　二十二件

但し越冬者二件につき事実は冬期死亡者数二十件である。

七、在室者総数九十二件に対する死亡総数二十二件につき、その比は約二十四%である。而して其の内訳は病気出所致死数三十二%であるのに獄死者数は六十四%の多きに達している。

病気出所死亡者数　八件

獄内にて縊死乃至死亡したる数十四件　六四%

計　二十二件　一〇〇%

八、獄内における処遇惨酷なるため出獄后逃走せるもの九十二件中二十二件、約二十四%にのぼっている。なほ除名者数（帰園せざるものは本園の名簿よりこれを除く）も相当数あり。

九、一件書類もなく拘留したる若干の実例

(イ)満〇十〇、本籍鹿児島県、入室年月日、昭和十六年九月二十六日、拘留日数五三三日、一件書類なしにて処断。

(ロ)鈴〇〇夫、本籍神奈川県、入室年月日、昭和十九年十月二十三日、拘留日数四四四日、一件書類なしにて処断。

(ハ)〇テイ、本籍不詳、入室昭和十六年九月二十六日、拘留日数三九〇日、一件書類なしに処断。

(ニ)藤〇良〇、本籍鹿児島県、入室昭和十六年三月二十四日、拘留日数三五六日、一件書類なしに処断。

(ホ)真〇勘〇、本籍徳島県、入室昭和十六年九月二十六日、拘留日数三三九日、一件書類なしにて処断。

(ヘ)以下省略。

一〇、無法なる拘留の実例。

(イ)〇〇キタノ、本籍大阪市、入室昭和十六年六月六日、四十二日、キタノは山井道太の内妻であり、同山井は全生園に於いて騒擾をなしたるの故を以て当特別病室に四十二日間収容せられたる際、内妻たるの理由にて同罪に処せられた。

(ロ)斉〇新〇、本籍秋田県、入室昭和十六年九月二十六日、拘留日数八日、子息重夫が馬鈴薯を畑より若干窃盗したるの故に子供の教育不足なりとして投獄され致死す。

(ハ)〇テイ、本籍不詳、入室昭和十六年九月二十六日、拘留日数三九〇日、テイの夫満〇十〇が大阪府にて不注意にも盗品の自転車を買ったとの理由（本園の書類には罪名賭博とあり）で拘留五三三日に処せられたる際、妻であるとの理由で〇テイは三九〇日拘留さる。

(ニ)瀬〇幸〇、本籍広島県、入室昭和十七年十二月二十四日、拘留日数七六日間。

右は園内改革の必要ある点を友人への手紙に書いたのを開封発見された。

自昭和一四年　特別病室収容簿抜き書

入室年月日	氏名	拘留期間	備考	決裁書類	死因	其の他
一四、九、三〇 一五、四、一一	中〇宗〇	一九二	モヒ中毒	（―） 退室アリ		除名
一四、九、三〇 一五、一二、一五	坂〇久〇	七六	仝	ナシ		出所后逃走
一四、九、三〇 一五、三、三一	伊〇彦〇	一五二	仝	ナシ	診断肺〇 但し縊死	獄死（冬）
一四、九、三〇 一二、一三	宮〇袖〇	七六	仝	ナシ		在園中
一四、九、三〇 一二、二七	高野〇	八七	仝	ナシ	縊死	獄死（冬）
一五、四、二〇五	北〇賢〇	一五	浮浪	ナシ		出所后逃走
一五、四、六 七五	高〇久〇郎	六三	仝	ナシ		除名
一五、七、一一六	〇橋〇幸〇	五七	本妙寺部落役員	ナシ		出所
一五、七、一一六	安〇峯〇	五七	仝	ナシ		出所后逃走
一五、七、一一六	中〇理〇治	五七	仝	ナシ		〃
一五、七、一一六	梅〇富〇郎	五七	仝	ナシ		出所
一五、七、一一六	文〇茂〇	五七	仝	ナシ		除名
一五、七、一一六	中〇英〇	五七	相愛更生会幹部	ナシ		出所后逃走
一五、七、一一六	中〇浅〇	五七	仝	ナシ		〃

入室年月日	退室年月日	氏名	拘留期間	備考	決裁書類	死因	その他
一五、七、一一六	一五、九、一一	亀〇正〇	五七	仝	ナシ		〃
一五、七、一一六	一五、九、一一	北〇泰〇	五七	仝	ナシ		〃
一五、八、二一	一六、三、一二	杉〇南〇夫	二三一	園内不穏分子	（―）退室アリ		出所
一五、八、二一	一六、三、一二	島〇誠	二三一	仝	〃		〃
一五、八、三〇	一六、一、二三	栄〇俊	一四五	金銭詐取	〃		出所后逃走
一五、八、三一	一六、一、二三	山〇一〇	一三五	浮浪	ナシ	気管狭窄	一七、八、二二致死（冬）
一五、九、二四	一六、一、二四	中〇健〇郎	一四〇	モヒ中毒	ナシ		出所后逃走
一五、九、二四	一六、一、二四	佐〇キ〇	一四〇	仝	ナシ		
一五、九、二四	一六、一、二四	桐〇武〇	一四〇	仝	〃		出所后逃走
一五、九、二五	一六、三、二四	金〇祥	二〇二	仝	〃		一六、五、二八死亡（冬）
一五、一〇、二〇	一六、一、二〇	前〇武〇	八四	仝	（―）退室アリ		
一五、一一、一五	一五、一一、一四	木〇三〇	一二	精神異状	（―）入室アリ		
一五、一二、一〇	一六、一二、一三	宮〇厳	四八	逃走癖	（―）入室アリ		
一五、一二、一三	一六、一二、一三	宮〇み〇	三〇	〃	（―）退室アリ		
一五、一二、一三	一六、一二、一三	富〇三〇	三〇	〃	〃		

一六、一二、一三	八〇橋サ〇	三〇	〃	〃		
一六、一二、一三	坂〇久〇	九一	〃	ナシ	肺結核	一六、四、二五死亡
一六、一二、一三	高〇春〇	三〇	モヒ中毒	退室アリ		
一六、一二、一三	羽〇三〇	三二	逃走癖	入室アリ退室アリ		在園中
一六、一二、一三	山〇仙〇	三〇	〃	ナシ		
一六、一一、二五	田〇忠	三四	〃	退室アリ		
一六、一六、一四五	佐〇真〇	一六二	放火	ナシ		一六、一二、一三非癩退所
一六、八、一八六	山〇秀〇	七一	逃走癖	ナシ		出所后逃走
一六、九、二五四	今〇定〇	二〇二	モヒ中毒	退室アリ		
一五、一九、一二四	川〇与〇久	一四二	モヒ中毒	ナシ		出所
一六、一〇、二五	金（金〇参）〇文〇	一五〇	無断外出飲酒喧嘩	退室アリ		
一六、一〇、二五	原〇勇〇	一二六	仝	ナシ		出所后逃走
一六、一二、二七五	中〇堅〇郎	一二五	仝	ナシ		
一五、一〇、二五	青〇英〇	七	無断外出	ナシ		
一五、一〇、二五	田〇忠	七	仝	ナシ		
一五、一〇、三〇	李〇原	一〇五	浮浪	退室アリ		

入室 退室 年月日	氏名	拘留期間	備考	決裁書類	死因	其の他
一五、一〇、三〇 一六、一〇、三〇	三〇三〇夫	一〇七	逃走癖	〃		
一五、一〇、三〇 一六、一〇、三〇	細〇ハ〇子	八四	浮浪金品強奪	〃		
一五、一〇、三〇 一六、一〇、三〇	金〇星	八四	逃走癖	ナシ		出所后逃走
一五、一〇、三〇 一六、一〇、三〇	橋〇浅〇郎	一四六	仝	ナシ（一一）		出所
一五、一〇、三〇 一六、一〇、三〇	金〇守	八四	仝	退室（一一）		出所后逃走
一六、六、五 一六、七、二八	山〇道〇郎	四二	全生園内騒擾	ナシ	肺	一六、九、一死亡
一六、六、一六 一六、七、一八	北〇キ〇ノ	四二	〃	〃		山〇道〇郎内妻ニ付同罪ニ処セラル
一六、六、一六 一六、八、一六	竹〇重〇	七一	モヒ中毒	〃		出所后逃走
一六、六、一六 一七、六、二六	蒋〇得	一一五	逃走癖	〃		〃
一六、六、二九 一七、六、二六	宣尚〇	一七一	仝	〃		〃
一六、八、二三 一六、八、三一	斉〇新〇	八	窃盗	〃		一七、二、二三（冬）死子供ノ窃盗ノタメ入ル
一六、八、二三 一六、八、三一	〇藤〇夫	八	〃			在園中
一六、九、一一 一八、三、一三	満〇十〇	五三三	賭博	ナシ	腎炎	一八、五、一一獄死（冬）
一六、九、二六 一七、一〇、二六	〇テイ	三九〇	仝	〃		在園中
一六、九、二六 一六、一二、二九	亀〇治〇	七二	仝	〃	慢性腸カタル	獄死（冬）

一七、一六、八、二三〇	真○勘○	三三九	仝	〃	慢性腸カタル	獄死（越冬）
一六、一〇、一、二五	伊○春○	二二	浮浪	〃	肺炎	獄死（冬）
一六、一〇、一、一八七	今○智○	一	窃盗	〃		出所后逃走
一七、二、二〇、二七	森○一○	二三七	精神病	〃	肺炎	獄死（秋）
一七、三、三、二四 二五	田○鹿○郎	二	逃走癖	入室アリ（――）	心臓麻痺	獄死（冬）（二日間）
一七、二、一、二三、二五	石○宏	一八一	詐欺	ナシ		
一七、一、五、二、二二四	藤○良○	一八七	仝	〃		
一七、七、五、二六九	田○正○	四五	賭博	〃	腎臓炎	獄死（夏）
一八、二、五、二六九	佐○春○	二六〇	逃走癖	ナシ		
一七、二、五、二二六	印○悦○郎	二〇五	窃盗	〃		出所后逃走
一七、二、五、二二四六	中○松○郎	二〇二	逃走癖	〃		
一八、三、五、二二八 一六	関○力○助	二九三	仝	〃	腎炎	一八、三、二三死亡（冬）
一七、二、七、二一四	木○正○	一五七	蔵品販売	〃		出所逃走
一八、三、七、二一三	金○贊	二三六	仝	〃		
一八、三、七、二一三	柳○郎	二三六	仝	〃	肺炎	一八、四、二〇死亡（冬）
一七、二、八、二二三 二四	金○耕○	一九六	新生園不穏分子	〃		

入室年月日 退室年月日	氏名	拘留期間	備考	決裁書類	死因	その他
一八、一〇、二一 一八、一一、二八	中〇幸	一二一	逃走癖	ナシ	腹膜	獄死（冬）
一八、一二、二四 一七、一二、二七	瀬〇幸〇	七六	園内不穏分子	退室アリ		
一八、三、二五 一八、四、二〇	松〇正〇	四七	賭博	入室アリ		
一八、三、二五 一八、四、二〇	金〇順〇	四七	仝	〃		
一八、三、一四 一八、五、一五	飛〇昇	七一	仝	〃		
一八、六、一二 一八、六、一七	岡〇幸〇	一八九	園内不穏分子	ナシ		
一八、六、一二 一八、六、一七	紀〇光〇	一八九	仝	ナシ		
一八、八、一二 一八、八、一七	吉〇政〇	一四八	窃盗逃走癖	〃	膿胸	獄死（冬）
一九、一、二三 一九、一、二八	清〇茂〇	一七五	窃盗放火	〃		
一九、一、二五 一九、一、二三	藤〇良〇	三五六	逃走癖	〃	癆衰	二〇、一、五死亡（冬）
一九、一、二九 一九、二、二四	村〇為〇	二五一	窃盗逃走癖	〃	〃	獄死（冬）
一九、七、 二〇、	印〇悦〇郎	不明	窃盗	〃		
一九、五、二〇 一九、六、二〇	番〇鎌〇郎	一四	仝	〃		
一九、一〇、三 二〇、一、四	鈴〇秀〇	四四四	殺人嫌疑		癆衰	獄死（冬）
二〇、一、二四 二〇、一、九	水〇進	四七	窃盗	入室アリ	肺炎カタル	獄死（冬）

二三、六、二一 二三、七、九	完○東○	一九	窃盗	入室アリ（—）		
	九二人	一〇九九七日 平均一二一日				
	高○重○					獄死（冬）

資料4

一九四七（昭和二二）年一〇月二日

栗生楽泉園之真相

（不法監禁致死殺人事件ハ九月五日付発表ニツキ省略）

目録

一、主旨

二、患者の生活状況

(一) 楽泉園概数

(二) 患者の生活態様

(三) 患者収入の有無

(四) 患者の生活状態

(五) 惨状患者に対する園当局の態度

三、不正事件の概要

(一) 園会計の種類

(二) 帳簿胡魔化し振りの実例

(三) 慰安別途両金不正の事例

四、不正横領嫌疑の数々

(一) 自動車　六万円

(二) 米　四万五千円

(三) 番茶　一万四千四百円

(四) ニューム製品　約二〇万円

(五) 白羽二重　約二〇万一千円

(六) 粗製ガーゼ　約三百十六万円

(七) 煙草不正受配　約六十八万円

(八) 霜崎清、山口馬吉両事務官の園外闇活動不正横領嫌疑概算総高　四百三十六万四百円

一、主旨

栗生楽泉園即ち群馬県吾妻郡草津町在国立療養所は楽泉とは真赤な嘘、地獄園であります。

A吾々患者の生活は鶏の飼代にも足らぬ一日五円十四銭であり、送園の際は吾々に、国家は一切の生活及び、治療は十分に保証すると確約を得て強制保護を受けているのに来園して見れば茶碗、箸、筵等まで購入せねばならぬのである。入園当時稍々労働が可能の内は一日労賃八銭から二〇銭（四月以前）で強制労働に服させられたばかりでなく労賃より種々な名目で頭ハネの天引きがあるのだ。やがて此の労働の為病勢が進行し、労働不可能に陥いれば収入の道が断たれ且つ園からの特別補助等もなきため、栄養失調と病魔のため死んで行くのである。

B一方園当局者は国家会計と財団法人慰安会々計及び勝手に二種類の特別会計と称する秘密会計を作り自由に現金を運転し（慰安、秘密両会計の現金）自動車数台を使用、物資の横流し、売買、配給品の胡魔化し等々をなしてきたのである。其の帳簿は全く出鱈目であり、且つ帳簿外の闇取引も莫大な筈である。

今年に入ってからでも吾々の配給品の横流しは八件を越ゆる。これが総て患者の為との口実の下に行はれたのであるから驚かざるを得ないのだ。例えば一、五〇〇巻、単価一、五〇〇万円の木綿ガーゼを園幹部は勝手に横流ししているのであるから彼等自ら自白する筈もないので最早強大な司法権なしには調査は進め得ないのです。

C当園には名は特別病室と称する超重監獄があった。この監獄は半暗室で零下十七度の獄舎に布団二枚、浴衣一枚にして投獄、食事は握り飯一日一個位分、梅干一個何等取調べることなく係官の愛憎によって投獄法規を無視して数百日監禁、而して書類に記載されていた数だけで九二件、直接死亡者二四件の大惨虐事件の真相は昭和二二年九月五日付で不法監禁致死殺人嫌疑事件として吾々は発表した（詳細は省略）。要するに右記の三項は厳重にからみ合って患者を虐待する不可分の仕組だったのであります。

去る八月二九日厚生省加藤療養所課長外四名の調査団が来園した際三項の不法事件に対して吾々が事実を提出したるに之を調査団は取り上げ様としなかったのでこの調査団を吾々は拒否して真相の一部を発表した次第です。

現在厚生省より会計に関する調査員が来園中ですが吾々患者より事実を調査して居りません。帳簿面だけの調査では真実を知ることは殆んど不可能であることは明らかなことでせう。吾々は園外の自由なく、病魔に侵されている不具者であり、一片の権力もないので完成せる調査書は不可能ですが、吾々の語るものは総てが真実であり生きた事実であるので伏魔殿楽泉園の真相の一部を再び発表します。

尚さきのガーゼ事件だけでも金高壱千数百万円に達する事件

なのであり、彼等の一連の動きより判断いたしてこれは園当局者だけの仕事でなく、且つ種々なる動きより判断して本省へも波及する事件ならずやとの疑問を抱くに至っている次第であります。

一九四七年九月二八日　　患者一同

二、患者の生活状況

(一) 楽泉園概数

職員一四四名、職員家族一二九名、看護婦一九名
保育所児童約六〇名、患者九五〇名
合計　一三一二名

(二) 患者の生活態様

イ、自由地区患者約三五〇名（約一五〇戸過平数妻帯者）
入園当時その患者の終生家屋借入料として七〇〇円前後を納金したこれら在園者の人々は社会に於ける貯蓄を全部持参したるものであって比較的富者の部類であったが今やインフレの為にどん底にたたき込まれつつある。

ロ、夫婦患者約三一〇名（約三〇舎）
四畳半六室続きの共同炊事便所付は長屋である。困窮しつつあり。

ハ、独身舎患者約一五〇名（約一八舎）
一部屋十二畳半四室続き、身寄り少なく困窮者大多数なり。

ニ、不自由舎患者約一四〇名（約九舎）
盲目、義足、気管切開等の患者にして活動の自由なき者なり、困窮甚し。

(三) 患者収入の有無

イ、在園患者九五〇名中財産其の他の方法に依って社会に比較して下等の生活をなし得る者は約二〇名、二%である。其の他の在園者の生活の実相を述ぶれば次の如し。

ロ、送金を受けている患者
昭和二二年八月中に於ける送金よりの推定一ヶ月約七六名、人員にして六十人、六%、十円、十五円の受給者が大部分である。

ハ、作業可能者約二六〇名　二七%
この患者は作業賃金値上り後の計算でも最高月八〇円最低月二〇円であるが平均賃金は月二五円見当に過ぎない。

ニ、以上合計はだぶっているから実際には八〇%以上の者が園の支給に依って栄養失調に陥っている。

(四) 患者の生活状態

イ、実例　園当局の説明に依る換算
患者一人一ヶ月国費支給額

食　費	一五四・二〇円
薬品費	一二〇・〇〇円
平約作業賃	三・三〇円
家屋修理費	約　一・七〇円
小　計	二七九・二〇円

外に毎月木炭約二貫目、シャツ、サルマタ一年に一回ゴム長靴六年に一回等々。

余祐患者一ヶ月収入金概算表

種別	一ヶ月収入金	摘要
被送金患者	三〇九・二〇	送金受額 月三〇円
作業可能患者	三〇四・二〇	平均作業賃月三五円
被送金及作業可能者	三三四・二〇	送金受額と作業賃にて月五五円となる

備考＝患者一人一ヶ月国費支給額二七九・二〇円

ロ、作業可能の患者にして受金は極めて少ないのであるが、一応それがあるものとして見ても三三四・二〇円に過ぎない。どうして病人がこれで生きて行けるだろうか。

余祐者二%、労働可能者二七%、これらの人達は平均約四十坪前後の菜園の耕作に依って稍々しのいでいる。

例へば馬鈴薯一貫匁四〇円の闇値に換算して月収に直して見れば九〇円前後の収入と推定される。だから一ヶ月の収入は三七〇円に達しない訳である。其の他の患者の若干は衣料の売却に依って辛じて赤字を埋めている者もあるが、最早迫り来る冬に着るべきシャツがないと云う現状に立ち至っている。だから概算九五〇名中、九五%の患者は生活の赤字を肉体で補はんとしている。刻々墓場に驀進している。

ハ、極貧患者について

盲目、義手、義足、気管切開、送金皆無者にして栄養失調におちいり刻々死に迫っているもの約一〇〇名（名前その他は省略）。

(五) 窮状患者に対する園当局の態度

イ、特別なる補助金の支給なし。

ロ、特待者男十三名、女八名、計二一名収容されている。此の患者は昨年十一月患者一同が見るに見兼ねて園当局に再三交渉したる結果

年月	園負担金	患者負担金	計
自二一、二	一・五〇円	一・五〇円	三・〇〇円
自二二、四	七・五〇円	七・五〇円	一五・〇〇円

ハ、この支給方法であるが

園支給額七・五〇円に対し、労働可能な患者が七・五〇円の負担を条件として園当局は認めたものである。総ての患者の日給八銭＝二〇銭の時代に於いても、それより五分を差引いてその負担金に当てていたのである。

ニ、何十万円の患者慰安会の金があるにも拘らず、血の出る様な患者の賃金を巻き上げている事実は言語に絶する一言につきる。

三、不正事件の概要

(一) 当栗生楽泉園の会計は紊乱を極めている。即ち闇行為が公然として行はれており、官公品も公然として横流しして居り帳簿は全く出鱈目にして真相を摑み得ない様に記載されている。以下それを明らかにする。

イ、国家会計（交付金〇〇〇万円）

本会計は在園患者慰安の為に設立されたる当園慰安会に属す

る財団法人の会計である。

ロ、慰安会の役員は当園々長が会長を務め、当園庶務課長霜崎事務官が常務理事を務め、総て当園の官吏が自由勝手にすることの出来る様にしている。

この会計を如何に不合理に使ったかは別項に於いて之を述べる。

ハ、別途会計

この会計の起因は園の炊事用具を不当に払下げをして資金を作り設立されたものである。この会計は本館別途会計と分館別途会計二本立になっている。この会計は厚生省は勿論患者及び職員は殆んど関知せざるものにして、これを主として運営していた者は霜崎事務官、山口馬吉外二、三の者に過ぎない。

この会計は患者の追求に依って暴露された。次の如し。

1、第一回発表昭和二二年七月末日現在に於ける残高四十六万参千九百五十円五十四銭

2、第二回発表昭和二二年八月二六日現在追加金額十三万九千二百六十一円十八銭

合計六十万三千二百十一円七十二銭

最初は本会計金は当園及び患者のものならずと主張していたが患者大会の追究に依り当園財産であることを認めたのであり、回を重ねる毎に金高が急増して来ていることは其の間の彼らの不正振りを雄弁に示している。而してインドク金あり、この金が総て闇資金として使用していたものである。

分館別途会計は強制労働に依る天引き等を此の会計に入れ彼等が自由に流用していたものである。

ニ、帳簿胡魔化しの実例

イ、別途会計は不正なる帳簿が伝票の記載方法は炊事用具設備費と記載されているのみ、その数量、品名は全然記載されていない。

ロ、買入れ先、売渡先（払下げ）ほとんど国の事務官山口馬吉、霜崎清である。而して受取書には数量、品名無く見積書なく、従って彼等が口を割らざる限り現在の会計の真相は摑み得ない。

ハ、例へば十万円乃至五、六十万円と云う金が山口馬吉に炊事用具設備費として支払いされているが、これについて正式な受取り書は殆んど見当らない。だから鉛筆一本納入しても何万円かもらへる仕組になっている。

ニ、慰安会の会計も帳簿はあれど前記別途会計と殆んど同一方法の取扱いがされている。就中吾々の注意が喚起されることは患者を慰安すべきこの費用より特別病室建設費（重監獄）か支出されていることである。

ホ、国家会計は帳簿面では合理化されているのに慰安、別途会計では全く無茶苦茶の記帳をなしていることは計画的に横領を企てたものと言はざるを得ない。斯様に一つ〳〵数へ上げれば枚挙に遑がないので以下省略す。

㈢　慰安、別途両金の不正の事例

イ、草津町の新聞配達店より新聞配達料として当在園者へ毎月

二百三十七円を受取っているにも拘らず配達の子供には月十二円支給し、残金は全部慰安会々計に入れている。そればかりでなく、患者より改めて配達料を徴集した。

この惨忍な胡魔化し振りは一切秘密の中に行はれていたのである。

ロ、草津町の松葉鉱山（元湯沢鉱山、鉱主松葉庄太郎）に於いて強制労働に依り、延人員数千人にして、患者談に依れば一日単価参円五十銭の処患者には一円しか払はなかった。残り分は一部慰安会々計にたたき込んでいる。

その他強制労働として谷所県道修理、寺私有地の開墾等々種々であるが全部斯様なからくりであった。

ハ、昭和十九年度慰安会々計簿、松葉鉱山（元湯沢鉱山）採鉱費の収入の総計は収入金八千八百十八円五十三銭、支出金五千七百七十五円十三銭也、即ち収入に対する労賃支払金は六五%強となっている。

患者の実際に受けた一日の労賃は三・五〇円に対する一日につき受金代は二八%である。差引き三七%は行方不明。

ニ、草津町光泉寺私有地開墾作業

昭和二〇年八月中旬延人員約二〇〇人（園当局坪当り請負単価六円、患者に園当局契約単価三円）にして園当局は五千百十四円受取り、患者には一銭も支払はず、着用不能のボロ服一着宛配布したるのみ。

四、不正横領嫌疑の数々

吾々摘発の仕事が進むにつれて真相が一部は明らかになると共に益々疑惑がつのって来るが最早権力なしには調査し得ない所に到達した。

極く最近の数件の事件を示せば次の通りである。

㈠ 自動車（トラック二台）金高六万円

1、昭和二一年十二月草津町山口禎三郎が仲介で東京のブローカーに売渡した由（山口禎三郎二二年九月三十日談）

2、本自動車は国庫財産であるのに入札払下げ等の手続きなしに売却した。

3、本代金六万円は山口馬吉、霜崎清何れよりも入金なし。

㈡ 米四万五千円

1、昭和二二年五月九日付別途会計で購入しているが倉庫に現品なし。

2、昭和二〇年十二月二八日の長野県省掛に於ける闇米購入事件の支払代金である等と陳弁しているが当時の米代は支払はれた記録が昭和二一年に明らかにある。

㈢ 番茶、一万四千四百円

1、昭和二一年十二月十八日付患者配給用として十八箱（十三貫入一、二〇〇円）購入した際内十二箱を草津町玉屋商店へ五箱、信州屋へ七箱を横流しした。

2、右代金の別途会計への納入明らかでない。

㈣ ニューム製品約二十万円

1、当園事務官山口馬吉の談に依ればニューム製品（昭和二一年八月より二二年二月迄）品目＝パイプ、洗面品、皿（大中

小)、フライパン、弁当箱、大阪市城東区江中之町二丁目松葉棄吉（仲介者草津町松葉庄太郎）より十万円購入の内、三万五千円分を当園に納入した（皿、食器、シャモジ、シャクシ、チリレンゲ、計五種各千個二一年九月十二日納入）

2、昭和二二年九月四日及び仝九月二十七日、患者実行委員臣木至外二名直接仲介者、松葉庄太郎にただしたるところ左の如し。

昭和二一年八月より仝二二年一月迄に当園山口馬吉を通じて売却したるニューム製品の金高は一金二十四万円である。その後売行き不振の理由により一金六万円の現品返却あり、依って差引き十八万円売却せり。

その代金は現金にて一金五万円受取った（別途会計昭和二三年二月十八日付に一金五五、〇四六円と記載あり。）

尚残金は粗製ガーゼ十六巻（一巻一〇一碼（ヤード）、単価一、五〇〇円～四、〇〇〇円の割にて）、白羽二重三巻、下駄の鼻緒一五、〇〇〇足（単価三円）、畳表三〇枚、畳床一〇枚、地下足袋三〇足、麦糠二〇俵の現品にて支払いを受けたが、なお一五、〇〇〇円の不足金あり、尚又送り状等はその後園当局に送付したと語った。

3、拾八万円購入につき差引き拾五万五千円であるが山口の自供では三千数百円の代金を別途会計に納入したと云う、又慰安会々計に現品で約五万円位納入したものと推定されるので差引き約十万壱千円此の単価は（例えば洗面器一個三十円）時価半額六〇～八〇以下につき換算金額約二十万円。

(五)　白羽二重約二十万一千円

倉庫検査の折、煙草倉庫より発見され係員宮崎ワカ、吉田春重の供述及び慰安会帳簿検査の結果左の事実が判明した。

イ、仕入先　前橋市堅町三七群馬県繊維製品配給会社

ロ、数　量　一一、九〇五碼（二四八反）

ハ、発　送　福井県石川福島の生産地より十九年十月より十二月までに入荷

ニ、横流し明細

記

	羽二重数	摘　要
自二〇、二 至二一、一〇	三九反	
二一、五	一反	霜崎事務官持出
二一、一〇	四反	〃　〃
園倉庫在数	一三反	
煙草倉庫	一六八反	現在々庫中と職員は云う
不足数	三三反	倉庫に有るべきものがない
合　計	三四八反	

1、霜崎清持参代金不払反数五反、不足数二三反、計二八反

2、一碼一五〇円とすれば一反七、二〇〇円に付時価二〇一、六〇〇円

3、一金二十万一千六百円の横領の嫌疑充分にある。

(六)　粗製ガーゼ　三百拾六万円

本件に就いては本年八月中旬の患者大会に於いて追求した当時

は霜崎、山口両事務官は言を左右にして単に三〇巻を横須賀の某とガソリン交換したるのみと嘘言を吐いていたが、たま〳〵倉庫係の大屋久江氏が出庫に就いての余りの不審ありしため「控えメモ」あり、これに基づいて追求したる処、次の驚くべき新事実が暴露された。

イ、昭和二二年二月四日（送金日）

ロ、買入先　山形市旅籠町五三三

医薬品配給統制会社々長　渡辺新三郎

ハ、数量一、五〇〇巻（一巻一〇一碼、単価六九円二二銭）

ニ、一、五〇〇巻の振り分けは次の如し。

国家会計に入れた数量七五〇巻（八月七日現在で五六二巻在庫）

別途会計に入れた数量七五〇巻（八月七日現在で十二巻在庫）

ホ、別途会計の七五〇巻の処分行為に付いては何等の確証も示されていないので不正職員の御都合的説明に依れば次の如し。

（期間自昭和二一年六月十日、至昭和二二年八月十八日）

不正一覧表

交換月日	ガーゼ巻数	交換物	交換職員	摘要
自二一、九、二五 至二二、二、一五	三八四	魚、野菜等々	山口馬吉	金高四三万円分 交換先 伊勢崎市 大塚利平
自二二、六、一〇	四六	ドラム缶入ガソリン	福島二郎	横須賀其の他と交換
自二二、八、二四	三〇	ホームスパン其の他		
自二二、八、二九	二五	オイル一〇本		
二二、九、一六	二〇	官舎にて売却		
自二二、四、五	一二	説明不能数		
一〇四	一八	不足数		
	一二	在庫数		
計	七五〇			

1、別途会計でのガーゼ購入月日は二一年十二月十九日付であるのに右表に依れば交換開始は仝年六月十日からとなっている。

2、当園厚生事務官山口馬吉の自供では昭和二一年九月二三日より仝年十二月二五日の間に魚、野菜約四拾参万円（確認書あり）を購入、其の代金として粗製ガーゼ三八四巻（単価一巻一、二〇〇円）を伊勢崎市の大塚利平、福島二郎（当園嘱託）に渡した。而して品物は全部園に納入した不正なし云々、然るに福島二郎の証言する（九月三〇日）ところでは粗製ガーゼ一巻四、〇〇〇円で売買が依頼され其の代金は現金にて支払ったと言う。

3、園の会計係山中氏の証言する処では昭和二一年九月より二二年四月までに魚、野菜代金が国家会計より一金三十万八千四百円支払ってある。（事務官山口氏の説明では毎月野菜購入代金五万円以下の由）

4、粗製ガーゼは七二〇本横流しされているが魚、野菜代金として交換された数は四六〇巻である。本単価四、〇〇〇円として仮り計算すると一金百八拾四万円

5、右表の如く説明不能数、不足数計一三二本であるから時価単価一巻一万円とすれば一金百参拾弐万円

6、依って横領嫌疑概算合計金三一六万円

(七) 煙草不正受配　六十八万円

イ、毎月約一〇〇名分不正受配

ロ、昭和十九年十二月より昭和二二年八月まで受配していたので換算月数三十四ヶ月。

ハ、一ヶ月一人の配給煙草量時価々格は一金弐百円とすれば一ヶ月二万円で三十四ヶ月換算総数約六十万円

(八) 霜崎清、山口馬吉等当園事務官の園外に於ける闇活動

イ、群馬県伊勢崎市当園嘱託福島二郎氏の証言では昭和二二年四月より九月までの間に野菜代金二百余万円納入仕切書は全部園に送付した、云々。

ロ、園の一ヶ月野菜消費代金は山口馬吉氏の証言では五万から六万円の由、依って四月より九月までに付計六ヶ月でも三十六万円の金である。

ハ、依って差引き一金百六拾四万円の園外取引きがあったものと推定される。

五、不正横領嫌疑概算総計金四百参拾六万四百円

本金額は不正事件のほんの一部の概算である。

資料5

らい予防法

（昭和二十八年八月十五日施行）

第一章　総　則

（この法律の目的）

第一条　この法律は、らいを予防するとともに、らい患者の医療を行い、あわせてその福祉を図り、もって公共の福祉増進を図ることを目的とする。

（国及び地方公共団体の義務）

第二条　国及び地方公共団体は、つねに、らいの予防及びらい患者（以下「患者」という）の医療につとめ、患者の福祉を図るとともに、らいに関する正しい知識の普及を図らなければならない。

（差別的取扱の禁止）

第三条　何人も、患者又は患者と親族関係にある者に対して、そのゆえをもって不当な差別的取扱をしてはならない。

第二章　予　防

（医師の届出等）

第四条　医師は、診察の結果受診者が患者（患者の疑いのある者

を含む。この条において以下同じ）であると診断し、又は死亡の診断若しくは死体の検案をした場合において死亡者が患者であったことを知ったときは厚生省令の定めるところにより、患者、その保護者（親権を行う者又は後見人をいう。以下同じ）若しくは患者と同居している者又は死体のある場所若しくはあった場所を管理する者若しくはその代理をする者に、消毒その他の予防法を指示し、且つ、七日以内に、厚生省令で定める事項を、患者の居住地（居住地がないか、又は明らかでないときは、現在地。以下同じ）又は死体のある場所の都道府県知事に届け出なければならない。

② 医師は、患者が治癒し、又は死亡したときは、すみやかに、その旨をその者の居住地の都道府県知事に届け出なければならない。

（指定医の診察）

第五条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、その指定する医師をして、患者又は患者と疑うに足りる相当な理由があるものを診察させることができる。

② 前項の医師の指定は、らいの診療に関し、三年以上の経験を有する者のうちから、その同意を得て行うものとする。

③ 第一項の医師は、同項の職務の執行に関しては、法令により公務に従事する職員とみなす。

（国立療養所への入所）

第六条 都道府県知事は、らいを伝染させるおそれがある患者について、らい予防上必要があると認めるときは、当該患者又はその保護者に対し、国が設置するらい療養所（以下「国立療養所」という）に入所し、又は入所させるように勧奨することができる。

② 都道府県知事は、前項の勧奨を受けたものがその勧奨に応じないときは、患者又はその保護者に対し期限を定めて、国立療養所に入所し、又は入所させることを命ずることができる。

③ 都道府県知事は、前項の命令を受けた者がその命令に従わないとき、又は公衆衛生上らい療養所に入所させることが必要であると認める患者について、第二項の手続をとるいとまがないときは、その患者を国立療養所に入所させることができる。

④ 第一項の勧奨は、前条に規定する医師が当該患者を診察した結果、その者がらいを伝染させるおそれがあると診断した場合でなければ、行うことができない。

（従業禁止）

第七条 都道府県知事は、らいを伝染させるおそれがある患者に対して、その者がらい療養所に入所するまでの間、接客業その他公衆にらいを伝染させるおそれがある業務であって、厚生省令で定めるものに従事することを禁止することができる。

② 前条第四項の規定は、前項の従業禁止の処分について準用する。

（汚染場所の消毒）

第八条 都道府県知事は、らいを伝染させるおそれがある患者又はその死体があった場所を管理する者又はその代理をする者に対して、消毒材料を交付してその場所を消毒すべきことを命ずることができる。

② 都道府県知事は、前項の命令を受けた者がその命令に従わないときは、当該職員にその場所を消毒させることができる。

（物件の消毒廃棄等）

第九条 都道府県知事は、らい予防上必要があると認めるときは、らいを伝染させるおそれがある患者が使用し、又は接触した物件について、その所持者に対し、授与を制限し若しくは禁止し、消毒材料を交付して消毒を命じ、又は消毒によりがたい場所に廃棄を命ずることができる。

② 都道府県知事は、前項の消毒又は廃棄の命令を受けた者がその命令に従わないときは、当該職員に、その物件を消毒し、又は廃棄させることができる。

③ 都道府県は、前二項の規定による廃棄によって通常生ずべき損失を補償しなければならない。

④ 前項の規定による補償を受けようとする者は、厚生省令の定める手続に従い、都道府県知事に、これを請求しなければならない。

⑤ 都道府県知事は、前項の規定による請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、当該請求者にこれを通知しなければならない。

⑥ 前項の決定に不服がある者は、その通知を受けた日から六十日以内に、裁判所に訴をもってその金額の増額を請求することができる。

（質問及び調査）

第十条 都道府県知事は、前二条の規定を実施するため必要があるときは、当該職員をして、患者若しくはその死体がある場所若しくはあった場所又は患者が使用し、若しくは接触した物がある場所に立ち入り、患者その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることができる。

② 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係者の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

③ 第一項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三章　国立療養所

（国立療養所）

第十一条 国は、らい療養所を設置し、患者に対し、必要な療養を行う。

（福利増進）

第十二条 国は、国立療養所に入所している患者（以下「入所患者」という）の教養を高め、その福利を増進するようつとめるものとする。

（厚生指導）

第十三条 国は、必要があると認めるときは、入所者に対して、その社会的更生に資するために必要な知識及び技能を与えるための措置を講ずることができる。

（入所患者の教育）

第十四条 国立療養所の長（以下「所長」という）は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十五条第二項の規定により、小学校又は中学校が、入所患者のため、教員を派遣して

教育を行う場合には、政令の定めるところにより、入所患者がその教育を受けるために必要な措置を講じなければならない。

② 所長は、学校教育法第七十五条第二項の規定により、高等学校が、入所患者のため、教員を派遣して教育を行う場合には、政令の定めるところにより、入所患者がその教育を受けるために、必要な措置を講ずることができる。

（外出の制限）

第十五条 入所患者は、左の各号に掲げる場合を除いては、国立療養所から外出してはならない。

一、親族の危篤、死亡、り災その他特別の事情がある場合であって、所長が、らい予防上重大な支障を来たすおそれがないと認めて許可したとき。

二、法令により国立療養所外に出頭を要する場合であって、所長がらい予防上重大な支障を来たすおそれがないと認めたとき。

② 所長は前項第一号の許可をする場合には、外出の期間を定めなければならない。

③ 所長は、第一項各号に掲げる場合には、入所患者の外出につき、らい予防上必要な措置を講じ、且つ、当該患者から求められたときは、厚生省令で定める証明書を交付しなければならない。

（秩序の維持）

第十六条 入所患者は、療養に専念し、所内の規律に従わなければならない。

② 所長は、入所患者が規律に違反した場合において、所内の秩序を維持するために必要があると認めるときは、当該患者に対して、左の各号に掲げる処分を行うことができる。

一、戒告を与えること。

二、三十日をこえない期間を定めて、謹慎させること。

③ 前項第二号の処分を受けた者は、その処分の期間中、所長が指定した室で静居しなければならない。

④ 第二項第二号の処分は、同項第一号の処分によっては、効果がないと認められる場合に限って行うものとする。

⑤ 所長は、第二項第二号の処分を行う場合には、あらかじめ、当該患者に対して、弁明の機会を与えなければならない。

（親権の行使等）

第十七条 所長は、未成年の入所患者で親権を行う者又は後見人のないものに対し、親権を行う者又は後見人があるに至るまでの間、親権を行う。

② 所長は、未成年の入所患者で親権を行う者又は後見人のあるものについても、監護、教育等その者の福祉のために必要な措置をとることができる。

（物件の移動の制限）

第十八条 入所患者が国立療養所の区域内において使用し、又接触した物件は、消毒を経た後でなければ、当該国立療養所の区域外に出してはならない。

第四章 福祉

（一時救護）

第十九条 都道府県知事は、居住地を有しない患者その他救護を

必要とする患者及びその同伴者に対して、当該患者が国立療養所に入所するまでの間、必要な救護を行わなければならない。

（一時救護所）

第二十条　都道府県は、前条の措置をとるため必要があると認めるときは、一時救護所を設置することができる。

（親族の援護）

第二十一条　都道府県知事は、入所患者をして安んじて療養に専念させるため、その親族（婚姻の届出をしてないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ）のうち当該患者が入所しなかったならば、主としてその者の収入によって生計を維持し、又はその者と生計をともにしていると認められる者で、当該都道府県の区域内に居住地（居住地がないか、又は明らかでないときは、現在地）を有するものが生計困難のため援護を要する状態にあると認めるときは、これらの者に対し、この法律の定めるところにより、援護を行うことができる。但し、これらの者が他の法律（生活保護法「昭和二十五年法律第百四十四号」を除く）に定める扶助を受けることができる場合においては、その受けることができる扶助の限度においては、その法律の定めるところによる。

②　援護は、金銭を給付することによって行うものとする。但し、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他援護の目的を達するために、必要があるときは、現物を給付することによって行うことができる。

③　援護のための金品は、援護を受ける者又はその者が属する世帯主若しくはこれに準ずる者に交付するものとする。

④　援護の種類、範囲、程度その他援護に関し必要な事項は、政令で定める。

（児童の福祉）

第二十二条　国は、入所患者が扶養しなければならない児童で、らいにかかっていないものに対して、必要があると認めるときは、国立療養所に附置する施設において教育、養護その他の福祉の措置を講ずることができる。

②　第十七条第一項の規定は、前項の施設に入所中の児童について準用する。

第五章　費　用

（都道府県の支弁）

第二十三条　都道府県は、左の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一、第五条第一項の規定による診察に要する費用

二、第六条の規定による措置に要する費用並びに同条第一項又は第二項の規定による勧奨又は命令による患者の入所に要する費用及びその入所に当り当該都道府県の職員が附き添った場合におけるその附添に要する費用

三、第八条及び第九条の規定による消毒及び廃棄に要する費用

四、第九条第三項の規定による損失の補償に要する費用

五、第十九条の規定による一時救護に要する費用

六、第二十条に規定する一時救護所の設置及び運営に要する費用

七、第二十一条の規定による援護に要する費用

（費用の徴集）

第二十三条の二　都道府県知事は、第二十一条の規定による援護を行う場合において、その援護を受けた者に対して、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定により扶養の義務を履行しなければならない者（入所患者を除く）があるときは、その義務の範囲内において、その者からその援護の実施に要した費用の全部又は一部を徴集することができる。

②　生活保護法第七十七条第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。

（国庫の負担）

第二十四条　国庫は、政令の定めるところにより、都道府県が支弁する費用のうち、第二十三条第一号から第六号までに掲げる費用については、その二分の一、同条第七号に掲げる費用については、その全部を負担する。

第六章　雑　則

（訴願）

第二十五条　この法律又はこの法律に基いて発する命令の規定により所長又は都道府県知事がした処分（第九条第五項の規定による補償金額の決定処分を除く）に不服がある者は厚生大臣に訴願することができる。

②　厚生大臣は、前項の訴願がらいを伝染させるおそれがある患者であるとの診断に基く処分に対してその診断を受けた者が提起したものであって、且つ、その不服の理由が、その診断の結果を争うものであるときは、その訴願の裁決前、第五条第二項の規定に準じて厚生大臣が指定する二人以上の医師をして、その者を診断させなければならない。その場合において、訴願人は、自己の指定する医師を、自己の費用により、その診察に立ち会わせることができる。

③　第五条第三項の規定は、前項の医師について準用する。

（公課及び差押の禁止）

第二十五条の二　第二十一条の規定による援護として、金品の支給を受けた者は、当該金品を標準として租税その他の公課を課せられることがない。

②　第二十一条の規定による援護として支給される金品は、すでに支給を受けたものであるとないとにかかわらず差押えることができない。

（罰則）

第二十六条　医師、保健婦、看護婦若しくは準看護婦又はこれらの職にあった者が、正当な理由がなく、その業務上知得した左の各号に掲げる他人の秘密を漏らしたときは、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一、患者若しくはその親族であること、又はあったこと。

二、患者であった者の親族であること、又はあったこと。

②　前項各号に掲げる他人の秘密を業務上知得した者が、正当な理由がなく、その秘密を漏らしたときは、六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第二十七条　左の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に

処する。

一、第四条第一項の規定による届出を怠った者

二、第五条第一項の規定による医師の診断を拒み、妨げ、又は忌避した者

三、第九条第一項の規定による物件の授与の制限又は禁止の処分に従わなかった者

四、第八条第二項又は第九条第二項の規定による当該職員の職務の執行を拒み、妨げ、又は忌避した者

五、第十条第一項の規定による当該職員の調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

六、第十条第一項の規定による当該職員の質問に対して虚偽の答弁をした者

七、第十八条の規定に違反した者

第二十八条　左の各号の一に該当する者は、拘留又は科料に処する。

一、第十五条第一項の規定に違反して国立療養所から外出した者

二、第十五条第一項第一号の規定により国立療養所から外出して、正当な理由がなく、許可の期間内に帰所しなかった者

三、第十五条第一項第二号の規定により国立療養所から外出して、正当な理由がなく、通常帰所すべき時間内に帰所しなかった者

資料6

らい予防法改正に関する付帯決議

一、患者の家族の生活保護については、生活保護法とは別建の国の負担による援護制度を定め、昭和二十九年度から実施すること。

二、国立のらいに関する研究所を設置することについても、同様、昭和二十九年度から着手すること。

三、患者並びにその親族に関する秘密の確保に努めると共に、入所患者の自由権を保護し、文化生活のための福祉施設を整備すること。

四、外出の制限、秩序の維持に関する規定については、適正慎重を期すること。

五、強制診断、強制入所の処置については、人権尊重の建前にもとづきその運用に万全の留意をなすこと。

六、入所患者に対する処置については、慰安金、作業慰労金、教養娯楽費、賄費等につき、今後その増額を考慮すること。

七、退所者に対する更生福祉制度を確立し、更生資金支給の途を講ずること。

八、病名変更については十分検討すること。

九、職員の充実及びその待遇改善につき一段の努力をすること。

以上の事項につき、近き将来本法の改正を期すると共に、本法施行に当たっては、その趣旨の徹底、啓蒙宣伝につき十分努力することを要望する。

一九五三年八月六日

参議院厚生委員会

資料7

作業種別及び賃金の推移

昭和十八年度

作業種別	各作業別	一日作業賃給与	備考
甲作業	大工、土工、甲看護、洗濯、動物飼育、裁縫、農芸、寮世話、理髪、販売事務、印刷、警防、治療手伝	一日一〇銭乃至二〇銭	
乙作業	図書、食事運搬、食料品製造乙看護	一日八銭乃至一〇銭	
丙作業	乙治療手伝	一日六銭乃至八銭	

昭和二二年度

作業種別	各作業別	一日作業賃給与	備考
特別作業	看護、技工、火葬、営繕	一日二円但し火葬は一回八円	但し、午前又は午後の作業時間のときは日給の半額とする

甲作業	木工、土工、療世話、動物飼育、食品製造、乙看護、農芸、綿打、製麦、販売	一日一円五〇銭	役員、世話役等の作業手当は次の通り月給として給与する 常任委員二〇円 世話役一五円
乙作業	事務、裁縫、図書、印刷、治療、	一日一円二〇銭	副世話役一〇円 作業部主任五円
丙作業	衛生	八〇銭	

昭和三五年四月一日

職種	定員	日額 円	月額 円	総額 円	備考
総代	一		一、五〇〇	一、五〇〇	
副総代執行委員	六		一、四〇〇	八、四〇〇	
部長	一四		一、三一〇	一六、九四〇	
病棟主任	一		一、三一〇	一、三一〇	
不自由舎主任	一		一、三一〇	一、三一〇	
放送主任	一		一、三一〇	一、三一〇	
養育係	一				
収養病棟看護	一		一、三一〇	一、三一〇	
世話人	一五		一、〇五〇	一五、七五〇	月のうち一人も居なかった場合三割減

配給物交換金銭の支払及徴集、諸調査、事務所との連絡其他

職種	定員	日額 円	月額 円	総額 円	備考
自動車運転手	三		一、四〇〇	四、二〇〇	
薪炭運搬	一〇		一、〇九〇	一〇、九〇〇	火葬の薪も運ぶものとする
園芸（温室）	二		一、〇四〇	二、〇八〇	公園花壇の手入も含む
高原編集売店	二		九七〇	一、九四〇	
書記	七		一、〇〇〇	七、〇〇〇	評議員会書記一名含む、評議員会書記は全盲連の事務を兼務する
交友クラブ掃除	一		八九〇	八九〇	
学校留守	一		八九〇	八九〇	
薬配	三		九四〇	一〇、三四〇	
医局受付	二		九四〇	一〇、三四〇	
義肢工助手	一		一、三一〇	一、三一〇	
独身軽不自由舎看護	二四	四三	一、二八二	三〇、七四四	従来の看護作業の他飯器運び並びに便所掃除も含む
独身重不自由舎看護	三六	五三	一、五八六	五七、〇九六	〃
夫婦重不自由舎看護	一〇	四三	一、八六一	一三、八一〇	〃
夫婦軽不自由舎看護	一五	四〇	一、三一〇	一八、三〇〇	通勤制とし一人三室を受け持ち、毎日朝は食事一時間前に出勤し洗面の湯沸し、各室の火おこし、食事の世話、飯器運び、内外の掃除一斉をする

職種	定員	日額 円	月額 円	総額 円	備考
放送部	四	三六	一、〇九八	四、三九二	歩合制、一ヶ月生産肉五〇七kgを炊事に納入し、一kg三〇円の割で計算する。他飼料用耕作畑を作り補給する
テレビ	三	三六	一、〇九八	三、二九四	
飼育部	三三		一、一八〇	一五、四〇〇	
医局飼育	一	二四	一、〇三七	一、〇三七	
浴場掃除	六	三〇	九一五	五、四九〇	三浴場二名宛とし、隔日勤務一日尚外囲り二回掃除も含む
病棟構外掃除	二	三三	一、〇〇六	二、〇一三	病棟廻りの清掃並びに治療棟各室のじん芥処理
会館掃除	三	三〇	九一五	二、七四五	中央会館並びに青年会館内外掃除
製菓部	三	四一	一、〇三四	三、〇七三	歩合制とし売上高の五分五厘の割で計算する
繃帯集	四	四一	八六一	三、四四四	
和裁部	八		一、〇一四	八、一六〇	一枚五〇円とし、布団一枚三〇〇円、絆天一枚六〇円の割で月一人平均三九〇円
洗濯部	一〇	四八	一、〇五六	一〇、五六〇	

職種	定員	日額 円	月額 円	総額 円	備考
綿打部	三		一、五〇〇	三、〇〇〇	歩合制、月二〇〇貫、一貫五円の割、一日二名一〇〇貫割
理髪部	七		一、四三五	一〇、〇四五	歩合制、長髪一七円三五名、丸刈一二円一七二名、顔ソリ七円三三〇名伝票によって計算
不自由舎洗濯	二	四五	九六〇	三、八八〇	じん芥集め焼却並びに作業部長指図により行う、じん芥（リヤカー一台）
清掃	一〇	五一	一、七一〇	一〇、七一〇	歩合制、電髪三〇円六三名、セット一五円八九名、カット九円四九名
パーマ部	三		一、一七六	三、五八〇	
洋裁部	七	四五	一、〇〇八	七、〇五六	冬期手当として一二、一二、三月の休業中月四〇〇円
図書	二	四五	九四五	一、八九〇	
綿帯巻	二〇	四五	九四五	一八、四八〇	
構外掃除	三五	一回三五	三五	三、八三五	重軽独及び不自由舎を受け持、結髪を含む、ミシン二台、アイロン一台
不自由舎小物修理	四	四五	九〇	三、六〇	
健康独身小物修理	二	四五	九〇	一、八〇	ミシン二台、アイロン一台

昭和四七年三月三一日

作業種別	従事人員 男	女	計
理髪部	二	二	四
牛乳運搬	三		三
運転手	四		四
義肢工	一		一
バス介助		一	一
構内清掃	二		二
事務補助	六		六

作業種別	定員	日額 円	月額 円	総額 円	備考
食搬積降	一〇	四〇	九六〇	三、二〇〇	一日五人出勤、隔日勤務とする、欠勤者の作業賃は出勤者に配分
点字図書	二	四五	九六〇	一、九二〇	
明和会館書記	三	四五	九六〇	二、八八〇	
全盲連書記	二	四五	九六〇	一、九二〇	
睦会書記	一	四五	九四五	九四五	冬期間吉野及箱根分棟のストーブ焚きも含む
病棟便掃	二	三	九七〇	一、九三〇	
印刷部	二	四五	九四〇	一、八九〇	過半数出勤の見込み、作業部長の指図により道路、盲導線、下水の掃除
雑務	六	四〇	八四〇	一六、八〇〇	
合計	三九三			四二〇、七一〇	

作業種別	従事人員		
	男	女	計
地域連絡員	一〇	一	一一
洗濯部	九	五	一四
パーマ部		三	三
和裁部		五	五
洋裁部		八	八
編物部		二	二
衿付部		六	六
修理部		四	四
事務補助書記		一	一
印刷部	一		一
木工部	二		二
構外清掃	四		四
盲導線修理	二		二
浴場清掃	二	四	六
盲人サービス	七	二	九
図書部	二	二	四
放送部	四	三	七
障害者サービス	一		一
医局玄関受付	一	二	三
会館清掃	一	一	二
ガーゼ回収	四		四
ホータイ再生		二一	二一
薬品配達	二	五	七

昭和五七年五月現在

作業種別	従事人員		
	男	女	計
義肢工補助	一		一
書記	四	三	七
修理	〇	五	五
物編	〇	二	二
図書	二	〇	二
会館清掃係	二	〇	二
ホータイ再生		六	六
宿舎係	一	一	二
高原編集	一	〇	一
売店	五	八	一三
環境整備係	三	〇	三
道路修理	四		四
残飯回収	四		四
宿舎係	一		一
高原編集	二		二
栗生売店	四	一〇	一四
配食作業	四四	二六	七〇
消毒作業	二		二
綿打	一		一
消防	三五		三五
種目三九	一六七	一一四	二八一

作業種別	従事人員		
	男	女	計
日用品修理係	一	〇	一
盲導線修理	二	〇	二
公園係＝病棟	二	一	三
〃 中央	二	〇	二
〃 楓	一	三	四
〃 つつじ	一	三	四

〃	〃	〃	
道路係 上地区	一	一	一
〃 中地区	〇	二	二
〃 下地区	一	一	三
〃 不自由舎	一	三七	四一
計	男 五	四四	八一
冬期間のみ砂まき除雪		〇	五

職員数ならびに患者数（年度別）

年度	職員数	収容患者定床	患者数	男	女	失明者数	死亡者数	退所者数	備考
昭和七	八名	一五名	三名	三名					
〃 八	二八〃	一一五名	九五〃	六五〃	三〇名	一三名	二名		
〃 九	四九〃	〃	一八三〃	一二一〃	六二〃	二二〃	八〃		
〃 一〇	五七〃	〃	二七〇〃	一八二〃	八八〃	三五〃	一五〃		
〃 一一	六七〃	三〇〇〃	三五一〃	二三四〃	一一七〃	六一〃	一三〃		
〃 一二	七七〃	七〇〇〃	四三三〃	二八五〃	一四八〃	六一〃	二一〃		
〃 一三	九四〃	〃	五八六〃	三九〇〃	一九六〃	一〇六〃	三五〃		
〃 一四	一〇五〃	八二五〃	九六二〃	六七五〃	二八七〃	一〇〇〃	六四〃		
〃 一五	一〇一〃	〃	九七一〃	六六六〃	三〇五〃	一二二〃	四三〃		
〃 一六	一一四〃	九七五〃	一、〇七一〃	七〇〇〃	三七一〃	一三六〃	七一〃		
〃 一七	一一七〃	〃	一、二六三〃	八三五〃	四二八〃		九二〃		
〃 一八	一一七〃	〃	一、三二二〃	八八一〃	四四一〃	一四〇〃	九四〃		
〃 一九	一一八〃	〃	一、三三五〃	八九七〃	四三八〃	一五九〃	九七〃		

| | | |

年度	職員数	収容患者定床	患者数	男	女	失明者数	死亡者数	退所者数	備考
〃四六	二一九〃	一一八〇〃	八〇一〃	四七九〃	三二二〃	〃一七六〃	九〃	一〃	〃一〃
〃四七	二二二〃	〃	七九二〃	四七八〃	三一四〃	〃一八〇〃	一二〃	五〃	四月末現在
〃四八	二二二〃	七九五〃	七八一〃	四七一〃	三一〇〃	〃一六七〃	一五〃	二〃	
〃四九	二二七〃	七八二〃	七八二〃	四六九〃	三一三〃	〃一七四〃	一三〃	二〃	
〃五〇	二二五〃	七七五〃	七六〇〃	四五八〃	三〇二〃	〃一七五〃	二四〃	七〃	
〃五一	二二五〃	〃	七五三〃	四五二〃	三〇一〃	〃一六四〃	一三〃	三〃	
〃五二	二三〇〃	〃	七三二〃	四三六〃	二九六〃	〃一六四〃	二五〃	三〃	
〃五三	二三二〃	〃	七一一〃	四二二〃	二八九〃	〃一五〇〃	一九〃	一一〃	
〃五四	二三七〃	〃	七〇〇〃	四一六〃	二八四〃	〃一五二〃	一一〃	二二〃	
〃五五	二三六〃	〃	六八二〃	四〇四〃	二七八〃	〃一五二〃	一七〃	一九〃	
〃五六	二三六〃	〃	六六〇〃	三九一〃	二六九〃	〃一五一〃	二〇〃	一〃	
〃五七	二四〇〃	〃	六五八〃	三九一〃	二六七〃			二〃	

栗生楽泉園患者自治会々則

昭和五十三年九月　改正

第一章　総　則

第一条　名称

本会は栗生楽泉園自治会（以下本会という）と称する。

第二条　組織・事務所

本会は栗生楽泉園在園者をもって組織し、事務所は栗生楽泉園に置く。

第三条　目的

本会は会員の自治機関にして会員相互の協力のもとに療養権の確立と、生活の向上をはかるを目的とする。

第四条　会務

本会は前条の目的を達成するため、別に定める会務を行う。

第二章　機　関

第五条　機関の種類

本会に左の機関を置く。

一、総会

二、常会連合会

三、執行委員会

第六条　補助機関及び特別委員会

一、作業従事者連合会
（作業従事者連合会規定は別に定める）
二、身体障害者連合会
（身体障害者連合会規定は別に定める）
三、特別委員会
各機関は必要に応じ特別委員会を設置することができる。

第七条　各機関の構成
一、総会
総会は本会の最高決議機関である。
総会は執行委員会、常会連合会が必要と認めたとき、または会員の三分の一以上からの要請があったとき、会長が招集し開催する。
総会は会員の過半数の出席をもって成立する。
総会の議長は出席者中より選出し、議事運営にあたる。議決は出席者の過半数によって決定する。
二、常会連合会
上夫婦舎地区常会連合会
独身舎地区常会連合会
不自由舎地区常会連合会
下地区常会連合会
（地区常会連合会規定は別に定める）
三、執行委員会
執行委員会は非常任執行委員、常任執行委員をもって構成し、次の委員会をおく。
庶務委員会
厚生委員会
生活委員会
事業委員会
（執行委員会規定は別に定める）

第三章　役員及び職員

第八条　役員の種類
一、常任執行委員（正副会長を含む）六名
二、非常任執行委員
三、各連合会委員（常会長）
四、選挙管理委員（常会長）

第九条　役員の職務
一、会長は本会を代表し、会務を統轄する。
二、副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは会長の職務を行う。
三、非常任執行委員は各委員会に所属し、会務を執行する。
四、常任執行委員は各委員会に所属し、委員会の決定にもとづく会務の執行にあたるとともに事務処理を行う。
五、各連合会委員は各連合会の委員会に出席し、議事にあたる。

第十条　職員の種類
一、自治会書記　若干名
二、牛乳処理部正副主任
三、ショッピングセンター正副主任

第十一条　職員の職務

自治会書記及び牛乳処理、ショッピングセンターの各部正副主任の職務は別に定める。

（規定二号）

第十二条　役員の選出

本会の役員は別に定める規定によって選出する。

（規定二号）

第十三条　役員兼任の禁止

執行委員は地区常会連合会委員（常会長）を兼任することができない。

第十四条　役員の任期

本会の役員の任期は一ヵ年とし、十月一日より翌年九月三十日までとする。但し別に定めるものはこの限りではない。期間の途中で就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。

第十五条　職務の延長

本会の役員は任期が満了しても、後任者が決定し、事務引継ぎを終えるまでその任にあるものとする。辞職の場合もこれに準ずる。

第十六条　役員の失職

本会の役員は九十日以上在園しないとき、または被選挙権を失ったときその職を失う。執行委員はその任期中他の選挙区に転居してもその職を失わない。

第十七条　秘密の厳守

本会の役員は自己の職責で知得した会員個人の秘密をもらしてはならない。

第四章　会　議

第十八条　執行委員会

執行委員会は会長が必要と認めたとき開催する。

各委員会委員長より要請のあったとき、または執行委員三名以上の要請があったとき、会長は執行委員会を開催しなければならない。

第十九条　委員会

委員会は会長及び委員長が必要と認めたとき開催する。

第二十条　全地区常会連合会

全地区常会連合会は会長が必要と認めたときまたは、常会長の三分の一以上の要請があったとき会長が開催する。

第二十一条　会議の成立と議決

会議はすべて過半数の出席をもって成立し、出席者の過半数をもって決定する。

第二十二条　公開

執行委員会は公開を原則とする。但し会長が公開を不適当と認めたときはその限りでない。

第二十三条　会議の関係

執行委員会の議決事項は会員に報告する。

委員会の決定事項は会長に報告し、会長は必要に応じ執行委員会に報告する。

連合会及び常会決定事項は会長に提出する。

第五章　全国ハンセン氏病協議会との関係

第二十四条　全患協（略称）加入

本会は全患協に加入し、会長は支部長を兼任する。

第六章　その他

第二十五条　会計監査

本会の会計監査委員は、在園者または執行委員より選出する。（五名）

第二十六条　給与及び手当

本会の役職員の給与及び手当は別に定める。（役職員給与、公務出張規定）

第二十七条　消防部

園内の火災予防、消火、その他非常災害防止のため楽泉園特設消防団中に患者消防部を設ける。

その規定は別に定める。（消防部規定）

第二十八条　表彰

会員にして善行のあったときは執行委員会の議決を得て会長が園長に表彰方を要請することができる。

第二十九条　財団法人栗生楽泉園慰安会との関係

本会は執行委員中より若干名の慰安会評議員を選出する。

第三十条　改廃

この会則及び附属諸規定の改廃は執行委員定員数の三分の二以上の同意とする。会則は更に会員の過半数の賛成を得て発効する。

◎昭和四十七年一月十三日改正
◎昭和五十年九月一部改正
◎昭和五十三年九月十六日一部改正

規定第二号

役職員選出及び職務規定

第一条　この規定は会則第十一条、第十二条にもとづき定める。

第二条　役員の選挙及び被選挙資格

選挙資格及び被選挙資格は六ヵ月以上の在園者で満十八才以上のもの。

精神異常のため病棟入室中のものは選挙権及び被選挙権がない。

第三条　執行委員の選挙は立候補者及び有権者中より定員の連記または単記無記名投票で行う。

第四条　執行委員（非常任）の選出方法は全区域を上夫婦舎地区（三名）、独身舎地区（一名）、不自由舎地区（四名）、下地区（四名）、の四区域に分け各地区毎に選挙で選出する。

第五条　会長は執行委員（非常任）十二名中より委員の互選により選出する。副会長は原則として非常任執行委員中より会長が推薦し執行委員の承認を得る。

第六条　正副会長は一週間以内に常任執行委員四名を全会員中より推薦し執行委員の承認を得る。

常任執行委員に欠員の生じたときもこれに準ずる。

第七条　執行委員選挙の結果定数に満たない場合は三日以内に不足員数の連記または単記投票で再選挙を行う。

第八条　非常任執行委員が常任執行委員に推薦されたため欠員を生じた場合は選挙区より次点者を繰り上げ当選とする。

執行委員選挙後九十日以内に執行委員に欠員の生じた場合もこれに準ずる。

第九条　会長が辞職その他の事由で解任した時は副会長、非常任執行委員（十二名）の互選により後任会長を定める。

非常任執行委員に欠員の生じたときはその選出地区より補欠選挙で補う。

第十条　会長は役員名簿及び各部分担の決定次第会員に報告する。

第十一条　新会長選出のための執行委員の初招集は前会長が行い司会する。

第十二条　地区委員（常会長）は常会員の互選で定める。全地区常会連合会委員長は地区委員の互選で定める。

第十三条　選挙管理委員会

一、選挙管理委員会は地区委員（常会長）を管理委員として構成する。

二、選挙管理委員会は執行委員選挙に関する事項を任務とする。

三、会長は十一月中に全地区常会連合会委員会を招集し選挙管理委員長一名、副委員長一名を互選で定める。

四、選挙管理委員の任期は常会長の任期と同じとする。

五、選挙管理委員が執行委員選挙に立候補するときは選挙告示前に辞職届を会長に提出しなければならない。

六、執行委員選挙は任期満了十日前に行う。告示は選挙三日前に行う。

七、選挙管理委員会は立候補の届出があった場合すみやかに公表しなければならない。

八、執行委員選挙の投票用紙は一ヵ所の開票場に持ちより選挙区毎に開票する。全地区の開票が終るまで全員がこれに当る。

九、役員選挙の結果有効投票数が有権者の二分の一に達しないときはその選挙は無効とする。

執行委員の当選は有効投票数の十分の一以上の得票とする。

十、選挙管理委員会は同数得票の当選者があった場合、抽せんで決定する。抽せんは選挙管理委員が代行する。

開票終了後選挙管理委員長はただちに選挙開票の結果を放送で公表すると共に当選者の承諾を求めるものとし、その方法は選挙管理委員会の協議によって定める。

十一、選挙管理委員長は選挙終了後報告書、関係書類を会長に提出する。

第十四条　職員の職務

一、自治会書記、タイピスト、要務員は会長が推薦しその担当を定める。

二、自治会書記、タイピスト、要務員は常任執行委員の指示に従い業務を行う。

三、牛乳処理部、ショッピングセンターの正副主任は会長、副会長、担当常任執行委員が推薦する。

四、各部正副主任は会長、担当常任執行委員の指示に従い、職場の円滑をはかり事業の発展に努力する。

◎昭和五十三年九月一部改正　（以下略）

歴代幹部職員名簿

施設長（園長）

氏名	官職	就任年月日	退職転出年月日	摘要
古見　嘉一	内務省技師 厚生技官	昭七、一〇、三	昭一三、一〇、三	
玉村　孝三	厚生技官	三、九、一六	一四、三、三	
矢嶋　良一	厚生技官	一四、三、三	三六、七、一	園長心得
阿部　秀直	厚生技官	三六、七、一	五三、四、一	
小林　茂信	厚生技官	五三、四、一	現	

医務課長（部長）

氏名	官職	就任年月日	退職転出年月日	摘要
高島　重孝	厚生技官	昭一三、七、一	昭一四、九、一六	
矢嶋　良一	厚生技官	一四、九、一七	一四、三、三	
矢嶋　良一	厚生技官	一四、三、三	一四、一〇、六	医務課長事務取扱
宝木原　浩	厚生技官	一四、一〇、六	一五、六、一五	
西亀　三圭	厚生技官	一五、六、一五	一七、五、一	
矢嶋　良一	厚生技官	一七、五、一	一八、九、一	医務課長事務取扱
後藤　貞夫	厚生技官	一八、九、一	一五、九、一	
矢嶋　良一	厚生技官	一五、九、一	一六、四、一	
山下鬼喰男	厚生技官	一六、四、一	一六、一〇、一	昭和弐、四、一医務部長となる（部長制）
小林　茂信	厚生技官	一六、一〇、一	五、四、一	医務部長心得、三、四、一部長、五、四、二副園長
滝沢　英夫	厚生技官	五、四、一	現	副園長

庶務課長（事務部長）

氏名	官職	就任年月日	退職転出年月日	摘要
霜崎　清	厚生事務官	昭一三、七、一	昭一三、九、一六	
玉村　孝三	厚生技官	一三、九、一六	一三、四、一五	庶務課長事務取扱
山田　清成	厚生事務官	一三、四、一五	一六、三、三	
東原　楠夫	厚生事務官	一六、三、三	二九、二、二五	
矢嶋　良一	厚生技官	二九、二、二五	三〇、五、一	庶務課長事務取扱
星　牛象	厚生事務官	三〇、五、一	三三、四、一	
杉山　憲治	厚生事務官	三三、四、一	四二、四、一	
阿部　英作	厚生事務官	四二、四、一	四四、七、一	二六、四、一事務部長
安井宗太郎	厚生事務官	四四、七、一	四八、七、一	
樋口重太郎	厚生事務官	四八、四、一	五二、四、一	
上田　一征	厚生事務官	五二、四、一	五三、四、一	
古内　孝行	厚生事務官	五三、四、一	五六、四、一	
荻原正太郎	厚生事務官	五六、四、一	現	

看護婦長―総看護婦長―部長

氏名	官職	就任年月日	退職転出年月日	摘要
荒井イ子	厚生技官	昭八、一一、一〇	昭八、一一、三〇	初代看護婦長
兼子アイ	厚生技官	九、五、一〇	一四、九、三〇	看護婦長
割田サナイ	厚生技官	一五、四、一六	三、三、三	看護婦長心得
加藤よし	厚生技官	一六、一一、一	一四、一、一五	
小林道子	厚生技官	一四、一、一六	一九、一、一四	初代総看護婦長
四谷たけ	厚生技官	一九、一、一四	四〇、四、一	二六、一〇、一総看護婦長就任
佐藤はる	厚生技官	四〇、四、一	五〇、八、一	
高嶺可づ子	厚生技官	五〇、八、一	五五、四、一	五一、五、一〇看護部長に
加藤多美子	厚生技官	五五、四、一	五六、四、一	
杉田清江	厚生技官	五六、四、一	現	

庶務課長

氏名	官職	就任年月日	退職転出年月日	摘要
多田軌	厚生事務官	昭三七、四、一	昭四〇、四、一	
伊藤龍吉	厚生事務官	四〇、四、一	四一、四、一	
原田留二	厚生事務官	四一、四、一	四八、三、一	
佐藤善富	厚生事務官	四八、一〇、一六	五一、一一、一	
田口智男	厚生事務官	五一、三、一	五四、四、一	
星靖雄	厚生事務官	五四、四、一	五六、四、一	
和田幹夫	厚生事務官	五六、四、一	現	

会計課長

氏名	官職	就任年月日	退職転出年月日	摘要
伊藤龍吉	厚生事務官	昭三七、四、一	昭四〇、四、一	
原田留二	厚生事務官	四〇、四、一	四一、四、一	
野辺吉次	厚生事務官	四一、四、一	四五、一一、一五	
安井宗太郎	厚生事務官	四五、一一、一五	四六、一、一六	
古内孝行	厚生事務官	四六、一、一六	四七、一一、一〇	
佐藤善富	厚生事務官	四七、一一、一〇	四八、一〇、一六	
岩崎八十二	厚生事務官	四八、一〇、一六	五〇、三、一	
折原兼司	厚生事務官	五〇、三、一	五一、一〇、一	
野口季蔵	厚生事務官	五一、一〇、一	五四、四、一	
和田幹夫	厚生事務官	五四、四、一	五六、四、一	
田中宏明	厚生事務官	五六、四、一	現	

歴代患者代表者名簿

年月	会長	副	備考
昭和一〇年一月	広沢　賢次	木村　誠	「五日会」第一期として発足
〃 一〇、七	〃　〃	〃　〃	
〃 一一、一	小林常太郎	鈴木　一	
〃 一一、七	木村　誠	広沢　賢次	
〃 一二、一	広沢　賢次	鈴木　一	
〃 一二、七	広沢　賢次	小林常太郎	
〃 一三、一	木村　誠	小林常太郎	
〃 一三、七	木村　誠	小林常太郎	
〃 一四、一	木村　誠	小林常太郎	
〃 一四、七	広沢　賢次	木村　誠	
〃 一五、一	木村　誠	平山　勇	
〃 一五、七	木村　誠	夏海　八郎	
〃 一五、一一	夏海　八郎	渡辺新一郎	第一三期（任期変更）（会則変更）
〃 一六、五	藤原　時雄	山下　朝一	
〃 一六、一一	木村　誠	藤原　時雄	
〃 一七、五	木村　誠	藤原　時雄	
〃 一七、一一	藤原　時雄	木村　誠	
〃 一八、五	藤原　時雄	山本　好美	
〃 一八、一一	藤原　時雄	山本　好美	
〃 一九、五	藤原　時雄	山本　好美	
〃 二〇、五	藤原　時雄	山本　好美	
〃 二一、四	大和　武夫	藤田　武一	◎二二期にて「五日会」を改正し「総和会」と名称を改める。
〃 二二、四	大和　武夫	藤田　武一	
〃 二二、一〇	小川　辰夫	桜井一二三	
〃 二三、四	大和　武夫	大場　操	
〃 二四、二	藤田　武一	杉原　久雄	
〃 二四、八	藤田　武一	杉原　久雄	◎規約改正により評議会設ける。
〃 二五、二	藤原　時雄	大和　武夫	議長　大和　武夫
〃 二五、八	藤原　時雄	大和　武夫	議長　藤原　時雄
〃 二五、一〇	小川　辰夫	栗田　勝一	〃　〃
〃 二六、二	小川　辰夫	栗田　勝一	〃　〃
〃 二六、八	大和　武夫	栗田　勝一	〃　小川　辰夫
〃 二七、二	藤田　武一	富岡　雄二	〃　不　明
〃 二七、八	藤田　武一	富岡　雄二	議長　藤原　時雄
〃 二八、二	藤田　武一	栗田　勝一	〃　不　明
〃 二八、一一	今野佐太郎	藤原　時雄	〃　大和　武夫
〃 二九、八	大和　武夫	大場　操	〃　今野佐太郎
〃 三〇、二	今野佐太郎	山本　好美	〃　羽山　明
〃 三〇、一二	杉原　久雄	小川　辰夫	〃　〃
〃 三一、六	志村　四郎	伊藤　明	〃　今野佐太郎
〃 三二、二	中野　薫	杉原　久雄	〃　羽山　明
〃 三二、八	今野佐太郎	杉原　久雄	〃　〃
〃 三三、二	今野佐太郎	杉原　久雄	〃　〃

年月	会長	副	備考
〃 三三、八	今野佐太郎	杉原 久雄	議長 羽山 明
〃 三四、三	藤原 時雄	中野 薫	〃 〃
〃 三四、八	藤原 時雄	中野 薫	〃 〃
〃 三五、二	今野佐太郎	芳野 博和	〃 〃
〃 三五、八	藤原 時雄	中野 薫	〃 〃
〃 三六、三	大和 武夫	藤田 武一	〃 〃
〃 三六、八	大和 武夫	藤田 武一	〃 大木清太郎
〃 三七、八	藤原 時雄	中野 薫	〃 〃
〃 三八、五	中野 薫	藤原 時雄	〃 〃
〃 三九、二	藤原 時雄	大和 武夫	〃 〃
〃 四〇、二	沢田 二郎	名草 良作	〃 〃
〃 四一、二	沢田 二郎	名草 良作 七月まで 和田 二郎	〃 藤原 時雄
〃 四二、二	沢田 二郎	和田 二郎	〃 〃
〃 四三、二	藤原 時雄	村越 化石	〃 大和 武夫
〃 四四、二	沢田 二郎	鈴木 幸次	〃 〃
〃 四五、六	小林 弘明	鈴木 幸次	〃 中村 文雄
〃 四六、二	小林 弘明	鈴木 幸次	〃 〃
〃 四七、二	小林 弘明	大木清太郎	会則改正、事務局制度発足。一院制正、副会長非常任。
〃 四八、二	小林 弘明	大木清太郎	事務局長 谺 雄二
〃 四九、九	小林 弘明	藤田三四郎	〃 〃
〃 五〇、一〇	小林 弘明	藤田三四郎	〃 鈴木 幸次
〃 五一、一〇	小林 弘明	藤田三四郎	〃 〃
〃 五二、一〇	藤田三四郎	長谷 慶夫	〃 重岩 幹夫
〃 五三、一〇	藤田三四郎	重岩 幹夫	会則改正、事務局制度廃止、正、副会長常任となる。
〃 五四、一〇	藤田三四郎	重岩 幹夫	
〃 五五、一〇	藤田三四郎	重岩 幹夫	
〃 五六、一〇	藤田三四郎	重岩 幹夫	

出版図書単行本一覧（栗生楽泉園入所者刊行物）

出版年月日	書名	著者	種別	型ページ
昭和二五、一〇、一	白夢	浅香甲陽	句集	B六　五三P
三〇、一二、二〇	火山翳	高原俳句会	句集	新書版　一五八P
三一、五、二〇	雲遊ぶ山	秩父明水	歌集	B六　一五五P
三三、三、一五	盲導鈴	高原短歌会	歌集	新書版　一八三P
三三、九、五	雪の音	越一人	詩集	孔版B六版　四〇P
三三、六、一	裸樹	竹内慎之助	詩集	タイプ版　四六版
三四、一、一五	草津の柵	高原詩話会	詩集	B六　一五八P
三五、八、一〇	黒い炎の影	栗生創作会	創作	新書版　二五〇P
三七、八	独眼	村越化石	句集	B六　一七六P
三七、一〇、一〇	鬼の顔	斛雄二	詩集	B六　九四P
三七、一〇、二五	高原詩人集	高原詩話会	詩集	孔版新書版　一四〇P
三八、一一、三	樅の木	松崎水星	歌集	B六　一五六P
四〇、五、二〇	雪割	高原俳句会	句集	新書版　一九九P
四一、一〇、一五	山霧	高原短歌会	歌集	B六　一七四P
四二、八、一〇	風荒き中	沢田五郎	歌集	B六　八七P
四二、六、一〇	草津の墓碑銘	河東三郎	生活記録	B六　一七三P
四二、九、一〇	ささやき	笹々家泰信	歌集	B六　三八P
四二、九、二〇	ぼくのロシヤ	コンスタンチン・トロチエフ	詩集	B六　七一P
四五、一二、一五	埋れる日々	冬敏之	創作集	B六　二四六P
四六、二、一	無窮花	金夏日	歌集	B六　一一〇P
四六、四、一	その土の上で	沢田五郎	創作集	B六　一〇〇P
四六、六、二〇	ささやき（第二）	笹々家泰信・妙真	歌集	B六　五四P

出版年月日	書名	著者	種別	型	ページ
昭和四七、一、一	生きものの刻	名草良作	創作集	タイプ新書版	一八三P
四七、五、五	高嶺の人びと	栗生盲人会	生活記録	A五	一八六P
四七、七、三一	白い視界	浅井あい	歌集	B六	一四二P
四七、一〇、一五	御座の湯口碑	山本よ志郎	記録	A五	一九〇P
四七、一一、一五	ふるさとを捨ててくまざさの実	加藤三郎	川柳集	B六	一九〇P
四八、二、一	残影	高原川柳会	詩集	B六	一〇二P
四八、六、二五	山国抄	栗生詩話会	創作集	B六	三〇一P
四九、八、二〇	熟さない木の実	栗生創作会	句集	B六	一七〇P
五〇、三、二〇	身不知柿	村越化石	川柳集	変型版	一三四P
五一、五、一	一代畑	山本良吉	歌集	B六	一六六P
五一、五、二〇	杖の跡義肢の跡	古川時夫	第三句集	新書版	一六八P
五一、五、二五	棕梠の葉	高原俳句会	歌集	B六	二六一P
五二、一〇、一	冬の花	中島栄一	歌集	B六	一七五P
五三、七、三〇	村越化石集	川島多一	歌集	B六	一七一P
五四、二、一	闇の中の木立	高原短歌会	合同歌集	新書版	一五四P
五四、三、一〇	夜の夢昼の夢	村越化石	自註句集	B六	一八六P
五五、一、一〇	熊笹の道	小林弘明	詩集	B六	一五六P
五五、四、一九	朴の風ぐるま	山本良吉	川柳集	B六	一五九P
五五、八、一	骨片文字	笹川佐之	歌集	B六	一四〇P
五五、一一、一	ライは長い旅だから	沢田五郎	合同詩集	B六	一七九P
五六、七、二〇	高原	高原詩話会	詩と写真集	A四	一四四P
五七、五、一		舒雄二 趙根在	合同句集	A五	二六六P
		高原川柳会			

あとがき

自治会より本書編纂の嘱託を受けたのは、一九七九（昭54）年一一月でした。以来二年六ヵ月、私たちは、ついに最後までこの仕事を執り仕切るという自覚に立つに到らず、ただ日々追われるままに過ぎてきてしまいました。

一つには、資料探しに明け暮れるという実情だったからです。本文にも記したとおり、一九五五（昭30）年自治会事務所の火災によって、それ以前の書類や記録のほとんどを焼失、また施設本館もやはり火災に遭うなどしていたため、本書編纂に必要な資料が、最初から非常に不足していました。もちろんそれは承知のうえで、また沢田二郎、小林弘明の両氏より一応のアドバイスを受けての発足だったのですが、いざ仕事にかかってみると、対象である歴史の側から、いちいち情け容赦なくその証明を求められ、何とたちどころに、抜きさしならない状況を呈したというわけなのです。

二つには、編纂上の問題でした。前史として設けた湯之沢時代はともかくも、本史五〇年では、節を多く置き、時代ごとの事柄をできるだけ洩さぬよう、ごく手短かに記述すべきか、またはその時々の特徴的な動きをとらえ、内容を明示して編むか、このことで迷い、結局は後者のかたちをとったのですが、つねに「これでいいのか」という思いにかられつづけたからです。

そんなふうで、今となっては何ぶん遅きに失したということになり、ために多くの方々からお寄せいただいた折角の貴重な資料も、結局は私たち自身の能力の限界内に滞らせ、本書に充分反映させることができま

せんでした。この点、かえすがえすも申しわけなく存じております。ただ今後、長い歴史とともに人民が負いつづけてきたハンセン氏病と、その患者の実態をさらに究明されるうえで本書が参考に供せられれば、私たちも編纂責任の一端をはたしたことになり、喜びにたえません。

とくに、プロミン等の治療薬があるとはいえ、いまだ菌の培養はならず、しかも本病に対する偏見・差別の思想は依然根ぶかく残り、いわばハンセン氏病問題は、医学的、社会的になお未解決の現状です。ところが一方当園では、他の療養所の場合と同様に年々入所者の老齢化がすすみ、もはや否応なく終焉の方向にむかっているのです。このままでは死にきれない——私たち患者は、今、やりきれない焦燥の思いにあります。したがってこの機会に本書を通じ、いっそうハンセン氏病問題に関心が寄せられることを、ここに希ってやみません。

末筆になりましたが、本書編纂にあたってご協力いただいた施設当局、所内療友のみなさんはもとより、多磨全生園患者自治会、同『倶会一処』編纂委員会、長島愛生園『隔絶の里程』編纂委員島田等氏、県予防課並びに県出納局審査課長田村庄一氏、ほか多くの方々にたいし衷心より厚くお礼申し上げます。

（なお本書中の人名は、引用文の場合のほかはすべて敬称を省かせていただき、また引用文の旧字体は、通用字体に変えさせていただきました。）

一九八二年五月

栗生楽泉園患者五〇年史編纂委員会

加藤三郎
鈴木幸次
沢田五郎
砺波雄二

書記

中木和夫



栗生楽泉園患者自治会事務所

風　雪　の　紋

――栗生楽泉園患者50年史――

定 価 2,500円　（送 料 380円）

昭和57年９月10日　初版第１刷　　平成22年７月25日　再版第４刷
平成13年４月１日　再版第２刷
平成15年４月25日　再版第３刷

著者兼発行所　栗生楽泉園入園者自治会
〒377-1711 群馬県吾妻郡草津町650
TEL 0279-88-8671　FAX 0279-88-9188

印刷所　有限会社 アール印刷
〒377-0004 群馬県渋川市半田2082-1
TEL 0279-24-5788　FAX 0279-24-2178

※万一落丁・乱丁の場合はおとりかえ致します。